

つながりで、守る。

おがき  
防災

墨田区

地域防災

計画

令和5年度修正《本冊》





## はじめに

墨田区地域防災計画は、本区の災害対策の基本となるものであり、今回、東京都防災会議による「首都直下地震等による東京の被害想定」や「東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）」等を踏まえ、内容の大幅な見直しを行いました。また、関東大震災から100年の節目である今（令和5）年度、区として「関東大震災100年プロジェクト」を展開したことに合わせ、この計画書の表紙も「つながりで、守る。すみだ防災」のロゴを入れ、一新しました。

関東大震災、その後の東京大空襲において本区は甚大な被害を受けましたが、その度にたくましく復興を遂げてきました。また、全国に先駆けて、逃げないですむ燃えないまちを目指して、不燃化促進事業を開始するなど、防災や減災の取組を、区民をはじめ多くの方と連携しながら、続けてきました。

首都直下地震が、いつ発生してもおかしくない状況にあるといわれ、また、地球温暖化による気候変動に伴い、大規模な台風など風水害のリスクが高まっています。さらに、本（令和6）年元日に発生した能登半島地震は、天災は時を選ばないこと、自然災害の脅威や災害に対する備えが重要であることを改めて思い起こさせました。

災害対策の強化が求められる中、地域防災力の向上に向けて、自助・共助・公助を基本理念とする、この計画のもと、区を始めとする防災関係機関はもとより、区民・事業者とともに、ハードとソフトが一体となった防災・減災対策への取組を推進していきます。

令和6年3月  
墨田区防災会議

## 関東大震災

関東大震災は、大正12年9月1日、相模湾北西部あたりを震源とするマグニチュード7.9の地震によって引き起こされ、東京府（現在の東京都）・神奈川県を中心に行方不明者を含めた死者約10万5千人に及んだ大災害です。

墨田区は、本所地域を中心に大きな被害を受け、死者は4万8千人にも達しました。特に、現在の東京都慰霊堂がある陸軍被服廠跡地では、火災旋風が発生し、避難していた約3万8千人が犠牲となる大惨事となりました。



資料・写真提供 すみだ郷土文化資料館



すみだ防災フェア

### つながりで、守る。 すみだ防災100

関東大震災100年プロジェクト

関東大震災から100年。

大きな災害を経験した墨田区が、あらたな取り組みをはじめます。  
「すみだ防災100」は地域全体の防災マインドを育てるプロジェクト。  
その日はまた来るから。太くつよい地域力で備えます。

関東大震災から100年となった令和5年度、区では、「関東大震災100年プロジェクト」を展開しました。

すみだ防災フェアではシンポジウムや防災展を開催したほか、すみだ地域福祉・ボランティアフォーラム、すみだ景観フォーラム、すみだ地域学セミナー、すみだ郷土文化資料館における企画展示など、「関東大震災100年プロジェクト」において、地域全体の防災マインドを育てる取組として、防災意識・防災行動力の向上を図る施策を実施しました。

## 令和 6 年能登半島地震

令和 6 年 1 月 1 日、石川県志賀町・輪島市では震度 7 を観測するマグニチュード 7.6 の能登半島地震が発生し、家屋の倒壊等により多数の死傷者が出るなど、大きな人的被害・住家被害がありました。



能登半島地震の被災による輪島市の状況



輪島市における物資の搬出



令和 6 年秋開設予定の  
新保健施設等複合施設

区では、速やかに「能登半島地震被災者支援検討会」を立ち上げ、区民等からの義援金の受付を開始しました。また、石川県輪島市へ支援物資の搬送を行うほか、罹災証明書の発行や災害廃棄物処理、避難者の健康管理業務等に職員を派遣するなどの対応をしています。

なお、区では、災害時の受援体制の強化に向けて、令和 6 年度、新保健施設等複合施設（すみだ保健子育て総合センター）の一部を地域内輸送拠点とするとともに、全国からの支援（人的・物的資源）を円滑に受入れることができるよう、(仮称) 災害時受援応援計画を策定する予定です。



## 用 語 例

この計画で使用する防災関係機関の標記は、次による。

|    | 標 記                       | 機 関 名                                     |
|----|---------------------------|-------------------------------------------|
| 1  | 区                         | 墨田区                                       |
| 2  | 都                         | 東京都                                       |
| 3  | 都建設局第五建設事務所               | 東京都建設局第五建設事務所                             |
| 4  | 都建設局江東治水事務所               | 東京都建設局江東治水事務所                             |
| 5  | 都水道局墨田営業所                 | 東京都水道局墨田営業所                               |
| 6  | 都下水道局東部第一下水道事務所           | 東京都下水道局東部第一下水道事務所                         |
| 7  | 都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）     | 東京都交通局門前仲町駅務管区<br>東京都交通局馬喰駅務管区            |
| 8  | 警視庁第七方面本部<br>本所・向島警察署     | 警視庁第七方面本部<br>警視庁本所警察署<br>警視庁向島警察署         |
| 9  | 東京消防庁第七消防方面本部<br>本所・向島消防署 | 東京消防庁第七消防方面本部<br>東京消防庁本所消防署<br>東京消防庁向島消防署 |
| 10 | 陸上自衛隊                     | 陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊                          |
| 11 | 日本郵便本所・向島郵便局              | 日本郵便株式会社本所郵便局<br>日本郵便株式会社向島郵便局            |
| 12 | N T T 東日本                 | 株式会社N T T 東日本ー南関東                         |
| 13 | 首都高速道路東京東局                | 首都高速道路株式会社東京東局                            |
| 14 | J R 両国駅                   | 東日本旅客鉄道株式会社両国駅                            |
| 15 | J R 錦糸町駅                  | 東日本旅客鉄道株式会社錦糸町駅                           |
| 16 | 東京ガスグループ                  | 東京ガス株式会社<br>東京ガスネットワーク株式会社                |
| 17 | 日本通運ロジスティクス               | 日本通運株式会社ロジスティクス第三営業部                      |
| 18 | 東京電力パワーグリッド江東支社           | 東京電力パワーグリッド株式会社江東支社                       |
| 19 | 東武鉄道                      | 東武鉄道株式会社                                  |
| 20 | 京成電鉄                      | 京成電鉄株式会社                                  |
| 21 | 東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域          | 東京地下鉄株式会社日本橋駅務管区住吉地域                      |
| 22 | 東京都トラック協会墨田支部             | 一般社団法人東京都トラック協会墨田支部                       |
| 23 | 医師会                       | 公益社団法人墨田区医師会                              |
| 24 | 歯科医師会                     | 一般社団法人東京都本所歯科医師会<br>公益社団法人東京都向島歯科医師会      |
| 25 | 薬剤師会                      | 一般社団法人墨田区薬剤師会                             |
| 26 | 柔道整復師会                    | 公益社団法人東京都柔道整復師会墨田支部                       |
| 27 | 訪問看護協会                    | 公益社団法人東京都訪問看護ステーション協会<br>墨田支部             |





# 目 次

## 総 則

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| <b>第1章 計画の概要</b>                 | <b>1</b> |
| 第1節 計画の方針                        | 1        |
| 第1項 計画の目的                        | 1        |
| 第2項 計画の性格及び範囲                    | 1        |
| 第3項 計画の前提                        | 1        |
| 第4項 計画の位置づけ                      | 2        |
| 第2節 計画の構成                        | 3        |
| 第3節 計画の習熟                        | 3        |
| 第4節 計画の修正                        | 3        |
| <b>第2章 区の概況及び被害想定</b>            | <b>4</b> |
| 第1節 区の概況                         | 4        |
| 第1項 地勢                           | 4        |
| 第2項 人口                           | 4        |
| 第2節 被害想定                         | 5        |
| 第1項 震災                           | 5        |
| 第2項 風水害                          | 7        |
| 第3項 火山噴火                         | 8        |
| 第4項 複合災害                         | 8        |
| <b>第3章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）</b> | <b>9</b> |
| 第1節 今後の防災対策の充実強化に向けた取組の方向性       | 9        |
| 第2節 減災目標                         | 10       |

## 震災編（予防・応急・復旧対策）

|                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| <b>第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割</b> | <b>11</b> |
| 第1節 区長、区民及び事業者の基本的責務           | 11        |
| 第1項 基本理念                       | 11        |
| 第2項 基本的責務                      | 11        |
| 第2節 防災機関の役割                    | 13        |
| 第1項 区                          | 13        |
| 第2項 都                          | 18        |
| 第3項 自衛隊                        | 19        |

|                                                                      |           |
|----------------------------------------------------------------------|-----------|
| 第4項 指定公共機関                                                           | 19        |
| 第5項 指定地方公共機関                                                         | 19        |
| 第6項 公共的団体                                                            | 20        |
| 第7項 民間協力機関                                                           | 20        |
| <b>第2章 区民と地域の防災力向上</b>                                               | <b>21</b> |
| 1 想定される事態と認識                                                         | 21        |
| 2 現在の到達状況                                                            | 21        |
| 3 対策の方向性                                                             | 22        |
| 4 具体的な取組                                                             | 23        |
| 5 到達目標                                                               | 23        |
| <b>予防対策</b>                                                          |           |
| 第1節 自助による区民の防災力の向上                                                   | 24        |
| 第1項 区民等の役割                                                           | 24        |
| 第2項 防災意識の啓発〔各機関〕                                                     | 24        |
| 第3項 防災教育・訓練の充実〔各機関〕                                                  | 27        |
| 第4項 外国人支援対策〔区〕                                                       | 29        |
| 第2節 地域による共助の推進〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕          | 30        |
| 第3節 マンション防災における自助・共助の構築〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕 | 32        |
| 第4節 消防団の活動体制の充実〔区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕                            | 33        |
| 第5節 事業所による自助・共助の強化〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕      | 34        |
| 第6節 ボランティア等との連携・協働〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕      | 36        |
| 第7節 区民・行政・事業所等の連携〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕       | 38        |
| <b>応急対策</b>                                                          |           |
| 第1節 自助による応急対策の実施                                                     | 39        |
| 第1項 区民自身による応急対策〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕         | 39        |
| 第2項 外国人支援対策〔各機関〕                                                     | 39        |
| 第2節 地域による応急対策の実施〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕        | 40        |
| 第3節 マンション防災における応急対策の実施〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕  | 40        |
| 第4節 消防団による応急対策の実施〔区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕                          | 41        |
| 第5節 事業所による応急対策の実施〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕       | 41        |

|                                                                   |    |
|-------------------------------------------------------------------|----|
| 第6節 ボランティアとの連携 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]..... | 42 |
|-------------------------------------------------------------------|----|

## 復旧対策

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 第1節 地域による応急対策の実施 .....  | 43 |
| 第2節 消防団による応急対策の実施 ..... | 43 |
| 第3節 ボランティアとの連携 .....    | 43 |

## 第3章 安全な都市づくりの実現..... 45

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1 想定される事態と認識 ..... | 45 |
| 2 現在の到達状況 .....    | 45 |
| 3 対策の方向性 .....     | 46 |
| 4 具体的な取組 .....     | 47 |
| 5 到達目標 .....       | 47 |

## 予防対策

|                                                                            |    |
|----------------------------------------------------------------------------|----|
| 第1節 地震に強い都市づくり .....                                                       | 48 |
| 第1項 地震に強い都市づくりの推進 [区] .....                                                | 48 |
| 第2項 安全な市街地の整備と再開発 [区] .....                                                | 49 |
| 第3項 高層建築物及び地下街等における安全対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]..... | 52 |
| 第4項 道路・橋梁等の整備 [区、都建設局第五建設事務所] .....                                        | 54 |
| 第2節 施設構造物等の安全化 .....                                                       | 55 |
| 第1項 建築物等の安全化 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....                               | 55 |
| 第2項 エレベーター対策 [区] .....                                                     | 57 |
| 第3項 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所] .....       | 57 |
| 第4項 文化財施設の安全対策 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....                             | 59 |
| 第3節 液状化、長周期地震動への対策の強化.....                                                 | 60 |
| 第1項 液状化対策の強化 [区] .....                                                     | 60 |
| 第2項 長周期地震動対策の強化 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署] .....                           | 60 |
| 第4節 出火、延焼等の防止 .....                                                        | 61 |
| 第1項 出火の防止 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署] .....                                 | 61 |
| 第2項 初期消火体制の強化 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....                              | 64 |
| 第3項 火災の拡大防止 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....                                  | 65 |
| 第4項 危険物施設等の防災組織 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....                            | 68 |
| 第5項 危険物等の輸送の安全化 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署] .....        | 68 |
| 第6項 雨水利用の推進 [区] .....                                                      | 68 |

## 応急対策

|                                                      |    |
|------------------------------------------------------|----|
| 第1節 公共施設等の応急対策による二次災害防止.....                         | 69 |
| 第1項 消火・救助・救急活動 [区、各機関] .....                         | 69 |
| 第2項 公共土木施設等 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、首都高速道路東京東局] ..... | 69 |

|                                                                                              |    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 第3項 社会公共施設等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、医師会]                                                       | 71 |
| 第2節 危険物等の応急措置による危険防止                                                                         | 73 |
| 第1項 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、都下水道局東部第一下水道事務所] | 73 |
| 第2項 危険物輸送車両等の応急対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]                              | 75 |

## 復旧対策

|                                                   |    |
|---------------------------------------------------|----|
| 第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復                            | 76 |
| 第1項 公共土木施設等の復旧 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、首都高速道路東京東局] | 76 |
| 第2項 社会公共施設等の復旧 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]             | 76 |
| 第2節 危険物等の応急措置による危険防止                              | 77 |

## 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 79

|              |    |
|--------------|----|
| 1 想定される事態と認識 | 79 |
| 2 現在の到達状況    | 79 |
| 3 対策の方向性     | 79 |
| 4 具体的な取組     | 81 |
| 5 到達目標       | 81 |

## 予防対策

|                                                                                                               |    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 第1節 道路及び鉄道施設の安全化 [区、都建設局第五建設事務所、首都高速道路東京東局、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域] | 82 |
| 第2節 江東内部河川の整備 [区、都建設局江東治水事務所]                                                                                 | 91 |
| 第3節 緊急輸送ネットワークの整備 [各機関]                                                                                       | 92 |
| 第4節 ライフライン施設の安全化 [都水道局墨田営業所、都下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ、N T T 東日本]                               | 94 |
| 第5節 ライフライン復旧活動拠点の確保 [区、都水道局墨田営業所、都下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ、N T T 東日本]                          | 99 |
| 第6節 エネルギーの確保 [区、都水道局墨田営業所、都下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ]                                           | 99 |

## 応急対策

|                                         |     |
|-----------------------------------------|-----|
| 第1節 道路・橋梁                               | 100 |
| 第1項 交通規制 [警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]           | 100 |
| 第2項 道路障害物の除去 [区、都建設局第五建設事務所]            | 101 |
| 第2節 鉄道施設                                | 102 |
| 第1項 東日本旅客鉄道施設応急対策計画 [J R 両国駅、J R 錦糸町駅]  | 102 |
| 第2項 東武鉄道応急対策計画 [東武鉄道]                   | 103 |
| 第3項 京成電鉄応急対策計画 [京成電鉄]                   | 104 |
| 第4項 都営地下鉄応急対策計画 [都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）] | 105 |
| 第5項 東京メトロ応急対策計画 [東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]      | 107 |
| 第3節 防災船着場・臨時離着陸場 [区、都建設局第五建設事務所]        | 108 |

|                                                                                                   |            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 第1項 防災船着場の運用                                                                                      | 108        |
| 第2項 臨時離着陸場の選定                                                                                     | 109        |
| 第4節 ライフライン施設の応急対策                                                                                 | 109        |
| 第1項 水道施設 [都水道局（東部第一支所、墨田営業所）]                                                                     | 109        |
| 第2項 下水道施設 [都下水道局東部第一下水道事務所]                                                                       | 109        |
| 第3項 電気施設 [東京電力パワーグリッド江東支社]                                                                        | 110        |
| 第4項 ガス施設 [東京ガスグループ]                                                                               | 112        |
| 第5項 電気及びガス施設消防活動計画 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、東京電力パ<br>ワーグリッド江東支社、東京ガスグループ]                          | 116        |
| 第5節 エネルギーの確保 [区、都水道局墨田営業所、都下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリ<br>ッド江東支社、東京ガスグループ]                           | 117        |
| <b>復旧対策</b>                                                                                       |            |
| 第1節 道路・橋梁 [区、都建設局第五建設事務所、首都高速道路東京東局]                                                              | 118        |
| 第2節 鉄道施設 [JR両国駅、JR錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、<br>東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]                      | 118        |
| 第3節 河川施設等 [都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]                                                                   | 118        |
| 第4節 ライフライン施設の復旧対策                                                                                 | 118        |
| 第1項 水道施設 [都水道局]                                                                                   | 118        |
| 第2項 下水道施設 [都下水道局東部第一下水道事務所]                                                                       | 119        |
| 第3項 電気・ガス・通信施設 [東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ、NTT東日本]                                                  | 119        |
| 第5節 エネルギーの確保                                                                                      | 119        |
| <b>第5章 津波等対策</b>                                                                                  | <b>121</b> |
| 1 想定される事態と認識                                                                                      | 121        |
| 2 現在の到達状況                                                                                         | 121        |
| 3 対策の方向性                                                                                          | 121        |
| 4 具体的な取組                                                                                          | 122        |
| 5 到達目標                                                                                            | 122        |
| <b>予防対策</b>                                                                                       |            |
| 第1節 河川施設等の整備                                                                                      | 123        |
| 第2節 水防活動（活動方針・水防組織・資器材の整備等） [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察<br>署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所] | 123        |
| 第3節 津波避難対策 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]                                                                | 123        |
| <b>応急対策</b>                                                                                       |            |
| 第1節 河川施設等の応急対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本<br>所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]              | 124        |
| 第2節 津波警報・注意報等の伝達体制 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防<br>方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]          | 125        |
| 第3節 津波に対する避難誘導態勢 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本<br>部、本所・向島消防署]                                | 126        |

## 復旧対策

|                                               |     |
|-----------------------------------------------|-----|
| 第1節 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所] | 127 |
| 第2節 被災者の他地区への移送                               | 127 |

## 第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化 129

|              |     |
|--------------|-----|
| 1 想定される事態と認識 | 129 |
| 2 現在の到達状況    | 129 |
| 3 対策の方向性     | 129 |
| 4 具体的な取組     | 130 |
| 5 到達目標       | 130 |

## 予防対策

|                                                                            |     |
|----------------------------------------------------------------------------|-----|
| 第1節 初動対応体制の整備                                                              | 131 |
| 第1項 区庁舎の整備 [区]                                                             | 131 |
| 第2項 発災時の受援体制の整備 [区]                                                        | 132 |
| 第3項 防災訓練 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]                     | 132 |
| 第2節 事業継続計画の策定                                                              | 133 |
| 第1項 区政のBCP等の策定 [区]                                                         | 133 |
| 第2項 事業者のBCPの策定 [区]                                                         | 134 |
| 第3節 消火・救助・救急活動体制の整備 [陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]      | 134 |
| 第4節 広域連携体制の構築 [区]                                                          | 135 |
| 第5節 応急活動拠点等の設備                                                             | 136 |
| 第1項 オープンスペースの確保 [区、東京消防庁第七方面本部、本所・向島消防署]                                   | 136 |
| 第2項 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場 [区、陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署] | 138 |
| 第3項 大規模救出救助活動拠点 [区、陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]        | 138 |
| 第4項 ヘリサインの設置 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]                 | 138 |

## 応急対策

|                                                 |     |
|-------------------------------------------------|-----|
| 第1節 活動体制                                        | 139 |
| 第1項 墨田区災害対策本部の組織・運営                             | 139 |
| 第2項 区防災会議の招集 [区、各機関]                            | 143 |
| 第3項 防災機関の活動体制 [各機関]                             | 143 |
| 第2節 警視庁による警備活動 [警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]             | 144 |
| 第3節 東京消防庁による消火・救助・救急活動 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署] | 145 |
| 第4節 応援協力・派遣要請                                   | 148 |
| 第1項 応援協力 [各機関]                                  | 148 |
| 第2項 他区市町村協力 [区]                                 | 149 |
| 第3項 民間協力 [各機関]                                  | 150 |

|                                                                     |            |
|---------------------------------------------------------------------|------------|
| 第4項 各機関の経費負担 [各機関]                                                  | 150        |
| 第5項 警察災害派遣隊の派遣要請（警視庁） [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]                        | 150        |
| 第6項 緊急消防援助隊に対する応援要請（東京消防庁） [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]               | 150        |
| 第7項 自衛隊への災害派遣要請 [区、陸上自衛隊]                                           | 150        |
| 第5節 労働力の確保 [区]                                                      | 153        |
| 第6節 応急活動拠点の使用調整 [区、陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署] | 153        |
| <b>復旧対策</b>                                                         |            |
| 第1節 活動体制                                                            | 154        |
| 第2節 警視庁による警備活動                                                      | 154        |
| 第3節 東京消防庁による救助・救急活動                                                 | 154        |
| 第4節 応援協力・派遣要請                                                       | 154        |
| 第5節 労働力の確保                                                          | 154        |
| 第6節 応急活動拠点の使用調整                                                     | 154        |
| <b>第7章 情報通信の確保</b>                                                  | <b>155</b> |
| 1 想定される事態と認識                                                        | 155        |
| 2 現在の到達状況                                                           | 155        |
| 3 対策の方向性                                                            | 156        |
| 4 具体的な取組                                                            | 157        |
| 5 到達目標                                                              | 157        |
| <b>予防対策</b>                                                         |            |
| 第1節 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 [区、各防災機関]                                    | 158        |
| 第2節 区民等への情報提供体制の整備 [区]                                              | 159        |
| 第3節 区民相互の情報連絡等の環境整備 [区]                                             | 160        |
| <b>応急対策</b>                                                         |            |
| 第1節 情報連絡体制 [各機関]                                                    | 161        |
| 第2節 災害に関する情報の収集・伝達 [各機関]                                            | 162        |
| 第3節 被害状況等の報告体制 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]        | 166        |
| 第4節 広報及び広聴活動 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]          | 168        |
| 第5節 区民相互の情報連絡等 [区、NTT東日本]                                           | 170        |
| <b>復旧対策</b>                                                         |            |
| 第1節 情報連絡体制                                                          | 171        |
| 第2節 災害に関する情報の収集・伝達                                                  | 171        |
| 第3節 被害状況等の報告体制                                                      | 171        |
| 第4節 広報及び広聴活動                                                        | 171        |
| 第5節 区民相互の情報連絡等                                                      | 171        |

## 第8章 医療救護・保健等対策 ..... 173

- 1 想定される事態と認識 ..... 173
- 2 現在の到達状況 ..... 173
- 3 対策の方向性 ..... 173
- 4 具体的な取組 ..... 175
- 5 到達目標 ..... 175

### 予防対策

#### 第1節 初動医療体制の整備 ..... 176

第1項 情報連絡体制等の確保 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会] ..... 176

第2項 医療救護活動の確保 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会] ..... 177

第3項 負傷者等の搬送体制の整備 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会] .. 178

第4項 保健衛生体制の整備 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会] .... 178

第5項 防疫体制の整備 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会] ..... 178

#### 第2節 医薬品・医療資器材の確保 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会] ... 178

#### 第3節 遺体の取扱い [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、医師会、歯科医師会] ..... 179

### 応急対策

#### 第1節 初動医療救護体制等 ..... 180

第1項 医療情報の収集伝達 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会] ..... 180

第2項 初動医療体制 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会] ..... 181

第3項 負傷者等の搬送体制 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会] ..... 184

#### 第2節 医薬品・医療資器材の供給 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会]..... 184

第3節 遺体の搜索、収容及び検視・検案・身元確認等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、医師会、歯科医師会]..... 187

### 復旧対策

#### 第1節 防疫・保健活動 [区] ..... 191

第1項 防疫 ..... 191

第2項 保健活動 ..... 191

#### 第2節 医薬品・医療資器材の供給 ..... 193

#### 第3節 火葬等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]..... 193

## 第9章 帰宅困難者対策 ..... 195

- 1 想定される事態と認識 ..... 195
- 2 現在の到達状況 ..... 195
- 3 対策の方向性 ..... 196
- 4 具体的な取組 ..... 197
- 5 到達目標 ..... 197

### 予防対策

#### 第1節 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底..... 198



|                                                                                                                       |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 第1項 区における帰宅困難者〔区〕                                                                                                     | 198 |
| 第2項 意識啓発〔各機関〕                                                                                                         | 198 |
| 第3項 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底〔各機関〕                                                                                            | 199 |
| 第4項 事業者における施設内待機計画の策定〔各機関〕                                                                                            | 199 |
| 第5項 駅前滞留者対策協議会の設置〔各機関〕                                                                                                | 202 |
| 第6項 集客施設及び駅等の利用者保護〔各機関〕                                                                                               | 203 |
| 第7項 学校・幼稚園・保育園等における幼児・児童・生徒等の安全確保〔区〕                                                                                  | 204 |
| 第8項 区民における準備〔区〕                                                                                                       | 204 |
| 第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域、N T T 東日本〕 | 205 |
| 第3節 一時滞在施設の確保及び運営の支援〔区〕                                                                                               | 205 |
| 第4節 徒歩帰宅支援のための体制整備〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域、N T T 東日本〕  | 207 |

## **応急対策**

|                                                                                                                               |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 第1節 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応                                                                                              | 209 |
| 第1項 帰宅困難者対策オペレーションシステム〔区〕                                                                                                     | 209 |
| 第2項 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の保護〔区〕                                                                                                     | 209 |
| 第3項 帰宅困難者・一時滞在施設への情報提供〔区〕                                                                                                     | 210 |
| 第2節 事業所等における帰宅困難者対策〔区〕                                                                                                        | 211 |
| 第3節 駅周辺の混乱防止対策                                                                                                                | 212 |
| 第1項 駅周辺の混乱防止対策〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域〕 | 212 |
| 第2項 集客施設及び駅等における利用者保護〔各機関〕                                                                                                    | 212 |

## **復旧対策**

|                                                                                                                             |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 第1節 安全な帰宅の推進〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域〕 | 214 |
| 第2節 徒歩帰宅者の支援〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕                                                                   | 214 |

# **第10章 避難者対策**

|              |     |
|--------------|-----|
| 1 想定される事態と認識 | 217 |
| 2 現在の到達状況    | 217 |
| 3 対策の方向性     | 217 |
| 4 具体的な取組     | 218 |
| 5 到達目標       | 218 |

## **予防対策**

|          |     |
|----------|-----|
| 第1節 避難体制 | 219 |
|----------|-----|

|                                                                  |     |
|------------------------------------------------------------------|-----|
| 第1項 避難体制の整備 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]                           | 219 |
| 第2項 津波避難対策                                                       | 222 |
| 第2節 要配慮者の安全確保 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]      | 223 |
| 第3節 避難所・避難場所等の指定・安全化 [各機関]                                       | 226 |
| 第4節 避難所の管理運営体制の整備等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署] | 229 |
| 第5節 車中泊                                                          | 230 |

## 

|                                                             |     |
|-------------------------------------------------------------|-----|
| 第1節 避難誘導 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]      | 231 |
| 第2節 要配慮者の安全対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署] | 235 |
| 第3節 避難所の開設・運営 [区]                                           | 236 |
| 第4節 動物救護 [区]                                                | 240 |
| 第5節 ボランティアの受入れ [区]                                          | 242 |
| 第6節 被災者の他地区への移送 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]                      | 242 |

## 

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 第1節 避難所の開設・運営   | 243 |
| 第2節 動物救護        | 243 |
| 第3節 ボランティアの受入れ  | 243 |
| 第4節 被災者の他地区への移送 | 243 |

## 

|              |     |
|--------------|-----|
| 1 想定される事態と認識 | 245 |
| 2 現在の到達状況    | 245 |
| 3 対策の方向性     | 246 |
| 4 具体的な取組     | 247 |
| 5 到達目標       | 247 |

## 

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 第1節 食料及び生活必需品等の確保 [区]     | 248 |
| 第2節 飲料水及び生活用水の確保 [区、都水道局] | 249 |
| 第3節 燃料の確保 [区]             | 250 |
| 第4節 備蓄倉庫及び物資拠点の整備 [区]     | 250 |
| 第5節 輸送体制の整備 [区]           | 251 |
| 第6節 輸送車両等の確保 [区]          | 251 |

## 

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 第1節 食料及び生活必需品等の供給 [区] | 252 |
| 第2節 飲料水等の供給 [区、都水道局]  | 254 |
| 第3節 燃料の供給 [区]         | 255 |

|                                                                                      |            |
|--------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 第4節 義援物資の取扱い [区]                                                                     | 255        |
| 第5節 緊急輸送対策                                                                           | 256        |
| 第1項 輸送車両等の確保 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、東京都トラック協会墨田支部、日本通運ロジスティクス] | 256        |
| 第2項 人員及び救助物資輸送 [区、東京都トラック協会墨田支部、日本通運ロジスティクス]                                         | 257        |
| <b>復旧対策</b>                                                                          |            |
| 第1節 多様なニーズへの対応 [区]                                                                   | 259        |
| 第2節 炊き出し [区]                                                                         | 259        |
| 第3節 水の安全確保 [区]                                                                       | 260        |
| 第4節 生活用水の確保 [区]                                                                      | 260        |
| <b>第12章 放射性物質対策</b>                                                                  | <b>261</b> |
| 1 想定される事態と認識                                                                         | 261        |
| 2 現在の到達状況                                                                            | 261        |
| 3 対策の方向性                                                                             | 261        |
| 4 具体的な取組                                                                             | 262        |
| 5 到達目標                                                                               | 262        |
| <b>予防対策</b>                                                                          |            |
| 第1節 情報伝達体制の整備 [区]                                                                    | 263        |
| 第2節 区民への情報提供等 [区]                                                                    | 263        |
| 第3節 放射線等使用施設の安全化 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]                                          | 263        |
| <b>応急対策</b>                                                                          |            |
| 第1節 情報連絡体制 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]                                                | 264        |
| 第2節 区民への情報提供等 [区]                                                                    | 264        |
| 第3節 放射線等使用施設の応急措置 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]                                         | 264        |
| 第4節 核燃料物質輸送車両等の応急対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]                    | 265        |
| <b>復旧対策</b>                                                                          |            |
| 第1節 保健医療活動 [区]                                                                       | 266        |
| 第2節 放射性物質への対応 [区]                                                                    | 266        |
| 第3節 風評被害への対応 [区]                                                                     | 266        |
| <b>第13章 住民の生活の早期再建</b>                                                               | <b>267</b> |
| 1 想定される事態と認識                                                                         | 267        |
| 2 現在の到達状況                                                                            | 267        |
| 3 対策の方向性                                                                             | 267        |
| 4 具体的な取組                                                                             | 269        |
| 5 到達目標                                                                               | 269        |
| <b>予防対策</b>                                                                          |            |
| 第1節 生活再建のための事前準備                                                                     | 270        |
| 第1項 住宅・宅地の応急危険度判定 [区]                                                                | 270        |

|                                                                |     |
|----------------------------------------------------------------|-----|
| 第2項 罹災証明の発行 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]                         | 270 |
| 第3項 義援金の配分事務 [区]                                               | 270 |
| 第2節 トイレの確保及びし尿処理 [区、都下水道局東部第一下水道事務所]                           | 271 |
| 第3節 ごみ処理 [区]                                                   | 272 |
| 第4節 災害廃棄物処理 [区]                                                | 273 |
| 第5節 応急教育のための事前準備 [区]                                           | 273 |
| 第6節 災害救助法等                                                     | 274 |
| 第1項 災害救助法の適用 [区]                                               | 274 |
| 第2項 激甚災害法の適用 [区]                                               | 275 |
| <b>応急対策</b>                                                    |     |
| 第1節 被災住宅の応急危険度判定 [区]                                           | 276 |
| 第2節 被災宅地の応急危険度判定 [区]                                           | 276 |
| 第3節 家屋・住家被害状況調査等 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]                    | 277 |
| 第4節 罹災証明書の発行準備 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]                      | 278 |
| 第5節 義援金の募集・受付 [区]                                              | 279 |
| 第6節 トイレの確保及びし尿処理 [区、都下水道局東部第一下水道事務所]                           | 280 |
| 第7節 ごみ処理 [区]                                                   | 281 |
| 第8節 災害廃棄物処理 [区]                                                | 282 |
| 第9節 応急教育 [区]                                                   | 286 |
| 第10節 災害救助法の適用 [区]                                              | 286 |
| 第11節 激甚災害の指定                                                   | 287 |
| 第1項 激甚災害指定手続 [区]                                               | 287 |
| 第2項 激甚災害に関する調査報告 [区]                                           | 287 |
| 第3項 特別財政援助等の申請手続等 [区]                                          | 287 |
| <b>復旧対策</b>                                                    |     |
| 第1節 被災住宅の応急修理 [区]                                              | 288 |
| 第2節 応急仮設住宅の供給 [区]                                              | 289 |
| 第3節 区営住宅の応急修理 [区]                                              | 291 |
| 第4節 建築資材等の調達 [区]                                               | 291 |
| 第5節 被災者の生活相談等の支援 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署] | 291 |
| 第6節 義援金の保管及び配分 [区]                                             | 292 |
| 第7節 被災者の生活再建資金援助等                                              | 293 |
| 第1項 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け [区]                            | 293 |
| 第2項 被災者生活再建支援金の支給 [区]                                          | 294 |
| 第8節 融資計画                                                       | 296 |
| 第1項 生活福祉資金及び応急小口資金の貸付け [区]                                     | 296 |
| 第2項 母子及び父子福祉資金及び女性福祉資金の貸付け並びに墨田区ひとり親家庭福祉応急小口資金の貸付け [区]         | 297 |
| 第3項 中小企業への融資 [区]                                               | 298 |
| 第9節 職業のあっせん [区]                                                | 299 |

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| 第10節 租税等の徴収猶予及び減免等           | 300 |
| 第1項 租税の徴収猶予及び減免に関する計画 [区]    | 300 |
| 第2項 料金免除等の取扱い [日本郵便本所・向島郵便局] | 301 |
| 第11節 災害廃棄物処理の実施 [区]          | 301 |
| 第12節 学校教育の復旧 [区]             | 302 |
| 第13節 災害救助法の運用等               | 304 |
| 第1項 災害救助法の公布 [区]             | 304 |
| 第2項 救助の種類 [区]                | 305 |
| 第3項 救助法に基づく報告等 [区]           | 305 |

## 震災編（東海地震事前対策）

|                                                                                     |            |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <b>第1章 対策の目的</b>                                                                    | <b>307</b> |
| 第1節 策定の趣旨及び経過                                                                       | 307        |
| 第2節 基本的な考え方                                                                         | 307        |
| 第3節 前提条件                                                                            | 308        |
| <b>第2章 処理すべき事務又は業務の大綱</b>                                                           | <b>309</b> |
| 第1節 区                                                                               | 309        |
| 第2節 都                                                                               | 310        |
| 第3節 自衛隊                                                                             | 310        |
| 第4節 指定公共機関                                                                          | 311        |
| 第5節 指定地方公共機関等                                                                       | 311        |
| <b>第3章 災害予防対策</b>                                                                   | <b>312</b> |
| 第1節 東海地震に備え、緊急に整備する事業                                                               | 312        |
| 第1項 社会的混乱を防止するため緊急に整備する事業 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、NTT東日本、京成電鉄] | 312        |
| 第2項 被害の発生を最小限に止めるため緊急に整備する事業 [区、NTT東日本、東武鉄道]                                        | 313        |
| 第2節 広報及び教育                                                                          | 314        |
| 第1項 広報 [各機関]                                                                        | 314        |
| 第2項 教育指導 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、首都高速道路東京東局]                                          | 316        |
| 第3節 事業所に対する指導                                                                       | 317        |
| 第1項 対象事業所                                                                           | 317        |
| 第2項 事業指導の内容                                                                         | 318        |
| 第4節 防災訓練                                                                            | 320        |
| 第1項 区                                                                               | 320        |
| 第2項 本所・向島警察署                                                                        | 320        |
| 第3項 本所・向島消防署                                                                        | 321        |
| 第4項 都水道局墨田営業所                                                                       | 321        |

|                                                                        |            |
|------------------------------------------------------------------------|------------|
| 第5項 都下水道局東部第一下水道事務所                                                    | 322        |
| 第6項 東京電力パワーグリッド江東支社                                                    | 322        |
| 第7項 東京ガスグループ                                                           | 322        |
| 第8項 各鉄道機関                                                              | 323        |
| 第9項 NTT東日本                                                             | 323        |
| 第10項 その他の防災機関                                                          | 323        |
| <b>第4章 警戒宣言が発せられるまでの対応</b>                                             | <b>324</b> |
| 第1節 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応                                            | 324        |
| 第1項 情報内容と区及び防災関係機関の配備態勢〔各機関〕                                           | 324        |
| 第2項 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の情報活動等〔区〕                                      | 324        |
| 第2節 注意情報の伝達                                                            | 324        |
| 第1項 伝達系統〔各機関〕                                                          | 324        |
| 第2項 伝達体制〔区、本所・向島警察署、本所・向島消防署〕                                          | 325        |
| 第3項 伝達事項〔各機関〕                                                          | 327        |
| 第3節 活動体制                                                               | 327        |
| 第1項 区                                                                  | 327        |
| 第2項 警視庁第七方面本部、本所・向島警察署                                                 | 327        |
| 第3項 東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署                                             | 328        |
| 第4項 都水道局墨田営業所                                                          | 328        |
| 第5項 その他の都機関                                                            | 328        |
| 第6項 防災関係機関等〔JR両国駅、JR錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域、NTT東日本、首都高速道路東京東局〕 | 328        |
| 第4節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報                                           | 329        |
| 第5節 混乱防止措置                                                             | 330        |
| 第1項 区                                                                  | 330        |
| 第2項 本所・向島警察署                                                           | 330        |
| 第3項 JR両国駅、JR錦糸町駅                                                       | 330        |
| 第4項 東武鉄道                                                               | 330        |
| 第5項 京成電鉄                                                               | 330        |
| 第6項 東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域                                                   | 331        |
| 第7項 NTT東日本                                                             | 331        |
| 第6節 警戒宣言が発せられなかった場合の措置                                                 | 331        |
| <b>第5章 警戒宣言時の応急活動体制</b>                                                | <b>332</b> |
| 第1節 活動体制                                                               | 332        |
| 第1項 区の活動体制〔区〕                                                          | 332        |
| 第2項 防災関係機関の活動体制〔各機関〕                                                   | 333        |
| 第3項 相互協力〔区〕                                                            | 333        |
| 第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達                                                    | 333        |
| 第1項 警戒宣言の伝達〔各機関〕                                                       | 334        |

|                                                                                                                         |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 第2項 警戒時の広報〔各機関〕                                                                                                         | 336 |
| 第3節 消防、水防、危険物対策                                                                                                         | 338 |
| 第1項 消防対策〔東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕                                                                                        | 338 |
| 第2項 水防対策〔区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所〕                                                                                         | 340 |
| 第3項 危険物対策〔東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、J R 両国駅、J R 錦糸町駅〕                                                                      | 340 |
| 第4節 警備、交通対策                                                                                                             | 341 |
| 第1項 警備対策〔警視庁第七方面本部、本所・向島警察署〕                                                                                            | 341 |
| 第2項 交通対策〔警視庁第七方面本部、本所・向島警察署〕                                                                                            | 341 |
| 第3項 道路管理者等の取るべき措置〔区、都建設局第五建設事務所、首都高速道路東京東局〕                                                                             | 343 |
| 第5節 公共輸送対策                                                                                                              | 344 |
| 第1項 鉄道対策〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東武鉄道、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域〕 | 344 |
| 第2項 バス、タクシー等対策〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕                                                             | 348 |
| 第6節 学校、病院、福祉施設対策                                                                                                        | 349 |
| 第1項 学校（幼稚園、小学校、中学校）〔区〕                                                                                                  | 349 |
| 第2項 病院、診療所、薬局〔医師会、歯科医師会、薬剤師会〕                                                                                           | 350 |
| 第3項 福祉施設〔区〕                                                                                                             | 351 |
| 第7節 劇場、ビル、区施設等対策                                                                                                        | 352 |
| 第1項 劇場、映画館、高層ビル、地下街等                                                                                                    | 352 |
| 第2項 区施設                                                                                                                 | 352 |
| 第8節 電話、通信対策〔N T T 東日本〕                                                                                                  | 353 |
| 第1項 警戒宣言時の輻輳防止措置                                                                                                        | 353 |
| 第2項 広報措置の実施                                                                                                             | 353 |
| 第3項 防災措置の実施                                                                                                             | 354 |
| 第9節 電気、ガス、上下水道対策                                                                                                        | 354 |
| 第1項 電気〔東京電力パワーグリッド江東支社〕                                                                                                 | 354 |
| 第2項 ガス〔東京ガスグループ〕                                                                                                        | 354 |
| 第3項 上水道〔都水道局墨田営業所〕                                                                                                      | 355 |
| 第4項 下水道〔都下水道局東部第一下水道事務所〕                                                                                                | 356 |
| 第10節 生活物資対策                                                                                                             | 356 |
| 第1項 営業方法〔区〕                                                                                                             | 356 |
| 第2項 買占め、売りおしめ防止の呼びかけ〔区〕                                                                                                 | 356 |
| 第3項 物資の確保〔区〕                                                                                                            | 356 |
| 第11節 金融対策                                                                                                               | 357 |
| 第1項 金融機関の業務確保                                                                                                           | 357 |
| 第2項 金融機関の防災体制等                                                                                                          | 357 |
| 第3項 顧客への周知徹底                                                                                                            | 357 |
| 第12節 避難対策〔区〕                                                                                                            | 357 |
| 第13節 救援、救護対策                                                                                                            | 358 |

|                                           |     |
|-------------------------------------------|-----|
| 第1項 給水体制〔区、都水道局墨田営業所〕                     | 358 |
| 第2項 食料等の配布体制〔区、東京都トラック協会墨田支部、日本通運ロジスティクス〕 | 358 |
| 第3項 医療救護体制〔区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会〕       | 358 |
| 第4項 輸送車両の確保〔東京都トラック協会墨田支部、日本通運ロジスティクス〕    | 359 |

## 第6章 区民等の取るべき措置 360

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| 第1節 区民の取るべき措置                       | 360 |
| 第1項 平常時                             | 360 |
| 第2項 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで    | 361 |
| 第3項 警戒宣言が発せられたときから発災まで              | 361 |
| 第2節 住民防災組織の取るべき措置                   | 362 |
| 第1項 平常時                             | 362 |
| 第2項 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで    | 362 |
| 第3項 警戒宣言が発せられたときから発災まで              | 363 |
| 第3節 事業所の取るべき措置                      | 363 |
| 第1項 平常時の措置                          | 363 |
| 第2項 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまでの措置 | 363 |
| 第3項 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置           | 364 |

## 風水害編（予防計画）

## 第1章 水害予防対策 365

|                                                                                                    |     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 第1節 洪水対策（総合的な治水対策）〔区、都下水道局東部第一下水道事務所、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所〕                                          | 365 |
| 第2節 広報・啓発                                                                                          | 368 |
| 第3節 高潮対策〔区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所〕                                                                    | 369 |
| 第4節 洪水に備えた対策〔区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域〕                    | 369 |
| 第5節 都市型水害に備えた対策〔区、都下水道局東部第一下水道事務所、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域〕 | 372 |
| 第6節 津波避難対策                                                                                         | 373 |
| 第7節 水防活動                                                                                           | 374 |
| 第1項 活動方針等〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所〕                         | 374 |
| 第2項 水防組織〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所〕                          | 374 |
| 第3項 資器材の整備〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所〕                        | 374 |



|                                                                                                            |            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <b>第2章 都市施設対策</b> .....                                                                                    | <b>375</b> |
| 第1節 ライフライン施設 [都水道局、都下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ、NTT東日本] .....                                  | 375        |
| 第2節 道路及び鉄道施設 [区、都建設局第五建設事務所、首都高速道路東京東局、JR両国駅、JR錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域] .... | 376        |
| <b>第3章 応急活動拠点等の整備</b> .....                                                                                | <b>377</b> |
| <b>第4章 地域防災力の向上</b> .....                                                                                  | <b>378</b> |
| 第1節 区民等の役割 .....                                                                                           | 378        |
| 第2節 住民防災組織の強化 .....                                                                                        | 378        |
| 第1項 住民防災組織等の役割 .....                                                                                       | 378        |
| 第2項 住民防災組織の充実 .....                                                                                        | 379        |
| 第3節 行政・事業所・都民等の連携 .....                                                                                    | 379        |
| <b>第5章 ボランティア等との連携・協働</b> .....                                                                            | <b>380</b> |
| <b>第6章 防災運動の推進</b> .....                                                                                   | <b>381</b> |
| 第1節 防災意識の啓発 [各機関] .....                                                                                    | 381        |
| 第1項 防災広報の充実 .....                                                                                          | 381        |
| 第2項 防災教育の充実 .....                                                                                          | 382        |
| 第3項 地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進 .....                                                                         | 382        |
| 第2節 水防訓練の充実 [各機関] .....                                                                                    | 383        |
| <b>風水害編（応急・復旧対策計画）</b>                                                                                     |            |
| <b>第1章 初動態勢</b> .....                                                                                      | <b>385</b> |
| <b>第2章 情報の収集・伝達</b> .....                                                                                  | <b>385</b> |
| <b>第3章 水防対策</b> .....                                                                                      | <b>386</b> |
| 第1節 目的及び任務 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署] .....                                                                | 386        |
| 第2節 水防情報 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署] .....                           | 386        |
| 第3節 水防管理者及び水防機関の活動 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署] .....                                    | 396        |
| 第4節 道路公園等管理者としての活動 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署] .....                                    | 403        |
| <b>第4章 警備・交通規制</b> .....                                                                                   | <b>405</b> |
| 第1節 警備活動 [警視庁第七方面本部、本所・向島警察署] .....                                                                        | 405        |

|                                                                                |            |
|--------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 第2節 交通規制 [警視庁第七方面本部、本所・向島警察署].....                                             | 406        |
| <b>第5章 救助・救急対策</b> .....                                                       | <b>407</b> |
| 第1節 救助・救急活動体制等 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....                                   | 407        |
| 第2節 救助体制の整備 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....                                      | 407        |
| 第3節 救急体制の整備 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....                                      | 407        |
| 第4節 消防団の救出・救護活動能力の向上 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....                             | 408        |
| 第5節 区民の救出・救護活動能力の向上 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....                              | 408        |
| 第6節 事業所の救出・救護活動能力の向上 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....                             | 408        |
| <b>第6章 医療救護等対策</b> .....                                                       | <b>409</b> |
| <b>第7章 避難者対策</b> .....                                                         | <b>410</b> |
| 第1節 避難計画 .....                                                                 | 410        |
| 第2節 水害時避難計画 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....                 | 410        |
| 第3節 要配慮者の安全対策 .....                                                            | 415        |
| 第1項 地域における安全対策 .....                                                           | 415        |
| 第2項 社会福祉施設等の安全対策 .....                                                         | 415        |
| 第4節 広域避難 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署].....                                           | 416        |
| <b>第8章 物流・備蓄・輸送対策</b> .....                                                    | <b>418</b> |
| <b>第9章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理</b> .....                              | <b>418</b> |
| <b>第10章 ライフライン施設の応急・復旧対策</b> .....                                             | <b>419</b> |
| 第1節 水道施設 [都水道局墨田営業所] .....                                                     | 419        |
| 第2節 下水道施設 [都下水道局東部第一下水道事務所] .....                                              | 419        |
| 第3節 電気施設 [東京電力パワーグリッド江東支社] .....                                               | 419        |
| 第4節 ガス施設 [東京ガスグループ].....                                                       | 419        |
| 第5節 電気及びガス施設消防活動計画 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ] .....     | 419        |
| 第6節 通信施設 [NTT東日本].....                                                         | 419        |
| <b>第11章 公共施設等の応急・復旧対策</b> .....                                                | <b>420</b> |
| 第1節 公共土木施設等 [区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、首都高速道路東京東局] .....                           | 420        |
| 第2節 鉄道施設 [JR両国駅、JR錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域] ..... | 422        |
| 第3節 社会公共施設等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会].....             | 422        |
| <b>第12章 応急生活対策</b> .....                                                       | <b>423</b> |

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 第 1 3 章 災害救助法の適用 ..... | 423 |
| 第 1 4 章 激甚災害の指定 .....  | 423 |

## その他災害編

|                                             |     |
|---------------------------------------------|-----|
| 第 1 章 危険物事故対策 .....                         | 425 |
| 第 1 節 予防対策 [消防機関] .....                     | 425 |
| 第 2 節 応急対策 [区、警察、消防] .....                  | 426 |
| 第 2 章 大規模事故対策 .....                         | 427 |
| 第 1 節 航空機事故 [区、警察、消防] .....                 | 427 |
| 第 2 節 鉄道事故 [区、鉄道、警察、消防] .....               | 428 |
| 第 3 節 道路・橋梁事故 [区、建設局、首都高、警察、消防] .....       | 429 |
| 第 3 章 火山噴火対策 .....                          | 430 |
| 第 1 節 区に影響があると考えられる火山噴火情報の収集・伝達 [各機関] ..... | 430 |
| 第 2 節 降灰対策 [各機関. 5. ....]                   | 432 |
| 第 4 章 複合災害対策 .....                          | 434 |

## 復興編

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 第 1 章 復興の基本的考え方 .....           | 435 |
| 第 1 節 復興の基本理念 .....             | 435 |
| 第 2 節 復興の基本目標 .....             | 435 |
| 第 2 章 復興本部 .....                | 436 |
| 第 1 節 復興本部の設置 .....             | 436 |
| 第 2 節 復興本部の役割及び災害対策本部との関係 ..... | 437 |
| 第 3 章 災害復興計画の策定 .....           | 438 |
| 第 1 節 災害復興基本方針の策定 .....         | 438 |
| 第 1 項 復興の基本方針 .....             | 438 |
| 第 2 項 災害復興基本方針決定までの流れ .....     | 438 |
| 第 2 節 災害復興計画の策定 .....           | 438 |
| 第 1 項 災害復興計画体系 .....            | 438 |
| 第 2 項 災害復興計画の位置付け .....         | 439 |
| 第 3 項 地域復興計画の尊重 .....           | 439 |
| 第 3 節 特定分野計画の策定 .....           | 439 |

|                           |            |
|---------------------------|------------|
| <b>第4章 復興の全体像</b>         | <b>440</b> |
| 第1節 多様な主体の協働による復興の推進      | 440        |
| 第1項 区の役割                  | 440        |
| 第2項 区民、事業者、専門家等との連携       | 440        |
| 第3項 国、東京都との連携             | 440        |
| 第2節 地域協働復興の推進             | 441        |
| 第1項 地域協働復興の考え方            | 441        |
| 第2項 復興区民組織                | 441        |
| 第3項 災害復興支援組織              | 441        |
| <b>第5章 地域力を生かした復興プロセス</b> | <b>442</b> |
| 第1節 復興市街地づくり              | 442        |
| 第2節 復興市街地づくりの手順           | 442        |
| <b>第6章 復興対策の財源確保</b>      | <b>443</b> |

# 総 則



# 第1章 計画の概要

## 第1節 計画の方針

### 第1項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、区防災会議が作成する計画であって、区民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、本区の防災力を向上させることを目的とする。

- ※ I-01：墨田区防災会議条例（別冊P1参照）
- ※ I-16：災害対策基本法（別冊P48参照）
- ※ II-01：墨田区防災会議委員名簿（別冊P171参照）

### 第2項 計画の性格及び範囲

- 1 この計画は、本区の地域に係るさまざまな災害に対して実施される予防・応急・復旧対策等について、区の処理すべき事務又は業務を中心に、都及び防災関係機関等が処理する事務又は業務を具体的に示す総合的かつ基本的な計画である。
  - 2 この計画は、区、都及び防災関係機関の責任を明確にするとともに、事業者、住民防災組織及び区民も含め、各主体が持てる能力を発揮し、主体間で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現することを基本理念とする計画である。
  - 3 この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき都知事が実施する災害救助事務のうち、同法第13条の規定に基づき都知事から区長に委任された場合の計画又は都知事が実施する救助事務に協力する場合の計画及び同法適用前の救助業務に関する計画等防災に関する各種の計画を包含する計画である。
  - 4 この計画は、災害対策基本法第2条第1号に規定される災害（地震、津波、暴風、豪雨、洪水、高潮、火山噴火などの自然災害や大規模な火事や爆発などの事故災害）を対象とし、震災対策を基本に、風水害及びその他の災害にも対応するための計画である。
- ※ I-17：災害救助法（別冊P106参照）

### 第3項 計画の前提

- 1 総則第2章第2節に掲げる被害想定、東日本大震災や令和元年東日本台風（台風第19号）等最近の大規模災害などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化などを可能な限り、この計画に反映させていく。
- 2 被災者の視点に立った対応が重要であることから、防災対策に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や要配慮者等、多様な視点を配慮した防災対策を推進していく。

## 総則 第1章 計画の概要

### 第1節 計画の方針

## 第4項 計画の位置づけ

### 1 災害対策基本法における位置づけ

この計画は、国の防災基本計画のもと、防災関係機関が作成する防災業務計画又は東京都地域防災計画に矛盾抵触するものであってはならない。

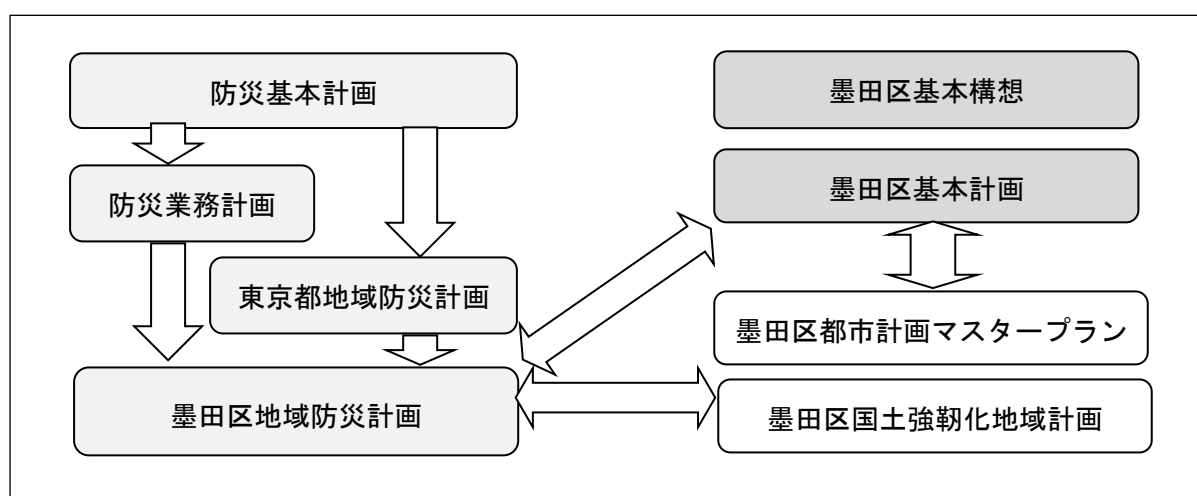
### 2 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、墨田区基本構想・墨田区基本計画はもとより、墨田区都市計画マスタープラン、墨田区国土強靱化地域計画等との整合を図りながら定めることとする。

### 3 地区防災計画との連携

この計画には、自助・共助の観点から、地区の防災の活動計画（地区防災計画）を反映し、両計画の連携に基づく防災活動により地域防災力の効果的な向上を図るものとする。

#### 【墨田区地域防災計画の位置づけ】





## 第2節 計画の構成

この計画には、区、防災関係機関、事業者及び区民が行うべき災害対策を項目ごとに予防・応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。構成と主な内容は、次のとおりである。

なお、東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）に「複合災害への対応」が追加されたことに合わせ、危険物事故対策・大規模事故対策・火山噴火対策・複合災害対策からなる「その他災害編」を加えるなど、このたび計画の構成を見直すこととする。

| 構 成                    | 主 な 内 容                                                                          |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 総 則                    | 震災・風水害等の被害想定、首都直下地震の減災目標等                                                        |
| 震 災 編<br>(予防・応急・復旧対策)  | 1 区及び防災関係機関等が行う予防対策、区民及び事業者等が行うべき措置等<br>2 地震発生後に区及び防災関係機関等が取るべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等 |
| 震 災 編<br>(東海地震事前対策)    | 災害予防対策、警戒宣言時の応急活動体制等                                                             |
| 風 水 害 編<br>( 予 防 計 画 ) | 区及び防災関係機関等が行う予防対策、区民及び事業者等が行うべき措置等                                               |
| 風 水 害 編<br>(応急・復旧対策計画) | 警戒期や風水害発生時に区及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等                                      |
| そ の 他 災 害 編            | 危険物事故・大規模事故・火山噴火・複合災害時の対策等                                                       |
| 復 興 編                  | 被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等                                                           |

## 第3節 計画の習熟

- 1 区、防災関係機関、事業者及び区民は、この計画の遂行に当たり、それぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から調査、研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。
- 2 区等は、この計画に基づき、防災に関する個別具体的な計画・マニュアル等を策定し、この計画の実効性向上を図る。

## 第4節 計画の修正

この計画は、区防災会議において毎年検討を加え、修正をしたときは、災害対策基本法第42条第5項の規定に基づき都知事に速やかに報告するとともに、その要旨を公表する。

したがって、各機関は、関係のある事項について区防災会議が指定する期日までに、この計画修正案を区防災会議事務局（区都市計画部危機管理担当防災課）に提出するものとする。

## 総則 第2章 区の概況及び被害想定

## 第1節 区の概況

## 第2章 区の概況及び被害想定

## 第1節 区の概況

## 第1項 地勢

## 1 位置と面積

本区は、東京都の東部に位置し、隅田川と荒川に挟まれた、いわゆる江東デルタ地帯の北部を占め、その周囲は中央区、台東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区、江東区の各区に隣接している。

面積は13.77km<sup>2</sup>で、地形は、東西およそ4.77km、南北およそ6.12kmと、南北に長い。また、隅田川沿いの南西部から、旧中川沿いの北東部に向けてゆるやかに傾斜し、起伏のない一般に平坦な低地である。

## 2 地層・地質、河川

地表部の地質は、砂と粘土まじりの沖積層である。沖積層は区の南西部から北東部に向けて10m～40mと深くなっている。沖積層は、一般にその下にある古い地層（基盤）に比べ軟弱で、地震に対する危険度も高い。沖積層の厚い（30m程度以上）ところは、地震の際、地震動が増幅されやすく、また、構造物の不同沈下や液状化などの地盤災害を起こしやすいとされている。

区内で、最も高い地点はA.P.<sup>(\*)</sup> プラス4m（吾妻橋一丁目隅田公園付近）、最低地点はA.P. マイナス1.2m（立花六丁目旧中川沿い付近）であり、昭和10年から同48年までの間累計沈下量は3mを超え、年間平均で約8.4cmを記録している。その後、地下水の採取の法的規制や工業用水道の普及により、昭和48年以降の沈下量は急激に減少し、現在沈下は横ばいから徐々に回復に向かう傾向にある。

また本区には、荒川、隅田川、旧綾瀬川、旧中川、北十間川、大横川、横十間川、竪川の大小8河川があり、過去、幾度か洪水等の被害に見舞われ、この間、その対策として、各種治水事業を進めてきた。しかし近年、地球温暖化に伴う気候変動等の影響で、大規模な台風や突発的な豪雨などによる風水害が激甚化するとともに、積年の地盤沈下によって大半が東京湾平均海面以下となっていることも相まって、自然災害に対する安全性と備えをさらに高めていかなければならない地域である。

## 第2項 人口

総務省「令和2年国勢調査」による墨田区の（常住）人口は、272,085人と、前回平成27年の256,274人に比べ、15,811人（6.2%）の増加になっている。また昼間人口は、281,971人、昼夜間人口比率は103.6%である一方、常住人口の人口密度は、1ha当たり197.5人と、東京都の64.0人、23区部の155.1人を上回る高密度となっている。

なお、令和6年1月1日現在の住民基本台帳による人口は、284,555人（うち外国人15,663人）となっている。

(\*) 現在の中央区新川二丁目地先の隅田川に設置された、霊岸島量水標の最低潮位をもって定められた水位を標準とした高さの表示方法で、荒川水系において使用されている。

## 第2節 被害想定

### 第1項 震災

令和4年5月、都防災会議は、平成24年度に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」及び「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」について約10年ぶりに見直しを行い、新たな「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。この計画では、令和4年5月の「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、本区で95.0%が震度6強、4.5%が震度6弱、0.5%が震度7となり、最も大きな被害が想定される「都心南部直下地震」の想定値を前提条件とし、震災対策の強化に努めることとする。

なお、最も大きな被害が想定される「都心南部直下地震」の「冬の夕方18時・風速8m/秒」における被害想定の詳細は、下表のとおりである。

令和4年度都心南部直下地震被害想定（参考：平成24年度東京湾北部地震被害想定）

| 想定年度     |                           | 令和4年度                       |                    | 平成24年度                  |                     |
|----------|---------------------------|-----------------------------|--------------------|-------------------------|---------------------|
| 地震の種類・規模 |                           | 都心南部直下地震・M7.3               |                    | 東京湾北部地震・M7.3            |                     |
| 条件       | 区 の 震 度                   | 震度6強<br>(一部の地域において震度6弱、震度7) |                    | 震度6強<br>(一部の地域において震度6弱) |                     |
|          | 時期及び時刻・風速                 | 冬の夕方18時・8m/秒                |                    | 冬の夕方18時・8m/秒            |                     |
|          |                           | 区                           | 東京都                | 区                       | 東京都                 |
| 人的被害     | 死者数（人）                    | 321                         | 6,148              | 665                     | 9,641               |
|          | 原因別                       |                             |                    |                         |                     |
|          | ゆれ液状化による建物倒壊              | 214                         | 3,209              | 465                     | 5,378               |
|          | 地震火災                      | 94                          | 2,482              | 200                     | 4,081               |
|          | その他                       | 13                          | 457                | 1                       | 183                 |
|          | 負傷者数<br>（うち重傷者数）（人）       | 3,307<br>(578)              | 93,435<br>(13,829) | 7,121<br>(1,312)        | 147,611<br>(21,893) |
| 物的被害     | 建物被害（全壊・焼失棟数）（棟）          | 9,070                       | 194,431            | 17,657                  | 304,300             |
|          | 原因別                       |                             |                    |                         |                     |
|          | ゆれ液状化による建物倒壊              | 5,398                       | 82,199             | 9,902                   | 116,224             |
|          | 地震火災                      | 3,672                       | 112,232            | 7,755                   | 188,076             |
| 火災       | 出火件数（件）                   | 19                          | 623                | 32                      | 811                 |
|          | 焼失棟数（倒壊建物を含む。）（棟）         | 4,143                       | 118,734            | 9,341                   | 201,249             |
| その他      | 滞留者数（人）                   | 274,592                     | 15,836,955         | 242,306                 | 13,874,939          |
|          | 帰宅困難者数（人）                 | 61,116                      | 4,151,327          | 79,083                  | 4,714,314           |
|          | 避難者数（最大）（人）               | 123,018                     | 2,993,713          | 144,939                 | 3,385,489           |
|          | 閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止台数（台） | 1,318                       | 22,426             | 340                     | 7,437               |
| ライフライン被害 | 電気                        | 停電率（％）                      | 42.0               | 11.9                    | 61.8                |
|          | 通信                        | 不通回線率（％）                    | 10.4               | 4.0                     | 19.6                |
|          | 上水道                       | 断水率（％）                      | 53.0               | 26.4                    | 79.6                |
|          | 下水道                       | 管渠被害率（％）                    | 6.7                | 4.0                     | 30.7                |
|          | ガス                        | 供給停止率（％）                    | 100.0              | 24.3                    | 100.0               |

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

## 総則 第2章 区の概況及び被害想定

### 第2節 被害想定

今回の「都心南部直下地震」は、平成 24 年度に想定した「東京湾北部地震」とは地震の種類及び震源域が異なるため被害想定単純な比較は困難であるが、東京都全体でみると死者数は 9,641 人から 6,148 人へと約 3,500 人減少し、建物被害は 304,300 棟から 194,431 棟へと約 110,000 棟減少する想定となっている。また、本区においても同様の傾向がみられ、死者数は 665 人から 321 人へと約 350 人減少し、建物被害は 17,657 棟から 9,070 棟へと約 8,500 棟減少する想定である。

また、ライフライン被害に関しては、定量化可能な被害が限定的であり、実際には、さらなる被害拡大と復旧の長期化の可能性が高い点に留意が必要であるが、本区では、今回、配電設備被害による停電率は 42.0%、上水道の断水率は 53.0%等と想定されている。さらに、都内におけるライフラインの復旧日数に関しては、電力（延焼による停電を除く。）は約 4 日後、通信は約 4 日後、上水道は約 17 日後、下水道は約 21 日後、ガスは約 6 週間後とそれぞれ今回、想定されるなど、平成 24 年度の想定に比べ、短くなっている。

## 第2項 風水害

本区の風水害対策に係る計画は、令和4年3月に改定した「墨田区水害ハザードマップ」を前提とする。洪水（外水氾濫）、高潮、雨水出水（内水氾濫）における前提条件等は、下表のとおりである。

なお、下表のとおり水防法（昭和24年法律第193号）の規定により定められた想定し得る最大規模の降雨（荒川流域の72時間総雨量632mm）により、荒川が洪水によって氾濫した場合、北部地区の多くで3～5m、最も深い場所で6mを超える浸水深となり、浸水する多くの地域は、2週間以上水に浸かることが想定されている。

| 災害種別           | 前提条件等    |                                               |
|----------------|----------|-----------------------------------------------|
| 洪水<br>(外水氾濫)   | 名称       | 荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）                       |
|                | 作成主体     | 国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所               |
|                | 指定年月日    | 平成28年5月30日                                    |
|                | 前提となる降雨  | 荒川流域の72時間総雨量632mm（水防法の規定により定められた想定最大規模降雨）     |
| 高潮             | 名称       | 東京都高潮浸水想定区域図                                  |
|                | 作成主体     | 東京都（港湾局・建設局）                                  |
|                | 作成年月日    | 平成30年3月30日                                    |
|                | 指定年月日    | 令和2年7月14日                                     |
|                | 前提となる高潮  | 上陸時中心気圧910hPa、最大旋衡風速半径75km、移動速度73km/hの台風による高潮 |
| 雨水出水<br>(内水氾濫) | 名称       | 江東内部河川流域浸水予想区域図                               |
|                | 作成主体     | 都市型水害対策連絡会（江東内部河川流域）                          |
|                | 作成年月日    | 令和2年3月26日                                     |
|                | 想定最大規模降雨 | 時間最大雨量153mm、総雨量690mm                          |
|                | 名称       | 隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図                            |
|                | 作成主体     | 都市型水害対策連絡会（隅田川及び新河岸川流域）                       |
|                | 作成年月日    | 令和3年3月30日                                     |
|                | 想定最大規模降雨 | 時間最大雨量153mm、総雨量690mm                          |

※ I-19：水防法（別冊P126参照）

※ VIII-01：墨田区水害ハザードマップ（別冊P327参照）

## 総則 第2章 区の概況及び被害想定

### 第2節 被害想定

## 第3項 火山噴火

東京都地域防災計画火山編（平成30年修正）による富士山に関わる被害想定は、下表のとおりである。

宝永噴火と同程度の噴火の場合、山頂火口から墨田区は距離があるため、噴火現象により人命に影響を及ぼす可能性はないと考えられるが、風向きによっては、2～10cm程度の降灰によって区民等の生活に影響が及ぶことが想定される。

|        | 富士山噴火による被害想定の内容 |                                       |
|--------|-----------------|---------------------------------------|
| 噴火の規模等 | 規模              | 宝永噴火と同程度                              |
|        | 継続期間            | 16日間                                  |
| 被害の原因  | 降灰              |                                       |
| 被害の範囲  | 都内全域            |                                       |
| 被害の程度  | 八王子市及び町田市の一部    | 10cm程度                                |
|        | 墨田区を含む上記以外の地域   | 2～10cm程度                              |
| 被害の概要  | 降灰に伴うもの         | 健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響 |
|        | 降灰後の降雨等に伴うもの    | 洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害                  |

※ IX-01：降灰予想図（別冊 P361 参照）

## 第4項 複合災害

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。また、墨田区に甚大な被害をもたらした関東大震災では、台風の影響で関東地方においては強風が吹いていた影響で、火災延焼による被害の拡大が顕著であった。近年では、新型コロナウイルス感染症拡大の中で、大規模災害に備え、感染症対策を踏まえた避難所運営等を準備したところであった。

東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）では、震災時においても風水害や火山噴火に伴う降灰被害、感染症の拡大などが同時期に重なる想定として、複合災害発生時に起こり得る事象を下表のように整理している。

| 災害類型        | 震災時に想定される主な複合災害                                                                     |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 地震<br>＋風水害  | 1 地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大<br>2 避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生                        |
| 地震<br>＋火山噴火 | 1 救出救助活動や物資、燃料の搬送、災害廃棄物の撤去などの応急対策や復旧作業が困難化<br>2 火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰過重により建物被害が激甚化 |
| 地震<br>＋感染拡大 | 1 感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生<br>2 救出救助活動や避難者の受入れ等で感染防止対策が必要となり、活動が長期化              |

## 第3章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

### 第1節 今後の防災対策の充実強化に向けた取組の方向性

令和4年5月に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」では、強い揺れや火災によって、重大な人的被害が発生すると想定されている。人的被害が最大となるのは、都心南部直下地震で、墨田区においては死者が321人、避難者が123,018人、帰宅困難者が61,116人発生すると見込まれている。また、区民の暮らしと都市機能を支える住宅やライフライン等にも大きな被害が発生すると想定されており、建築物の全壊・焼失棟数は9,070棟、ライフライン被害としては、固定電話不通率約10%、停電率約42%、断水率約53%、ガス供給停止率100%などといった被害が想定されている。

こうした被害を抑制し、区民の生命、身体及び財産を保護するとともに、区の機能を維持するため、東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）に掲げられた今後の防災対策の充実強化に向けた3つの視点及び分野横断的視点と同様の視点をこの計画の取組の方向性として、防災対策の具体化を図ることとする。

#### 【3つの視点】

##### 1 家庭や地域における防災対策の推進

「自助」の担い手となる区民一人ひとりの防災対策に加え、「共助」の担い手である町会・自治会、消防団等が連携するなど、つながりで守る地域防災力を高めていく。

##### 2 区民の命と暮らしを守る応急体制の強化

区の業務継続体制や受援体制の確実な確保や都市基盤の早期回復等により、災害関連死を防ぐなど、区民の命と暮らしを守り抜く。

##### 3 被災者の生活環境の改善と日常生活の回復

居住形態やライフスタイルの変化等も踏まえ、被災者の生活環境の質を高めるとともに、区民一人ひとりの日常を一日も早く取り戻す。

#### 【分野横断的視点】

##### 1 ハード対策の加速化

建物の不燃化や耐震化の取組等のもとより、すべての防災対策・減災対策の前提となる「強靱なまちづくり」の加速化を図る。

##### 2 女性や要配慮者等多様な視点を反映

女性や子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、難病患者、外国人などの要配慮者等多様な視点を防災対策に反映する。

##### 3 防災DXの推進

スマートフォンの普及やデジタル技術の進展を踏まえ、防災対策の実効性を高め、加速化するツールとして推進する。

##### 4 人口構造の変化への対応

若い世代の減少や「高齢者の高齢化」など、今後の人口構造の変化を踏まえた対策を推進する。

## 総則 第3章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

## 第2節 減災目標

## 第2節 減災目標

平成19年の地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の改正に伴い、「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」設定を求められて以来、都が定めた減災目標<sup>(\*)</sup>を踏まえ、区においても地域防災計画に減災目標を設定し、対策を推進してきた。

また、都では、平成24年の地域防災計画修正の際に、災害による人的・物的被害を軽減することに加え、都民生活や都市活動の早期復旧・復興が重要であることに鑑み、減災目標の名称を「被害軽減と都市再生に向けた目標」へと改めた上で、新たな目標を定める中、区においても、新たな減災目標を定めてきた経緯がある。

今回、墨田区の都心南部直下地震による被害は、平成24年の被害と比較し、死者数は約350人減少し、建物被害は約8,500棟減少する想定となっている。都全体でも同様に減少しており、都は、この結果を過去10年の不燃化・耐震化、自助・共助等の取組の成果とし、引き続きこうした対策を加速化・一層の強化を図ることで、さらなる減災を推進することとしている。

これらのことを踏まえ、区においても、都と一体となって効果的な防災対策を推進することから、都の減災目標に合わせ、区の減災目標を更新することとし、その目標達成に向けて、事業者、区民等と協力して対策を推進していく。

## 【区の減災目標】

2030年度（令和12年度）までに、  
首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減

## 【目標】

## 目標1 死者を概ね半減させる

- 建物の倒壊や地震火災等による死者を約160人減
- 被害想定で、建物全壊や地震火災等を原因とする死者数321人を概ね半減の約160人にする。

## 目標2 避難者を概ね半減させる

- 住宅の倒壊や火災等による避難者を約61,000人減
- 被害想定で、住宅の倒壊や火災等による避難者約12.3万人を概ね半減の約6.2万人にする。

## 目標3 建築物の全壊・焼失棟数を概ね半減させる

- ゆれ・液状化等による建物全壊や地震火災による焼失を約4,500棟減
- 被害想定で、ゆれ・液状化等による建物全壊や地震火災による焼失9,070棟を概ね半減の約4,500棟にする。

<sup>(\*)</sup> 被害想定をもとに、人的被害や経済被害の軽減について達成時期を定めた具体的な被害軽減量を示す数値目標を指す。



# 震災編

(予防・応急・復旧対策)



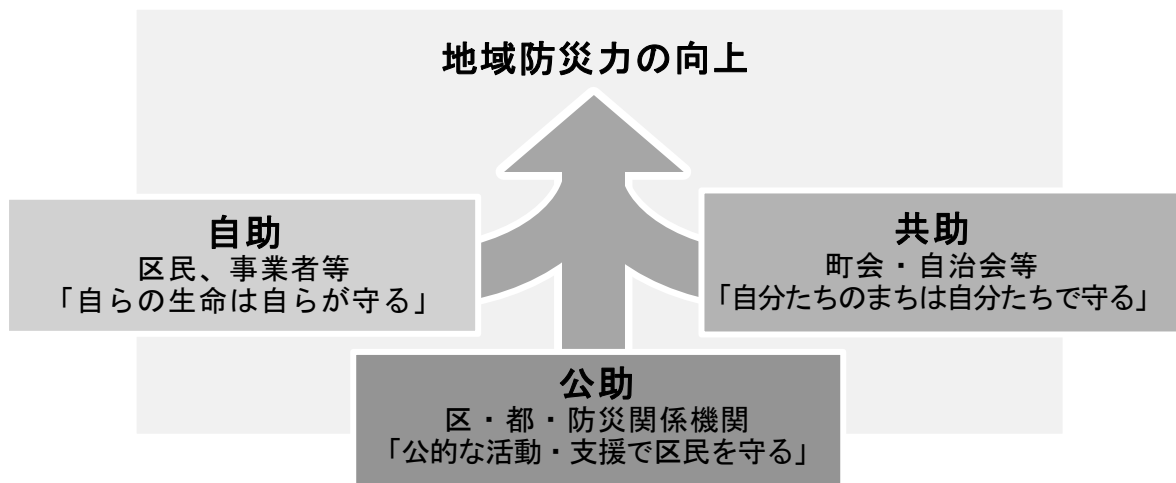
# 第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

## 第1節 区長、区民及び事業者の基本的責務

### 第1項 基本理念

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる区民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方が大切である。また、この2つの理念に立つ区民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携・協力しつつ、日頃から災害に備えるとともに、災害から一人でも多くの人々の生命、身体及び財産を守るものとする。

【地域防災計画における基本理念】



### 第2項 基本的責務

区長、区民及び事業者が震災対策を進める上で果たすべき基本的責務は次のとおりであるが、加えて、区民及び事業者は、墨田区地域防災基本条例（昭和54年墨田区条例第18号）及び東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）に規定されたそれぞれの責務を励行する。

- ※ I-04：墨田区地域防災基本条例（別冊P6参照）
- ※ I-22：東京都震災対策条例（別冊P154参照）

| 区分 | 基本的責務                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区長 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区長は、墨田区地域防災基本条例第4条の基本方針に基づき、防災に必要な総合計画を策定し、区の特性に応じた防災施策を積極的に推進しなければならない。</li> <li>2 区長は、前項の防災施策の実施に必要な財政その他の措置を講じなければならない。</li> <li>3 区長は、国その他の関係機関と協力して防災施策の推進を図るとともに、必要に応じ国等に対し防災施策の充実及び改善を要請しなければならない。</li> </ol> |

|                                    |
|------------------------------------|
| 第1章<br>区、区民、防災機関等の<br>基本的責務と役割     |
| 第2章<br>区民と地域の防災力向上                 |
| 第3章<br>安全な都市づくりの実現                 |
| 第4章<br>安全な交通ネットワーク<br>及びライフライン等の確保 |
| 第5章<br>津波等対策                       |
| 第6章<br>広域的な視点からの応急<br>対応力の強化       |
| 第7章<br>情報通信の確保                     |
| 第8章<br>医療救護等対策                     |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区 民 | <p>1 区民は、災害による被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p> <p>2 区民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（1）建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保</p> <p>（2）家具類の転倒・落下・移動の防止</p> <p>（3）出火の防止</p> <p>（4）初期消火に必要な用具の準備</p> <p>（5）飲料水及び食料の確保</p> <p>（6）避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認</p> <p>（7）家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保</p> <p>3 区民は、災害後の区民生活の再建及び安定並びにまちの復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、災害後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び区、その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。</p> <p>4 区民は、区その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、自発的な災害対策活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により災害対策に寄与するよう努めなければならない。</p>                                                                                                                                                                 |
| 事業者 | <p>1 事業者は、区、その他の行政機関が実施する災害対策事業及び区民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、地域における社会的責任を自覚し、災害の防止、その施設の適切な管理を行い、従業員及び近隣住民の安全を確保するとともに、災害後の区民生活の再建及び安定並びにまちの復興を図るため、最大の努力を図り、防災のまちづくりに協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業活動に関して災害時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び近隣住民並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）に基づき、災害時には、施設の安全等を確認した上で、従業員を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業員の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。</p> <p>4 事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段の確保、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。</p> <p>5 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害を最小限に止めるため、近隣住民に対する災害対策活動の実施等、近隣住民等との連携及び協力に努めなければならない。</p> <p>6 事業者は、その事業活動に関して災害を防止し、かつ、発生した被害をできるだけ軽減するために、区が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画を作成しなければならない。</p> |

## 第2節 防災機関の役割

区及び区の地域における防災関係機関が防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

### 第1項 区

| 区が果たす役割                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区防災会議に関すること。</li> <li>2 防災に係る組織及び施設に関すること。</li> <li>3 災害情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>4 緊急輸送の確保に関すること。</li> <li>5 避難指示等及び誘導に関すること。</li> <li>6 水防に関すること。</li> <li>7 都と連携した医療、防疫及び保健衛生に関すること。</li> <li>8 都と連携した帰宅困難者対策に関すること。</li> <li>9 都と連携した応急給水活動に関すること。</li> <li>10 救助物資の備蓄及び調達に関すること。</li> <li>11 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。</li> <li>12 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。</li> <li>13 公共施設の応急復旧に関すること。</li> <li>14 災害復興に関すること。</li> <li>15 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。</li> <li>16 住民防災組織の育成に関すること。</li> <li>17 事業所防災に関すること。</li> <li>18 防災教育及び防災訓練に関すること。</li> <li>19 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。</li> </ol> |

| 機 関 の 名 称                                                        | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>本部長室事務局</b><br>都市計画部危機管理担当<br>防災課<br>安全支援課<br>企画経営室<br>行政経営担当 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長室の庶務に関すること。</li> <li>2 被害情報等の総括に関すること。</li> <li>3 本部指令等の伝達に関すること。</li> <li>4 都及び防災関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>5 災害救助法の適用要請に関すること。</li> <li>6 災害復旧計画の企画立案に関すること。</li> <li>7 災害復興本部準備室の設置に関すること。</li> </ol> |
| 企画経営室<br>秘書担当                                                    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長・副本部長の秘書に関すること。</li> <li>2 本部長室他隊の活動支援に関すること。</li> </ol>                                                                                                                                                 |
| 企画経営室<br>政策担当<br>企画経営室ファシリティ<br>マネジメント担当<br>財産管理課                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都からの受援に関すること。</li> <li>2 協定締結自治体からの受援に関すること。</li> <li>3 本部長室他隊の活動支援に関すること。</li> </ol>                                                                                                                       |
| 企画経営室<br>広報広聴担当                                                  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関する広報に関すること。</li> <li>2 災害に関する広聴に関すること。</li> <li>3 報道機関との連絡に関すること。</li> <li>4 災害状況その他の記録に関すること。</li> </ol>                                                                                               |
| <b>災対総務部</b><br>総務部<br>総務課<br>法務課                                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。</li> <li>2 庁舎の管理に関すること。</li> <li>3 車両、舟艇等の調達及び配車に関すること。</li> <li>4 民間協力団体の受入れと派遣に関すること。</li> </ol>                                                                                   |

# 震災編（予防・応急・復旧対策） 第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

## 第2節 防災機関の役割

|                                |
|--------------------------------|
| 第1章<br>区、区民、防災機関等の基本的責務と役割     |
| 第2章<br>区民と地域の防災力向上             |
| 第3章<br>安全な都市づくりの実現             |
| 第4章<br>安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 |
| 第5章<br>津波等対策                   |
| 第6章<br>広域的な視点からの応急対応力の強化       |
| 第7章<br>情報通信の確保                 |
| 第8章<br>医療救護等対策                 |

| 機 関 の 名 称 |                                                                      | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災対総務部     |                                                                      | 5 協定団体への要請に関する事。           6 災害ボランティアの派遣に関する事。           7 部内各隊に属さない事。           8 他の部に属さない事。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|           | 総務部<br>職員課                                                           | 1 本部職員の動員に関する事。           2 労働力の供給に関する事。           3 本部職員の救護に関する事。           4 本部職員の給食に関する事。           5 本部職員の給与に関する事。           6 防災業務従事職員の災害補償に関する事。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|           | 総務部<br>人権同和・男女共同参画課<br>社会福祉会館<br>すみだ女性センター                           | 1 人権問題等の相談に関する事。           2 女性のための相談に関する事。           3 人権施策、男女共同参画の普及・啓発に関する事。           4 区立保育園・認定こども園への援助活動に関する事。<br>[社会福祉会館]                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|           | 区民部<br>窓口課<br>出張所                                                    | 1 施設の管理及び利用者の保護に関する事。[各出張所]           2 被災者生活再建支援に関する事。           3 出張所事務要領に定める実態調査管轄区域内における被害状況等の情報収集及び報告に関する事。           4 罹災台帳の作成及び住家被害認定調査に関する事。           5 罹災証明書の交付に関する事。           6 区立保育園・認定こども園への援助活動に関する事。<br>[各出張所]           7 指定管理施設との連絡に関する事。[緑・東向島出張所]           8 遺体の捜索に関する事           9 遺体収容所の設置に関する事。           10 遺体収容所への遺体の搬送に関する事。           11 遺体の一時保存に関する事。           12 遺体の火葬の取扱いに関する事。           13 遺族への遺骨引渡しに関する事。           14 身元不明遺体の取扱いに関する事           15 罹災台帳の作成に関する事。           16 罹災証明書の交付に関する事。 |
|           | 企画経営室<br>財政担当<br>総務部<br>契約課<br>会計管理室<br>福祉保健部<br>厚生課                 | 1 災害対策予算に関する事。           2 物資、器材等の調達に関する事。           3 工事にに関する事。           4 支出命令書等の審査及び出納に関する事。           5 義援品の出納保管に関する事。           6 義援金の出納保管に関する事。           7 契約班調達物資の出納に関する事。           8 災害弔慰金の支給に関する事。           9 災害障害見舞金の支給に関する事。           10 災害救護資金の貸付けに関する事。           11 被災者生活再建支援金の支給に関する事。           12 すみだボランティアセンターの維持管理に関する事。                                                                                                                                                                                 |
|           | 災対物資輸送部<br>区民部<br>国保年金課<br>企画経営室<br>ICT推進担当<br>選挙管理委員会事務局<br>監査委員事務局 | 1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関する事。[第1物資輸送隊]           2 輸送用車両及び運転者調達の要請に関する事。           3 物資輸送計画の策定に関する事。           4 倉庫管理者の派遣に関する事。           5 給水の協議に関する事。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

| 機 関 の 名 称 |                                                                                                                                                                    | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災対物資輸送部   |                                                                                                                                                                    | 6 飲料水の輸送に関すること。<br>7 食料品の輸送に関すること。<br>8 生活必需品、燃料等の輸送に関すること。<br>9 情報システム機器の復旧に関すること。[第2物資輸送隊]                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 災対救護部     | 総務部<br>総務課<br>地域力支援部<br>地域活動推進課<br>文化芸術振興課<br>産業観光部<br>産業振興課<br>経営支援課<br>区民部<br>税務課<br>福祉保健部<br>厚生課<br>生活福祉課<br>子ども・子育て支援部<br>子育て支援課<br>教育委員会事務局<br>学務課<br>地域教育支援課 | 1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。<br>2 避難所 <sup>(*)</sup> 等への職員の派遣に関すること。<br>3 避難者の救護及び受入れに関すること。<br>4 避難場所への避難誘導に関すること。<br>5 避難所の開設及び運営に関すること。<br>6 食料品の供給に関すること。<br>7 飲料水・生活用水の供給に関すること。<br>8 生活必需品の供給に関すること。<br>9 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関すること。<br>10 自隊の業務進捗状況の把握及び報告に関すること。<br>[第1班のみ]<br>11 指定管理者施設の確認及び指示に関すること。[指定管理者施設を所管する隊]<br>12 日本語の分からない外国人保護に関すること。<br>13 文化財の保護に関すること。<br>14 避難行動要支援者の確認に関すること。 |
|           | 福祉保健部<br>生活福祉課                                                                                                                                                     | 1 部内各隊の救護活動支援に関すること。<br>2 発災後の生活困窮者の実態把握及び援護に関すること（おおむね1週間程度が経過した以降から実施する。）<br>3 生活保護制度に基づく保護等に関すること。<br>4 隊内の他の班に属さないこと。[管理班のみ]                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|           | 産業観光部<br>観光課<br>福祉保健部<br>生活福祉課                                                                                                                                     | 1 情報収集に関すること。<br>2 一斉帰宅の抑制に関すること。<br>3 駅前滞留者対策協議会現地対策本部の設置運営に関すること。<br>4 一時滞在施設等の開設に関すること。<br>5 一時滞在施設等への職員の派遣に関すること。<br>6 一時滞在施設等への避難誘導に関すること。<br>7 一時滞在施設等に滞在する帰宅困難者への対応に関すること。<br>8 帰宅困難者の帰宅誘導に関すること（4日目以降）。<br>9 部内の救護活動の支援に関すること。                                                                                                                                                              |
| 災対環境部     | 資源環境部<br>環境保全課                                                                                                                                                     | 1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。<br>2 二次災害の防止に関すること。<br>3 清掃隊の支援に関すること。<br>4 部内の他の隊に属さないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|           | 資源環境部<br>すみだ清掃事務所                                                                                                                                                  | 1 環境保全隊との連絡調整に関すること。<br>2 隊内の連絡調整及び庶務に関すること。<br>3 隊内の他の班に属さないこと。<br>4 「災害廃棄物処理実施計画」の策定に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

(\*) 地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者、又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校等の建物をいう。

16



| 機 関 の 名 称 | 機 関 の 名 称                                                           | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱                                                                                                                                                                           |
|-----------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災対保健衛生部   |                                                                     | 22 メンタルケアに関すること。<br>23 非常時優先業務の調整・実施に関すること。<br>24 保健センターの安全確保・避難誘導に関すること。<br>25 相談体制の整備に関すること。<br>26 災害時避難行動要支援者の支援に関すること。<br>27 要配慮者（乳幼児及び高齢者等）の救護に関すること。<br>28 健康相談・メンタルヘルスケア・衛生管理に関すること。 |
| 災対建築部     | 都市計画部<br>都市計画課                                                      | 1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。<br>2 区内の主要な都市施設及び公共施設の被害状況の把握及び報告に関すること。<br>3 家屋被害概況調査に関すること（～10日程度）。<br>4 家屋被害状況調査（被災度調査）に関すること（～1カ月程度）。<br>5 情報連絡班の活動支援に関すること。<br>6 部内の他の隊に属さないこと。               |
|           | 都市計画部<br>住宅課<br>密集市街地整備推進課                                          | 1 区管理住宅の被害状況の確認に関すること。<br>2 応急仮設住宅の設置及び管理の計画に関すること。<br>3 応急仮設住宅の設営及び管理に関すること。<br>4 公的住宅及び民間住宅の提供に関すること。                                                                                     |
|           | 都市計画部<br>建築指導課<br>不燃・耐震促進課                                          | 1 被災建築物の応急危険度判定に関すること（～2週間程度）。<br>2 被災家屋等の応急修理、その他被害予防の指導に関すること。<br>3 被災宅地の応急危険度判定に関すること。                                                                                                   |
|           | 企画経営室ファシリティマネジメント担当<br>公共施設マネジメント推進課                                | 1 情報の収集及び連絡調整、報告に関すること（第1班のみ）。<br>2 避難所等の調査及び応急修理に関すること。<br>3 応急仮設住宅の設計と発注に関すること。                                                                                                           |
| 災対建設部     | 都市整備部<br>都市整備課<br>都市整備部立体化・まちづくり推進担当<br>立体化推進課<br>拠点整備課<br>まちづくり調整課 | 1 本部及び巡検隊等との情報連絡に関すること。<br>2 応急復旧計画の策定に関すること。<br>3 工作協力隊への協力要請等に関すること。<br>4 災害復旧事業に関すること。<br>5 公共土木施設の被害状況の調査、集約及び報告に関すること。<br>6 河川及び護岸の安全対策計画の作成に関すること。<br>7 注意を要する箇所のパトロールに関すること。         |
|           | 都市整備部<br>土木管理課<br>道路公園課                                             | 1 工事現場の安全対策に関すること。<br>2 河川、道路及び公園等のパトロールに関すること。<br>3 道路、公園等の障害物の排除に関すること。<br>4 公共土木施設（占用物件を含む。）の安全対策並びに被害状況の調査及び報告に関すること。<br>5 河川及び護岸の安全対策に関すること。<br>6 応急復旧工事に関すること。                        |
| 災対教育部     | 教育委員会事務局<br>庶務課<br>すみだ教育研究所                                         | 1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。<br>2 学校及び幼稚園施設の被害状況集約及び応急復旧に関すること。<br>3 園児、児童及び生徒の被災状況調査に関すること。<br>4 災害復旧事業に関すること。                                                                                 |

| 機 関 の 名 称             |                 | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱                                                                               |
|-----------------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対<br>教<br>育<br>部      | 教育委員会事務局<br>学務課 | 1 学用品等の調達及び供給に関すること。<br>2 被災校への保健衛生指導に関すること。                                                    |
|                       | 教育委員会事務局<br>指導室 | 1 教職員の避難所運営の支援要請に関すること。<br>2 応急教育計画の作成に関すること。<br>3 隊内の他の班に属さないこと。                               |
|                       | 各小・中学校、各幼稚園     | 1 園児、児童及び生徒の避難誘導及び保護者への引渡しに関すること。<br>2 施設の保全及び管理に関すること。<br>3 避難所の運営に関すること。<br>4 応急教育計画に関すること。   |
| 対<br>区<br>議<br>会<br>部 | 区議会事務局          | 1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。<br>2 区議会議員の安否確認に関すること。<br>3 区議会議員との連絡調整に関すること。<br>4 区議会災害対策支援本部に関すること。 |
| 白鬚東地区防災拠点参集隊          |                 | 「白鬚東地区防災拠点における防災施設の管理及び防災機器の作動等に関する協定」に基づく、防災拠点施設管理職員への指示及び避難住民への対応に関すること。                      |

## 第2項 都

| 機 関 の 名 称                                  |  | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都建設局第五建設事務所                                |  | 1 河川の保全及び復旧に関すること。<br>2 道路及び橋梁の保全及び復旧に関すること。<br>3 水防活動に関すること。<br>4 河川における流木対策に関すること。<br>5 河川、道路等における障害物の除去に関すること。                                                       |
| 都建設局江東治水事務所                                |  | 1 高潮対策（地震対策）事業、江東内部河川整備事業、水門・排水機場等の整備及び維持管理に関すること。<br>2 水防作業の実施及び技術的指導に関すること。                                                                                           |
| 都水道局（東部第一支所及び墨田営業所）                        |  | 1 応急給水に関すること（ただし、応急給水槽における資器材の設置及び応急給水活動は区が行う。）<br>2 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。                                                                                              |
| 都下水道局<br>東部第一下水道事務所                        |  | 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。<br>2 仮設トイレ等のし尿の受入れ処理に関すること。                                                                                                                    |
| 都交通局門前仲町駅務管区<br>都交通局馬喰駅務管区<br>都交通局江東自動車営業所 |  | 1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。<br>2 地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関すること。                                                                                                                |
| 警視庁第七方面本部<br>本所警察署<br>向島警察署                |  | 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。<br>2 交通規制に関すること。<br>3 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。<br>4 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。<br>5 行方不明者の捜索及び調査に関すること。<br>6 遺体の調査等及び検視に関すること。<br>7 公共の安全と秩序の維持に関すること。 |
| 東京消防庁第七消防方面本部<br>本所消防署<br>向島消防署            |  | 1 火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること。<br>2 人命の救助及び救急に関すること。<br>3 危険物等の措置に関すること。<br>4 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。                                                                      |

### 第3項 自衛隊

| 機 関 の 名 称 | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱                                                                                |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 陸上自衛隊     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害派遣の計画及び準備に関すること。</li> <li>2 災害派遣の実施に関すること。</li> </ol> |

### 第4項 指定公共機関

| 機 関 の 名 称           | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱                                                                                                                                     |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本郵便本所・向島郵便局        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 郵便事業の運行管理及び施設等の保全に関すること。</li> <li>2 災害時における郵政事業災害特別事務取扱いに関すること。</li> <li>3 区内における災害対策の支援に関すること。</li> </ol>   |
| J R 両国駅<br>J R 錦糸町駅 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道施設の保全に関すること。</li> <li>2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</li> <li>3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。</li> </ol> |
| N T T 東日本           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電信電話施設の保全に関すること。</li> <li>2 災害時における通信の確保に関すること。</li> </ol>                                                   |
| 東京電力パワーグリッド<br>江東支社 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力施設の建設並びに安全保全に関すること。</li> <li>2 災害時における電力供給に関すること。</li> </ol>                                               |
| 日本通運ロジスティクス         | 災害時における貨物（トラック）自動車による救助物資及び避難者の輸送に関すること。                                                                                                              |
| 首都高速道路東京東局          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 首都高速道路等の保全に関すること。</li> <li>2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。</li> <li>3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。</li> </ol>                |
| 東京ガスグループ            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガス供給施設（製造設備等を含む。）の建設及び安全確保に関すること。</li> <li>2 ガスの供給に関すること。</li> </ol>                                         |

### 第5項 指定地方公共機関

| 機 関 の 名 称            | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱                                                                                                                                       |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東武鉄道<br>京成電鉄         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道施設の安全保全に関すること。</li> <li>2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</li> <li>3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。</li> </ol> |
| 東京地下鉄日本橋駅務管区<br>住吉地域 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道施設の安全保全に関すること。</li> <li>2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</li> <li>3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。</li> </ol> |
| 東京都トラック協会墨田支部        | 災害時における貨物（トラック）自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。                                                                                                             |

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク  
及びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの応急  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

## 第6項 公共的団体

| 機 関 の 名 称                                | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱        |
|------------------------------------------|--------------------------|
| 医師会<br>歯科医師会<br>薬剤師会<br>柔道整復師会<br>訪問看護協会 | 災害時における医療救護活動への協力に関すること。 |

## 第7項 民間協力機関

| 機 関 の 名 称 | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱                                                                                                                                                                                |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 町会・自治会等   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難誘導、避難所内の世話業務への協力に関すること。</li> <li>2 罹災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力に関すること。</li> <li>3 防疫活動への協力に関すること。</li> <li>4 その他、被害状況調査等災害対策事務全般についての協力に関すること。</li> </ol> |

## 第2章 区民と地域の防災力向上

### この章のポイント

過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われるなど、災害時における自助・共助の重要性が明らかになっている。

ここでは、自助・共助の担い手となる区民、地域、消防団、事業所など、つながりで守る地域防災力を向上させるための対策を示す。

### 1 想定される事態と認識

- 町会・自治会への加入率の低下など、地域コミュニティの基盤の弱体化や連帯意識の低下により、地域のつながりが薄れ、町会・自治会等の地域コミュニティの担い手が不足すると、災害時の助け合いが困難になるおそれがある。
- 新たな被害想定を踏まえた東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）では、家具転倒防止対策や感震ブレーカーの設置、消火器等による初期消火対策など自助・共助の取組推進が被害減少に大きく寄与することを指摘している。
- 自助・共助の担い手となる区民、地域、消防団、事業所など、これらの主体は、「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、各主体間の相互連携、相互支援を強め、地域の防災力の向上を推進していく必要がある。

### 2 現在の到達状況

#### （1）自助による区民の防災力向上

- 区民による自助の備えを促進するため、各種普及啓発を行う中、令和4年墨田区住民意識調査によると、家庭で行っている防災対策は、飲食料品の確保は62.5%、家具の転倒・落下・移動防止対策は42.9%となっている。

#### （2）地域における共助の推進

- 区内の町会・自治会を母体とする住民防災組織は、現在170団体が結成されており、地域の防災に重要な役割を果たすなど、地域における防災訓練の主体ともなっている。

#### （3）マンション防火対策における自助・共助の推進

- 区はマンション防災対策として、「すみだ良質な集合住宅認定制度（防災型）」を導入しているほか、墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例（平成20年墨田区条例第10号）に基づく規制誘導により備蓄倉庫の整備などを進めている。

#### （4）消防団の活動体制の充実

- 区内の消防団員数502人、充足率77.4%（令和5年10月現在）の中、区民防災訓練や総合防災訓練などを通じて、災害時における地域連携を図る取組を実施している。

#### （5）事業所による自助・共助の強化

- 事業所防災計画の作成をはじめ、地域との連携を図る取組を推進している。

## （6）ボランティアとの連携

- 社会福祉法人墨田区社会福祉協議会において、災害ボランティア活動の支援を目的とした訓練を実施している。

## （7）区民・行政・事業者等の連携

- 地域住民が主体となる防災活動を強化するため、防災士の育成（令和5年10月現在、99人）を推進している。

# 3 対策の方向性

## （1）自助による区民の防災力向上

- 区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、防災意識の啓発を推進するとともに、女性や子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者など多様な視点を踏まえた防災対策の充実を図る。
- 「自らの生命は自らが守る」ことを防災の基本として、区民一人ひとりの初期消火や救出・救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。
- 総合的な防災教育の推進により、児童・生徒や外国人等への情報提供や防災知識の普及等を推進していく。

## （2）地域による共助の推進

- 区の共助の中核を担う住民防災組織の体制強化を図り、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の啓発や区内全域における活動展開を促進することにより、地域の共助を推進していく。

## （3）マンション防災における自助・共助の推進

- 日頃の備えの大切さを学ぶことができるよう、居住者やマンションの自主防災組織、管理組合等を対象としたセミナーを実施するほか、資器材等の支援を推進し、マンションの防災力向上を図っていく。

## （4）消防団の活動体制の充実

- 初期消火や救出・救助などの活動を発災時に的確かつ迅速に実施できるよう、消防団員の加入促進や地域住民、消防署隊等と連携した訓練及び資器材等の整備を推進し、消防団活動体制の充実を図っていく。

## （5）事業所による自助・共助の強化

- 行政や地域との協定締結や、事業所防災計画の作成促進等により、発災時において事業所が自らの役割を果たすことができるよう、事業所の防災力向上を促進していく。

## （6）ボランティアとの連携

- 発災時に被災地のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、都及び墨田区社会福祉協議会、地域活動団体等との連携を強化し、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していく。

## （7）区民・行政・事業者等の連携強化

- 防災士資格取得者による墨田区防災士ネットワーク協議会と、区・区民・事業者の連携を強化する。

## 4 具体的な取組

| 地震前の行動<br>(予防対策)                 | 自助による区民の防災力向上                                                                                                                  | 地域による共助の推進                                                                                                  | マンション防災における自助・共助の推進                                                                              | 消防団の活動体制の充実                                                                                       | 事業所による自助・共助の強化                                                                                                                 | ボランティア活動の支援体制づくりの推進                                                                                       | 区民・行政・事業者等の連携                                                                                                                 |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○区民による自助の備えの促進</li> <li>○区民の防災意識の普及啓発、防災訓練の充実・教育の推進</li> <li>○外国人への防災知識の普及啓発</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○住民防災組織、区民消防隊、地域防災活動拠点会議、中学生自主防災組織の育成・体制の強化</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○マンション居住者による自助・共助の備え</li> <li>○防災意識の啓発、防災訓練の実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○消防団の活動支援・体制の強化</li> </ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所防災計画の作成推進</li> <li>○自衛消防隊の活動能力の充実・強化</li> <li>○事業所相互間、災害協力隊、地域等との協力体制の推進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアの受入体制の整備・育成</li> </ul>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○区民・行政・事業所の相互支援体制の強化</li> <li>○地域における防災連携体制の確立</li> <li>○防災士資格の取得者による協議会の運営</li> </ul> |
| 地震直後の行動<br>(応急対策)<br>発災後72時間以内   | 自助による応急対策の実施                                                                                                                   | 地域による応急対策の実施                                                                                                | マンション防災における応急対策の実施                                                                               | 消防団による応急対策の実施                                                                                     | 事業所による応急対策の実施                                                                                                                  | ボランティアとの連携                                                                                                |                                                                                                                               |
|                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○区民自身による出火防止及び初期消火活動</li> <li>○正確かつ迅速な情報収集等の実施</li> <li>○外国人への情報提供による支援</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○住民防災組織、区民消防隊、地域防災活動拠点会議、中学生自主防災組織による初期消火、救出・救護、避難所運営等の実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○マンション管理組合等による応急対策の実施</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災状況などの情報収集活動の実施</li> <li>○初期消火、救出・救護、避難誘導等の実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所による自衛消防活動の実施</li> <li>○従業員等の安全確保と情報収集</li> <li>○地域と連携した消火、救出・救助活動</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害ボランティアセンターの設置・運営</li> <li>○災害ボランティアセンターによるボランティア活動支援</li> </ul> |                                                                                                                               |
| 地震後の行動<br>(復旧対策)<br>発災後1週間<br>目途 |                                                                                                                                |                                                                                                             |                                                                                                  |                                                                                                   |                                                                                                                                |                                                                                                           |                                                                                                                               |
| 5 到達目標                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>■自助の備えを講じている区民の割合のさらなる向上</li> <li>■区民防災訓練や総合防災訓練の充実と参加者数の向上</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■町会・自治会の住民防災組織の結成率100%など、地域の防災力の向上</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>■マンションを含めた地域の防災活動を活性化</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>■消防団活動体制の強化により、災害活動能力を向上</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>■事業所防災計画の作成や災害時協力協定締結等の推進</li> </ul>                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■円滑なボランティア活動のための育成・支援体制の構築</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>■防災士による墨田区防災士ネットワーク協議会の自立した運営</li> </ul>                                               |

第1章  
区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク  
及びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの応急  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

## ● 予防対策

### 第1節 自助による区民の防災力の向上

#### 第1項 区民等の役割

区民等は、「自らの生命は自らが守る」という観点に立ち、必要な防災対策を推進する。

- 1 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 2 日頃からの出火の防止
- 3 消火器、住宅用火災警報器、感震ブレーカーなど防災用品の準備
- 4 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止対策
- 5 ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- 6 飲料水（1日一人30目安）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や携帯トイレ・簡易トイレの準備
- 7 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日分、推奨1週間分）
- 8 地震が発生した場合の家族の役割分担、避難方法、安否確認や連絡方法の取り決め
- 9 都や区が行う防災訓練や防災事業への積極的参加
- 10 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- 11 避難行動要支援者がいる家庭における、個別避難計画の作成や「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意等の円滑かつ迅速な避難への備え
- 12 災害発生時に備えて、一時集合場所、避難場所、指定避難所、避難経路等の確認・点検並びに適切な情報収集方法の確認
- 13 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

#### 第2項 防災意識の啓発

[各機関]

区及び都並びに防災関係機関は、防災関係職員に対し専門的教育訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに相互に緊密な連絡を保ち、単独又は共同して区民に対し防災知識を普及し、広報するとともに、常に防災意識の向上に努める。

| 機関名 | 内 容                                                                                                                                                                        |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区   | 1 区民への普及啓発<br>（1）主な広報事項<br>ア 区防災計画<br>イ 出火防止及び初期消火並びに救出・救護知識<br>ウ 災害時の心得、避難誘導（避難先、経路、方法、指示の伝達等）<br>エ 過去における地震災害に関する知識<br>オ 警戒方法及び災害予防事項<br>カ 区内一般情勢、危険箇所、被害予想等<br>キ 地震への備え |



|                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区                             | <p>ク 高層建築物における地震発生時の心得</p> <p>ケ 事業計画</p> <p>(2) 防災の日の設定<br/>毎月1日（1月は17日）を「墨田区防災の日」と定め、区民の防災意識の高揚及び普及の充実に努める。</p> <p>(3) 起震車の利用<br/>区の起震車を活用し、人工地震体験等を通して、区民の防災意識の普及・高揚並びに地震時の対応力の養成に努める。</p> <p>(4) 講習会等による普及広報<br/>ア 「防災の日」である9月1日を含む1週間程度の期間、防災フェアを行う。<br/>イ 防災関係機関等との緊密な連絡のもとに座談会、講習会等により周知に努める。<br/>ウ 特に、東京都震災対策条例の趣旨に鑑み、「区民の責務」「事業者の責務」「帰宅困難者の事前準備」等について、啓発と実践誘導を図る。</p> <p>(5) 印刷物等による普及広報<br/>ア 区報はもとより、防災関係機関の広報紙等に随時防災関係記事を掲載し、防災知識の普及を図る。<br/>イ 地震に備え、防災知識の普及等を目的とし、避難場所や避難所などを記載した「墨田区防災マップ」を挟み込んだパンフレット「墨田区地震ガイドブック」を作成し、周知を行う。<br/>ウ 「防災用品・消火器あっせんのご案内」により、日常備蓄の推進と家庭の安全対策への普及を図る。<br/>エ 東京都が作成・配布した防災ブック「東京防災（2023 改定版）」及び「東京くらし防災（2023 改定版）」を区民に広く周知する。</p> <p>(6) 区公式ホームページやSNS等を活用した普及広報<br/>ア 区公式ホームページ等に災害対策などを掲載し、区民の防災意識の向上を図る。<br/>イ 区公式フェイスブックや危機管理X（旧ツイッター）等SNSを用いてイベント情報や災害に対する注意喚起等を定期的に配信する。<br/>ウ 区防災計画、防災体制等を適宜報道機関に発表し、区民の防災に関する関心を高め、その知識の普及を図る。<br/>エ 区内在住の外国人や観光客などに向けて防災情報や災害発生時における災害情報を提供するため、インターネットなどを通じた外国語による情報発信の取組を促進する。</p> <p>2 職員への防災教育<br/>職員に対し、区防災計画の概要、活動体制その他防災に関する講習会等を開催するほか、防災関係機関等が開催する講習会、訓練等へ職員を派遣する。</p> |
| 警視庁<br>第七方面本部<br>本所・向島<br>警察署 | <p>1 広報内容<br/>(1) 地震等に関する一般知識<br/>(2) 事前に区民等の取るべき措置<br/>(3) 地震発生時の対応措置<br/>(4) 地震発生時の警視庁の諸活動<br/>(5) 大震災対策のための心理学的調査研究結果</p> <p>2 広報手段及び方法<br/>(1) 自主防災組織、町会・自治会等を通じての地域住民への働きかけ<br/>(2) 幼稚園、学校等に対する積極的な働きかけ<br/>(3) 事業所等に対する積極的な働きかけ<br/>(4) 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>警視庁<br/>第七方面本部<br/>本所・向島<br/>警察署</p>          | <p>座談会等諸警察活動を通じての広報活動<br/>(5) 運転免許更新時における広報誌の配布<br/>(6) 防災相談コーナーの設置<br/>(7) 警視庁ホームページを通じた広報活動<br/>3 広報媒体<br/>(1) パンフレット（日本語・英語・中国語・韓国語）<br/>(2) パネル（過去の大地震等）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>東京消防庁<br/>第七消防方面<br/>本部<br/>本所・向島<br/>消防署</p> | <p>1 「地震に対する10の備え」や「地震その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導、ホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施<br/>2 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発<br/>3 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開<br/>4 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進<br/>5 東京消防庁消防防災資料センター、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施<br/>6 ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力<br/>7 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発<br/>8 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発<br/>9 各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施<br/>10 出火防止及び初期消火に関する備えの指導<br/>11 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布及び家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発<br/>12 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発<br/>13 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発</p> |
| <p>都水道局</p>                                      | <p>1 広報内容<br/>(1) 地震発生に際しての水道局の応急対策<br/>(2) 水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由<br/>(3) その他、地震発生後に必要な注意事項など<br/>2 広報手段<br/>(1) 「くらしのガイド」その他各種パンフレット、インターネットホームページやX（旧ツイッター）などによる自主広報とともに、都・区市町村、国、その他各防災機関に働きかけて、広報紙、パンフレット等に掲載を依頼する。<br/>(2) 水道施設見学会や施設開放、水道週間等の行事の場を利用するほか、都・区市町村及び各防災機関の行う集会、研修会の場などを積極的に利用する。<br/>(3) 都の提供するラジオ、テレビ番組をはじめ、出版及び報道機関の防災特集や生活情報、都や防災機関の防災広報映画などの企画に働きかけるなど、視聴覚媒体を活用した広報の実施を図る。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>首都高速道路<br/>東京東局</p>                           | <p>震災時において利用者が適切な判断や行動ができるよう、各種の防災関連行事等で避難対応等の情報を周知させるためのパンフレットを配布する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>NTT東日本</p>                                    | <p>防災展及び地域防災訓練等で災害用伝言ダイヤル171、災害用ブロードバンド伝言板（web171）の利用体験、防災パンフレット等の配布を行い、都民へ電話の混雑防止対策及び安否確認ツールの普及・啓発を行っている。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|                     |                                                                                                                                            |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東京ガスグループ            | 防災の日及び防災週間中に都民等に対し、マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシ等を配布し、防災意識の高揚を図っている。                                                                       |
| 東京電力パワーグリッド<br>江東支社 | 1 災害時の電気関係の措置やお客様が行う事前の備え、感電事故防止などについて、パンフレットを発行している。<br>2 「東京電力の防災対策」の紹介ビデオ（一般用・研修用、日本語版・英語版）を作成し、お客様に当社の防災対策を理解していただくとともに、防災意識の高揚を図っていく。 |

## 第3項 防災教育・訓練の充実

〔各機関〕

幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を養成することが重要である。各機関は、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

また、学校、住民防災組織、応援協定を締結した団体等、多様な主体と連携した訓練に取り組む。さらに、区民、住民防災組織等を対象とし、Web サイトでの訓練メニューの紹介や、総合防災訓練における区民参加型訓練の実施など、訓練の充実と活性化を図っていく。

- 1 住民防災組織の育成指導
- 2 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する訓練への支援
- 3 各避難所運営主体による避難所運営訓練や区総合防災訓練等への参加に対する支援
- 4 各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進
- 5 実践的な防災訓練を通じた区民の防災行動力の向上
- 6 男女共同参画の視点に立った訓練計画
- 7 中学生に対する普通救命講習の受講支援や防災意識を高めるための防災教育の推進

### （1）区民防災訓練

町会・自治会の自主防災組織による区民防災訓練は、各町会・自治会により年1回程度実施されている。

- |           |                            |            |
|-----------|----------------------------|------------|
| ア 情報伝達訓練  | イ 出火防止訓練                   | ウ 初期消火訓練   |
| エ 救出救護訓練  | オ 避難訓練（発災型対応訓練、安否確認訓練を含む。） |            |
| カ 資器材取扱訓練 | キ 給食・給水訓練                  | ク 要配慮者対策訓練 |

### （2）総合防災訓練

災害対策基本法に基づき、区の地域に大地震が発生したことを想定し、区及び防災関係機関が住民と一体になって区地域防災計画に習熟するとともに、区及び防災関係機関相互の協力体制を緊密にすることを目的とし、総合防災訓練を実施する。

- |            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| ア 関係機関総合訓練 | イ 区民参加型訓練 | ウ 普及啓発活動等 |
|------------|-----------|-----------|

(3) 消火、救出・救助、応急救護訓練計画

〔東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

地震により発生する火災をはじめ、各種災害に対処するため、消防団・東京消防庁災害時支援ボランティア・事業所、住民等を対象として、初歩的な訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練など、地域特性に応じた実践的で基本的な防災訓練を行うとともに、連携活動を重視した総合訓練を実施する。また、教育機関等と連携し、発達段階に応じた総合防災教育を実施する。

ア 出火防止等に関する教育・訓練の実施

イ VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進

ウ デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実

エ 都民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実

オ 都民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備

カ 一定以上の応急手当技能を有する都民に対する技能の認定等、都民の応急救護に関する技能の向上

キ 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進

ク 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施

ケ 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施

コ 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨

サ 町会・自治会を中心に、民生委員・児童委員、町会・自治会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領・救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施

シ 要配慮者の防災行動を高めるための訓練の推進

ス 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施

さらに、建物倒壊や電車脱線等による多数の死傷者が発生する救助救急事象及び大規模な市街地火災に対処するため、医療機関、民間団体等との協力体制を確立し、連携活動を重視した総合訓練を実施する。

| 参加機関  | 訓練項目                                                                                                                                                   | 実施時期及び場所                                                          |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 消 防 団 | 1 参集（情報収集）及び初動措置（災害対応）訓練<br>2 通信運用訓練及び情報整理<br>3 部隊編成訓練<br>4 消火、救出・救護活動訓練<br>5 消防署隊との連携訓練<br>6 東京消防庁災害時支援ボランティア等各種団体との連携訓練<br>7 地域住民との協働による消火、救出・救護活動訓練 | 1 年間教育訓練計画を樹立し、その計画に基づいて実施する。<br>2 地域住民が実施する防災訓練において、連携した訓練を実施する。 |

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                   |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東京消防庁<br>災害時支援<br>ボランティア | <p>災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チーム編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを実施</p> <p>平常時には、以下の活動を実施</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加</li> <li>2 チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」「コーディネーター講習」への参加</li> <li>3 その他、登録消防署の要請による活動</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 火災予防運動や防災とボランティア週間などの機会を捉え、講習会、総合訓練等を積極的に実施する。</li> <li>2 地域住民が実施する防災訓練において、連携した訓練を実施する。</li> </ol>                      |
| 区 民                      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 身体防護訓練</li> <li>2 出火防止訓練</li> <li>3 避難訓練</li> <li>4 初期消火訓練</li> <li>5 救出・救助訓練</li> <li>6 応急救護訓練</li> <li>7 通報連絡訓練</li> <li>8 その他の訓練</li> </ol>                                                                         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本的訓練は、年間防災訓練計画を作成し、実施する。</li> <li>2 年間を通じ、街区を単位とした小規模な訓練（まちかど防災訓練）等を随時実施する。</li> <li>3 年1回以上総合訓練を実施する。</li> </ol>       |
| 事 業 所                    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 身体防護訓練</li> <li>2 出火防止訓練</li> <li>3 情報収集・伝達訓練</li> <li>4 初期消火訓練</li> <li>5 通報訓練</li> <li>6 避難誘導訓練</li> <li>7 救出・救護訓練</li> </ol>                                                                                        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画等に基づいて訓練計画を樹立し、計画に基づいた訓練を実施する。</li> <li>2 年1回以上総合訓練を実施する。</li> <li>3 町会等との応援協定を締結している場合は、その協定に基づく訓練を実施する。</li> </ol> |
| 医 療 機 関                  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急医療救護所の運営訓練</li> <li>2 傷病者の救急度に応じた分類（トリアージ<sup>(*)</sup>）及び救急処置並びに搬送訓練</li> </ol>                                                                                                                                     | <p>区主催の総合防災訓練で実施するほか、火災予防運動期間等において連携した訓練を実施する。</p>                                                                                                                |

## 第4項 外国人支援対策

〔区〕

都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で情報を提供する。

なお、各種取組を行う上では、東京都防災（語学）ボランティア等と連携して、防災訓練に参加する外国人の支援を行うとともに、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語標記を推進する。

<sup>(\*)</sup> 災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて、適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定することをいう。

## 第2節 地域による共助の推進

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、  
本所・向島消防署]

### 1 住民防災組織等の役割

地域組織及び住民が自主的に結成した住民防災組織の役割や取るべき措置は、次のとおりである。

- (1) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- (2) 初期消火、救出・救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
- (3) 消火、救助、炊出資器材等の整備・保守
- (4) 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- (5) 地域内の避難行動要支援者の把握及び災害時の支援体制の整備
- (6) 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備

### 2 活動能力の向上

#### (1) 初期消火技術の普及・啓発

消防署は、初期消火マニュアルを活用し、軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等による実践的な初期消火対策を指導し、住民防災組織等における初期消火体制の強化を推進する。

#### (2) 救出活動技術の普及・啓発

消防署は、住民防災組織等に対する救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。

#### (3) 応急救護技術の普及・啓発

消防署は、積極的に住民防災組織に対して応急救護に必要な知識及び技術を普及し、自主救護能力の向上を図る。

応急手当普及用資器材の整備・充実を図るとともに、公益財団法人東京防災救急協会と連携し、効果的な啓発活動を展開する。

一定以上の応急手当技能を有する区民に対し、その技能を認定することにより、応急救護に関する技能の向上と意識の高揚を図る。

#### (4) 救出・救助資器材の配備

区は、あらかじめ救出・救助資器材を地域に配備し、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署と連携し、救出・救助能力の向上を図る。

### 3 住民防災組織等の充実

#### (1) 住民防災組織

区内の町会・自治会を母体として結成されている住民防災組織は、現在 170 団体であり、地域防災に重要な役割を果たしている。区では、自主的な住民防災組織の育成・強化を図るため、墨田区住民防災組織の育成等に関する条例（昭和 51 年墨田区条例第 23 号）に基づき、助言・指導・防災資器材の整備助成等を行っている。また、全町会・自治会に対し、平成 7 年度、阪神・淡路大震災を教訓に救出・救助工具を配布するとともに、平成 25 年度から初期消火体制の充実等のため消火用スタンド

パイプを配備のもと、消防署や消防団と連携してそれらを活用した実践的な訓練を実施するなど、共助体制の強化を図っている。さらに平成27年度から防災資器材倉庫の建替え等に対する助成を行っている。

なお、住民防災組織の編成区分及び活動については、次の内容に準じて行うものとしている。

※ II-10：住民防災組織結成状況一覧表（別冊 P188 参照）

※ I-05：墨田区住民防災組織の育成等に関する条例（別冊 P7 参照）

| 区分 | 予防活動        | 応急活動                  |
|----|-------------|-----------------------|
| A  | 防災意識の普及高揚   | 情報、伝達、広報活動、秩序維持に対する協力 |
| B  | 出火防止の徹底     | 出火防止、初期消火活動           |
| C  | 各種訓練の実施     | 避難活動、救助物資の配分          |
| D  | 資器材の備蓄、保守管理 | 救出救護に対する協力、炊き出しに対する協力 |

また、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップによる防災力を高めるため、住民防災組織から提案があった場合には、地区防災計画を定めることができるものとする。

## （2）要配慮者サポート隊

要配慮者サポート隊は、住民防災組織の中で、平常時における要配慮者情報の把握や訓練、災害時における避難誘導や生活支援などを行う組織で、「住民どうしの助け合いシステム」として、各町会・自治会に要配慮者サポート隊の編成を推進している。区は、支援活動能力の向上を図るため、平成20年度から、救助等に必要な資器材の交付及び隊員の普通救命講習における費用の助成を行っている。

## （3）区民消防隊

区民消防隊は、震災時の火災発生時に初期消火に当たるもので、町会・自治会単位の自発的な組織（住民防災組織の防火部）として、地域住民10名程度で1隊を編成し、現在51隊が活動している。

区は、初期消火活動を円滑に実施できるよう、訓練等を通じ、技術や知識の向上を図るなど、区民消防隊の支援を行う。

※ II-11：区民消防隊現況一覧表（別冊 P193 参照）

## （4）地域防災活動拠点会議

地域防災活動拠点会議は、地域の町会・自治会及び学校関係職員のほか、関係行政機関や区職員等が参加する組織として、現在、38か所に設置している。災害発生時には、区災害対策本部などの活動に協力するほか、事実上の住民代表組織となることから、日頃から地域を形成する関係団体・組織と意思疎通を図り、横のつながりを密接なものとし、防災上の課題解決に取り組んでいく必要がある。

※ II-12：地域防災活動拠点会議結成状況一覧表（別冊 P195 参照）

## （5）中学生自主防災組織

地域に居住している中学生は、災害時には支援されるだけではなく、支援する側としても役割が期待されていることから、将来の地域防災の一翼を担うリーダーとして活躍できるよう防災教育面からも支援する。

また、自主防災組織を結成している7校の中学校には、必要な資器材等の整備を行うほか、上級救命講習の受講促進などの支援の充実を図るとともに、未結成の中学校には、その結成を働きかけていく。

## 第3節 マンション防災における自助・共助の構築

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

### 1 マンション居住者による自助・共助の備え

マンション居住者は、区民としての自助の備えや地域による共助の推進を図る一方で、マンション特有の課題に対する対策として、エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施や、排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備などを行う。

### 2 防災意識の啓発・防災訓練の充実

マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう、「東京とどまるマンション」制度の周知はもとより、マンション防災セミナーの開催など、防災意識の啓発を図るとともに、マンション居住者等の自主防災組織が行う防災訓練等の支援を行う。



## 第4節 消防団の活動体制の充実

〔区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

消防団は、常備消防、区をはじめとする行政機関、住民防災組織及び住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）が施行され、地域防災力の中核として消防団が欠くことのできない代替性のない存在であることから、消防団の抜本的な強化を図るため、その体制の強化を更に推進する。

- 1 消防団への積極的な加入が促進されるよう、女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。また、特別区では、大規模災害団員などの制度の活用、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等を進める。
- 2 公務員の兼職に関する特例や事業者の協力について規定が定められ、消防団へ入団しやすい環境が整備された。そこで、官公署を始め、事業者は、消防団の入団や活動への柔軟かつ弾力的な取扱い、雇用する側の協力体制の配慮等について必要な措置を講ずるよう求められている。
- 3 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団本部施設の整備をはじめ、活動に必要な資器材や可搬ポンプ積載車（緊急自動車）等を計画的に整備している。
  - ※ II-08：消防団の現況（別冊 P186 参照）
  - ※ II-09：消防団資器材の現況（別冊 P187 参照）
- 4 各種資器材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- 5 教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- 6 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。
- 7 消防団員の資格取得を推進するとともに、消防団員が有している重機操作、自動車等の運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効活用できるよう訓練を推進する。また、消防団に対し機能別団員制度の周知を図る。
- 8 消防団の活動等に係る自主学習用教材を活用するなど、団員の生活に配慮した訓練方法や訓練時間の工夫を推進し、団員の仕事や家庭との両立を図る。
- 9 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。
- 10 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。
- 11 消防団員への訓練にeラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。

## 第5節 事業所による自助・共助の強化

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、  
本所・向島消防署]

### 1 事業所の役割

事業所は、その社会的責任を果たすため、次のような対策等を図っておくことが必要である。

#### (1) 帰宅困難者対策

都民、事業者、行政等のそれぞれの役割と取組を明文化した東京都帰宅困難者対策条例や帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、帰宅困難者の一斉帰宅抑止対策や利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映し、従業員への周知を図る。

#### (2) 非常用品の備蓄、防災資器材の準備

社屋内外の安全化、防災資器材や水・食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）の整備を図り、トイレ対策、従業員や顧客の安全確保対策を推進する。

#### (3) 事業継続計画（BCP）の作成

災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策を推進する。なお、事業継続計画（BCP）の整備は地震後も従業員が事業所に留まる契機となることから、「むやみに移動しない」等、災害時の行動ルールを盛り込みながら策定する。

#### (4) 事業所の安全点検

地震が発生した場合、最も重要となるのが従業員や顧客の身の安全を守ることであるため、地震の揺れによる被害を抑止するための対策として、建物の耐震診断や耐震改修、看板等の落下防止、事務機器等の転倒防止、パソコン等の落下防止、振動による機械の移動や荷崩れの防止、避難経路の障害物の除去等、事業所の特性に応じて必要な対策を実施する。

#### (5) 従業員とその家族の安否確認

従業員とその家族の安否確認に当たっては、NTTによる災害用伝言ダイヤル（171）、災害用ブロードバンド伝言板（web171）、各携帯電話事業者による災害用伝言板サービスなどについて、各事業者が従業員等に対し、これらの存在や取扱方法等の周知を図り、家族との連絡方法等をあらかじめ決めておくように指導する。

#### (6) 地域連携・地域貢献

組織力を活用した地域活動への参加、住民防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策と災害時の地域貢献対策を促進する。

## 2 事業所の防災計画と組織

事業所には、その用途や規模にかかわらず事業所単位に事業所防災計画の作成が義務付けられている中、すべての事業所に対する事業所防災計画の作成の指導を行うとともに、各種訓練や指導等を通じて自衛消防隊の活動能力の充実・強化を図る。

また、事業所相互間の協力体制、災害協力隊等との連携を強めるとともに、保有資材を整備し、地域との協力体制づくりを推進する。

- (1) 防火管理者又は防災管理者の選任を要する事業所については、震災に備えての事前計画、震災時の活動計画及び施設再開までの復旧計画について消防計画に定め、届け出ることとする。防火管理者の選任を要しない事業所については、事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を配布し、作成を指導する。都市ガス、電気、鉄道・軌道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。
- (2) ホテル、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者のうちから、自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）を配置することが義務付けられている。さらに、震災時には自衛消防活動の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員が中心となって活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。

## 3 活動能力の向上

### (1) 救出活動技術の向上

消防署は、バール、とび口等、震災に備えた自衛消防隊の装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、震災を想定した自衛消防訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。

### (2) 応急救護知識の普及及び技術の向上

発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、火災予防条例第55条の5に基づく、自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成等を行う。

## 第6節 ボランティア等との連携・協働

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、  
本所・向島消防署]

災害時におけるボランティア活動は、被災地の人々の生活の安定と再建を図る上で重要な役割を担うものである。発災時に、ボランティアの協力を広く求めるためには、ボランティア意識の高い社会づくりに努めるとともに、平常時から行政との間に信頼関係を確立し、連携協力の仕組みを構築しておかなければならない。

ボランティアは、応急危険度判定員や通訳等の特定の知識や資格を要するものと、避難所等における炊き出しや支援物資配布等の特別な資格を必要としないものなど多様であるため、今後、それぞれの活動形態に対応した受入れ体制の整備や人材の育成等を実施していく。

### 1 区

区では、ボランティア活動の拠点施設であるすみだボランティアセンターにおいて、ボランティア活動に必要な人的・物的な援助を墨田区社会福祉協議会が実施している。

災害時ボランティアの活用に当たっては、災対総務部総務隊と墨田区社会福祉協議会とが連携し、災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。

今後も墨田区社会福祉協議会との密接な連携のもとに、ボランティアの活動形態に対応した育成方法及び受入れ体制の整備を図っていく。また、都及び区において、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進する。なお、災害時に、区はボランティア等への直接的な支援を行い、都は広域的な立場による活動の調整及び補完を行っていく。

※ VI-01：災害ボランティア受付票（別冊 P293 参照）

### 2 都

#### （1）登録ボランティア

都では「東京都防災ボランティアに関する要綱」を制定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用している。この要綱に基づき、防災（語学）ボランティア、応急危険度判定員、建設防災ボランティアの募集、育成を行っている。被災宅地危険度判定士については、「東京都被災宅地危険度判定士認定登録要綱」に基づき、実施している。

#### （2）東京都災害ボランティアセンター

都は、東京ボランティア・市民活動センターと連携して、東京都災害ボランティアセンターを設置し、大規模災害における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動ができるよう、区市町村の災害ボランティアセンター等の設置・運営等を支援する。

### 3 警視庁

警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8年8月から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警

察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

#### 4 東京消防庁

本所・向島消防署では、大規模地震の際、同時多発する大災害に対応する必要があることから、震災対策の一環としてボランティアとの連携を図り、その行動力を消防業務の支援として活用するため、ボランティアの受入れ体制を確立するとともに、あらかじめ専門的な知識、技術を修得した「東京消防庁災害時支援ボランティア」の育成を推進している。

そのような中、本所・向島消防災害時支援ボランティアの活動は、東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した本所・向島消防署へ自主的に参集し、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などの支援を行うこととしている。

なお、災害時支援ボランティアの募集・育成は、東京消防庁により平成7年7月から開始されたもので、平成18年1月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大している。

※ IX-02：東京消防庁災害時支援ボランティアの概要（別冊 P362 参照）

## 第7節 区民・行政・事業所等の連携

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

### 1 相互に連携した社会づくり

従来の区民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力し合うネットワークを形成し、震災に強い社会を構築することが必要である。区は相互に連携協力し合うネットワークを形成するため、次のような対策を推進する。

- (1) 駅周辺の駅前滞留者対策協議会等、都、区、事業所及び地域との相互支援を協議する場の設置
- (2) 自治体間の相互支援体制の強化
- (3) 行政、事業所、地域との連携のあり方についての基本指針やマニュアル等の作成
- (4) 応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携した救命講習会の実施

### 2 地域における連携体制の確立

区及び防災関係機関は、震災から地域ぐるみで地域社会を守るために、次の対策を推進し、地域における連携体制の確立を図る。

- (1) 地域、事業所、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進  
地域の住民防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など協力体制の推進を図る。
- (2) 地域コミュニティの活性化  
町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化を図る。
- (3) 合同防災訓練の実施  
地域の連携体制を確立するため、地域の防災関係機関、住民防災組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を促進するとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。
- (4) 多様な地域住民の参加  
地域における連携体制の確立に当たっては、女性、子ども、マンション住民、外国人、就労・子育て世代、事業所従業員等、多様な地域住民の参加が可能となるよう、防災事業の実施内容及び参加・協力の呼びかけ等を工夫する。
- (5) 区・区民・事業者の連携の強化  
防災士資格取得者による墨田区防災士ネットワーク協議会と、区・区民・事業者の連携を強化する。

## ● 応急対策

### 第1節 自助による応急対策の実施

#### 第1項 区民自身による応急対策

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。出火した場合は近隣に協力を求め、速やかに初期消火活動を実施する。

また、災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。

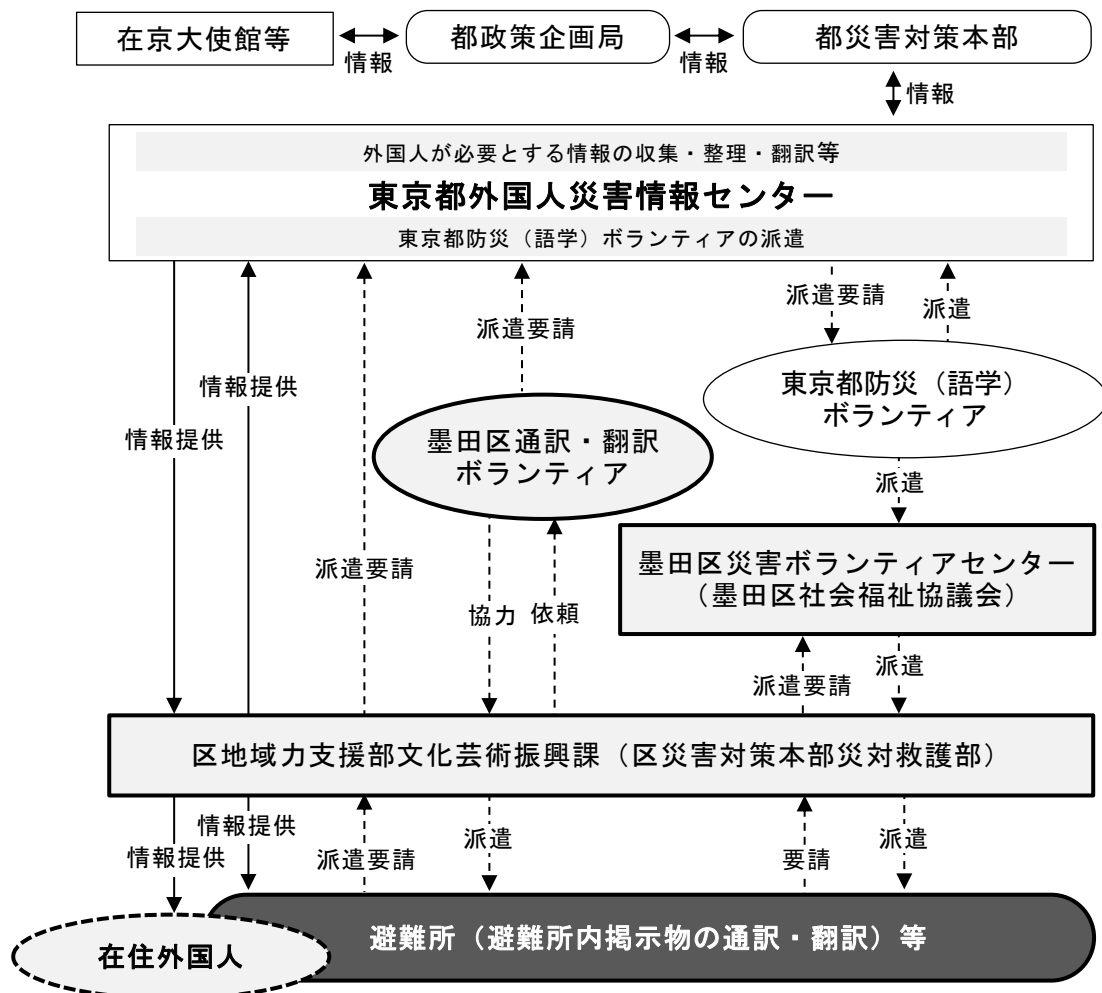
なお、地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料や水、生活必需品等を活用する。

#### 第2項 外国人支援対策

[各機関]

災害時における必要な情報の収集や提供を円滑に行うため、都が開設する外国人災害情報センターや関係機関と情報交換を行い、在住外国人等に情報提供を行う。

【外国人支援対策の流れ】



## 第2節 地域による応急対策の実施

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、  
本所・向島消防署〕

住民防災組織や中学生自主防災組織は、自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出・救護、応急救護活動等を実施する。

### 1 住民防災組織等による活動

火災が発生した場合は、住民防災組織等が協力して、スタンドパイプや可搬ポンプ等を活用した初期消火を実施する。

なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防署隊が到着後は、その指示に従う。

### 2 救出・救護活動

住民防災組織等が保有する救出救助工具や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、救護所等への搬送を実施する。

また、要配慮者のうち避難行動要支援者名簿掲載者については、要配慮者サポート隊などが把握している名簿をもとに安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

### 3 避難所運営

施設管理者、区職員、住民防災組織等と連携し、女性や要配慮者等多様な視点を踏まえた避難所運営を行う。

## 第3節 マンション防災における応急対策の実施

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、  
本所・向島消防署〕

マンション管理組合等は、次のような応急対策を実施する。なお、マンション防災における応急対策は、地域で行われる応急対策とも連携して行う。

### 1 マンション居住者の安否確認

### 2 マンション共有の資器材を用いた救出活動支援

### 3 集会室等を利用した避難所運営

### 4 建物被害調査と二次被害防止

### 5 ライフライン復旧状況の確認

### 6 在宅避難継続のためのマンション居住者への支援

### 7 マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配



## 第4節 消防団による応急対策の実施

〔区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

- 1 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- 2 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- 3 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。
- 4 所轄消防署の消火活動等の応援をするとともに、活動障害を排除する等の活動を行う。
- 5 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送する。
- 6 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡を取りながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

## 第5節 事業所による応急対策の実施

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

震災後、事業者は、来訪者、従業員等の安全を確保するとともに次の応急対策を実施し、応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与するものとする。

- 1 建物内に閉じ込められたり、下敷きになった者が発生した場合の初期救出・救護
- 2 速やかな出火防止措置を実施
- 3 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施
- 4 正確な情報収集及び来訪者や従業員等に伝達
- 5 施設の安全を確認した上での従業員に対する一斉帰宅の抑制
- 6 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救助活動、救護活動の実施

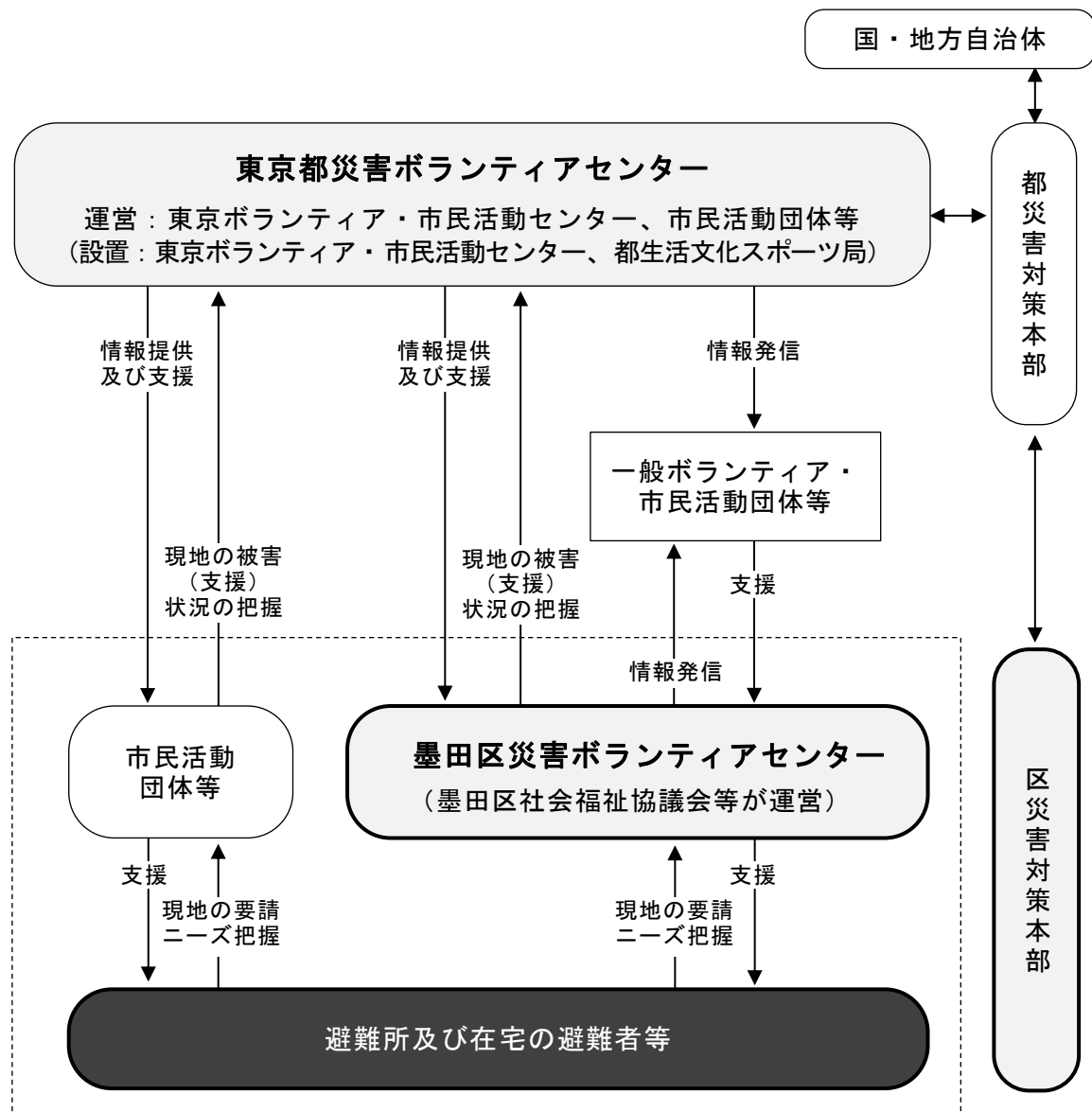
## 第6節 ボランティアとの連携

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

墨田区社会福祉協議会等との協働による災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援する。

※ IX-02：東京消防庁災害時支援ボランティアの概要（別冊 P362 参照）＜再掲＞

### 【ボランティアとの連携図】



## ● 復旧対策

### 第1節 地域による応急対策の実施

応急対策第2節「地域による応急対策の実施」に準ずる。

### 第2節 消防団による応急対策の実施

応急対策第4節「消防団による応急対策の実施」に準ずる。

### 第3節 ボランティアとの連携

応急対策第6節「ボランティアとの連携」に準ずる。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク  
及びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの応急  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策



## 第3章 安全な都市づくりの実現

### この章のポイント

大規模な地震では、建物の出火、倒壊等による多数の死傷者、道路・架橋の寸断による消火・救急活動などへの支障、排水施設等の被災による二次災害など、都市全体に大きな被害が発生するおそれがある。

ここでは、建築物の不燃化や耐震化など安全な市街地整備への取組を推進のもと、地震に強い都市づくりを実現するための対策を示す。

### 1 想定される事態と認識

- 区の南部地域では関東大震災や戦災後の基盤整備等のもと、整然とした街並みが形成されているが、北部地域では木造家屋の密集市街地も多いなど、都が公表した「地震に関する地域危険度」でも危険性の高いランクの町丁目が存在している。
- 木造住宅密集地域を中心に、建物倒壊や焼失による被害が想定される中、火災発生の防止はもとより、建築物の不燃化や耐震化に一層取り組むほか、液状化への適切な対策、室内での家具類の転倒・落下・移動防止等への対策や消防水利の整備など、都市全体の防災性を高めていく必要がある。
- 新たな被害想定によれば、約10年前（平成24年）の被害想定と比べ、死者数は都で9,641人から6,148人へ、区で665人から321人へ、また建物被害の全壊数は都で304,300棟から194,431棟へ、区で17,657棟から9,070棟へと、これまでの減災対策の成果としてそれぞれ減少しているが、今後とも対策の手を緩めずに進めていく必要がある。

### 2 現在の到達状況

#### （1）木造住宅密集地域の不燃化の促進

- 木密地域不燃化プロジェクト推進事業による「京島周辺地区」及び「鐘ヶ淵周辺地区」を中心とした建替え工事費等の一部助成を行っている。
- 区北部地域の木造住宅密集市街地における主要生活道路の拡幅とその沿道の不燃化を促進している。
- 区全域の不燃化率約71.1%（区南部約85.3%、区北部約60.4%）（令和4年度末）となっている。

#### （2）建築物の耐震化

- 区公共建築物の耐震化率100%（令和元年度末）、住宅の耐震化率は約95.0%（令和2年度末）となっている。

#### （3）液状化対策

- 東京の液状化予測図等による情報提供や、建築確認審査等の機会を捉え、意識啓発を図っている。

#### （4）出火、延焼等の防止

- 全170町会・自治会へ消火用スタンドパイプを配備している。

### 3 対策の方向性

#### （１）木造住宅密集地域の不燃化促進

- 木密地域不燃化プロジェクトを推進し、不燃化特区内の延焼による焼失ゼロを目指すとともに、密集事業等により市街地の不燃化を促進し、整備地域において「燃えないまち」を実現する。また、主要な都市計画道路の整備により、延焼遮断帯の形成を促進し、「燃え広がらないまち」を実現する。

#### （２）建築物の耐震化及び安全対策の促進

- 墨田区都市計画マスタープランの推進や安全な市街地の整備と再開発により、地震に強い都市づくりを実現する。
- 地震被害の軽減と防止を図るため、建築物の不燃化・耐震化の促進及び施設構造物等の安全化を図る。
- 内部河川の整備は、東日本大震災等を受け策定された「東部低地帯の河川施設整備計画」を踏まえた「荒川水系江東内部河川整備計画（平成 28 年策定）」に基づき、河川施設の耐震化にも取り組む。
- 堤防や護岸等の河川管理施設及び道路が、地震や津波等により破壊や崩壊等の被害を受けた場合には、公共の安全確保上緊急を要するものは速やかに復旧を行うなど、施設の応急復旧に努める。

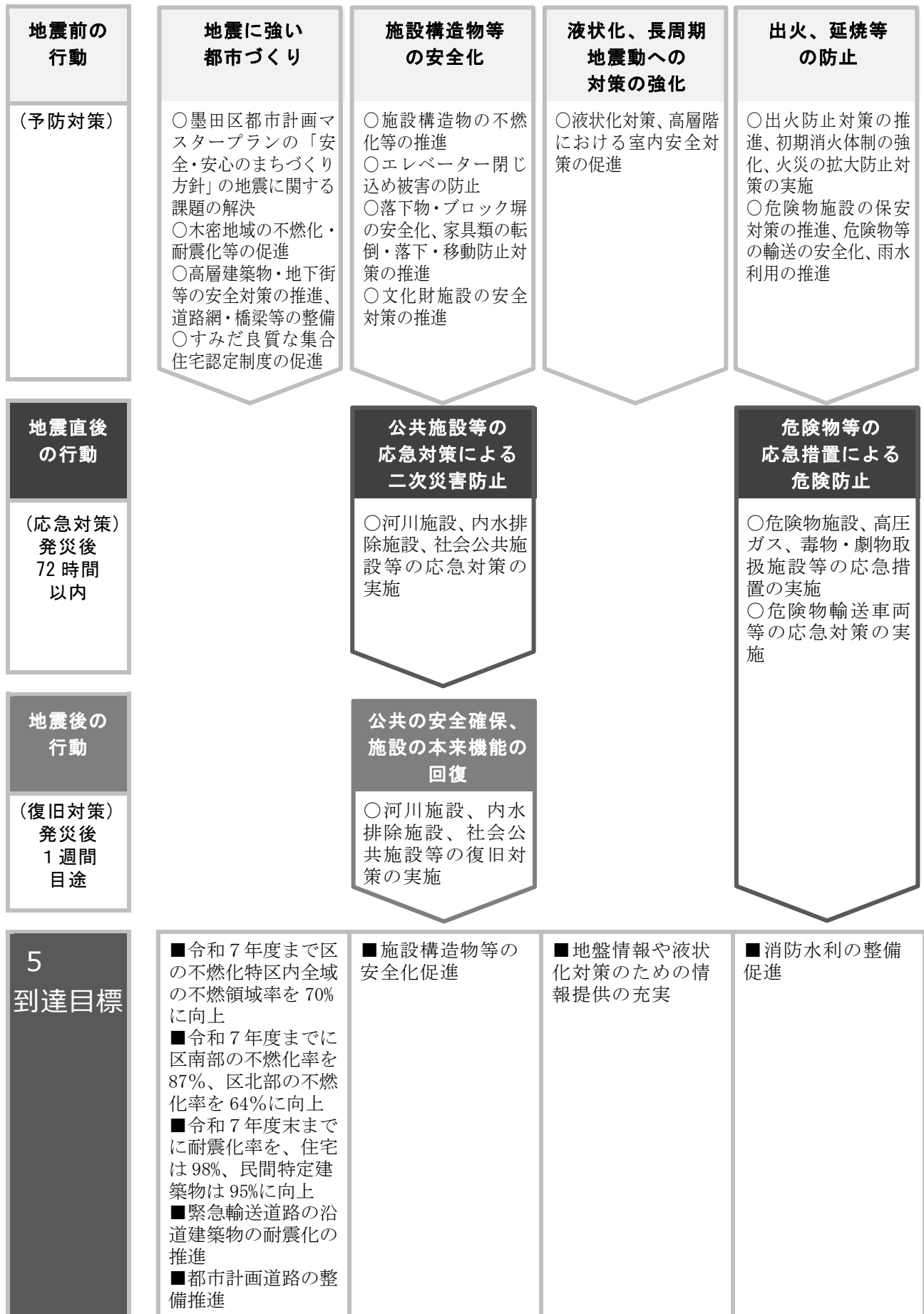
#### （３）建築物の液状化対策の啓発強化

- 「東京の液状化予測図」（令和 3 年度改訂版）や、東京都建築物液状化対策検討委員会の報告を踏まえた木造住宅などの建築物を対象とした液状化対策に関する情報などを区民に提供し、啓発を図る。

#### （４）出火、延焼等の防止

- 消防機関及び危険物施設の管理者等は、火災及び危険物、毒劇物等の漏えいなどの拡大防止による出火・延焼等の防止を図る。

## 4 具体的な取組



第1章  
区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの応急対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

## ● 予防対策

### 第1節 地震に強い都市づくり

#### 第1項 地震に強い都市づくりの推進

〔区〕

##### 1 墨田区都市計画マスタープラン

平成31年3月に策定した「墨田区都市計画マスタープラン」に基づき、2040年までに「安全・安心のまちづくりの方針」が示す課題を防災面から解決するため、以下の施策を推進する。

##### （1）災害に強い安全なまちづくりの推進

- ア 建物の不燃化・耐震化の促進
- イ 密集市街地の安全性の向上
- ウ 都市施設等の整備・維持管理による防災上のネットワークの形成

##### （2）災害時における安全な避難施設等の確保

- ア 安全な避難地の確保
- イ 安全な避難経路等の確保
- ウ 災害時における物資・情報の提供

##### （3）復興まちづくりの事前準備の推進

- ア 都市復興基本方針及び基本計画の指針
- イ 地域防災力・復興体制の強化
- ウ 復興まちづくりに向けたデータベースの構築



## 第2項 安全な市街地の整備と再開発

〔区〕

### 1 鐘ヶ淵周辺地区防災都市づくり

平成28年度に策定した鐘ヶ淵駅周辺地区まちづくり計画に基づき、防災まちづくりの推進を図る。

- （1）道路と一体的に進める沿道まちづくり、不燃化促進事業、防火・耐震化改修事業を進める。
- （2）権利者の合意形成を踏まえて、市街地再開発事業や防災街区整備事業等のコア事業に取り組む。
- （3）建物の不燃化促進や避難路として有効な主要生活道路整備を進め、加えて沿道共同化支援、建替え支援を行う。
- （4）避難路として有効な主要生活道路（優先整備路線）等のネットワーク化を目指し道路の整備を図る。
- （5）鐘ヶ淵地区まちづくり懇談会等と協議を進めながら、防災まちづくりや鐘ヶ淵通りと東武鉄道伊勢崎線の鉄道立体化の推進を図る。

### 2 北部中央地区の整備

北部中央地区（東向島一・二・六丁目、京島一丁目、八広全域）において、主要生活道路や区画道路を整備しつつ、老朽建物から不燃化建物への建替えと、小規模併用店舗や工場の共同建替え、工場の敷地の有効利用による良好な賃貸住宅の供給を促進し、住商工の調和した地区環境を整備する。

- （1）老朽住宅が密集した街区においては、共同建替えや不燃化を促進し、住環境の整備を進める。
- （2）地区内主要生活道路等のネットワーク化を目指し、道路の拡幅や細街路、行き止まり道路等の整備を図る。
- （3）広場や集会所等のコミュニティ施設の充実を図る。

### 3 京島地区まちづくり事業

京島地区（京島二・三丁目）では、住民と行政との協議によって合意された「まちづくり計画の大枠」に沿って、国の住宅市街地総合整備事業を中心手法としてまちづくりを進める。

- （1）主要生活道路を6mから8mに拡幅・整備し、防災機能の向上等を図る。
- （2）道路用地等を提供した従前居住者で住宅に困窮する者のために良質なコミュニティ住宅を用意するとともに、老朽住宅の建替え促進を図る。
- （3）高齢社会の到来や社会状況の変化に合わせて、適切なコミュニティ施設の整備を検討する。また、住環境の改善や防災性の向上に資する小規模な広場、ポケットパークを適切に配置・整備する。
- （4）住民の自主的なまちづくりを推進するため、「京島地区まちづくり協議会」の運営や活動の支援も行う。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク  
及びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの応急  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

#### 4 木密地域不燃化プロジェクト推進事業

木造住宅密集地域の改善を図るため、平成 25 年度より都の不燃化特区制度を活用し、安全・安心まちづくりに向けた集中的な取組を行ってきた。不燃領域率 70%を達成していない京島周辺地区と鐘ヶ淵周辺地区について、令和 7 年度まで不燃化特区指定を延伸し、建築物の建替え促進、密集事業、街路事業、防災街区整備事業等の事業を推進していく。

(1) 建築、法律、税務等の専門家が積極的なアドバイスを行う「まちづくりコンシェルジュ」の活用

(2) 地域に密着したまちづくり相談処「まちづくりの駅」における建替え相談

(3) 不燃建築物等への建替え促進

(4) 安全な避難のための仕組みづくり「アクアサポート」による消防水利の確保や、避難時のふく射熱対策の整備及び整備した施設を活用した防災訓練等による防災意識の向上

※ IX-03：不燃化推進特定整備地区（別冊 P363 参照）

#### 5 押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区の整備

東武鉄道伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）連続立体交差事業による南北市街地の一体化や、鉄道 4 線が集中する交通結節点としての機能強化を図りながら、土地の高度利用を促進して商業・業務・文化機能及び良質で定住性の高い都市型住宅の導入と防災性の向上を図る。

#### 6 曳舟駅周辺地区の整備

駅周辺における市街地再開発事業等の面整備により、広域拠点にふさわしい商業・業務等のにぎわい機能の集積を図るとともに道路等の都市基盤の整備を推進する。また、災害に強い安全で快適な居住環境を整備し、魅力ある複合市街地を形成する。

#### 7 防火規制

東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）による防火規制（新防火規制）等の地区として平成 15 年度に指定した 350ha の北部地区について、規制・誘導により防災性の高い建築物への建替え等を誘導する。特に木造住宅密集地域においては、修復型事業の住宅市街地総合整備事業に加えて、基盤整備型事業を適切に組み合わせ重点化して展開することにより、早期に防災性の向上を図る。

#### 8 不燃化促進計画

令和 4 年度末における区の不燃化率は、約 71.1 %と目標不燃化率である 70%を超えている。しかし、区域でみると、区南部は約 85.3%と目標不燃化率を超えているが、区北部は約 60.4%と依然として低い状況にある。

本区では、昭和 54 年度より全国に先駆けて、逃げないですむ燃えないまちを目指して不燃化促進事業を推進してきた。不燃化促進事業では、建物の不燃化による延焼遮断帯の形成、延焼遮断帯内部の防災活動拠点周辺の不燃化、避難計画による避難地周

辺の不燃化に取り組んでいる。

また、これらの事業を更に強力に推進するために、主要生活道路沿道不燃化推進事業のほか、老朽建築物の防火性能及び耐震性を向上させる防耐化改修の促進、老朽建築物除却に係る助成金の加算等の新たな制度を開始し、現在は区北部を中心とした不燃化整備を行うことにより、不燃化率の向上を目指している。

- ※ IX-04：不燃化助成対象区域（別冊 P364 参照）
- ※ IX-05：防火・耐震化改修促進助成対象区域（別冊 P365 参照）
- ※ IX-06：防災区画図（別冊 P366 参照）
- ※ I-14：墨田区不燃建築物建築促進助成条例（別冊 P42 参照）
- ※ I-15：墨田区木造建築物防火・耐震化改修促進助成条例（別冊 P45 参照）

## 9 耐震改修促進計画

区では、「墨田区耐震改修促進計画」（令和4年3月中間改定）、「墨田区公共施設等総合管理計画」（平成28年3月策定）に基づき、区内建築物の耐震化を促進している。なお、いずれの計画も平成28年度から令和7年度を計画期間としている。本計画における目標は、令和7年度末までに住宅の耐震化率を98%、民間特定建築物の耐震化率を95%、特定緊急輸送道路沿道建築物は、区間到達率95%未満の区間の解消等としている。

なお、区公共建築物については、令和元年度までにすべて耐震化を達成しており（区公共建築物の耐震化率算定には、用途廃止済みの施設を含まない）、今後は「墨田区公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の老朽化対策を進めていく。

区内の住宅・建築物の耐震化を促進するため、所有者等に対し各種助成制度の周知・普及啓発等を実施することで次の施策を計画的・効率的に事業展開する。

- （1）住宅の耐震化
- （2）緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化
- （3）木造建築物の防火性・耐震性の向上
- （4）民間特定建築物の耐震化
- （5）墨田区耐震化推進協議会との連携による耐震化

## 10 地籍情報緊急整備事業

阪神・淡路大震災を契機に、平成8年度から実施することとした「都市再生地籍調査事業」（国土交通省補助事業）により、道路、河川等の官民境界を確認し、その成果を電子データで管理し、被災後の道路、河川等の復旧を早めるために活用する。

- ※ I-13：墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例（別冊 P38 参照）

## 第3項 高層建築物及び地下街等における安全対策

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

### 1 高層建築物及び地下街等の安全化対策

| 機関名 | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区   | <p>1 高層建築物、地下街等において、地震火災や混乱等による被害を防ぐため、施設の安全化や避難誘導、救出救護体制の整備等を進める。</p> <p>2 地下街等については、地下鉄、商業ビル等、不特定多数の利用者が集まる地下空間が広がっており、浸水が生じた場合、大きな被害が生じるおそれがあるため、水害に関する情報収集・提供や、管理者等による避難確保計画の策定、避難訓練等を推進する。</p> <p>3 首都直下地震等の大地震が発生した場合、高層建築物においては、建物が倒壊しなくても、建物の揺れによる家具類等の転倒や、エレベーター内の閉じ込め等が生じる可能性があるほか、エレベーターの復旧までの間、居住者は階段を利用して上下移動せざるを得ず、高層階の居住者ほど、地上階との往復が困難になり孤立するおそれがある。</p> <p>このため、区、住民、関係団体等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食料等の備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との間の共助の仕組みづくり等、高層建築物の各課題に対する取組を進めていく。</p> <p>4 「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」、「同条例施行規則」及び「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する要綱」により、建築物等の安全化を推進する。</p> <p>(1) 整備事項一般</p> <p>ア 一定規模以上の敷地に建設する場合は 30t 以上の防火水槽を整備して消火活動の一助とする。</p> <p>イ 防災備蓄倉庫を整備する。</p> <p>ウ 外壁面のガラスは網入りのものを使用したり、フィルムを貼る等して飛散防止を図る。</p> <p>エ 下記(2)及び(3)に満たない規模でも整備に努める。</p> <p>(2) 大規模集合住宅(100戸以上)</p> <p>ア 複数箇所に備蓄倉庫を整備し、救出工具や3日分の飲食料の備蓄に努める。</p> <p>イ 仮設便所用のマンホール等を設置する。</p> <p>ウ 雨水貯留槽を設置する。</p> <p>(3) 高層集合住宅(高さ31m超)</p> <p>ア 壁に居室の家具を固定するための措置を講ずる。</p> <p>イ 造付家具の扉の開閉防止のための措置を講ずる。</p> <p>ウ 住戸内又は住室内におけるガラスの飛散防止のための措置を講ずる。</p> <p>エ 玄関扉による住戸内又は住室内の閉じ込め防止のための措置を講ずる。</p> <p>5 「すみだ良質な集合住宅認定制度」により、災害発生後、避難所に行かずに生活ができるよう、防災に配慮した集合住宅の供給の促進を図る。</p> <p>(1) 認定基準</p> |

|                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区                                     | <p>ア 耐震性能を確保する。</p> <p>イ 設備配管はフレキシブルジョイントを採用する。</p> <p>ウ エレベーターは地震時管制運転装置付きとする。</p> <p>エ 備蓄倉庫を整備する。</p> <p>オ 住戸内の安全対策（家具転倒防止措置等）をする。</p> <p>カ 構造・設備等に配慮する。</p> <p>キ 防災に関する管理・運営上の配慮をする。</p> <p>（2）支援内容（整備費補助）</p> <p>ア 機能整備費補助</p> <p>イ 高度耐震・免震性能整備費補助</p> <p>ウ 動力用自家発電整備費補助</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 警視庁<br>第七方面本部<br>本所・向島<br>警察署         | <p>高層建築物、地下街における避難誘導、救出救護活動等の適正化を図るため、次の対策を講じる。</p> <p>1 高層建築物</p> <p>（1）地下街を含めた震災対策に関する管理者対策の実施</p> <p>（2）関係機関との連携による合同防災訓練の実施</p> <p>（3）高層ビル勤務員、利用者及び居住者に対する心理学的調査研究の実施</p> <p>2 地下街</p> <p>（1）地下街警備要図の作成</p> <p>（2）地下街用無線補助設備の設置</p> <p>（3）地下街関係者との合同防災訓練の実施</p> <p>（4）地下街連絡協議会の定期的開催</p> <p>（5）管理者対策の推進による防災標識等の明確化</p> <p>（6）広報媒体（パンフレット、チラシ等）の作成・配布</p> <p>（7）地下街関係者及び利用者に対する心理学的調査研究の実施</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 東京消防庁<br>第七消防方面<br>本部<br>本所・向島<br>消防署 | <p>東京消防庁は、関係事業所に対して次の対策を指導する。</p> <p>1 高層建築物等に係る防火安全対策</p> <p>（1）乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策（100m以上の高層建築物を対象とした安全対策）</p> <p>（2）大規模建築物群等の消防アクセス確保対策</p> <p>（3）鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策</p> <p>（4）高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策</p> <p>2 火災予防対策</p> <p>（1）火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進</p> <p>（2）火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置</p> <p>（3）内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化</p> <p>（4）消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進</p> <p>3 避難対策（混乱防止対策）</p> <p>（1）避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保</p> <p>（2）建物の防災センター等からの迅速な緊急放送体制の整備</p> <p>（3）ショーケース、看板、複写機等の転倒、落下、移動防止</p> <p>（4）事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成</p> <p>（5）避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底</p> <p>（6）警報設備、避難確保による避難対策の推進</p> <p>4 防火・防災管理対策</p> <p>（1）従業員に対する消防計画の周知徹底</p> <p>（2）管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び全体についての消防計画の周知徹底</p> |

|                                                  |                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>東京消防庁<br/>第七消防方面<br/>本部<br/>本所・向島<br/>消防署</p> | <p>(3) 建物の防災センターの機能強化及び自衛消防隊員の教育の徹底<br/>(4) 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備<br/>(5) 高層建築物、複合用途建築物、社会福祉施設等の震災対策等に関する防火管理業務及び防災管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育<br/>(6) 関係機関、建物の関係者による定期的訓練及び連携による合同防災訓練の実施<br/>5 消防活動対策<br/>消防活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進</p> |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 第4項 道路・橋梁等の整備

[区、都建設局第五建設事務所]

### 1 道路の整備

墨田区都市計画マスタープランに基づき、整備を進める。特に、地区内交通処理と防災性能の双方の視点から、区部における事業中の都市計画道路の整備を促進するとともに、「第四次事業化計画」（平成28年3月）の優先整備路線に位置付けられた明治通り（環状4号線）、四ツ目通り（放射32号線）、言問通り（補助114号線）、墨田区画街路第10、11号線、墨田歩行者専用道第1号線の早期事業着手を図る。これらの整備により、都市基盤が未整備である区北部木造住宅密集市街地の防災性の向上と広域交通網のボトルネックの解消に取り組む。

### 2 橋梁の整備

車両や歩行者の安全快適な通行を目的に橋梁の架替及び長寿命化等の整備を推進する。

### 3 連続立体交差事業等の促進

鉄道を連続的に高架化し、多くの踏切を除却することにより、交通渋滞の解消、交通安全の確保及び分断されているまちの一体化を図るために、連続立体交差事業を進める。

東武伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）の連続立体交差事業は、とうきょうスカイツリー駅周辺のまちづくりと併せて促進する。

鐘ヶ淵通り（補助第120号線）と東武伊勢崎線の立体交差化は、鐘ヶ淵周辺地区の防災都市づくりによる市街地整備と併せて促進するとともに、立体交差化を踏まえ、駅前広場等についても整備する。

## 第2節 施設構造物等の安全化

### 第1項 建築物等の安全化

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

#### 1 計画方針

建造物等（社会公共施設及びその他の建造物）を一次災害である地震動から守るには、耐震性の強化を積極的に進めなければならない。このためには建造物そのものの構造上の問題や、地盤との関係を考慮して設計、施工されなければならない。

老朽建物の補強及び建替えの指導と、これからの新築・改築の建築物についても、耐震性、耐火性の積極的な指導をし、公共施設のうち区庁舎、警察署、消防署、公立学校、公立病院等については、災害時における救助活動及び復旧活動の中核となる建物とし、その強化を図っていく。

#### 2 一般建造物防災計画

建造物の位置、構造、設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、同関係法令及び条例に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持するよう指導している。

また、建造物に対して、法令に基づく立入検査を実施し、災害予防についての指導に当たるとともに、消防設備及び防火避難設備等の設置、維持、管理について防火防災上の見地から必要な指導を行っている。

さらに、地震に備え、個々の建築物の安全性を高めるとともに、防火地域等の拡大による建築物の不燃化を図り、災害に強いまちづくりを推進するために、以下の施策を実施する。

- （1）昭和56年6月の建築基準法改正後の建築物は、防災の向上が要求されており、今後の新築、増築についても防災関係法令の遵守及び行政指導の強化を図る。
- （2）既存建築物の耐震診断・補強に対する指導を強化する。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、特定建築物の所有者に対して、必要に応じ、区が指導を行う。
- （3）防災設備（避難施設、防水・排水施設、消防用設備等防火設備、避雷設備等）を関係法令に基づいて設置、維持、管理するように指導する。
- （4）査察計画を立て、これに基づき立入検査を実施し、また関係者に自主点検整備の励行及び自衛消防訓練等の実施について推進する。
- （5）国・都の検討、指針策定状況などに併せて、エレベーター設置施設管理者に安全確認の徹底を要請する。
- （6）倒壊のおそれなど危険な状態にある老朽建物等の管理の適正化を図るため、所有者等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）や墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例（平成25年墨田区条例第35号）に基づく措置を講じる。
- （7）墨田区分譲マンションの適正管理に関する条例（平成28年墨田区条例第69号）に基づき、防災用品の備蓄や防災訓練の実施等、災害時の対応を求めていく。

### 3 高層建築物防災計画

対象となる高層建築物とは、軒の高さ 31m を超える建築物をいい、総数は 570 棟ある（本所消防署管内 451 棟、向島消防署管内 119 棟）。前述の一般建造物防災計画に記載した防災関係法令の遵守及び行政指導の強化や、耐震診断・補強に対する指導の強化に準じるほか、高層建築物が抱える災害時の危険性を鑑み、事前の予防対策に重点を置いた指導を以下のように行う。

#### （1）指導方針

- ア 高層建築物に対する都市ガス使用設備器具の抑制、火気使用設備器具の安全化及び家具調度品等の不燃化、防災性能化等の促進
- イ 施設の防災性能の向上の推進
- ウ 避難計画の作成
- エ 家具類の転倒・落下・移動防止対策等による被害軽減対策や、エレベーター閉じ込め防止対策の推進
- オ 自家発電機の整備及び燃料の確保、飲料水や食料などの備蓄、発災時の情報伝達、地域住民との共助の仕組みづくりの推進

#### （2）防災管理体制の強化

- ア 防災計画の樹立
- イ 自衛消防訓練の実施
- ウ 円滑な避難体制の確立

### 4 社会公共施設防災計画

防災上重要な区公共建築物の耐震化目標はほぼ達成しているが、今後も安全性を確保するために、以下の事業を実施する。

※ IX-07：社会公共施設現況（別冊 P367 参照）

- （1）新築する施設は、耐震、耐火構造とする。
- （2）現在、非耐火構造及び非不燃建築の施設については、逐次耐震、耐火構造又は不燃建築への改修を図る。  
なお、文化財に指定されている木造等の施設については、耐震・耐火に代わる防災機能の整備を図る。
- （3）防火水槽を可能な限り設置する。
- （4）屋内消火栓設備その他消火設備等の設置を促進する。
- （5）自衛消防組織の活性化を図る。
- （6）区施設の停電対策を強化する。



## 第2項 エレベーター対策

[区]

震災時におけるエレベーターの閉じ込めによる被害を防ぐため、区施設については都に準じたエレベーター閉じ込め防止装置の設置を検討・推進し、民間施設については区報や区公式ホームページ等を通じて、既設エレベーターの耐震性や安全性の向上を啓発する。

また、都の「1ビル1台」ルール<sup>(\*)</sup>の普及啓発等に協力し、救出体制や早期復旧体制を構築する。

### 【エレベーター閉じ込め防止装置】

| 装置名            | 機能                                                             |
|----------------|----------------------------------------------------------------|
| リスタート運転機能      | 地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認し、エレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能  |
| 停電時自動着床装置      | 停電時に、バッテリー電源によりエレベーターを自動的に最寄階まで低速運転で着床させた後、ドアを開き、閉じ込めを防止する装置   |
| P波感知型地震時管制運転装置 | 主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄階に着床させ、ドアを開放する装置 |

## 第3項 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所]

### 1 窓ガラス等落下物の安全化

区は、建物所有者や管理者に対し窓ガラスや外壁タイルの落下防止・安全化について周知を図り、未改修ビルの所有者、管理者への計画的・定期的な指導を実施する。また、区立小中学校については、校舎等の耐震化と併せてガラスの落下・飛散防止対策を実施していく。さらに、一般世帯へガラス飛散防止フィルムのあっせん等を行い、窓ガラスの安全化を推進する。

また、「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」、「同条例施行規則」及び「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する要綱」により、一定規模以上の建築物に対して、外壁面のガラスの落下防止を図るよう指導する。

### 2 自動販売機の転倒防止

都は、業界団体を通じ、自動販売機の転倒防止対策の強化を図る。

また、道路管理者は、道路上での違法占用を道路パトロール等で発見した場合には、占用者に対して速やかに撤去を行うよう指導する。

<sup>(\*)</sup> 地震発生時に、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図るため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧させることを原則とし、一般社団法人日本エレベーター協会は、そのルールの徹底を協会加盟のエレベーター保守管理会社に要請するとともに、都と連携して広く区民・事業者等に普及啓発する。

### 3 家具類の転倒・落下・移動防止対策

区内における家具類の転倒等防止対策実施率を向上させるため、家具類の転倒・落下・移動による危険性の認知度を高め、対策用器具の種類及び取付け方法並びに家具類の安全な配置位置について啓発を行う。また、中高層住宅や高層ビル等の高い階層における長周期地震動に対する安全対策（長周期地震動に対する備え・長周期地震動に対する安全行動）について啓発を行う。

| 機 関 名                         | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区                             | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。</li> <li>2 住民の安全及び避難路確保を図るため、高齢者や障害者がいる世帯、未就学児のいるひとり親世帯を対象に、希望により家具類の固定や屋内ガラスの飛散防止を行う家具転倒防止器具及びガラス飛散防止フィルム取付助成制度を推進する。</li> <li>3 家具類の転倒・落下・移動防止対策と併せて、耐震診断や耐震改修等の震災対策全般にわたる相談窓口を設けるなど、住民の利便性の向上を図る。</li> <li>4 中高層住宅特有の大きな揺れによる被害の発生が危惧されることから、パンフレットを町会・自治会等へ配布し、家具類の転倒防止対策等の普及・啓発を図る。</li> <li>5 「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」及び「同条例施行規則」により、一定規模以上の建築物に対して、家具の転倒防止対策を図るように指導する。</li> </ol> |
| 東京消防庁<br>第七消防方面本部<br>本所・向島消防署 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布・家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックを活用し、都民や事業所に対する防災指導を実施する。</li> <li>2 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習を実施する。</li> <li>3 関係機関、関係団体等と連携した周知を実施する。</li> <li>4 映像、インターネット広告など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施する。</li> </ol>                                                                                                                                                                          |

### 4 ブロック塀等の安全化

区は、災害時においても安全で快適な住環境の整備を目的として、道路沿いのブロック塀の生垣化を促進させるため、緑のへい等設置補助金交付制度を推進する。

また、区内のブロック塀等の安全化に向け、区報、区公式ホームページ及び区イベント等を通じ、安全管理や維持保全の重要性について周知啓発を図る。

### 5 屋外広告物の安全化

屋外広告物に対する安全管理義務について周知啓発を図る。

## 第4項 文化財施設の安全対策

〔区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、墨田区文化財保護条例（昭和57年墨田区条例第21号）に基づき、貴重な文化財（国指定文化財26件、国登録文化財4件、東京都指定文化財13件、区指定文化財23件）を保護し、防災性を高めるために以下の施策を推進する。

※ IX-08：指定文化財所在地（別冊P368参照）

### 1 全般計画

- （1）文化財が貴重な国民的財産であることを普及徹底させる。
- （2）指定建造物及び文化財保管施設の内外における火気使用、喫煙等の禁止措置及び防火上必要な行政指導を実施する。
- （3）文化財の災害予防のため、消防用設備等の設置を指導推進する。
- （4）自衛消防組織の結成を図り、定期的に訓練を実施させる。
- （5）災害予防に関して関係機関と密接な連絡を図るよう指導する。

### 2 実施計画

- （1）毎年1月26日を「文化財防火デー」として学校教育、社会教育を通じて文化財防災運動を推進し、文化財に対する認識を高揚させる。
- （2）春、秋の火災予防運動を通じて火災予防を呼びかける。
- （3）消防署は、管内の文化財施設の所有者又は管理者に対して、以下の6項目の点検内容を実施するよう指導する。

#### ア 文化財周辺の整備・点検

- （ア）文化財の定期的な見回り・点検
- （イ）文化財周辺環境の整理・整頓

#### イ 防災体制の整備

- （ア）防災計画の作成
- （イ）巡視規則や要項の作成等

#### ウ 防災知識の啓発

- （ア）国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
- （イ）ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ

#### エ 防災訓練の実施

#### オ 防災設備の整備と点検

外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備

#### カ 緊急時の体制の整備

消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

## 第3節 液状化、長周期地震動への対策の強化

### 第1項 液状化対策の強化

〔区〕

区は、液状化被害の発生の危険性がある箇所について、以下のような適切な対策を講じていく。

#### 1 液状化に係る情報提供

「東京の液状化予測図（令和3年度改訂版）」や「液状化による建物被害に備えるための手引（令和4年9月改訂版）」（都都市整備局）、「建物における液状化対策ポータルサイト」などの情報を区民に提供し、普及啓発に努める。

また、都が新たに創設した「アドバイザー制度（アドバイザーが現地を確認の上、建て主等に対し、適切な液状化対策のアドバイスを実施）」の活用を図る。

#### 2 建築物の液状化対策

区は、区内で計画されている建築物の建築確認審査等の機会を捉え、設計者に対して、液状化等に関する情報提供をすることで、液状化対策に関する意識啓発を図る。

また、液状化のおそれがある地域における公共建築物の工事に当たっては、液状化対策として建物自体を強化する方法、地盤を改良する方法等を採用する。

### 第2項 長周期地震動対策の強化

〔区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

高層階建物等における長周期地震動対策を推進するとともに、危険物等施設における被害の防止や室内の安全確保を図る。

#### 1 危険物等施設における被害の防止

東京消防庁は、長周期地震の影響を受けやすい屋外タンク貯蔵所の浮き屋根及び浮き蓋を適正に維持・管理するよう指導することにより安全性の確保を図る。

#### 2 室内の安全確保

東京消防庁は長周期地震動の危険性や、家具等の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について広く都民や事業者にも周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

## 第4節 出火、延焼等の防止

### 第1項 出火等の防止

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

#### 1 火気器具の規制

安全な火気使用設備、器具等の普及を図るとともに、各種調査研究の結果に基づき構造及び使用環境の安全化等の対策指針を確立し、出火の防止に努める。

- (1) 対震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底、火気設備・器具等周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種火気使用設備、器具等の地震時における安全化を図る。
- (2) 立入検査や防火防災診断を通じて火気取扱施設や一般住宅の各種火気使用設備器具、電気設備器具の使用頻度及び使用環境を調査し、調査結果を消防対策に反映させるなど、出火防止に向けた安全対策の普及促進を図る。
- (3) 火災事例の紹介等を通じ、区民の防火防災に関する意識の高揚及び防災品について各種広報媒体を通じた普及を進める。
- (4) 大地震が発生した場合、人命への影響が極めて高い大型量販店・スーパー、飲食店、病院等の防火対象物、多量の火気を使用する工場や作業場等に対して、立入検査を実施し、①火気使用設備、器具等の固定、②当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、③災害時の従業員の対応要領等を指導する。

#### 2 危険物施設等の出火防止

区内における危険物を取り扱う施設は、本所消防署管内 92 件、向島消防署管内 177 件、計 269 件あり、減少傾向にある。

(令和5年7月1日現在)

| 種 別   |            | 箇所数 | 本所署管内 | 向島署管内 |
|-------|------------|-----|-------|-------|
| 製 造 所 |            | 1   | 0     | 1     |
| 貯 蔵 所 | 屋内貯蔵所      | 37  | 13    | 24    |
|       | 屋外貯蔵所      | 0   | 0     | 0     |
|       | 屋内タンク貯蔵所   | 25  | 10    | 15    |
|       | 屋外タンク貯蔵所   | 0   | 0     | 0     |
|       | 地下タンク貯蔵所   | 38  | 25    | 13    |
|       | 移動タンク貯蔵所   | 91  | 0     | 91    |
| 取 扱 所 | 給油取扱所（営業用） | 22  | 13    | 9     |
|       | 給油取扱所（自家用） | 7   | 2     | 5     |
|       | 一般取扱所      | 30  | 19    | 11    |
|       | 販売取扱所（1種）  | 12  | 7     | 5     |
|       | 販売取扱所（2種）  | 6   | 3     | 3     |
| 合 計   |            | 269 | 92    | 177   |

地震による火災及び危険物の流出を防止するため、施設の設置又は変更時に法令を厳正に適用し、併せて随時立入検査を実施して、当該施設の管理及び貯蔵取扱いの適正化

を図る。また訓練の指導等により災害の予防を徹底する。

（１）危険物施設の安全対策について、以下の対策の推進を図る。

- ア 耐震性強化の指導
- イ 自主防災体制の整備
- ウ 活動要領の制定
- エ 防災資器材の整備促進
- オ 立入検査の強化などにより、出火防止や流出防止対策

（２）「危険物安全週間」等を通じて、危険物に起因する火災・事故等を防ぐため、危険物施設等の関係者に対して保安管理意識の高揚を呼びかけるとともに、併せて区民に対し、危険物に関する知識の啓発を図るための効果的な普及活動を積極的に行う。

（３）各事業者及び危険物取扱者等に対する講習等を行い、危険物施設の自主保安管理、危険物の貯蔵、取扱い技術の習熟及び火災予防思想の普及を図り自主的災害予防体制を確立する。

（４）事業所では、必ず危険物取扱者の有資格者に取り扱わせるよう、有資格者の養成に努めるよう指導する。

（５）化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等の立入検査を定期的を実施し、適切な保管方法を指導するとともに、事業所に対しても実態調査を行い、個別・具体的な安全対策の指導を推進する。

- ア 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- イ 化学薬品収納棚の転倒防止措置
- ウ 混合混触発火物品の近接貯蔵の禁止
- エ 化学薬品等収納場所の整理整頓
- オ 初期消火資器材の整備

### 3 高圧ガス・有害物質施設等の安全化

（１）高圧ガス保管施設

高圧ガス取扱事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。

（２）毒物・劇物取扱施設

毒物・劇物取扱施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。

また、区は毒物・劇物取扱施設に対して、危険防止規定の作成、設備の保守点検等の励行、定期的な防災訓練の実施等を指導する。

（３）放射線等使用施設

放射線等使用施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。

（４）石綿含有建築物等

区は、都環境局等と協力して石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築を図る。

#### 4 住民指導の強化

各家庭において、平素から火災の発生や延焼拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図るとともに、地震発生時の出火防止対策の徹底を期すため、出火防止に関する知識、地震に対する備えなどの防災教育を推進し、実践的な防災訓練を通じて区民の防災行動力の向上を図る。

##### （1）出火防止等に関する備えの主な指導事項

- ア 住宅用火災警報器の普及と維持管理方法の周知
- イ 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
- ウ 対震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器・漏電遮断機・感震コンセントなど、出火を防ぐための安全な機器の普及
- エ 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底
- オ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- カ カーテンなどの防災製品の普及
- キ 灯油、ベンジン、アルコールなど危険物の安全管理の徹底
- ク 一般家庭にある身近な危険物で、接着剤、アロマオイル、防水スプレー、マニキュア、消毒用アルコール等の正しい取扱方法に関する指導の徹底
- ケ 防災訓練への参加

##### （2）出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

- ア 本所都民防災教育センター、起震車等を活用した「出火防止体験訓練」の推進
- イ 地震時は「地震だ！まず身の安全」の徹底
- ウ 地震の揺れが収まったら、落ちついて火の元確認初期消火（①火を使っている時は、揺れが収まってから、慌てずに火の始末をする。②出火した時は、落ちついて消火する。）の徹底
- エ 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓の遮断確認など出火防止の徹底
- オ ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底
- カ ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止措置の徹底
- キ 周囲で延焼火災が発生したら、早い段階で、火災の規模や風向を考慮して安全な避難先を決め、安全なルートを通して迅速に避難

#### 5 住宅用火災警報器の普及啓発

区は、火災の早期発見及び逃げ遅れの防止を図るため、住宅用火災警報器の普及啓発を行う。

#### 6 感震ブレーカー普及啓発

地震時の停電から復旧に伴う電気に起因する火災を防ぐため、ブレーカー遮断装置を、あっせんにて紹介している。

## 第2項 初期消火体制の強化

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

### 1 初期消火体制の推進

#### (1) 消火器の配備

震災時における初期消火体制の充実及び通常火災の防止対策、併せて区民の防災意識の高揚を図ることを目的として、主要道路の歩道等に、約2,400本の消火器を配備している。

また、被生活保護世帯のうち、希望する世帯に消火器を配布しているほか、町会・自治会でも、区配備消火器のほかに自主的に消火器を配備している。

そのような中、区では、初期消火体制の機能を維持するため、区配備消火器を定期的に点検するとともに、薬剤詰替や本体の交換を実施する。また、火災に使用した町会及び個人所有消火器の薬剤充てん等を行うとともに、各家庭及び事業所に消火器の設置を積極的に推進する。さらに、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図っていく。

ア 区消火器配備状況（令和6年1月現在）

（ア）区内随所設置 1,972本

（イ）主要道路歩道上設置 416本

イ 配備基準

主要道路沿いの地域 ……………道路上50メートル間隔に1本の割合

火災危険度3以上の地域 ……………60m×60mに1本の割合

火災危険度2以下の地域 ……………90m×90mに1本の割合

被生活保護世帯・区公共施設

#### (2) 消火用スタンドパイプの配備

区内には、スタンドパイプを接続して使用できる消火栓が2,712基（本所消防署管内1,546基、向島消防署管内1,166基）、排水栓が9基（本所消防署管内9基、向島消防署管内0基）（令和5年7月現在）配備されている（区画量水器及び私設消火栓を除く。）。また、各町会・自治会に周辺地域の消火栓分布地図をスタンドパイプとともに配布している。

### 2 自主防災体制の強化

#### (1) 現況

東京消防庁は、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本理念に区民が自信をもって災害に対応できるよう、訓練指導用資器材の整備をはじめ、防災教育訓練を通じて区民に対する消火及び救出救護等に関する知識、技術の普及を推進している。また、地域の協力体制を進め、要配慮者<sup>(\*)</sup>を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図っている。

<sup>(\*)</sup> 災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者で、火災、震災その他災害への対応力が弱く、防災上の支援及び配慮を必要とする65歳以上の者又は障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条の障害者



## （2）目標

地域住民に対して地域特性に応じた実践的な防災訓練を推進し、防災行動力の向上を図る。

すべての事業所に対し、防災計画の作成を推進し、各種の訓練や指導等を通じて防災行動力の向上及び自主防災体制の強化を図るとともに、事業所相互間の協力体制及び住民防災組織等との連携を強化する。

また、保有資器材の整備を図り、地域の協力体制づくりを推進する。

## （3）事業計画

指導用資器材の整備を進め、地域ごとに推進する。

# 第3項 火災の拡大防止

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

## 1 延焼拡大要因の除去

### （1）現況

ア 建物の構造状況、危険物施設の分布、空地、道路率等の実態を把握し、消防施策確立のため基礎資料の整備に努めている。

イ 不特定多数の人が出入りする施設並びに危険物製造所等については、関係法令に基づく立入検査を実施し、指導を行い、違反の是正を図っている。

### （2）目標

地域別総合危険度、市街地状況調査等危険度の高い地域に対する被害の軽減を図るため、消防活動対策に反映する。

地域別総合危険度、市街地状況調査等の結果を消防活動対策に反映し、危険度の高い地域の被害の軽減を図る。

### （3）事業計画

ア 地域特性に即した消防活動体制の整備を進める。

イ 不特定多数の人が出入りする施設及び危険物施設については、定期的に立入検査を行い、防火管理の徹底と延焼拡大要因の除去を図る。

ウ 消防署は、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業に対して消防活動を実施する立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域の解消に努める。

※ IX-09：地震に関する地域危険度測定調査結果（第9回）（別冊 P371 参照）

## 2 消防力の強化

東京消防庁は、震災時の同時多発火災に対処するための初動及び活動体制の確保を図るとともに、各地域の総合出火危険度及び延焼危険度の調査結果に基づき、災害様態の変化に対応できる適正な消防力の配備を図るため、以下のような施策を実施する。

### （1）消防活動体制の確保

東京消防庁は、大地震時に予想される各種災害に対処するため、消防庁舎等の耐

震性の強化、待機宿舎の整備、情報通信機構の強化、消防機械及び消防水利の整備増強を計画的に行っている。また、震災時に常備消防力の最大限有効な活用を図るため、消防部隊の効果的運用、部隊運用資材及び車両の運行が困難な地域の消火用の可搬ポンプの整備を図っている。

現在の区内の消防体制としては、東京消防庁のもとに、消防署2箇所、消防出張所5箇所であり、本所消防署員217名、向島消防署員184名、計401名で組織され、指揮車2台、ポンプ車11台（本所6台、向島5台）、化学車1台、梯子車2台、空中作業車1台、救急車7台（本所3台、向島4台）、資機材輸送車1台、消防活動二輪車2台が配備されている。

※ II-06：消防署等の所在（別冊P184参照）

※ II-07：車両、機器配置状況一覧表（別冊P185参照）

## （2）消防団の強化

消防団について、分団施設本部及び可搬ポンプ等の施設、資器材を計画的に整備し活動体制の強化を図る中、現在、本所消防団240名、可搬ポンプ16台、可搬ポンプ積載車7台、向島消防団263名、可搬ポンプ19台、可搬ポンプ積載車9台が配備されている。

※ II-08：消防団の現況（別冊P186参照）＜再掲＞

ア 消防団員の募集広報を積極的に展開し、消防団組織の強化を図る。区民に対する防災指導體制の充実を図るとともに消防団組織を強化する。また区民に対する防災指導體制の充実を目的として、応急手当普及員認定者の育成を図り、AED（自動体外式除細動器）指導等の推進を図っている。さらに、東京消防庁では、可搬ポンプ積載車（緊急車）の増強、各種資器材等を格納できる施設を整備し、消防団の機動力向上と迅速な出場態勢を充実するなど震災時の消防団活動体制の充実強化を図っている。

イ 震災及び大規模災害において、特殊技能を保有する団員が特殊技能班を編成し、消防署隊と連携した救助、救護活動等災害活動体制の強化を図っている。

## （3）東京消防庁災害時支援ボランティア（本所消防ボランティア、向島消防ボランティア）の育成及び活動

大規模地震の際、同時多発する大災害に対応する必要があることから、消防署内での後方支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を有するボランティア活動の協力を得るため、事前に登録した本所・向島各消防ボランティアの受入れ体制を確立するとともに、指導育成を図る。

また、本所・向島各消防ボランティアは、東京消防庁管轄区域に震度6弱以上の地震が発生した場合及び大規模な自然災害や大規模な事故が発生した場合、活動ができる準備をして自発的に事前に登録した消防署又は最寄りの消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施する。

※ IX-02：東京消防庁災害時支援ボランティアの概要（別冊P362参照）

＜再掲＞

### 3 消防水利の整備

消防水利として指定している防火水槽等（消火栓を除く。）は次のとおりである。

（令和5年7月1日現在）

| 種 別     | 数   | 水量<br>( $\text{m}^3$ ) | 本所署<br>管内数 | 本所署<br>水量 ( $\text{m}^3$ ) | 向島署<br>管内数 | 向島署<br>水量 ( $\text{m}^3$ ) |
|---------|-----|------------------------|------------|----------------------------|------------|----------------------------|
| 防 火 水 槽 | 655 | 34,967                 | 296        | 15,439                     | 359        | 19,528                     |
| プー ル    | 42  | 12,849                 | 20         | 6,014                      | 22         | 6,835                      |
| 池       | 4   | 350                    | 3          | 150                        | 1          | 200                        |
| 受 水 槽   | 32  | 4,349                  | 14         | 1,369                      | 18         | 2,980                      |
| 貯 水 池   | 2   | 230                    | 0          | 0                          | 2          | 230                        |
| 合 計     | 735 | 52,745                 | 333        | 22,972                     | 402        | 29,773                     |

東京消防庁では、震災時の同時多発火災及び大規模市街地火災に対応するため、延焼危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に防火水槽の整備を推進するとともに、区及び関係機関と連携した水利整備方策の推進に努める。

また、災害時の消防水利を確保するために、以下のような整備を行う。

- （1）震災時の市街地大火に備えた巨大水利として耐震性を有する防火水槽の確保に努める。
- （2）区及び関係機関と連携して、河川等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。
- （3）経年防火水槽の再生や深井戸等の整備を推進し、震災時の消防水利を確保する。
- （4）木造住宅密集地域等の道路狭隘地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。
- （5）防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。
- （6）木造住宅密集地域内において著しく水量が不足する地域に、重点的に水利整備を推進するため、関係機関と協議を行い、整備方策を検討する。
- （7）民間の建設工事に合わせて消防水利を設置した場合に、一定の条件の下に補助金を交付することにより、消防水利の整備促進を図る。
- （8）区が公共施設及び特殊建築物を整備するときには、東京都震災対策条例第27条に基づき、防火水槽等の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法（昭和43年法律100号）の開発行為に伴う協議や、区における宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める。

## 第4項 危険物施設等の防災組織

〔区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

危険物施設等の保安対策及び危険物の輸送時における保安対策を重点に、一定規模以上の事業所に予防規程及び地震対策の作成を定期的な訓練を含め、指導するとともに、予防規程の作成を要しない事業所にあっても単独に防災計画を作成するよう指導する。

- 1 危険物施設事業所等における地震防災応急対策を推進する。
- 2 屋外タンク貯蔵所の安全対策を推進する。
- 3 避難場所、主要幹線道路等に近接する危険物施設等の安全対策を推進する。
- 4 危険物施設事業所等の教育、訓練等保安管理体制の強化推進を図る。
- 5 大規模な危険物施設事業所等における自主防災体制及び事業所間の相互応援体制の確立を図る。
- 6 危険物施設事業所等の教育、訓練等保安管理体制の強化推進を図る。

## 第5項 危険物等の輸送の安全化

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

危険物等の輸送の安全化を図るために、以下のような対策を実施する。

- 1 タンクローリーについては、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。  
また、指導に当たっては、隣接各県と連携を密にし、安全指導を進める。
- 2 鉄道タンク車による危険物輸送については、東京都震災対策条例に基づいて関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。
- 3 トラック等の危険物を運搬する車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を進める。
- 4 「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。
- 5 要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。

## 第6項 雨水利用の推進

〔区〕

区内における雨水利用施設は456箇所（区施設、都施設、23区清掃一部事務組合、民間施設、路地尊）であり、総貯留槽容量は約26,238 m<sup>3</sup>、集雨面積は約234,158 m<sup>2</sup>となっている（令和5年3月現在）。

今後も、都市の安全性の向上と快適な都市環境の創造に資するため、都市における渇水及び洪水の防止、防災対策（初期消火用水やトイレ洗浄水等の確保）の推進並びに地域水循環の再生を目標とし、雨水利用促進助成制度等により雨水利用を推進する。

## ● 応急対策

### 第1節 公共施設等の応急対策による二次災害防止

#### 第1項 消火・救助・救急活動

〔区、各機関〕

災害発生後は、迅速・的確な消火活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動を実施する。

（震災編第2章応急対策第1節「自助による応急対策の実施」～第4節「消防団による応急対策の実施」参照）

#### 第2項 公共土木施設等

〔区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、首都高速道路東京東局〕

##### 1 活動方針

- （1）各施設の責任者は、避難について特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- （2）責任者は、自衛防災組織を編成し、それぞれの分担に基づいて行動する。
- （3）緊急時には、関係機関に連絡して、臨機応変に対応する。

##### 2 応急対策計画

###### （1）河川管理施設

区は、水防法第9条及び墨田区職員災害対策マニュアルに基づき、区内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、警戒を要する箇所については、直ちに都建設局第五建設事務所及び江東治水事務所に報告するとともに、必要な措置を講じる。

区から報告を受けた場合には、都建設局第五建設事務所及び江東治水事務所は、応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行う。

###### （2）道路・橋梁

###### ア 活動方針

被害を受けた道路・橋梁は、速やかに応急対応を行う。特に救助活動のために必要な道路及び主要幹線道路は、重点的に応急対応を行い、交通路の確保に努めるものとする。

###### イ 活動内容

| 機関名 | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区   | 1 道路の被害は、速やかに都に報告し、直ちに障害物除去、盛土作業等の被害状況に応じた応急復旧作業を実施し、交通路の確保に努めるものとする。また、被害状況により応急修理ができない場合は、警察署等の防災関係機関と連絡の上、通行止又は交通規制の標示等必要な措置を講じるものとする。<br>2 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、当該事故を知った機関が直ちに応急の措置を講じ、事後連絡するものとする。 |

|                                |
|--------------------------------|
| 第1章<br>区・区民、防災機関等の基本的責務と役割     |
| 第2章<br>区民と地域の防災力向上             |
| 第3章<br>安全な都市づくりの実現             |
| 第4章<br>安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 |
| 第5章<br>津波等対策                   |
| 第6章<br>広域的な視点からの応急対応力の強化       |
| 第7章<br>情報通信の確保                 |
| 第8章<br>医療救護等対策                 |

| 機関名          | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |      |           |              |           |              |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------|-----------|--------------|-----------|--------------|
| 都            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都道や緊急道路障害物除去路線に指定された区市町村道については、協力業者等の緊急巡回と連携して調査・点検を行う。</li> <li>2 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。</li> <li>3 「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が実施する。</li> <li>4 逐次道路の被災箇所、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。</li> <li>5 必要な資器材を確保するため使用できる建設機械等の把握を行う。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |      |           |              |           |              |
| 首都高速道路東京東局   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報連絡窓口<br/>災害時の情報連絡窓口は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td>首都高速道路株式会社窓口</td><td>電話番号</td></tr> <tr> <td>東京東局保全管理課</td><td>03-5640-4854</td></tr> <tr> <td>東京東局交通管制室</td><td>03-5640-4800</td></tr> </table> </li> <li>2 災害時における体制<br/>地震による災害が発生したときは、緊急体制又は非常体制のうち、災害の種類及びその程度に応じた適切な規模及び内容の体制を取り、速やかな役職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な措置を講じる。</li> <li>3 災害応急対策<br/>地震による災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防署その他の緊急車両の通行に利用されるため、首都高速道路東京東局は、警察署が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等をお客様に広報する。</li> <li>(2) 区民の被災の状況を緊急に把握し、消防署等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護、その他安全確保に努める。</li> <li>(3) 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。</li> <li>(4) 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講じる。</li> </ol> </li> <li>4 災害時の広報<br/>区民が非常事態に即応して適切な措置が取れるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、ラジオ等各種メディアを最大限活動して、正確かつ迅速に利用者に提供する。</li> <li>5 緊急道路確保<br/>残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。</li> <li>6 復旧対策（復旧計画） <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。</li> <li>(2) 災害復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。</li> </ol> </li> </ol> | 首都高速道路株式会社窓口 | 電話番号 | 東京東局保全管理課 | 03-5640-4854 | 東京東局交通管制室 | 03-5640-4800 |
| 首都高速道路株式会社窓口 | 電話番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |              |      |           |              |           |              |
| 東京東局保全管理課    | 03-5640-4854                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |      |           |              |           |              |
| 東京東局交通管制室    | 03-5640-4800                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |      |           |              |           |              |

## 第3項 社会公共施設等

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、医師会〕

### 1 応急危険度判定

#### （1）対策内容

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

ア 区の公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。

イ 応急危険度判定技術者が不足する場合、他団体への協力を要請する。

#### （2）取組内容

ア 区は、その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。

イ 応急危険度判定の実施が困難な場合、都災害対策本部へ実施を要請する。

### 2 社会公共施設等の応急対策

#### （1）各医療機関

管理者は、あらかじめ策定した院内マニュアルに基づき、患者及び職員等の安全を確保するとともに、定められた通信手段を活用し、院内の状況を報告する。

#### （2）社会福祉施設等

ア 社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。

イ 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

ウ 施設独自での応急対策が困難である場合は、区等の関係機関に連絡し援助を要請する。

エ 地震の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

#### （3）学校施設

##### ア 応急対策

（ア）学校長は、震災時の避難等について特に綿密な学校防災計画を確立しておき、それに基づいて行動することとし、特に児童、生徒等の安全確保に万全を期する。

（イ）自衛防災組織を編成して、役割分担に基づいて行動する。

（ウ）緊急時には、関係機関に連絡して、臨機応変に対応する。

（エ）学校施設が避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防について十分な措置を取る。

（オ）学校施設の応急修理を迅速に実施する。

イ 応急復旧対策

(ア) 区立学校の施設が地震等により教育活動ができない状態にあると判断した場合には、区教育委員会は、緊急に学校長及び都教育委員会と連絡を密にして、授業再開計画などを作成する。

(イ) 児童、生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的な不安や動揺を早急に解決するためにも教育活動の中断がないように努める。

(ウ) 被害を受けた施設のうち緊急に応急復旧を必要とするものについては、計画を立て速やかに実施する。

(4) 文化財施設

ア 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに本所・向島消防署に通報するとともに被害の拡大防止に努める。

イ 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、被災状況を速やかに調査し、その結果を区教育委員会に報告するとともに、都指定の文化財にあっては、都教育委員会に報告する。

ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

(5) 区立施設等

ア 施設管理者は、あらかじめ定められた避難場所に利用者等を誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。

イ 災害状況に即した対応ができるよう関係機関との緊急連絡体制を確立する。

※ IX-07：社会公共施設現況（別冊 P367 参照）＜再掲＞



## 第2節 危険物等の応急措置による危険防止

### 第1項 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、警視庁第七方面本部、  
本所・向島警察署、都下水道局東部第一下水道事務所]

#### 1 石油等危険物施設の応急措置

| 機関名                           | 対応措置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区                             | <p>事故時には必要に応じ、次の措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民に対する避難の指示</li> <li>2 住民の避難誘導</li> <li>3 避難所の開設</li> <li>4 避難住民の保護</li> <li>5 災害情報の収集・提供</li> <li>6 関係機関との連絡</li> </ol>                                                                                                                                                          |
| 東京消防庁<br>第七消防方面本部<br>本所・向島消防署 | <p>関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置</li> <li>2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策</li> <li>3 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民等に対する人命安全措置及び関係機関との連携活動</li> </ol> |
| 都下水道局<br>東部第一下水道<br>事務所       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。</li> <li>2 関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。</li> </ol>                                                                                                                                                                                          |
| 事業所等                          | <p>発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を講じる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                          |

#### 2 火薬類保管施設の応急措置

| 機関名                           | 対応措置                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区                             | <p>事故時には必要に応じ、次の措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民に対する避難の指示</li> <li>2 住民の避難誘導</li> <li>3 避難所の開設</li> <li>4 避難住民の保護</li> <li>5 災害情報の収集・提供</li> <li>6 関係機関との連絡</li> </ol> |
| 東京消防庁<br>第七消防方面本部<br>本所・向島消防署 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 火災に際しては、誘発防止のため、延焼拡大を阻止する消防活動を行う。</li> <li>2 関係機関及び施設管理者と連携し、緊急措置を促す。</li> </ol>                                                                    |

| 機関名  | 対応措置                                                                  |
|------|-----------------------------------------------------------------------|
| 事業所等 | 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を講じる。 |

### 3 高圧ガス保管施設の応急措置

| 機関名                           | 対応措置                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区                             | <p>事故時には必要に応じ、次の措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民に対する避難の指示</li> <li>2 住民の避難誘導</li> <li>3 避難所の開設</li> <li>4 避難住民の保護</li> <li>5 災害情報の収集・提供</li> <li>6 関係機関との連絡</li> </ol>                                                                                             |
| 東京消防庁<br>第七消防方面本部<br>本所・向島消防署 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報</li> <li>2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区市町村へのその内容の通報</li> <li>3 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制</li> <li>4 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については震災編第6章応急対策第3節の「東京消防庁による消火・救助・救急活動」により対処する。</li> </ol> |
| 事業所等                          | 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を講じる。                                                                                                                                                                                                                    |

### 4 毒物・劇物取扱施設の応急措置

| 機関名                           | 対応措置                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区                             | <p>毒物・劇物取扱施設に対して応急措置を取るよう指示し、住民に対して避難又は当該施設に近づかないよう注意を促す。</p> <p>関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。</p>                                                                                                                                                                               |
| 東京消防庁<br>第七消防方面本部<br>本所・向島消防署 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報</li> <li>2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区市町村へのその内容の通報</li> <li>3 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制</li> <li>4 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については震災編第6章応急対策第3節「東京消防庁による消火・救助・救急活動」により対処する。</li> </ol> |
| 事業所等                          | 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を講じる。                                                                                                                                                                                                                   |

5 放射線等使用施設の応急措置

放射線等使用施設の応急措置については、震災編第12章「放射性物質対策」に基づき実施する。

6 石綿含有建築物等の応急措置

区は、都環境局が発行する「災害時におけるアスベストの飛散防止マニュアル」に基づき、建築物等からのアスベストの飛散・ばく露防止の応急措置を支援・実施する。

7 危険動物の逸走時対策計画

危険動物の逸走があった場合、区は都と連携を取りながら、必要に応じて次の措置を行う。

- (1) 住民に対する避難の指示
- (2) 住民の避難誘導
- (3) 避難住民の保護
- (4) 被害情報の収集・提供
- (5) 関係機関との連絡

## 第2項 危険物輸送車両等の応急対策

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 危険物輸送車両の応急対策

| 機関名                           | 対応措置                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区                             | <p>事故時には必要に応じ、次の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 住民に対する避難の指示</li> <li>2 住民の避難誘導</li> <li>3 避難所の開設</li> <li>4 避難住民の保護</li> <li>5 災害情報の収集・提供</li> <li>6 関係機関との連絡</li> </ul> |
| 東京消防庁<br>第七消防方面本部<br>本所・向島消防署 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 関係機関との密接な情報連絡を行う。</li> <li>2 災害応急対策は、震災編第6章応急対策第3節の「東京消防庁による消火・救助・救急活動」により対処する。</li> </ul>                                                          |
| 事業者等                          | <p>事故等により、危険が想定される場合は、関係機関への通報等、応急措置を講じる。</p>                                                                                                                                                |

2 核燃料物質輸送車両等の応急対策

核燃料物質輸送車両の応急対策については、震災編第12章「放射性物質対策」に基づき実施する。

## ● 復旧対策

### 第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

#### 第1項 公共土木施設等の復旧

〔区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、首都高速道路東京東局〕

##### 1 河川施設

河川管理者が、管理する施設が災害により被害を受けた場合に、状況を速やかに調査し復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 堤防、護岸の決壊のおそれがあるもの
- (2) 河川の堤防の脚部の深掘れで根固めをする必要があるもの
- (3) 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの

河川管理施設については、氾濫水による被害の拡大を防止するために、各施設管理者と連携し、速やかに施設の復旧に努める（震災編第5章「津波等対策」参照）。

##### 2 内水排除施設

地震等により排水機場に被害が生じたときは、施設の復旧を可能な限り早急に実施し、浸水区域が拡大するおそれがあるときは、ポンプ車等による排水作業を実施して被害の拡大を防止するものとする。また、高潮により水害を受けるおそれがあるときは、敏速に水門等を閉鎖し、海水、河川の逆流を防ぐものとする。

##### 3 道路・橋梁

道路・橋梁管理者は、道路（橋を含む。）が災害により被害を受けた場合は、状況を速やかに調査し、公益占用物件及び沿道等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧する。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 道路の陥没または欠壊、橋梁の破壊又は破損によって、交通不可能又は著しく困難であるもの
- (2) 道路の陥没または欠壊、橋梁の破壊又は破損でこれを放置することにより、二次被害を生じるおそれがあるもの

#### 第2項 社会公共施設等の復旧

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署〕

##### 1 学校施設

区立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、区教育委員会は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

## 2 文化財施設

被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、文化財所有者、都教育委員会、区教育委員会等において修復等について協議を行う。

## 3 区立施設等

区立施設等について、災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。

当面の応急措置が終了し、日常生活を再開させる場合には、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

# 第2節 危険物等の応急措置による危険防止

応急対策第2節「危険物等の応急措置による危険防止」に準ずる。



## 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

### この章のポイント

大規模な地震では、道路や鉄道などの交通施設や、上下水道をはじめとした各種ライフラインが、被災により機能不全に陥る可能性がある。

ここでは、区民生活や都市機能を支える交通ネットワーク及びライフライン等の確保についての対策を示す。

### 1 想定される事態と認識

- 新たな被害想定では、交通施設では細街路の閉塞や交通渋滞等による被害が見込まれ、ライフラインについては、断水や停電、ガスの供給停止といった被害が想定されている。
- 都市の活動や日々の暮らしを支える基盤として重要な役割を担う交通施設や各種ライフラインが被災により機能不全に陥ると、人命救助や消火活動、物資輸送等の実施、都市における暮らしの継続などが困難になるおそれがある。
- 人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、区民の暮らしと生命を守り、都市機能を維持するためには、交通ネットワーク及びライフライン等の機能を確保するとともに、こうした施設を機能させるためには、エネルギーの確保が不可欠である。

### 2 現在の到達状況

#### （1）交通関連施設

- 老朽化した道路舗装の計画的な改修と橋梁の補修、河川施設の耐震・耐水対策を推進
- 防災船着場の整備（8箇所）

#### （2）ライフライン

- 水道管路の耐震継手率 48%（令和4年3月）（都水道局全体）
- 指定避難所などから排水を受け入れる下水道管の耐震化を完了（平成26年3月）し、液状化の危険性の高い地域にある緊急輸送道路などのマンホールの浮上抑制対策を完了（平成23年3月）
- 指定避難所への災害時特設公衆電話の設置（各5台）
- ライフライン復旧活動拠点の確保（2箇所）

### 3 対策の方向性

#### （1）交通ネットワークの確保

- 区民の生命を守る交通ネットワークの確保に向けて、道路の整備、道路・橋梁等の安全確保や新たな交通規制の実施、鉄道駅や駅間施設などの耐震性向上による鉄道の安全確保と早期復旧を図るため、ソフト・ハード両面の対策を進め、発災後においても交通・物流機能を維持する。

## （2）ライフライン等の確保

- 水道・下水道施設等の耐震性や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

## （3）エネルギーの確保

- 自立・分散型電源の導入促進などエネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた取組を促進し、発災後も都市の機能を維持する。
- 災害時に非常用電源としても有効な蓄電池、家庭用燃料電池等の導入を支援する。



## 4 具体的な取組

|                                                             |                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>地震前の行動</b></p> <p>(予防対策)</p>                          | <p><b>交通関連施設の安全確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路・橋梁等の耐震化と安全確保</li> <li>○鉄道施設の耐震性の強化</li> <li>○内部河川施設の整備、耐震・耐水対策</li> <li>○機能に応じた緊急輸送ネットワークの整備</li> </ul> | <p><b>ライフライン等の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ライフライン施設の耐震化</li> <li>○災害時のバックアップ体制の強化</li> </ul>                                                           | <p><b>エネルギーの確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○停電対応GHP（ガスヒートポンプ）等発電設備を備えた防災拠点の整備</li> <li>○公共施設等への蓄電池、コージェネレーションシステム等の自立・分散型電源の整備</li> <li>○災害時に非常用電源としても有効な蓄電池、家庭用燃料電池等の導入を支援</li> </ul> |
| <p><b>地震直後の行動</b></p> <p>(応急対策)<br/>発災後<br/>72時間<br/>以内</p> | <p><b>交通ネットワークの機能確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○交通規制の実施、緊急輸送道路の障害物の除去</li> <li>○鉄道の運転規制、避難誘導・救護措置等による旅客安全確保</li> <li>○防災船着場の運用</li> </ul>                | <p><b>ライフライン機能の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ライフライン施設の被害調査、点検、応急措置等</li> </ul>                                                                          | <p><b>発災時のエネルギー供給機能の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自立・分散型電源等による施設機能維持のためのエネルギー確保</li> </ul>                                                                                           |
| <p><b>地震後の行動</b></p> <p>(復旧対策)<br/>発災後<br/>1週間<br/>目途</p>   | <p><b>道路及び鉄道の交通機能の確保と被害拡大防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路の障害物除去及び搬出、応急復旧の実施</li> <li>○鉄道施設の被害状況に応じた復旧の実施</li> <li>○河川施設等の被害の拡大防止措置</li> </ul>           | <p><b>ライフライン施設の復旧対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○水道、下水道施設の復旧</li> <li>○二次災害防止の観点から復旧</li> </ul>                                                           |                                                                                                                                                                                                           |
| <p><b>5 到達目標</b></p>                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>■道路・橋梁・鉄道施設の耐震化</li> <li>■防災船着場の整備促進</li> </ul>                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>■上下水道・電気・ガス・通信施設の安全化</li> <li>■令和12年度までに管路の耐震継手率を61%に向上</li> <li>■災害復旧拠点となる施設等への下水道管と緊急輸送道路等のマンホールの接続部の耐震化、マンホールの浮上抑制対策を推進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■拠点施設等の機能維持のための自立・分散型電源及び非常用電源の導入</li> </ul>                                                                                                                       |

## ● 予防対策

### 第1節 道路及び鉄道施設の安全化

[区、都建設局第五建設事務所、首都高速道路東京東局、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]

#### 1 道路・橋梁施設

震災時における避難及び救助活動に支障のないように、安全性や耐震性を確保した道路・橋梁等の整備を図る。

##### （1）道路及び付帯施設

区内の道路は、国道 6,574m、都道 26,716m、区道 254,184m（令和 6 年 1 月 1 日現在）でアスファルト舗装に改良されており、損傷度を基に老朽化した舗装の補修を計画的に行っている。大規模な地震が発生した場合、その地震動による路面の損傷が多く予想される。

※ IX-10：道路管理者別状況（別冊 P374 参照）

しかし、地震動による舗装の亀裂及び破壊は主として、路床、基礎、擁壁、地下埋設物などの変形破壊、不等沈下等によって起こるので、平坦部分には大きな道路損壊は生じないものと推定される。したがって、橋梁の取付部や擁壁の破壊、沿道建築物の倒壊によって道路災害が発生するもの及び液状化や地下埋設物の損壊によるものが挙げられる。

区においては、震災時、障害物の除去及び簡易的な応急補修を優先的に行い、救援活動や物資の輸送路を確保するため、緊急道路障害物除去路線を対象として、令和 3 年度に路面下空洞調査を行い、空洞箇所の補修を行ったことで、震災時の道路陥没を未然に防止している。

今後も、区道については、災害時の避難及び救急救護等に支障のないよう、整備を実施するとともに、全道路の老朽化対策を実施するものとする。

ア 側溝は、国道、都道及び区道においておおむね整備されている。

道路の側溝整備は、特に道路冠水、滞水を防ぐため重要であり、適切な維持管理を行っている。なお、区道の側溝施設の現況は、下表のとおりである。

（令和 6 年 1 月 1 日現在）

|     | 街渠（ <small>きょう</small> ）（m） | L 形（m）  | U 形（m） | 計（m）    |
|-----|-----------------------------|---------|--------|---------|
| 区 道 | 87,115                      | 362,511 | 1,199  | 450,825 |

イ 区内に存在する特定法定外公共物等について、墨田区特定法定外公共物等管理条例（平成 29 年墨田区条例第 44 号）に基づき維持管理を行っており、現況は次表のとおりである。

（令和6年1月1日現在）

|         | 路線数（本） | 延長（m） | 面積（㎡）  |
|---------|--------|-------|--------|
| 管 理 道 路 | 151    | 8,794 | 27,211 |
| 管 理 水 路 | 2      | 106   |        |

ウ ガードレール等については、交通その他の必要な箇所を中心として整備している。その現況は、区内全域で42,060.5m（区道のみ）である。

エ 街路灯、橋りょう灯の現況は、下表のとおりである（区道分）。

（令和6年1月1日現在）

| 区分<br>形式 |        | 街路灯（本） |        | 橋りょう灯（本） |     | 小計      | 合計     |
|----------|--------|--------|--------|----------|-----|---------|--------|
|          |        | 単独式    | 共架式    | 道路橋      | 歩道橋 |         |        |
| 小型照明灯    | L E D  | 1, 065 | 4, 569 | 0        | 0   | 5, 634  | 5, 698 |
|          | その他※ 1 | 42     | 22     | 0        | 0   | 64      |        |
| 大型照明灯    | L E D  | 943    | 3, 376 | 16       | 0   | 4, 335  | 4, 461 |
|          | その他※2  | 19     | 67     | 38       | 2   | 126     |        |
| デザイン灯    | L E D  | 642    | 33     | 12       | 0   | 687     | 1393   |
|          | その他※2  | 607    | 74     | 25       | 0   | 706     |        |
| 合計       |        | 3, 318 | 8, 141 | 91       | 2   | 11, 552 |        |

小型照明灯：道路幅員6m以下（L E D 20V A以下）

大型照明灯：道路幅員6m超え（L E D 20V A超え）

その他※1：蛍光灯

その他※2：水銀灯、セラメタランプ、ナトリウムランプ灯

オ 街路樹

街路樹植栽の現況は、下表のとおりである。

（令和6年1月1日現在）

| 種類<br>区分 | あおぎり<br>（本） | すずかけ<br>（本） | とうかえで<br>（本） | その他<br>（本） | 計<br>（本） |
|----------|-------------|-------------|--------------|------------|----------|
| 区        | 125         | 585         | 958          | 1,800      | 3,468    |
| 都        | 70          | 196         | 0            | 4,009      | 4,275    |
| 国        | 0           | 302         | 0            | 156        | 458      |
| 計        | 195         | 1,083       | 958          | 5,965      | 8,201    |

（2）首都高速道路

ア 道路の現況

| 名称           | 区内延長  | 入口                                | 出口                                | 非常電話             | 非常口            |
|--------------|-------|-----------------------------------|-----------------------------------|------------------|----------------|
| 高速6号<br>向島線  | 6.9km | （上り）<br>堤通、向島、駒形<br>（下り）<br>向島、堤通 | （上り）<br>堤通、向島<br>（下り）<br>駒形、向島、堤通 | 上り15か所<br>下り14か所 | 上り3か所<br>下り2か所 |
| 高速7号<br>小松川線 | 2.7km | （下り）<br>錦糸町                       | （下り）<br>錦糸町                       | 上り8か所<br>下り7か所   | 上り無し<br>下り無し   |
| 計            | 9.6km |                                   |                                   |                  |                |

## イ 耐震性と施設の安全対策

(ア) 首都高速道路東京東局の構造物は、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」（建設省道路局：平成7年5月）やこれを踏まえて改訂された「橋、高架の道路等の技術基準について」（建設省道路局長、都市局長通達：平成8年11月）に従い、地質、構造等の状況に応じ、阪神・淡路大震災クラスの地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上する対策を実施している。

(イ) トンネル、高架橋等には、非常口を整備し、災害時においても、利用者がこれらの非常口から安全に脱出できるよう安全性を確保している。

(ウ) 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、阪神・淡路大震災クラスの地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上する対策を実施し、概ね終了した。

(エ) その他、利用者の安全対策等地震防災対策のより一層の向上充実を図る。

(オ) 災害に備え、道路構造物等について常時点検を行う。

(カ) 「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、落橋防止システム及び支承部構造の一層の向上を図る。

(キ) 具体的には、鋼製支承を性能の優れたゴム支承に取り替える事業を既に終了している。

(ク) なお、橋脚の耐震対策（橋脚を鋼板巻き立て等で補強）は平成10年度、地盤流動化対策（鋼管矢板壁工法）は平成11年度をもって完了している。

(ケ) 道路構造物、管理施設等の常時点検を行う。

(コ) 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検を行う。

(サ) 震災時において災害応急対策措置等を迅速・的確にできるよう総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。

a 実施時期・回数：年1回以上

b 訓練項目：初動対応訓練、情報伝達訓練、災害対策本部運営訓練、応急対策訓練、避難誘導訓練、その他訓練

## (3) 橋梁

区内の橋梁は、総数56橋（国道6橋、都道23橋）であり、そのうち区管理は、27橋（桜橋、おしなり橋を含む。）で、この多くは関東大震災復興事業として、大正末期から昭和初期に架けられたものである。令和5年4月1日現在の橋齢別では40年以上16橋、25年以上40年未満が5橋、15年以上25年未満1橋、15年未満4橋である（架替え中の南辻橋は除く。）。この27橋のうち、堅川橋については荷重制限15トン、となっている。これら老朽橋は、地震時その他災害時に際し、特に問題となるので区実施計画に基づき逐次整備を進めている。

※ IX-11：区内橋梁延長・面積（別冊P375参照）

※ IX-12：区内橋梁現況表（別冊P376参照）

また、横断歩道橋の令和6年1月1日現在の設置数は、国道4、都道5、区道1、の計10であり、落橋防止システムが取り付けられている。

今後も、区管理の橋梁は、橋梁改修計画のもと、主桁、横桁及び床版の補修、橋面の補修、塗装の塗り替え等の補修を行い長寿命化を図っていくが、老朽化が著しい橋梁については順次架替えを行っていく。また、落橋防止システムの設置等を進めるとともに、親水公園をまたぐ橋梁については、撤去、道路築造を行うなど、避難時に支障のないよう万全を期す。

## 2 鉄道施設

### （1）計画方針

旅客の安全と輸送の確保を図るため、耐震化をはじめとした鉄道の安全確保策や、早期復旧に向けた対策の推進を図る。

ア 国の基準に基づき、鉄道駅や駅間施設の耐震化を促進する。

イ 内部での情報連絡のほか、運行再開に当たって、国や各鉄道事業者等と再開時刻等必要な調整をするための通信手段を確保する。

ウ 気象庁から配信される「緊急地震速報」を活用し、大きな揺れが到達する前に列車無線で乗務員に通報し、列車を停止する。

エ エレベーターの安全対策の推進、安全性や耐震性を確保した鉄道施設の整備を図る。

### （2）東日本旅客鉄道施設防災計画（JR両国駅・JR錦糸町駅）

ア 駅舎構造及び乗車人員

| 駅名    | 駅舎型式  | 駅舎構式    | ホーム型式   | 乗車人員<br>(令和4年度1日平均) |
|-------|-------|---------|---------|---------------------|
| 両 国   | 地 上 式 | 耐 火 構 造 | 島 式     | 31,301 人            |
| 錦 糸 町 | 地 上 式 | 耐 火 構 造 | 島 式 2 面 | 87,590 人            |

イ 線路建造物の現況

区内における線路延長は約2.5kmで総武線とそれに並行する総武快速線の2線であり、線路建造物設計基準規程、建造物設計標準によって規定され、地震荷重に安全率を考慮して、400～500ガル、すなわち震度6～7程度の地震、例えば関東大地震クラスのものに十分耐える設計がなされている。

隅田川橋梁は、昭和8年度に竣工したもので水平震度0.2で耐震性が検討されており、約200ガル程度の地震までは、構造物各部に生ずる応力は許容応力度以内である。したがって、許容応力度には1.5～2.0の安全部があるので、300～400ガルの地震では破壊されることはない。

河底トンネルは、地震時において剛性及び重さが大きくない限り、地盤と同じ挙動を示すので特に震度法による耐震設計は行っていない。しかし断面の異なる構造物の接合部分、すなわち海底部のケーソン（複合断面）とシールド（単線2本）接合部（右岸）では、周囲の地盤の振動の差異による強制変異を受けた場合に、亀裂が発生することもあると考えられるが、列車の運転に支障を及ぼすような変状には至らないと思われる。

## ウ 高架橋の現況

J R 両国駅から J R 錦糸町駅間の高架橋は、設計水平震度は 0.25～0.30 とし、250～300 ガルの地震では地震時の許容応力度以下の応力になるよう設計されている。したがって 400 ガル程度までの地震では破壊されることはない。

## エ 浸水対策の現況

区内は、ほとんど高架になっており、高潮、洪水等で直接運行不可能となる状態ではないが、錦糸町駅付近は地盤が低く乗降通路等は、浸水が若干予想される。

J R 両国駅方トンネル出口は、U型擁壁であり、その天端高については高潮最高水位を考慮して、A. P. +5.40m を確保している。

## オ 目標

墨田区地域防災計画に基づき、J R 両国駅、J R 錦糸町駅における次に掲げる事項について、災害の予防、災害の応急対策及び災害復旧を早急を実施することにより、施設及び旅客の安全確保に努めるものとする。

- (ア) 旅客に対する傷害事故防止について
- (イ) 建造物の焼失、倒壊、破損防止について
- (ウ) 施設物（含む軌道）の飛散、落下、凍結防止について
- (エ) 地下道、通路の浸水防止について
- (オ) 構内停留車両の逸走、流転防止について

## カ 事業計画

### (ア) 災害予防の確立

旅客の安全輸送及び施設物の保全を図るため「防災内規」を設け、緊急事態発生に即応した処置の徹底を図る。

### (イ) 防災知識の普及、徹底

旅客に対し春・秋の火災予防運動実施期間の際、駅構内に立看板、ポスターを掲出し、また放送設備により趣旨の徹底を図り啓発する。

また、駅長は震災時の旅客誘導について平素から防災関係機関と緊密な連携を取るとともに避難場所及び避難道路等について、所属社員に周知する。

### (ウ) 防災訓練

- a 災害時における非常招集のための「緊急事態発生時の連絡方法」の周知並びに建造物、車両の火災発生を想定して所属部署への迅速な通報、伝達及び防災訓練を実施する。
- b 列車停止手配の訓練を実施する。
- c 救助・救命の訓練を実施する。

## (2) 東武鉄道防災計画

区内における東武鉄道の駅は、とうきょうスカイツリー（押上）、曳舟、東向島、鐘ヶ淵の4駅（伊勢崎線）と小村井、東あずま（亀戸線）の2駅で、計6駅を有している。また、その線路の営業キロは、伊勢崎線 3.1km、亀戸線 2.0 km である。

ア 駅舎構造及び乗降人員

| 駅名                     | 駅舎形式 | 駅舎構造 | ホーム形式 | 乗降人員<br>(令和3年度1日平均)     |
|------------------------|------|------|-------|-------------------------|
| とうきょうスカイツリー<br>(押上含む。) | 地上式  | 耐火構造 | 島式    | 10,415人<br>(押上 83,859人) |
| 曳 舟                    | 地上式  | 耐火構造 | 島式    | 24,016人                 |
| 東 向 島                  | 地上式  | 耐火構造 | 相対式   | 15,608人                 |
| 鐘 ケ 淵                  | 地上式  | 防火構造 | 相対式   | 10,558人                 |
| 小 村 井                  | 地上式  | 耐火構造 | 相対式   | 9,437人                  |
| 東 あ ず ま                | 地上式  | 防火構造 | 相対式   | 6,686人                  |

イ 各施設の耐震性

各施設の設計震度と耐震性の現況は、次のとおりである。

- (ア) 線路、建造物の耐震設計は、鉄道構造物等設計標準等関係技術基準により建築物の耐震設計は法規で定められた構造強度基準により設計されている。
- (イ) 建造物については、設計上の耐震性は十分と考えられるが、老朽化のための補強、補修を必要とする施設については、毎年調査を行い、必要に応じて取替補強、補修を実施している。また、軟弱地盤、地盤沈下及び諸種の環境変化についても特段の注意を払っている。

このほか、高架化、線路の増設工事に際して、建造物の更新を行い、耐震性の強化を図っている。

ウ 施設の点検

建造物（橋梁、線路等）、軌道、建物、停車場及び電気関係設備等の保守点検については、それぞれの「実施基準」その他関係法令等に基づき定期的、又は、随時保守点検を行っている。

エ 防災設備

- (ア) 各駅舎には地震火災、平常火災の際、初期消火に万全を期するため、消防法に定める基準により、消火器を設置している。なお、高架駅の受電設備については、キュービクル型として別置している。

(イ) 車両

車両の不燃化対策として、国土交通省の「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」及び解釈基準に適合する不燃化構造となっている。また、各車両に「粉末ABC消火器」、地下鉄線乗入れ車は「強化液（中性）消火器」を1本又は2本設置している。

(ウ) 浸水防止設備

亀戸駅北十間川橋梁からの線路へのいっ水防止のため、右岸、左岸に鎖蓋が出来るように設備してある。

オ 目標及び事業計画

計画の目標を達成するため、輸送施設の整備を図るとともに教育訓練の充実等により震災に対処するものとする。

(3) 京成電鉄防災計画

ア 駅舎構造及び乗降人員

| 駅名   | 駅舎型式 | 駅舎構式  | ホーム型式 | 乗降人員<br>(令和4年度1日平均)          |
|------|------|-------|-------|------------------------------|
| 押上   | 地下式  | 耐火構造  | 島式2面  | 188,833人<br>(うち連絡人員163,268人) |
| 京成曳舟 | 地上式  | 準耐火構造 | 相対式   | 17,274人                      |
| 八広   | 地上式  | 準耐火構造 | 相対式   | 12,118人                      |

イ 線路の現況

区内にかかる線路延長距離は、押上駅から八広駅まで2.55kmである。また、その構造の隧道及び高架については、旧国鉄の設計基準に従い、地震荷重を考慮して設計されている。次に平地盛土区間は、開業当時からのものであるため、充分圧縮され密度が高くなっているため、地震時の被害は少ないものと予測している。

ウ 防災設備の現況

地震火災及び平常火災の拡大防止のため、初期消火に万全を期し消火器等を各駅及び車両等に設置しており、特に地下駅（押上駅）には消火栓の設置、排煙設備、避難誘導灯、排水設備、止水板等を有している。

エ 目標及び事業計画

都市計画事業及び輸送力増強計画と併せて路線の強化と駅舎並びに諸施設の改良、新設を推進し、交通諸施設を震災から防護して人命の保護と輸送の確保を図る。

(ア) 建築物及び工作物の保守点検

駅舎、軌道、架線、高架橋等の各施設の保守点検は、それぞれの検査規定及び検査基準、その他関係法令に基づいて定期的又は自主的に行う。また、電気施設についても、電気関係施設整備心得等によるそれぞれの検査基準に基づいて保守点検を行う。

(イ) 建築物及び工作物等の整備

停車場改良、軌道の強化、電気施設の改良等諸施設の改善、整備を行う。そこで、道路交通の円滑化や道路・鉄道の安全性向上及び沿線まちづくりの推進を図る事を目的として、京成押上線連続立体交差事業を進め、平成28年度末に完了した。

(4) 都営地下鉄防災計画（本所吾妻橋駅、菊川駅、両国駅）

区内における線路延長は、浅草線が押上駅から本所吾妻橋駅経由隅田川岸まで約1.4km、新宿線が菊川駅付近約1.0km、大江戸線が森下駅先区境から両国駅経由隅田川岸まで約1.8kmで、その構築は鉄筋コンクリート箱型ラーメン構造及び円形シェールド構造で耐震性を十分備えている。



ア 駅舎構造及び乗降人員

| 駅名    | 駅舎型式 | 駅舎構式 | ホーム型式 | 乗降人員<br>(令和4年度1日平均) |
|-------|------|------|-------|---------------------|
| 本所吾妻橋 | 地下式  | 耐火構造 | 相対式   | 17,554人             |
| 菊川    | 地下式  | 耐火構造 | 島式    | 21,160人             |
| 両国    | 地下式  | 耐火構造 | 島式    | 28,397人             |

イ 目標及び事業計画

地震による被害を最小限に止め、かつ旅客の安全確保を図るため、災害発生時における旅客及び運転取扱等措置について、周知徹底を図り、被害拡大防止に努めるとともに、早期復旧を図る。

(ア) 駅舎、車両等の防災対策

- a 駅部の天井壁等の内装については、すべて不燃化している。
- b 車両は、国の基準に沿った不燃構造となっているほか、各車両に消火器を設置して万一来火に備えている。

(イ) 放送設備等の整備

駅放送装置を非常警報設備の新基準（昭和48.2.10 消防庁告示第6号）に適合し、非常電源を付置して停電時においても案内放送が行えるよう備えている。

(ウ) 浸水防止設備の点検整備

高潮、洪水による浸水を防止する通風口浸水防止機、駅出入口止水板について、地上巡回を定期的に行い、さらに浸水防止機については、開閉機能の点検及び注油を行っている。

(エ) 排水設備

隧道内の中央排水溝及び排水ポンプ室、排水槽の清掃を定期的の実施し、排水機能の維持に努める。

(5) 東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域防災計画（錦糸町駅、押上駅）

区内には、東京地下鉄半蔵門線の錦糸町駅と押上駅がある。

ア 駅舎構造及び乗降人員

| 駅名  | 駅舎型式 | 駅舎構式 | ホーム型式 | 乗降人員<br>(令和3年度1日平均) |
|-----|------|------|-------|---------------------|
| 錦糸町 | 地下式  | 耐火構造 | 島式2面  | 79,913人             |
| 押上  | 地下式  | 耐火構造 | 複合島式  | 137,245人            |

イ 災害予防計画

(ア) 防災体制の確立

営業路線における防災施設を検討し、主要の改善方策を講じるとともに防災体制を確立する。

(イ) 構造物の耐震性

主要構造物の設計基準は、原則として気象庁震度階の震度6強相当の地震まで耐え得るよう考慮してある。今後は、阪神・淡路大震災クラスの地震にも崩壊することがないようなものとする。

(ウ) 建築施設等の耐震性

地上建築物は、法規で定められた構造、強度基準による設計で構築されている。また、変電所、設備用鉄構は、水平震度 0.3（震度 6 強・6 弱程度）で構造してある。

(エ) 排水設備

トンネル内の排水については、約 750m に 1 箇所割合でポンプ室を設置し、それぞれ毎分 1～1.5t の排水が可能なポンプ 3 台を配備している。

(オ) 浸水対策

豪雨、洪水等による地下鉄道への浸水防止のため換気口は、浸水防止機により浸水を防止する。駅出入口には、止水板及び防潮扉を設置し浸水を防止している。

(カ) 車両の防火対策

車両の構体は、金属性で不燃性のものを、シートその他は難燃性以上の判断を受けたものを使用している。各車両には消火器を備え付けてある。

(キ) 停電対策

多系統から電力供給を受けているので、すべての系統の供給が停止するという事態以外は、駅及びトンネル内が長時間停電することはない。しかし万一に備えて、駅では蓄電池を電源とする非常灯と誘導灯を設置しているほか、列車も蓄電池により点灯するようになっている。さらに、非常用発電機設備により、防災設備に給電できるようになっている。

## 第2節 江東内部河川の整備

〔区、都建設局江東治水事務所〕

かつて旧中川、北十間川、横十間川、大横川、堅川の内部河川は、重要な輸送路として産業の発展に大きな役割を果たしてきたが、自動車輸送の発展などにより、舟運の利用頻度は著しく低下した。また、産業の発展に伴う地盤沈下により、この地区は、これまで水害の危険に晒されて来たが、地盤沈下の沈静化、内部河川の整備等により、水害に対する安全性は大きく改善されてきている。内部河川は、一部の河川を除き、豪雨時の排水先としても利用されている。最近では、水質改善や親水空間の整備等により、水辺に親しめる空間として見直されてきている。

なお、江東デルタ地帯内部河川の整備は、昭和46年度から事業着手がされており、地形、排水機能、河川利用状況などから、江東デルタ地帯を概ね二分し、地盤が特に低い東側地域の河川については、平常水位を地盤面より低下させる水位低下方式により整備する一方、比較的地盤が高い西側地域の河川については、耐震護岸方式により整備を行っている。

東側河川（旧中川・横十間川・北十間川の一部）の水位低下事業は、昭和53年12月に第一次水位低下（A.P. ±0.0m）を、平成5年3月に第二次水位低下（A.P. -1.0m）を実施し、その後、高水敷等の河道整備を行っている。

また、西側河川（大横川・堅川・北十間川の一部）については、耐震護岸の整備を行っている。

なお、現在、内部河川の整備は、平成28年に策定された「荒川水系江東内部河川整備計画」に基づいて進められている。さらに、平成24年には「東部低地帯の河川施設整備計画」が策定され、東日本大震災等を踏まえた河川施設の耐震・耐水対策にも取り組んでいる。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク  
及ライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの応急  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

## 第3節 緊急輸送ネットワークの整備

[各機関]

震災時の緊急輸送を円滑に行うため、都と連携して緊急輸送ネットワーク<sup>(\*)</sup>を整備する。整備の基本的な考え方は、次のとおりである。

- 1 緊急輸送ネットワークは、指定拠点と他県及び指定拠点間を結ぶ。
- 2 震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次、第二次、第三次の緊急輸送ネットワークを整備する。
- 3 輸送路の多ルート化を図るため、陸・空・水上・地下にわたる輸送ネットワークを整備する。
- 4 緊急輸送の実効性を担保するため、交通規制を実施する「緊急自動車専用路」、「緊急交通路」及び道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線」との整合を図る。
- 5 緊急輸送ネットワークの分類

| 分 類           | 目 的                                  | 説 明                                                                        |
|---------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 第一次緊急輸送ネットワーク | 都と区市町村本部及び都と他県との連携を図る。               | 応急対策の中枢を担う都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路                 |
| 第二次緊急輸送ネットワーク | 第一次緊急輸送と救助、医療、消火等を行う主要初動対応機関との連携を図る。 | 第一次緊急輸送と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路 |
| 第三次緊急輸送ネットワーク | 主に緊急物資輸送拠点間の連携を図る。                   | トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路                             |

<sup>(\*)</sup> 震災時の救助や救急、医療活動、緊急輸送を円滑に行うため、応急活動の中心となる施設（指定拠点）と指定拠点相互間を、陸・海・空・水上・地下の多ルートで結ぶネットワークをいう。

6 緊急輸送ネットワークにおける指定拠点（区内）

| 区 分    |        | 指定拠点の種類  |                                                                                                                            | 箇所 | 機能 |
|--------|--------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|
| 本部     |        | 区庁舎      | 墨田区本庁舎                                                                                                                     | 1  | ①  |
| 輸送路管理  |        | 鉄道管理機関   | 東武鉄道（鉄道本社）                                                                                                                 | 1  | ①  |
| 主要初動対応 | 警察     | 警視庁      | 第七方面交通機動隊<br>本所・向島警察署                                                                                                      | 3  | ②  |
|        | 消防     | 東京消防庁    | 本所・向島消防署                                                                                                                   | 2  | ②  |
|        | 医療     | 病院等      | 都立墨東病院<br>東京曳舟病院                                                                                                           | 2  | ②  |
|        |        | 医薬品等備蓄倉庫 | 白鬚東防災拠点内備蓄倉庫<br>都薬剤師会医薬品・情報管理センター（墨田区）                                                                                     | 2  | ②  |
|        |        | 保健所      | 墨田区保健所                                                                                                                     | 1  | ②  |
|        | 救出救助拠点 | 救出救助拠点   | ○大規模救出救助活動拠点<br>・白鬚東地区及び汐入公園<br>・墨田清掃工場<br>○医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場<br>・墨田区立東墨田運動場<br>・都立墨東病院ヘリポート<br>○河川等船着場（災害拠点病院近接）<br>・吾妻橋 | 5  | ②  |
| ライフライン |        | 電信電話     | N T T ドコモ墨田ビル                                                                                                              | 1  | ②  |
| 輸送拠点   | 水上輸送   | 水上輸送基地   | ○河川等船着場（その他）<br>墨田緊急用船着場、おしなり公園<br>両国、両国2、平井橋<br>吾妻橋、白鬚東、小梅橋                                                               | 8  | ③  |
|        | 地域内輸送  | 地域内輸送拠点  | 区庁舎・すみだリバーサイドホール<br>（令和6年度中には、新保健施設等複合施設とする予定）                                                                             | 1  | ①  |
|        | その他    |          | 高速道路駒形PA                                                                                                                   | 1  | ③  |
| 車両基地   |        | 車両基地     | 都交通局江東自動車営業所                                                                                                               | 1  | ③  |
| 備蓄     |        | 備蓄倉庫     | 白鬚東倉庫                                                                                                                      | 1  | ③  |

※「機能」欄の①②③は、それぞれ第一次、第二次、第三次緊急輸送ネットワークを構成する指定拠点であることを示す。

## 第4節 ライフライン施設の安全化

[都水道局墨田営業所、都下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ、NTT東日本]

水道、下水道、電気、ガス、電信電話等の都市施設災害の未然防止又は早期発見に努め、社会公共施設としての機能を維持する。また、各関係機関が相互に意見交換をするため都市施設関係機関連絡会を開催する。

### 1 水道施設の震災対策

#### (1) 水道施設の耐震化の着実な推進

震災時における水道施設の被害を最小限に止め、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、浄水処理の系列ごとに工事を進め、施設の能力低下を可能な限り抑制するほか、隣接する給水所の同時施工を避けるなど、計画的に進めていく。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進する。

※ IX-13：上水道本管配管図（別冊 P378 参照）

#### (2) 耐震継手管への取替え

管路については、より効果的に断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度までに解消する。

#### (3) バックアップ機能の更なる強化

震災などで個別の施設が停止しても給水が継続できるよう、導水施設の二重化、広域的な送水管のネットワーク化などを進め、水道施設全体としてのバックアップ機能を強化する。

#### (4) 自家用発電設備の新設・整備による電力の自立化

大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても、安定的に給水を確保できるよう、浄水場等に自家用発電設備を新設・増強し、運用に必要な電力を確保する。

### 2 下水道施設の耐震強化

都下水道局東部第一下水道事務所では、首都直下地震などによる震災が発生した場合でも、下水道機能を確保するため、震災対策を推進している。下水道施設は、管渠、ポンプ所、水再生センターからなり、区内の概要及び取組内容は次のとおりである。

#### (1) 管渠

|    |           |
|----|-----------|
| 幹線 | 30,579 m  |
| 枝線 | 345,146 m |
| 計  | 375,725 m |

避難所や災害拠点病院などの下水道機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進しており、現在は、一時滞在施設や災害拠点連携病院等に対象を拡大し、対策を推進している。

発災時の交通機能等を確保するため、液状化の危険性の高い地域にある無電柱化

している道路や区が指定している緊急道路障害物除去路線などを対象道路に追加し、マンホール浮上抑制対策を進めていく。

地区内残留地区において下水道機能と交通機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を面的に実施し、対策を推進している。

#### （2）ポンプ所

業平橋ポンプ所（ポンプ所増設中）、吾嬬ポンプ所（雨水ポンプ室再構築中）、隅田ポンプ所、吾嬬第二ポンプ所（発電機等増設中）、両国ポンプ所

想定される最大級の地震動に対し、最低限の下水道機能を1系統で確保する耐震対策が完了している。引き続き震災時に必要な下水道機能を確保するため、水処理施設の流入渠、導水渠などのほか、汚泥処理関連施設を新たな対象とし、すべての系統で耐震化を推進する。

停電時などの非常時においても下水道機能を維持するため、非常用電源の容量が不足している施設への早期導入を推進する。

断水時でも運転可能な無注水ポンプの設置を進めていく。

#### （3）水再生センター（終末処理場）

砂町水再生センター 江東区新砂三丁目9番1号

処理能力 日量 658,000m<sup>3</sup>

### 3 電気施設防災計画

（1）電力施設は、次の耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域など特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を行い施工している。

ア 変電：変電所の機器及び建物は、過去に経験した最大級の地震に耐えることを目標に、変電所並びに設備の重要度、経済性を考慮した対策を実施している。

イ 架空送電：地震による震動・衝撃荷重の影響は、氷雪・風圧による荷重に比べて小さいので、これらの荷重を基に設計している。

ウ 地中送電：油層台等の付帯設備については、建築基準法による耐震設計並びに変圧機器の基準に準じて設計している。

エ 配電：地震による震動・衝撃荷重の影響は、氷雪・風圧による荷重に比べて小さいので、これらの荷重を基に設計している。

オ 通信：変電・送電・配電設備に準じて設計を行っている。

（2）電力系統は、発電所から伸びる放射線状の送電線からの電力を、首都圏の周囲に張り巡らせた二重三重の環状送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い供給するように構成されている。

（3）送電線は、変電所で接続変更できるようになっていることから、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができるようになっている。

#### （4）整備計画

電力供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、送配電線の切替などによって、早期に停電が解消できるよう連携の強化を図る。

## 4 ガス施設防災計画

### （1）施設の現況

阪神・淡路大震災以降、地震防災対策を進めてきており、大地震が発生した場合の対策は整えている。

工場から高圧・中圧までのガス施設は、阪神・淡路大震災レベルの大地震でも供給を続けることができる耐震性をすでに有している。

低圧のガス施設については、新しくガス管を埋めていく場合は、耐震性に優れたPE管を使っている。しかしながら、既に地中に埋まっているガス管の中には、被害を受ける可能性のあるネジ継手というものが残っているため、被害が生じることが予想される。このため、被害の大きいところのガス供給を速やかに停止し、二次災害を防ぐ「SUPREME（シュープリーム）」というシステムを導入している。以上のような対策で地震直後の二次災害を防ぐようにしている。また地震後の復旧においても、コンピューターによる復旧支援システムなどを導入し、効率的に作業を行い、住民が不便を被る時間を可能な限り短縮するよう体制を整えている。

こうした事前の準備のほかに、全社を対象とした防災訓練を実施しており、その中で、地震直後や復旧時に決められた対応が来ているか、ルールは古いままではないか、改善すべき点はないか等の確認をしている。

#### ア 導管の現況

ガス導管のほとんどは地面の下に敷設されているため、地震時は地盤変動の影響を直接受けることが想定される。そこで、高圧導管、中圧導管には、強度や柔軟性に優れ、大きな地盤変動にも耐える「溶接接合鋼管」を使用している。阪神・淡路大震災でも、その高い耐震性が確認されている。ガス導管延長の約90%を占める低圧導管は「ガス導管耐震設計指針」（一般社団法人日本ガス協会）に基づいた設計がなされている。また新設導管については、地盤変動の影響を吸収し、地震による損傷を最小限に抑えるポリエチレン管の採用を促進している。

#### イ 主要ガス設備の現況

万が一ガス導管が破損した場合、ガスの送出をただちにストップしなければならない。そのためLNG基地やガスホルダーなどの供給設備をはじめ、地下街や高層ビルなどの大規模施設には「緊急遮断装置」を設置している。これには遠隔操作のできる「緊急遮断弁」（ESV）と、感震器との連動で自動的に作動する「自動遮断装置」の2種類があり、地震以外にも多方面な保安確保に役立っている。さらに地震被害の状況によって必要があれば主要設備に設置された放散塔から導管内のガスを空中へ安全に放散することもできる。

#### ウ ガスメーターの現況

各家庭に設置されているガスメーターは震度5強相当以上の地震やガスの異常流出を感知すると安全装置が作動し、ガス供給を自動的に遮断する。なお、自動停止したガスメーターは、簡単な操作で再開できる。さらにはガス栓や機器の安全装置など、二重三重に安全への備えを行っている。



## エ 通信施設の現況

有線関係の交換設備は、耐震性の検討を行い、補強を実施中である。

無線には、固定局と移動局があり固定局の鉄塔類は地震力より大きな風圧力に耐えられるよう設計されている。また移動局は電池の補強を実施したので長時間の停電でも使用できる。

## (2) 目標及び事業計画

ガス施設の地震対策に当たっては、一般的な地震動に対し機能に重大な支障が生じず、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本目標とする。

### ア ガス供給設備事業計画

(ア) 新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。また既設設備はその重要度を考慮し、計画的に取替又は補強等必要に応じた対策を講じる。

(イ) 住居の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）又は緊急遮断装置の設置を推進する。

(ウ) 二次災害の発生を防止するため、低圧・中圧導管網をブロック化し、低圧整圧器には感震遮断・遠隔遮断装置、中圧整圧器には遠隔遮断装置を設置する。

(エ) 環状にループ化された高圧導管は、一定区間で分離できるように遮断装置を設置するとともに、緊急減圧するための放散塔を設置する。

### イ 検知・警報設備事業計画

災害発生時等において速やかな状況把握を行い所要の措置を講じるため、必要に応じ整圧所等に以下を設置し、遠隔監視する。

(ア) 地震センサー（S I センサー、液状化センサー）

(イ) ガス漏れ警報設備

(ウ) 火災報知器

(エ) 圧力計

(オ) 流量計

### ウ 通信設備事業計画

災害時の情報連絡・指令・報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため無線通信設備等を整備する。

### エ コンピュータ設備事業計画

災害に備えコンピュータシステムやデータベース等のバックアップ対策を講じる。

### オ 自家発電設備等事業計画

常用電力の停電などにおいて防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備等の整備をする。

## 5 NTT東日本の防災対策

### （1）設備別安全化対策

#### ア 電気通信設備等の高信頼化

次のとおり電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施。

（ア）豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を実施。

（イ）暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を実施。

（ウ）地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を実施。

#### イ 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき、通信網を整備。

（ア）主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。

（イ）主要な中継交換機を分散設置する。

（ウ）大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築する。

（エ）通信ケーブルの地中化を推進する。

（オ）主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

（カ）重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

### （2）重要通信確保に向けた対策

ア 災害救助機関及びその他公共機関の通信確保を最優先に、電話回線の応急復旧を実施するほか、必要により臨時電話回線の設置を行う。

イ 被災地域の通信確保のために、区立小・中学校及び避難所等へ特設災害用公衆電話回線を事前に設置している（避難所が開設された際に工事等を行うことなく避難所の職員が電話機等を設置することにより利用が可能。）。

※ V-08：墨田区内「特設災害用公衆電話設置場所一覧表」（別冊 P261 参照）

ウ 状況により街頭公衆電話を無料開放する。

## 第5節 ライフライン復旧活動拠点の確保

[区、都水道局墨田営業所、都下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ、N T T東日本]

ライフライン復旧のための活動拠点については、各事業所が自ら確保することを基本とするが、全国からの応援により人員・資器材の数が膨大になる場合には、都が指定する墨田清掃工場及び候補地である白鬚東地区を、広域応援を受け入れるライフライン復旧活動拠点として活用する。

## 第6節 エネルギーの確保

[区、都水道局墨田営業所、都下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ]

都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進するため、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の整備や蓄電池などにより電力の確保を図るとともに、コージェネレーションシステム、停電対応GHP（ガスヒートポンプ）の導入、電力供給の可能な車両の活用のほか、民間事業者との連携等を推進する。また、災害時に非常用電源としても有効な蓄電池や家庭用燃料電池等の導入を支援する。

## ● 応急対策

### 第1節 道路・橋梁

#### 第1項 交通規制

[警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

##### 1 交通規制

###### (1) 第一次交通規制（災害発生直後）

道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等の円滑な通行を確保するため、速やかに次の交通規制を実施する。

ア 環状7号線内側への一般車両の流入禁止

イ 環状8号線内側への一般車両の流入抑止

ウ 「緊急自動車専用路」として、次の7路線を指定し、通行禁止規制を実施する。

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 国道4号(日光街道ほか)  | 国道17号(中山道・白山通りほか) |
| 国道20号(甲州街道ほか) | 国道246号(青山通り・玉川通り) |
| 目白通り          | 外堀通り              |
| 高速自動車道・首都高速道路 |                   |

エ その他の道路についても、都内に極めて甚大な被害が生じている場合は、被災状況に応じて、一般車両の交通規制を実施する。

オ 自転車、路線バスについては、環状7号線内側への車両流入禁止の対象車両から除外する（ただし、「緊急自動車専用路」上は通行禁止）。

###### (2) 第二次交通規制

被災地域・被災状況等の実態に対応した交通規制を実施（第一次交通規制において実施中の規制は、状況に応じ、その一部を変更又は解除）する。

ア 「緊急自動車専用路」の7路線を優先的に「緊急交通路」として指定する。

イ 被害状況を踏まえ、必要に応じて、次の路線の中から「緊急交通路」として指定する。また、自転車・路線バスについては、環状7号線内側への車両流入禁止の対象車両からは除外する（ただし、「緊急交通路」上は通行禁止）。

|          |        |        |            |
|----------|--------|--------|------------|
| 第一京浜     | 第二京浜   | 中原街道   | 目黒通り       |
| 青梅・新青梅街道 | 川越街道   | 北本通り   | 水戸街道       |
| 蔵前橋通り    | 京葉道路   | 井の頭通り  | 三鷹通り       |
| 東八道路     | 小金井街道  | 志木街道   | 府中街道       |
| 芋窪街道     | 五日市街道  | 中央南北線  | 八王子武蔵村山線   |
| 三ツ木八王子線  | 新奥多摩街道 | 小作北通り  | 吉野街道       |
| 滝山街道     | 北野街道   | 川崎街道   | 多摩ニュータウン通り |
| 鎌倉街道     | 町田街道   | 大和バイパス |            |

##### 2 緊急通行車両等の確認事務等

警察署長及び交通機動隊長は、本所・向島警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点及び交通要所における交通検問所等において、緊急通行車両の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

緊急通行車両等確認事務等の手続要領については、別に定める。

## 第2項 道路障害物の除去

[区、都建設局第五建設事務所]

### 1 除去方針

地震時、道路に看板や電柱の倒壊など障害物が散乱することが予測され、避難並びに救援救護活動及び緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがある。

このため、区及び都では障害物の除去を行い、救援活動や物資の輸送路の確保に努める。

なお、大規模災害発生時には、道路の被災等により深刻な交通渋滞や大量の放置車両の発生が懸念されること、また、大雪時にも車両の通行が困難となることにより、立ち往生車両や放置車両が発生する可能性も懸念されることから、平成26年の災害対策基本法の改正により、放置車両対策等の強化が図られた。

これにより、道路管理者自ら車両の移動除去が可能となったことから、発災時の効率的・効果的な緊急輸送道路等の確保が円滑に行えるよう、平素より各道路管理者との連携をさらに深め、有事の際における具体的な活動について情報の共有化を図っていく。

区においては、「障害物の除去に関する業務」について、墨田建設産業連合会と、「緊急車両等の通行の妨げとなる放置車両等の移動」について、一般社団法人東京都自動車整備振興会墨田支部とそれぞれ協定を締結しており、状況に応じて業務への協力を要請する。

### 2 実施方法

- (1) 区道並びに都道及び国道について、障害物を調査し、各道路管理者にて除去作業を要請し、各道路管理者が実施する。ただし、啓開道路として選定されている路線（緊急道路障害物除去路線。区道も含む。）については、東京都地域防災計画震災編に基づき、都建設局及び国土交通省関東地方整備局が実施する。なお、啓開道路として選定されていない路線で特に必要と定める路線については、区が実施する。

指定避難所（小・中学校等）への避難路については、通常時から点検、整備に努め、避難所が開設された場合は、順次確保する。

- (2) 障害物除去<sup>(\*)</sup>の集積場所は、震災編第13章応急対策第8節「災害廃棄物処理」に定める仮置場とする。

- (3) 人員、器材等

- ※ II-05：墨田区災害対策本部動員表（別冊 P183 参照）
- ※ 震災編第11章予防対策第1節「2 調達体制の強化」参照
- ※ VII-01：緊急道路障害物除去路線図（別冊 P317 参照）

<sup>(\*)</sup> 災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により、通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急普及作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開ともいう。

## 第2節 鉄道施設

### 第1項 東日本旅客鉄道施設応急対策計画

〔J R 両国駅、J R 錦糸町駅〕

#### 1 防災団の設置

J R 両国駅長、同錦糸町駅長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、J R 両国駅、J R 錦糸町駅にそれぞれ防災団を設置し、被害を最小限に止めるための応急活動を実施する。

※ II-13：防災団の組織及び業務（東日本旅客鉄道駅）（別冊 P197 参照）

#### 2 非常配備態勢

##### （1）第1種非常配備態勢

###### ア 時期

災害の発生が予想され、又はその情報を入手した場合において、団長が必要と認めた時にその指令を発令するものとする。

###### イ 態勢

地震、風水害その他の災害による被害を最小限にするため、予防態勢を確立し、各要注意箇所の見回り点検を行うほか、情報を的確に把握し、事態に即した態勢をとるものとする。

##### （2）第2種非常配備態勢

###### ア 時期

部分的に災害の発生が予想され、又は部分的災害が発生した場合において、団長がその指令を発令するものとする。

###### イ 態勢

第1種非常配備態勢を強化するとともに要注意箇所を補強するため関係保守担当区との連絡を密にし、災害に直ちに対処できる態勢をとる。

##### （3）第3種非常配備態勢

###### ア 時期

事態が切迫し、駅構内全域について災害の発生が予想され、又は災害が発生した場合において、団長が指令を発令する。

###### イ 態勢

駅構内全域についての災害に対し、全力をもって対処するとともに、災害の拡大防止並びに混乱に対処するため、旅客の入場阻止、避難、誘導、列車・電車の折り返し運転、連絡社線との連絡等万全の手段を講じるものとする。

#### 3 地震時における具体的措置

##### （1）列車の運転措置

ア 乗務員は、揺れや信号によって地震の発生を知ったときは、速やかに停止又は徐行の措置をとる。停止位置が土盛、橋梁上あるいはトンネル坑門付近のような場所は可能な限り避ける。

イ 直ちに無線等で輸送指令に、停止の地点、旅客の被害状況等その他必要事項を通報する。

ウ 乗務員は相互に連絡、情報を交換し、また輸送指令からの指示、情報等について旅客に案内するとともに、被害状況、今後取るべき措置をできるだけ速やかに車内放送し、動揺、混乱等の防止に努める。

エ 乗務員は列車又は線路建造物の被害又は二次災害の発生の危険が大きいと予測したとき、その他火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに輸送指令及び近接の駅長へ連絡することを基本とするが、連絡が取れない場合は自ら避難の可否を判断し、避難が必要な場合には旅客を安全な地点に誘導する。

## （2）旅客への措置

### ア 駅内放送

地震被害の状況を考慮して、旅客及び公衆に動揺、混乱を招かぬよう注意し、避難口の状況と職員の誘導に従う注意、地震規模と建造物の耐震的安全性、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺・沿線の被害状況及び屋外オープンスペースについて放送する。

### イ 避難の誘導

地震の規模、二次災害の発生の危険性、建造物の状況、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して、負傷者、老幼婦人等を優先誘導して混乱を招かないよう配慮する。

駅周辺の火災その他の被害状況が著しく、駅構外に避難することが危険と認められるときは、一時構内の安全な箇所を選び待機する。

### ウ 救護措置

被害の状況により救護所を開設し、防災関係機関及び本局、医療機関の救護を求める。

## 第2項 東武鉄道応急対策計画

〔東武鉄道〕

### 1 活動方針

災害発生における被害を最小限に止めるとともに、心理的動揺による二次災害の発生を防止することを基本とし、旅客の安全及び輸送の安全の確保を図るものとする。

### 2 応急対策

（1）災害発生時における活動組織の編成は、次のとおりである。

#### ア 災害対策本部（本社）

鉄道事業本部事故・災害等対策規程により、本社内に対策本部を設置し、鉄道事業本部長を対策本部長として災害時における応急処置及び災害発生場所への指示、支援等を行う。

#### イ 現地対策本部（災害現場）

災害現場付近には、鉄道運転事故応急処理手続により現地対策本部を設置し、復旧に努める。

※ II-14：東武鉄道株式会社現地対策本部構成（別冊 P198 参照）

#### ウ 駅区の体制

駅においては、災害発生時における避難場所及び避難誘導體制を定め、旅客の適切な誘導を図る。

列車においては、車内放送等により旅客の不安除去に努め、混乱を防止するとともに、運転指令又は最寄駅に状況を知らせ、その指示を受ける。

また、負傷者が発生した場合は関係者の協力を得るなどして、救出、救護等臨機の処置をとる。

※ II-15：稼動人員数（東武鉄道）（別冊 P199 参照）

#### （2）列車の運転体制

強い地震を感知又は報告を受けた運転指令は、直ちに列車無線モニター（指令電話）及び列車無線で駅及び乗務員に一旦停止を指示し、運転上危険と認めたときは、列車運転見合せを指令する。また乗務員が強い地震を感知したときは、速やかに安全な箇所に停止し、異常が認められないときは、次駅まで時速 25km 以下の速度で注意運転する。

#### （3）旅客に対する避難誘導

ア 駅長は、震動が静まったとき、放送設備（連絡員を含む。）等により、旅客の動揺制止、構内設備損傷状況等の把握に努める。なお負傷者がある場合は、救出、救護等臨機応変に処置を行う。

また、駅における旅客の避難誘導は旅客の安全確保を第一とし、沈着冷静な判断と的確な行動により適切な旅客誘導を図る。

イ 列車内にいる旅客の避難誘導は旅客の安全確保を第一とし、状況に応じて適切、迅速に旅客の不安除去に努め、混乱防止を図るとともに、最寄駅に状況を知らせ、その指示を受ける。

※ IV-15：情報伝達系統図（東武鉄道）（別冊 P238 参照）

## 第3項 京成電鉄応急対策計画

〔京成電鉄〕

### 1 活動方針

非常災害に際しては、人命尊重、安全確保を第一とし、その被害を最小限に止め輸送を確保することが最も大切である。したがって、各職場においては、平素から災害発生時の旅客の誘導及び運転取扱い方の訓練の実施はもちろん、災害発生の場合の応急対策を事前に樹立し、関係者に周知徹底させる。

### 2 応急対策

#### （1）応急体制

災害発生の場合は、災害対策規則に基づき「災害対策本部」を設置し、又は状況に応じて現地対策本部を設け、速やかに救護処置及び復旧作業に当たる。

※ II-16：京成電鉄株式会社災害対策本部の組織（別冊 P200 参照）

#### （2）通信連絡体制



- ア 本社各駅は常備の鉄道電話を利用し、駅構内各部署の情報連絡は「インターホン」を活用する。
- イ 運輸指令室と各駅は、指令用電話により連絡を行う。
- ウ 運輸指令室と各列車は、誘導式列車無線により連絡を行う。
- エ 各地点には必要に応じ連絡用電話を架設し、また携帯電話機なども使用する。
- オ 状況により無線自動車を災害現場に急派し、本社と無線による通信連絡を行う。

※ IV-16：災害対策本部の指揮命令系統図（京成電鉄）（別冊 P239 参照）

### （3）列車運転体制

運輸指令室（葛飾区高砂5丁目55番3号）付近に設置してある地震計により震度4以上を観測した場合は、次のとおり取り扱う。

#### ア 震度4のとき

運輸指令は、一斉指令及び列車無線により全ての列車を停止させるよう指示する。地震が収まったと認めたときは、震度4を観測した地震計に対する規制区間以外については、運転再開を指示する。規制区間内では指定点検箇所の点検を指示し、指定点検箇所以外では時速25km以下の徐行運転で安全確認を行う。点検および安全確認の結果、支障のないことを確認した区間から、順次規制を解除する。

#### イ 震度5（ガル数にて5弱・5強を判断）以上のとき

運輸指令は、一斉指令及び列車無線により全ての列車を停止させるよう指示するとともに、施設部長にその旨を通報し、震度5以上を観測した地震計に対する規制区間の線路及び電線路の点検方を指示する。規制区間内に停止した列車の運転再開は、異常のないことを確認した区間から順次行う。

#### ウ 震度5以上により停止させた場合であっても、停車場間に停止した列車の運転士に対して、最寄停車場まで時速15km以下の速度での運転開始を通告することができる。この場合、運輸指令が確認する事項は次のとおりとする。

- （ア）当該地震計の数値が150ガル未満を表示していること
- （イ）分岐器を含む停車場構内が安全であること
- （ウ）信号機が使用できること
- （エ）指定区間及び指定点検箇所異常がないこと

### （4）避難、誘導

駅長はあらかじめ定められた屋外オープンスペース、避難経路に基づき誘導員を指定し、避難させる。

## 第4項 都営地下鉄応急対策計画

〔都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）〕

都交通局危機管理対策計画－震災編－の定めるところによる。概要は次のとおりとする。

### 1 活動方針

職員は、旅客の安全確保に努め、避難誘導及び負傷した旅客の救護活動を速やかに実施するとともに、適切な案内放送を行い、混乱を防止する。また、火災や浸水など二次災害の防止に努める。

## 2 運転規制

### （1）震度による運転規制

半径 2.5km のゾーン（範囲）の震度を測定するゾーン地震計及び指令震度計を設置して震度の測定を行っている。各ゾーン地震計の震度表示に従い、総合指令所長は運転規制を実施する。

#### ア 震度 4 の場合

（ア）直ちに全列車に対して 25km/h 以下の徐行運転を指令するとともに、駅長及び保守担当の所長に点検を依頼する。

（イ）駅長からの駅構内点検終了報告及び全区間にわたる列車走行完了後、地上部 45km/h・地下部 55km/h 以下（大江戸線は 50km/h 以下）に運転規制を緩和する。

（ウ）所長からの点検終了の報告に基づいて、運転規制を解除する。

#### イ 震度 5 弱の場合

（ア）直ちに全列車に対して運転中止を指令するとともに、駅長及び保守担当の所長に点検を依頼する。

（イ）駅長からの駅構内点検終了報告に基づいて、全列車に対して試運転列車とすること及び 15km/h 以下の注意運転を指令する。

（ウ）試運転列車が全区間にわたって走行を完了後、全列車に対して 25km/h 以下の徐行運転を指令する。

（エ）列車が 25km/h 以下の徐行運転で全区間にわたって走行を完了後、地上部 45km/h・地下部 55km/h 以下（大江戸線は 50km/h 以下）に運転規制を緩和する。

（オ）所長からの点検終了の報告に基づいて、運転規制を解除する。

#### ウ 震度 5 強の場合

（ア）直ちに全列車に対して運転中止を指令するとともに、駅長及び保守担当の所長に点検を依頼する。

（イ）駅長からの駅構内点検終了報告及び所長からゾーン地震計 5 強区間の点検完了報告に基づいて、全列車に対して試運転列車とすること及び 15km/h 以下の注意運転を指令する。

（ウ）試運転列車が全区間にわたって走行を完了後、全列車に対して 25km/h 以下の徐行運転を指令する。

（エ）列車が 25km/h 以下の徐行運転で全区間にわたって走行を完了後、地上部 45km/h・地下部 55km/h 以下（大江戸線は 50km/h 以下）に運転規制を緩和する。

（オ）地上部 45km/h・地下部 55km/h 以下（大江戸線は 50km/h 以下）で全区間にわたって走行を完了後、運転規制を解除する。

### （2）早期地震警報システムによる運転規制

早期地震警報システムが動作し、緊急地震警報を受信した場合は、駅間であっても直ちに非常停止する。ただし、開口部付近を運転するときは、側壁のくずれ、落下物に注意して、停車は極力避ける。

## 第5項 東京メトロ応急対策計画

[東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]

### 1 活動方針

東京地下鉄株式会社が定める規程類に基づき、旅客の安全確保を第一に行動し、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

### 2 地震発生直後の対応

#### (1) 旅客の救援誘導

総合指令所長は、駅務管区長又は駅間停止列車の乗務員から旅客の誘導を要請された場合、被害状況、復旧見込みを判断して、速やかに関係区長に旅客の救援誘導を指令する。

#### (2) 地震発生直後の運転規制

総合指令所長は、強い地震が発生し、地震警報装置に震度4以上の表示があった場合、直ちに一斉発車待ち装置及び無線装置により全列車を一旦停止させ、エリア地震計情報装置に応じた運転規制を指令する。

##### ア 震度4の場合

(ア) 総合指令所長は、各列車の停止位置を確認した後、運転士に対して先発列車のあった駅まで25km/h以下の運転を指令する。

(イ) 総合指令所長は、駅務管区長に対して駅構内の異常の有無の確認を指示する。

(ウ) 総合指令所長は、運転士の報告に基づき、運転規制を解除する。

(エ) 総合指令所長は、駅務管区長の報告に基づき、駅構内の状況等を勘案した運行を適宜指令する。

##### イ 震度5弱の場合

(ア) 総合指令所長は、駅間停止列車を次駅に収容するときは、運転士に対して5km/h以下の運転を一斉に指令する。

(イ) 総合指令所長は、工務区長及び電気関係区長に対し、線路、電線路、保安装置、要注意箇所等の歩行点検及びその区間を指示する。

(ウ) 総合指令所長は、駅務管区長に対して駅構内の異常の有無の確認を指令する。

(エ) 総合指令所長は、工務区長及び電気関係区長の報告に基づき、運転士に対して先発列車のあった駅まで25km/h以下の運転を指令する。

(オ) 総合指令所長は、運転士の報告に基づき、運転規制を解除する。

(カ) 総合指令所長は、駅務管区長の報告に基づき、駅構内の状況等を勘案した運行を適宜指令する。

##### ウ 震度5強以上の場合

(ア) 総合指令所長は、駅間停止列車を次駅に収容するときは、運転士に対して5km/h以下の運転を一斉に指令する。

(イ) 総合指令所長は、駅間停止列車の移動に時間を要すると判断した場合は、

歩行誘導を指令する。

- (ウ) 総合指令所長は、工務区長及び電気関係区長に対し、線路、電線路、保安装置、要注意箇所等の歩行点検及びその区間を指示する。
- (エ) 総合指令所長は、駅務管区長に対して駅構内の異常の有無の確認を指令する。
- (オ) 総合指令所長は、工務区長及び電気関係区長の報告に基づき、運転士に対して先発列車のあった駅まで 25km/h 以下の運転を指令する。
- (カ) 総合指令所長は、運転士の報告に基づき、運転規制を解除する。
- (キ) 総合指令所長は、駅務管区長の報告に基づき、駅構内の状況等を勘案した運行を適宜指令する。

※ II-17：東京地下鉄株式会社事故復旧対策本部編成表（別冊 P201 参照）

※ IV-17：情報連絡系統図（東京地下鉄）（別冊 P240 参照）

## 第3節 防災船着場・臨時離着陸場

[区、都建設局第五建設事務所]

### 第1項 防災船着場の運用

災害時に陸上輸送路が寸断した場合に備え、被災者等の搬送、救助活動や復旧活動に必要な人員及び救援物資等の輸送を行う水上拠点として、墨田緊急用船着場（荒川）や吾妻橋船着場など、あらかじめ国及び都が指定した8か所の船着場（別冊 P318 参照）を活用する。

区は、水上交通を利用した救護、復旧活動ができるよう、関係機関等と連携した訓練を実施し、災害時の避難体制の向上を図るとともに、災害拠点病院や避難場所に近接した新たな防災船着場（立花、横川（仮称）、錦糸及び江東橋）の整備を進めていく。

なお、都が避難場所等に隣接して整備している防災船着場について、発災時の運用を以下のとおりとする。

| 機関名     | 都・区災害対策本部等設置期間中                                          | 都・区災害対策本部等立ち上げ時                                                |
|---------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 都災害対策本部 | 運用指示主体<br>(都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする。) | 都災害対策本部は、区災害対策本部が防災船着場の運用主体になり、防災船着場として利用が可能になった事を防災関係機関に周知する。 |
| 都建設局    | 運用支援主体<br>(損傷等に対する修繕・補修)                                 | 損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災害対策本部へ引継ぐ。引継ぎ後、都建設局本部に引継ぎ完了を報告する。         |
| 区       | 運用主体<br>(一切の運用管理権限を掌握)                                   | 都建設局の安全確認点検後、運用主体として、引継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。                      |

※ 都建設局は、舟航河川における障害物を除去しゅんせつする。

※ 都建設局は、清掃船の航行可能河川における浮遊物を除去する。

※ 墨田緊急用船着場（荒川）の運用については、荒川下流防災施設運用協議会において策定された「荒川下流防災施設活用計画」に基づく。

※ VII-02：墨田区内「防災船着場」設置場所図（別冊 P318 参照）

## 第2項 臨時離着陸場の選定

災害時の臨時離着陸場は次のとおり選定している。

| 候補地名                      | 所在地             | 管理者 | 想定面積<br>(m <sup>2</sup> ) | 現況   |
|---------------------------|-----------------|-----|---------------------------|------|
| 都立墨東病院<br>ヘリポート           | 墨田区江東橋四丁目23番15号 | 都   | 357                       | 病院   |
| 東墨田一丁目<br>運動広場            | 墨田区東墨田一丁目10番    | 区   | 2,500                     | 運動広場 |
| 白鬚東地区<br>(都立東白鬚<br>公園隣接地) | 墨田区堤通二丁目地内      | 都   | 6,400                     | 空地   |

なお、荒川下流部の臨時離着陸場の選定、運用については荒川下流防災施設運用協議会において策定された「荒川下流防災施設活用計画」に基づく。

## 第4節 ライフライン施設の応急対策

### 第1項 水道施設

[都水道局（東部第一支所、墨田営業所）]

#### 1 基本方針

水道施設に被害が生じた場合は、応急対策諸活動を、迅速、的確に実施できる体制をつくり、一刻も早い平常給水の回復と可能な限りの飲料水の確保を図ることとする。

#### 2 組織

水道局給水対策本部が設置された旨の通知があった場合、都水道局東部第一支所及び墨田営業所は直ちに応急対策活動の基本体制を整える。

#### 3 復旧活動

応急復旧対策部所として、以下の業務を行う。

- (1) 管路被害状況の調査
- (2) 水道局内関係部所との連絡調整
- (3) 応急給水
- (4) 配水調整、水配計画（配水系統）及び復旧計画の作成
- (5) 配水施設・給水装置の復旧
- (6) 区等との連絡調整

### 第2項 下水道施設

[都下水道局東部第一下水道事務所]

#### 1 方針

管路の緊急調査、ポンプ所・水再生センター等の被害状況調査、工事現場の点検等を行う。

各施設の点検を行い、施設の被害に対しては箇所、程度に応じて応急措置を講じる。

応急復旧活動に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

## 2 応急対策

### (1) 管渠等

ア 緊急輸送道路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を講じる。

イ 速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。

### (2) 水再生センター・ポンプ所

ア 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を講じる。

イ 万一機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先する。これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と揚水、簡易処理、消毒、放流などの機能の回復を図る。

ウ 水再生センター・ポンプ所において、停電が発生した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。

エ 停電が続く場合には、非常用発電設備の燃料油について、東京都石油業協同組合及び東京都石油商業組合との協定に基づき、確保に努める。

### (3) 工事現場

ア 工事中の箇所においては、受注者との緊密な連携の下、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限に止めるとともに二次災害の発生を防止するための緊急措置を講じる。また、避難路等での工事箇所については、道路管理者並びに交通管理者の指示に従い応急措置等を行う。

イ 発災後の緊急措置や応急復旧を迅速に実施するために、現場要員や資器材の現状把握に努めるとともに、必要に応じて他の現場への支援にも備える。

## 第3項 電気施設

[東京電力パワーグリッド江東支社]

### 1 震災時の活動態勢

地震災害が発生した時は、東京電力は社内に非常態勢の発令をするとともに、次に挙げる態勢を確立し対策活動などを行う。

#### (1) 非常態勢の組織

ア 非常態勢の組織は、東京総支社本部に属する江東支社支部として位置づけされる。

イ 非常態勢の組織は、非常災害態勢の発令に基づいて設置するが、供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合については、自動的に非常態勢に入る。

#### (2) 要員の確保

ア 非常態勢の発令の伝達があった場合対策要員は、速やかに所属する非常災害対策支部（分室）に参集する。

イ 供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し、自動的に非常態勢に入る場

合は、あらかじめ定められたルールに基づき所属事業所に参集する。

### （3）情報連絡活動

ア 当社設備の運転状況並びに被害状況の把握に努める。

イ 社内連絡体制を確立すると共に、関係する行政機関との連絡体制も確立し情報の共有化に努める。

## 2 応急対策

### （1）資器材の調達・輸送

ア 資器材調達は、予備品、貯蔵品などの在庫品を常に把握し、調達を必要とする資器材は、隣接する事業所間の相互融通又は東京総支社本部に速やかに請求し、確保する。

イ 資器材の輸送は、事前に関係する防災機関と連絡を取り、指定された路線（緊急道路障害物除去路線等）を使用して、あらかじめ設定した場所へ配送する。また、当社名称が表示されていない車両を使う場合は、関係する防災機関へ連絡し指示を仰ぐ。

### （2）震災時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み震災時においても、原則として送電を継続するが、火災の拡大などに対する円滑な防災活動のため、警察署・消防署などから要請があった場合には、送電停止などの適切な危険予防措置を講じる。

### （3）災害時における応援体制

江東支社独自の災害復旧活動では、早期復旧が困難であると判断される場合には、東京総支社非常災害対策本部へ応援の派遣を要請する。

### （4）応急工事

応急工事の実施に当たっては、原則的に人命に関わる箇所、復旧対策の中核となる防災関係機関、民心の安定に寄与する報道機関、避難所を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度などを勘案するとともに、関係する防災機関とも連絡を取りながら工事を行う。

## 3 復旧対策

災害に伴う復旧工事については、関係する防災機関と連携して緊急度を勘案し、迅速的確に実施する。また、他のインフラ事業者等と工事が重複する場合は、作業工程などを協議し、迅速に復旧できるよう協力して進める。

## 4 通電火災への対応

災害時に破壊、損傷した電気製品等に再送電した場合にショートが起こり、火災が発生することがある。このような通電火災による人的被害を防止するため、電力会社は区と連携し、以下のような措置を講じる。

（1）電力会社は通電時のチェック・点検を行う。

（2）電力会社は通電再開に当たっては、区の災害対策本部に報告を行う。

（3）広報車等により通電日時・立会い実施など必要事項を区民に周知する。

（4）通電は住民等の立会いの下で安全確認を行った後に実施する。

## 第4項 ガス施設

[東京ガスグループ]

### 1 基本方針

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、防災対策の推進を図る。

### 2 防災体制の確立

非常体制に対応する災害対策組織（以下「対策組織」という。）を定める。また、これらの対策組織における分担業務及び大規模地震防災体制（警戒体制）について定める。

#### （1）対策組織の運営

##### ア 非常態勢の発令及び解除

災害が発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合、社長は非常態勢を発令し、非常災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。ただし、震度5弱以上の地震が発生した場合には、自動的に本部を設置する。

##### イ 非常態勢が発令された場合、事業所等の長は、速やかに非常災害対策支部（以下「支部」という。）を設置する。

##### ウ 事業所等の長は、緊急を要する場合等必要に応じ当該所管内の非常態勢を発令することができる。この場合には、事後、本部に報告しなければならない。

##### エ 災害発生のおそれが無くなった場合又は災害復旧が進行して非常態勢を継続する必要が無くなった場合、本部長は非常態勢を解除する。

#### （2）動員

##### ア 本部長（支部長）は、非常態勢の発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指令する。

##### イ 報道情報（テレビ・ラジオ等）により供給区域内のいずれかで、震度5弱・5強の地震が発生したときは指定要員、震度6弱以上のときは全員が自動発令で出動する。

#### （3）外部防災関係機関との協調

平常時には担当部署が当該地方自治体の防災会議等と、また災害時には本部又は支部が当該地方自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

##### ア 地方防災会議等への参加

地方防災会議等には、委員を推薦し参加させる。

##### イ 地方自治体災害対策本部との協調

この計画が円滑かつ適切に行われるよう、次の事項に関し協調を図る。

##### （ア）災害に関する情報の提供及び収集

##### （イ）災害応急対策及び災害復旧対策の推進

##### ウ 内閣府、経済産業省、気象庁、警察署・消防署等防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備しておく。

##### エ 地震発生時に内閣府、内閣情報集約センター、経済産業省等防災関係機関との連



絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート及び情報交換のための収集・連絡体制を整備しておく。

(4) 他ガス事業者等との協調

日本ガス協会及び他ガス事業者等と協調し、要員・資器材等の相互融通等災害時における相互応援体制の整備に努める。

3 災害予防に関する事項

(1) 防災教育

各部署は、ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識・関係法令・保安規程等について社員等関係者に対する教育を実施する。

(2) 防災訓練

各部署は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練等に積極的に参加し、連携を強化する。

4 災害対策用資器材等の確保及び整備

(1) 災害対策用資器材等の確保

製造設備・供給設備の復旧用鋼材・配管材料・工具等必要資器材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。また、必要資器材をリスト化するとともに、調達体制を整備する。

(2) 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資器材の輸送手段の確保を図るため、拠点においては、工作車・緊急車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車・採水車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備する。

(3) 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給のために、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類、LPG等の調達ルートを把握しておく。

(4) 生活必需品の確保

非常事態に備え、食料・飲料水・寝具・医薬品・仮設トイレ等の生活必需品の確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

(5) 前進基地の確保

ア 復旧要員のための宿泊施設を事前に調査しリストアップする。

イ 前進基地となり得る自社施設、借用候補地を事前に調査しリストアップする。

5 ガス事故の防止

(1) ガス工作物の巡視・点検・調査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視・点検（災害発生

のおそれがある場合には特別の巡視）を行い、ガス事故の防止を図る。

## （2）広報活動

### ア 日常の広報

区民及び他工事関係工事会社等に対し、小冊子等を利用しガスの安全知識の普及を促進し、その理解を求めるとともに、ガス臭気が認められる場合等に通報等の協力を得るよう広報活動を実施する。

### イ 広報資料の作成等

非常事態に即応できるよう、あらかじめ広報例文等を作成・保管するとともに、ガスメーター（マイコンメーター）復帰ビデオ・テープ等をあらかじめマスコミ等に配布する。

## 6 災害応急対策に関する事項

### （1）通報・連絡

#### ア 通報・連絡の経路

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

#### イ 通報・連絡の方法

通報・連絡は災害時優先電話、専用電話、携帯電話、自営無線通信等を使用して行うこととする。

### （2）災害時における情報の収集・連絡

#### ア 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

##### （ア）気象情報

気象庁の発表する地震、大雨、洪水等に関する情報

##### （イ）観測情報

当社の設置する地震センサーにより観測した情報

##### （ウ）一般情報

一般の家屋被害及び人身被害発生情報並びに電気、水道、交通（鉄道、道路等）、通信、放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域全般の被害情報

##### （エ）対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・区民等への対応状況）

a 出社途上における収集情報

b 社員の被災に関する情報

c その他災害に関する情報

d ガス施設等の被害及び復旧に関する情報

e 復旧作業に必要な資器材・食料また応援隊等に関する情報

f その他災害に関する情報

イ 情報の集約

- (ア) 本部は、各班・各支部から収集した情報を集約し、総合的な被害及び対応状況に努める。
- (イ) 当社の設置した地震センサーによりリアルタイムに収集された地震情報を基に被害推定を行い、被害の全体像の把握に努める。

(3) 災害時における広報

ア 広報活動

- (ア) 災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、災害発生前、災害発生直後、復旧作業中等の各時点において、状況に応じた広報活動を行う。
- (イ) 災害発生後、ガスの供給を継続する地区の需要家に対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

(4) 対策要員の確保

ア 対策要員確保

- (ア) 非常態勢が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動する。
- (イ) 勤務時間外の地震発生に備え、気象庁震度階を基準とした自動出動基準を定めておく。
- (ウ) 勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。

イ 他会社等との協力

- (ア) 協力会社等とは、災害発生後直ちに出勤要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出勤を要請する。
- (イ) 自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、ガス事業者からの応援を要請する。

(5) 災害時における復旧用資器材の確保

ア 調達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資器材の在庫量を確認し、調達を必要とする資器材は、次のような方法により速やかに確保する。

- (ア) 取引先・メーカー等からの調達
- (イ) 被災していない他地域からの流用
- (ウ) 他ガス事業者等からの融通

イ 復旧用資器材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資器材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(6) 災害時における危険予防措置

ア 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講じる。

イ 地震発生時の供給停止判断

地震が発生した場合、大きな災害が確認された場合には、当該低圧ブロックについて、即時にガスの供給を停止する。

(7) 災害時における応急工事

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

イ 応急工事における安全確保等

応急工事は、二次災害の発生防止に万全を期すとともに、対策要員の安全衛生についても十分配慮して実施する。

## 第5項 電気及びガス施設消防活動計画

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ]

1 活動目標

(1) 活動方針

地震等の災害に伴う電気関係施設又は都市ガス施設の損壊により、漏電又はガス漏れが発生した場合、火災、爆発等の二次的災害が発生するのを防ぐため、当該区域に火災警戒区域を設定し、関係者以外の退去、車両の通行禁止、火気の使用禁止等の措置をとるものとする。

(2) 目標

この計画は、電気関係施設及び都市ガス施設の災害応急対策を消防機関の活動面から総括的に規定したものであって、具体的な点については主管機関が定める別途計画によるものとする。

2 応急措置計画

(1) 非常配備態勢の組織

非常災害時に、被害状況に応じた応急措置等を円滑に推進するため、情報に応じ、警戒措置体制を強化するとともに指揮本部を設置し、主管機関に協力する。

(2) 計画細目

消防機関と電気事業者、ガス事業者（導管供給によるすべての施設を含む。）は、次に掲げる場合は直ちに相互に通報連絡する。

ア 災害の発生を覚知したとき。……………覚知内容、災害の状況

イ 災害の状況を把握したとき。……………災害の程度と危険性

ウ 災害応急措置に着手したとき。……………危害応急措置の概要

エ 災害応急措置が完了したとき。……………危険除去の状況

## 第5節 エネルギーの確保

[区、都水道局墨田営業所、都下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ]

施設の機能を維持するため、コージェネレーションシステムや停電対応GHP（ガスヒートポンプ）等、自立・分散型電源や蓄電池等の活用により、エネルギーを確保する。また、災害時に非常用電源としても有効な蓄電池や家庭用燃料電池等の活用を図る。

## ● 復旧対策

### 第1節 道路・橋梁

[区、都建設局第五建設事務所、首都高速道路東京東局]

道路の障害物除去及び搬出、応急復旧等を行う。

道路管理者は、被害を受けた道路の応急復旧計画を速やかに策定し、応急復旧工事を行う。

首都高速道路等においては、その機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。災害復旧に当っては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。

### 第2節 鉄道施設

[J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]

施設の被害状況に応じた復旧を行う。

鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。

### 第3節 河川施設等

[都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]

排水機場に被害を生じた場合は、内水の氾濫による被害の拡大防止措置を図ることとする。

### 第4節 ライフライン施設の復旧対策

#### 第1項 水道施設

[都水道局]

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。浄水施設及び配水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものは、速やかに復旧活動を行う。管路の復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資器材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。送・配水管路における復旧活動は、断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながらあらかじめ定めた優先施設から順次復旧する。公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況に合わせ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、順次その他の給水管についても復旧を行う。

## 第2項 下水道施設

〔都下水道局東部第一下水道事務所〕

被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については、水再生センター、ポンプ所、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、ます・取付管の復旧を行う。また、被害状況に応じ、他の大都市等へ復旧支援を要請し、その受入れに対応する。

## 第3項 電気・ガス・通信施設

〔東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ、NTT東日本〕

復旧効果の大きさ、二次災害防止等の観点から復旧を行う。

### 1 電力

東京電力は、災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資器材の確保など、あらかじめ定めた手順により実施する。

### 2 ガス

東京ガスグループは、ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

必要に応じて、社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所などには、「移動式ガス発生設備」を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。また、地震災害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。地震が発生したときには安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定などの情報をいち早く広報する。

### 3 通信施設

重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、気象等の状況や電気通信設備等の被害状況などの情報を収集し、関係機関相互の連絡を行う。非常態勢が発令された場合は、速やかに対策本部等に出動する。被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資器材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。

応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力する。

## 第5節 エネルギーの確保

応急対策第5節「エネルギーの確保」に準ずる。





# 第5章 津波等対策

## この章のポイント

高潮対策として防潮堤や水門等が東京湾及び河川流域に整備されているため、区内には大きな津波が押し寄せる心配はないとされているが、想定外の状況に備え、注意が必要である。

ここでは、ハード対策とソフト対策を組み合わせた津波等の被害を最小限に抑える対策を示す。

## 1 想定される事態と認識

- 都の被害想定によると、相模トラフ沿いを震源とする海溝型地震が起こった場合、津波の高さは満潮時で最大 T.P.（\*）2.63m（江東区）となり、河川敷等で一部浸水のおそれがあるものの、市街地には浸水しないとされているが、豪雨による河川の増水など想定外の状況が加われば、大規模な浸水の可能性も排除できないため、注意が必要である。
- 沿岸地域に出かけた区民が、津波被害に遭わないよう、日頃から津波防災に関する普及啓発が必要である。

## 2 現在の到達状況

### （1）河川施設等の整備と水防活動

- 水防活動に必要な資器材の整備及び訓練の実施
- 防災行政無線をはじめとした、情報伝達手段の整備

### （2）津波対策

- 津波防災意識の啓発、教育及び避難訓練の実施

## 3 対策の方向性

### （1）河川施設等の整備と水防活動

- 本区の地域は、国や都が管理している河川護岸や水門等により水害から守られていることを踏まえ、国や都の計画と連携を図りながら対策を講じる。
- 区や都、関係機関が連携して、水防上必要な資器材の確保や体制の整備を行うことで、災害時には迅速に対応する。

### （2）津波対策

- 多様な情報伝達手段を用いることにより、迅速・的確な情報伝達のための体制づくりを推進し、区民の安全の確保に取り組んでいく。
- 津波防災意識の啓発や訓練等を実施し、津波防災に対する正しい知識と体験を区民に広める。

（\*）東京湾平均海面といい、日本全国の土地の標高を決める基になる。A.P. +1.134mが零位である。

## 4 具体的な取組

### 地震前の行動

#### （予防対策）

### 河川施設等の整備と水防活動

- 河川施設等の耐震・耐水対策の推進
- 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送体制の確保
- 水防に必要な資器材及び設備の整備
- 関係機関との緊密な連絡、情報交換、相互援助体制の確保
- 水防活動用の車両の確保、輸送経路の確認

### 津波対策

- 津波警報・注意報等の正確な情報伝達体制の充実・強化
- 津波予測等に対する避難誘導の迅速化
- 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実
- 関係機関の連携を目的とした訓練の実施

### 地震直後の行動

#### （応急対策） 発災後 72時間 以内

### 河川施設等の 応急対策

- 注意を要する箇所の巡視・警戒、報告
- 水防情報の発表・伝達
- 関係機関と連携した応急対策の実施
- 水防資器材等の支援要請
- 水防活動及び被害報告の実施

### 津波に関する情報伝達体制と 避難誘導態勢

- 津波警報等の情報の迅速・的確な収集・伝達体制の確立
- 多様な情報通信手段を用いた迅速な情報伝達
- 安全な場所への避難誘導

### 地震後の行動

#### （復旧対策） 発災後 1週間 目途

### 河川管理施設の 応急復旧、緊急工事等

- 河川管理施設の応急・復旧対策の実施

### 被災者の他地区への 移送

- 被災者の移送先の決定・移送、他地区からの被災者の受入体制の整備

## 5 到達目標

■水防活動体制と資器材の強化

■津波警報・注意報等の伝達体制・  
避難誘導体制の強化

■津波防災意識の啓発、教育及び訓練  
の充実

## ● 予防対策

### 第1節 河川施設等の整備

区と都、関係機関等は、管理区域である河川施設等の耐震・耐水対策に連携して取り組むこととする。

### 第2節 水防活動（活動方針・水防組織・資器材の整備等）

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所〕

震災時の水災に対処する水防活動等については、風水害編（予防計画）第1章第7節「水防活動」、風水害編（応急・復旧対策計画）第3章「水防対策」に基づき実施する。

### 第3節 津波避難対策

〔区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所〕

区における津波被害は、河川敷等で一部浸水のおそれがあるが、市街地は浸水せず、死者などの大きな被害は生じないと想定されているが、豪雨による河川の増水、大潮や低気圧の影響による海面域の上昇等想定外の状況が加われば、大規模な浸水の可能性も排除できないため注意を要する。

震災編第10章予防対策第1節第2項「津波避難対策」にも再掲

#### 1 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化

区は、津波警報・注意報等の情報伝達は防災行政無線だけでなく、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、全国瞬時警報システム（J－ALERT）等のあらゆる手段を活用し、津波が到達するまでの時間で適切に正確な情報伝達を図る。

#### 2 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

津波防災意識の啓発となる授業や訓練等を実施し、防災に対する正しい知識と体験を区民に広める。また、各警察署・消防署、消防団、災害時支援ボランティアなどをはじめとする関係機関の連携促進を目的とした訓練の実施を推進する。

## ● 応急対策

### 第1節 河川施設等の応急対策

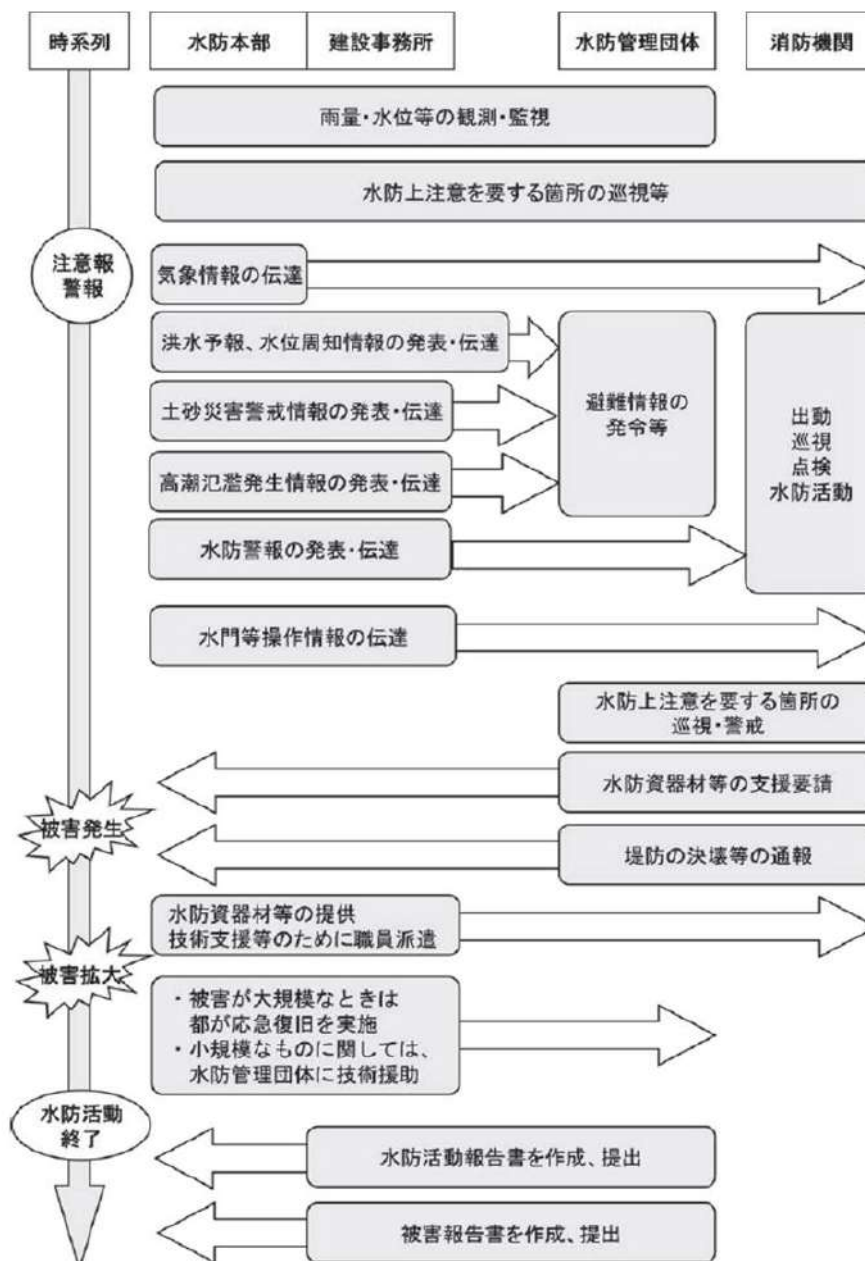
[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]

各施設が地震・津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒し、堤防、護岸の崩壊による災害の発生防止のために必要な予防措置を講じる。

また、被害を受けたときは、速やかに関係機関と連携し、応急・復旧対策を行う。

なお、消防機関は、救助活動を要する水災に対しては、火災等の発生及び消防力等の状況を勘案し、震災消防活動に準じて活動する。

#### 【都及び水防管理団体等の水防活動】



※以上、令和5年度東京都水防計画から引用

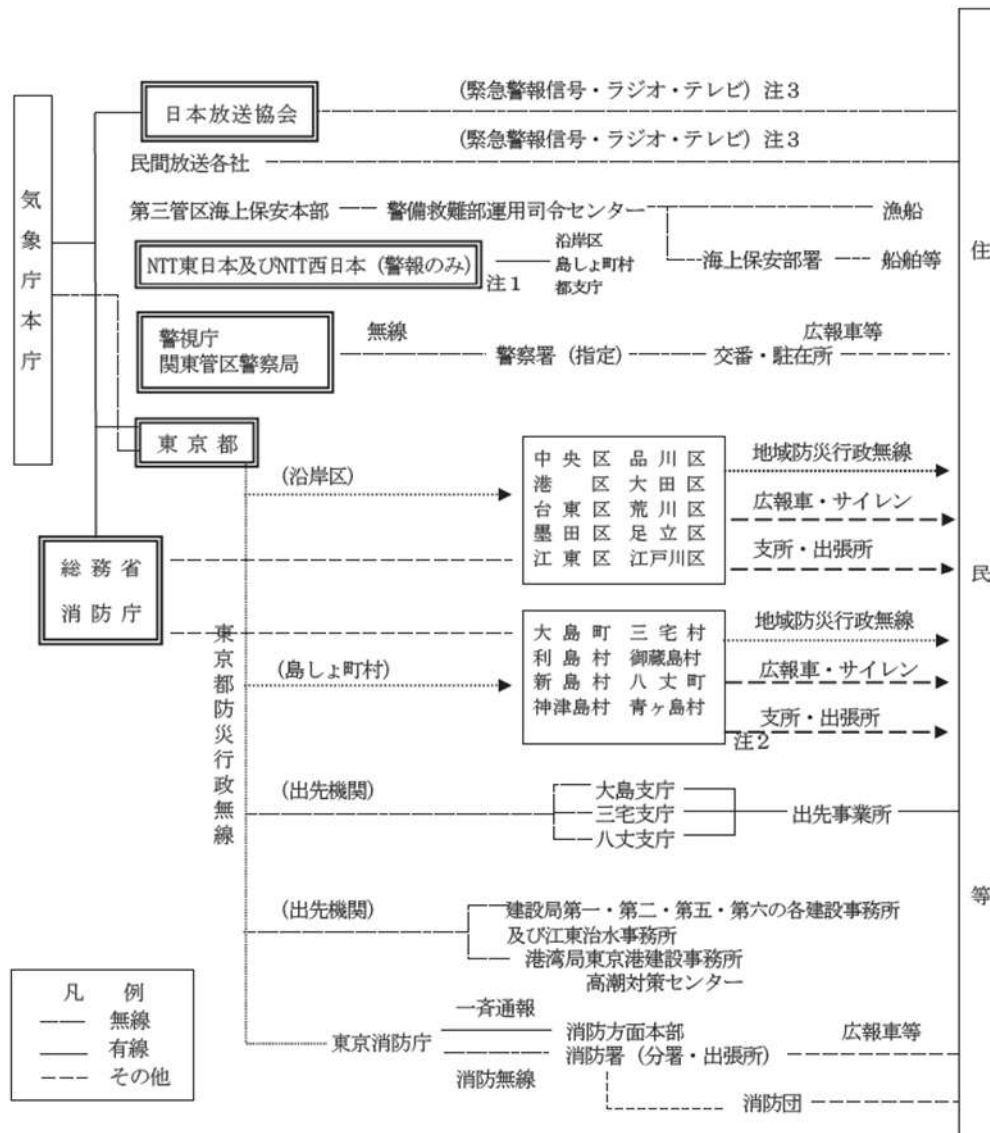
## 第2節 津波警報・注意報等の伝達体制

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]

区は、気象庁及び関係機関、都と連携し、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、地域住民等にいち早く伝達する体制を確立する。

なお、津波予報等の通報を受けたときは、状況判断を行い、防災行政無線、広報車、緊急速報メールや危機管理X（旧ツイッター）・区公式フェイスブック等のSNSを活用した周知を行い、その安全確保に努める。

【大津波警報・津波警報・津波注意報 伝達系統図】



(注) 1 気象庁本庁から「NTT 東日本及びNTT 西日本」への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。

2 小笠原村については、気象庁本庁から父島気象観測所あて情報を通報して、小笠原村役場を通じて防災関係機関、一般市民に通知される。

3 緊急警報信号は、津波警報発表時のみ発信する。

4 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先

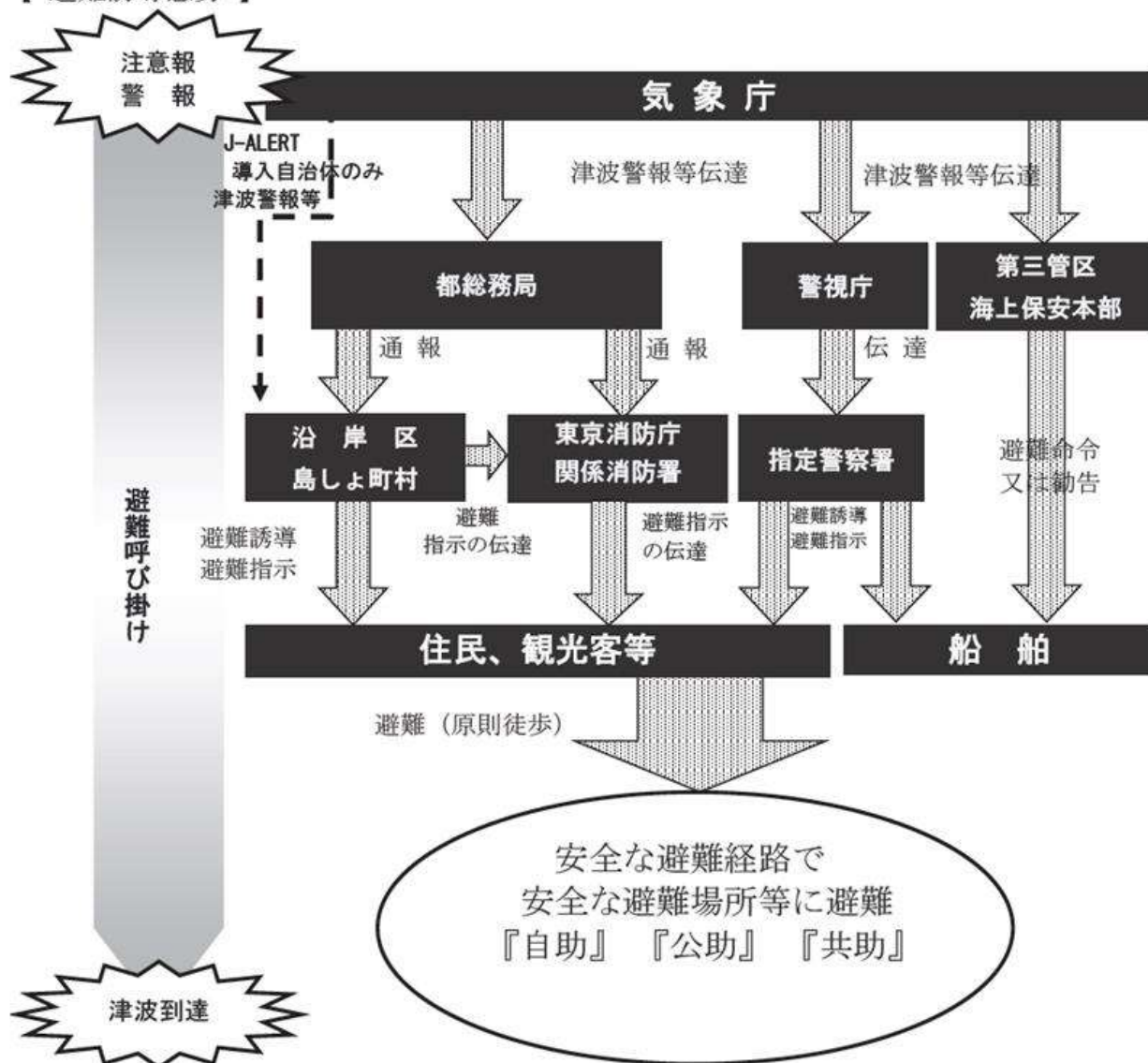
5 矢印付きの経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

## 第3節 津波に対する避難誘導態勢

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

区は、地震を感知したら津波警報・注意報の情報収集に努め、状況に応じて、水辺から離れた安全な場所（堅牢な建物の3階以上）へ避難を行うように防災行政無線等で注意喚起を行う。

### 【避難誘導態勢】



## ● 復旧対策

### 第1節 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等

〔区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所〕

排水場施設に被害を生じた場合、都は、「東京都水防計画」に従い、排水作業を実施し、内水氾濫による被害の拡大を防止する。

区内の河川管理施設の応急・復旧対策については、大規模なものを除き、都の助言の下にこれを実施する。

### 第2節 被災者の他地区への移送

震災編第10章応急対策第6節「被災者の他地区への移送」参照

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク  
及びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの応急  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策





## 第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

### この章のポイント

大規模な災害が発生した場合、発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多く命を救うことに繋がる。区の対応力を超える大規模な災害では、区外からの応援を求めなければならない。

ここでは、大規模な地震が発生した場合における、区災害対策本部の体制や、国・都や域外の自治体などとの広域的な連携及び応援部隊の活動拠点の整備等の対策を示す。

### 1 想定される事態と認識

- 新たな被害想定では、区の死傷者約 3,600 人、避難者約 120,000 人など重大な人的被害、区民の生活を支えるライフライン被害などが想定されている。
- 区民の命と都市機能の維持に向け、区の初動態勢や広域連携体制等の強化、救出・救助活動やライフライン等の復旧の迅速化のための活動拠点の充実が必要である。

### 2 現在の到達状況

#### （1）初動対応体制

- 区の初動態勢（災害対策本部態勢・臨時非常配備態勢等）を構築
- 「墨田区事業継続計画＜地震・風水害編＞」の策定（令和元年度）

#### （2）広域連携体制

- 52 自治体及び 164 民間団体等との協力協定を締結（令和 5 年 3 月現在）

#### （3）応急活動拠点

- 大規模救出救助活動拠点となるオープンスペースの確保（2 か所）
- 指定避難所へのヘリサインの表示（35 か所）（令和 5 年 3 月現在）

### 3 対策の方向性

#### （1）初動対応体制の構築

- 発災直後からの応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。
- 自然災害や事故等があっても区役所の主要な業務を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させるためBCPを策定する。
- 災害時に人命を守るために、平時から体制を整備し、発災後の迅速な救助・救急を実施する。

#### （2）広域連携体制の強化

- 協定締結自治体間で円滑な連絡調整や情報共有ができるよう、広域連携に係る調整体制を強化するとともに、防災関係機関や事業者を含めた協力機関との連携を推進する。

#### （3）応急活動拠点の整備、拡大

- 広域支援・救助部隊のベースキャンプやライフラインの復旧活動拠点として活用できるオープンスペースを確保することで、大規模救出活動や復旧活動を円滑に実施する。

## 4 具体的な取組

### 地震前の行動

（予防対策）

### 初動対応体制の整備

- 活動拠点の中心となる区役所の整備の継続
- 物的・人的支援の受援体制等の構築・整備
- 円滑な災害対策活動のための総合防災訓練等の実施
- 区の業務継続のための墨田区事業継続計画（地震・風水害編）の見直し
- 事業者のBCP策定の推進
- 警察、消防、区等の必要な資器材等の充実強化及び救助・救急体制の整備、教育訓練の充実

### 広域連携体制の構築

- 特別区及び近隣自治体との協定締結
- 防災協力関係自治体との広域連携
- 民間団体等との協定締結

### 応急活動拠点等の整備

- 公園、児童遊園の設置等による防災空地の確保
- 災害時におけるオープンスペースの防災施設としての活用推進

### 地震直後の行動

（応急対策）  
発災後  
72時間  
以内

### 初動対応活動の展開

- 非常配備態勢の発令、区災害対策本部の設置・運営、区防災会議の招集
- 指定公共機関及び指定地方公共機関の所管に係る災害応急対策の実施、都・区の応急対策への協力
- 警察による交通規制、救出・救助、避難誘導、死体調査・検視の実施、公共の安全と秩序の維持
- 消防による消火活動、救助・救出、情報収集の実施

### 広域連携による対応の実施

- 管内防災関係機関、他区市町村、民間等の応援協力
- 警察災害派遣隊・緊急消防援助隊・自衛隊への派遣要請
- 東京労働局及び城北労働・福祉センターへの労務供給の要請

### 応急活動拠点の使用調整

- オープンスペースの被害状況・使用の可否の把握
- オープンスペースの使用に関する都との調整の実施

### 地震後の行動

（復旧対策）  
発災後  
1週間  
目途

## 5 到達目標

■迅速かつ的確な活動を可能とする強固な初動態勢の構築

■他自治体や民間団体等との連携強化による円滑な広域連携の強化

■大規模救出活動や復旧活動のための活動拠点の確保  
■全ての指定避難所へのヘリサインの表示

## ● 予防対策

### 第1節 初動対応体制の整備

発災時は、区各部はもとより、都、自衛隊、警察署、消防署をはじめとする応援部隊なども含めて、応急対策活動にあたる関係機関が有機的に連携し、全体として一体となって活動を展開する必要がある。こうした活動を実現するため、具体的な初動時の対応や他自治体等からの支援の受入れ、オープンスペースの計画的な利用など、対策全般を統合的に運用するため、自衛隊、警察署、消防署などの関係機関の能力を最大限発揮できるよう、あらゆるインフラを活用し、実効ある体制を構築する。

#### 第1項 区庁舎の整備

〔区〕

敷地面積 8,796.95 m<sup>2</sup>・延べ床面積 41,188.87 m<sup>2</sup>の区庁舎（すみだリバーサイドホールを含む。）は、防災センターを有するなど、災害対策の活動拠点である。発災時に備え、適切に保守点検等を行い、機能維持を図る。

##### 1 平常時の設備

| 項 目     | 庁 舎                                                                                                     | リバーサイドホール | 付属施設 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------|
| 電 気 設 備 | 受電方式：三相3線式2回線・6.6KV<br>変 圧 器：計7,000KVA<br>発 電 機：コージェネ発電機375KVA×2基                                       |           |      |
| 給排水設備   | 上水設備：受水槽48t×2基、高置水槽18t（高層＋中層）×1基<br>中水設備：雑排水・雨水利用設備（雨水貯留槽1000t）<br>給湯設備：中央式・ガスエンジン排熱利用局所式・電気貯湯式湯沸器（飲料用） |           |      |

##### 2 非常時の設備

| 項 目             | 非常時用の設備                                                                   | 備 考                                                 |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 電 気 設 備         | 発電機：非常用発電機1,000KVA×1台<br>（ガスタービン、燃料：A重油）<br>設置場所：地下2階機械室<br>重油備蓄量：20,000ℓ | ※法定負荷（非常用照明・消火栓ポンプ等）及び保安負荷（保安照明・エレベーター等）に3日間の電力供給可能 |
|                 | 発電機：非常用発電機80KVA×1台<br>（ディーゼル、燃料：A重油）<br>設置場所：屋上<br>重油備蓄量：1,950ℓ           | ※防災用負荷（防災無線装置・関連機器）に3日間の電力供給可能                      |
| 給排水設備           | 防災用飲料水：受水槽48t×2基（上水設備と兼用）                                                 |                                                     |
|                 | トイレ等の洗浄用水：雑排水・雨水利用設備（雨水貯留槽1,000t）                                         |                                                     |
| そ の 他 の 防 災 設 備 | 防排煙設備、避雷針、自動火災報知設備、スプリンクラー、屋内消火栓、ハロゲン化物消火、泡消火、消防用水、連結送水管                  |                                                     |

## 第2項 発災時の受援体制の整備

〔区〕

発災時には、自衛隊、警察署、消防署をはじめとする応援部隊なども含めて、応急対策活動にあたる防災関係機関が有機的に連携し、一体となって活動を展開する。区は、こうした初動時の対応や他自治体等からの応援職員の受入れや物的支援、ボランティアの受入れなど、対策全般を統合的に運用できるよう「受援体制」の整備を図る。また、他自治体が被災し、被災を免れた本区から他自治体へ応援職員を派遣する場合の「支援体制（応援体制）」についても整備するものとする。

## 第3項 防災訓練

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

初動対応体制の実効性を確保するために、区及び防災関係機関において防災訓練を実施する。

### 1 区の防災訓練

区は、地域における第一次的防災機関として円滑に災害対策活動を実施するため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会を捉え、訓練の実施に努める。訓練は、防災関係機関及び区民が一体となって実施するなど、関係機関相互の協力体制の強化も視野に入れ行うものとする。

#### （1）区総合防災訓練

災害対策基本法に基づき、区の地域に大地震が発生したことを想定し、区及び防災関係機関が住民と一体になって墨田区地域防災計画に記されたそれぞれの役割を習熟するとともに、区及び防災関係機関相互の協力体制を緊密にすることを目的とし、毎年実施している。参加機関は、区、地域住民、事業者、都、防災関係機関等とする。

#### （2）職員災害対応訓練

災害時の初動対応力を強化するため、区災害対策本部運営訓練、災対各部運営訓練、職員参集訓練、現地実動訓練、図上訓練を実施する。また、訓練の結果を踏まえ、「墨田区職員災害対策マニュアル」等の見直しを行い、実効性のある体制整備に努めることとする。

### 2 警察署の防災訓練

9月1日の震災警備訓練のほか、宿直時間帯における初動措置訓練等、年間を通じて区及び区民と協力して随時実施する。

訓練項目は、警備要員の招集及び部隊編成訓練、情報収集伝達訓練、各級警備本部設置、交通規制訓練、避難誘導訓練、広報訓練、救出救護訓練、津波対策訓練、通信伝達訓練、装備資器材操作訓練とする。

参加関係機関は、防災関係機関、住民防災組織、区民交通規制支援ボランティア、事業者等とする。

### 3 消防署の震災消防訓練

震災消防活動能力の向上を図るため震災消防訓練を実施するとともに、年1回、全庁的に総合震災消防訓練を実施する。

訓練項目は、非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動措置訓練、情報収集訓練、通信運用訓練、署隊本部等運営訓練、部隊編成訓練、部隊運用訓練、火災現場活動訓練、救助・救急活動訓練等とする。

参加機関は、防災関係機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等とする。

## 第2節 事業継続計画の策定

災害時において優先して継続すべき重要業務が中断しないように、また、万一業務が中断した場合にも早期に事業を再開し継続できるように、区及び関係機関、事業所等においては事業継続計画（BCP<sup>(\*)</sup>）の策定を行う。

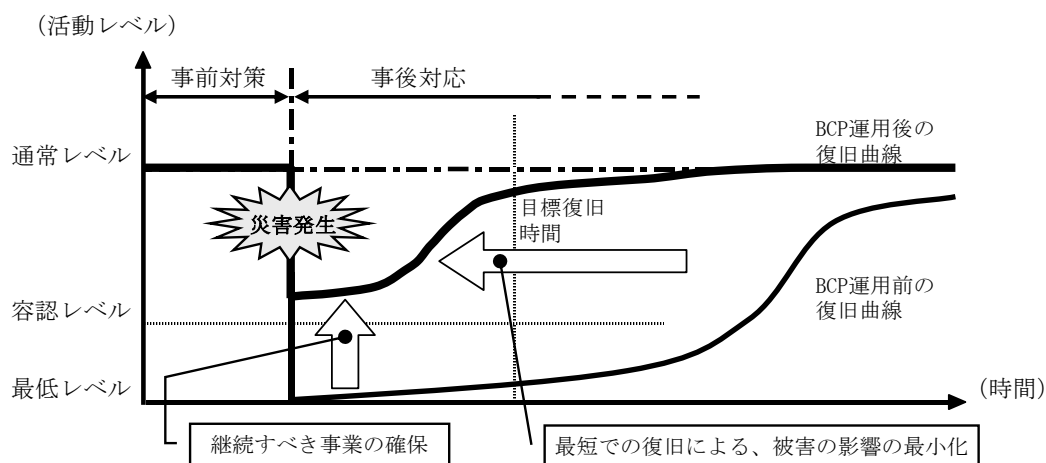
### 第1項 区政のBCP等の策定

〔区〕

区は、行政機関自体が被災することを前提に、応急・復旧業務や中断できない通常業務に優先順位をつけて整理することで、地域防災計画を補強し、応急・復旧業務の実効性を高めるために「墨田区事業継続計画」を策定のもと、区政の事業継続を図る。

なお、区政のBCP策定に当たっては、切迫性が高く、区政が甚大な被害を受ける可能性の高い地震災害等に対するBCPを優先することとし、「墨田区事業継続計画＜地震・風水害編＞」を策定（改定）した。また、インフルエンザやコロナウイルス等感染症対応についても適宜改定を行っている。

#### 【区政の事業継続の考え方（概念図）】



(\*) BCP (Business Continuity Plan) とは、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するもの。事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが含まれる。

## 第2項 事業者のBCPの策定

[区]

事業者がBCPを策定することにより、震災発生時においても、事業の継続や迅速な復旧が図られるほか、地域貢献・地域との共生を通じて地域の早期復興にも繋がることから、都と連携し、事業者のBCP策定を促進する。

## 第3節 消火・救助・救急活動体制の整備

[陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、必要な体制を整備する。

| 機 関 名                                           | 対 策 内 容                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 陸 上 自 衛 隊                                       | 災害派遣計画等の整備                                                                                                                                                                               |
| 警 視 庁<br>第 七 方 面 本 部<br>本 所 ・ 向 島 警 察 署         | 1 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化<br>2 緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化                                                                                                                                      |
| 東 京 消 防 庁<br>第 七 消 防 方 面 本 部<br>本 所 ・ 向 島 消 防 署 | 1 災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備<br>2 航空消防活動体制の整備<br>3 関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立<br>4 孤立が想定される地区における救助訓練を実施<br>5 立体救助ユニットを配備し、安全かつ実践的な訓練を実施<br>6 特別区消防団に対する教育訓練の実施<br>7 外国人への救急対応の充実強化 |
| 防 災 関 係 機 関                                     | 防災業務計画等について見直しを行い、必要に応じて修正                                                                                                                                                               |

## 第4節 広域連携体制の構築

[区]

### 1 他自治体との相互応援協定の締結

大地震等の災害が発生した場合には、被災した自治体独自では十分な対策が実施できなくなる。この場合、被災を免れた自治体は、被災した自治体の要請に基づき、職員の派遣、物資の供給等の支援を実施する必要がある。また、本区が被災地になったときにも、同様の事態が生ずるものと考えられる。これらを踏まえ、次の（１）（２）のとおり、広域的な自治体の連携・住民による相互協力の推進を図り、被災自治体を支援するとともに、本区の防災力を高める。

- （１）災害時における応急対策の万全を期するため、江東5区及び隣接区との平常時の資料提供、交換及び各種連絡を密にし、連絡員の派遣等適切な措置を講じるものとする。
- （２）災害対策基本法第67条の規定に基づき、区が他の区市町村に対し応援を求め、又は応援する場合、その事務が円滑に行われるよう、あらかじめ隣接区や交流実績のある他市町村等と応援、手続等必要な事項についての相互応援協定を締結しておくものとする。

※ III-01：自治体との協力協定一覧（別冊 P205 参照）

### 2 民間団体等との協力協定

区は、災害時、物資の供給、施設への一時避難収容、人材の派遣等、さまざまな協力を積極的かつ効率的に得ることができるよう、区の地域内にある公共的団体、民間団体等とあらかじめ協力協定内容等について協議のうえ、各種協定を締結しておくものとする。

※ III-02：民間団体等との協力協定一覧（別冊 P207 参照）

## 第5節 応急活動拠点等の整備

### 第1項 オープンスペースの確保

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

#### 1 公園等の整備

##### (1) 公園、緑地等

公園、児童遊園は、平常時は区民の憩いの場であり、震災時には一時的な避難場所となるほか、延焼を防止する機能がある。都市公園法施行令第1条の2では市街地における1人当たりの公園面積の基準は5㎡以上であり、これらの確保については、国・都とも連携し総合的に取り組んでいく。本区においても公園、児童遊園の設置等、可能な限り積極的に防災空地の確保に努めるものとする。

また、今後は、火災の延焼防止に有効な樹木についても検討し、一層の緑化に努めていくとともに、公園の改修等に合わせ、災害時にも活用が可能な公園トイレの改築を区が進めていく。さらに、日常的な野外活動や気軽なスポーツ等を行うことができるオープンスペースを確保し、災害時における避難場所等の機能を有する防災施設としての活用を図っていく。

(令和5年4月1日現在)

| 区分     |                           | 箇所数<br>(箇所)              | 総面積<br>(㎡) | 人口1人当たり<br>の面積<br>(㎡/人) |       |
|--------|---------------------------|--------------------------|------------|-------------------------|-------|
| 総<br>数 |                           |                          | 183        | 933, 244                | 3. 31 |
|        | 公 園                       | 区 立                      | 70         | 607, 531                | 2. 14 |
|        |                           | 都 立                      | 3          | 133, 593                | 0. 47 |
|        | 児童遊園                      |                          | 71         | 35, 166                 | 0. 12 |
|        | その他（区管理外 <sup>(*)</sup> ） |                          | 2          | 8, 760                  | 0. 03 |
|        | 体育施設<br>(**)              | 野 球 場 ・ 球 技<br>場 ・ 競 技 場 | 23         | 137, 940                | 0. 49 |
| 庭 球 場  |                           | 14                       | 10, 254    | 0. 04                   |       |

##### (2) 防災広場

区では、緑二丁目及び八広三丁目の2か所の防災広場を造成しており、地域住民による防災活動の拠点及び密集市街地における火災の拡大防止のための広場として活用するとともに、平常時には、防災訓練用地、区民の集う広場、子どもの遊び場等、コミュニティの場として地域住民に開放している。

※ V-19：区立公園等における防災機能（別冊 P286 参照）

#### 2 避難場所、地区内残留地区の指定

東京都震災対策条例に基づき、延焼火災が発生した場合に備え、現在10か所（うち区外の避難場所として「猿江恩賜公園一帯」1か所）の「避難場所」の指定及び地区割当が行われている。避難場所への避難は、区部全域の人々の一斉避難を想定した地区割当計画に基づき、区長の指示などによる自由避難（任意の経路を利用して避難）とする。

(\*) 区管理外は立花一丁目団地遊園、トミンハイム横川一丁目遊園。

(\*\*) 体育施設については、面数を記載。



なお、避難場所は、地区割当計画の避難計画人口に対して、避難場所内の建物などを除き、震災時に拡大する火災によるふく射熱の影響を考慮して算定した利用可能な避難空間を、原則として1人あたり1㎡確保する。また、避難場所における避難者の安全を確保するため、消防署と連携して、震災時の水利整備基準に基づき、当該地域に防火水槽等を整備する。

また、都は、万が一火災が発生しても、大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難をする必要のない地区となる「地区内残留地区」を、避難場所と併せて指定しており、区内では、錦糸町地区を指定している。

### 3 応急対策等における活用

#### (1) 区立公園等

一時（いっとき）集合場所<sup>(\*)</sup>等として、発災直後から活用するとともに、被災状況により、災害廃棄物仮置場や応急仮設住宅建設用地等として活用する。

#### (2) 都立公園

避難場所のうち、都立公園である横網町公園、東白鬚公園及び猿江恩賜公園については、都立公園の震災時利用計画等に基づき、地震発生後の時間経過に合わせて、公園地の有効利用を図っていく予定になっている。

このうち、横網町公園及び東白鬚公園の区内2公園については、オープンスペースとして区内の復旧活動促進に大きく寄与するものであるため、管理者である都建設局との連絡を密にしながら、震災時における円滑な利用を図る。

#### (3) 一時滞在施設

路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に収容する施設を確保する。

#### (4) 遺体収容所

区は遺体収容所の設置等に関し、あらかじめ、関係機関と協議を行い、条件整備に努める。また、遺体収容所について、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案<sup>(\*\*)</sup>・身元確認の実施に資するよう、一定の条件を満たす施設を、事前に指定・公表するよう努める。

### 4 その他のオープンスペース

その他、区内の利用可能なオープンスペースの把握・確保に努め、都及び関係機関と連携の上、応急活動拠点等としての活用を定める。

(\*) 避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所、又は、避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する公園等をいう。

(\*\*) 検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から、死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

## 第2項 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場

〔区、陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

都が指定する災害拠点病院からおおむね5 km以内の陸路地点に医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場が指定されており、区内では2か所指定されている。

災害時には、これらのヘリコプター緊急離着陸場を活用した救命搬送等が実施される。

| 候補地名                     | 所在地                      | 現況   | 対象拠点<br>医療機関 | 医療機関<br>所在地        |
|--------------------------|--------------------------|------|--------------|--------------------|
| 東 墨 田 一 丁 目<br>運 動 広 場   | 東 墨 田 一 丁 目<br>10 番地     | 運動広場 | 東京曳舟病院       | 東向島二丁目<br>27 番 1 号 |
| 都 立 墨 東 病 院<br>ヘ リ ポ ー ト | 江 東 橋 四 丁 目<br>23 番 15 号 | 屋上施設 | 都立墨東病院       | 併設                 |

## 第3項 大規模救出救助活動拠点

〔区、陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

都は、自衛隊、広域緊急援助隊（警察署）、緊急消防援助隊（消防署）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペースを、あらかじめ確保することとしている。区内では、墨田清掃工場および白鬚東地区（及び汐入公園）が指定されており、災害時の大規模救出救助活動拠点として活用を図る。

## 第4項 ヘリサインの設置

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

震災時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携し、ヘリコプターによる迅速・効率的な応急対策活動を行うため、区は、区立小・中学校等の屋上にヘリサインを設置している。

## ● 応急対策

### 第1節 活動体制

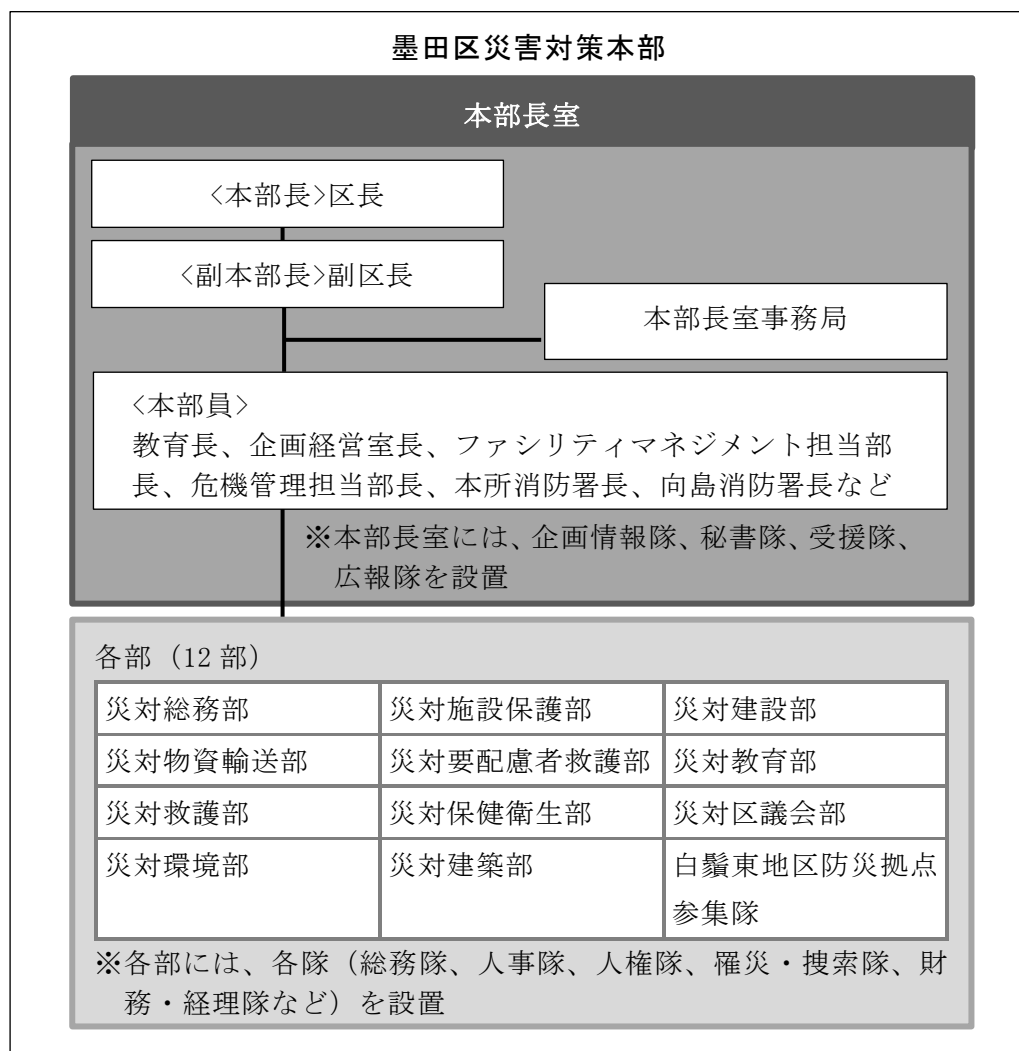
区で災害が発生、又はそのおそれがある場合は、区長が設置する「墨田区災害対策本部」のもとに、職員は非常配備態勢をとる。

#### 第1項 墨田区災害対策本部の組織・運営

区災害対策本部は、本部長（区長）をトップとする災害時に限定した組織で、運営の主導性を確保し、迅速な災害対応や重要な意思決定を行うものである。

##### 1 区災害対策本部の組織

区災害対策本部の組織を以下のとおりとする。



災害対策本部の組織、本部長室の所掌事務等の必要事項は、墨田区災害対策本部条例（昭和38年墨田区条例第7号）、同条例施行規則及びこの計画により定める。

- ※ I-02：墨田区災害対策本部条例（別冊P3参照）
- ※ I-03：墨田区災害対策本部条例施行規則（別冊P4参照）
- ※ II-03：墨田区災害対策本部の組織（別冊P173参照）

## 2 区災害対策本部の運営

### （1）設置

ア 災害対策基本法第23条の2に基づき、区内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、区長は、必要があると認めるときは、区災害対策本部を設置するものとする。ただし、職員の非常配備態勢が「自動発令」された場合は、区災害対策本部を設置する。

イ 危機管理担当部長は、区災害対策本部を設置する必要があると認めたときは、本部の設置を区長に具申する。なお、区災害対策本部の各部長の職に充てられている者は、本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理担当部長に本部の設置を要請する。

ウ 上記アにかかわらず、区長と連絡が取れないときは副区長が、副区長と連絡が取れないときは危機管理担当部長が区災害対策本部の設置を専決する。

※ II-04：墨田区災害対策本部会議レイアウト（別冊 P182 参照）

### （2）通知

本部長室事務局長（危機管理担当部長）は、区災害対策本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者に、区災害対策本部の設置を通知しなければならない。

ア 都知事

イ 警察署、消防署その他の防災関係機関の長

ウ 部長及び隊長の職にあるものは、区災害対策本部設置の通知を受けたときは、速やかに所属職員に対し周知徹底しなければならない。

### （3）区災害対策本部の標示の掲示

区災害対策本部が設置された場合は、所定の場所に「墨田区災害対策本部」の標示を掲出するとともに、必要に応じて車両等にも標示旗等を取り付けるものとする。

### （4）職務代行

本部長及び副本部長と連絡が取れないときは、危機管理担当部長が本部長の職を代行する。

### （5）区災害対策本部の廃止

本部長は、区の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、区災害対策本部を廃止する。

区災害対策本部の廃止の通知は、上記（2）に準じて処理する。

## 3 区災害対策本部の非常配備態勢

区災害対策本部における職員の非常配備態勢は、本部長等が指令する「招集発令」及び本部長から指令があったものとみなす「自動発令」によるものとし、その体制等は次のとおりとする。また、職員の動員表は別冊 II-05 のとおりである。

※ II-05：墨田区災害対策本部動員表（別冊 P183 参照）＜再掲＞

(1) 非常配備態勢

災害の規模に応じ、以下のような配備態勢とする。

| 区分                                                                                             | 発令<br>○召集発令、△自動発令                                                                    | 態勢の内容                                                                   | 規模                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 第1 非常<br>配備態勢                                                                                  | ○災害の発生その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。                                                        | 災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢とする。 | 係長職以上の職員を中心に全職員の30%の配備態勢  |
| 第2 非常<br>配備態勢                                                                                  | ○局地災害の発生その他の状況により、本部長が必要であると認めたとき。                                                   | 第1 非常配備態勢の強化と局地災害に対処できる態勢とする。                                           | 第1 非常配備職員に全職員 30%を加えた配備態勢 |
| 第3 非常<br>配備態勢                                                                                  | ○災害が広範な地域に発生し、第2 非常配備態勢では対処できない場合、その他の状況により本部長が必要であると認めたとき。<br>△区内に震度5強以上の地震が発生したとき。 | 区災害対策本部が全力をもって災害救護業務に対処する態勢とする。                                         | 全職員態勢                     |
| なお、非常配備態勢の特例として、本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は各部に対して種別の異なる指令をすることができる。 |                                                                                      |                                                                         |                           |

(2) 災害応急対策本部

区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、区長が災害応急対策の遂行上必要と認めるときは、災害応急対策本部を設置する。

※ I-08：墨田区災害応急対策本部設置要綱（別冊 P13 参照）

4 職員の服務

(1) 職員は、区災害対策本部が設置された場合は、次の事項を厳守しなければならない。

- ア 災害に関する情報及び本部の指示に注意すること。
- イ 不急の行事、会議、出張等中止すること。
- ウ 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまでは退庁しないこと。
- エ 勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡を取ること。

(2) すべての区災害対策本部の職員は、「墨田区職員災害対策マニュアル」に基づき行動するとともに、日頃から習得した防災知識や、訓練等により体得した防災資器材の運用技法を生かすことにより、適正かつ円滑な初動態勢を取り、住民の被害と不安を最小限に抑えなければならない。さらに、職員は、自らの言動によって、住民が安心し、住民の信頼を確保し、更に、本部の活動が円滑に進むよう努めなければならない。

## 5 墨田区議会災害対策支援本部の設置

区内で地震、台風等の災害による危機的状況が発生し、又は発生するおそれがある場合において、墨田区議会が二元代表制の趣旨に則り、議事機関、住民代表機関としての役割を継続して担い、区災害対策本部と連携・協力し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが安全を保持しつつ、迅速かつ適切な対応を図るため、「墨田区議会BCP（業務継続計画）」を策定した（令和3年3月）。区災害対策本部が設置されたときは、墨田区議会災害対策支援本部を設置し、区の災害対策活動を支援するとともに、議会の機能維持に伴う業務継続体制を構築する。

## 6 夜間休日等における初動態勢の確保

夜間休日等の勤務時間外に発生する非常災害等に備えて、その事態に対処するための初動態勢を構築する。

### （1）臨時非常配備態勢

「臨時非常配備態勢の設置要領」及び「墨田区職員災害対策マニュアル」に基づき、職員は非常活動に従事する。

※ I-07：臨時非常配備態勢の設置要領（別冊P11参照）

### （2）区都市計画部危機管理担当職員・防災待機職員住宅入居職員による初動態勢

区都市計画部危機管理担当職員及び防災待機職員住宅（業平職員住宅・借上げ住宅）の入居職員は、勤務時間外に発生した地震等の災害時における初動連絡等に速やかに従事する。

### （3）災害時優先携帯電話の配備

発災初動期に区の災害対応へ向けた重要な伝達及び指摘事項を確実に行うため、区災害対策本部の本部長室用として、本部長以下本部員に災害時優先携帯電話を配備している。

### （4）職員参集メールの配信

震度5強以上の地震が発生した場合には、自動的に参集メールを職員へ配信し、迅速に初動態勢を確立する。

## 7 区災害対策本部の設置以外の活動態勢

区災害対策本部が設置される前等における災害応急対策は、区災害対策本部が設置されたときに準じて行う。

## 8 災害救助法の適用

区内に災害救助法が適用されたときは、区長（区本部長）は都知事（都本部長）の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

## 9 平常時における検討組織の設置

平常時における防災対策の検討組織として、区災害対策本部各部からの代表職員で構成する検討組織を設けるものとする。

## 第2項 区防災会議の招集

〔区、各機関〕

区の地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、区防災会議会長（区長）が、この計画の定めるところにより、区防災会議を招集する。ただし、区の地域に災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、防災関係機関相互の連絡調整を図る必要があるときは、区防災会議の委員は、会長に区防災会議の招集を要請するものとする。

## 第3項 防災機関の活動体制

〔各機関〕

指定公共機関及び指定地方公共機関は、所管に係る災害応急対策を実施するとともに、都及び区が実施する応急対策に協力する。

災害対策本部を設置したときには、情報の収集、交換及び連絡を密にし、連絡員の派遣等適切な措置を講じるものとする。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク  
及びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの応急  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

## 第2節 警視庁による警備活動

[警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

警視庁は、大地震により災害が発生した場合、直ちに警備本部を設置して指揮体制を確立する。

### 1 大地震時における警察の任務

大地震発生時における警察の任務は、次のとおりとする。

- (1) 被害実態の把握と各種情報の収集
- (2) 交通規制
- (3) 緊急通行車両確認標章の交付
- (4) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (5) 行方不明者の捜索及び調査
- (6) 遺体の調査等及び検視
- (7) 公共の安全と秩序の維持

### 2 警備態勢

#### (1) 警備本部の設置

大地震により災害が発生した場合、警視庁本部に最高警備本部を設置するほか、第七方面本部に第七方面警備本部を、本所・向島警察署に現場警備本部を設置して、指揮体制を確立する。

#### (2) 警備要員の措置

ア 大地震の発生を知った署外勤務中の警備要員は、原則として、速やかに自所属に参集する。ただし、交番・駐在所勤務員、交通配置の勤務員その他所属長からあらかじめ指定された警備要員は、参集することなく、直ちに所定の任務に従事する。

イ 大地震の発生を知った非番員は、速やかに自所属に参集する。

#### (3) 部隊の配備運用

警視庁第七方面本部、本所・向島警察署は、所定の計画に基づき、自動的に警備要員を配置し、被害実態の把握、救出・救護、避難・誘導、交通規制等の措置を取る。



## 第3節 東京消防庁による消火・救助・救急活動

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

東京消防庁は、震災態勢・震災非常配備態勢をとり、災害が発生した時は直ちに震災消防活動を実施する。

### 1 対策内容と役割分担

- (1) 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。
- (2) 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。
- (3) 特別救助隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。
- (4) 警視庁、自衛隊、東京DMA T、消防団、防災市民組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。
- (5) 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、防災関係機関との情報交換等を行う。
- (6) 区災害対策本部に参画し、消防的見地から情報提供や助言等を行う。
- (7) 消防ヘリコプター等を活用し、情報収集、部隊投入、救助活動等の各種活動を行う。

### 2 詳細な取組内容

#### (1) 消防署における初動態勢の確保

##### ア 震災態勢

地震の発生危険に関する情報により、地震発生の可能性が強まったと判断し、情報収集体制の強化及び震災消防活動に備える必要があると認めた時は、震災態勢を発令する。

震災態勢が発令されたときは、事前に定める措置を取り、速やかに震災に備える態勢を確保する。

##### イ 震災非常配備態勢

次の区分により、震災非常配備態勢を発令する。

| 区分         | 発令基準                                                                                                                                                                                                                                             | 配備人員                |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 震災第一非常配備態勢 | <p>次のいずれかによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生したとき。</li> <li>2 東京消防庁及び区市町村（島しょを除く。）の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度5強を示す地震が発生したとき。</li> <li>3 1の地域に地震が発生し、当該地震による被害状況等により必要と認めるとき。</li> </ol> | 発令時に勤務している職員及び所要の職員 |

| 区分         | 発令基準                                                                                                                                                                                   | 配備人員     |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 震災第二非常配備態勢 | <p>次のいずれかによる。</p> <p>1 気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>2 東京消防庁及び区市町村（島しょを除く。）の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度6弱以上を示す地震が発生したとき。</p> <p>3 1の地域に震災が発生し、必要と認めるとき。</p> | 全職員及び全団員 |

震災非常配備態勢を発令したときは、事前計画に基づく活動を開始する。

#### ウ 非常招集

（ア）震災第一非常配備態勢を発令したときは、所要の職員は、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

（イ）震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員及び全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

エ 緊急消防援助隊等の消防活動に関する指揮は消防総監が行う。

オ 災害活動組織として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部をそれぞれ常設している。

### （2）震災消防活動

#### ア 活動方針

（ア）延焼火災が多発したときは、全消防力を挙げて消火活動を行う。

（イ）震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。

（ウ）延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

#### イ 部隊の運用等

（ア）地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。

（イ）地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。

#### ウ 消火活動

（ア）防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。

（イ）延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。

（ウ）道路閉塞、瓦礫等により消火活動が困難な地域では、消防団、住民防災組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

#### エ 救助・救急活動

（ア）特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、即応対処部隊及び消防救助機動部隊の効果的な投入を行い、迅速な救助

活動を実施する。

- (イ) 消防ヘリコプターやドローンを活用し、航空隊や即応対処部隊による情報収集、災害規模に応じた航空消防救助機動部隊等の効果的な部隊投入による救助活動等の各種活動を行う。
- (ウ) 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。
- (エ) 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。
- (オ) 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- (カ) 警視庁、自衛隊、東京DMA T、住民防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

#### オ 情報収集等

- (ア) 警防本部、方面隊本部、署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用した情報、ドローンによる上空からの状況確認、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。
- (イ) 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。
- (ウ) 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

## 第4節 応援協力・派遣要請

地震により災害が発生した場合、各防災機関はそれぞれの持ち場で応急対策を実施するが、災害の状況に応じては相互に協力して応急対策に当たることになる。

特に被害が広範囲に及んだ場合、区の防災機関のみでは対応が困難なことから、都、他区市町村や民間の協力を得て応急対策を行う。

### 第1項 応援協力

[各機関]

#### 1 都との協力計画

- (1) 区本部長は、災害が発生し、区的能力では応急対策の万全を期しがたい場合には、必要に応じ、「応急措置等の要請要領」に定める手続により都又は他の区市町村あるいは自衛隊等の協力を都知事に要請するものとする。
- (2) 区は、災害救助法に基づく救助をはじめ、区の区域内で行われる都の応急対策については、積極的に協力するものとする。
- (3) 区は、都知事から他の区市町村又は指定行政機関等に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置に支障のない限り協力するものとする。

#### 2 応急措置等の要請要領

- (1) 区が都、他の区市町村及びその他の機関に応援を求める場合には、別に定めるものを除くほか、この計画に定めるところにより要請する。
- (2) 都に対する要請

区本部長は、都に対し応援又は応援のあつせんを求める場合には、都災害対策本部に対し、次に掲げる事項について、無線又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。

ア 都に応急措置の実施又は応援を求める場合

(ア) 災害救助法の適用

(震災編第13章予防対策第6節「災害救助法等」参照)

(イ) 罹災者の他地区への移送要請

- a 罹災者の他地区への移送を要請する理由
- b 移送を必要とする罹災者の数
- c 希望する移送先
- d 罹災者の収容を要する期間
- e その他必要な事項

(ウ) 都各部局への応援要請又は応援のあつせんを求める場合

- a 災害の状況及び応援等を要する理由（災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由）
- b 応援を希望する機関名
- c 応援を希望する人員、物資、資器材、機械、器具等の品目及び数量

- d 応援を必要とする場所、期間
  - e 応援を必要とする活動内容
  - f その他必要な事項
- イ 自衛隊、指定公共機関等の応援のあつせんを都に求める場合
- (ア) 自衛隊災害派遣要請のあつせんを求める場合
    - a 災害の状況及び派遣を要請する理由
    - b 派遣を希望する期間
    - c 派遣を希望する区域及び活動内容
    - d その他参考となるべき事項
  - (イ) 他区市町村、指定公共機関等又は他府県の応援のあつせんを求める場合
    - a 災害の状況及び応援のあつせんを求める理由
    - b 応援を希望する機関名
    - c 応援を希望する物資、資器材、機械、器具等の品名及び数量
    - d 応援を必要とする場所
    - e 応援を必要とする活動内容
    - f その他必要な事項
- ウ 指定公共機関又は他府県の職員の派遣のあつせんを求める場合
- (ア) 派遣のあつせんを求める理由
  - (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
  - (ウ) 派遣を必要とする期間
  - (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - (オ) その他参考となるべき事項
- エ 日本放送協会、民間放送局への放送依頼のあつせんを求める場合
- (ア) 放送要請の理由
  - (イ) 放送事項
  - (ウ) 希望する送信日時及び放送系統
  - (エ) その他必要な事項
- (3) 都以外の機関に対する要請
- 他の区市町村、指定公共機関等、都以外の防災機関に対して応援を求める場合は、応援協定を締結している機関等を除き、原則として都災害対策本部を通じて要請するものとする。ただし、そのいとまがない場合には、都に対する要請に準じて直接要請し、事後速やかに都に連絡するものとする。

## 第2項 他区市町村協力

[区]

区は、災害対策基本法第67条の規定及び他自治体との相互協力協定等に基づき、応急措置を実施するため必要があると認めたときは、他の区市町村長等に対し、応援を要請する。

※ III-01：自治体との協力協定一覧（別冊P205参照）＜再掲＞

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク  
及びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの応急  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

## 第3項 民間協力

[各機関]

区は、応急・復旧活動及びそれに伴う応急・復旧資器材、人員、輸送車両等が必要な場合は民間協力団体等との協定に基づき、協力を要請する。

※ III-02：民間団体等との協力協定一覧（別冊 P207 参照）＜再掲＞

## 第4項 各機関の経費負担

[各機関]

国から区に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他府県、他市町村から区に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による（災害対策基本法施行令第18条）。

## 第5項 警察災害派遣隊の派遣要請（警視庁）

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合における警察災害派遣隊の派遣に関し、都公安委員会は、警察庁または他の道府県公安委員会に対して援助の要求をすることができる。

前項により都公安委員会が他の道府県公安委員会に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ（やむを得ない場合においては、事後に）必要な事項を警察庁に連絡しなければならない。

都公安委員会からの援助の要求により派遣された警察庁または道府県警察の警察官は、援助の要求をした都公安委員会の管理する警視庁の管轄区域内において、当該公安委員会の管理の下に、職権を行うことができる。

## 第6項 緊急消防援助隊に対する応援要請（東京消防庁）

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

消防総監等は、震災、水災等の大規模災害等の状況により、現有する消防力等だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、速やかに都知事に対して、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

都知事は、応援要請を受けた場合、都内の被災状況、消防力及び相互応援状況等から緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、速やかに消防庁長官に対して応援要請を行う。この場合、都知事は、消防庁長官に対して応援要請を行った旨を、消防総監等に連絡する。

## 【消防相互応援協力】

| 項目         | 内容                                                                                                                                            |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 協力体制       | ○ 地震による同時多発火災等が発生し、現有消防力を結集しても消防力に不足の生ずることが見込まれる場合は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条に基づき、消防相互応援協定を締結している消防本部及び消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊等の応援を受け、消防の任務を遂行する。  |
| 応援要請の手続    | ○ 消防相互応援協定に基づく応援要請は、協定の定めにより、消防総監が協定締結先の消防長に対して行う。<br>○ 緊急消防援助隊の応援要請は、消防総監が、災害の状況及び消防相互応援協定に基づく応援のみでは十分な対応が取れないと判断したとき、知事に対して緊急消防援助隊の出場を要請する。 |
| 受援に係る体制の整備 | ○ 緊急消防援助隊等の活動が効果的に行えるよう、次のとおり受援に係る体制を整備する。<br>・指揮、連絡体制の整備<br>・燃料、食料等の補給体制の整備<br>・受入体制・施設の整備<br>・応援航空機の活動拠点の整備                                 |

## 第7項 自衛隊への災害派遣要請

〔区、陸上自衛隊〕

## 1 要請の時期

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命又は財産の保護のため区本部長が必要と認めたときに要請するものとする。

## 2 要請の方法

自衛隊への災害派遣要請を求める場合の方法は、応急対策第4節第1項「応援協力」を参照のこと。

## 3 災害派遣部隊の活動範囲

災害派遣部隊の実施する業務は、おおむね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 行方不明者等の搜索活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 被災者生活支援
- (10) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他臨機の措置等

#### 4 派遣部隊の受入態勢

- (1) 作業計画及び資材等の準備を行う。
- (2) 自衛隊災害派遣を要請した場合には、応援を求める作業について、速やかに作業計画を樹立するとともに必要な資器材の確保に努めるものとする。
- (3) 派遣部隊が到着した場合には、派遣部隊を誘導するとともに部隊の責任者と作業計画について協議調整のうえ必要な措置を取るものとする。

※ VII-03：へり発着場基準及び標示要領（別冊 P319 参照）

#### 5 緊急の場合の連絡

自衛隊に対する災害派遣の要請は、都災害対策本部を経由して行うものとするが、災害に際し、通信途絶等により区本部長が都本部長に対して災害派遣要請ができない場合には、区本部長が直接自衛隊に通報する。この場合、速やかに都災害対策本部に通知する。

※ IV-14：緊急の場合の連絡先（自衛隊）（別冊 P237 参照）



## 第5節 労働力の確保

[区]

災害時に必要となる労務供給については、東京労働局、公益財団法人東京都福祉財団城北労働・福祉センターに協力を求め、労働者の確保に努める。

### 1 労務供給手続（要請・引渡し等）

（1）区災対各部は、労働者を必要とするときは、災対総務部人事隊に要請する。

※ VI-02：労働者調達請求書（別冊 P294 参照）

（2）区は、所要人員を一括して東京労働局及び城北労働・福祉センターに労務供給（労働者の確保又は求職者の紹介）を要請する。

（3）労務供給を要請した場合、区は、労務確保の通報受理後速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において労働者の引渡しを受ける。

（4）区は、作業終了後において、労働者を待機場所又は適宜の交通機関まで輸送することについて協力する。

（5）賃金（公共事業設計労務単価表に定めるものとする）は、区であらかじめ予算措置を講じ、就労現場において作業終了後直ちに支払うものとする。

## 第6節 応急活動拠点の使用調整

[区、陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

地震が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースの使用について、必要に応じて、区災害対策本部で総合的に調整する。

区災害対策本部は、地震発生後、オープンスペースの被害状況、使用の可否について、都、区各部、関係機関等から情報収集し、その状況について継続的に把握する。

区は、オープンスペースの利用要望を都災害対策本部に提出する。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク  
及びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの応急  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

## ● 復旧対策

### 第1節 活動体制

応急対策第1節「活動体制」に準ずる。

### 第2節 警視庁による警備活動

応急対策第2節「警視庁による警備活動」に準ずる。

### 第3節 東京消防庁による救助・救急活動

応急対策第3節「東京消防庁による消火・救助・救急活動」に準ずる。

### 第4節 応援協力・派遣要請

応急対策第4節「応援協力・派遣要請」に準ずる。

### 第5節 労働力の確保

応急対策第5節「労働力の確保」に準ずる。

### 第6節 応急活動拠点の使用調整

応急対策第6節「応急活動拠点の使用調整」に準ずる。

## 第7章 情報通信の確保

### この章のポイント

被災状況等の必要な災害関連情報は、応急対策を展開する上で、防災行政機関等では欠かせないだけでなく、家族との安否確認のための情報通信の確保も、発災時の混乱を避けるために重要となる。

ここでは、発災後の情報通信の確保に向け、防災機関等の相互の通信、区民及び外国人を含めた来訪者への情報提供、住民相互の情報伝達についての対策を示す。

### 1 想定される事態と認識

- 新たな被害想定では、固定電話の不通、停電などの被害及び携帯電話の不通分布が想定されている。
- 平常時に使用している電話などの通信網だけではなく、発災時に備え、メールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）はもとより、デジタル技術の進展を踏まえ、防災DXの推進を前提として、多様な通信手段による通信網の確保に取り組む必要がある。

### 2 現在の到達状況

#### （1）情報連絡体制と情報提供体制の強化

- 都がこれまで、都防災行政無線網や災害情報システム（DIS）を都庁と各区市町村、防災機関等との間に整備してきた中、区は、この防災通信網に基づいた情報連絡体制を整えている。
- 区は、この他地域系無線197局、移動系無線34局、4G回線IP無線10局、地域BWA回線IP無線アプリ100局など多様な情報通信手段を整備している。
- 区内の被災状況を把握するために、防災カメラを設置（高所4台、駅前5台）している。

#### （2）区民への情報提供

- 固定系防災行政無線を強化する対策として、デジタル化を完了（固定系77局、うち文字表示板付き2局）した。
- すみだ安全・安心メール（令和6年2月現在登録者数28,041人）、緊急速報メール、危機管理X（旧ツイッター）、区公式フェイスブックを導入している。
- 緊急地震速報システムを区の施設に導入（116施設）し、運用を行っている。

#### （3）区民相互の情報通信手段の確保

- 通信事業者による災害用伝言サービスの提供を行っている。

### 3 対策の方向性

#### （1）情報連絡体制と情報提供体制の強化

- 防災行政無線や災害情報システムの機能拡充に加え、多様な通信手段を活用して関係機関内の情報連絡体制の向上に努め、正確な情報収集及び情報提供を行う。

#### （2）区民への情報提供

- 多様な情報伝達手段を活用するとともに新たな情報提供手段の整備に努め、それらの機能について事前に区民に対して周知を行い、情報伝達が的確に行われるよう普及啓発を行う。
- 災害情報システムを活用した効率的な情報収集と集計を実施し、報道発表の迅速化と円滑化を図る。

#### （3）区民相互の情報通信手段の確保

- 通信事業者等と連携した安否確認手段の確保等により、区民、事業者及び帰宅困難者等への情報提供を充実するほか、モバイル衛星通信機器<sup>(\*)</sup>等の活用などにより、情報通信の基盤強化と通信手段の多様化を図る。
- 災害用伝言サービスのさらなる普及啓発により、利用促進を図る。

<sup>(\*)</sup> 衛星通信を利用した携帯端末。宇宙衛星を利用するため、地震や台風など自然災害が発生したときでも活用が期待されている。

## 4 具体的な取組

### 地震前の行動

（予防対策）

#### 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

○都・区・防災関係機関の間における定期通信訓練  
○区防災行政無線（固定系）の聞こえやすさ向上のための調査、定期点検  
○蓄電池、発電機、非常用発電設備による停電対策の推進  
○アマチュア無線による情報収集のための連携

#### 区民等への情報提供体制の整備

○区防災行政無線（固定系）の配置増設、デジタル化  
○全国瞬時警報システムを活用した運用の推進  
○すみだ安全・安心メール、緊急速報メールの運用  
○区の施設に導入した緊急地震速報システムの運用  
○災害情報の提供のための民間通信・放送事業者との連携の推進  
○多様な情報提供手段の検討、情報入手方法の周知

#### 住民相互の情報連絡等の環境整備

○家族間での災害発生時の安否確認方法の手段の確認・周知  
○区有施設の公衆無線LANの配備の推進  
○情報通信の基盤強化と通信手段の多様化

### 地震直後の行動

（応急対策）  
発災後  
72時間  
以内

#### 防災機関相互の情報通信連絡体制の確立

○都及び防災関係機関との通信連絡体制の確立  
○指定電話及び連絡責任者による窓口の統一化  
○関係機関との連絡員相互派遣等による有線途絶時の措置の実施  
○区民への情報提供等のための報道機関との連携の実施  
○被害状況・措置状況等の情報収集・伝達の実施  
○都災害情報システム（DIS）による区災害対策本部から都への被害状況等の報告  
○高所カメラを活用した情報収集体制の確立

#### 区民等への広報・広聴活動

○多様なメディアを活用した広報の実施  
○報道機関への災害情報その他必要な事項の発表  
○NHK及び民間放送局に対する放送要請  
○被災地区の巡回移動相談の実施、被災地及び避難所等への臨時被災者相談所の設置等による広聴活動

#### 住民相互の情報連絡等の実施

○都・報道機関等との連携による一斉帰宅抑制の呼びかけ、安否確認方法の周知  
○避難所・一時滞在施設の開設状況等の災害関連情報の提供  
○災害用伝言サービスを利用した家族の安否確認の実施

### 地震後の行動

（復旧対策）  
発災後  
1週間  
目途

## 5 到達目標

■災害対応に必要な多様な情報通信手段の整備や情報連絡体制、運用の強化

■迅速かつ多様な災害情報提供体制の確保  
■民間通信・放送事業者との連携及び情報提供体制の整備  
■シンプルな運用環境の構築  
■すみだ安全・安心メール等の加入促進

■災害用伝言サービスの普及啓発による利用促進

第1章  
区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク  
及びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの応急対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

## ● 予防対策

### 第1節 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

[区、各機関]

#### 1 情報の収集、伝達体制の確立

災害時に区の防災対策の中心となるのは区災害対策本部である。実効的な災害対策を進めるには、区災害対策本部と各機関との緊密な情報連絡が欠かせない。

区及び各機関は、そのための情報機器の整備や定期通信訓練などにより、情報通信連絡体制を整備する。また、区災害対策本部と各防災機関との情報連絡は、通信機器のみならず、各機関が連絡責任者を定め、連絡員を区災害対策本部に派遣するなど、相互に緊密な情報連絡ができる体制を構築する。

※ II-02：墨田区防災関係機関連絡責任者名簿（別冊 P172 参照）

#### 2 通信手段の確保

##### （1）防災用通信機器

災害時の通信手段として、区防災行政無線（地域系）や都防災行政無線を公共施設や関係機関等との災害時の通信手段として使用する。

そのほか、主に車両に搭載する区防災行政無線（移動系）、区庁舎、区施設の電話を災害時優先電話として登録するなど複数の通信手段を整える。

また、区防災センターにおいて被災状況を俯瞰的に把握するため、建物屋上などの高所に設置した「高所防災カメラ」並びに、帰宅困難者の状況等を把握するため主要駅前設置した「駅前防災カメラ」を活用する。

※ IV-01：区防災行政無線網構成図（別冊 P219 参照）

※ IV-02：区防災行政無線局（移動系）配備場所一覧表（別冊 P220 参照）

※ IV-03：固定系子局設置場所一覧表（別冊 P222 参照）

※ IV-04：固定系子局位置図（別冊 P223 参照）

※ IV-05：地域防災行政無線局一覧表（別冊 P224 参照）

##### （2）運用

区防災行政無線ならびに都防災行政無線の適切な運用ができるよう、定期通信訓練を行う。区庁舎をはじめ、区施設の電話については、NTT東日本に災害時優先電話として登録し、電話回線の輻輳時においても、電話の発信を確保する。

#### 3 停電対策

区防災行政無線は、停電時も72時間の運用ができるよう蓄電池を備えるほか、区庁舎及び指定避難所予定施設には発電機を配備し、一定期間の電力供給が得られるよう対策を講じる。

#### 4 アマチュア無線による情報収集

区庁舎内にアマチュア無線局を設置するとともに、災害時における区内のアマチュア無線局との自主的な協力体制を図り、災害発生時の情報を収集する。

## 第2節 区民等への情報提供体制の整備

[区]

### 1 区防災行政無線（固定系）の整備

区防災センターに設置されている区防災行政無線（固定系）設備により区民への避難誘導など、必要な情報を知らせることができる屋外拡声装置を、小中学校や公園等に設置するとともに、屋内で戸別受信できる端末装置を希望する住民防災組織に設置する。

また、防災行政無線放送電話確応答サービスにより、屋外放送の音声を補完する。

### 2 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の運用

緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報や、ミサイル攻撃に関する情報などを区民に迅速に伝達するため、全国瞬時警報システムを導入し、防災行政無線（固定系）とも連動した運用を図る。

### 3 すみだ安全・安心メールの配信

事前に登録されたメールアドレスに対して、危機管理情報を発信する。

### 4 区公式ホームページ・SNS等による情報提供

区公式ホームページ、SNSを使用して災害情報の提供を行うほか、避難所開設情報、混雑状況、現在地からの経路がリアルタイムで分かる「避難所開設状況システム」を導入し、避難に必要な情報の発信を行う。また、デジタル技術の進展を踏まえ、新しい通信基盤を活用した情報提供体制の整備の推進を図る。

### 5 緊急地震速報システムの運用

地震に対する行動を迅速に行い、被害の軽減を図るため、地震の発生を速やかに感知して大きなゆれが到達する前に地震の強さと到達までの時間を伝える「緊急地震速報システム」を、区の施設に導入し、施設利用者の安全を確保するための運用を図る。

※ IV-06：緊急地震速報システム導入施設一覧（別冊 P225 参照）

### 6 民間通信・放送事業者との連携

携帯キャリア4社を通じての緊急速報メールの配信、ケーブルテレビ及びエフエムラジオ局との協定に基づく災害情報の提供を行う。

### 7 その他

東京都災害情報システム（D I S）を通じ、Lアラート（災害情報共有システム）<sup>(\*)</sup>に避難情報等を配信する。

<sup>(\*)</sup> 総務省が全国に普及促進しているもので、ICTを活用して、災害時の避難指示など地域の安全・安心に関する情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効果的に提供することができるもので、都災害情報システム（D I S）を通じて情報配信される。

## 第3節 区民相互の情報連絡等の環境整備

[区]

- 1 日頃から、家族との災害発生時の安否確認方法などをよく相談するよう啓発する。
- 2 避難者への情報提供の一環として、避難所予定施設に災害時用公共無線LANの配備を進める。
- 3 通信事業者等と連携した安否確認手段の確保等により、区民、事業者及び帰宅困難者等への情報提供を充実するほか、モバイル衛星通信機器等の活用などにより、情報通信の基盤強化と通信手段の多様化を図る。



## ● 応急対策

### 第1節 情報連絡体制

[各機関]

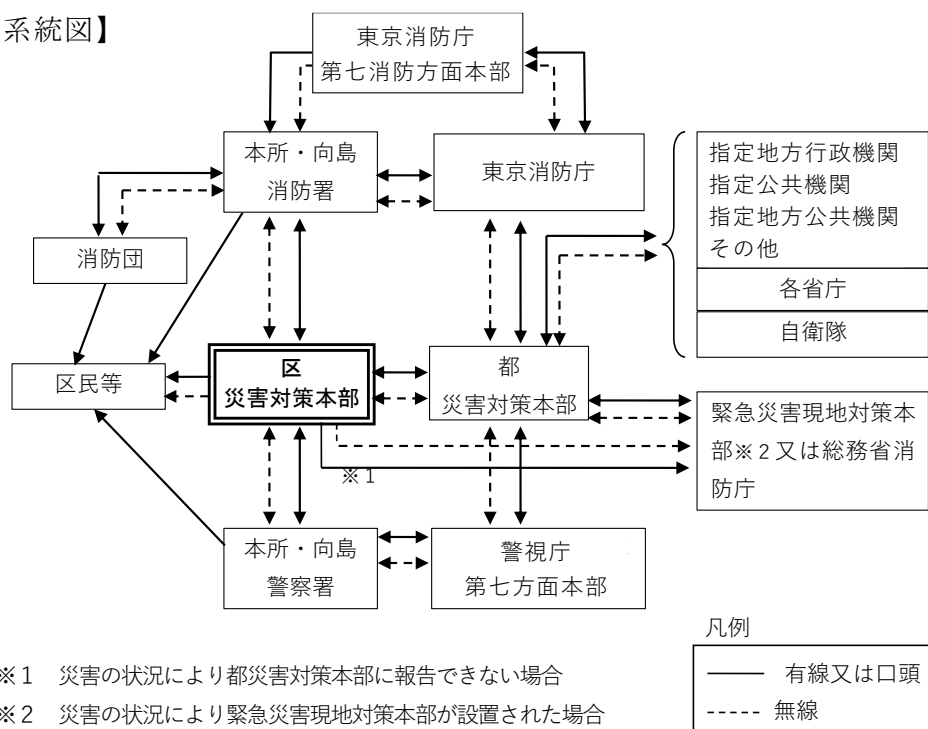
災害時に、情報が途絶することなく、迅速かつ的確に情報共有が行なえるよう、関係機関相互の情報連絡体制を以下のとおりとする。

#### 1 区の通信体制

災害時には、区の通信連絡体制を一元化、体系化して情報を集約・管理する。その場合の体制は以下のとおりである。

- (1) 区災害対策本部設置前は、区都市計画部危機管理担当防災課を区の総括窓口とする。
- (2) 区災害対策本部が設置された場合は、本部長室事務局企画情報隊（詳しくは、第2節「災害に関する情報の収集・伝達」参照）が各機関との通信連絡を実施する。
- (3) 区災害対策本部が設置された場合は、各部長は電話を平常業務のために使用することを制限するとともに部の通信連絡を総括する。
- (4) 都災害対策本部に対する情報連絡は、都防災行政無線を使用する。なお、災害の状況により都災害対策本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡をする。
- (5) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者またはその発見者から通報を受けた警察官もしくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。
- (6) 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民防災組織及び一般区民等に周知する。

【通信連絡の系統図】



## 2 連絡責任者

区災対各部及び各防災関係機関は、あらかじめ定めた連絡責任者を窓口とし、必要な情報連絡を行う。

## 3 有線途絶時に対する措置

有線通信の途絶時には、都、区及び関係機関の配備した無線を使用し、通信連絡を確保する。なお、情報収集に当たっては、ラジオ、テレビ等も利用する。

- ※ IV-05：地域防災行政無線局一覧表（別冊 P224 参照）＜再掲＞
- ※ IV-08：本所警察署通信系統図（別冊 P231 参照）
- ※ IV-09：向島警察署通信系統図（別冊 P232 参照）
- ※ IV-10：東京消防庁第七消防方面無線連絡系統図（別冊 P233 参照）
- ※ IV-11：消防関係通信連絡系統図（別冊 P234 参照）
- ※ IV-12：本所消防団連絡系統図（別冊 P235 参照）
- ※ IV-13：向島消防団連絡系統図（別冊 P236 参照）

## 4 報道機関との連携

災害発生時、災害対策本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、災害対策本部設置に至らない場合でも、区民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

伝達する情報の例

- (1) 高齢者等避難
- (2) 避難指示
- (3) その他災害応急対策に関わる事項

# 第2節 災害に関する情報の収集・伝達

[各機関]

各機関における情報の収集及び伝達は、以下のとおりとする。

| 機関名 | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区   | <p>1 情報の収集</p> <p>(1) 本部長室事務局長は、被害状況等収集のため災害地の特別調査を行う必要があると認めたときは、適宜、各災対部長に対し、調査員派遣を要請することができる。</p> <p>この際、災対総務部に所属する出張所の職員は、管轄区域内の被害状況等の収集・報告に努めるものとする。</p> <p>ア 調査班の編成等</p> <p>調査班の数及び構成その他必要事項は、特別調査を要請された災対部長が、調査事項、実施要領、職員の参集状況及び本部長室事務局長が特に要望する事項等を踏まえて適宜定める。</p> <p>イ 調査班の任務</p> <p>調査班は、各災対部長の指示により出動し、現地の状況を調査する。</p> |

| 機関名 | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区   | <p>ウ 調査事項<br/>調査事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(ア) 災害原因<br/>(イ) 被害状況<br/>(ウ) 応急措置状況<br/>(エ) 災害地住民の動向及び要望事項<br/>(オ) 現地活動の問題点<br/>(カ) その他必要な事項</p> <p>エ 実施要領<br/>調査に当たっては、警察官、消防職員、現地住民等の協力を得て実施し、速やかに調査の結果を指揮系統を通じ区本部長（本部長室事務局長宛て）に報告する。</p> <p>(2) 災害情報の収集は、その伝達とともに他の通信に優先させ、特に重要事案については、継続的かつ系統的な報告を求める。</p> <p>(3) 区において特に重点的に収集する事項は、次のとおりである。<br/>なお、収集された災害情報については、区、警察署、消防署の三者が協同して検討し、内容の正確を期するよう努める。</p> <p>ア 異常現象の発生内容又は災害発生の原因及び経過<br/>イ 管内の被害に関する情報<br/>ウ 区として実施した措置状況</p> <p>(4) 区災対各部は、災害が発生したときから、当該災害に関する応急対策が完了するまで、以下の要領によりそれぞれの所掌事務について本部長室事務局企画情報隊に報告する。</p> <p>ア 報告すべき事項<br/>報告事項及び報告主管部・隊は、別表のとおりである。</p> <p>イ 報告の区分</p> <p>(ア) 速報<br/>(気象状況)<br/>異常現象を発見したときは、直ちに報告し、できる限りその後1時間ごとに現状を報告する。</p> <p>(被害状況)<br/>被害の大小に関わらず、現況把握次第、直ちに報告する。</p> <p>(措置状況)<br/>災害応急対策の実施の都度、必要と認める事項につき報告する。</p> <p>(イ) 中間報告<br/>(被害状況)<br/>災害発生被害状況が確定するまで、毎日10時までに前日までの分を取りまとめ、報告する。</p> <p>(措置状況)<br/>災害応急対策活動を実施している間、毎日10時までに前日分を取りまとめ、報告する。</p> <p>(ウ) 決定事項<br/>(被害状況)<br/>被害状況が確定したときは、電話により一報を入れ、事後写真その他の資料を添付のうえ、速やかに文書により報告する。</p> <p>(措置状況)<br/>災害応急対策活動が完了した後、速やかに文書により取りまとめ、報告する。</p> |

| 機関名                                 | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区                                   | <p>(5) 区、警察署及び消防署の三者は、総合的被害状況を協議検討し、その確定を待って必要な関係機関に通報する。</p> <p>2 情報の伝達<br/> 災害情報の伝達は特に迅速正確を期し、有線電話、無線、連絡員（伝令）等により行い、関係機関、民間団体等の協力を得るようあらかじめ依頼する。</p> <p>(1) 区は、情報を収集したのち速やかに整理し、都に報告する。<br/> (2) 区民等に対する伝達には、風評被害やパニック防止等に注意しつつ要配慮者にも十分配慮のうえ、防災行政無線、区公式ホームページ、すみだ安全・安心メール、危機管理X（旧ツイッター）、区公式フェイスブック、緊急速報メール、広報車両、その他あらゆる方法により速やかに実施する。<br/> また、自らでは情報の入手が困難な要配慮者に配慮した情報伝達方法を確立する。</p> <p>(3) 区は、災害対策本部設置時に、都を通じて放送要請による対応を行う場合があるほか、災害対策本部設置に至らない場合でも、区民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対策を実施する。</p> <p>3 受発信用箋の様式<br/> 受発信用箋の様式については所定の用紙を使用する。<br/> ※ VI-03：受信用紙兼情報連絡票（別冊 P295 参照）<br/> ※ VI-04：広報発信票（別冊 P296 参照）</p> <p>4 水防に関する情報の収集及び伝達<br/> 雨量、高水位、高潮位通報、水防警報及び津波警報等水防活動に必要な情報及び伝達は、この計画のほか墨田区雨雪対応実施要領に定める。</p> |
| 警 視 庁<br>第七方面本部<br>本所・向島<br>警 察 署   | <p>主な収集事項は、家屋の倒壊状況、死者・負傷者等の状況、主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況、住民の避難状況、火災の拡大状況、堤防・護岸等の破壊状況、電気・水道・ガス・通信施設の状況、その他とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 東京消防庁第七<br>消防方面本部<br>本所・向島<br>消 防 署 | <p>主な情報収集事項は、火災発生状況及び消防活動状況、救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況、避難道路及び橋梁の被災状況、避難の必要の有無及び状況、救急告示医療機関等の診察状況、その他消防活動上必要ある状況とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 災害現地にある<br>防災関係機関                   | <p>災害現地にある防災関係機関の現地責任者が、被害状況等を把握したときは、速やかに所属機関の長に報告しなければならない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

別表

| 報告事項及び報告主管隊一覧表    |                |                            |
|-------------------|----------------|----------------------------|
| 報告事項：速報・中間報告・決定報告 |                | 報告主管災対部・隊                  |
| 気 象 状 況           | 気象情報<br>水象情報   | 本部長室事務局 企画情報隊<br>災対建設部 庶務隊 |
| 措 置 状 況           | 職員動員数          | 災対各部 各隊                    |
|                   | 水防活動           | 災対建設部 巡検隊                  |
|                   | 避難収容状況         | 災対救護部 各収容隊                 |
|                   | 救助物資及び物資経理状況   | 災対物資輸送部 各物資輸送隊             |
|                   | 災害地域消毒状況       | 災対保健衛生部 防疫医療担当             |
|                   | 庁舎・避難所等の応急修理状況 | 災対建築部 営繕隊                  |
|                   | 物品の出納保管        | 災対総務部 財務・経理隊               |
|                   | 車両舟艇等の調達       | 災対総務部 総務隊                  |
|                   | 本部職員の給食その他の措置  |                            |
|                   | 支援活動           | 災対施設保護部 各施設保護隊             |
| 被 害 状 況           | 人家屋被害          | 災対総務部 総務隊                  |
|                   | 商工業被害          |                            |
|                   | 公共土木施設被害       | 災対建設部 庶務隊                  |
|                   | 区有財産被害         | 災対総務部 総務隊                  |
|                   | 教育施設被害         | 災対教育部 庶務隊                  |

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク  
及びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの応急  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

## 第3節 被害状況等の報告体制

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

| 機関名                                                 | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |             |                      |              |      |         |  |           |      |          |  |                      |              |         |  |           |      |       |             |                 |      |             |          |         |  |       |      |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----------------------|--------------|------|---------|--|-----------|------|----------|--|----------------------|--------------|---------|--|-----------|------|-------|-------------|-----------------|------|-------------|----------|---------|--|-------|------|
| 区                                                   | 都に対する報告<br>本部長室事務局企画情報隊は、災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、都災害情報システム（D I S）により都へ報告する。ただし、システム障害等により入力できない場合は、「災害報告取扱要領」（平成5年4月都総務局災害対策部）に定められた報告様式等に基づき、都防災行政無線、電話、ファクシミリなどあらゆる手段により報告する。<br>なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。                                                                                                                                                                                                                                                     |             |                      |              |      |         |  |           |      |          |  |                      |              |         |  |           |      |       |             |                 |      |             |          |         |  |       |      |
|                                                     | 1 報告すべき事項<br>災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所または地域、被害状況、被害の程度は、認定基準、災害に対して既に行った措置及び今後取ろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |                      |              |      |         |  |           |      |          |  |                      |              |         |  |           |      |       |             |                 |      |             |          |         |  |       |      |
|                                                     | 2 報告の種類、期限等<br>報告の種類、提出（入力）期限は次の表のとおりとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |                      |              |      |         |  |           |      |          |  |                      |              |         |  |           |      |       |             |                 |      |             |          |         |  |       |      |
|                                                     | <table><tr><th colspan="2">報告の種類</th><th>入力期限</th><th>入力画面</th></tr><tr><td colspan="2">発 災 通 知</td><td>即時（30分以内）</td><td>発災情報</td></tr><tr><td colspan="2">被害措置概況速報</td><td>即時（30分以内）及び都が通知する期限内</td><td>災害総括被害情報措置情報</td></tr><tr><td colspan="2">要 請 通 知</td><td>即時（30分以内）</td><td>要請情報</td></tr><tr><td rowspan="2">確 定 報</td><td>災 害 確 定 報 告</td><td rowspan="2">応急対策を終了した後20日以内</td><td>災害総括</td></tr><tr><td>各 種 確 定 報 告</td><td>被害情報措置情報</td></tr><tr><td colspan="2">災 害 年 報</td><td>4月20日</td><td>災害総括</td></tr></table> | 報告の種類       |                      | 入力期限         | 入力画面 | 発 災 通 知 |  | 即時（30分以内） | 発災情報 | 被害措置概況速報 |  | 即時（30分以内）及び都が通知する期限内 | 災害総括被害情報措置情報 | 要 請 通 知 |  | 即時（30分以内） | 要請情報 | 確 定 報 | 災 害 確 定 報 告 | 応急対策を終了した後20日以内 | 災害総括 | 各 種 確 定 報 告 | 被害情報措置情報 | 災 害 年 報 |  | 4月20日 | 災害総括 |
|                                                     | 報告の種類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |             | 入力期限                 | 入力画面         |      |         |  |           |      |          |  |                      |              |         |  |           |      |       |             |                 |      |             |          |         |  |       |      |
|                                                     | 発 災 通 知                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |             | 即時（30分以内）            | 発災情報         |      |         |  |           |      |          |  |                      |              |         |  |           |      |       |             |                 |      |             |          |         |  |       |      |
|                                                     | 被害措置概況速報                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |             | 即時（30分以内）及び都が通知する期限内 | 災害総括被害情報措置情報 |      |         |  |           |      |          |  |                      |              |         |  |           |      |       |             |                 |      |             |          |         |  |       |      |
|                                                     | 要 請 通 知                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |             | 即時（30分以内）            | 要請情報         |      |         |  |           |      |          |  |                      |              |         |  |           |      |       |             |                 |      |             |          |         |  |       |      |
|                                                     | 確 定 報                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 災 害 確 定 報 告 | 応急対策を終了した後20日以内      | 災害総括         |      |         |  |           |      |          |  |                      |              |         |  |           |      |       |             |                 |      |             |          |         |  |       |      |
|                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 各 種 確 定 報 告 |                      | 被害情報措置情報     |      |         |  |           |      |          |  |                      |              |         |  |           |      |       |             |                 |      |             |          |         |  |       |      |
| 災 害 年 報                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 4月20日       | 災害総括                 |              |      |         |  |           |      |          |  |                      |              |         |  |           |      |       |             |                 |      |             |          |         |  |       |      |
| ※ IV-07：都災害情報システム（D I S）入力要領「被害程度の認定基準」（別冊 P228 参照） |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |             |                      |              |      |         |  |           |      |          |  |                      |              |         |  |           |      |       |             |                 |      |             |          |         |  |       |      |
| 警 視 庁<br>第七方面本部<br>本所・向島<br>警 察 署                   | 区災害対策本部に要員を派遣するとともに、警察無線、防災無線等により、収集した被害状況等を伝達して、関係機関と情報交換を図る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |             |                      |              |      |         |  |           |      |          |  |                      |              |         |  |           |      |       |             |                 |      |             |          |         |  |       |      |

| 機関名                                 | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東京消防庁第七<br>消防方面本部<br>本所・向島<br>消 防 署 | <p>各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により収集した情報を、適宜、都に伝達・共有するとともに、警視庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高所高感度カメラを用いた管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握</li> <li>2 地震計ネットワーク、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測</li> <li>3 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による早期災害情報システム等を活用した被害状況の把握</li> <li>4 消防職（団）員の参集者が早期災害情報システム等を活用して収集した被害状況の把握</li> </ol> |

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク  
及びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの応急  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

## 第4節 広報及び広聴活動

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

区内や所管施設などにおいて災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに警察署、消防署等と連携して、適切かつ迅速な広報活動を行う。

また、被災者のための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図る（震災編第13章「住民の生活の早期再建」参照）。

| 機関名 | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区   | <ol style="list-style-type: none"> <li>災害広報情報の収集及び伝達<br/>広報活動に必要な情報の収集及び伝達並びにそのために必要な通信連絡は、この計画に特に定める場合を除き、応急対策第1節「情報連絡体制」、同第2節「災害に関する情報の収集・伝達」及び同第3節「被害状況等の報告体制」に定めるところにより処理する。</li> <li>区民への広報 <ol style="list-style-type: none"> <li>広報内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 気象状況、防災活動状況及び今後の見通し</li> <li>イ 出火防止、初期消火、救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ</li> <li>ウ 被害状況、関係機関の諸活動（治安、救助、消防、警備、水防等）</li> <li>エ 避難指示等の伝達</li> <li>オ 避難誘導、その他必要事項</li> <li>カ 事故の防止、防疫についての注意</li> <li>キ 交通、運輸の状況</li> <li>ク 救護所や救急告示医療機関等の診療情報</li> <li>ケ 区民の安心、安全に関する事項</li> <li>コ その他区民が必要としている事項</li> </ul> </li> <li>方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 区公式ホームページ、SNS、ケーブルテレビなど多様なメディアの活用を図るほか、区報臨時号等の発行も検討する。また、消防署・消防団等の防災関係機関、東京消防庁災害時支援ボランティア、住民防災組織、民間団体の協力を得て実施する。</li> <li>イ 広報時期及び内容の選択に注意し、防災関係機関との相互連絡を密にする。</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>報道機関への発表 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 報道機関に対して災害情報その他必要な事項を発表する場合は、あらかじめ防災関係機関と連絡協議し、正確な事項、内容を発表する。</li> <li>(2) 発表内容に当たっては、特にその適正を期する。</li> <li>(3) 発表責任者は、本部長室事務局広報隊長とする。</li> <li>(4) 総括的な発表に余裕のないとき又は緊急を要する発表は、それぞれの活動機関において行うことができる。ただし、その発表内容を本部長室事務局広報隊長へ報告すること。</li> </ol> </li> <li>NHK及び民間放送局に対する放送要請 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 放送の要請<br/>災害に関する予報もしくは警報又は通知に係る事項、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置、その他の事項について、公衆電気通信設備、有線電気通信設備又は無線設備により通信できない場合に</li> </ol> </li> </ol> |



| 機関名                                 | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区                                   | <p>において、その通信のため特別の必要があるときに、NHK及び民間放送局に対し、放送を求めることができる（災害対策基本法第57条）。</p> <p>(2) 要請の方法</p> <p>区本部長は、放送要請の必要がある場合には、放送要請の理由・放送事項等を明らかにして、都総務局総合防災部（都災害対策本部を設置したときは本部長室）を通じて要請する。ただし、緊急を要する場合は、NHK報道局編集部及び民間放送局に直接依頼し、事後都に連絡する。</p> <p>5 広聴活動</p> <p>災害が終息したのち、被災地を巡回して移動相談を実施するとともに、被災地及び避難所等に臨時被災者相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係機関に連絡して早期解決を図る。</p> <p>6 広報写真等の作成</p> <p>災害時における被害地の状況その他を写真等に収め、復旧対策広報活動の資料として活用する。撮影は原則として広報隊員が実施する。</p> |
| 警 視 庁<br>第七方面本部<br>本所・向島<br>警 察 署   | <p>1 広報活動</p> <p>(1) 広報内容</p> <p>ア 予震、津波等気象庁の情報</p> <p>イ 地域の被害情報及び見通し</p> <p>ウ ライフライン等の被害状況及び復旧見通し</p> <p>エ 主要道路・高速道路・橋等の被害状況及び復旧見通し</p> <p>オ 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等</p> <p>(2) 広報手段</p> <p>ア トランジスターメガホン</p> <p>イ 交番（駐在所）備付けマイク</p> <p>ウ パトロールカー、白バイ、広報車</p> <p>エ ホームページ等</p> <p>2 広聴活動</p> <p>警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たる。</p>                                                                                              |
| 東京消防庁第七<br>消防方面本部<br>本所・向島<br>消 防 署 | <p>1 広報活動</p> <p>(1) 広報内容</p> <p>ア 出火防止、初期消火の呼びかけ</p> <p>イ 救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ</p> <p>ウ 火災及び水災に関する情報</p> <p>エ 避難指示に関する情報</p> <p>オ 救急告示医療機関等の診療情報</p> <p>カ その他都民が必要としている情報</p> <p>(2) 広報手段</p> <p>ア 消防車両等の拡声装置等による情報提供</p> <p>イ 消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示</p> <p>ウ テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供</p> <p>エ ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供</p> <p>オ 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供</p> <p>2 広聴活動</p> <p>災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応する。</p>     |

## 第5節 区民相互の情報連絡等

[区、N T T東日本]

都や報道機関等と連携して、区民、事業者等に対し安否確認方法の周知を行う。

区民等は、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等を利用し、家族等の安否を確認する。

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| 第1章 | 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割     |
| 第2章 | 区民と地域の防災力向上             |
| 第3章 | 安全な都市づくりの実現             |
| 第4章 | 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 |
| 第5章 | 津波等対策                   |
| 第6章 | 広域的な視点からの応急対応力の強化       |
| 第7章 | 情報通信の確保                 |
| 第8章 | 医療救護等対策                 |

## ● 復旧対策

### 第1節 情報連絡体制

応急対策第1節「情報連絡体制」に準ずる。

### 第2節 災害に関する情報の収集・伝達

応急対策第2節「災害に関する情報の収集・伝達」に準ずる。

### 第3節 被害状況等の報告体制

応急対策第3節「被害状況等の報告体制」に準ずる。

### 第4節 広報及び広聴活動

応急対策第4節「広報及び広聴活動」に準ずる。

### 第5節 区民相互の情報連絡等

応急対策第5節「区民相互の情報連絡等」に準ずる。

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク  
及びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの応急  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策



## 第8章 医療救護・保健等対策

### この章のポイント

震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが想定されるため、災害発生直後から多数の負傷者に対し、迅速な医療救護活動を行うとともに、遺体については適切な取扱いが求められる。

ここでは、発災時における初動医療体制の確立や医薬品・医療資器材の確保、災害拠点病院の整備、遺体の火葬など医療救護・保健等の対策を示す。

### 1 想定される事態と認識

- 総則第2章第2節に掲げる被害想定では、区内の死者321人、負傷者3,307人（うち重傷者578人）とされるなど、大規模な災害では多数の死傷者が発生する事態が想定されている。
- 震災時、医療機関が被災し、医療機能が喪失するおそれがある中でも、医療機能の継続や災害拠点病院をはじめとした医療機関の受入体制の構築が求められるとともに、医薬品や医療資器材についても、備蓄などの方法で確保する必要がある。
- 遺体については、死者の尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱わなければならない。

### 2 現在の到達状況

#### （1）初動医療体制の整備

- 災害時の医療救護活動に従事する者の登録（1,603人）（令和6年1月現在）
- 医師会等医療救護活動関係団体への区防災行政無線の設置、災対保健衛生部及び緊急医療救護所設置場所へのIP無線等の配備
- 「墨田区災害時医療救護活動マニュアル」の改定
- 区は、災対保健衛生部に医療救護活動を統括・調整するために、医療救護活動拠点を設置することとしている。

#### （2）医薬品・医療資器材の確保

- 指定避難所や一部緊急医療救護所設置場所等への医療資器材等の配備

#### （3）遺体の取扱い

- 災害時における遺体の搬送及び棺等葬祭用品の供給等についての協定締結（2団体）（令和6年1月現在）

### 3 対策の方向性

#### （1）初動医療体制の整備

- 被災地域の状況を踏まえ、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるよう、区災害対策本部の下に設置する区災害医療コーディネーターを中心とした医療救護活動拠点と、各二次保健医療圏に設置する東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした医療対策拠点との間の情報連絡体制を構築する。

- 初動医療体制、負傷者等の輸送体制を整備し、災害時には、医療救護活動拠点の区災害医療コーディネーターの助言を得ながら、迅速な医療救護活動を行う。
- 発災から72時間～1週間頃の急性期以降は、避難生活による感染症の発生、慢性疾患の悪化、生活不活発病、メンタルヘルスの悪化や生活環境に係る健康課題が増大する。そこで、二次健康被害を最小化するため、様々な職種による保健医療活動チームが効果的に対応できる体制を構築する。

## （2）医薬品・医療資器材の確保

- 医薬品等の不足を回避し、的確な医療を提供できるよう、医薬品や医療資器材の備蓄に加え、卸売販売業者も活用した医薬品等の確保を図るとともに、災害薬事コーディネーターを中心とした医薬品供給体制を構築する。

## （3）遺体の取扱い

- 遺体については、死者の尊厳と遺族の感情等を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱う。
- 捜索、収容及び検視・検案の各段階において、関係機関と連携して取り組む体制を整備する。
- 協定を締結している民間団体とも連携して、遺体の搬送に協力し、広域火葬体制での迅速な対応の実現を図る。

## 4 具体的な取組

### 地震前の 行動 (予防対策)

#### 初動医療救護体制の整備

- 区災害医療コーディネーター等の配置、情報連絡体制の構築
- 保健医療活動チームの確保、緊急医療救護所の資器材等の確保
- 車両・船舶等の協定締結による搬送手段の拡充
- 在宅人工呼吸器使用者等への支援計画の作成
- 二次健康被害を最小化するための保健医療活動体制の構築、動物救護活動への協力体制の整備

#### 医薬品・医療資器材の確保

- 医薬品、医療資器材の備蓄の整備
- 災害薬事センターの運営方法の確立
- 防疫用資器材の備蓄・調達・配布計画の策定

#### 遺体の取扱い

- 行方不明者や死亡者の搜索等の各段階における役割の把握・体制の整備
- 「東京都広域火葬実施計画」に基づく関係団体等との協定締結、広域火葬体制の整備

### 地震直後の 行動 (応急対策) 発災後 72時間 以内

#### 初動医療救護体制等

- 医療救護活動拠点の設置
- 人的被害・医療機関の被災・活動状況等の把握・報告
- 区民への情報提供のための相談窓口等の設置
- 医療救護活動等の統括・調整、医療救護の要請等
- 負傷者等の搬送、医療救護班等の医療スタッフ及び医薬品の搬送

#### 医薬品・医療資器材の供給

- 都及び薬剤師会医薬品・情報管理センター等への医薬品の提供の要請
- 災害薬事センターの設置、卸売販売業者への医薬品の発注
- 災害薬事コーディネーター、薬剤師会との連携による緊急医療救護所等への医薬品等の発注、供給

#### 遺体の搜索、収容及び検視・検案・身元確認等

- 遺体の搜索、搬送、収容
- 検視・検案・身元確認、区民への死亡者に関する情報提供、遺体の引渡し、死亡届の受理、火葬許可証等の発行

### 地震後の 行動 (復旧対策) 発災後 1週間 目途

#### 防疫・保健活動

- 飲料水の衛生確保、避難所及び患者発生時の消毒、ねずみ族等の駆除
- 感染症発生状況の把握、予防対策
- 食品の安全確保、取扱いの指導
- 保健活動班による避難所等での巡回健康相談等の実施等

#### 火葬等

- 火葬許可証に代わる「特例許可証」の発行
- 遺体の安置、保存及び搬送体制等の火葬体制の確立
- 広域火葬に関する都との調整、円滑な実施

## 5 到達目標

- 区災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制の強化、I C Sの確立
- 医療救護所の確実な運営体制の構築
- 災害拠点病院等の地域における医療機能を維持するための基盤強化

- 医薬品等の確保、薬剤師会等と連携した供給体制の強化

- 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の整備

第1章  
区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク  
及びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの応急  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護・保健等対策

## ● 予防対策

### 第1節 初動医療体制の整備

#### 第1項 情報連絡体制等の確保

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会]

区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う区災害医療コーディネーターを指定している。

区災害医療コーディネーターが区内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、E M I S（広域災害救急医療情報システム）を中心とした情報連絡体制を構築する。

#### 【災害医療コーディネーター】

| 名 称               | 説 明                                                           |
|-------------------|---------------------------------------------------------------|
| 区災害医療コーディネーター     | 区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、区が指定する医療コーディネーター                |
| 東京都地域災害医療コーディネーター | 各二次保健医療圏(*)域の医療救護活動等を統括・調整するために、都が指定する医療コーディネーター              |
| 東京都災害医療コーディネーター   | 都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、都が指定する医療コーディネーター               |
| 区災害歯科コーディネーター     | 区内の医療救護活動を、歯科分野で統括・調整し、区災害医療コーディネーターをサポートする、区が指定する歯科のコーディネーター |
| 区災害薬事コーディネーター     | 区内の医療救護活動を、薬事分野で統括・調整し、区災害医療コーディネーターをサポートする、区が指定する薬事のコーディネーター |

(\*) 都が統括管理する被災地域は広範になるため、複数の区市町村からなる「二次保健医療圏」を単位とした災害医療体制を構築し、都がよりの確に区市町村を支援できる仕組とした。墨田区は江東区及び江戸川区とで構成する「区東部二次保健医療圏」に属する。



## 第2項 医療救護活動の確保

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会]

## 【対策内容と役割分担】

|                               |                                                                                      |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 東京消防庁<br>第七消防方面本部<br>本所・向島消防署 | 1 東京DMA T連携隊を編成し東京DMA Tと連携<br>2 都保健医療局等とともに、救出救助活動と連携した東京DMA Tの活動訓練を実施               |
| 区                             | 1 医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、柔道整復師班等の確保<br>2 緊急医療救護所及び避難所医療救護所の設置場所の確保<br>3 医療救護活動拠点の設置場所の確保 |

医療救護活動の実施に当たり、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会及び訪問看護協会の協力を得て保健医療活動チームを編成し、医療救護所に派遣できるよう、各会と協定を締結している。

発災状況に応じて医療救護所（緊急医療救護所及び避難所医療救護所）を設置し、保健医療活動チームを派遣する。派遣状況については、東京都地域災害医療コーディネーターへ報告する。また、医療救護活動拠点を設置して、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換を行うことができるよう体制を整備する。

医療救護活動については、緊急医療救護所の設置や運営方法等を定めた墨田区災害時医療救護活動マニュアルに基づいて行うこととする。なお、毎年、マニュアルの改訂を行い、医療救護体制の強化を図っている。

## 【医療救護活動拠点等】

| 種 別      | 説 明                                                                            |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 医療対策拠点   | 都が、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所として、地域災害拠点中核病院等に設置する拠点 |
| 医療救護活動拠点 | 区が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換するために、区災対本部に設置する拠点                               |

## 【医療救護所等】

| 名 称      | 説 明                                                                 |
|----------|---------------------------------------------------------------------|
| 緊急医療救護所  | 区が、災害拠点病院等の近接地等に設置する医療救護所で、主にトリアージ <sup>(*)</sup> 、軽症者に対する応急処置を行う場所 |
| 避難所医療救護所 | 区が、避難所に設置する医療救護所                                                    |

(\*) 災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療や搬送の優先度を決めること。

【災害拠点病院等】

| 指定区分        | 説 明                                                            |
|-------------|----------------------------------------------------------------|
| 災 害 拠 点 病 院 | 主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院                                         |
| 災害拠点連携病院    | 主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院（救急告示を受けた病院等で都が指定する病院）             |
| 災害医療支援病院    | 専門医療、慢性疾患への対応、区地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院） |

※ IV-21：区内東京都災害拠点病院等一覧（別冊 P246 参照）

※ IV-22：区内救急告示医療機関一覧（別冊 P247 参照）

## 第3項 負傷者等の搬送体制の整備

〔区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会〕

区及び都は、車両や船舶等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、更に搬送手段の拡充を図る。

## 第4項 保健衛生体制の整備

〔区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会〕

在宅療養者や在宅人工呼吸器使用者等の要配慮者に対して、発災後迅速な対応を行うため、関係機関と協議の上、個別支援計画の作成等、事前に必要な対策を行う。

## 第5項 防疫体制の整備

〔区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会〕

防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。また、都及び関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。

なお、区では、東京都獣医師会墨田支部と災害時における動物救護活動に関する協定を締結している。

## 第2節 医薬品・医療資器材の確保

〔区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会〕

薬剤師会と「災害時に備えた医薬品の供給等に関する協定」を締結しており、概ね発災から3日間までに必要な医薬品等は、常に使用可能な状態にしておくとともに、可能な限り備蓄の増強に努める。

薬剤師会と連携して、災害薬事センターの設置場所や運営方法、納入先及び納入先への搬入方法等、具体的な活動内容について協議しておく。

発災後、医薬品等を直接調達することができるように、卸売販売業者と「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」を締結している。

この協定締結に基づき、卸売販売業者は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は災害薬事センターへ納品する。

## 第3節 遺体の取扱い

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、医師会、歯科医師会]

行方不明者や死亡者の搜索、遺体の収容、検視・検案等の各段階において、区及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。

### 1 遺体収容所の運営体制の整備

区は、遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。

- (1) 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- (2) 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項
- (3) 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- (4) 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

### 2 遺体の取扱いに対する体制の整備

区は、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、遺体の保存等に係る資器材等の確保、遺体の搬送、火葬の協力について、関係団体等と協定を締結し、災害時における円滑な広域火葬体制の整備を進める。

民間団体と葬祭に関する協定を締結し、遺体の取扱いに対する体制を整備している。

- (1) 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定
- (2) 災害時における棺等葬祭用品の供給等に関する協定

## ● 応急対策

### 第1節 初動医療救護体制等

#### 第1項 医療情報の収集伝達

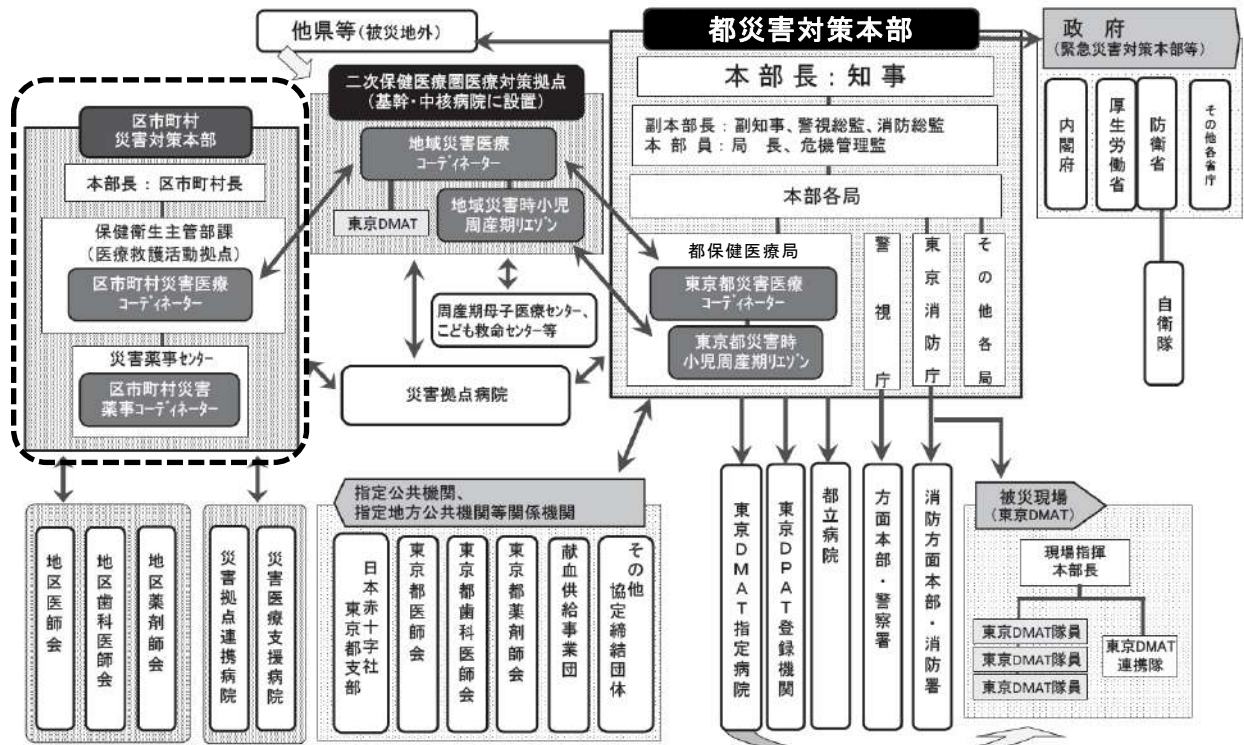
〔区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会〕

災害発生時には、区災害対策本部内に設置した医療救護活動拠点において、E M I S で医療機関（診療所、歯科診療所、保険薬局、病院）の被災状況を把握する。E M I S の入力に困難な場合、有線電話あるいは主な医療機関に配備した区防災行政無線及びI P 無線機、区と関係機関が所有するデジタル無線機等を活用し、情報収集し、E M I S への入力を支援する。把握した被災状況等は、区東部地域災害医療コーディネーターに対して報告する。

また、緊急医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知するため、相談窓口等の設置に努める。

- ※ IV-05：地域防災行政無線局一覧表（別冊 P224 参照）＜再掲＞
- ※ IV-19：墨田区医師会災害時緊急電話連絡網（別冊 P244 参照）
- ※ IV-20：墨田区医師会病院部災害時緊急電話連絡網（別冊 P245 参照）

【発災直後の医療連携体制（イメージ）】



## 第2項 初動医療体制

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会]

### 【医療救護活動におけるフェーズ区分】

| 区 分 |                   | 想定される状況                                                          |
|-----|-------------------|------------------------------------------------------------------|
| 0   | 発災直後<br>(発災～6時間)  | 建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況                          |
| 1   | 超急性期<br>(6～72時間)  | 救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況 |
| 2   | 急性期<br>(72時間～1週間) | 被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況              |
| 3   | 亜急性期<br>(1週間～1か月) | 地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況                                  |
| 4   | 慢性期<br>(1～3か月)    | 避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況               |
| 5   | 中長期<br>(3か月以降)    | 医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況                                    |

### 【主な医療救護活動】

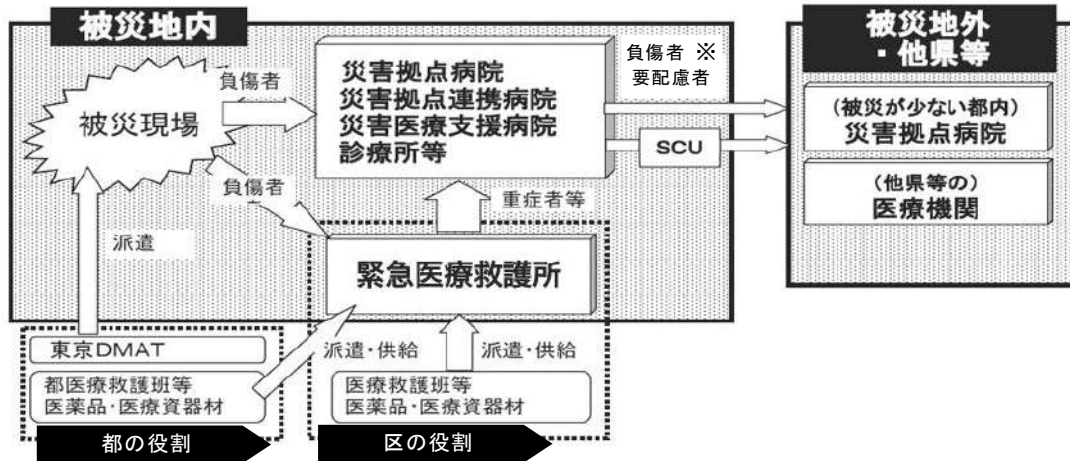
| 全体概要             | フェーズ0発災直後<br>発災～6時間まで         | フェーズ1超急性期<br>72時間まで | フェーズ2急性期<br>1週間程度まで               | フェーズ3亜急性期<br>1か月程度まで | フェーズ4慢性期<br>3か月程度まで | フェーズ5中長期<br>3か月程度以降 |
|------------------|-------------------------------|---------------------|-----------------------------------|----------------------|---------------------|---------------------|
|                  | 発災～6時間まで                      | 72時間まで              | 1週間程度まで                           | 1か月程度まで              | 3か月程度まで             | 3か月程度以降             |
| 医療ニーズ            | 外傷治療・救命救急のニーズ                 |                     | 慢性疾患治療、被災者・支援する職員等の健康管理、公衆衛生的なニーズ |                      |                     |                     |
| 必要な医療救護活動        | 都内全域の広域的な活動                   |                     | 区市町村中心の救護活動                       |                      |                     |                     |
| ①区市町村            | 緊急医療救護所の設置・運営                 |                     |                                   |                      |                     |                     |
| 区市町村災害医療コーディネーター | 地区医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班等の設置      |                     |                                   |                      |                     |                     |
|                  | 避難所医療救護所・医療救護活動拠点・災害薬事センターの設置 |                     |                                   |                      |                     |                     |
| ②都               | 災害医療コーディネーターの参集<br>医療対策拠点の設置  |                     |                                   |                      |                     |                     |
| 東京災害医療コーディネーター   | 東京DMATの活動                     |                     |                                   |                      |                     |                     |
| 地域災害医療コーディネーター   | 都医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班等の派遣       |                     |                                   |                      |                     |                     |
|                  | 主に日本DMATによる支援活動               |                     |                                   |                      |                     |                     |
|                  |                               |                     | 主に他道府県の医療救護班による支援活動               |                      |                     |                     |
| ③災害拠点病院          | 主に重傷者の収容・治療                   |                     | 平常時の医療体制へ徐々に移行                    |                      |                     |                     |
| ④災害拠点連携病院        | 主に中等症者又は様態の安定した重傷者の収容・治療      |                     | 平常時の医療体制へ徐々に移行                    |                      |                     |                     |
| ⑤災害医療支援病院        |                               |                     |                                   |                      |                     |                     |
| ⑥診療所等            | 診療継続又は区市町村の定める医療救護            |                     | 平常時の医療体制へ徐々に移行                    |                      |                     |                     |

※ 被害状況等により、活動期間は、長期化又は短縮します。

## 1 活動方針

災害による傷病者又は災害のため医療の途を失った者等に対し、「墨田区災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、医師会等の協力を得て、医療及び助産救護を迅速に実施し、罹災救護の万全を期すことにより民心の安定を図るものとする。

### 【災害時医療救護の流れ】



※要配慮者：避難後の生活等の各段階において特に配慮を要する者

## 2 活動内容

| 機関名                                      | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区                                        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における医療救護を一次的に実施する。</li> <li>2 区災害医療コーディネーターの医学的な助言を受け、区の医療救護活動等を統括・調整する。</li> <li>3 緊急医療救護所及び避難所医療救護所を設置する。</li> <li>4 医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会及び訪問看護協会との協定に基づき、医療救護を行うように要請する。</li> <li>5 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターを通じ医療対策拠点に応援を要請する。</li> <li>6 迅速な医療救護体制の確立のため、「墨田区災害時医療救護者登録制度」に基づき、平時から災害時の医療救護活動に従事する医師等の把握に努める。</li> </ol> |
| 医師会<br>歯科医師会<br>薬剤師会<br>柔道整復師会<br>訪問看護協会 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区から協定に基づく派遣要請があった場合には、医療救護活動に協力する。</li> <li>2 墨田区災害時医療救護活動従事者登録制度の登録者は、区が発行する「墨田区災害医療救護者証」を携行する。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                               |
| 東京消防庁<br>第七消防方面本部<br>本所・向島消防署            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区災害対策本部と連携して、可能な範囲で救急隊を出動させる。</li> <li>2 東京DMATと連携して、救命処置等を実施する。</li> <li>3 東京DMATの出場に当たっては、東京消防庁との連携によることとし、「東京DMAT運営要綱」に基づき活動する。</li> <li>4 災害発生直後からおおむね 72 時間後までの間、災害発生現場等、医療の空白地帯において、多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京DMATと連携して活動する。</li> </ol>                                                                                                 |

※ I-09：墨田区災害時医療救護活動従事者登録制度運営要綱（別冊 P15 参照）

3 保健医療活動チームの編成

| 機関名 | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区   | <p>1 医療救護活動を実施するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会及び訪問看護協会の協力を得て保健医療活動チームを編成し、緊急医療救護所に派遣する。さらに、派遣状況について東京都地域災害医療コーディネーターへ報告する。</p> <p>2 保健医療活動チームの活動</p> <p>（1）医師・看護師等</p> <p>ア トリアージの実施・統括</p> <p>イ 傷病者に対する応急処置</p> <p>ウ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定</p> <p>エ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療</p> <p>オ 助産救護</p> <p>カ 療養上の世話及び診療上の補助</p> <p>キ 死亡の確認</p> <p>（2）歯科医師等</p> <p>ア トリアージの実施</p> <p>イ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置</p> <p>ウ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定</p> <p>エ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療・衛生指導</p> <p>オ 検死・検案に際しての法歯学上の協力</p> <p>（3）薬剤師</p> <p>ア トリアージの実施</p> <p>イ 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導</p> <p>ウ 医療救護所等及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理</p> <p>エ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援</p> <p>オ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力</p> <p>（4）柔道整復師</p> <p>ア トリアージの実施</p> <p>イ 医師の指示による負傷者に対する応急措置</p> <p>3 医療救護所の設置等</p> <p>緊急医療救護所及び避難所医療救護所を設置し、保健医療活動チームは、医療救護所等において医療救護活動を実施する。</p> <p>医療救護所等を設置した場合は、その状況について東京都地域災害医療コーディネーターに報告する。</p> <p>4 医療救護所等の設置場所</p> <p>緊急医療救護所、災害拠点病院等の近接地等に設置する。</p> <p>避難所医療救護所は、状況を勘案の上、必要に応じ次の場所に設置する。</p> <p>（1）原則として、500人以上の避難所</p> <p>（2）福祉避難所（要配慮者のための特別な配慮がなされた避難所）</p> <p>5 区の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、医療対策拠点及びその他関係機関に協力を要請し、他の応急医療救護班やボランティア等との連携を図りながら、迅速かつ適切な医療救護活動を行うようにする。</p> |

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク  
及びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの応急  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護・保健等対策

## 第3項 負傷者等の搬送体制

〔区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会〕

搬送は、原則として被災現場から医療救護所等までは区が対応し、医療救護所から災害拠点病院等の医療機関までは都及び区が対応する。

医療救護所等の責任者は、災害拠点病院等に収容すべき傷病者がいる場合には、区等に搬送を要請する。

### 1 負傷者の搬送

都及び区は、搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じ搬送手段を確保する。

負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、都保健医療局及び区が、東京消防庁等の関係機関と連携し、車両・ヘリコプター・船舶等により行う。

都本部に集まる道路啓開情報並びに警視庁及び東京消防庁のヘリコプターが収集した画像情報をはじめとした道路交通情報を効果的に活用し、搬送路を決定する。

### 2 医療スタッフ及び医療資器材の搬送

医療救護所の設置に当たって、運営等に必要となる医療スタッフはそれぞれ参集し、医薬品及び医療資器材の搬送については、区が実施する。

なお、必要に応じ、都に医薬品搬送の応援を要請する。

## 第2節 医薬品・医療資器材の供給

〔区、医師会、歯科医師会、薬剤師会〕

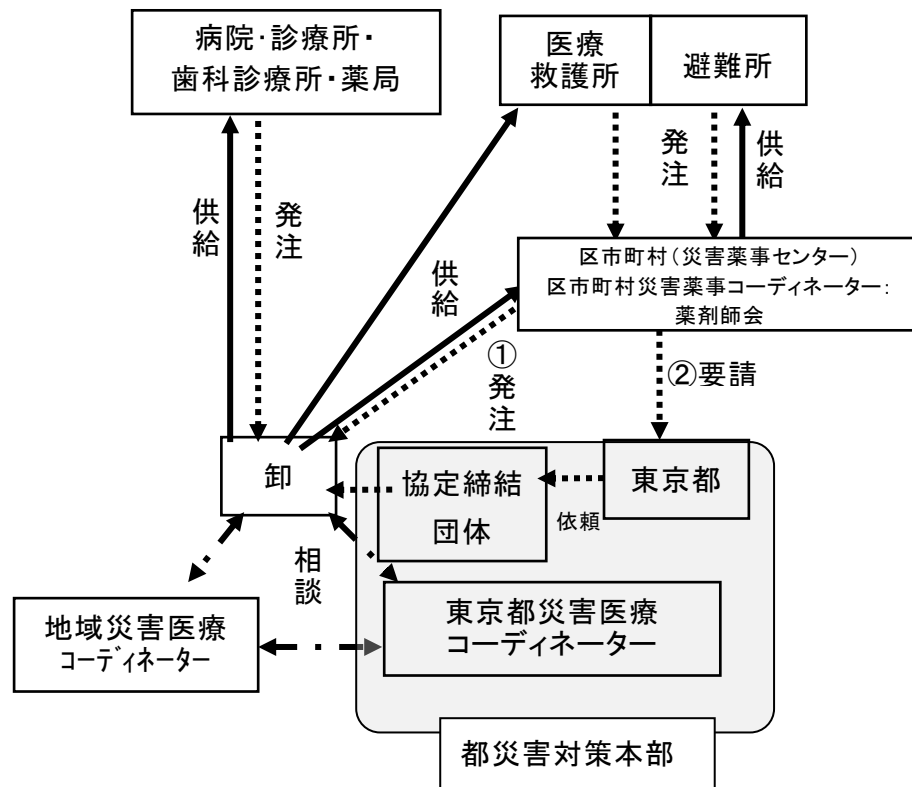
薬剤師会と連携して、薬剤師班活動や緊急医療救護所、避難所医療救護所等への医薬品等の供給を調整し、災害時の薬事の拠点となる「災害薬事センター」を薬剤師会医薬品・情報管理センターに、発災後速やかに設置する。災害薬事センターの長は、薬剤師会から選任した災害薬事コーディネーターが務める。

また、区は災害薬事コーディネーターの助言を受け、東京都地域災害医療コーディネーター、医療対策拠点に、区内の医薬品需給状況等、薬事に関する情報を報告する。

さらに、緊急医療救護所、避難所医療救護所等における発災後概ね3日間の医療救護活動に用いる医薬品については、「災害時に備えた医薬品の供給等に関する協定」に基づき、災害薬事センターから供給を受けるが、概ね3日間を経過した後の医薬品の供給については、区が災害薬事センターに要請し、災害薬事センターではそれを取りまとめて、医薬品卸売販売業者へ発注する。発注を受けた医薬品卸売販売業者は、災害薬事センター又は避難所医療救護所等へ直接医薬品を納入する。なお、医薬品の配布については、処方薬については医師の処方のもと、OTC薬については薬剤師が避難所の住民（傷病者）へ服薬指導をしたうえで行う。区自ら医薬品を調達することが不可能な場合には、都へ調達を要請する。



【卸売販売業者からの医薬品調達の流れ】



- 1 区は、卸売販売業者へ必要な医薬品を発注し、卸売販売業者が区へ納品する。
- 2 区での調達が不可能な場合は、区は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体※へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が区へ納品する。
- 3 上記1・2どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。

（緊急医療救護所）

発注：区の災害薬事センターで取りまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸は区の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各緊急医療救護所へ配送

（避難所医療救護所）

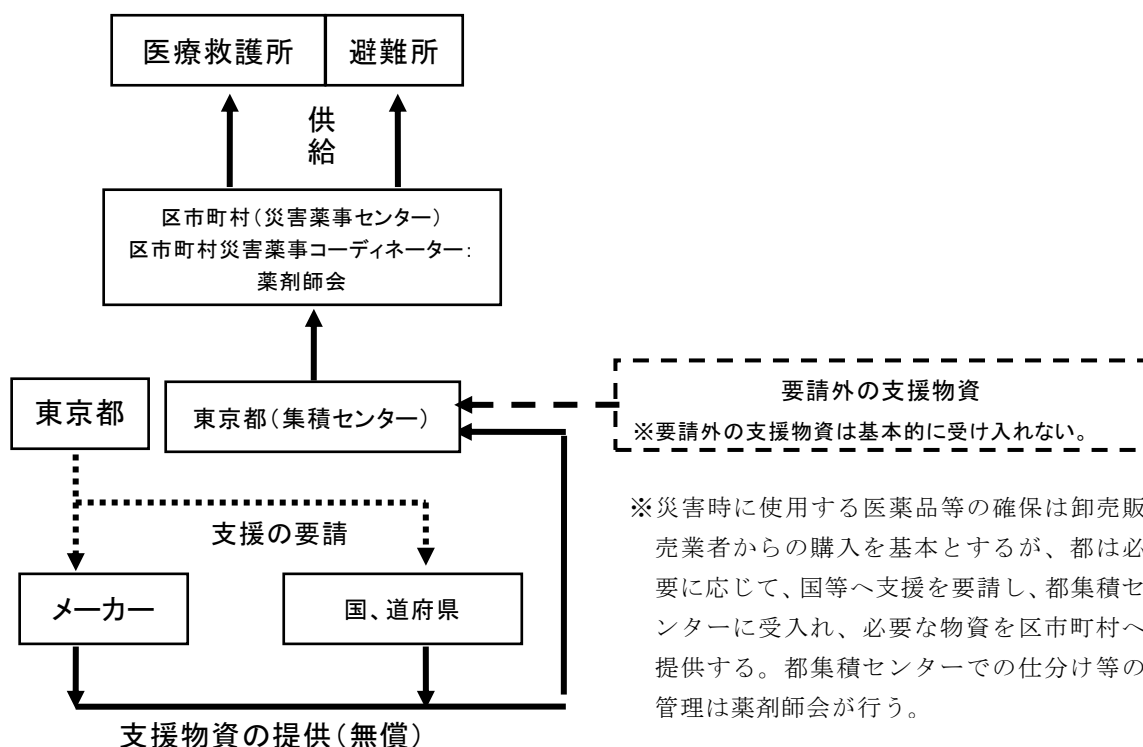
発注：区の災害薬事センターで取りまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸が災害薬事センター又は各避難所医療救護所へ直接納品

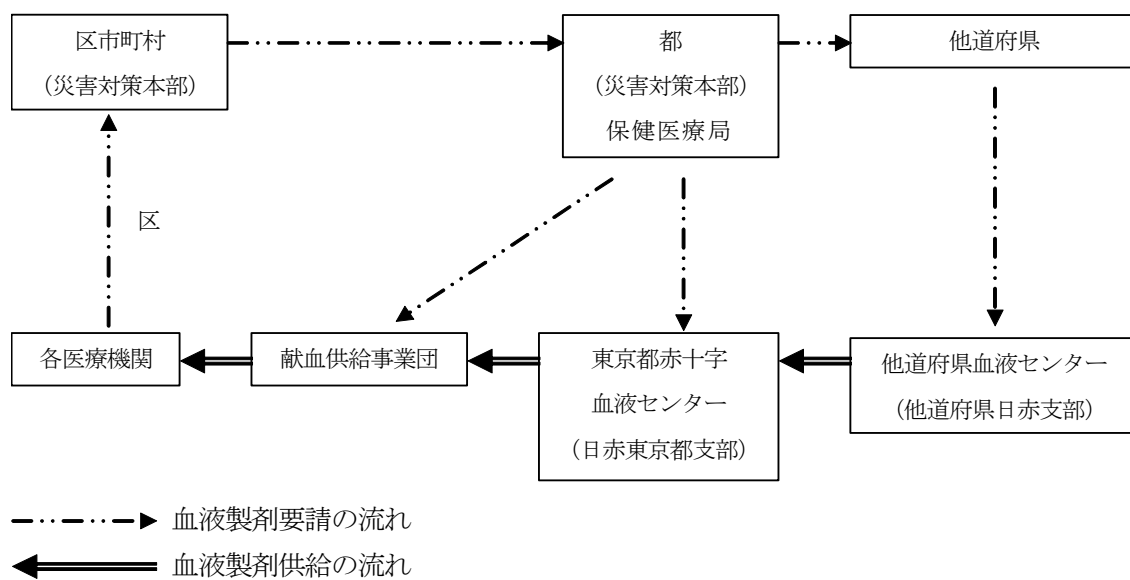
※東京都の協定締結団体

東京都薬剤師会、日本産業・医療ガス協会、東京医薬品卸業協会、大東京歯科用品商協同組合、日本衛生材料工業連合会、日本医療機器協会

【医薬品供給の流れ】



【血液製剤の供給体制】

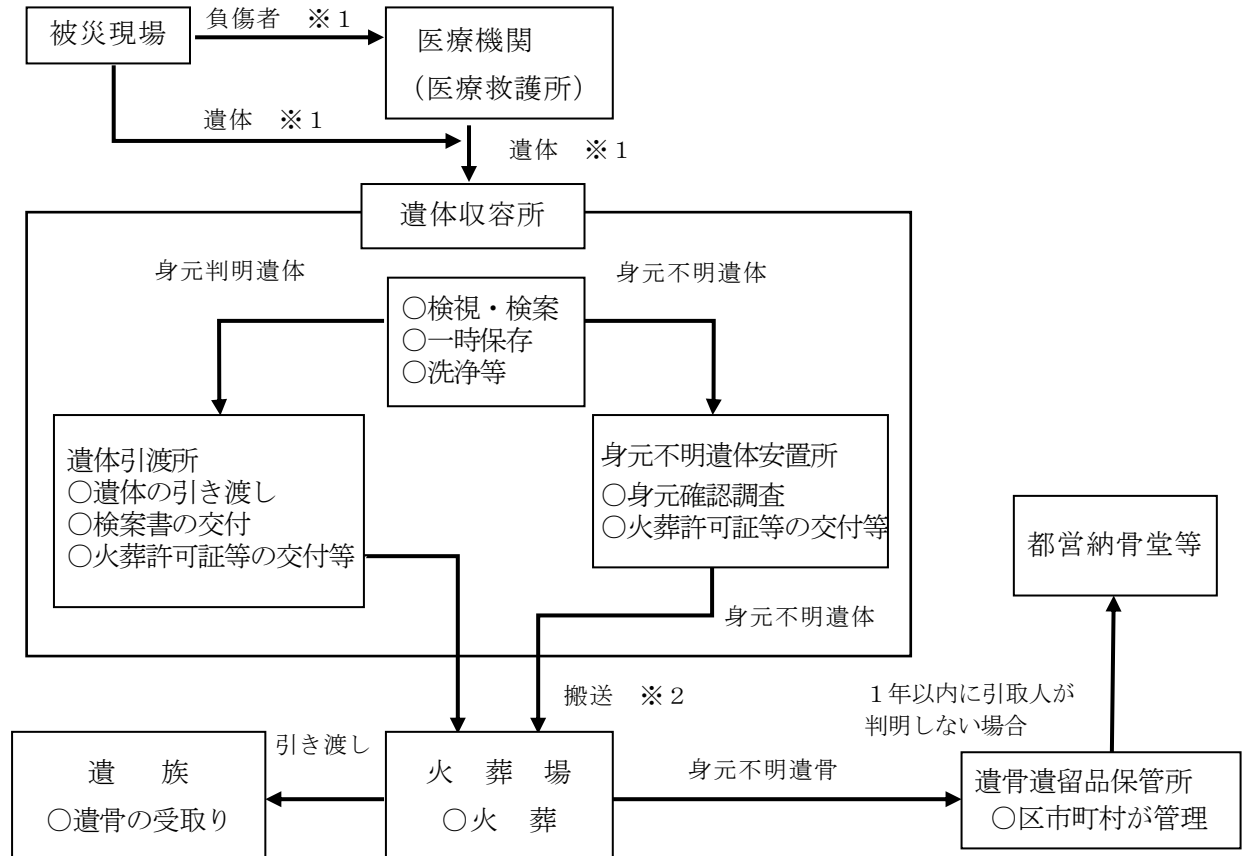


## 第3節 遺体の搜索、収容及び検視・検案・身元確認等

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、医師会、歯科医師会〕

区は、都及び各関係機関と協力して、遺体の搜索、収容及び検視・検案並びに火葬等を実施する。また、これらを円滑に実施するため、的確な情報を区民に提供する。

### 【遺体取扱いの流れ】



※1 警視庁は、区市町村が実施する遺体の搜索・収容等に協力する。

自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 区市町村の要請に基づき、都保健医療局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

## 1 遺体の搜索・収容等

### (1) 遺体の搜索

| 機関名                               | 活動内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区                                 | 1 区（災対総務部罹災・搜索隊搜索班）は、都総務局と協議し、都各部局、警察署、関係機関及びボランティア等の協力を得て、作業員の雇上げ、機械器具の借上げ等の方法を講じ、遺体の搜索を実施する。<br>2 搜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。<br>3 ただし、災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして、都知事に申請する。<br>（1）延長の期間<br>（2）期間の延長を要する地域<br>（3）期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。）<br>（4）その他（延長することによって搜索されるべき遺体数等） |
| 都 総 務 局                           | 区からの協議に基づき、遺体の搜索について関係機関との連絡調整に当たるとともに、搜索作業が円滑に実施できるよう支援する。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 警 視 庁<br>第七方面本部<br>本所・向島<br>警 察 署 | 1 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。<br>2 区が実施する遺体の搜索・収容に協力する。<br>3 各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。<br>4 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。                                                                                                                                      |

### (2) 遺体の搬送（遺体収容所まで）

| 機関名     | 活動内容                                                                                                                                                                           |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都 総 務 局 | 区市町村及び関係機関等との連携調整を行い、状況に応じて、陸上自衛隊第1師団に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。                                                                                                           |
| 区       | 1 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。<br>2 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。<br>3 遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元の認知の有無等について、確認する。<br>4 遺体の搬送にあたり、警視庁（各警察署）への通報や、状況に応じ、作業員の雇上げ又はボランティアの活用等を考慮する。 |

### (3) 遺体の収容等

| 機関名 | 活動内容                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区   | 1 遺体の収容<br>災害発生後、建物の被害状況を勘案のうえ、区公共施設等に速やかに遺体収容所を開設し、必要器具を用意した上で遺体を収容するとともに、開設状況について、都及び警視庁に報告する。遺体収容所に必要な資器材等について備蓄に努めるとともに、これらが不足した場合の調達の体制をあらかじめ確立しておく。<br>また、遺体収容所の開設・運営等に関して、区の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。<br>なお、遺体収容所に適当な建物がない場合は、天幕、幕張り等を設置する。 |

| 機関名 | 活動内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区   | <p>2 遺体収容所<br/>遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続き、遺体の引渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。</p> <p>3 遺体の一時保存<br/>災害時の遺体は、その顔貌の形状を止めていない場合が多く、識別を正確に行うため、遺体の一時保存を行う。</p> <p>4 遺体の洗浄等<br/>泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは人道上好ましくないのみならず、いたずらに腐敗を早め、感染症発生の原因ともなりかねない。また、遺体の識別を容易にするためにも洗浄等の措置が必要となる。<br/>このため、区は都保健医療局と協議の上、必要に応じて作業員を雇い上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を実施する。</p> <p>5 遺体処理の期間<br/>遺体処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。<br/>ただし、災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内（10日以内）に都知事に申請する。</p> |

（4）検視・検案

| 機関名                       | 活動内容                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区                         | <p>1 関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに区公共施設等に遺体収容所を開設する。</p> <p>2 都及び警視庁と連携の上、遺体収容所における検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。</p>                                                                                                         |
| 都保健医療局                    | <p>1 都監察医務院長は、監察医等による検案班を編成して遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講じる。</p> <p>2 都保健医療局は、検案体制が都の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、必要に応じて関係機関等に応援を要請する。</p> <p>3 都保健医療局長は、区の要請に基づき、迅速かつ的確に検視・検案が行えるよう、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講じる。</p> |
| 警視庁<br>第七方面本部<br>本所・向島警察署 | <p>1 警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。</p> <p>2 検視班は、検視規則、死体取扱規則等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。</p>                                                                                                                              |
| 医師会                       | 医師会の医療救護班等は、区の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。                                                                                                                                                                         |
| 歯科医師会                     | 歯科医師会の医療救護班等は、都及び区の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。                                                                                                                                                                    |

都及び警視庁第七方面本部、本所・向島警察署は、検視・検案に必要な資器材等について、適正な品目及び数量を備蓄するとともに、不足した場合には調達する体制を確立する。

(5) 遺体の火葬の取扱い

| 機関名 | 内 容                                                                                                                                                         |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区   | 1 「遺体送付票」を作成の上、遺体を指定された火葬場に送付する。火葬に付した後、遺骨等を遺族に引き渡す。<br>2 遺骨及び遺留品に「遺体・遺骨・遺留品処理票」を付し、保管所に一時保管する。<br>3 家族その他から遺骨及び遺留品引き取りの希望があったときは、「遺体・遺骨・遺留品処理票」を整理の上、引き渡す。 |

(6) 遺体の身元確認

| 機関名                               | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区                                 | 1 遺体の身元を確認し、「遺体・遺骨・遺留品処理票」を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「遺体氏名札」を棺に貼付する。<br>2 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。<br>3 警視庁より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。<br>4 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。<br>5 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。 |
| 警 視 庁<br>第七方面本部<br>本所・向島<br>警 察 署 | 1 「身元確認班」は、DNA 採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。<br>2 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。<br>3 おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を区長に引き継ぐ。<br>4 区と協力して身元不明遺体の遺骨の引取人を調査する。                                                                                                                   |
| 歯科医師会                             | 1 警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに身元確認のための班を編成し、派遣する。<br>2 身元確認のために編成された班の医師は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事する。                                                                                                                                                                              |
| 都                                 | 警視庁の協力を得て、行方不明者の捜索の相談に当たるとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。                                                                                                                                                                                                                                      |

(7) 区民への死亡者に関する情報提供

大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（各所轄警察署）と連携を保ち、遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制を準備する。

(8) 遺体の遺族への引渡し

遺体の引渡業務は、原則として本所・向島警察署及び区が協力して行う。また、区職員が遺体の引渡業務に従事する場合は、警視庁「遺体引渡班」の指示に従う。

(9) 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等

ア 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。

イ 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。

## ● 復旧対策

### 第1節 防疫・保健活動

[区]

#### 第1項 防疫

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

##### 1 防疫活動

- (1) 飲料水の衛生確保やトイレ等の衛生管理、避難所及び患者発生時等の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除等を行う。
- (2) 被災住民に対する健康調査及び健康相談を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。
- (3) 食品の安全を確保するとともに、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

##### 2 感染症対策

- (1) 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都保健医療局と区保健所が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。
- (2) 都保健医療局及び都区保健所は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。
- (3) インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。
- (4) 都保健医療局は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、区に対して、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。

#### 第2項 保健活動

##### 1 総合調整

被災状況に応じた保健衛生活動の総合的な調整を行う。

- (1) 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握する。
- (2) 保健衛生全般に関する「情報センター」として被災住民や営業施設等に対し、必要な情報を速やかに提供する。
- (3) 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。

##### 2 保健活動

(1) 保健活動チームの編成

巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動チームを編成して避難所等に派遣する。

(2) 保健活動チームの活動内容

保健活動チームは、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。また、避難所における健康相談や地域における巡回健康相談、乳幼児及び高齢者等の救護、その他必要な保健活動を行う。

(3) 他県市からの応援職員の受入れ

必要に応じて応援協定に基づき、他県市に保健活動班の派遣を要請する。

区単独では対応が困難な場合は、都と協議の上、要請を行う。

派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立並びに活動拠点の確保を図る。

3 メンタルヘルスケア

(1) 被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）をも視野に入れてメンタルヘルスケア<sup>(\*)</sup>体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。

(2) 関係機関等と協力し、救助に当たる関係機関等の職員に対して、惨事ストレスに対する適切なケアを行う。

(3) 診療所等の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

(4) 保健活動班において、被災住民に対するこころの健康に関する相談を行う。また、必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。

(5) 都の災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）は、被災時の精神保健医療のニーズアセスメントの実施や災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師チーム等と連携した活動を行う（被災精神科病院の入院患者の転院・搬送支援、被災精神科病院、診療所機能の回復までの外来診療支援、災害ストレスによる被災住民・支援者への対応、地域精神保健活動への支援など）。

4 在宅療養者への対応

関係機関と協力して、在宅療養者の状況把握に努める。

他自治体に必要な支援要請をするとともに、医療機関及び他自治体等と連携し、在宅療養者の搬送及び救護体制の支援に努める。

5 在宅人工呼吸器使用者への対応

「災害時在宅人工呼吸器使用者リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

在宅人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう関係者と協力し、支援する。

在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

(\*) 心的外傷後ストレス障害（PTSD）対策として、専門職等との対話などのコミュニケーションを行うことで、災害時の被災者等の精神的ストレスを軽減させていくケアのことをいう。



## 6 被災動物の保護

被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

## 第2節 医薬品・医療資器材の供給

応急対策第2節「医薬品・医療資器材の供給」に準ずる。

## 第3節 火葬等

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

### 1 火葬特例の適用・許可証発行

区は、通常火葬が困難な場合には、緊急時の特例として、迅速かつ的確な処理を期するため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。

### 2 広域火葬

都は、広域火葬が必要であると判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都災害対策本部（都保健医療局）に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備する。

都内で広域火葬が実施された場合に、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施に努める。

| 機関名            | 活動内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都 保 健<br>医 療 局 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区市町村からの応援・協力要請に基づき、広域火葬の実施を決定し、速やかに区市町村及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知する。</li> <li>2 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には、近隣県に対し、応援・協力を要請する。</li> <li>3 各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼する。</li> <li>4 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請する。</li> <li>5 遺体の搬送について区市町村から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。</li> </ol> |
| 区              | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。</li> <li>2 住民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知する。</li> <li>3 都の調整の下、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。</li> <li>4 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。また、遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。</li> </ol>                                                                                |



## 第9章 帰宅困難者対策

### この章のポイント

大規模な災害が発生した場合、公共交通機関が運行を停止し、滞留を余儀なくされ、自宅まで徒歩による帰宅が困難となった帰宅困難者で、駅周辺や大規模集客施設などが混乱する。

ここでは、駅周辺をはじめとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅に向けての体制整備など、帰宅困難者の対策を示す。

### 1 想定される事態と認識

- 新たな被害想定では、区内で 61,116 人（区内に滞留する外出者 274,592 人の 22.2%）の帰宅困難者が発生するなど、駅周辺や大規模集客施設等が混乱する事態が想定されている。
- 多くの帰宅困難者が一斉に帰宅を開始すると、被災直後の救出救助活動や人命救助活動等にも支障を生じるとともに、自らも群衆事故や余震等による二次災害の危険に晒されることになる。
- 徒歩帰宅者の発生抑制、情報通信基盤及び帰宅支援策の強化、一時滞在施設の確保及び運営の支援など総合的な帰宅困難者対策が必要である。

### 2 現在の到達状況

#### （1）東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

- 東京都帰宅困難者対策条例の施行（平成 25 年 4 月）
- 押上駅前滞留者対策協議会の設置（平成 27 年 7 月）
- 都は、各事業所内で帰宅困難者対策や防災対策を推進していくための「事業所防災リーダー」制度を開始（令和 4 年 3 月）

#### （2）帰宅困難者への情報通信基盤体制整備

- 都は、発災時に帰宅困難者等に対して情報提供するための「帰宅困難者対策オペレーションシステム」の開発に着手（令和 4 年度から）

#### （3）一時滞在施設の確保及び運営の支援

- 東日本大震災時は、区内の避難所 33 施設（都で開設した避難所等も含む。）で約 4,300 人の帰宅困難者等を受入れ
- 都は都立施設を一時滞在施設として指定（区内 7 施設）（令和 6 年 1 月現在）
- 区は事業者等と帰宅困難者の受入に係る協定を締結（24 事業者）（令和 6 年 1 月現在）

#### （4）帰宅支援のための体制整備

- 帰宅困難者向けの食料の備蓄

### 3 対策の方向性

#### （1）東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

- 東京都帰宅困難者対策条例の内容を踏まえ、区民や事業者に対して、自ら3日分の飲料水・食料等を備蓄することや「帰宅困難者の行動心得10か条」などの周知徹底を図る（事業所防災リーダーの活用、SNS、Webメディア等を活用した広報）。

#### （2）帰宅困難者への情報通信基盤体制整備

- 国、都、区、事業者等の連携による、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤（帰宅困難者対策オペレーションシステム）を開発・運用する。

#### （3）一時滞在施設の確保及び運営の支援

- 一時滞在施設の確保に向けて、国、都、事業者に対して一時滞在施設の確保を要請する。また、区施設及び関連施設の指定に努める。特に民間事業者に対し、再開発の機会等を捉えて積極的な周知啓発を図る。

#### （4）帰宅支援のための体制整備

- ターミナル駅周辺の混乱防止とともに、外出者が安全に帰宅できるよう支援を図る（災害時帰宅支援ステーションの充実等）。

## 4 具体的な取組

### 地震前の 行動

（予防対策）

#### 東京都帰宅困難者 対策条例の 周知徹底

○3日分の備蓄の確保、東京都帰宅困難者対策条例等の周知徹底  
○事業者の帰宅困難者対策の推進、押上駅前滞留者対策協議会の設置  
○幼児・児童・生徒等の安全確保対策の推進  
○区民への外出時の災害や徒歩帰宅への備えの促進

#### 帰宅困難者への 情報通信体制整備

○帰宅困難者対策オペレーションシステムの導入・運用  
○通信事業者との連携・体制構築、帰宅困難者向けポータルサイト等の整備、災害用伝言ダイヤル等の普及啓

#### 一時滞在施設の確保 及び運営の支援

○一時滞在施設の指定・周知、大規模集客施設の事業者との一時滞在施設の提供に関する協定の締結  
○都の一時滞在施設、帰宅支援ステーションとの連携

#### 帰宅支援のための 体制整備

○徒歩等による帰宅訓練の実施

### 地震直後 の行動

（応急対策）  
発災後  
72時間  
以内

#### 事業所等における 帰宅困難者対策

○従業員の施設内待機、児童・生徒等の保護による一斉帰宅行動の抑制  
○一時的な待機場所、飲料水等の提供  
○事業の再開、地域の応急・復旧活動への参加

#### 帰宅困難者対策 オペレーションシステム等を 活用した初動対応

○一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受け入れ  
○帰宅困難者・一時滞在施設への情報提供

#### 駅周辺の 混乱防止対策

○駅周辺の混乱防止対策の実施、一時滞在施設の開設  
○集客施設及び駅等における利用者、帰宅困難者の保護

### 地震後の 行動

（復旧対策）  
発災後  
1週間  
目途

#### 安全な帰宅の推進、 徒歩帰宅者の支援

○代替輸送等による帰宅支援  
○帰宅情報の提供、帰宅途上の沿道支援等  
○帰宅支援対象道路の区民への周知

## 5 到達目標

■事業所における帰宅困難者対策の強化  
■鉄道事業者等との情報連絡体制の強化

■帰宅困難者への多様な情報提供体制の整備

■一時滞在施設の拡充

■帰宅ルールなど安全な帰宅のための支援

## ● 予防対策

### 第1節 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

#### 第1項 区における帰宅困難者

[区]

地震が起こった場合の電車等の交通機関の停止や自動車の利用禁止などに伴い、帰宅したくても帰宅できない帰宅困難者は、新たな被害想定では区内に61,116人（区内に滞留する外出者274,592人の22.2%）と推計されている。

#### 第2項 意識啓発

[各機関]

##### 1 対策の基本的な考え方

発災直後から3日間程度は、行政や救出救助機関等の「公助」の機能は、救出救助活動や人命救助活動等に重点を置くため、膨大な数の帰宅困難者に対応するには限界がある。

このため、区民や事業者に対して、自助・共助の観点から、3日分の飲料水・食料等を備蓄することや社会秩序としての「外出者の行動ルール」及び携帯ラジオや帰宅地図の準備などを内容とする「帰宅困難者の行動心得10か条」の普及を図る。

| 外出者の行動ルール                                                                                                                                                                                                                                                                      | 帰宅困難者の行動心得10か条                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア むやみに移動を開始しない。<br>イ まず安否を確認する。<br>災害用伝言ダイヤル(171)や携帯電話<br>災害用伝言板等を活用し、家族や職場と<br>連絡を取り、冷静に行動できるよう気持ち<br>を落ち着かせる。<br>正確な情報により冷静に行動する。<br>公共機関が提供する正確な情報を入<br>手し、状況に応じて、どのような行動(帰<br>宅、一時移動、待機など)が安全なのか<br>自ら判断する。<br>ウ 帰宅できるまで外出者同士が助け合う。<br>一時待機できる屋内施設においては、<br>要配慮者を優先して収容する。 | ① 慌てず騒がず、状況確認<br>② 携帯ラジオをポケットに<br>③ 作っておこう帰宅地図<br>④ ロッカー開いたらスニーカー（防災グッ<br>ズ）<br>⑤ 机の中にチョコやキャラメル（簡易食品）<br>⑥ 事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場<br>所）<br>⑦ 安否確認、ボイスメール（災害用伝言ダイ<br>ヤル）や遠くの親戚<br>⑧ 歩いて帰る訓練を<br>⑨ 季節に応じた冷暖準備（携帯懐炉やタオ<br>ルなど）<br>⑩ 声を掛け合い、助け合おう |

##### 2 各機関、団体の役割

| 機関名            | 内 容                                                                                        |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区<br>都         | 「外出者の行動ルール」や「帰宅困難者の行動心得10か条」、災<br>害用伝言ダイヤル等について、区公式ホームページ、パンフレット<br>の配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。 |
| N T T<br>東 日 本 | 災害用伝言ダイヤル171等の普及啓発に努めるとともに、防災訓<br>練等においてパンフレットの配布及び利用体験を実施する。                              |

## 第3項 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

[各機関]

区及び都は、区民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例について、区公式ホームページ、パンフレットの配布、説明会の実施等により普及啓発を図る。

### 【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

- 1 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- 2 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- 3 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- 4 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- 5 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- 6 一時滞在施設の確保に向けた都、国、区、民間事業者との連携協力
- 7 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

※ I-23：東京都帰宅困難者対策条例（別冊 P163 参照）

区は、事業所単位の防災力の向上、並びに地域と連携した共助を図るため、都が実施する「事業所防災リーダー」制度の登録を推進する。

## 第4項 事業者における施設内待機計画の策定

[各機関]

### 1 従業員等の施設内待機に係る計画の策定

事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」（平成24年9月）を参考に、震災後の一斉帰宅の抑制のため、従業員等の施設内待機に係る事項に努め、事業所防災計画等に定めるものとする。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において計画に明記する。また、テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。事業者は、冊子等（電子媒体も含む。）により、施設内待機計画に係る計画を従業員等に周知する。

### 2 備蓄

従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、携帯トイレ・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、備蓄品の配布ができるよう、備蓄場所等についても考慮する。

高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。また、配布場所の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法も検討する。

なお、発災後3日間は救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、発災後3日間は事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。このことから、飲料水・食料等の備蓄量の目安は3日分となる。ただし、次の点について留意する必要がある。

- (1) 事業者は、震災の影響の長期化に備え、3日以上分の備蓄についても検討していく。
- (2) 事業者は、3日分の備蓄を行う場合、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。

【一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について】

- 1 対象となる従業員等  
雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員
  - 2 3日分の備蓄量の目安  
水については、1人当たり1日3ℓ、計9ℓ  
主食については、1人当たり1日3食、計9食  
毛布については、1人当たり1枚  
その他の品目については、物資ごとに必要量を算定
  - 3 備蓄品目の例示
    - (1) 水：ペットボトル入り飲料水
    - (2) 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺  
※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
    - (3) その他の物資（特に必要性が高いもの）
      - ア 毛布やそれに類する保温シート
      - イ 携帯トイレ・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）
      - ウ 敷物（ビニールシート等）
      - エ 携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
      - オ 救急医療薬品類
- (備 考)
- 1 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。  
(例) 非常用発電機、燃料、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図 等
  - 2 企業等だけでなく、従業員自らも備蓄に努める。  
(例) 非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

### 3 施設の安全対策

事業者は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。

発災時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。また、停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。

なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。



#### 4 連絡手段の確保

事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。

##### (1) 外出する従業員等の所在確認

従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うことなどにより発災時に企業等が、従業員等の所在を把握できるような対応に努める。また、被災した場所から会社もしくは自宅の距離に応じて従業員等が取るべき対応を検討しておくことが望ましい。

##### (2) 安否確認手段

安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。

事業者は、従業員等に対し、家族等との安否確認の訓練を行うように努める。

##### 【安否確認手段の例】

| 分 類                              | 例                                                             |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの         | 災害用伝言ダイヤル（171）                                                |
| 固定及び携帯電話の PACKET 通信ネットワークを利用するもの | 災害用伝言板（web171）<br>SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）<br>IP 電話<br>専用線の確保 等 |

##### 【従業員への家族との安否確認訓練の推進例】

毎月1日・15日は、NTTの安否確認サービスの体験利用が可能であることを、社内報等を活用し、定期的に従業員へ周知する。

#### 5 訓練の実施

事業者は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。事業者は、年1回以上の訓練を定期的実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させる。

## 第5項 駅前滞留者対策協議会の設置

[各機関]

### 1 駅前滞留者対策協議会について

駅前滞留者対策協議会では、災害時における滞留者の誘導方法と役割分担、誘導場所の選定、誘導計画、マニュアルの策定、駅前滞留者対策訓練の実施等について定め、地震等発生時の駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「基本となる地域の行動ルール」を定める※。

※「駅前滞留者対策ガイドライン」首都直下地震帰宅困難者等対策協議会（平成24年9月）

#### 【基本となる地域の行動ルール】

- 1 組織は組織で対応する（自助）  
地域内の事業所、施設、学校等は、自らの所属する組織単位ごとに、従業員、来所者、学生等に対する取組を行う。
- 2 地域が連携して対応する（共助）  
駅前滞留者対策協議会が中心となり、地域の事業者等が連携し取組を行う。
- 3 公的機関は地域をサポートする（公助）  
地元区が中心となって、都、国と連携・協力して、地域の対応を支援する。

#### 各機関の役割

| 機 関 名                             | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区                                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 駅周辺に滞留する外出者への情報提供を行う。</li> <li>2 周辺事業者等の協力により、一時滞在施設を確保する。</li> <li>3 都の方針策定を受けた後、駅前滞留者対策協議会を設置する。</li> </ol>                                                                                                     |
| 都                                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道事業者に対して、駅周辺の混乱防止のための対策を講じるよう働きかける。</li> <li>2 駅前滞留者対策協議会設置に係る基本方針を策定し、区に提示する。</li> <li>3 広域的な立場から、駅周辺の混乱防止対策について、各地域に共通する課題の検討や地域相互間の情報交換等を行うため、区が設置した協議会、警視庁、東京消防庁、東京商工会議所などの事業者団体等を構成員とする連絡会を設置する。</li> </ol> |
| 警 視 庁<br>第七方面本部<br>本所・向島警察署       | 区に対して、駅周辺の混乱防止対策に関わる指導助言を行う。                                                                                                                                                                                                                               |
| 東 京 消 防 庁<br>第七消防方面本部<br>本所・向島消防署 | 区に対して、災害情報の提供等、二次災害発生防止に係る支援を行う。                                                                                                                                                                                                                           |
| 鉄 道 事 業 者                         | 駅周辺事業者等の協力を得て、構内放送や駅周辺地図の配布等により、駅から一時滞在施設までの人の流れをつくるとともに、列車の運行状況などの情報を、大型ビジョン等により提供する。                                                                                                                                                                     |

### 2 押上駅前滞留者対策協議会

平成27年7月に区、都、町会、鉄道事業者、駅周辺の事業者及び本所警察署、本所消防署が構成団体となり、「押上駅前滞留者対策協議会」を設置し、「押上ルール」の

作成、帰宅困難者対策に関する講習、図上演習等を行っている。

今後も協議会において、継続的に帰宅困難者対策の検討や訓練を行う。

### 3 協議会設置等による帰宅困難者対策の推進

区は、都と協力して、区内の大規模ターミナル駅周辺など、多くの帰宅困難者が発生すると想定される地域については、重点的に施策を行っていくことも検討する。この際、区は駅前滞留者対策協議会と連携し、地域内の一定規模の施設に対し、区と一時滞在施設の協定を結ぶよう働きかけるとともに、地域への来訪者に、自助の取組を促すよう普及啓発していく。

## 第6項 集客施設及び駅等の利用者保護

[各機関]

### 1 利用者保護に係る計画の策定

事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」（平成24年9月）を参考に、事業所防災計画等において、利用者の保護に係る計画をあらかじめ定めておく。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても、可能な範囲で計画に明記する。

テナントビルの場合や事業者が存在する複合ビルの場合、事業者はビルの施設管理者や他の事業者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

事業者は、冊子等（電子媒体）により、利用者保護に係る計画を従業員等に周知し、理解の促進を図る。また、事業者は、同計画を必要な箇所に配備するなどして、発災直後から利用できるような体制の整備に努める。

### 2 利用者保護の対応等の検討

事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者、通学中の小中学生や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。

### 3 施設の安全対策

事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止措置、施設内のガラス飛散防止措置等に努める。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、自治体等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認するなど、状況に応じた施設の安全確保に努める。具体的な対象施設として、駅及び駅に接続する自治体管理の自由通路などが考えられる。

事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画しておく。

#### 4 備蓄

各事業者は、一時滞在施設の開設が遅れることも視野に入れ、施設の特長や事情に応じて、当該施設において利用者の保護に必要な水や毛布等を備蓄しておくことが望ましい。

#### 5 訓練

各事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。また、事業者は、訓練の結果を必ず検証し、計画等に反映させる。訓練に当たっては、停電や通信手段の断絶など、発災時の様々な状況を想定した利用者への情報提供に関する訓練を行うことが望ましい。

### 第7項 学校・幼稚園・保育園等における幼児・児童・生徒等の安全確保

[区]

区立小・中学校、幼稚園・保育園等は、学校危機管理マニュアル等に基づき、保護者等との連絡体制を平時より整備するとともに、東京都帰宅困難者対策条例に規定する幼児・児童・生徒等の安全確保の趣旨を踏まえ、災害時に帰宅困難となった場合に備え、食料品等の配備を進めていく。

また、発災時には、幼児・児童・生徒等の施設内又は他の安全な場所での待機、その他幼児・児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。

### 第8項 区民における準備

[区]

外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴や携帯ラジオ等の防災グッズ、携帯電話等の充電用ケーブルや予備バッテリーなど必要な準備をする。

## 第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域、N T T 東日本]

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会において、帰宅困難者等への円滑な情報提供を確保すべく、関係機関の役割分担・連携要領、情報提供内容の具体的イメージ等についてあらかじめ定めた「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン」（平成24年9月）に基づき国・都・区・事業者等は取組を推進する。

- 1 区及び都は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。
- 2 区公式ホームページ及び都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等を活用し、情報提供を行う。
- 3 都は、令和6年度末までに必要な機能が実装される予定の帰宅困難者対策オペレーションシステムを導入する。
- 4 通信事業者は、あらかじめ行政機関や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスの普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用体験を実施する。

## 第3節 一時滞在施設の確保及び運営の支援

[区]

### 1 対策の基本的な考え方

首都直下地震帰宅困難者対策連絡調整会議で取りまとめた「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」（平成27年2月）に基づき、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に収容する施設を確保する必要がある。なお、一時滞在施設は、公共施設、民間事業所を問わず幅広く確保する。

一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、外出者の一時収容に当たっては、要配慮者の受入れを優先する。

## 2 各機関の役割

| 機関名 | 内 容                                                                                                                                                       |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区   | 1 所管する施設で受入れ可能なものを一時滞在施設として指定し、区民・事業者に周知する。<br>2 地元の大規模集客施設（ホール、ホテル、映画館、学校、大規模商業ビルなど）の事業者との間で、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう努める。<br>3 都の一時滞在施設、帰宅支援ステーションと連携を行う。  |
| 都   | 1 所管する施設で受入れ可能なものを一時滞在施設として指定し、都民・事業者に周知する。<br>2 広域的な立場から、事業者団体に対して、外出者の一時収容について協力を求める。必要に応じて、一時滞在施設の提供に関する協定を締結することにより、区市町村が当該団体の加盟事業者との間で協定が締結できるよう努める。 |

## 3 一時滞在施設の確保・運営に当たっての支援

### （1）一時滞在施設に関する普及啓発

区及び都は、住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について、可能な限り普及啓発に努める。

また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力するとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても併せて普及啓発に努める。

※ V-06：一時滞在施設一覧（別冊 P257 参照）

### （2）防災関係機関への周知

区及び都は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察署・消防署をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。

### （3）一時滞在施設の運営に係る費用等の考え方の整理

運営に係る費用（備蓄品等の消耗器材費等）について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方（適用可能性や費用負担）を明確にできるよう国や都に要請する。

### （4）民間一時滞在施設の確保に関する支援策

民間施設の協力を得るために、国、都、区は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。区は、都と連携し、平常時から、発災時に確実かつ迅速に施設運営ができる体制を整備するための一時滞在施設の運営方法について支援する。

## 第4節 徒歩帰宅支援のための体制整備

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域、N T T 東日本]

### 1 対策の基本的な考え方

混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、代替輸送手段の確保、徒歩帰宅者に対する沿道支援等を行う。

### 2 帰宅道路に係る情報の提供

都は、帰宅支援の対象道路として指定した16路線について都民へ周知を図る。区内では、水戸街道及び蔵前橋通りが帰宅支援対象道路に指定されている。

### 3 帰宅ルールの設定

事業者は、帰宅抑制の後、混乱が収拾してから従業員等が安全に帰宅できるよう、以下の事例を参考に、事前に帰宅のためのルールを設定しておく。

#### (1) 帰宅時間が集中しないための対応

日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

#### (2) 帰宅状況の把握

従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

### 4 徒歩帰宅者への支援

| 機関名                   | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区<br>都<br>国           | 鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルールの事前策定について都民・事業者に周知する。                                                                                                                                                                                                                                    |
| 区<br>都                | 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、区民・事業者等に周知する。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 警視庁第七方面本部<br>本所・向島警察署 | 避難道路への警察官の配置、交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行う。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 都                     | 1 全都立学校（島しょを除く。）を災害時帰宅支援ステーション※として指定し、指定された施設への連絡手段を確保する。<br>2 災害時帰宅支援ステーションの運営に関する事業者用ハンドブックを配布する。<br>3 沿道の民間施設等について、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討する。<br>4 帰宅困難者に対し混雑状況や被害情報等を発信し、安全な帰宅を支援できるよう帰宅困難者対策オペレーションシステムや事業所防災リーダーシステムを整備する。<br>5 災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ステッカーの統一やのぼりを設置する。 |

※災害時帰宅支援ステーション

- ・災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者に見えやすい入口等に掲出している。
- ・災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。



## ● 応急対策

### 第1節 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応

#### 第1項 帰宅困難者対策オペレーションシステム

[区]

区は、発災直後から、区内の滞留者に対し、区公式ホームページやSNS等を活用するなどして、なるべく迅速に安全確保のための行動を呼びかける。

また、都が、発災時の対応を高度化するため、最新のDX技術のもと開発を進めてきた「帰宅困難者対策オペレーションシステム」の利用可能な機能を活用して、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況について情報収集し、適宜DIS等で共有する。

公共交通機関の運行状況については、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるため、国や都、交通事業者と連携して情報を共有し、区内滞留者へ適切に発信する。

#### 第2項 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の保護

[区]

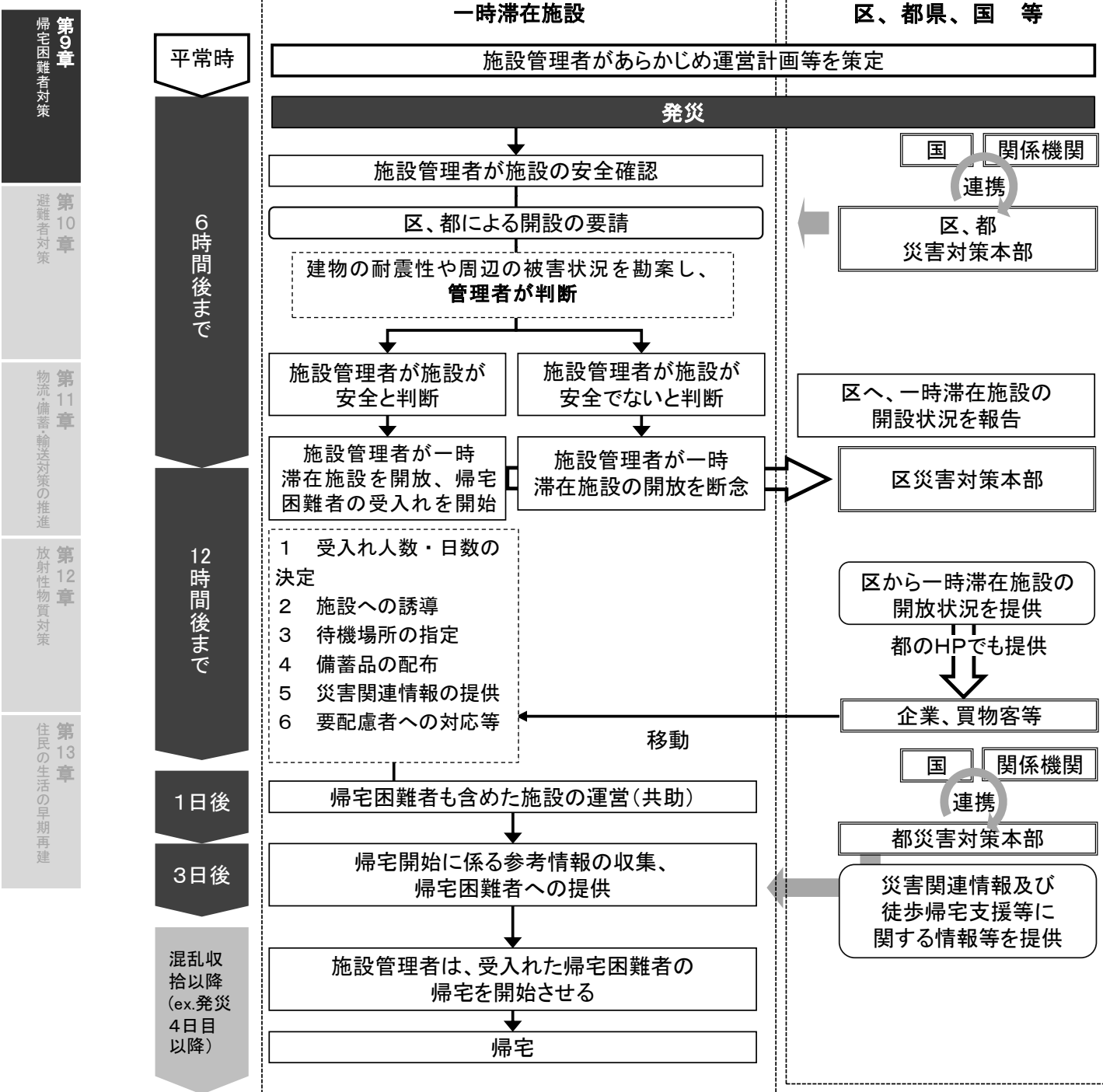
区の要請により、施設管理者は一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受け入れる。

施設管理者は、発災時の国や都の一齐帰宅抑制の呼びかけ、あるいは区からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。

また、施設が安全でないと判断した施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合においては、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。

一時滞在施設における運営のフロー図は、次のとおりである。

【一時滞在施設運営のフロー図】



災害関連情報については、区、都、国、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

### 第3項 帰宅困難者・一時滞在施設への情報提供

〔区〕

区は、帰宅困難者や一時滞在施設、事業者等に対し、区公式ホームページやSNS等様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報を周知する。

## 第2節 事業所等における帰宅困難者対策

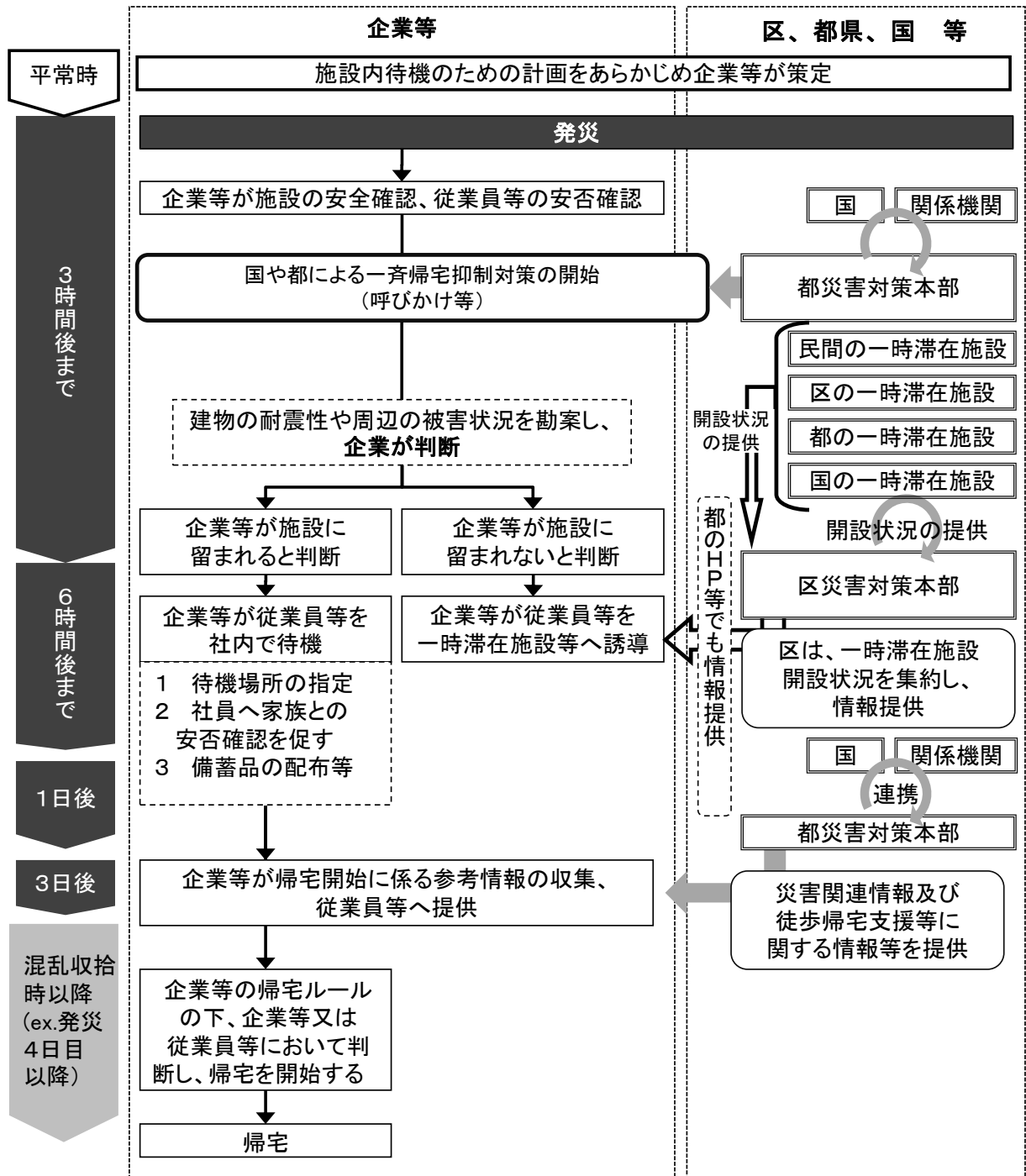
〔区〕

事業所、学校は、「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン」等に従い、企業等における従業員や学校等における児童・生徒等の安全確保や保護を図り、従業員や児童・生徒等を安全な場所に待機させ、発災直後の「一斉帰宅抑制」を実施する。

区は、報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を提供する。

事業所等における一斉帰宅抑制のフロー図は、以下のとおりである。

【一斉帰宅抑制のフロー図】



災害関連情報については、区、都、国、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

都や国の対策等の情報の流れ

一時滞在施設開設等の情報の流れ

## 第3節 駅周辺の混乱防止対策

### 第1項 駅周辺の混乱防止対策

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]

#### 1 対策の基本的な考え方

##### （1）鉄道事業者との情報交換

防災行政無線の活用、情報連絡員の派遣等、あらゆる手段により、区及び鉄道事業者が把握した情報を交換し、迅速かつ的確な連携を図る。

##### （2）駅での情報提供

駅利用者や駅前滞留者などに対して、一時滞在施設までの情報を提供する。

都の災害情報提供システムを活用し、駅周辺に滞留する外出者に対して、必要な情報を提供する。

##### （3）誘導先の確保

一時集合場所や適当な広さを有する屋外オープンスペースを一時滞在所として確保し、駅周辺の滞留者を誘導する。

##### （4）一時滞在施設への誘導

発災直後は、余震などから二次災害のおそれがあり、道路の通行や代替交通手段も確保できないため、徒歩での帰宅は困難となる。このため、帰宅可能になるまでの間、一時滞在施設に留まるよう誘導する。

##### （5）要配慮者への配慮

利用者保護に当たって、事業者は、区や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者に配慮する。

### 第2項 集客施設及び駅等における利用者保護

[各機関]

事業者等は、集客施設及び駅等において、利用者を保護する。

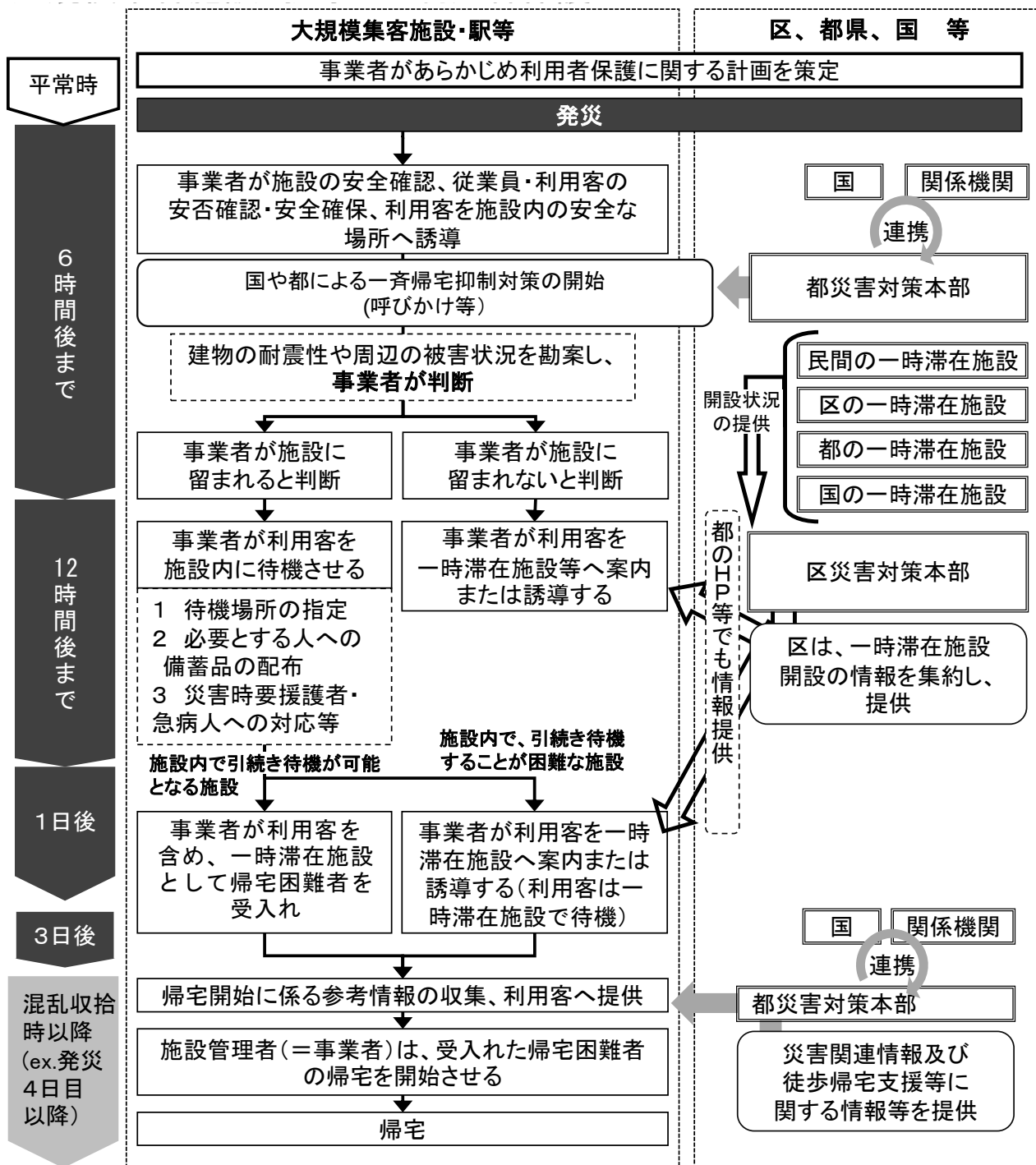
事業者等は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。また、駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導を行う。なお、建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、区や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。

事業者等は、区や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者に配慮する。

鉄道事業者は、駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供する。また、駅利用者に対し、列車や代替輸送などの運行情報を提供する。

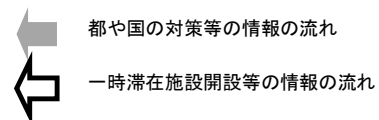
大規模集客施設・駅等での利用客保護フロー図は、以下のとおりである。

【大規模集客施設・駅等での利用客保護フロー図】



※駅前滞留者対策協議会のような企業の集合体も想定している

災害関連情報については、区、都、国、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。



## ● 復旧対策

### 第1節 安全な帰宅の推進

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]

職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することを想定している。

この時期に、復旧した鉄道等の公共交通機関や駅に帰宅困難者が集中し、再度混乱を生じないように、安全な帰宅の推進が必要となる。

また、長距離の徒歩帰宅が困難な要配慮者等に対しては、優先的に代替輸送機関による搬送が求められる。

区は、都や交通事業者などと連携して、事業所防災リーダー制度や帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、都から発信される情報を基に、帰宅ルール等による安全な帰宅の方法を周知する。

### 第2節 徒歩帰宅者の支援

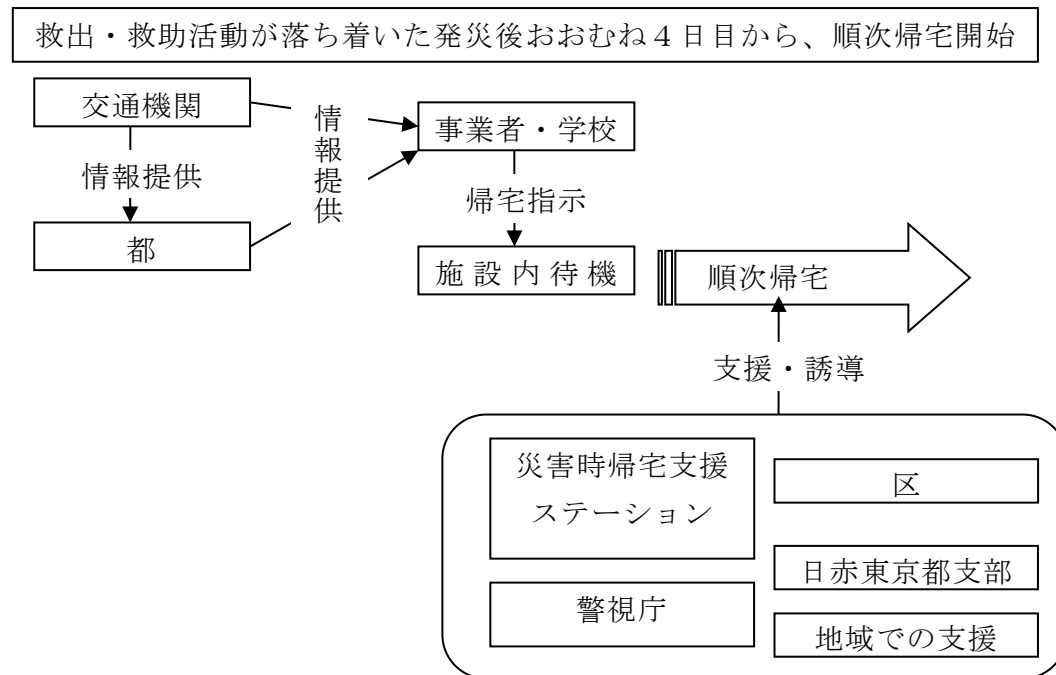
[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

#### 1 対策の基本的な考え方

帰宅困難者が帰宅するに当たっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。

区は、都や事業者と連携し、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報提供を行うとともに、利用可能な交通機関や代替輸送機関などに誘導して、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援する。

【徒歩帰宅者の支援に係る業務手順】



2 帰宅道路に係る情報の提供

都は、帰宅支援対象道路に指定されている16路線を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて事業者や都民等に提供する。





# 第10章 避難者対策

## この章のポイント

大規模な災害が発生した場合には、自宅の倒壊や火災、ライフライン機能の喪失などにより多くの区民が避難所に避難し、その後、避難生活を送ることになる。

ここでは、避難場所・避難所等の指定・安全確保をはじめとする避難体制の整備に係る取組など、避難者対策を示す。

## 1 想定される事態と認識

- 新たな被害想定では、区内の避難者数は、123,018人となっている。
- 多数の住民等の避難に備え、事前に避難場所や避難所を指定し、発災時の避難体制を整備しておくことが必要である。特に、要配慮者に対する避難支援が重要となる。
- 首都直下地震等の大規模災害に備え、自治体の枠を越える避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導の在り方についての検討が必要である。

## 2 現在の到達状況

### （1）避難体制の整備

- 要配慮者サポート隊の結成割合（87.1%）（令和6年1月現在）
- 「墨田区要配慮者避難支援プラン」の改訂（平成26年度）

### （2）避難所・避難場所等の指定・安全化

- 全ての町会・自治会ごとに一時集合場所を選定
- 避難場所10か所、地区内残留地区1か所を都が指定
- 指定避難所39か所を指定、福祉避難所22か所（協定等締結）（令和6年1月現在）

### （3）避難所の管理運営体制の整備等

- 「墨田区避難所運営マニュアル」の改訂（平成27年度）

## 3 対策の方向性

### （1）避難体制の整備

- 住民の避難に備えて、区、警察署及び消防署が一体となって避難体制を確立する。
- 情報の提供と伝達、安否の確認、避難生活の確保等、他分野にわたる対策について、関係機関等と要配慮者に対する支援体制の強化を図る。

### （2）避難所・避難場所等の指定・安全化

- 不特定多数の人々が長期間にわたり生活する避難所や避難場所等を指定し、区民への周知を図る。避難所運営マニュアル等により、避難所の安全性確保、女性や要配慮者等多様な視点への配慮について定める。

### （3）避難所の管理運営体制の整備等

- 避難所の安全性の確保を図るとともに、専門性を有したボランティア・市民活動団体等の外部支援者とも連携しながら、女性・要配慮者等多様な視点も踏まえた避難所運営体制を確立する。

## 4 具体的な取組

第9章  
帰宅困難者対策

第10章  
避難者対策

第11章  
物流・備蓄・輸送対策の推進

第12章  
放射性物質対策

第13章  
住民の生活の早期再建

### 地震前の行動

（予防対策）

### 避難体制の整備

- 区及び関係機関が連携して臨む避難体制の構築
- 要配慮者の安全確保、避難所や避難場所等の指定及び区民への周知、避難指示等の発令基準の整備等
- 避難行動要支援者に関する情報の把握、避難誘導体制の整備、都及び消防署と協働した訓練の実施、要配慮者及び支援者への防災意識の啓発

### 避難所・避難場所等の指定・安全化

- 避難所・福祉避難所の指定、避難所の耐震補強等の実施、消防用設備等の点検等による安全性の確認・確保
- 避難所確保のための民間施設等との協定の締結
- 一時集合場所の周知、避難場所の指定

### 避難所の管理運営体制の整備等

- 墨田区避難所運営マニュアルの充実、マニュアルを使った訓練による運営体制の強化
- 通信機器等の整備、備蓄等の避難所機能の強化
- 女性や要配慮者等多様な視点に配慮した避難所の運営体制の整備
- ボランティアの受入れ、衛生管理対策、防火安全対策、警戒・警備、飼養動物の同行避難・動物救護活動、仮設トイレの設置等の体制の整備・促進

### 地震直後の行動

（応急対策）  
発災後  
72時間  
以内

### 避難誘導、 要配慮者の安全対策

- 警戒区域の設定、立ち入り禁止措置等の実施、避難指示等の発令
- 一時集合場所から避難場所への住民防災組織等による避難誘導
- 要配慮者に配慮した避難誘導・安否確認
- 避難場所におけるトイレ機能の確保
- 災対要配慮者救護部の設置
- 地域住民、警察署及び消防署と連携した、避難行動要支援者の救護体制の充実
- 福祉避難所等の設置・運営等

### 避難所の開設・運営

- 避難所の設置・開設、避難者の受け入れ・収容、女性や要配慮者等多様な視点に配慮した運営の実施
- 避難所における健康相談等の保健活動の実施
- 地域防災活動拠点会議等の協力による避難所の管理
- 避難所の消毒の実施、水・食品の安全確保、避難所の衛生管理
- 飼い主の分からない負傷又は逸走動物等の保護
- ボランティアの派遣要請及び受入れ
- 被災者の移送先の決定・移送、他地区からの被災者の受入体制の整備

### 地震後の行動

（復旧対策）  
発災後  
1週間  
目途

## 5 到達目標

■都と連携した広域的な避難体制及び安全な避難の仕組みを構築

■指定避難所の安全性向上と防災機能強化

■女性や要配慮者等多様な視点を踏まえた避難所運営体制の確立  
■避難所における動物の適正な保護

## ● 予防対策

### 第1節 避難体制

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

ここでは、震災時における避難体制の整備について記載するものとし、洪水時等の避難体制は、風水害編（応急・復旧対策計画）などに記載する。

#### 第1項 避難体制の整備

##### 1 対策内容と役割分担

| 機関名                           | 対策内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区                             | 1 発災時に備えた地域の実情の把握<br>2 避難指示等を発令するいとまがない場合の対応を検討<br>3 避難場所使用に関する他の区市町村との調整<br>4 運用要領の策定<br>5 避難場所、避難所、一時集合場所等の周知<br>6 避難指示等発令基準の整備<br>7 一時集合場所の選定<br>8 避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿の更新<br>9 地域と連携した要配慮者支援体制の確立<br>10 要配慮者に対する「個別避難支援プラン」の作成<br>11 避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成<br>12 障害特性に応じた避難支援体制の整備<br>13 都と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施<br>14 都と連携した緊急通報システム等の整備<br>15 地区内残留地区での小規模火災対策 |
| 東京消防庁<br>第七消防方面本部<br>本所・向島消防署 | 1 区市町村等と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施<br>2 救急通報システム等の活用<br>3 地域が一体となった協力体制づくりの推進<br>4 社会福祉施設等と地域の連携を促進                                                                                                                                                                                                                                                                          |

##### 2 詳細な取組内容

###### (1) 区における対策

- ア 地域又は町会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。
- イ 避難指示等を発令するいとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
- ウ 2以上の区にわたって所在する避難場所又は2以上の区の被災住民が利用する避難場所の運用について、関係する区があらかじめ協議して対処する。
- エ 避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるとともに、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。措置内容はおおむね次のとおりである。

（ア）避難場所の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員等を適切に配置する。

（イ）情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。

（ウ）傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。

（エ）避難場所の衛生保全に努める。

（オ）避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ効率的な配給を実施する。

（カ）避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。

オ 効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、安全な避難方法について、都と連携しながら周知する。

カ 内閣府が策定した「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定する等、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。

キ 避難時の混乱の発生を防止するために、避難場所に至る前に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難体制を整える場所として、事前に一時集合場所を選定する。一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として選定する。

ク 都及び警察署並びに消防署と協働して、住民防災組織を中心とした要配慮者対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

ケ 避難について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を講じるための基礎とする名簿として、避難行動要支援者名簿を作成する。避難行動要支援者名簿の記載事項は、次のとおりとする。

（ア）氏名

（イ）生年月日

（ウ）性別

（エ）住所又は居所

（オ）電話番号その他の連絡先

（カ）避難支援等を必要とする事由

（キ）避難支援等の実施に関し区長が必要と認める事項

コ 区が保有する要配慮者の氏名その他の情報については、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用するものとする。

サ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であ

り、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者とし、以下の要件に該当する者とする。

(ア) 75 歳以上の一人暮らし及び 75 歳以上のみの世帯の者

(イ) 第一種身体障害者

(ウ) 第一種知的障害者

(エ) 要介護 3・4・5 の者（施設入所者を除く）

(オ) 次の者のうち、希望があった者

a 乳幼児

b 精神障害者

c 一時的な行動支障を負っている妊産婦や疾病者

d その他本人又はその保護責任者が、外部支援を必要と判断する者

e 日本語の理解が十分ではない外国人等

※ IX-14：墨田区要配慮者避難支援プラン（別冊 P379 参照）

シ 災害対策基本法に基づき、要配慮者のうち自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、「避難行動要支援者名簿」の情報を適切に更新する。併せて、避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）の作成を推進する。

ス 避難行動要支援者等に対する「個別避難計画」「個別避難支援プラン」の策定や障害特性に応じた避難支援体制の整備を図る。

セ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、活用にあたっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和 3 年 5 月）に基づくものとし、迅速かつ円滑な避難誘導體制の整備を推進する。

ソ 消防署、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等は、区との協定締結により避難行動要支援者名簿の提供を受けるものとし、平常時は避難行動要支援者の把握や支援、災害時には避難行動要支援者の安否確認や避難誘導に活用していく。

タ 高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民防災組織、民生委員・児童委員、墨田区社会福祉協議会、介護保険・障害者福祉サービス事業者、NPO、ボランティア等の協力を得ながら、平常時の見守りネットワーク等を活用し、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有を行い、支援体制の整備を図る。

チ 都と連携して 65 歳以上の病弱なひとり暮らし等の高齢者や 18 歳以上のひとり暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、緊急時に受信センター等へ通報を行い、東京消防庁へ救助を要請できる「救急通報システム」の活用を促進する。

ツ 地区内残留地区は、震災時に大規模延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区であるが、小規模な火災が発生し、近隣空地への退避を余儀なくされる場合もある。このため、区は、平常時から神社・仏閣の境内、近隣の小公園等、一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。

（2）消防署における対策

ア 区等と協働して、住民防災組織を中心とした要配慮者に対する防災訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

イ 区が整備する救急通報システム等を活用して、対象者の情報収集及び安全確保を図る。

ウ 避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。

（ア）区等と連携して避難行動要支援者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。

（イ）社会福祉施設等の被災に備え、住民防災組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。

エ 社会福祉施設等と事業所、町会・自治会等との間及び社会福祉施設等相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。

オ 「地震その時 10 のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断及び住まいの防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。

## 第2項 津波避難対策

区における津波被害は、河川敷等で一部浸水のおそれがあるが、市街地は浸水せず、死者などの大きな被害は生じないと想定されているが、豪雨による河川の増水、大潮や低気圧の影響による海面域の上昇等想定外の状況が加われば大規模な浸水の可能性も排除できないため注意を要する。

### 1 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化

区は、津波警報・注意報等の情報伝達は防災行政無線だけでなく、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等のあらゆる手段を活用し、津波が到来するまでに適切かつ正確な情報伝達を図る。

### 2 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

津波防災意識の啓発となる授業や訓練等を実施し、防災に対する正しい知識と体験を区民に広める。

また、各警察署・消防署、消防団、災害時支援ボランティアなどをはじめとする関係機関の連携促進を目的とした訓練の実施を推進する。

## 第2節 要配慮者の安全確保

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

### 1 支援体制の整備

避難時の要配慮者の安全確保のため、次の視点から、支援体制の整備を図っている。  
まず、「自助」として災害時に、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動が取れるようにするため、日頃からの防災意識の啓発を行っている。

続いて、「共助」として地域住民や住民防災組織と民生委員・児童委員、介護・障害者福祉サービス事業者、NPO、ボランティア等地域福祉に携わる主体間で、災害時にも活用できるような連携・支援体制の確立を平時から進めている。

そして、「公助」として福祉避難所等社会福祉施設の安全性の確保や災害時の備蓄物資の充実を図るとともに、防災関係機関の連携体制を強化し、迅速な救出・救助ができるようにする。

具体的には、次の対策を講じ、要配慮者に対する支援の強化を図っている。

#### (1) 要配慮者用パンフレットの配布

#### (2) 家具類の転倒・落下・移動防止器具、ガラス飛散防止フィルムの取付け

高齢者を含む世帯・障害者を含む世帯・未就学児のいるひとり親世帯の希望者を対象に、家具転倒・落下・移動防止器具取付助成事業及びガラス飛散防止フィルム取付助成事業を実施し、災害時の屋内被害防止に努めている。

#### (3) 要配慮者サポート隊の結成・活動促進

要配慮者の把握や助け合いが可能となるような「住民どうしの助け合いシステム」として、各町会・自治会に要配慮者サポート隊の結成・活動を促進している。

#### (4) 生活用品及び食料等の充実

要配慮者の当面の避難生活に対応できるように、特性に応じた生活用品や食料等を備蓄しておくとともに物資の調達体制を整備する。

#### (5) 福祉避難所の確保

常に介護を必要とするなど、自宅や避難所での生活が困難な要配慮者とその家族のために、専門的な介護体制を備えた福祉避難所<sup>(\*)</sup>の設置を目的に、福祉施設等との協力協定の締結を推進している。

#### (6) 墨田区要配慮者避難支援プランの策定

要配慮者の避難行動及び避難所生活の円滑化を図るため、「墨田区要配慮者避難支援プラン（全体計画）」を策定している。

※ IX-14：墨田区要配慮者避難支援プラン（別冊 P379 参照）＜再掲＞

#### (7) 避難行動要支援者情報の共有

災害発生時に、避難行動要支援者の安否確認や避難支援、救出・救助を的確・迅速に行うためには、平常時から支援者が避難行動要支援者情報を保有しておく必要がある。このため、区と「避難行動要支援者の名簿の提供に関する協定」を締結した機

<sup>(\*)</sup> 震災時に、自宅や避難所で生活することが困難なため、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するため、事前に区内の福祉施設等を福祉避難所として選定する。

関等に対し、区が作成する避難行動要支援者名簿を提供する。

# (8) 総合的な防火防災診断の実施

本所・向島消防署と高齢者支援総合センター、高齢者みまもり相談室及び民生委員・児童委員等が連携し、高齢者等要配慮者がいる世帯を戸別訪問し、災害発生時に、火災や家具転倒等による逃げ遅れや負傷のリスクを軽減するための改善方法の助言を行う総合的な防火防災診断を実施している。

# (9) 高齢者みまもりリストを活用した安否確認体制の構築

高齢者支援総合センターや高齢者みまもり相談室等を高齢者の情報集約拠点として、民生委員・児童委員、墨田区社会福祉協議会、介護サービス事業者、NPO、ボランティア等が連携した発災時の高齢者の安否確認体制の構築を進めている。

# (10) 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等においては、初期消火、避難誘導等が極めて重要であることから、施設等と周辺地域の事業所、町会等との間及び施設等相互間の災害時応援協定の締結を促進する。

また、各施設等の自衛消防訓練において適切な避難行動を習得できるよう指導する。

# (11) 個別避難計画の作成

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の実情等を踏まえて、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成を進める。

## ※ 要配慮者・避難行動要支援者

従来、都・区では、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を必要とする人々（高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定）を「災害時要援護者」と定義していたが、災害対策基本法の改正（平成26年4月1日施行）に伴い、以下のとおり「要配慮者」「避難行動要支援者」を定義する。

|          | 都・区の定義                                                                          | (参考) 災害対策基本法による定義                                                                |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 要配慮者     | 発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者<br>具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定 | 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者                                                         |
| 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者<br>具体的には、区が定める要件により、避難行動要支援者名簿の登載対象となる人    | 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者 |



## 2 計画目標及び事業計画

要配慮者が災害時に的確な対応ができるよう、要配慮者本人及び支援者等の防災意識の向上を図る。また、要配慮者サポート隊事業や、「平常時の見守りが災害時の安否確認」に繋がる地域主体の安否確認ネットワークづくりを推進する等、要配慮者支援体制のさらなる充実を目指す。

また、内閣府の策定する「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月）に基づき、区の避難行動要支援者対策の強化を図る。

なお、引き続き、要配慮者用の備蓄物資及び調達体制の充実を図るとともに、備蓄食料についても、要配慮者に配慮した内容としていくほか、福祉避難所の確保を推進していく。

## 第3節 避難所・避難場所等の指定・安全化

[各機関]

### 1 対策内容と役割分担

| 機 関 名                         | 対 策 内 容                                                                                            |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区                             | 1 指定避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所）の指定・確保及び住民への周知<br>2 避難所の安全性確保<br>3 避難場所の住民への周知<br>4 特別な配慮を要する要配慮者の受入れ先を確保 |
| 東京消防庁<br>第七消防方面本部<br>本所・向島消防署 | 1 消防水利の整備<br>2 避難所における消防用設備等の維持管理状況等の確認                                                            |
| 都水道局東部第一支所                    | 避難所への供給ルートの耐震継手化を推進                                                                                |
| 都下水道局東部第一<br>下水道事務所           | 1 避難所等からの排水を受ける管きよの耐震化<br>2 液状化の危険性の高い地域にあるターミナル駅などと緊急輸送道路を結ぶ道路のマンホールの浮上抑制対策                       |
| 東京ガスグループ                      | 耐震性向上及び防災システムの確立                                                                                   |
| 東京電力パワーグリッド<br>江東支社           | 避難道路沿い施設の安全化                                                                                       |

### 2 詳細な取組内容

#### （1）区における対策

ア 災害対策基本法に基づく指定避難所として、一般避難所と福祉避難所に分けて指定し、住民等へ周知する。避難所とは、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校等の建物をいう。避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

（ア）避難所は、原則として、町会・自治会を単位として指定する。

（イ）避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校等）とする。

（ウ）避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室 3.3 m<sup>2</sup>当たり 2 人とする。ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考にする等、避難所が過密にならないよう努める。

（エ）避難所の指定に当たっては、洪水等の浸水想定も考慮して選定する。

イ 避難所に指定した建物については、耐震補強等を実施し、天井材等の落下防止対策やガラス飛散防止といった非構造部材の耐震化や電源確保を含めた防災機能の強化を引き続き促進する。また、消防用設備等の点検を確実に行う等、安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。

ウ 避難所の小・中学校等に夜間発災時や停電時の目印とするため、一般電源を必

要としない太陽光発電照明灯を設置し、災害時の照明を確保する。

エ 自宅や避難所で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として確保しておく。

オ 福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえバリアフリーを備えた建物を利用する。

カ 避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に努める。

キ 避難所として指定していない場所に避難者が避難する可能性があることを踏まえて、その場合の避難所としての取扱いや移送等、支援内容・方法等を検討する。また、ライフラインが途絶した避難所への支援のあり方について検討する。

ク 女性や要配慮者など多様な視点に配慮した支援対策を推進する。

※ V-04：指定避難所一覧（別冊 P255 参照）

※ V-05：福祉避難所一覧（別冊 P256 参照）

## （2）東京消防庁における対策

ア 避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、震災時の水利整備基準に基づき、当該地域に防火水槽等を整備する。

イ 指定されている避難所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況について確認し、必要に応じて行政指導を行う。避難所の管理運営上の防火安全対策については、別冊 V-07 のとおり指導する。

※ V-07：避難所の防火安全対策（別冊 P259 参照）

## （3）ライフライン事業者における対策

ア 水道局における対策

避難所や主要な駅への供給ルートにおける水道管路の耐震継手化を優先的に進めていく。

イ 下水道局における対策

避難所、災害復旧拠点、一時滞在施設や災害拠点連携病院などから排水を受け入れる下水道管を対象にマンホールの接続部の耐震化を実施する。また、液状化の危険性の高い地域にある無電柱化している道路や区が指定している緊急道路障害物除去路線などのマンホールの浮上抑制対策を実施する。

ウ 東京ガスグループにおける対策

導管については、状況に応じた最適な材料、継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。また、導管網のブロック化、緊急遮断装置、放散設備、無線設備等を整備し、二次災害防止と早期復旧のための防災システムの確立を図る。

エ 東京電力における対策

（ア）配電設備は、感電・火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように電気設備の技術基準に基づいた設備形成をしている。

（イ）設備の健全性を維持するため、電力設備の巡視や点検を実施している。

（ウ）万が一、配電設備の故障や損壊があった場合は、電気を送っている変電所の保護装置が作動して、電気の供給を停止し、二次災害防止措置を講じている。

### 3 一時集合場所・避難場所の指定

#### （1）一時（いつとき）集合場所

地域住民が避難する場合、集団形成・情報確認のため、一時的に集合する場所として「一時集合場所」を町会・自治会ごとに住民との協議のうえ選定している。

※ V-01：一時（いつとき）集合場所（別冊 P249 参照）

#### （2）避難場所

都は、震災対策条例に基づき、大地震時に延焼火災が発生した場合には、住民の生命及び身体の安全を確保するために、特別区を対象に 221 か所の避難場所の指定及び地区割当を行っている（令和 4 年 7 月改定）。

本区における避難場所は、以下のとおり区内に 9 か所、区外に 1 か所が都により指定されている。また、都は、万が一火災が発生しても、大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難をする必要がない地区である「地区内残留地区」を、避難場所と併せて指定しており、区内では、錦糸町地区が指定されている。

##### 【避難場所】

|               |                |
|---------------|----------------|
| 猿江恩賜公園一帯（江東区） | 荒川・四ツ木橋緑地      |
| 白鬚東地区         | 墨田区役所・隅田公園広場一帯 |
| 都営文花一丁目住宅一帯   | 錦糸公園           |
| 両国地区          | 立花一丁目団地一帯      |
| 曳舟駅周辺一帯       | J T 周辺一帯       |

※ V-02：避難場所及び利用地区（別冊 P253 参照）

※ V-03：震災時火災における避難場所一覧表（別冊 P254 参照）

##### 【避難場所の考え方】

- 1 避難場所への避難は、区部全域の人々の一斉避難を想定した地区割当計画に基づき、区長の指示などによる自由避難（任意の経路を利用して避難すること。）とする。
- 2 避難場所は、地区割当計画の避難計画人口に対して、避難場所内の建物などを除き、震災時に拡大する火災による、ふく射熱の影響を考慮して算定した利用可能な避難空間を、原則として 1 人あたり 1 m<sup>2</sup> 確保する。

## 第4節 避難所の管理運営体制の整備等

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

- 1 「墨田区避難所運営マニュアル」を活用し、町会・自治会、学校管理者、区学校職員、区職員、その他協力団体等が参加する訓練を実施し、避難所運営体制の強化を図る。
- 2 避難所における通信機器等のほか、要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、情報の入手に資する機器の整備を図る。
- 3 避難所の運営において、避難所運営本部に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点はもとより、子どもや性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、外国人等多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めると同時に、住民による避難所の運営主体を組織しておく。
- 4 区立小・中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、通信設備、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。また、備蓄内容（水、食料、生活必需品、燃料等）について、不足する物がないかを検証し、不足するものについては計画的に備蓄する。
- 5 都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。
- 6 自宅で身の安全が確保され、継続して居住できる状況の方々（在宅避難者）に対しても、情報、支援物資、福祉等のサービスの提供が行き届くよう、取組の指針を策定する。
- 7 避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。  
(震災編第2章予防対策第6節「ボランティア等との連携・協働」参照)
- 8 福祉関連のボランティアの派遣について、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制整備を図る。
- 9 障害者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、福祉関係団体やボランティア等の協力を得て、情報提供及び情報通信体制の整備に努める。
- 10 避難所運営組織の中に食品衛生に関する知識を有する栄養士・調理師等の衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。
- 11 避難所における栄養管理や健康管理の方法について、マニュアルを作成する。
- 12 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。
- 13 治安を確保するため、避難所や仮設住宅等における警戒・警備、事件発生時における初動体制の整備を図る。
- 14 都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。

- 15 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。
- 16 避難所、仮設住宅等のレイアウトや設計を行う場合は、要配慮者の特性を十分に考慮して検討する。また、要配慮者が決定過程で参加する。
- 17 避難所における、新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症に対しての対応を、東京都や国の指針を基に「避難所運営マニュアル」に反映させていく。

## 第5節 車中泊

区内における車中泊は、東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること、人命救助や消火活動、被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと、エコノミー症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があることなどから、原則、認めることは困難である。

区は、都とともに、発災時の混乱防止に向け、以下の啓発事項について、区公式ホームページやSNS、その他媒体等で、あらかじめ区民に普及啓発し、意識の醸成に努める。

また、多様な避難者が安全かつ安心して避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備等に努めていく。

### 【震災時の車中泊に係る啓発事項】

- ① 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
- ② 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
- ③ 緊急輸送道路以外の区市町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること
- ④ 都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること
- ⑤ 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること

## 応急対策

### 第1節 避難誘導

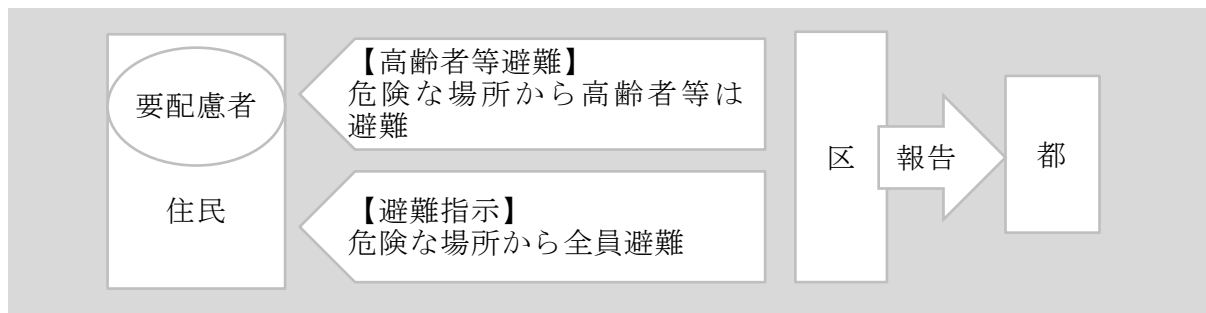
[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

ここでは、震災時における避難誘導の流れについて記載するものとし、洪水時等の避難は、風水害編（応急・復旧対策計画）などに記載する。

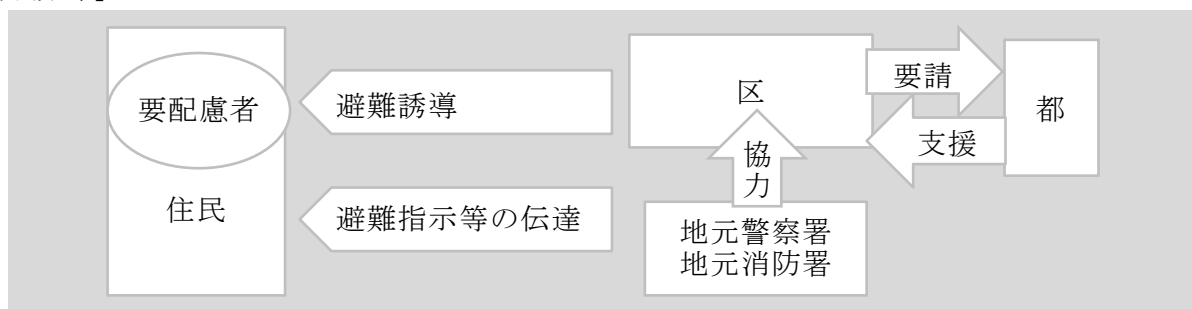
#### 1 対策内容と役割分担

| 機 関 名                                           | 対 策 内 容                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区                                               | 1 避難指示等<br>2 避難誘導<br>3 避難行動要支援者に関する情報収集、安否確認<br>4 避難場所におけるトイレ機能の確保<br>5 水防法に基づく避難の指示                                                   |
| 警 視 庁<br>第 七 方 面 本 部<br>本 所 ・ 向 島 警 察 署         | 1 （区長が避難の指示をできない場合）警察官による避難の指示<br>2 住民の避難誘導                                                                                            |
| 東 京 消 防 庁<br>第 七 消 防 方 面 本 部<br>本 所 ・ 向 島 消 防 署 | 1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報<br>2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示等及び区へのその内容の通報<br>3 被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報<br>4 避難指示等の伝達 |

#### 【避難指示等】



#### 【避難誘導】



## 2 避難指示等

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、区長は警察署長並びに消防署長に連絡の上、対象地域、対象者及び避難先を定めて避難を指示するとともに、都本部に報告する。
- (2) 避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、区長は、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。  
また、区長は、避難指示等に当たって、国又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は、所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言を行う。
- (3) 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命ずる。

## 3 水防法に基づく立退き指示

水防法第29条に基づき、水防管理者として津波等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

### 【避難情報等と居住者等が取るべき行動】

（内閣府「避難情報に関するガイドライン」より）

|        | 居住者等が取るべき行動等                                                     |
|--------|------------------------------------------------------------------|
| 高齢者等避難 | ○ 発令される状況：災害のおそれあり<br>○ 居住者等が取るべき行動：危険な場所から高齢者等は避難               |
| 避難指示   | ○ 発令される状況：災害のおそれ高い<br>○ 居住者等が取るべき行動：危険な場所から全員避難                  |
| 緊急安全確保 | ○ 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない。）<br>○ 居住者等が取るべき行動：命の危険 直ちに安全確保 |

## 4 避難誘導

### (1) 避難誘導体制

| 機 関 名 | 対 策 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難指示等を発令した場合、警察署及び消防署の協力を得て、地域又は町会・自治会、事業所単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難者を集合させたのち、住民防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する（2段階避難方式）。</li> <li>2 避難指示等を行ういとまがない場合又は地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、避難場所への直接避難も行う。</li> <li>3 震災時における避難場所の運用は、原則として避難場所所在の区が行う。ただし、区のみでの対応が困難な場合は都が補完する。</li> </ol> |



|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                     | <p>4 高齢者や障害者等の要配慮者については、障害の特性や住環境などを踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、住民防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。</p> <p>5 区は、以下のとおり避難場所におけるトイレ機能の確保に努める。</p> <p>(1) 学校のプール、雨水貯留槽、災害用井戸等によって生活用水を確保し、水洗機能の回復を図る。</p> <p>(2) 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。</p> <p>(3) 避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、区が組立てトイレ等を備蓄により確保する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 警 視 庁<br>第七方面本部<br>本所・向島<br>警 察 署   | <p>1 一時集合場所に集合した地域住民、事業所従業員等で、町会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難場所に避難させる。この場合、避難行動要支援者は優先して避難させる。</p> <p>2 避難誘導に当たっては、現場での個別広報のほか、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行う。</p> <p>3 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置する。</p> <p>4 区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。</p> <p>5 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。</p> <p>6 現場の警察官は、危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官職務執行法に基づく避難等の措置を取る。</p> <p>7 避難場所では、できる限り所要の警戒員を配置し、防災関係機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。</p> |
| 東京消防庁第七<br>消防方面本部<br>本所・向島<br>消 防 署 | <p>1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報を行う。</p> <p>2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合は関係機関と連携した避難の指示を行い、区へその内容の通報を行う。</p> <p>3 避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区及び関係機関に通報する。</p> <p>4 避難指示等が発令された場合には、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車の活用等による避難指示等の伝達を行う。</p> <p>5 避難指示等が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。</p>                                                                                                                                                                                                                                    |

## (2) 避難方式

震災時における避難方式は、住民防災組織を中心として、一時集合場所で集団を形成し、避難場所に避難する2段階避難を原則とする。

（3）避難場所における措置方法

大地震時に万一、延焼火災が発生した際には、避難場所への区民の避難が予想されるので、避難場所における区民の安全を保持するため、区内の避難場所については、避難場所内にある小・中学校を拠点施設とし、派遣される職員が、避難した区民への対応を行うこととする。

また、区外の避難場所については、その避難場所の避難区域内の小・中学校派遣職員が、避難場所所在区の職員と協力し、避難した区民への対応を行うこととする。

（4）津波に対する避難誘導

地震を感知したら、津波警報・注意報の情報収集に努め、状況に応じて、水辺から離れた安全な場所（堅牢な建物の3階以上）へ避難誘導を行う。

## 第2節 要配慮者の安全対策

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

災害が発生した際に、自力での安全確保が困難な要配慮者に対し、区、民生委員・児童委員、地域住民、防災関係機関等は、一丸となって安否確認や避難支援を実施する。

### 1 災対要配慮者救護部の設置

区災害対策本部に、高齢者・障害者等の要配慮者の救護に専門にあたる災対要配慮者救護部を設置する。

### 2 救護体制の確立

寝たきり、認知症及びひとり暮らし高齢者や身体の不自由な者等の人命の安全確保を図るため、地域住民、警察署及び消防署との連携のうえ、避難行動要支援者の救護体制（要配慮者サポート隊、高齢者みまもりネットワーク等）の充実を図る。

- (1) 避難行動要支援者名簿及び「墨田区要配慮者避難支援プラン」を基に、安否の確認・救護を行う。避難支援等実施者は、個別避難計画に基づき、自らの安全確保に配慮しつつ、避難支援を行う。また、要配慮者サポート隊は、個別避難支援プラン等の情報を基に安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。
- (2) 区及び防災関係機関は、被災者への広報について、情報弱者に配慮した伝達手段を選択する等、要配慮者の特性に応じた手段・内容となるよう努める。
- (3) 障害者・高齢者施設入所者に対し、食料・飲料水及び生活必需品の給与を行う。
- (4) 福祉ボランティアの受入れ及び必要とする施設へのボランティアの派遣を行う。
- (5) 「墨田区要配慮者避難支援プラン」に基づく、区、区民、ボランティア等による支援・救護を実施する。

### 3 福祉避難所等の設置・運営等

- (1) 常に介護を必要とするなど、避難所での生活が困難な要配慮者とその家族のために、より専用的なケア体制を備えた福祉避難所を、区があらかじめ選定した特別養護老人ホーム及び特別支援学校等に設置する。福祉避難所に移送する必要がある要配慮者については、災対要配慮者救護部職員が福祉避難所及び移送に係る協定締結団体である福祉バス事業者等と調整のうえ移送し、適切な対応を実施する。
- (2) 東京都帰宅困難者対策条例に基づき、事業者の従業者に係る一斉帰宅抑制が実施された場合等により、保護者等の適切な監護が受けられないなど、特に保育支援が必要な乳幼児に対しては、あらかじめ指定する区内の保育所が拠点となり適切な対応を行う。
- (3) 福祉避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。
- (4) 区長は、福祉避難所に要配慮者を受け入れることが困難で、他地区（近隣の非被

災地区もしくは小被災地区又は隣接県）への移送手段の調達が困難な場合に当たっては、都福祉局へ要請する。

- (5) 区は、福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。

## 第3節 避難所の開設・運営

### 〔区〕

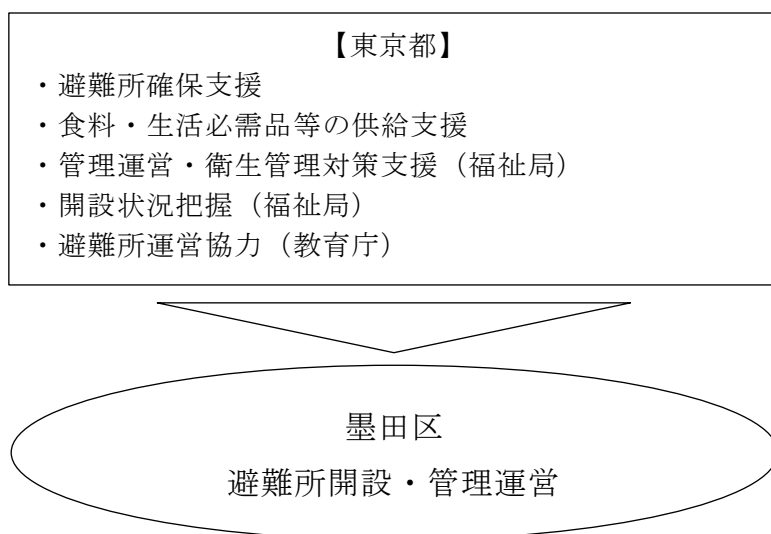
#### 1 避難所の設置及び開設

- (1) 住居が倒壊又は焼失、ライフライン機能の喪失等により、日常生活が困難な状況にある被災者に対する救済拠点として、小・中学校等を避難所として開設する。また、避難所が不足する場合には、必要に応じ野外収容施設等を設置する。受入施設の開設に必要な資器材が不足する場合には、都福祉局に調達を依頼する。
- (2) 避難所は、被災者数に応じて開設することとし、まず指定避難所（小・中学校等）を開設する。また、不足が生じる場合は区内の都立高校についても避難所として指定する。なお、さらに被災者の収容が必要となった場合には、応急危険度判定や救護体制等の状況を踏まえて、他の公共施設を避難所として開設する。
- (3) 被災者の受入れは、可能な限り町会又は自治会単位に被災者の集団を編成し、住民防災組織等と連携して班を編成した上で受け入れる。
- (4) 避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに都福祉局及び警察署、消防署等関係機関に報告する。また、避難所の所定の場所に「避難所」の標示を提示する。
- (5) 都福祉局への報告は、原則として都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、都防災行政無線で行う。
- (6) 避難所を開設する場合は、避難所運営本部長をはじめとする避難所運営本部を組織する。避難所運営本部は、管理運営に際して、女性や要配慮者等多様な視点に配慮する。
- (7) 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、上記の期間を延長する必要がある場合には、区長（区本部長）は、都知事の事前承認を得るものとする。
- (8) 避難所の運営に必要な資器材、台帳をあらかじめ整備しておくものとする。なお、収容基準については、おおむね居室 3.3 m<sup>2</sup>あたり 2 人とする。
- (9) 高齢者や障害者等のいわゆる要配慮者とその家族に対しては、専用の要配慮者救護所を原則として指定避難所の1階に設け、避難所生活での困難さを和らげるよう努める。要配慮者救護所の運営は、災対要配慮者救護部の職員を管理責任者とし、派遣された福祉ボランティア等の協力を得ながら、円滑な実施を図る。

※ V-04：指定避難所一覧（別冊 P255 参照）＜再掲＞

※ V-05：福祉避難所一覧（別冊 P256 参照）＜再掲＞

【避難所開設に係る業務手順】



## 2 避難所の管理・運営

### （1）運営方針

- ア 避難所運営は、区災害対策本部から派遣された職員、施設管理者及び避難者自身による自主組織が協力して行う。
- イ 避難所の運営に当たっては、女性はもとより、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児や子どものいる家族等への配慮を行うなど多様な視点を重視して運営を行う。
- ウ 避難所では、暑さ・寒さ対策、プライバシーの確保のほか、太陽光発電照明も活用した夜間対策も講じることとする。また、被災者の性別も踏まえたプライバシーの確保に努める。
- エ 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、特設公衆電話・Wi-Fi環境等の整備を行い、被災者の特性に応じた情報提供手段を取るものとする。
- オ 避難所ごとの避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず物資等を受け取りに来ている在宅避難者や指定された避難所施設以外の避難所にいる避難者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告を行う。
- カ 避難所の状況に応じて栄養管理や健康管理の方法を講じ、特に要配慮者や通常の配給食料の喫食が困難な者に配慮した対応を図るため、情報を収集し、関係部署との連絡・調整・助言を行う。
- キ 保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- ク 避難所の運営・管理において、学校教職員は、学校危機管理マニュアルにより、体制整備を行う。
- ケ 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消火活動や救出救助等人命に関わる

ような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

## （2）避難所配置職員の任務

避難所に配置された職員は、区災害対策本部の指示に基づき、「墨田区避難所運営マニュアル」を参考としながら、町会・自治会、学校管理者等で構成する地域防災活動拠点会議や他協力団体等の協力を得て避難所の管理を行う。

ア 避難所の開設

イ 避難者の受付

ウ 避難者の組織編成

エ 避難者の収容

オ 物資の受払

カ 諸記録に関すること

キ 報告に関すること など

※VI-05：避難者受付票（別冊 P297 参照）

※VI-06：避難所運営本部名簿（別冊 P298 参照）

※VI-07：避難所運営本部会議記録用紙（別冊 P299 参照）

※VI-08：避難所記録票（別冊 P300 参照）

※VI-09：情報発信・受信用紙（別冊 301 参照）

※VI-10：墨田区災害対策本部従事者名簿（別冊 P302 参照）

※VI-11：避難所日誌（別冊 P303 参照）

※VI-12：避難収容世帯票（別冊 P304 参照）

※VI-13：避難収容台帳（別冊 P306 参照）

※VI-14：避難収容状況調書（別冊 P307 参照）

※VI-15：ペット飼育届票（別冊 P308 参照）

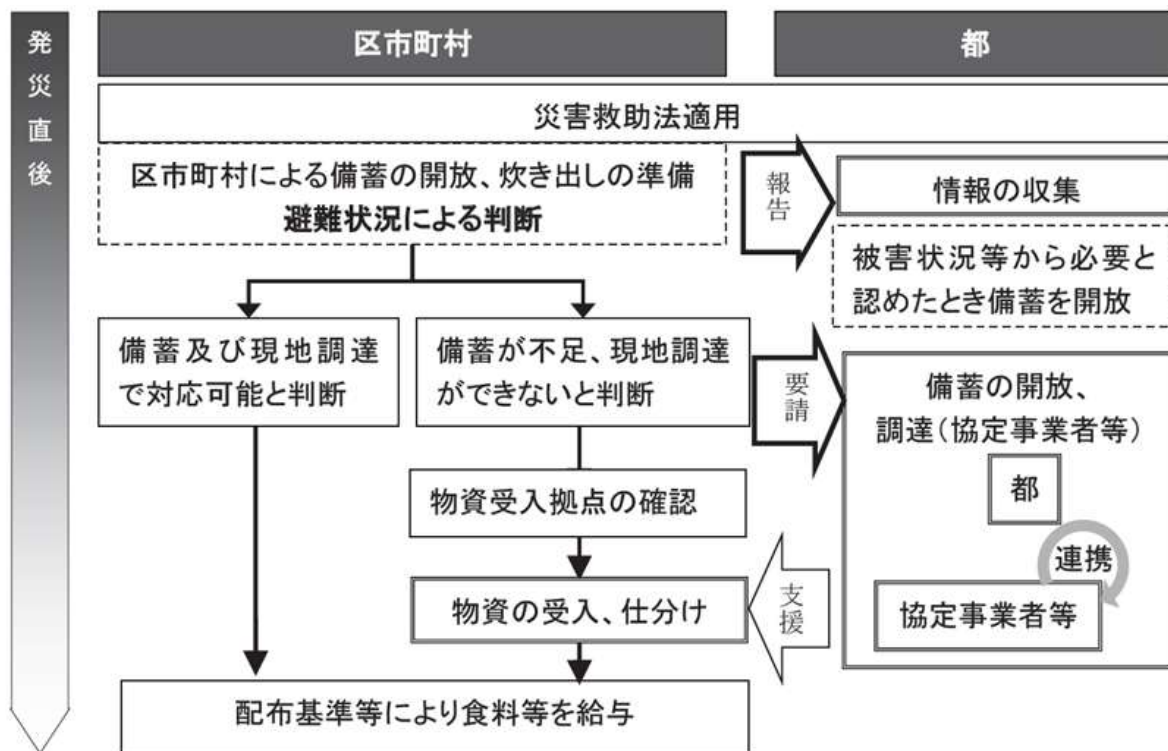
※VI-16：避難所物品受払簿（別冊 P309 参照）

## 3 食料・生活必需品等の供給・貸与

（1）被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は区が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。

（2）炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。

【避難所における物資供給のスキーム】



4 飲料水・食品の安全確保

(1) 飲料水の安全確保

区は、環境衛生指導班を編成し、飲用水等の衛生を確保する。

(2) 食品の安全確保

災害の状況に応じ食品衛生指導班を編成し、次の活動を行うものとする。

- ア 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
- イ 食品集積所の衛生確保
- ウ 避難所の食品衛生指導
- エ その他食料品に起因する危害発生の防止

5 トイレ機能の確保

(1) 被災後、断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽、災害用井戸等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。

(2) 区は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用する。

(3) 備蓄分が不足した場合には、区は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

## 6 避難所の衛生管理

### （1）避難所の衛生管理指導に関する役割

- ア 住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。
- イ 土足禁止区域を設定する。
- ウ 避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。
- エ 避難住民間のプライバシーの確保に努める。
- オ ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。
- カ 避難所内は禁煙とする。

### （2）公衆浴場等の確保

区は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。

## 第4節 動物救護

[区]

- 1 区は、危険防止及び動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関し、都や都獣医師会墨田支部との協力体制を確立する。

### 2 避難所における動物の適正な飼育

区は、都や都獣医師会と協力し、飼い主とともに避難した動物について、以下の取組を行う。

- （1）同行避難動物の飼養場所の確保
- （2）避難所等に設置される動物救護所の運営
- （3）避難所における動物の適正飼育の指導
- （4）避難所等における動物の飼養状況の把握及び都や関係団体への情報提供
- （5）重症動物の後方動物医療施設への搬送の要否の決定
- （6）同行避難に備えての、飼い主に対する日常からの啓発活動

### 3 動物収容用ケージの備蓄

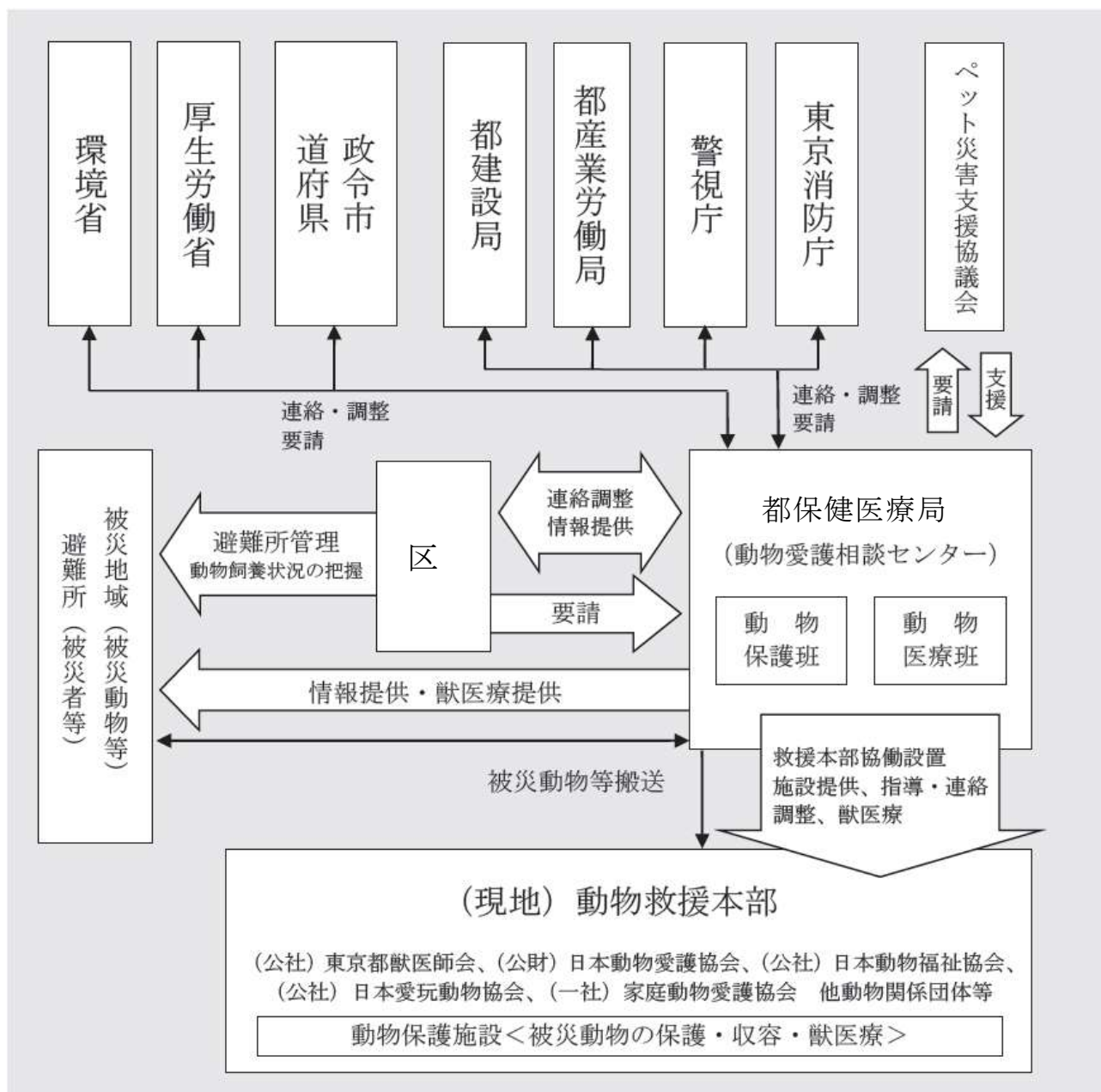
災害時にはペットと飼い主がはぐれ、放浪することが想定されている。これら逸走動物は動物愛護の点から問題となるほか、救助活動の妨げになるケースもある。

このため、これらの逸走動物は、都動物愛護相談センターによる収容が開始されるまでの間、区内で一時的な保護が必要となる。

区では、逸走動物の一時収容のためのケージの備蓄を行っている。さらに、区内に一時保護の場所を確保するほか、都獣医師会墨田支部にも協力を求め、区内動物病院においても一時保護場所を確保する。



【動物救護の業務手順】



## 第5節 ボランティアの受入れ

〔区〕

- 1 「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順に則り、ボランティアの派遣要請及び受け入れを行う。
- 2 災害ボランティアセンターを通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。

※VI-01：災害ボランティア受付票（別冊 P293 参照）＜再掲＞

（震災編第2章応急対策第6節「ボランティアとの連携」参照）

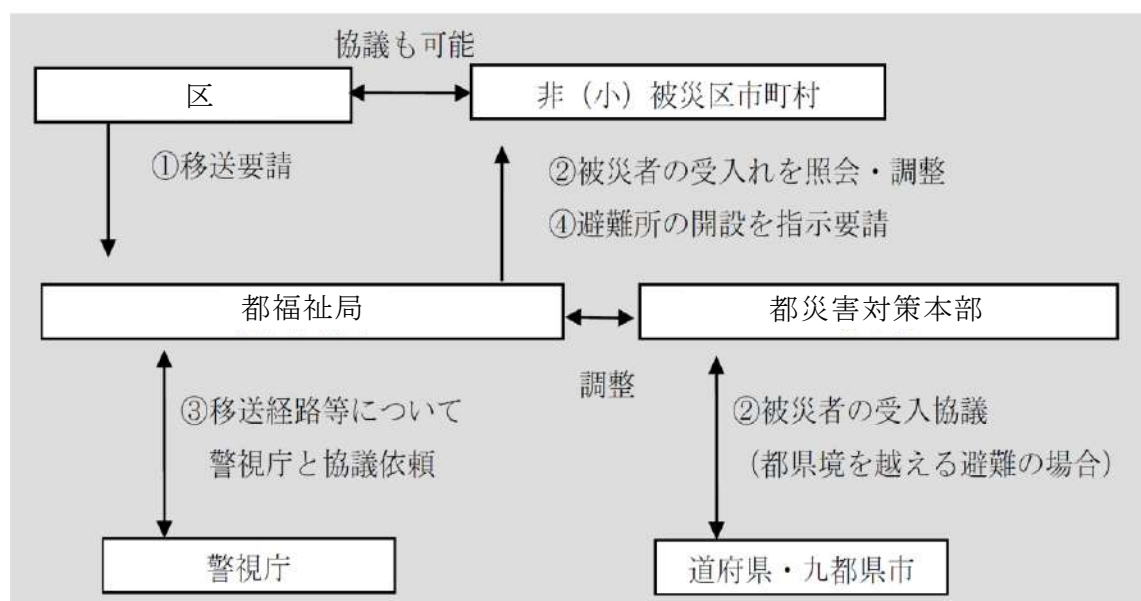
## 第6節 被災者の他地区への移送

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署〕

- 1 区は、当該区の避難所に被災者を受け入れることが困難な時は、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉局）に要請する。
- 2 被災者の他地区への移送を要請した区は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するよう努める。
- 3 都から被災者の受入れを指示されたときは、受入体制を整備する。
- 4 移送された被災者の避難所の運営は原則として受入側の区市町村が行い、移送元の区は運営に積極的に協力する。

（移送に伴う車両の調達については、震災編第11章「物流・備蓄・輸送対策の推進」を参照）

【移送先の決定】



## ● 復旧対策

### 第1節 避難所の開設・運営

応急対策第3節「避難所の開設・運営」に準ずる。

### 第2節 動物救護

応急対策第4節「動物救護」に準ずる。

### 第3節 ボランティアの受入れ

応急対策第5節「ボランティアの受入れ」に準ずる。

### 第4節 被災者の他地区への移送

応急対策第6節「被災者の他地区への移送」に準ずる。



# 第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進

## この章のポイント

災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、食料・水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者に供給する必要がある。

ここでは、物資の備蓄及び調達、備蓄倉庫・地域内輸送拠点、車両等輸送手段の確保及び円滑な搬送の実施体制等についての対策を示す。

## 1 想定される事態と認識

- 新たな被害想定では、区内でも多くの避難者が見込まれており、避難者（一定数の避難所外避難者を含む。）に供給する物資を品目、量ともに確保する必要がある。
- 水道施設が被害を受ければ断水が発生し、飲み水が不足するばかりでなく日常生活や衛生環境にまで影響が生じる。
- 備蓄倉庫や地域内輸送拠点において物資を円滑に荷さばきできる機能や体制とともに、物資輸送を的確に行うことのできる体制の構築が必要である。

## 2 現在の到達状況

### （1）食料・生活必需品・飲料水等の確保

- 区と都を合わせて、3日分の食料等の確保はもとより、要配慮者対策物資の備蓄を行うほか、断水に備え、飲料水の備蓄と仮設給水栓や災害用井戸の整備を行っている。
- 3日分の備蓄を補完するために、米穀小売商業組合、区商店街連合会、主要小売店舗等と応急物資の優先供給等に関する協定を締結している。

### （2）備蓄倉庫及び物資拠点の整備

- 現在、区内に28箇所の防災備蓄倉庫を整備しているほか、発災時に指定避難所となるすべての小・中学校等に備蓄倉庫を設置している。
- 都は、区内に白鬚東防災備蓄倉庫のほか3箇所の備蓄倉庫（都の寄託物資を含む。）を設置している。

### （3）輸送体制の整備

- 物流業者との協定締結等による輸送手段の確保、輸送体制の構築を行うほか、水上輸送が可能な船着場を整備している。

### 3 対策の方向性

#### （1）食料・生活必需品・飲料水・燃料等の確保

- 区は、都と連携して備蓄するなど、発災後3日分の食料・生活必需品等を引き続き確保するとともに、小売事業者等との更なる連携強化等により、様々なニーズに対応できるよう調達体制の拡充に努める。
- 必要物資の調達に当たっては、数量の精査だけではなく、要配慮者のニーズを適切に把握する必要がある、特に食料確保に当たっては、アレルギー等の食事制限について十分に配慮した食支援が必要になるため、区は専門家を活用した地域の支援ネットワークの構築に努める。
- 都は、区及び住民防災組織等が円滑な応急給水活動を開始することができるように施設整備等を行うとともに、区と連携して消火栓等を活用した仮設給水栓からの応急給水をはじめとする多様な飲料水確保対策を実施する。
- 区は学校プールや防災貯水槽、災害用井戸の活用など、生活用水についても同様に復旧状況も踏まえ、必要量の確保に努める。
- 燃料供給に係る実効性のある体制の構築に努める。

#### （2）備蓄倉庫及び物資拠点の整備

- 発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。
- 物流事業者等と連携した防災備蓄倉庫及び学校備蓄倉庫、地域内輸送拠点における効率的な物資運搬体制を構築するとともに、倉庫事業者等と連携し、集まった支援物資を保管する場所を確保する。

#### （3）輸送体制の整備

- 災害応急対策活動を実施するため、輸送手段として必要とする車両・舟艇等の調達配分の計画及び各機関へのあっせん又は供給等による協力活動を行う。
- 発災時における関係者間の情報の共有化や連絡調整の迅速化等のため、物流事業者等との連携による円滑な物資輸送体制の確立に努めるほか、船着場を活用した舟による水上輸送により道路交通網の麻痺に備える。

## 4 具体的な取組

### 地震前の 行動

（予防対策）

### 食料・生活必需品・ 飲料水・燃料等の確保

- 食料及び生活必需品等の計画的な備蓄
- 備蓄物資の整備点検と適正な管理
- 備蓄物資の増強や品目の見直し
- 応急物資の供給協定締結の推進
- 多様な応急給水への取組の実施
- 飲料水や生活用水確保のための普及啓発
- 飲料水や生活用水確保のための協力体制の確立
- 燃料のストック状況・連絡・燃料の搬送等の体制の構築
- 実践的な訓練による実効性の確保

### 備蓄倉庫及び 物資拠点の整備

- 備蓄倉庫の確保及び管理
- 食料・生活必需品等の輸送及び配分方法の決定
- 地域内輸送拠点の選定
- 分散備蓄の場所の確保

### 輸送体制の整備、 輸送車両等の確保

- 物流事業者等との連携による円滑な物資輸送体制の確立
- 車両等の調達のための協定の締結

### 地震直後 の行動

（応急対策）  
発災後  
72 時間  
以内

### 食料・生活必需品・ 飲料水・燃料等の供給

- 被災者への食料、生活必需品及び飲料水等の供給
- 適正な配布方法の確立
- 計画的な物資の調達
- 飲料水の確保のための応急給水活動の実施
- 多様な手段による飲料水や生活用水の確保
- 協定による燃料等の石油類の調達
- 災害応急対策に従事する車両等の優先給油の検討

### 義援物資の取扱い

- 義援物資の要否の検討・決定受付・問合せ等の広報
- 義援物資等の受付、配分及び保管
- ボランティア等の協力による分別体制の構築

### 緊急輸送対策

- 車両等の調達及び配車のあっせんの要請
- 車両等の配車計画の策定と緊急通行車両の確認
- 人員輸送・物資輸送の実施

### 地震後の 行動

（復旧対策）  
発災後  
1 週間  
目途

### 食料・生活必需品・ 飲料水・燃料等の安定供給

- 多様な避難者ニーズの把握
- 多様なニーズに対応した物資確保
- 炊き出しの実施
- 飲料水の消毒・消毒効果の確認による飲料水の安全確保
- 学校プール、災害用井戸等による生活用水の確保

### 物資の輸送

- 食料・生活必需品等の輸送・配分方法の決定
- 地域内輸送拠点から避難所等への物資の輸送

## 5 到達目標

- 都との連携による迅速な物資の確保と強固な調達体制の構築
- 応急対策物資の供給協定の推進
- 燃料確保体制の強化

- 防災備蓄倉庫の整備推進と分散備蓄の確立

- 船着場の整備や物流事業者との連携等による物資輸送体制の強化

## ● 予防対策

### 第1節 食料及び生活必需品等の確保

[区]

#### 1 食料及び生活必需品等の確保

区は、物流機能が被害を受けた場合でも、被災者の生活を維持するため、クラッカー、アルファ米などの食料、調整粉乳のほか、毛布、敷物、携帯トイレ・簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ストーマ装具などの生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄する。

- (1) 区は都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。
- (2) 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における区の最大避難所避難者数（一定数の避難所外避難者を含む。）等を基準とする。
- (3) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子どもなど様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- (4) 物資の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。
- (5) 被災者の中でも、交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。
- (6) 食料の備蓄、輸送、供給等に当たっては、要配慮者等への配慮を含めて管理栄養士・栄養士等の活用を図る。

#### 2 調達体制の強化

東京都米穀小売商業組合墨田支部や東京都麺類協同組合本所、向島支部と協定を締結したのははじめ、区商店街連合会・主要小売店舗等と応急物資の優先供給等に関する協定を締結するなど、体制強化に努めている。

- ※ V-09：防災備蓄倉庫所在地等（区）（別冊 P262 参照）
- ※ V-10：防災備蓄倉庫位置図（別冊 P263 参照）
- ※ V-11：東京都備蓄物資一覧（墨田区内倉庫分）（別冊 P264 参照）
- ※ V-12：墨田区備蓄物資一覧表（総括表）（別冊 P265 参照）
- ※ V-13：墨田区備蓄物資一覧表（防災備蓄倉庫別）（別冊 P267 参照）
- ※ V-14：墨田区備蓄物資一覧表（学校備蓄倉庫別）（別冊 P269 参照）
- ※ V-15：障害者用物資保管ケース内訳（別冊 P281 参照）
- ※ V-16：応急救護用品配備場所（別冊 P282 参照）
- ※ V-17：応急救護用品品目一覧（別冊 P283 参照）
- ※ 医療及び防疫資器材の備蓄状況：（震災編第8章「医療救護・保健等対策」参照）
- ※ V-20：区有貯水槽一覧表（別冊 P288 参照）
- ※ VIII-02：雨雪対応用資器材一覧表（別冊 P332 参照）



- ※ VIII-03：応急ポンプ（雨雪対応用）一覧表（別冊 P334 参照）
- ※ VIII-04：発動発電機（雨雪対応用）一覧表（別冊 P335 参照）
- ※ VIII-05：都市整備部保有自動車（別冊 P336 参照）

## 第 2 節 飲料水及び生活用水の確保

〔区、都水道局〕

災害時の断水に備えるため、あらかじめ飲料水・生活用水を備蓄しておくものとする。備蓄は、家庭や事業所内および行政等がそれぞれ発災後 3 日分の確保に努める。

区は、都と協力して、以下により飲料水及び生活用水を確保するとともに、受水槽、プール、防災貯水槽、災害用井戸等の施設を活用するなど、応急給水に万全を期する。

### 1 災害時給水ステーションにおける飲料水の確保

都水道局は、災害時給水ステーション（給水拠点）の設置を進めてきた。区に関わる災害時給水ステーションは下記の 6 箇所である。

災害時給水ステーションでは、地震等で断水した場合に備え、水道水を飲み水として水槽内に確保してあり、この水で応急給水を行う。

【応急給水が行われる災害時給水ステーション（給水拠点）】

| 名 称              | 所 在 地        | 水量 (m <sup>3</sup> ) |
|------------------|--------------|----------------------|
| 亀戸給水所※           | 江東区亀戸 2-6-50 | 20,000               |
| 南千住給水所※          | 荒川区南千住 8-2-6 | 33,300               |
| 文花公園応急給水槽        | 墨田区文花 1-27-5 | 1,500                |
| 両国公園（小規模応急給水槽）   | 墨田区両国 4-25-3 | 100                  |
| 汐江東公園（小規模応急給水槽）※ | 葛飾区東四つ木 2-15 | 100                  |
| 白鬚東地区防災拠点        | 墨田区堤通 2      | 2,700                |

※ 所在は墨田区外であるが、墨田区の飲料水給水計画に含まれる。

### 2 協定による飲料水の確保

区は、都との協定に基づく白鬚東地区防災拠点の住宅付帯貯水槽の他、民間施設との飲料水の供給協定を締結し、飲料水を確保する。

### 3 生活用水の確保

学校プールや防災貯水槽（区内 57 箇所、3,313 t）、災害用井戸等を生活用水として活用する。区設置貯水槽の設置場所には看板を設置している。

また、事業所及び家庭において、平素から水の汲み置き等により生活用水の確保に努めるよう普及啓発する。

※ V-20：区有貯水槽一覧表（別冊 P288 参照）＜再掲＞

#### 4 現有給水資器材

給水活動に活用できる資器材として現有するものは、次のとおりである。

##### （1）区

| 資 器 材                 | 数 量      | 保 管 場 所                         |
|-----------------------|----------|---------------------------------|
| 給水タンク（350ℓ）           | 10 台     | スカイツリー防災備蓄倉庫                    |
| 給水タンク（0.5t）           | 2 台      | 白鬚東防災備蓄倉庫                       |
| 給水タンク（1t）             | 58 台     | 白鬚東・東向島・業平・スカイツリー防災備蓄倉庫及び学校備蓄倉庫 |
| 飲料水容器（10ℓ）            | 31,000 枚 | 白鬚東・本所防災備蓄倉庫及び学校備蓄倉庫            |
| ポリタンク（20ℓ）            | 109 個    | 東向島防災備蓄倉庫及び学校備蓄倉庫               |
| 給水袋                   | 1,500 枚  | 文花公園                            |
| 車載式給水架台セット（折りたたみ式1t用） | 2 台      | 白鬚東防災備蓄倉庫                       |
| ろ過機（ろ過能力は毎時2500ℓ）     | 72 台     | 区施設等38台、区立小・中学校34台              |

※ V-21：ろ過機配備場所（別冊 P290 参照）

※ V-22：消火栓等を活用した応急給水等に係る資器材及び配備場所一覧（別冊 P291 参照）

##### （2）水道局墨田営業所

| 器 材   | 数 量                                              | 保 管 場 所                | 備 考（取水所）                       |
|-------|--------------------------------------------------|------------------------|--------------------------------|
| 給水タンク | （1m <sup>3</sup> ）6 個<br>（0.3m <sup>3</sup> ）2 個 | 墨田営業所<br>（墨田区千歳2-2-11） | 亀戸給水所、文花公園応急給水槽、両国公園（小規模応急給水槽） |

## 第3節 燃料の確保

### 〔区〕

区は、石油・灯油等の燃料の給油が優先的にできるよう、燃料供給業者と連絡体制、燃料供給方法等について協定を締結するなど、燃料確保に関する実効性のある体制の構築に努める。また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策についてもあらかじめ検討しておく。

※ III-02：民間団体等との協力協定一覧（別冊 P207）＜再掲＞

## 第4節 備蓄倉庫及び物資拠点の整備

### 〔区〕

#### 1 備蓄倉庫の整備

都と区が分担して、備蓄品を保管するための備蓄倉庫を整備する。

都は、区内に白鬚東防災備蓄倉庫のほか3箇所の備蓄倉庫（都の寄託物資を含む。）を設置している。

区は、区防災備蓄倉庫（28 箇所）及び小・中学校等指定避難所（39 箇所）に、地域規模の備蓄倉庫を設置し、避難所やその近隣への物資供給ができるよう分散備蓄を行っている。

## 2 備蓄倉庫の整備点検

備蓄品をきちんと保管し、いつでも取り出せるよう、備蓄倉庫については、定期的点検のほか、盗難予防、防湿等に配慮した管理を以下のとおり行う。

- (1) 備蓄倉庫のエレベーター及びリフトは、年1回以上点検整備する。
- (2) 物資の防湿を図るため、備蓄倉庫の定期的な開放・換気に努めるとともに、消火器の配置、部外者の入室を禁ずる等の措置を取る。

## 3 地域内輸送拠点の整備

区が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都福祉局に報告する。なお、選定する地域内輸送拠点については、区庁舎・すみだリバーサイドホール（令和6年度中に新保健施設等複合施設とする予定）とし、災害の状況によっては、他の公共施設等を補完施設として選定する。

## 4 新たな備蓄倉庫の確保

区の公共施設整備の際には防災備蓄倉庫の確保に努める。また、大規模民間施設の建設に併せて増設に努めるとともに、集合住宅等の整備の際には、居住者が備えるための備蓄倉庫の整備を要請する。

# 第5節 輸送体制の整備

[区]

発災時における関係者間の情報の共有化や連絡調整の迅速化等のため、物流事業者等との連携による円滑な物資輸送体制の確立に努める。

# 第6節 輸送車両等の確保

[区]

区は、震災発生時に使用を予定している区有車両について、公安委員会へ緊急通行車両等事前届出<sup>(\*)</sup>を行い、物資輸送等に使用する。

しかし、災害時には、限られた区有車両では足りず、民間輸送会社等の協力による物資輸送が主力となる。このため、区は、輸送会社等と協定を締結して、車両と要員を確保するとともに、さらに不足するような場合は、都に応援又はあっせんを要請する。

（上記の他、緊急通行車両全般については、震災編第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」参照）

<sup>(\*)</sup> 災害時には、緊急交通路に指定された道路では、一般車両の通行が禁止・制限されるが、優先して通行できる緊急通行車両の確認証明を事前にとっておくことで通行が可能となる。

## ● 応急対策

### 第1節 食料及び生活必需品等の供給

[区]

#### 1 計画方針

- (1) 区は、震災時における被災者への食料及び生活必需品等の供給を行う。
- (2) 被災者に対する食料及び生活必需品等の供給は、区が開設する避難所等において災害救助法の定める基準に従って行う。
- (3) 備蓄物資（クラッカー、毛布、敷物等）として都福祉局が区に事前配置してあるものは、都福祉局長の承認を得て区が輸送し被災者に供給する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への供給を優先して実施し、事後に報告するものとする。
- (4) 必要に応じて、国の物資調達・輸送調整等支援システムにより、都福祉局に備蓄物資の提供を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

#### 2 食料の備蓄

- (1) 食料の供給の対象者数は、新たな被害想定のうち、都心南部直下地震 M7.3、夕方 18 時、風速 8 m/秒のケースにおける避難所外避難者数を含む 1 日後の避難者数約 80,600 人を基準とする。
- (2) 区は、都との役割分担に基づき、この約 80,600 人の 1 日目（3 食）分の食料を備蓄する。なお、2 日目以降分の食料については、都と連携して 3 日分を確保する。また、帰宅困難者対策として想定される約 61,000 人の 1 食分についても備蓄を行う。
- (3) 被災乳幼児（満 2 歳未満の者）に供給する調製粉乳については、約 1,300 人（区内 0 歳及び 1 歳児の半数×避難者人口割合）の 3 日分を区が備蓄している。4 日目以降分は、都が備蓄あるいは調達により供給する。
- (4) 道路啓開が本格化する 4 日目以降は、輸送が可能になると考えられるので、炊き出しによる供給を実施することとし、都福祉局に食料の調達を要請するものとする。

#### 3 食料の配布（炊出実施及び食品配分方法）

##### (1) 給食の順位

罹災者に対する給食は、原則としてライスクッキー、クラッカー、アルファ米の順で行い、要配慮者等への対応にも留意する。

##### (2) 給食の範囲

罹災者に対する給食は、主として避難収容者を対象に実施するが、収容者以外で日常の食料を欠く罹災者に対しても実施する。

##### (3) 食料配分の方法

一時に多数の給食は困難と思われるので、要配慮者を優先する。なお、要配慮者への配分に当たっては、アレルギーや食事の流動食化といった食支援について十分配慮することとし、また、各避難所では、担当職員数が限られるため、罹災者の中から適当な人員の協力を得て実施する。したがって、罹災者自身の自律機構を確立し、

担当職員は主として公正な配分計画に留意し、実配分は罹災者自身が行うよう措置する。

(4) 食品供給簿

避難所ごとに責任者は、給食に関し、帳簿を備えておくものとする。

4 生活必需品の配布

(1) 供給する生活必需品の品目等の決定

ア 区本部長は、罹災者に供給する品目、数量等を災害の状況に応じて原則として災害救助法施行細則における限度額の範囲内でその都度定める。

イ 災害救助法適用後は、都本部長の指示を受け実施する。なお、通信途絶等により指示を受けるいとまのないときは、アにより決定し、罹災者に配布後、直ちに都本部長に報告する。

(2) 生活必需品の供給の範囲

生活必需品の供給は、主として避難所の罹災者を対象に実施するが、その他生活必需品困窮の罹災者に対しても状況により実施する。

(3) 生活必需品の配分

ア 災対救護部長は、交付対象者の把握に努めるとともに、物資の交付の方法、従事者の確保、その他必要な配分計画を策定するものとする。

イ 生活必需品の交付担当者は、アの配分計画に基づき、民間協力団体、罹災者、ボランティア等の協力を得て、罹災者に公平に交付する。

ウ 避難所収容の罹災者に対する生活必需品の交付は、避難者収容担当職員が、罹災者、ボランティア等の協力を得て実施する。

エ 調達した物資の交付、被害程度の大なるものを優先し、以下、順次行う。

オ 生活必需品の交付担当者は、罹災者に物資を交付したときは、罹災者から所定の受領書を徴するものとする。

※ VI-17：生活必需品等物資供給及び受領書（別冊 P310 参照）

カ 生活必需品交付担当責任者は、所定の物資受払いを記録しておくものとする。

※ VI-16：避難所物品受払簿（別冊 P309 参照）＜再掲＞

5 食料及び生活必需品等の調達

区は、被災者に対する食料及び生活必需品等の供給のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。調達計画には、食料及び生活必需品等の調達数量や調達先その他調達に必要な事項を定める。

また、災害救助法適用後、食料及び生活必需品等の供給の必要が生じたときは、状況により物資の調達を都福祉局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合は、現地調達する。

なお、生活必需品で調達を予定する標準品目は、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事用具、食器、日用品、光熱材料とし、さらにニーズの多様性や要配慮者への配慮などに努める。

## 6 食料及び生活必需品等の輸送

| 機関名 | 内 容                                                                                                                                                                                           |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区   | <p>災対物資輸送部は、災対総務部（総務隊）による調達車両（雇上げ）のほか、区所有車も活用し、区及び都の調達した食料及び生活必需品等を、避難所又は罹災地区の物資を必要とする者に緊急輸送を行うものとする。なお避難所への輸送は、災対救護部（収容隊）からの必要量の調査報告に基づき実施する。</p> <p>※ VII-04：物資輸送部受け持ち施設一覧表（別冊 P320 参照）</p> |

## 7 地域内輸送拠点

地域内輸送拠点は、区庁舎・すみだリバーサイドホール（令和6年度中には、新保健施設等複合施設とする予定）とする。供給時は、各避難所又は区施設とする。

## 第2節 飲料水等の供給

〔区、都水道局〕

災害時には、区民や事業所内で確保してある発災後3日分の備蓄水を活用する。区は、都水道局と協力して、以下により、早急に応急給水を実施する。

## 1 飲料水の応急供給

区及び都水道局は、発災後、できるだけ早期に給水所及び応急給水槽にて給水活動を行う。飲料水は、1日1人当たりの最低必要量（3ℓ）を供給する。

## （1）災害時給水ステーション等での応急給水

災害時給水ステーション（給水拠点）等に確保した飲料水の応急給水を以下の要領で行う。

【災害時給水ステーション（給水拠点）での都区役割分担】

| 機関名 | 内 容                                                                                                                                                      |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区   | <p>1 亀戸給水所及び南千住給水所<br/>被災者への応急給水を区職員（災対救護部職員）が行う。</p> <p>2 文花公園応急給水槽、両国公園（小規模応急給水槽）及び渋谷東公園（小規模応急給水槽）<br/>応急給水に必要な資器材等の設営及び被災者への応急給水を区職員（災対救護部職員）が行う。</p> |
| 都   | <p>亀戸給水所及び南千住給水所<br/>施設被害等により、応急給水資器材の設置が必要な場合は、資器材設置を行う。</p>                                                                                            |

【白鬚東地区防災拠点（災害時給水ステーションのひとつ）での給水活動】

| 機関名 | 内 容                                                                      |
|-----|--------------------------------------------------------------------------|
| 区   | <p>区職員（災対救護部職員）は、「白鬚東地区防災拠点における防災施設の管理及び防災機器の作動等に関する協定」に基づき、給水活動を行う。</p> |

【医療施設等への応急給水】

| 機関名 | 内 容                                                                     |
|-----|-------------------------------------------------------------------------|
| 都   | 病院及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、区からの緊急要請（都災害対策本部経由）があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。 |

（2）災害時給水ステーションを補完する区の応急給水の実施

区は、災害時給水ステーション（給水拠点）における給水活動を補完するため、受水槽、プール、防災貯水槽、災害用井戸等の施設等を活用し、以下のとおり応急給水を行う。

- ア 学校受水槽から採水し、応急給水をする。
- イ 各給水拠点等から飲料水を給水車で輸送し、避難所を中心に応急給水をする。
- ウ あらかじめ指定された消火栓等で、応急給水用仮設給水器材にて応急給水する。

2 生活水の供給

区民や事業所の水の汲み置きや学校のプール、防災貯水槽及び防災井戸等で確保した水を使用し、トイレ、洗濯、風呂などの生活水に活用する。

（1）雨水利用

雨水利用施設において貯留した雨水を、非常時の消火用水、トイレ洗浄水、風呂水及び洗濯用水などの生活水に活用する。

（2）既存水利の活用

「災害時における公衆浴場の使用及び井戸水の提供に関する協定」「災害時における貯水の利用等に関する協定」の締結先の既存水利の活用を図る。

その他、避難所施設内マンホールトイレの洗浄用に設置を進めている深井戸も活用する。

## 第3節 燃料の供給

[区]

区は、「災害時における燃料の優先供給に係る協定」等を締結した、東京都石油商業組合台東・墨田支部や区内事業者から燃料等の石油類を調達する。

※ III-02：民間団体等との協力協定一覧（別冊 P207）＜再掲＞

## 第4節 義援物資の取扱い

[区]

1 義援物資の取扱い方針

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

区は、上記報告や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

## 2 義援物資の受付・配分及び保管

- (1) 受領した義援物資については、寄託者に受領書を発行する。
- (2) 混載物資の内容物の分別は、ボランティア等の協力を得て実施する。
- (3) 受領した義援物資については、区庁舎・すみだリバーサイドホール等に保管し、区が策定する配分計画に従って配分する。ただし、災害の状況によっては、他の公共施設等に集積所を設け保管する。

なお、配分作業は、ボランティア等の協力を得て実施し、混載物資の内容物を分別する体制の構築に努める。

# 第5節 緊急輸送対策

## 第1項 輸送車両等の確保

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、東京都トラック協会墨田支部、日本通運ロジスティクス]

### 1 車両等の調達

区（総務隊庶務班）は、都、東京都トラック協会墨田支部、その他民間の協力のもとに緊急輸送に必要とする車両を調達する。さらに不足する場合は、都財務局経理部輸送課（都本部長室）に応援又は配車のあっせんを要請する。

また、道路交通網の麻痺に備え、船着場を活用した舟による水上輸送を行うための舟艇を、運行业者を通して調達する。

※ VII-05：区車両保有状況（別冊 P321 参照）

※ VII-06：緊急災害時車両供給会社一覧表（別冊 P322 参照）

### 2 車両等の配車

(1) 区（総務隊庶務班）は、調達した車両を緊急輸送に使用する配車計画を立てる。

(2) 区各隊において車両等を必要とするときは、総務隊庶務班に請求する。

※ VII-07：車両（舟艇）調達請求書（別冊 P323 参照）

(3) 総務隊庶務班は、供給先から調達し、請求隊に引き渡す。

(4) さらに車両の必要が生じた場合に備え、東京都トラック協会墨田支部その他を通じて、当面待機させておく車両確保の依頼をする。

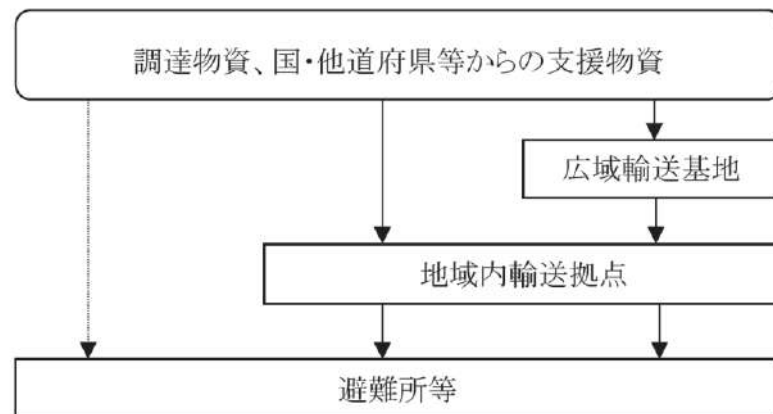
(5) 区各隊から車両の請求があった場合は、上記の待機車両の中から各隊へ引き渡し、必要によりさらに補充をしておく。

### 3 緊急輸送の実施

(1) 区（物資輸送隊）は、本部長室企画情報隊と協力して、避難所等への食品、医薬品及び生活必需品等の配分拠点となっている地域内輸送拠点を中心とした物資輸送計画を作成する。



【陸上搬送概念図】



※被害や物資の状況により、避難所へ輸送する場合もある。

- (2) 物資輸送計画に基づき、区（物資輸送隊）は、区（総務隊庶務班）による調達車両を主に、区所有車を併用した緊急輸送を実施する。
- (3) 車両等による輸送は、緊急通行車両及び緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）として行う。事前に緊急通行車両等として届け出を行い、車両に標章を掲出する。
- (4) 区が行う緊急輸送は、区災害対策本部を通じて、警察署や消防署が行う緊急輸送と連携を保って行う。

※ VII-08：災害対策基本法施行規則第6条に基づく標章（別冊 P324 参照）

※ VII-04：物資輸送部受け持ち施設一覧表（別冊 P320 参照）＜再掲＞

#### 4 防災関係機関の輸送計画

| 機関名                                       | 内 容                                                                                                          |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警 視 庁<br>第七方面本部<br>本 所・向 島<br>警 察 署       | 1 避難者の輸送その他緊急に必要な場合は、区災害対策本部と連絡のうえ調達する。<br>2 調達は、原則として区又は都災害対策本部を通じて行う。<br>※ VII-09：警察署保有車両数等一覧表（別冊 P325 参照） |
| 東 京 消 防 庁<br>第七消防方面本部<br>本 所・向 島<br>消 防 署 | 調達は、原則として消防署独自に行う。<br>※ VII-10：消防署保有車両数等一覧表（別冊 P326 参照）                                                      |

## 第2項 人員及び救助物資輸送

[区、東京都トラック協会墨田支部、日本通運ロジスティクス]

### 1 人員輸送

被災者の移送方法については、都福祉局が区と協議の上決定し、都財務局調達のバス等を中心に、区、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施するものとする。

## 2 物資輸送

- (1) 災害用資器材は、災対物資輸送部又は災対建設部が輸送する。
- (2) 食料、生活必需品等は、区の地域内輸送拠点まで都福祉局が輸送し、引継ぎを受けた後は、災対物資輸送部及び協定事業者において輸送する。
- (3) 医薬品、衛生材料、防疫資材等は、区が設置する災害薬事センターまで都福祉局が輸送し、引継ぎを受けた後は、災対物資輸送部及び協定事業者において輸送する。
- (4) 物資の輸送に当たっては、自転車、リヤカー等、自動車以外の輸送手段も含むあらゆる手段を活用し、実施する。また、道路交通網の麻痺に備え、隅田川に整備された吾妻橋船着場のほか、内河川の船着場を活用した舟による水上輸送を活用する。
- (5) その他、区及び都各部局は、相互に協力して輸送を円滑、迅速に実施するものとする。

## ● 復旧対策

### 第1節 多様なニーズへの対応

〔区〕

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子どもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

区は変化していく避難者を把握し、ニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、女性用物資の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

### 第2節 炊き出し

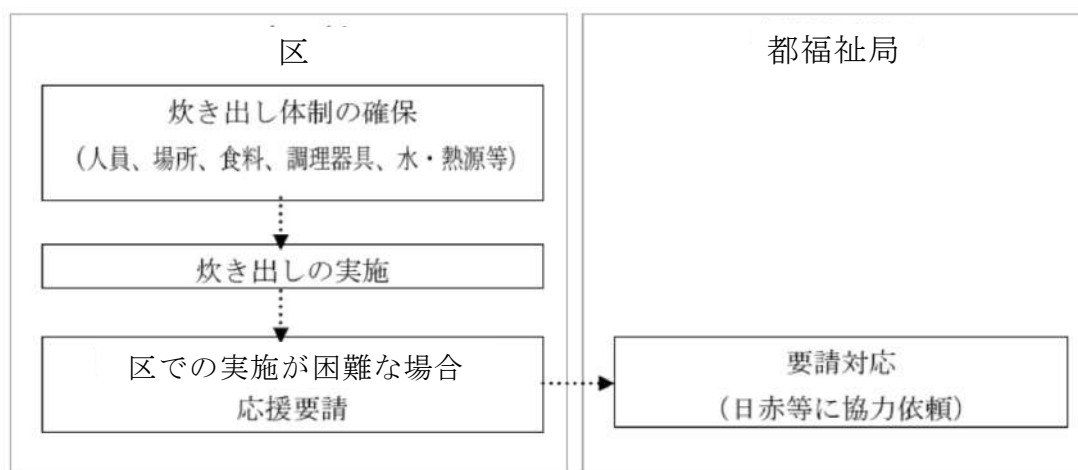
〔区〕

震災後およそ4日目以降には炊き出しにより給食する。区立小・中学校等の給食設備が被災して使用不能の場合は、区が煮炊きレンジ等を貸し出す。

炊き出しは、日赤奉仕団、民間団体、町会・自治会の住民防災組織、ボランティア等によるものとし、区（収容隊）が支援する。なお、炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。また、献立等については、要配慮者等への配慮を含め、管理栄養士・栄養士等の協力を求める。

炊き出しその他による食料等の供給が困難な場合は、炊き出し等について都福祉局に応援を要請する。

#### 【炊き出しの業務手順】



## 第 3 節 水の安全確保

〔区〕

- 1 区は「環境衛生指導班」を編成し、飲料水の衛生の確保を行う。
- 2 ライフライン復旧後、住民が給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認してから飲用に供するよう、適正に周知する。

## 第 4 節 生活用水の確保

〔区〕

- 1 避難所等における対応  
被災後も断水が継続する場合には、学校のプール、防災貯水槽、災害用井戸等で生活用水を確保する。
- 2 事業所・家庭等における対応  
上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、災害用井戸、河川水等によって水を確保する。

## 第12章 放射性物質対策

### この章のポイント

区内には原子力施設が存在しないが、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約 220 km 離れている墨田区においても様々な影響を受けた。

ここでは、放射性物質事故等に備えて、区における体制構築と区民の不安払拭と安全の確保を図るための対策を示す。

### 1 想定される事態と認識

- 原子力施設で緊急事態が発生すれば、遠く離れた墨田区でも放射性物質等による影響が発生する事態が想定される。
- 放射性物質等による影響について、より円滑に対応できる体制の構築が必要である。
- 区民が安心して生活できるよう、科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供など、区民への情報提供策を講じることが必要である。

### 2 現在の到達状況

#### （1）区における体制

- 関係部署における連携した対応

#### （2）区民への情報提供

- 区内における大気中の放射線量の定点測定の実施
- 放射線測定器の貸出しを実施
- 各機関で測定している放射性物質測定結果を区公式ホームページなどで公表
- 放射線量の測定や放射線の健康相談の実施

### 3 対策の方向性

#### （1）区における体制の整備

- 放射性物質対策への関係機関等における役割分担を明確にした上で、必要な情報連絡体制を整備することで、より機能的に対応できる体制を構築する。

#### （2）区民への情報提供策の構築

- 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという特殊性から、区民の不安払拭のための情報提供策を構築する。

## 4 具体的な取組

第9章  
帰宅困難者対策

第10章  
避難者対策

第11章  
物流・備蓄・輸送対策の推進

第12章  
放射性物質対策

第13章  
住民の生活の早期再建

### 地震前の行動

（予防対策）

### 情報伝達体制の整備

○迅速かつ機能的に対応できる体制の構築

### 区民への情報提供

○国・都・区の役割分担の明確化、情報提供体制の整備  
○区民への原子力防災に関する知識の普及・啓発  
○区の教育機関における原子力防災に関する教育の充実

### 放射線等使用施設の安全化

○国による放射線等使用施設の安全体制の整備  
○立入検査等の実施による安全確保の強化  
○関係機関による情報の共有化

### 地震直後の行動

（応急対策）  
発災後  
72時間  
以内

### 情報連絡体制

○迅速かつ機能的な対応ができる体制の整備  
○関係機関と連携した、迅速かつ正確な情報連絡体制の確保

### 区民への情報提供等

○放射線量・放射性物質の測定・検査の実施、測定結果等の公表  
○モニタリング結果等の情報提供

### 放射線等使用施設、輸送車両等の応急措置

○避難指示の発令、避難誘導、避難所の開設、避難住民の保護  
○災害情報の収集・提供、関係機関との連絡  
○放射線源の露出・流出防止のための緊急措置  
○危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置  
○火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急、都等に関する必要な措置の実施

### 地震後の行動

（復旧対策）  
発災後  
1週間  
目途

### 保健医療活動・風評被害への対応

○健康相談に関する窓口の設置  
○都立病院、保健所における外部被ばく線量等の測定  
○風評被害の防止のための正しい情報の把握・発信

### 放射性物質への対応

○除染等の必要性の検討・対応

## 5 到達目標

■迅速かつ機能的に対応できる区の体制の構築

■情報提供体制の整備  
■原子力防災に関する教育の充実

■国による放射線等使用施設への立ち入り検査、震災時における監視の実施

## ● 予防対策

### 第1節 情報伝達体制の整備

[区]

区は、原子力災害による放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、関係機関と迅速かつ機能的に連絡対応できる情報伝達体制を構築する（詳細は、本章応急対策を参照）。

### 第2節 区民への情報提供等

[区]

国や都、区との役割分担を明確にした上で、必要な情報提供体制を整備する。

防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人、その他の要配慮者のニーズを十分に踏まえ、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、男女双方など多様な性の在り方の視点に十分に配慮するよう努める。区の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

### 第3節 放射線等使用施設の安全化

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

放射線等使用施設については、国（原子力規制委員会）が、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づき、R I（ラジオ・アイソトープ）<sup>(\*)</sup>の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制が取れるよう各種の安全予防対策を講じる。

放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づき、国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。都は、火災予防条例に基づく届け出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図っていく。

<sup>(\*)</sup> 放射線を出す同位元素（ウラン、ラジウム、カリウム等）のことで、核医学検査及び放射線治療で使用。

## ● 応急対策

### 第1節 情報連絡体制

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

区は、放射性物質等による影響が生じた際に、都災害対策本部の下に設置される放射能対策チーム等と連携を図るとともに、迅速かつ正確な情報収集に努める。

消防署は、関係機関と連携して管内における被災状況等の調査を実施し、区災害対策本部に情報提供する。

### 第2節 区民への情報提供等

[区]

区は、放射線量や放射性物質の測定や検査の実施及びその内容や結果を公表する。

また、都が測定を実施するモニタリングポストによる空間放射線量等で得られた情報提供を行う。

### 第3節 放射線等使用施設の応急措置

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

区は、関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

| 機 関 名                         | 対 応 措 置                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区                             | 1 住民に対する避難指示<br>2 住民の避難誘導<br>3 避難所の開設<br>4 避難住民の保護<br>5 災害情報の収集・提供<br>6 関係機関との連絡                                                                                                                                    |
| 東京消防庁<br>第七消防方面本部<br>本所・向島消防署 | 1 放射線の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置を取るよう要請する。また、事故の状況に応じて次の各措置を実施する。<br>(1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置<br>(2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置<br>2 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。 |



## 第4節 核燃料物質輸送車両等の応急対策

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、  
本所・向島消防署]

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合は、国の関係省庁からなる放射性物質安全輸送連絡会（昭和58年11月10日設置）において安全対策を講じる。

区は、関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

| 機 関 名                         | 対 応 措 置                                                                                                                                                           |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区                             | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民に対する避難指示</li> <li>2 住民の避難誘導</li> <li>3 避難所の開設</li> <li>4 避難住民の保護</li> <li>5 災害情報の収集・提供</li> <li>6 関係機関との連絡</li> </ol>  |
| 東京消防庁<br>第七消防方面本部<br>本所・向島消防署 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を東京消防庁警防本部に報告し、都総務局への通報を依頼する。</li> <li>2 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。</li> </ol> |
| 事業所等<br>(輸送事業者、事業者、現場責任者)     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。</li> <li>2 警察官、海上保安官または消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を取る。</li> </ol>   |

## ● 復旧対策

### 第1節 保健医療活動

[区]

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における区民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

- 1 健康に関する相談窓口の設置
- 2 都立病院、保健所等において外部被ばく線量等の測定等を実施

### 第2節 放射性物質への対応

[区]

放射性物質による環境汚染に関する国及び都の対処方針や区内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

### 第3節 風評被害への対応

[区]

風評等により農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じるおそれがある。このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する必要がある。

# 第13章 住民の生活の早期再建

## この章のポイント

災害後の区民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した区民の生活環境を早期に復旧させることが重要となる。

ここでは、被災住宅の応急修理や応急仮設住宅等の確保、罹災証明書の交付、災害用トイレの確保、し尿処理対策、ごみ及び災害廃棄物処理体制の確保、応急教育活動の実施等、区民の生活再建についての対策を示す。

## 1 想定される事態と認識

- 新たな被害想定では、9,070 棟の建物が全壊・消失するほか、上下水道の被害や、123,018 人の避難者、大量の災害廃棄物の発生等が想定されている。
- こうした被害から立ち直り、早期に住民の生活を再建するためには、罹災証明書の交付を迅速に行う体制を整備するとともに、下水道やトイレ機能の確保、災害廃棄物処理体制の構築、応急教育実現に向けた体制の整備、災害救助法等の実施体制の整備に取り組む必要がある。

## 2 現在の到達状況

### （1）生活再建対策の早急な実施

- 罹災証明の迅速な発行に向けたシステム導入の体制整備

### （2）災害用トイレの確保、し尿処理への備え

- マンホール対応型トイレなど災害用トイレの備蓄（計 836 組）（令和 5 年 3 月現在）

### （3）ごみ及び災害廃棄物処理体制の確保

- 災害廃棄物仮置場候補地として、第一仮置場に錦糸公園、第二仮置場に荒川四ツ木橋緑地・白鬚東地区・両国地区、第三仮置場に荒川四ツ木橋緑地を指定

### （4）応急教育活動の実施

- 災害時の応急教育計画の策定

### （5）災害救助法の適用等

- 災害救助法及び激甚災害法の適用基準、指定手続の周知

## 3 対策の方向性

### （1）生活再建対策の早急な実施

- 被災者の生活の確保、被災住宅の応急修理や応急仮設住宅等の確保を図る。
- 「罹災証明」の発行については、被害調査や手続に要する時間を短縮するため、都や東京消防庁と情報（固定資産（家屋台帳）関連情報、住家被害認定調査結果、住民基本台帳）を連係させるシステム等を導入し、手続の迅速化を図る。
- 義援金の募集・配分については、必要な手続を明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図る。

## （２）災害用トイレの確保、し尿処理への備え

- 都下水道局により、避難所等から排水を受ける下水道管の耐震化を進めている。さらに区では、避難所内へのマンホールトイレの設置や、災害用トイレの確保を図る。併せて、民間協定等によるし尿の収集・運搬に必要な人員、資器材の確保を図る。

## （３）ごみ及び災害廃棄物処理体制の確保

- 災害時のごみ及び災害廃棄物処理体制を確保して迅速な応急・復旧対策を実施し、区民の生活環境の保持を図る。

## （４）応急教育活動の実施

- 幼児・児童・生徒等の生命及び安全並びに教育活動を実施する。

## （５）災害救助法の適用等

- 震災が発生し、区の被害が一定以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。
- 大規模な災害が発生した場合において、激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続及び指定を受けた場合の手続等について定め、指定の促進を図る。

## 4 具体的な取組

|                                                     |                                                                                                                                                            |                                                                                                              |                                                                                                                 |                                                                               |                                                                                 |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| <b>地震前の行動</b><br><b>（予防対策）</b>                      | <b>生活再建のための事前準備</b><br>○応急危険度判定に向けた都や関係団体等との連携<br>○被災者生活再建支援システムの導入<br>○義援金配分委員会の代表委員の選出、義援金の募集・配分の体制構築                                                    | <b>トイレの確保及びし尿処理の事前対策</b><br>○多様な災害用トイレの確保、生活用水の確保、し尿収集・搬入体制の整備、し尿収集が可能な場所の確保、災害用トイレに関する知識の普及啓発               | <b>ごみ・災害廃棄物処理の事前対策</b><br>○耐震化の促進、ごみ処理体制の構築の推進等<br>○災害廃棄物の発生量の推計・仮置場の設定、民間協定の締結、区災害廃棄物処理マニュアルの策定                | <b>応急教育のための事前準備</b><br>○各学校における応急教育計画の体系化<br>○幼児・児童・生徒等の避難訓練実施、平時からの応急教育態勢の整備 | <b>災害救助法等への対応体制の整備</b><br>○災害救助法の適用基準や激甚災害指定手続等への理解の促進<br>○迅速に対応できる体制の整備        |
| <b>地震直後の行動</b><br><b>（応急対策）</b><br><b>発災後72時間以内</b> | <b>生活再建のための応急対策</b><br>○被災住宅・被災宅地の応急危険度判定の実施<br>○住宅の応急修理等のための家屋・住家被害状況調査の実施<br>○罹災証明書発行準備、区民への広報等<br>○義援金受付窓口の開設、義援金の受付                                    | <b>トイレの確保及びし尿処理</b><br>○仮設トイレ等の設置状況の把握、収集体制の整備<br>○民間協定等による収集車でのし尿収集・搬入の実施<br>○学校のプール・災害用井戸等の生活用水による下水道機能の回復 | <b>ごみ・災害廃棄物処理</b><br>○初動態勢・収集体制の確立、ごみ処理計画の策定等<br>○被災状況の確認、災害廃棄物発生量の推計等、災害廃棄物処理計画の策定<br>○災害廃棄物受付開始、中間処理・再利用・最終処分 | <b>応急教育</b><br>○幼児・児童・生徒等の安全確保<br>○臨時の学校運営態勢の確保、緊急避難の指示等                      | <b>災害救助法の適用等</b><br>○都への被害状況等の報告、災害救助法の適用の要請<br>○激甚災害の指定                        |
| <b>地震後の行動</b><br><b>（復旧対策）</b><br><b>発災後1週間目途</b>   | <b>生活再建のための復旧対策</b><br>○被災住宅等の応急修理<br>○公的住宅及び民間賃貸住宅の提供、入居者の選定等<br>○生活相談等、義援金の保管、配分等<br>○災害弔慰金等支給<br>○生活福祉資金等による融資計画<br>○被災者に対する職業のあっせんの実施<br>○租税の徴収猶予及び減免等 |                                                                                                              | <b>災害廃棄物処理の実施</b><br>○解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口の設置箇所等の検討、関係機関等との調整                                                  | <b>学校教育の復旧</b><br>○学用品の調達・支給、給食の提供及び保健衛生指導の徹底<br>○平常授業の早期開始                   | <b>災害救助法の運用等</b><br>○災害救助法の適用、災害救助基金等の運用、救助活動の実施<br>○災害救助法の公布、災害報告・救助実施状況の報告の実施 |
| <b>5 到達目標</b>                                       | ■応急危険度判定及び家屋・住家被害状況調査の実施体制の充実<br>■罹災証明システム構築による発行手続の迅速化                                                                                                    | ■災害用トイレの確保及びし尿処理体制の構築<br>■指定避難所内マンホールトイレ用人孔の増設                                                               | ■ごみ、災害廃棄物の処理体制の構築                                                                                               | ■円滑な応急教育の実施体制の強化                                                              | ■災害救助法等の迅速な対応体制の確立                                                              |

## ● 予防対策

### 第1節 生活再建のための事前準備

#### 第1項 住宅・宅地の応急危険度判定

〔区〕

被災した住宅・宅地の被害状況を把握し、応急危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し、生活再建に向かう住民の安全確保を図る。

区は、応急危険度を判定する判定員（建築士事務所協会や専門ボランティア等）の確保など、応急危険度の判定体制を整備するために、都や関係団体等との連携を図る。

#### 第2項 罹災証明の発行

〔区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

区は「被災者生活支援再建システム」を導入し、迅速かつ適正な罹災証明を行うとともに、被災者の生活再建を支援する「被災者台帳」を整備する。そのため、東京消防庁と連携し、火災による被害状況調査体制を充実するとともに、事前協議や協定締結等を行い、罹災証明発行に係る情報の収集等、連携体制を確立する。

また、都が作成したガイドラインに基づき、現況の住家被害認定調査手法や、罹災証明発行体制を把握し、必要に応じて調査員不足が想定されるマンパワーや各種情報連係に必要なシステム化を検証するとともに、調査手法や罹災証明事務手続に関する職員研修を実施する。

#### 第3項 義援金の配分事務

〔区〕

都義援金配分委員会の23区代表委員は必要な時期に迅速に開催できるよう、あらかじめ選任しておく。

義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図りつつ、義援金に関する寄付控除（国税及び地方税）等の取扱いを確認しておく。

## 第2節 トイレの確保及びし尿処理

〔区、都下水道局東部第一下水道事務所〕

### 1 災害用トイレの確保

- (1) 区は、都と連携して、災害発生当初は避難者約 50 人当たり 1 基、その後、避難が長期化する場合には、約 20 人当たり 1 基の確保に努めるとともに、内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を踏まえ、安全性、衛生・快適性、女性・要配慮者への配慮等の多様な視点などを考慮する。

ア 仮設トイレ以外の携帯トイレ・簡易トイレ・マンホールトイレなど多様な災害用トイレを確保する。

イ 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の確保により、利用者の利便性にも配慮する。

ウ 要配慮者の利用を想定して、車椅子使用対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介護者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進する。

- (2) 事業所及び家庭、マンション管理者は、当面の目標として、最低3日分、推奨1週間分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄する。

- (3) ライフライン等の支障により避難した住民が、家屋の被害がなく帰宅した場合に、トイレが使用できないことがあるため、家庭やマンション管理者は災害用トイレの備蓄に努める。

※ V-18：災害用トイレ整備状況（別冊 P284 参照）

### 2 生活用水の確保

- (1) 区は、各避難所において避難者数に応じた生活用水の確保に努める。

- (2) 事業所及び家庭においては、平素から水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。

### 3 し尿収集・搬入体制の整備

- (1) 区は、災害時のし尿処理を円滑に行うため、し尿処理能力を有する機関と「災害時におけるし尿収集処理に関する協定」を締結している。

- (2) 水再生センター及び主要な管渠<sup>かんきょ</sup>の指定マンホールへの搬入体制を整備するとともに、円滑な運用に向けた、し尿搬入訓練を実施する。

- (3) 区は、都下水道局東部第一下水道事務所と締結している覚書により、下水道用仮設マンホールトイレの設置体制を確立する。

### 4 普及啓発等

- (1) 区は、仮設トイレ等の設置に当たって、し尿の収集が可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。

- (2) 各機関は、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努めるとともに、事業所・家庭において、既設水洗トイレの便器を利用する災害用トイレやトイレ用品の備蓄及び生活用水の確保を推進する。

（3）災害用トイレの設置や利用等の経験は極めて重要であり、各機関は災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施する。

## 第3節 ごみ処理

[区]

### 1 現有処理体制

（1）区のごみ収集運搬能力（1日当たり）は、下表のとおりである。

（令和5年4月1日現在）

|                  |                | 新大型<br>特殊車 | 小<br>型<br>特殊車 | 小<br>型<br>プレス<br>車 | 小<br>型<br>ダンプ<br>車 | 新小型<br>ダンプ<br>車 | 軽小型<br>ダンプ<br>車 | 1日当<br>処理量 |
|------------------|----------------|------------|---------------|--------------------|--------------------|-----------------|-----------------|------------|
| すみだ<br>清掃<br>事務所 | 台数             | 5          | 1             | 21                 | 3                  | 2               | 3               | -          |
|                  | 延べ<br>台数       | 20         | 6             | 101                | 7                  | 6               | 17              | -          |
|                  | 処理<br>量<br>(t) | 34.8       | 9.0           | 123.0              | 3.9                | 2.4             | 5.0             | 178.1      |

※ 延べ台数は、令和5年度作業計画に基づき、最大配車曜日の墨田清掃工場及び不燃ごみ処理センターへの搬入回数とする。

※ 処理量は、週平均1日当たりの可燃ごみ・不燃ごみの合計である。

（2）ごみ収集の人員編成は、下表のとおりである。

（令和5年4月1日現在）

|          | 直営          |             | 雇上（民間） |        |
|----------|-------------|-------------|--------|--------|
|          | 収集職員<br>(人) | 運転職員<br>(人) | 作業員（人） | 運転手（人） |
| すみだ清掃事務所 | 11          | 1           | 47     | 34     |

※ 直営及び雇上の人数は、令和5年度作業計画に基づく最大配車曜日の稼働人員とする。

### 2 ごみ処理体制の構築

所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、ごみ処理機能の確保策に関する見直し等を行い、処理体制の構築を促進する。



## 第4節 災害廃棄物処理

〔区〕

区は、都の災害廃棄物処理計画や特別区の災害廃棄物処理対策ガイドラインを踏まえつつ、国が定める災害廃棄物対策指針などの各種の法令、計画等との整合を図りながら「墨田区災害廃棄物処理計画」を策定する。

災害が発生した場合には、この処理計画を基に、区域内の被災状況に応じた「災害廃棄物」の発生量を把握し、必要な仮置場や運搬車等の確保、最終処分場などを定めた「災害廃棄物処理計画」を策定して災害廃棄物処理を行う。

また、不足が想定されるマンパワーや資器材に対して民間協定を締結するとともに、墨田区災害廃棄物処理マニュアルを策定する。

## 第5節 応急教育のための事前準備

〔区〕

### 1 活動方針

災害発生の場合、区立小・中学校の児童・生徒の教育を中断することなく行い、教育目的を達成することを方針とする。

### 2 目標

区の地域における区立小・中学校の災害対策として、災害の予防、応急対策、復旧を通じて、教育効果の達成を図ることを目標とする。

### 3 事前準備

- (1) 学校長は、学校の立地条件などを考慮し、常に災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を策定しておくものとする。
- (2) 区立学校の教職員は、常に気象情况等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力して応急教育体制に備え、次の事項を守らなければならない。
  - ア 児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討すること。
  - イ 区教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網の確認を行うこと。
  - ウ 勤務時間外においては、学校長は、所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。
- (3) 学校長は、学校の理科室及び理科準備室等における薬品類の保管・管理について、常に管理体制を確立し、災害発生の際、火災が発生しないよう配慮する。

## 第6節 災害救助法等

### 第1項 災害救助法の適用

〔区〕

区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときは、知事へ直ちに報告しなければならない。そのため、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を確立する。

#### 1 災害救助法の適用基準

##### （1）災害が発生した段階の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、都における具体的適用基準は、次のいずれかに該当する場合とする。

ア 本区の場合、住家の滅失した世帯数が100世帯以上であること。

イ 都の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上の場合であって、本区内において住家が滅失した世帯の数が75世帯以上であること。

ウ 都の区域内の住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等災害に遭った者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

エ 多数の者が、生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

##### （2）災害が発生するおそれ段階の適用

災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、都が当該本部の所管区域として告示されたときに、都の区域内において災害により被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用することとなっている。

区は、都から災害が発生するおそれ段階での災害救助法適用について伝達を受ける。

※ I-17：災害救助法（別冊P106参照）＜再掲＞

※ I-18：災害救助法施行令（別冊P114参照）

#### 2 被災世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は1/2世帯とし、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は1/3世帯として換算して取り扱うものとする。

#### 3 住家の滅失等の認定

##### （1）住家が滅失したもの（「全壊、全焼又は流出」という。）

住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

##### （2）住家が半壊、半焼等著しく損傷したもの（「半壊又は半焼」という。）

住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的

には損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

このうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。

(3) 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの（「準半壊」という。）

損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの

(4) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(5) 上記(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

#### 4 世帯及び住家の単位

##### (1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

##### (2) 住家

現実にその建物を居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

## 第2項 激甚災害法の適用

### 〔区〕

区長は、大規模災害が発生した場合は、都知事へ速やかにその被害の状況及び取られた措置等を報告しなければならない。そのため、職員は、激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を確立する。

#### 1 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

※ I-24：激甚災害指定基準（別冊P166参照）

#### 2 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模で捉え、その被害の程度の大きい災害について、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が基準を定めている。

※ I-25：局地激甚災害指定基準（別冊P168参照）

## ● 応急対策

### 第1節 被災住宅の応急危険度判定

〔区〕

区は、地震後、応急危険度判定実施本部を設置し、余震等による被災住宅の倒壊、部材の落下から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、早期に住宅の被害状況の調査を実施し、使用の適否について応急的に判定する。

#### 1 判定の実施

判定は、地震発生後10日以内に終了することを目標とし、東京都被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（以下「判定業務マニュアル」という。）に基づいて実施する。

#### 2 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、判定業務マニュアルに基づく「危険」「要注意」「調査済み」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

#### 3 判定資器材の備蓄

判定資器材は、判定業務マニュアルに基づき、数量等を確保する。

### 第2節 被災宅地の応急危険度判定

〔区〕

区は、地震後、二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図るため、被災した宅地の危険度を判定する。

#### 1 判定の対象

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

#### 2 判定の実施

区は、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。

#### 3 判定結果の表示

被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

## 第3節 家屋・住家被害状況調査等

〔区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

区は、住宅の応急修理や住宅の供給、及び都市復興における計画作成等の基礎資料とするため、被災直後において、家屋・住家の被害状況を調査する。

### 1 調査の実施

区は、あらかじめ定めた調査方法や判定方法等※により、調査を行う。

※国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考にする。

### 2 結果の報告

上記に基づき、住家及び非住家の被害状況調査を行い、都災害対策本部に報告する。

### 3 都や消防署の活動

調査に当たり、都は人員派遣などの支援を行う。

火災による被害については、本所・向島消防署が被害状況調査を行う。

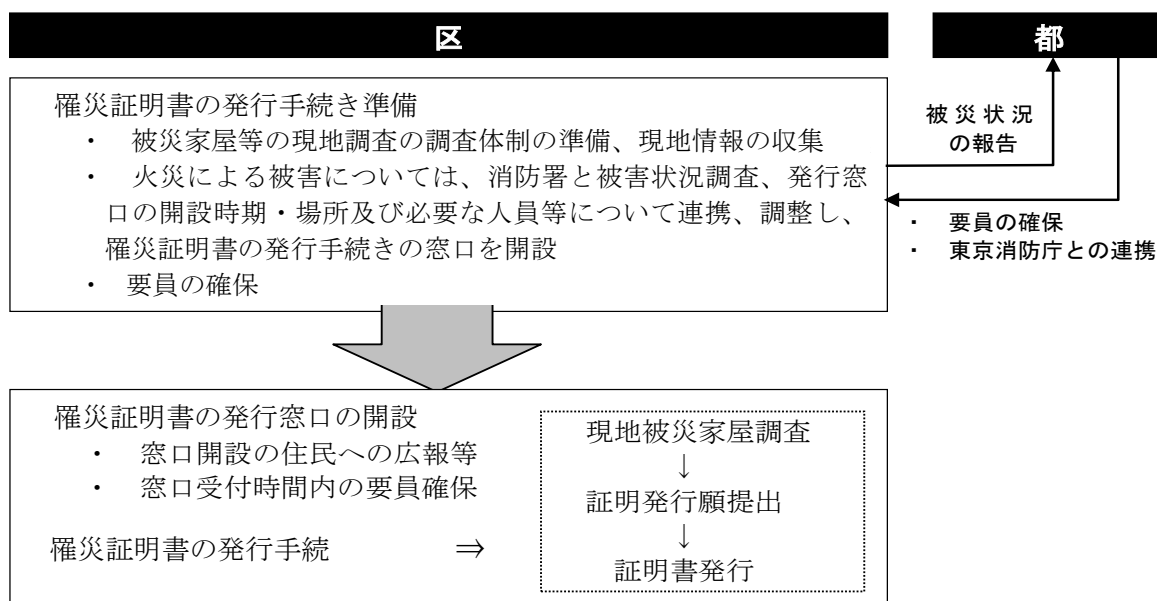
## 第4節 罹災証明書の発行準備

〔区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

家屋・住家被害状況調査の結果に基づき、速やかに罹災証明書を発行する準備を整える。

| 機関名                       | 活動内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区                         | <ol style="list-style-type: none"> <li>発行<br/>罹災証明は、原則として区民部窓口課が発行することとするが、大規模災害発生時には、災対総務部あるいはその他各部の応援により実施する。<br/>区民部窓口課は、管内の罹災台帳を備付け、その台帳（台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料）等によって罹災者の申請により発行する。</li> <li>証明<br/>原則として建物（不動産）を対象に、法に基づく自然災害等※において、①全壊②大規模半壊③中規模半壊④半壊⑤準半壊⑥準半壊にいたらない一部損壊⑦床上浸水⑧床下浸水について証明する。<br/>※災害対策基本法第2条第1号に規定する災害：暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害</li> <li>証明の手数料<br/>手数料は、事件の特殊性により免除する。</li> <li>区民への広報等<br/>罹災証明の発行基準や発行時期、会場等を広報等により周知する。<br/>※ VI-18：罹災台帳（別冊 P311 参照）<br/>※ VI-19：罹災証明申請書（別冊 P312 参照）<br/>※ VI-20：罹災証明書（別冊 P313 参照）</li> </ol> |
| 都                         | 被災区市町村が速やかに罹災証明書を発行できるよう、応援体制を整備する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 東京消防庁第七消防方面本部<br>本所・向島消防署 | <ol style="list-style-type: none"> <li>火災による被害状況調査の実施に向けて、区と調整・連携を図る。</li> <li>火災による被害状況に係る罹災証明書交付のために区と必要な情報共有を図る。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

### 【罹災証明書の発行の流れ】



## 第5節 義援金の募集・受付

[区]

### 1 東京都義援金配分委員会の設置

都は、義援金を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、都災害対策本部に東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）を設置する。

### 2 区における義援金の受付・募集等

（1）区は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振り込みによる義援金を受け付ける。

（2）受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。なお、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

※ VI-21：受領書（別冊 P314 参照）

（3）義援金受付状況を都委員会に報告し、都委員会に送金する。

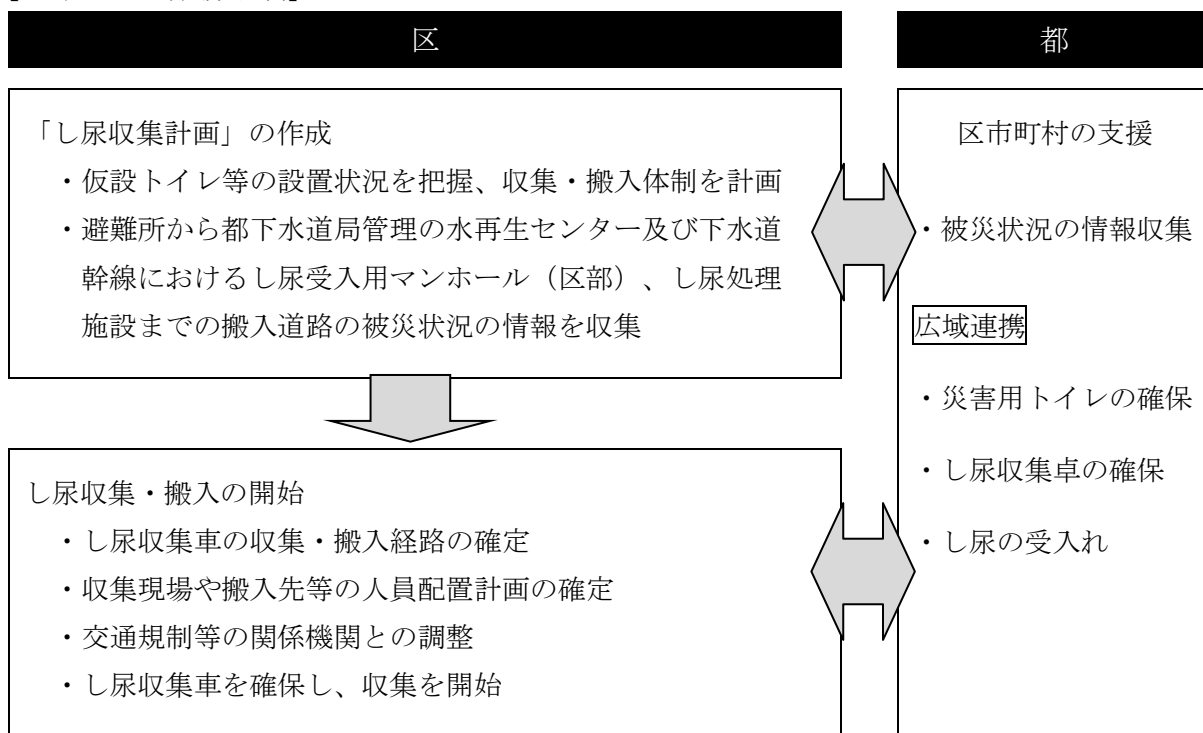
## 第6節 トイレの確保及びし尿処理

〔区、都下水道局東部第一下水道事務所〕

### 1 災害用トイレの活用とし尿の収集・搬入

- (1) 区は、仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。
- (2) 区は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を民間協定等によるし尿収集車（バキュームカー）により収集し、水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール、し尿処理施設等に搬入する。
- (3) 確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合に、区は、都に応援を要請する。
- (4) 都は、区からの要請に基づき、被災していない他の自治体や事業団体などに対して、し尿収集車の確保についての広域的な調整・応援要請を行う。

#### 【し尿処理の業務手順】



### 2 避難所等における対応

#### (1) 避難場所における対応

- ア 雨水貯留槽、災害用井戸等によって生活用水を確保し、下水道機能の回復を図る。
- イ 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。

#### (2) 避難場所において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、区は備蓄した組み立てトイレ等により対応する。避難所における対応は以下のとおりである。

- ア 断水した場合には、学校のプール、災害用井戸等で確保した水を使用し、下水道機能の回復を図る。
- イ 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区は努めて、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレを確保し、対応する。



ウ 発災後4日目からは、区は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。

エ 備蓄分が不足した場合には、区は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

(3) 事業所・家庭等における対応

ア 上水機能に支障を来たしている場合には、排水設備に異常がないか確認した上で、災害用井戸、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。

イ 下水道機能に支障を来たしている場合には、事業所・家庭における備蓄（災害用トイレ）を活用する。

## 第7節 ごみ処理

[区]

災害により排出される大量のごみを迅速に処理し、衛生管理の確保を図る。

- 1 区は、災害発生後の道路事情等により通常の収集が困難な間に発生することが予想される生活系ごみについて、発災後、速やかに人員を確保し、関係機関と連携した初動体制の確立により、迅速、効率的に処理する。
- 2 区資源環境部すみだ清掃事務所は、発災後、速やかに人員・機材を確保し、ごみ処理計画を策定し、収集体制を早期に確立する。
- 3 災害時のごみは、分別を徹底させ、区が指定する集積所に排出するよう指導する。
- 4 ごみの収集運搬は、衛生上速やかに処理を必要とするごみから優先的に、収集体制確立後2週間で行う。なお、収集を開始して3週間以降にごみが滞留する場合には、状況に応じて臨時作業を継続して行う。

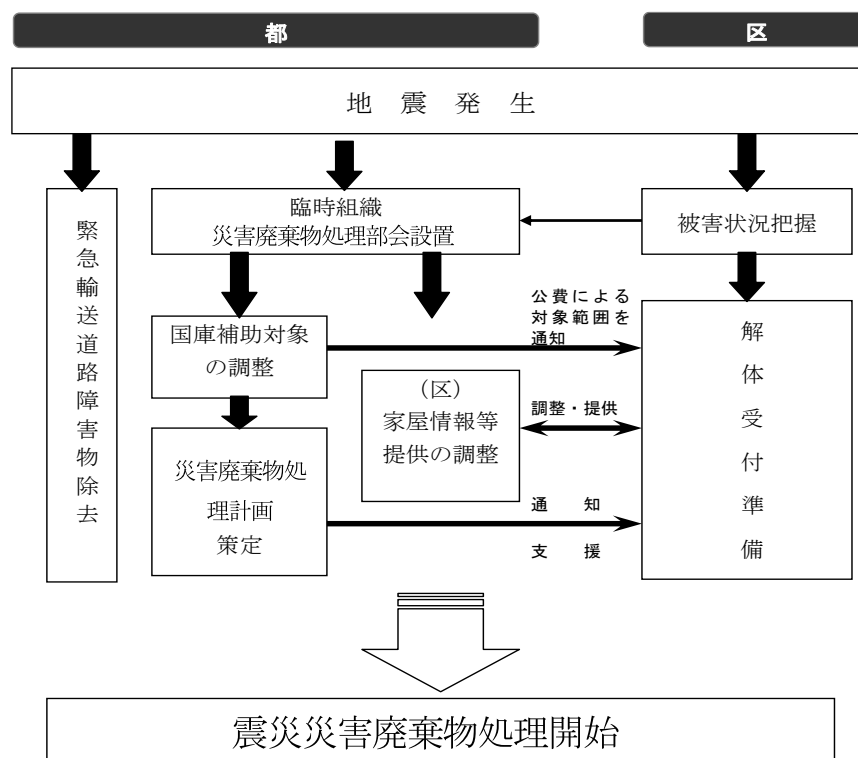
## 第8節 災害廃棄物処理

〔区〕

被災地の応急対策や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「災害廃棄物」という。）の再利用、適正処理を図る。

区は、区域内の被災状況を確認し、「災害廃棄物」の発生量の推計等を行い、「墨田区災害廃棄物処理計画」に基づき、「災害廃棄物処理計画」を策定する。この計画に従い、区域内の関係機関と調整を図り、都と連携して、「災害廃棄物」の処理を行う。

【発災直後から2週間までの作業行程】



### 1 推定発生量

被害想定（総則第2章第2節「被害想定」）に基づく、区内の「災害廃棄物」推定発生量は、264万トンである。

### 2 処理計画

#### （1）災害廃棄物処理対策臨時組織の設置

区は、「墨田区災害廃棄物処理計画」に基づき、「災害廃棄物処理計画」を策定し、地域の災害廃棄物処理を行う。

#### （2）災害廃棄物発生量の推計等

区内の被害状況を確認し、「災害廃棄物」の発生量を推計するとともに、公費負担による「災害廃棄物」の処理の対象となる範囲を定め、公表する。

また、区内の廃棄物処理施設などの被害状況及び災害廃棄物発生量（推計）については、適宜、都へ報告する。

（3）緊急道路啓開作業に伴う「災害廃棄物」の搬入

発災直後、救援活動を円滑に行うため実施する緊急道路啓開作業により収集した「災害廃棄物」を、災害廃棄物仮置場（第一仮置場）に搬入し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分別する。

（4）「災害廃棄物」の撤去及び倒壊建物の解体

「災害廃棄物」の撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所等に関し、対策班が住民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともにその適正処理についての指導等を行う。

また、倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関しても「災害廃棄物」の撤去と同様の事務を行う。

なお、私有財産である被災した建築物等の解体・撤去及び「災害廃棄物」の処理が円滑に行えるよう、緊急性がある場合の所有者等の承諾の必要性、公費による解体・処理の是非について検討する。

（5）「災害廃棄物」の仮置場の設置

仮置場は、積替えによる「災害廃棄物」の輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として設置する。

具体的には、「災害廃棄物」処理の経過に応じて、次のア～ウのように区分する。また、各仮置場には簡易破砕機等を導入して、廃木材、コンクリートがらをできるだけ減容化する。

なお、各仮置場での、有機性廃棄物の発酵や腐敗性廃棄物による火災、悪臭、害虫等の発生防止対策を検討する。

【災害廃棄物仮置場の区分と候補地】

| 区 分         | 役 割                                                                                                       | 候 補 地                                       | 所 在 地         |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------|
| ア 第一<br>仮置場 | 緊急道路啓開により収集した「災害廃棄物」を、処理体制が整うまでの間仮置きするために設置する。<br>啓開終了後は、引き続き輸送の効率を図るため、建物の解体により発生した「災害廃棄物」の積替え用地として使用する。 | 錦糸公園                                        | 錦糸4-15-1      |
| イ 第二<br>仮置場 | 緊急道路啓開終了後、他の緊急対策で利用していたオープンスペースを転用して、建物の解体により発生した「災害廃棄物」の積替え用地として使用する。                                    | 荒川・四ツ木橋緑地<br>※仮置きする場合、<br>河川管理者と事前<br>協議する。 | 八広6<br>東墨田2・3 |
|             |                                                                                                           | 白鬚東地区                                       | 堤通2           |
|             |                                                                                                           | 両国地区                                        | 横網            |

| 区 分         | 役 割                                                                                                                                                       | 候 補 地                                       | 所 在 地 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|-------|
| ウ 第三<br>仮置場 | <p>第一、第二仮置場から搬入した廃木材・コンクリートがらについては、できる限り再利用するが、その際に、中間処理や再利用施設が円滑に機能するまでの間、貯留用地として使用する。</p> <p>なお、第三仮置場周辺で発生した「災害廃棄物」は、輸送効率を勘案し、第一、第二仮置場を経由せず、直接搬入する。</p> | <p>荒川・四ツ木橋緑地<br/>※仮置きする場合、河川管理者と事前協議する。</p> | 墨田4・5 |

※ IX-15：高水敷ゾーニング〔墨田区〕（別冊 P392 参照）

#### （6）「災害廃棄物」の中間処理・再利用・最終処分

第一、第二仮置場から分別して搬出された「災害廃棄物」は、破砕処理等の中間処理を行った後、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づいて、品目ごとにできるだけ再利用する。

再利用が不可能なものに限り、焼却処理するなどできるだけ減容減量化した上で、環境汚染防止に十分配慮しつつ、都が管理する既存の埋立処分場に搬入する。

なお、「災害廃棄物」の広域的な処理体制、最終処分場の確保等について、地方公共団体間や地方公共団体と民間事業者間の連携・調整の仕組み、国の関与の仕組みを整備する。

#### （7）仮置場の管理

災害廃棄物を仮置場で集積する場合は、積み上げる高さを考慮し、ガス抜き管を設置するなどして火災を防止し、併せて飛散、流出の防止にも配慮する。

また、ハエ、悪臭発生対策など環境衛生への対応を関係機関と連携して行っていく。

#### （8）処理に必要な協力体制について

「災害廃棄物」の処理に当たっては、次の業務について資器材の提供を含め、民間業者に協力を求めて、効率的に実施する。

##### ア 倒壊建物の解体・「災害廃棄物」の撤去

（ア）倒壊建物の解体業務

（イ）発生した「災害廃棄物」の撤去業務

##### イ 災害廃棄物仮置場の設置

（ア）仮置場の維持管理業務

（イ）仮置場からの「災害廃棄物」の搬出

##### ウ 「災害廃棄物」の中間処理、再利用、最終処分

（ア）廃木材・コンクリートがら等破砕処理

（イ）廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供

（ウ）再利用施設への搬入

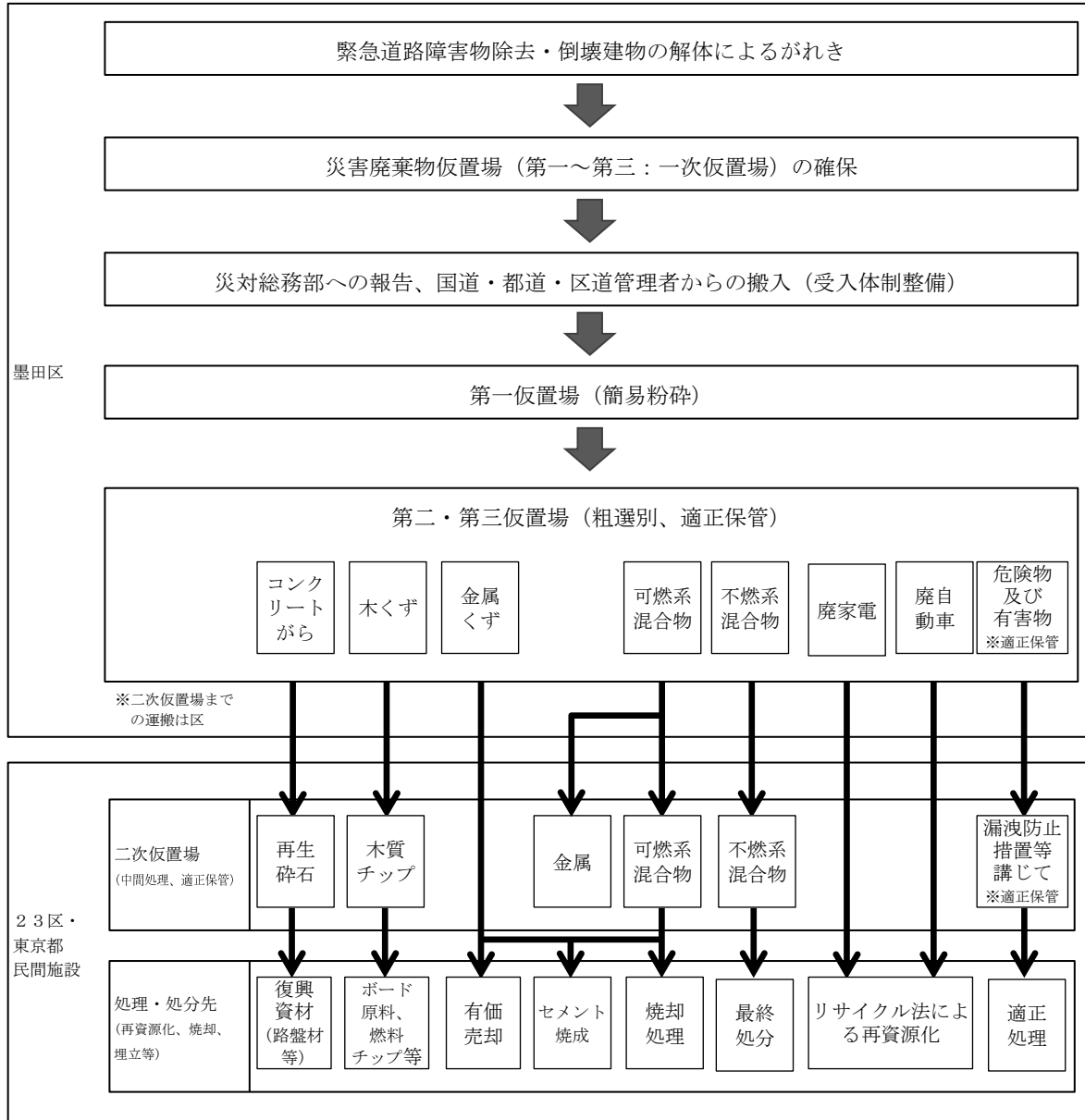
（エ）再利用施設での優先的な処理

（オ）最終処分場への「災害廃棄物」の搬入

#### （9）区で処理できない災害廃棄物は、都に広域処理を要請する。

#### （10）円滑な災害廃棄物処理の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携を図る。

【「災害廃棄物」処理の基本的な流れ】



## 第9節 応急教育

〔区〕

### 1 災害時の体制

- (1) 学校行事、会議、出張等中止すること。
- (2) 学校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与え、また災害の規模、児童・生徒・職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、区教育委員会と連絡し、災害対策に協力し、校舎の管理に必要な職員を確保し、万全の体制を確立する。
- (3) 学校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整するとともに、決定次第、速やかに児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。
- (4) 区長は、学校長に対して適切な緊急対策を指示する。

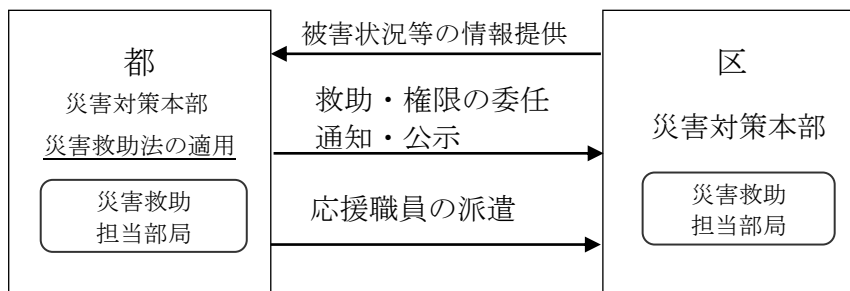
※ IV-18：墨田区立小・中学校・幼稚園継送電話順路（別冊 P241 参照）

## 第10節 災害救助法の適用

〔区〕

- 1 区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。ただし、災害の事態が急迫して都知事による救助の実施を待つことができないときは、区長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともにその状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理については都知事の指揮を受けるものとする。
- 2 区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長は都知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を実施し、都知事を補助する。
- 3 区長は、災害救助法の適用を要請する場合には、都総務局総合防災部防災対策課に対し、次に掲げる事項についても、無線又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。
  - (1) 災害発生の日時及び場所
  - (2) 災害の原因及び被害の状況
  - (3) 適用を要請する理由
  - (4) 適用を必要とする期間
  - (5) 既に取った救急措置及び取ろうとする救急措置
  - (6) その他必要な事項

【災害救助法適用の流れ】



## 第11節 激甚災害の指定

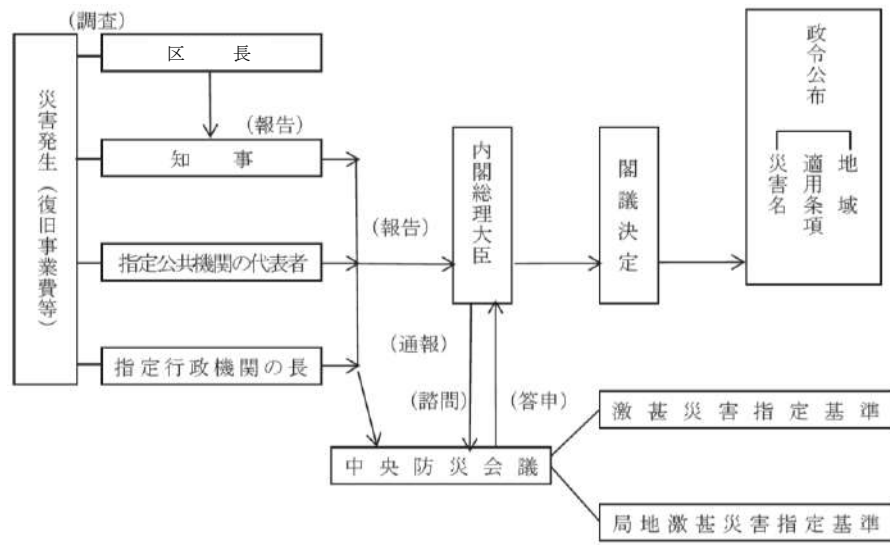
### 第1項 激甚災害指定手続

〔区〕

大規模な災害が発生した場合、区長は速やかに災害状況及び措置の概要を都知事に報告し、都知事は内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は、この報告に基づき中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣に、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害とすべきかどうかを答申する。

【激甚災害指定の手続きの流れ】



### 第2項 激甚災害に関する調査報告

〔区〕

- 1 区長は、その区域内に災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかにその被害状況等を都知事に報告する。
- 2 被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。
  - (1) 災害の原因
  - (2) 災害が発生した日時
  - (3) 災害が発生した場所又は地域
  - (4) 被害の程度
  - (5) 災害に対し取られた措置
  - (6) その他、必要な事項

### 第3項 特別財政援助等の申請手続等

〔区〕

区長は激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき調書等を作成し、都知事に提出する。

## ● 復旧対策

### 第1節 被災住宅の応急修理

〔区〕

災害救助法が適用された地域において、災害により住家が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。また、取壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

#### 1 実施主体

住宅の応急修理は、災害救助法適用後は都が行う。なお、災害救助法適用後、その事務が委任された場合には、区が実施する。ただし、災害救助法が適用されない場合、その他区長が特に必要と認めた場合には、区において実施する。

#### 2 修理の対象者

- (1) 住家が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者
- (2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

#### 3 修理住宅の選定

- (1) 都が修理を行う場合には、被災者の資力その他生活条件の調査及び区長が発行する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任を受けた区が行う。
- (2) 区が実施する場合には、災対建築部建築隊をもって調査班を編成し、被害程度を調査の上、修理住宅の選定を行うものとする。

#### 4 修理の基準及び戸数

- (1) 修理は、日常生活に欠くことのできない部分に対し、最小限度の応急修理を行うものとし、災害救助法が適用された場合は、災害救助法の基準に基づき、都が定める応急修理の基準で行う。修理費は、国の定める基準によるものとする。
- (2) 災害救助法の適用後において、区長が必要があると認めた場合には、直ちに都知事に実施を要請し、修理対象戸数は都知事が決定する。

#### 5 修理の方法

- (1) 災害救助法が適用された場合の応急修理は、都が、一般社団法人東京建設業協会、全国建設労働組合総連合東京都連合会及び一般社団法人災害復旧職人派遣支援協会のあつせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、区はリストから業者を指定し、生活上欠くことのできない部分の修理を行う。
- (2) 災害救助法が適用されない場合、その他区長が特に必要と認めた場合に、区が実施するときは、修理住宅の選定を踏まえ災対建築部建築隊において現物又はこれに代わる方法により行うものとする。



- （3）期間は、原則として災害発生の日から3か月以内に完了する（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内）。

## 第2節 応急仮設住宅の供給

〔区〕

住家の滅失等により、居住する住家を確保することができない者を収容するため、応急仮設住宅を設置する。被災状況に応じて公的住宅の空き家提供、民間賃貸住宅の借上げにより、被災者に応急仮設住宅を供給する。また、必要に応じ、仮設住宅を建設する。

避難所生活を早期に解消し、区民の生活の再建を速やかに果たすため、仮設住宅の設営に際しては、早急に必要戸数の把握に努めるほか、地域の人間関係の維持やコミュニティの形成にも配慮しつつ、ひとり暮らし高齢者や障害者等の孤立化を防止するなど、被災世帯の状況に応じた対応を図ることとする。

### 1 応急仮設住宅の設置主体

- （1）応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は都が設置し、区はこれに協力する。
- （2）災害救助法が適用されないときには、区が設置する。ただし、この場合においても都に設置を要請することもある。

### 2 応急仮設住宅の種類

- （1）公的住宅の活用による一時提供型住宅  
都に協力し、区営住宅等公的住宅の空き家を確保の上、応急仮設住宅として被災者に提供する。
- （2）民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅  
都が応急仮設住宅として借り上げた民間賃貸住宅の被災者への提供について、都と協力の上、進める。
- （3）建設型応急住宅  
都が応急住宅として建設した仮設住宅の被災者への提供について、都と協力の上、進める。

### 3 応急仮設住宅の建設

#### （1）建設予定地の選定

応急仮設住宅の建設予定地は、区内の公園、野球場及びグラウンド等から、あらかじめ次の点を考慮した上で選定し、毎年、最新の状況を都に報告する。

- ア 接道及び用地の整備状況
- イ ライフラインの状況
- ウ 避難場所などの利用の有無

※ V-23：応急仮設住宅設営候補地（別冊 P292 参照）

#### （2）建設の方法、構造及び規模

- ア 建設地

（ア）建設地は、建設予定地の中から都が選定する。

（イ）建設地の選定に当たっては、区の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合など、都が必要に応じて区市町村相互間で融通をする。

イ 構造

平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じて、高齢者や障害者世帯に適した設備・構造を選択するなど、生活実態等を踏まえた住宅の仕様とする。

ウ 規模及び費用

規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。1戸当たりの設営費用は、国の定めによる。

エ 着工

災害発生の日から20日以内に着工する。

オ 建設工事

建設工事及び工事監督は、都が行う。ただし、これにより難い事情がある場合には、区に委任される場合がある。

4 入居者の選定

（1）入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、都知事が必要と認める者とする。ただし、使用申込は、1世帯1か所限りとする。

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自己の資力では住家を確保できない者

（2）入居者の募集・選定

ア 入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、区に住宅が割り当てられる。割当てに際しては、原則として区の行政区域内の住宅が割り当てられるが、必要戸数の確保が困難な場合には、他区市町村相互間で融通し合うものとする。

住宅の割当てを受けた場合は、区が被災者に対して募集を行う。

イ 入居者の選定は、都が策定する選定基準に基づき区が行う。

5 応急仮設住宅の管理

（1）応急仮設住宅の管理は、原則として、供給主体が行う。

（2）区は入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。

（3）入居期間は内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ都知事が定めた期間とする。

## 第3節 区営住宅の応急修理

[区]

区は、応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な区営住宅等について、関係団体と協力して応急修理に当たる。

## 第4節 建築資材等の調達

[区]

応急仮設住宅資材等の調達（災害救助法が適用されない場合）については、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会があっせんする建設業者を通じて行う。

必要に応じて、都及び国の関係省庁に対して、資材等の調達を要請する。

仮設住宅の早期建設に向け、建設用地や建設資材の確保等について検討を行う。

## 第5節 被災者の生活相談等の支援

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

区は、都と連携して、避難所における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。

また、被災者のための臨時被災者相談所を設置し、要望等を聴取し、その解決を図るほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。

## 第6節 義援金の保管及び配分

〔区〕

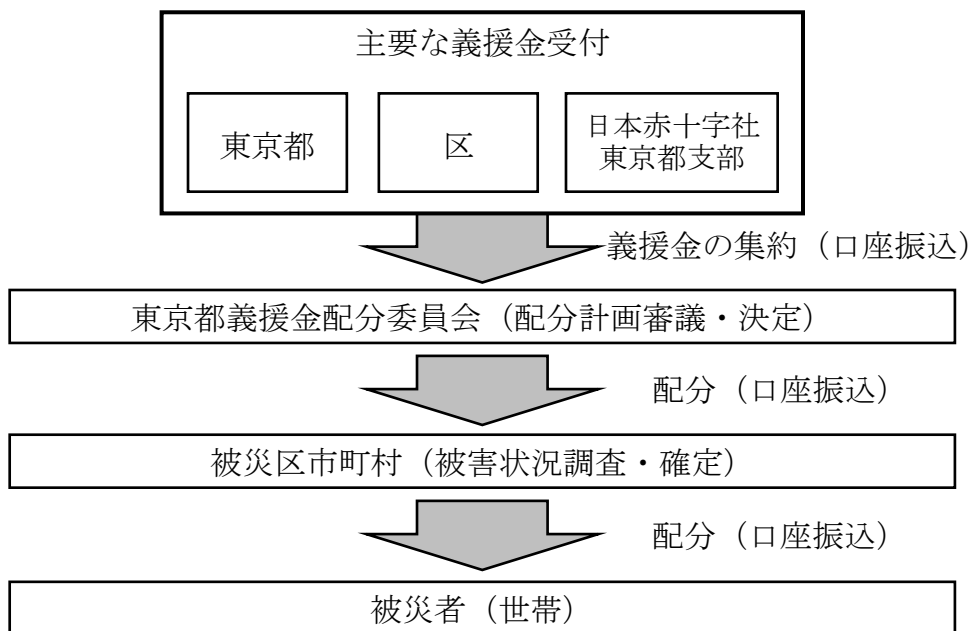
都、区市町村、日本赤十字社東京都支部及び関係機関の代表者で構成される都義援金配分委員会にて、配分計画を審議、決定し、迅速に被災区市町村を通じて、被災世帯に公正に配分する。

委員会は、送金された義援金を配分計画に基づき、被災区市町村に送金する。

区は次のように対応する。

- 1 寄託者から受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。
- 2 区は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。
- 3 区は、被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。

【義援金受付・配分の流れ】



## 第7節 被災者の生活再建資金援助等

### 第1項 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け

〔区〕

暴風、豪雨、洪水、地震などの災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し、災害障害見舞金の支給を行う。また被災した世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸付けを行い、もって区民の生活の安定に資するものとする。

#### 1 災害弔慰金の支給

##### （1）支給対象者

ア 死亡した区民の遺族

イ 支給する遺族の範囲と順位

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹（ただし、①～⑤のいずれも存しない場合で、死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者。）

##### （2）支給金額

ア 当該死亡者が、弔慰金を受けることとなる者の生計を主として維持していた場合  
500 万円

イ その他の場合 250 万円

##### （3）支給方法

区長が調査のうえ支給する。ただし、区の区域外で死亡した区民の遺族は、死亡地の官公署で発行する被災証明書を提出するものとする。また、区民でない遺族は、遺族であることを証明する書類を提出するものとする。

##### （4）申込場所

区福祉保健部厚生課

※ I-11：墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例（別冊 P29 参照）

※ I-12：墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（別冊 P34 参照）

#### 2 災害障害見舞金の支給

##### （1）支給対象者

災害（暴風、豪雨、洪水、地震など）により負傷又は発病し、その結果、災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害を負った区民

##### （2）支給金額

ア 当該障害者が、その属する世帯の生計を主として維持していた場合 250 万円

イ その他の場合 125 万円

##### （3）支給方法

区長が調査のうえ支給する。区長は障害者に対し、障害を有することを証明する医師の診断書を提出させるものとする。

ただし、区の区域外で負傷又は発病した障害者は、被災地の官公署で発行する被災証

明書を提出するものとする。

(4) 申込場所

区福祉保健部厚生課

※ I-11：墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例（別冊 P29 参照）＜再掲＞

3 災害援護資金の貸付け

(1) 貸付対象者

災害（暴風、豪雨、洪水、地震など）により被害を受けた世帯の区民である世帯主

(2) 貸付金額

一世帯当たり 150～350 万円以内とし、世帯主の負傷、家財、住居等被害の程度により異なる。

(3) 貸付条件

ア 貸付期間 10 年（据置期間は 3 年、特別の場合は 5 年）

イ 利子 保証人を立てる場合：無利子

保証人を立てない場合：年 1.5%（据置期間中は無利子）

ウ 償還方法 年賦償還又は半年賦償還

エ 保証人 連帯保証人を 1 名置くことが可能

オ 東日本大震災についての特例措置

「貸付期間 13 年（据置期間は 6 年、特別の場合は 8 年）」、「利子保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年 1.5%（据置期間中は無利子）」

(4) 申込場所

区福祉保健部厚生課厚生係

※ I-11：墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例（別冊 P29 参照）＜再掲＞

## 第2項 被災者生活再建支援金の支給

[区]

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援して、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

1 支給対象

当該自然災害において、次のいずれかに該当する世帯

(1) 居住する住宅が全壊した世帯

(2) 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するための必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

(3) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続すること、その他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

- (4) 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第1条第3号）の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（(2) 及び (3) の世帯を除く。）
- (5) 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（(2) から (4) までに掲げる世帯を除く。）

## 2 支給額

支給額は、原則、以下の(1) と (2) との支援金の合計額となる。

※世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3／4の額

※中規模半壊世帯については、「加算支援金」のみ申請可能

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

| 住宅の被害程度 | 全壊、解体、長期避難 | 大規模半壊 |
|---------|------------|-------|
| 支給額     | 100 万円     | 50 万円 |

- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

- ・全壊、解体、長期避難、大規模半壊の場合

| 住宅の再建方法 | 建設・購入  | 補修     | 賃借<br>(公営住宅以外) |
|---------|--------|--------|----------------|
| 支給額     | 200 万円 | 100 万円 | 50 万円          |

- ・中規模半壊の場合

| 住宅の再建方法 | 建設・購入  | 補修    | 賃借<br>(公営住宅以外) |
|---------|--------|-------|----------------|
| 支給額     | 100 万円 | 50 万円 | 25 万円          |

## 3 申込先

区福祉保健部厚生課を通して、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に申し込む。

※ I-20：被災者生活再建支援法（別冊 P146 参照）

※ I-21：被災者生活再建支援法施行令（別冊 P151 参照）

## 第8節 融資計画

災害により被害を受け、生業の根底を失った区民や中小企業に対して、必要な資金の貸付け等、各種の融資を行い、災害からの傷手を軽減し、生活及び事業の安定を図るものとする。

### 第1項 生活福祉資金及び応急小口資金の貸付け

[区]

#### 1 生活福祉資金（東京都社会福祉協議会）

##### （1）貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金の貸付けを受けることによって、災害による困窮から自立更生のできる世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として対象外）

##### （2）貸付金額

1 世帯 150 万円以内（他に住宅の改築、補修等に必要な経費として被害の程度に応じて重複貸付が可（合せて、350 万円まで））

##### （3）貸付条件

ア 据置期間 6 か月以内

イ 償還期間 据置期間経過後 7 年以内

ウ 連帯保証人 原則として必要（立てられなくても貸付可）

（ア）原則として 65 歳未満で一定以上の収入がある別世帯の者

（イ）生活福祉資金の借受人又は連帯保証人になっていない者等

エ 利子 保証人有：無利子、保証人无：年 1.5%（ただし、据置期間中は無利子）

##### （4）償還方法

月賦

##### （5）申込方法

官公署の発行する罹災証明書を添付し、墨田区社会福祉協議会（すみだボランティアセンター内）に申し込む。

※ この貸付金は「生活福祉資金の貸付けについて」（平成 21 年 7 月 28 日付厚生労働省発社援 0728 第 9 号厚生労働省事務次官通知）による。

#### 2 応急小口資金（墨田区社会福祉協議会）

##### （1）貸付対象

災害、疾病など突発的な事態で一時的に困窮する区民のうち、次の要件を備える者

ア 区内に 3 か月以上居住（住民登録）していること。

イ 世帯主またはこれに準ずる者であること。

ウ 貸付けを受けた資金の償還が確実であること。

エ 現に応急小口資金を借りていないこと。

オ 現に応急小口資金の連帯保証人になっていないこと。

##### （2）貸付金額



1 世帯 20 万円以内（連帯保証人がいない場合は 5 万円以内）

（3）貸付条件

ア 償還期間 貸付の日の翌月から金額により 10～30 か月以内

イ 償還方法 均等月賦

ウ 利子 無利子

エ 保証人 連帯保証人 1 人（ただし、5 万円以内の貸付の場合は不要）

（4）申込方法

社会福祉法人墨田区社会福祉協議会応急小口資金貸付規定施行要領による貸付申込書により、墨田区社会福祉協議会に申し込む。

## 第2項 母子及び父子福祉資金及び女性福祉資金の貸付け並びに墨田区ひとり親家庭福祉応急小口資金の貸付け

〔区〕

1 母子及び父子福祉資金及び女性福祉資金による住宅資金の貸付け（都・区）

（1）貸付対象

都内に 6 か月以上居住し、かつ区に現住する配偶者のいない女子等（死別、生別、遺棄等）で、災害による住宅の補修等に必要な資金の融資を他から受けることができない者に対し、住宅資金を貸し付ける。

（2）貸付要件

（母子及び父子福祉資金）

ア 配偶者のいない女子もしくは男子であって、現在満 20 歳未満の児童を扶養していること。

イ 貸付けを受けた資金の償還が確実であること。

（女性福祉資金）

ア 配偶者のいない女子であって、親・子・兄弟姉妹などを扶養していること。扶養していない場合は、年齢が 20 歳以上で年間所得が 358 万円以下であること。

イ 貸付けを受けた資金の償還が確実であること。

（3）貸付機関

都（母子及び父子福祉資金）、区（女性福祉資金）

（4）貸付限度額

200 万円

（5）貸付条件

ア 据置期間 原則として 6 か月（特例あり）

イ 償還期間 据置期間経過後 7 年以内

ウ 保証人 原則として、連帯保証人 1 人（母子及び父子福祉資金）、保証人 1 人（女性福祉資金）

エ 利子 無利子

（保証人がいない場合は、年 1 %）

(6) 償還方法

償還期間内に月賦、半年賦又は年賦

(7) 申込方法

所定の申請書に官公署の発行する罹災証明書等を添付し、区福祉保健部生活福祉課に申し込む。

2 墨田区ひとり親家庭福祉応急小口資金の貸付け（区）

(1) 貸付対象

満 20 歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女子及び男子で、次の要件を備えている者

ア 災害、疾病その他区長が定める理由により応急に資金を必要とし、かつ、資金を他から借り受けることが困難であること。

イ 貸付けを受けた資金の償還が確実であること。

ウ 貸付けの日の3か月前から引き続き区内に住所を有すること。

(2) 貸付金額

5万円以内

(3) 貸付条件

ア 償還期間 貸付けの日の属する月の翌月から10か月以内

イ 償還方法 均等月賦。ただし、偽りの申込み、貸付目的外使用等の場合は全部又は一部の一時償還

ウ 利子 無利子

(4) 申込方法

墨田区ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付条例施行規則による貸付申込書により、区福祉保健部生活福祉課に申し込む。

## 第3項 中小企業への融資

[区]

1 災害復旧資金融資（都）

(1) 融資対象

東京都中小企業制度融資要項に定める中小企業者又は組合で、同要項の基本要件を満たし、かつ、知事が指定した災害※による被害を受けている者

※令和6年1月1日現在 東日本大震災、令和元年台風第15号に伴う被害、令和元年台風第19号又は台風第21号に伴う被害

2 経営安定融資（経営一般）（都）

(1) 融資対象

東京都中小企業制度融資要項に定める中小企業者又は組合で、同要項の基本要件を満たしかつ災害により事業活動に影響を受けている者。

なお、当該災害について、官公庁の発行する罹災証明を受けていることが必要となる。

3 経営安定資金（区）

(1) 融資対象

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項（セーフティネット保証制度）第1～6号のうち、いずれかの認定を受けている者で、次の要件に該当すること。

- ア 中小企業信用保険法に定める中小企業者であること。
- イ 区内に主たる事業所を有すること（法人は本店登記地及び事業の実態が区内にあること）。
- ウ 区内において引き続き1年以上同一事業を営んでいること
- エ 特別区民税（法人は法人都民税）を滞納していないこと。また、区内に住所を有さない者は、区民税事業所課税分を滞納していないこと。
- オ 東京信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。
- カ 墨田区暴力団排除条例（平成24年墨田区条例第37号）に規定する暴力団関係者ではないこと。

(2) 融資限度額

1,000万円

(3) 融資条件（令和6年1月1日現在）

- ア 資金使途 運転資金
- イ 融資期間 6年以内（据置期間12か月以内を含む。）
- ウ 融資利率 2.0%（年利）
- エ 利子補給 1.8%
- オ 信用保証 東京信用保証協会、連帯保証人、担保のいずれか
- カ 信用保証料 東京信用保証協会の定めるところによる  
区が信用保証料を全額補助

(4) 返済方法

元金均等割賦償還とする。

(5) 申込方法

墨田区商工業融資要綱による墨田区商工業融資申込書により、区産業観光部経営支援課に申し込む。

## 第9節 職業のあっせん

[区]

国と都、区が連携し、被災者に対する職業のあっせんに迅速に実施する。

区は、被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。そして、即効性のある臨時的な雇用創出策と産業再生・振興が一体となった中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせた雇用政策を実施する。

雇用創出のための基金等を活用した発災直後からの臨時的な雇用創出や就職に必要な知識・技能を身に付けるための職業訓練を行う。また、同基金を活用した様々な事業の効果を検証し、長期にわたって実施されるべきものは、予算措置の終了後も自立して実施されるような方策も検討する。

## 第10節 租税等の徴収猶予及び減免等

災害により被災した区民が、その痛手から速やかに再起するよう被災者に対する租税等の徴収猶予及び減免等について定めるところにより被災者の生活の確保を図るものとする。

### 第1項 租税の徴収猶予及び減免に関する計画

[区]

#### 1 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他書類の提出又は区税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、指定された地域に限り、災害が収まった後、一定期間内に限り、当該期限を延長する。

#### 2 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が区税を一時に納付し、また納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する等の条例措置を講じる。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに一定期間延長することができる。

#### 3 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講じる。

#### 4 減免等

罹災した納税義務者等に対し、該当する各税目について、次により減免及び納入義務の免除等を行う。

##### (1) 区民税

その都度、条例により定める。

##### (2) その他の税措置

都においては、下記のような措置を講じることにしている。

##### ア 個人都民税

個人の都民税については、特別区民税と同じ扱いで減免する。

##### イ 事業税

納期未到来分については、被災の状況に応じ減免する。

##### ウ 不動産取得税

納期限までに災害により家屋が滅失・損壊した場合、又は滅失・損壊した不動産に代わる不動産を災害後3年以内に取得した場合に減免する。

##### エ 軽油引取税

災害により軽油引取税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税が既に納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。

災害により納税者である販売業者が、納付できないと認められるときは、被害の状況に応じ減免する。

オ 固定資産税・都市計画税

災害により滅失又は甚大な被害を受けた家屋及び償却資産について減免する。

## 第2項 料金免除等の取扱い

[日本郵便本所・向島郵便局]

災害が発生した場合、災害の態様及び国民の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

### 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法適用地域の郵便局において、被災世帯一世帯当たり、葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲で無償交付する。

※ VI-22：郵便葉書等交付依頼簿（兼受領書）（別冊 P315 参照）

### 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害救助法適用地域の郵便局において、被災者が差し出す手紙・葉書等の料金免除を実施する。

### 3 被災地宛て救助用郵便物の料金免除

総務大臣が公示した場合は、被災者の援助を行う地方自治体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に宛てた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。

### 4 利用の制限又は業務の停止

緊急郵便物の取扱いを確保するため、郵便物の利用制限又は業務の一部を停止することがある。

## 第11節 災害廃棄物処理の実施

[区]

災害廃棄物処理は、区内の被災状況を踏まえて、災害廃棄物処理対策班において対策を検討し、速やかに処理を実施する。

区は、解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、東京都や関係機関等と調整を行い、決定する。

なお、災害廃棄物処理の実施に当たっては、応急対策第8節「災害廃棄物処理」に基づくものとする。

## 第12節 学校教育の復旧

[区]

### 1 災害復旧時の体制

- (1) 学校長は、職員の会議において、次の事項の分担を決め、速やかに対策を立てる。  
また、災害の規模並びに児童・生徒及び教職員の被害状況並びに施設設備の被害状況を速やかに把握し、災対教育部庶務隊（区教育委員会事務局庶務課）宛てに報告する。
  - ア 児童・生徒の被害状況
  - イ 教職員の被害状況
  - ウ 教材器材の被害状況
  - エ 保健指導
  - オ 生活指導
  - カ 児童・生徒の訪問指導
  - キ 疎開児童、生徒の訪問指導
- (2) 被害地区については、被災学校ごとに災対教育部庶務隊（区教育委員会事務局庶務課）において小学校及び中学校に分け、分担を定めて情報及び指令の伝達について万全を期する。
- (3) 学校長は、災害の推移を把握し、区教育委員会との連絡を緊密にしたうえ、平常授業に戻るよう努め、その時期については速やかに保護者に連絡する。

### 2 学用品の調達及び支給計画

- (1) 支給対象  
災害により学用品を失い、又はき損し、就学上支障ある児童・生徒に対し、被害の実情に応じて教科書、文房具及び通学用品を支給するものとする。  
災害救助法適用に至らない災害の場合においては、区が実施するものとし、災害救助法適用後は都が実施し、区はこれに協力するものとする。
- (2) 期間  
災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は1か月以内、その他については15日以内と定められている。  
ただし、交通通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、都知事が内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。
- (3) 給与の方法  
災害救助法により行うときは、原則として、学用品は都知事が一括購入したうえ、区長が配分する。ただし、区長は、給与を迅速に行うため、職権の委任を受け、学校長及び区教育委員会の協力のもとに、購入から配分までの業務を行うものとする。
- (4) 費用の限度  
「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による。

### 3 給食及び保健衛生指導

#### （1）給食の提供

学校給食の早期再開を目指し、学校長、栄養士、調理委託業者と協力・連携して、給食設備の被害状況を調査し、早期の現状回復に努める。

給食提供に必要な食材を確保するため、調達可能な商店・事業者を調査し、情報を提供する。

また、給食室の清潔な衛生環境を確保するため、消毒や除菌等を徹底する。

なお、ライフラインの被災状況によっては、電気・ガス・水道水の供給が停止している場合もあるため、給食調理に必要な飲料水や燃料等については、災対救護部や災対要配慮者救護部等と連携して確保に努めるものとする。

#### （2）保健衛生指導の徹底

被災後における学校施設の安全確認を行い、学校長、養護教諭、災対保健衛生部等と連携して良好な衛生環境を整える。

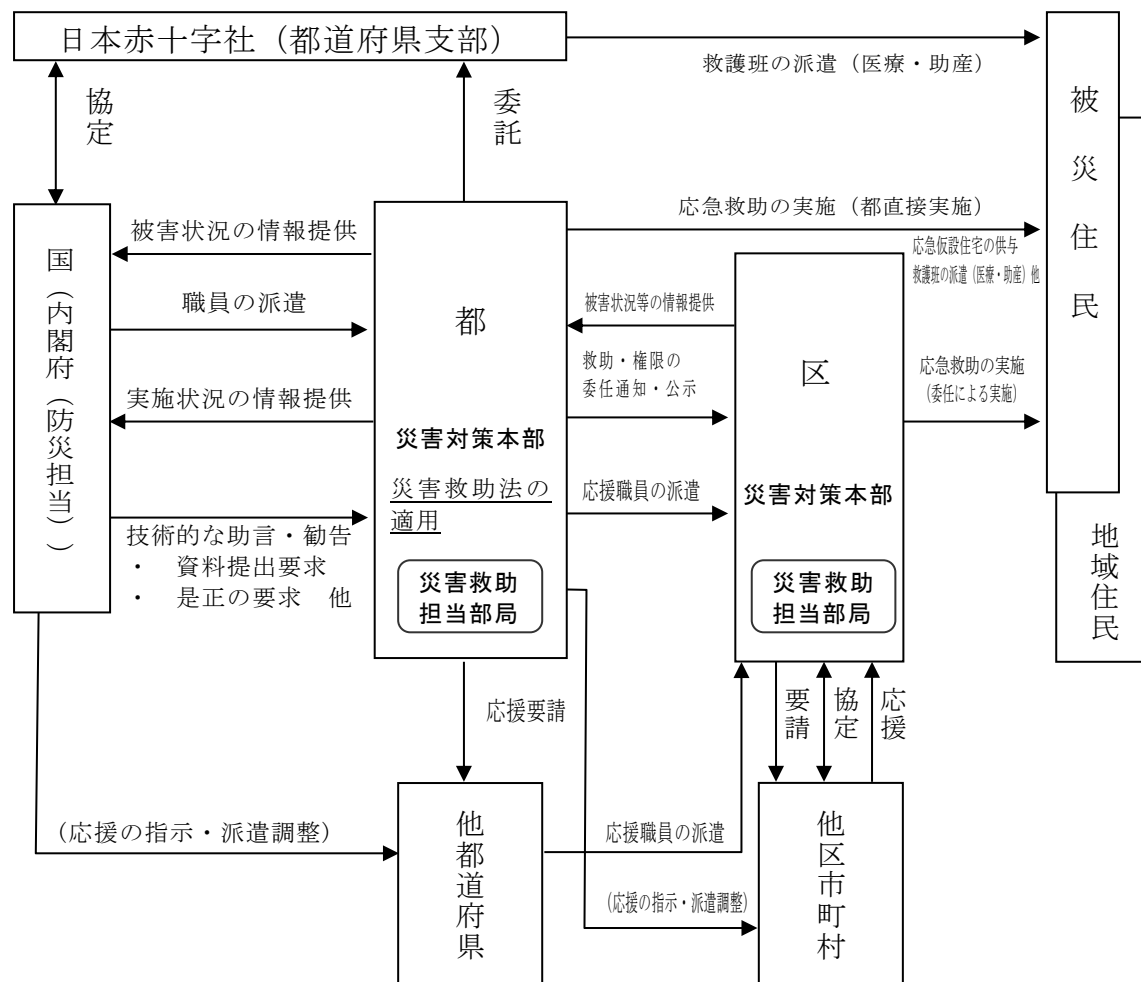
特に、児童・生徒・園児等のメンタルヘルスケアを行い、地震等の災害に対する恐怖や不安感を取り除くことが大切である。情報交換等を綿密に行い、早期に子どもの心のケアを行い、平常心を取り戻せるように努める。

また、学校や関係機関等とも連携し、インフルエンザ等の感染症予防のために必要な事前対策を講じるとともに、感染症発生後における拡大防止に努めるものとする。

## 第 13 節 災害救助法の運用等

都は、区からの報告又は要請に基づき、災害救助法の適用を決定し、災害救助基金等を運用し、救助活動を実施する。

### 【災害救助法の運用等の業務手順】



## 第 1 項 災害救助法の公布

〔区〕

都が災害救助法を適用し、次により公布したときは、区長は都知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を実施し、都知事を補助する。

|                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>公告</p> <p>○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に<br/>災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）により救助を実施する。</p> <p>令和○年○月○日</p> <p style="text-align: right;">東京都知事 ○○○○</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



## 第2項 救助の種類

〔区〕

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の提供
- 2 炊き出し、その他の食料品及び飲料水の支給
- 3 被服、寝具、その他生活必需品の支給又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を来たしているものの除去
- 7 被災した住宅の応急修理
- 8 生業に必要な資金、器具又は資料の支給又は貸与
- 9 学用品の支給
- 10 埋葬
- 11 死体の搜索及び処理

## 第3項 救助法に基づく報告等

〔区〕

### 1 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集・把握して、速やかに都知事に報告する。

### 2 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の精算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を当初から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事に報告する必要がある。



# 震災編

(東海地震事前対策)



# 第1章 対策の目的

## 第1節 策定の趣旨及び経過

東海地震（震源＝駿河湾沖、M8程度）の発生に備え、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）の規定に基づく地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）が、1都7県157市町村（平成24年4月1日現在）に指定される中、都内では新島村・神津島村・三宅村が強化地域に指定されている。

東海地震が発生した場合、墨田区は強化地域外ではあるが、震度5弱の揺れの被害を最小限に止め、また警戒宣言発令時の社会的混乱を防止する必要がある、以下の中央防災会議による報告もあるが、大震法が廃止されていない状況を踏まえ、東海地震事前対策を策定しているものである。

なお、平成29年9月の中央防災会議の報告によると、「現時点においては、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はなく、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言後に実施される現行の地震防災応急対策が前提としている確度の高い予測はできないのが実情である。」とされ、今後、国が大規模地震対策特別措置法に基づく現行の地震防災応急対策を改める可能性を示唆している。そのため、本区としては、今後の国や都の動向に注視し、必要に応じて地域防災計画に反映していくこととする。

## 第2節 基本的な考え方

本計画は、次の考え方を基本に策定したものである。

- 警戒宣言が発せられた場合においても、都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、次の措置を講じることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。
  - 警戒宣言、地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
  - 東海地震による被害を最小限に止めるための防災措置
- 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間取るべき措置を定めたものであるが、東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱の発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策を盛り込んだものである。
- 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、本計画震災編（予防・応急・復旧対策）で対処する。
- 区の地域は、強化地域でないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応するものである。
- 本計画の策定に当たっては、次の事項に留意したが、今後本計画の実施に当たり十

分配慮するものとする。

- (1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、区分等が必要な対策については、個別の対応を取ることとする（学校、鉄道対策等）。
- (2) 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があるところから、対策の優先度を配慮する。
- (3) 各防災関係機関等で関連する対策については、事前に調整を図るものとする。

## 第3節 前提条件

本計画の策定に当たっては、次の事項を前提条件とする。

- 1 東海地震が発生した場合、区の予想震度は震度5弱である。
- 2 警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は大きく様相が異なることが予想される。このため、本計画においては、警戒宣言が発せられる時刻を原則として、平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。ただし、各防災関係機関において、対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、その時刻にも対応するものとする。

## 第2章 処理すべき事務又は業務の大綱

区及び防災関係機関が実施する事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

### 第1節 区

| 機 関 の 名 称                                            | 事 業 又 は 業 務 の 大 綱                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企 画 経 営 室<br>ファシリティマネジメント担当<br>(公共施設マネジメント推進課を除く。)   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区防災会議及び区災害対策本部に関すること。</li> <li>2 地震予知情報等の収集伝達に関すること。</li> <li>3 地震予知情報等の広報及び広聴に関すること。</li> <li>4 報道機関との連絡に関すること。</li> </ol>                                                                                                          |
| 総 務 部                                                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の服務及び給与に関すること。</li> <li>2 都及び防災関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>3 車両、舟艇等の調達準備に関すること。</li> <li>4 庁舎等の防災及び点検に関すること。</li> <li>5 男女共同参画に関すること。</li> </ol>                                                                                    |
| 区 民 部                                                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 食品等の確保準備に関すること。</li> <li>2 救助物資の配分準備に関すること。</li> <li>3 救助物資の輸送準備に関すること。</li> <li>4 避難施設等の開設準備に関すること。</li> </ol>                                                                                                                      |
| 危 機 管 理 担 当<br>地 域 力 支 援 部<br>産 業 観 光 部<br>資 源 環 境 部 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 通信情報の総括に関すること。</li> <li>2 地震予知情報等の収集、伝達に関すること。</li> <li>3 避難施設等の開設準備に関すること。</li> <li>4 救助物資の給与及び貸与準備に関すること。</li> <li>5 施設利用者の保護安全に関すること。</li> <li>6 施設の保全に関すること。</li> <li>7 公害発生の予防及び対策に関すること。</li> <li>8 廃棄物等処理対策に関すること。</li> </ol> |
| 保 健 衛 生 担 当                                          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療及び防疫用資器材の準備に関すること。</li> <li>2 日赤、墨田区医師会その他関係機関との連絡に関すること。</li> </ol>                                                                                                                                                               |
| 向 島 保 健 セ ン タ ー<br>本 所 保 健 セ ン タ ー                   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療及び助産救護に関すること。</li> <li>2 防疫その他衛生活動に関すること。</li> <li>3 施設の保全に関すること。</li> </ol>                                                                                                                                                       |
| 子 ども ・ 子 育 て 支 援 部                                   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 福祉施設の保全に関すること。</li> <li>2 園児等の保護安全に関すること。</li> <li>3 施設利用者の保護安全に関すること。</li> <li>4 救助物資の配分準備に関すること。</li> <li>5 避難施設等の開設準備に関すること。</li> </ol>                                                                                           |
| 公共施設マネジメント推進課<br>都 市 計 画 部                           | 建築物の防災に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 都 市 整 備 部<br>立体化・まちづくり推進担当                           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災資器材の点検及び調達に関すること。</li> <li>2 防災に関する情報の収集及び報告に関すること。</li> <li>3 道路、公園等の保全に関すること。</li> <li>4 河川、護岸の保全に関すること。</li> </ol>                                                                                                              |

| 機 関 の 名 称       | 事 業 又 は 業 務 の 大 綱                                                     |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 会 計 管 理 室       | 現金及び物品の出納及び保管に関する事。                                                   |
| 区 議 会 事 務 局     | 区議会との連絡調整に関する事。                                                       |
| 教 育 委 員 会 事 務 局 | 1 文教施設の保全に関する事。<br>2 公立学校(園)の幼児、児童、生徒等の保護安全に関する事。<br>3 施設利用者の安全に関する事。 |

## 第2節 都

| 機 関 の 名 称                                  | 事 業 又 は 業 務 の 大 綱                                                                          |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都建設局第五建設事務所                                | 1 水防に関する事。<br>2 道路及び橋梁の保全に関する事。                                                            |
| 都建設局東部公園緑地事務所                              | 公園の保全および震災時の利用に関する事。                                                                       |
| 都建設局江東治水事務所                                | 水門・排水機場等の保全に関する事。                                                                          |
| 都水道局墨田営業所                                  | 応急給水の準備に関する事。                                                                              |
| 都下水道局東部第一下水道事務所                            | 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。<br>2 仮設トイレ等のし尿の受け入れ処理に関する事。                                        |
| 都交通局門前仲町駅務管区<br>都交通局馬喰駅務管区<br>都交通局江東自動車営業所 | 1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関する事。<br>2 地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関する事。                                     |
| 警視庁第七方面本部<br>本所警察署<br>向島警察署                | 1 各種情報等の収集及び伝達に関する事。<br>2 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事。<br>3 交通の混乱等の防止に関する事。                       |
| 東京消防庁第七消防方面本部<br>本所消防署<br>向島消防署            | 1 各種情報等の収集、連絡に関する事。<br>2 災害の予防及び警戒に関する事。<br>3 住民等に対する指導に関する事。<br>4 事業所の消防計画、危険物の予防規程に関する事。 |

## 第3節 自衛隊

| 機 関 の 名 称 | 事 業 又 は 業 務 の 大 綱    |
|-----------|----------------------|
| 陸 上 自 衛 隊 | 東海地震関連情報の収集・伝達に関する事。 |



## 第4節 指定公共機関

| 機 関 の 名 称                    | 事 業 又 は 業 務 の 大 綱                                    |
|------------------------------|------------------------------------------------------|
| 日 本 郵 便 局<br>本 所 ・ 向 島 郵 便 局 | 郵便等、各事業の運行管理及び施設等の保全に関すること。                          |
| J R 両 国 駅<br>J R 錦 糸 町 駅     | 1 鉄道輸送に関すること。<br>2 鉄道施設の保全に関すること。                    |
| N T T 東 日 本                  | 電話等の通信の確保に関すること。                                     |
| 東京電力パワーグリッド<br>江 東 支 社       | 1 電力需給に関すること。<br>2 電力施設等の建設及び安全保全に関すること。             |
| 日 本 通 運<br>ロ ジ ス テ ィ ク ス     | 貨物（トラック）自動車による救助物資の輸送の準備に関すること。                      |
| 首都高速道路<br>東 京 東 局            | 首都高速道路等の保全に関すること。                                    |
| 東 京 ガ ス グ ル ー プ              | 1 ガスの供給に関すること。<br>2 ガスの施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の保全に関すること。 |

## 第5節 指定地方公共機関等

| 機 関 の 名 称                                                   | 事 業 又 は 業 務 の 大 綱                    |
|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 東 武 鉄 道<br>京 成 電 鉄                                          | 1 鉄道輸送に関すること。<br>2 鉄道施設の保全に関すること。    |
| 東 京 地 下 鉄<br>日 本 橋 駅 務 管 区 住 吉 地 域                          | 1 鉄道輸送に関すること。<br>2 鉄道施設の保全に関すること。    |
| 医 師 会<br>歯 科 医 師 会<br>薬 剤 師 会<br>柔 道 整 復 師 会<br>訪 問 看 護 協 会 | 1 医療活動に関すること。<br>2 傘下会員との連絡調整に関すること。 |
| 東 京 都 ト ラ ッ ク 協 会<br>墨 田 支 部                                | 貨物（トラック）自動車による救助物資の輸送の準備に関すること。      |

## 第3章 災害予防対策

### 第1節 東海地震に備え、緊急に整備する事業

地震による被害を未然に防止するための予防措置は、本計画震災編（予防・応急・復旧対策）予防対策に基づき実施している。

しかし、大規模地震対策特別措置法の制定を契機として、地震の予知に基づく対策、特に予知情報による社会的混乱の防止という、新たな課題が生じてきた。

このため、本部では①警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための必要な設備、資器材等の整備と②従来から推進している予防対策のうち、東海地震が発生した場合に備え、被害を軽減するため緊急に整備すべき事業を取り上げるものとする。

### 第1項 社会的混乱を防止するため緊急に整備する事業

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、N T T 東日本、京成電鉄]

#### 1 情報連絡体制の整備

| 機 関                           | 事 業 計 画                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区                             | <p>1 警戒宣言及び地震予知情報等の情報を正確かつ迅速に伝達するため、区防災行政無線システムを昭和 56 年 4 月に開局した。この通信網の有効性を確保するため、平常時から取扱いに習熟し、災害時に的確に対応できる体制を整える。</p> <p>2 区内における住民防災組織は、現在、すべての町会・自治会で結成されている。</p> <p>区では、組織に対して装備強化費を助成し、組織の強化育成を図っているが、今後も引き続き組織活動の育成を図っていく。</p> <p>また、地震予知情報に伴う活動体制の確立等を指導する。</p> |
| 警視庁第七方面本部<br>本所・向島警察署         | <p>広報資器材の整備</p> <p>運転車等に警戒宣言及び地震予知情報等を伝達するため、広報用横断幕、立看板等の広報資器材を整備する。</p>                                                                                                                                                                                               |
| 東京消防庁<br>第七消防方面本部<br>本所・向島消防署 | <p>情報連絡体制等の整備</p> <p>警戒宣言が発せられた場合においては、区民に対して迅速かつ正確な情報を伝達する必要がある。</p> <p>一方、消防機関は、発災時に各機関等と情報、連絡体制の強化が必要である。</p>                                                                                                                                                       |

| 機 関         | 事 業 計 画                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| N T T 東 日 本 | <p>1 通話自動制御機能の整備<br/>警戒宣言に伴い、通話が集中的に発生した場合、電話がかかりにくくなる。このような状況下においては、防災関係機関等の重要な通話も影響を受けてかかりにくくなるため、早急に一般の電話の利用を制限する必要がある。<br/>このため、電話を自動的に監視制御する通話自動制御装置等の整備を図る。</p> <p>2 緑色及びグレー（デジタル）の公衆電話の整備<br/>一般の電話の利用が制限された場合においても、公衆電話からの通話は確保する。</p> <p>3 防災関係機関等重要加入電話の整備<br/>電話の輻輳時においても、規制を受けない重要加入電話については、従来の防災関係機関のほか、警戒宣言時の社会的混乱の防止のため、重要な役割を果たす機関についても、今後、重要加入電話に含めることについて検討する。</p> |
| 京 成 電 鉄     | 東京都防災行政無線の設置場所を運輸指令室とし、受信体制を整える。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

## 2 道路交通対策用資器材の整備

警戒宣言が発せられた場合の道路交通の混乱を防止するため、交通規制用標識、車両停止用各種資器材を地域の状況に応じて整備する。

## 第2項 被害の発生を最小限に止めるため緊急に整備する事業

〔区、NTT東日本、東武鉄道〕

### 1 ブロック塀等の倒壊防止

震度5弱程度の地震であってもブロック塀等の倒壊により死傷者の発生することが予想されることは、宮城県沖地震の例を見ても明らかである。

区では、宮城県沖地震を契機として、昭和54年1月から調査依頼のあったブロック塀の安全調査を実施し、危険なブロック塀等について改修の指導をしている。

今後も引き続き耐震調査を促進するとともに、都と協力して安全指導の強化を図るものとする。

### 2 落下物の防止

#### （1）窓ガラス等の落下物の防止

伊豆沖地震や宮城県沖地震では、窓ガラスや外装材等の落下物による被害が実証され注目された。このため、都では昭和55年度において避難道路沿いの3階以上の建築物について、実態調査を行い、落下危険の可能性のあるものに対して再検討や指導を行った。

区では、この調査を基に区の管轄建物について、安全指導を実施する。

#### （2）屋外広告物等の規制

広告塔、看板、工作物等の広告物の中には、地震の際に脱落し、被害を与えることも予想される。このため、区は東京都屋外広告物条例、道路法及び建築基準法に基づき、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、設置者に対し改善指導を行う。

### 3 通信施設対策

#### （1）通信網の信頼性向上対策

市外中継線、市内中継線等の伝送路が被災した場合でも、全面的に通信が途絶することのないよう、伝送路を複数のルートに分散する。

#### （2）長時間停電対策

発災時には商用電源が長時間にわたり停電することも懸念される。このため、通信用電源に必要な燃料の備蓄を増やすほか、蓄電池の整備、携帯用発動発電機の増備などを行う。

#### （3）各種災害対策用機器の配備

発災時における防災関係機関等の重要通信の確保と迅速な復旧に備え、各種の対策用機器を配備する。

### 4 公共輸送施設対策

#### （1）線路及び諸施設を点検し、要注意箇所の有無を調査する。

#### （2）要注意箇所の点検監視を強化するとともに、地震による被害の軽減対策の可能な箇所については、逐次対策を推進する。

## 第2節 広報及び教育

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、区民の意識とその活動のあり方が最大の課題となる。

区民が東海地震に係る予知情報を正しく受け止め、これに対する的確な行動が取れるように、平常時から広報及び教育を行い、地震に関する知識と防災対応を啓発指導する。

## 第1項 広報

[各機関]

地震予知を防災に正しく活かすため、各機関は、平常時から警戒宣言の内容、都（区）の予想震度、警戒宣言時に取られる防災措置の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と警戒宣言時の社会的混乱の防止と発災による被害の軽減を図る。

1 広報の基本的な流れは①平常時②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで③警戒宣言が発せられたときから発災まで④注意情報が解除されたときの4つに区分し、広報する。

2 広報内容は、下記の事項について実施する。

（1）東海地震について

（2）東海地震に関する調査情報・注意情報について

（3）警戒宣言の内容（警戒宣言の発せられるまでの手続等）

（4）都（区）の予想震度及び被害程度

（5）区の対応措置

- (6) 区民の取るべき措置
- (7) 事業所の取るべき措置
- (8) 警戒宣言時に防災機関の行う措置
- (9) 主な例は、次のとおりである。

ア 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報

- (ア) 列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
- (イ) 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
- (ウ) その他防災上必要な事項

イ 道路交通混乱防止のための広報

- (ア) 警戒宣言時の交通規制の内容
- (イ) 自動車利用の自粛の呼びかけ
- (ウ) その他防災上必要な事項

ウ 電話の異常輻輳による混乱防止のための広報

- (ア) 警戒宣言時等の異常時の電話利用の自粛
- (イ) 回線の輻輳と規制の内容

エ 生活用品等の買い出しによる混乱防止のための広報

- (ア) 生活関連物資取扱店の営業
- (イ) 生活物資の流通状況及び買い急ぎの必要がないこと

オ 預貯金の引き出しなどによる混乱防止のための広報

金融機関の営業と急いで引き出しをする必要がないこと

カ その他の広報

- (ア) 電気、ガス等の使用上の注意
- (イ) 水道水の汲み置き呼びかけ
- (ウ) ラジオ、テレビによる正確な情報の入手
- (エ) 避難地、避難道路の周知
- (オ) 警戒宣言時における応急行動

### 3 広報手段

広報については、①テレビ、ラジオ、新聞等による広域的広報②インターネット等による速報的な広報③広報紙、印刷物等による地域的・現場的広報により実施する。

### 4 広報の方法

区及び各防災関係機関の広報は、地域的、現場的広報が中心となるが、区報や区公式ホームページ、SNSをはじめ、各防災関係機関の各種広報、印刷物のほか、あらゆる方法により対応措置の周知と防災意識の普及に努めるものとする。

## 第2項 教育指導

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、首都高速道路東京東局]

### 1 児童・生徒等に対する指導

区及び区立学校等においては、次の事項について関係職員及び児童・生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し連絡の徹底を図る。

#### (1) 教育指導事項

- ア 東海地震に関する基本的事項
- イ 教職員の業務分担
- ウ 警戒宣言時の臨時休業措置
- エ 児童・生徒の下校等の安全措置
- オ 学校に残留する児童・生徒の保護方法
- カ その他の防災措置

#### (2) 教育指導方法

- ア 児童・生徒に対しては、震災対策教材に東海地震対策を盛り込み防災教育を行う。
- イ 教職員に対しては、研修等の機会を通じて地震防災教育を行う。
- ウ 保護者に対しては、PTA等の活動を通じて周知徹底を図る。

### 2 自動車運転者に対する教育

警察署は、警戒宣言が発せられた場合に、運転者が適切な行動を取れるように事前に次の事項について教育指導を行う。

#### (1) 教育指導事項

- ア 東海地震に関する事項
- イ 道路交通の概況と交通規制の実施方法
- ウ 自動車運転者の取るべき措置
- エ その他の防災措置等

#### (2) 教育指導の方法

- ア 運転免許更新時の講習
- イ 安全運転管理者講習
- ウ 自動車教習所における教育、指導

### 3 首都高速道路東京東局の行う広報及び教育

首都高速道路東京東局は、警戒宣言が発せられた場合に備え、運転者に対し、常時次のような広報活動を推進する。

#### 地震警戒宣言が発せられたときの利用者の心得

地震警戒宣言が発せられたときは、運転者は次の事項に留意してください。

- 1 速度を落として走行する。
- 2 一般ラジオ等で地震情報・交通情報を継続して聞き、その情報に応じて行動する。
- 3 目的地まで走行したら、以後は事態が回復するまで、できる限り首都高速道路は利用しない。
- 4 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められた安全対策を速やかに行う。
- 5 現場警察官等の指示に従う。

#### 4 住民防災組織リーダー等に対する指導

地域住民の自主的行動により、地域の防災体制を図るため、住民防災組織の育成強化を図るとともに、住民防災組織リーダー等に対して可能な限り地域の実状に応じた研修を行い、防災知識の向上に努める。また、住民に対しては「墨田区防災の日」を中心とした広報内容の充実を図り、家庭内、職場内等での安全確保についての指導教育に努める。

#### 5 職員に対する防災教育

警戒宣言に伴う防災応急活動対策及び発災後の応急対策について、職員に対し、その行動体制についてあらかじめ周知させる。

## 第3節 事業所に対する指導

警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、予防規程及び事業所防災計画において、防災体制の確立、情報の収集伝達等、安全対策面からの営業の方針、出火防止及び初期消火、危害防止等について定めておくよう指導する。

### 第1項 対象事業所

#### 1 一般事業所

- (1) 消防法及び火災予防条例により消防計画等、全体についての消防計画を作成することとされている事業所
- (2) 危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされている事業所
- (3) 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所

#### 2 特定事業所

特定事業所については、次の機関が指導を行う。

- (1) 都環境局
  - ア 高圧ガス製造者、高圧ガス貯蔵所、特定高圧ガス消費者（毒性、可燃性及び支燃性ガスを取り扱う事業所に限る。）
  - イ 火薬類取締法の適用事業所
- (2) 都保健医療局
  - ア 毒物劇物取締法の適用事業所（製造業・輸入業）
  - イ R I（ラジオアイソトープ）使用病院
- (3) 区
  - 毒物劇物取締法の適用事業所（販売業・業務上取扱者）

## 第2項 事業指導の内容

### 1 本所・向島消防署

#### （1）消防計画等に定める事項

- ア 警戒宣言時における事業所の営業の継続又は自粛等に関する事。
- イ 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達及び情報収集に関する事。
- ウ 火気の取扱いの中止等出火防止措置に関する事。
- エ 顧客、従業員等施設利用者の安全確保に関する事。
- オ 従業員の時差退社に関する事。
- カ 自衛消防組織の編成及び活動要領に関する事。
- キ 化学薬品等危険物類の転倒、落下、移動防止措置及び貯蔵取扱施設の安全措置の確認に関する事。
- ク 防火対象物の施設、消防用設備等の点検に関する事。
- ケ 警戒宣言に関する教育訓練に関する事。
- コ 帰宅困難者対策に関する事。
- サ 周辺地域事業所及び住民との協力体制に関する事。
- シ 施設再開までの復旧計画に関する事。
- ス その他警戒宣言に関する必要な措置に関する事。

#### （2）予防規程（危険物施設）に定める事項（ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく特定事業所を除く。）

- ア 施設の安全を確保するための操業の制限、停止、その他の措置に関する事。
- イ 休日、夜間等における従業員の参集、連絡に関する事。
- ウ 危険物等の流出拡散防止のための設備、資器材の点検、配置、その他の措置に関する事。
- エ 危険物等に係る施設の安全を確保するための緊急遮断装置等の点検に関する事。
- オ 火気の使用制限、禁止等出火防止のための措置に関する事。
- カ 消火のための設備装置の点検、その他の措置に関する事。
- キ 警戒宣言が発せられた場合における応急対策に関する事。
- ク タンクローリー等による危険物輸送の安全対策に関する事。
- ケ 地域住民に対する広報に関する事。
- コ その他地震防災上必要な措置に関する事。

#### （3）指導方法

- ア 防災指導等印刷物による指導
- イ 講習会、講演会、その他各種集会による指導
- ウ 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- エ その他、立入検査等消防行政執行時における指導

### 2 都環境局

#### （1）高圧ガス施設

- ア 警戒宣言時における防災計画の作成を指導し、所定事項を遵守させる。



イ 公益社団法人東京都高圧ガス保安協会及び一般社団法人東京都LPガス協会等などの自主保安団体との協力関係を密にして、危害予防思想の一層の徹底を図る。

(2) 火薬類取扱施設

ア 火薬類製造所に対し、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく危険予防規定による事故発生時の保安体制に準じた体制を取るよう指導し、火薬類貯蔵施設の所有者には、自主管理体制の強化を指導する。

イ 一般社団法人東京都火薬類保安協会及び公益社団法人日本煙火協会東京支部等の自主団体ならびに警察署・消防署と連絡を密にし、危害予防の強化指導を行う。

3 都保健医療局

(1) 毒物・劇物施設（製造業・輸入業）

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく平常時の監視の際、警戒宣言時における以下の対応措置について指導する。

ア 貯蔵施設等の緊急点検

イ 巡視の実施

ウ 充填作業、移し替え作業時の停止

エ 落下、転倒等による施設の損壊防止のため、特に必要があると認める応急的保安措置

オ 警戒宣言、地震予知情報の収集、伝達

(2) RI 使用病院

医療法（昭和23年法律第205号）に基づく平常時の監視の際、警戒宣言時における以下の対応措置について指導する。

ア 使用施設、貯蔵施設、保管廃棄設備及び放射線治療病院の安全点検と整備

イ RI の使用状況の把握

ウ 新規使用に対する厳重管理の徹底

エ 未使用RI の貯蔵室への格納確認

オ 使用済RI の保管廃棄室への格納確認

カ RI 治療患者に対する発災後の管理体制の周知徹底

キ 警戒宣言・地震予知情報等の収集、伝達

4 区

毒物・劇物施設（販売業・業務上取扱者）

毒物及び劇物取締法に基づく平常時の監視の際、警戒宣言時における以下の対応措置について指導する。

(1) 貯蔵施設等の緊急点検

(2) 巡視の実施

(3) 落下、転倒等による施設の損壊防止のため、特に必要があると認める応急的保安措置

(4) 警戒宣言、地震予知情報の収集、伝達

## 第4節 防災訓練

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報連絡体制の確立に重点を置いた合同防災訓練や各防災関係機関が実施する訓練が必要となるが、その実施方法等は次のとおりである。

### 第1項 区

警戒宣言時において、区は、区の地域における防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を講じる責務がある。

このため、警戒宣言時における防災活動の円滑を期するため、特に住民に対する情報伝達に重点を置いた訓練のための必要な組織及び実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会を捉え訓練を実施し、実践的能力の向上に努めるものとする。また、区の防災体制の強化を図るため、防災の日（9月1日）を中心に都が実施する都総合防災訓練に参加し、共同して訓練を実施するものとする。

#### 1 参加機関

- (1) 区
- (2) 区民及び事業所
- (3) 各防災関係機関及び都
- (4) 災害時支援ボランティア

#### 2 訓練項目

- (1) 非常参集訓練
- (2) 本部運営訓練
- (3) 情報伝達訓練
- (4) 現地訓練

### 第2項 本所・向島警察署

警戒宣言に伴う混乱を防止するため防災関係機関及び住民と協力して総合的な訓練を行う。

#### 1 参加機関

- (1) 区
- (2) 住民及び事業所

#### 2 訓練項目

- (1) 部隊の招集、編成訓練
- (2) 交通規制訓練（含、低速走行訓練）
- (3) 情報収集伝達訓練
- (4) 通信訓練
- (5) 多数の人が集まる場所における整理誘導訓練

## 3 実施回数及び場所

毎年1回以上実施するものとし、場所はその都度決定する。

## 第3項 本所・向島消防署

警戒宣言時における迅速・的確な防災体制の確立を図るため、次のとおり訓練を行う。

## 1 参加機関等

- (1) 消防団
- (2) 協定締結等の民間団体
- (3) 東京消防庁災害時支援ボランティア
- (4) その他関係機関

## 2 訓練内容

- (1) 非常招集命令伝達訓練
- (2) 参集訓練
- (3) 初動措置訓練
- (4) 情報収集訓練
- (5) 通信運用訓練
- (6) 震災警防本部等運営訓練
- (7) 部隊編成及び部隊運用訓練
- (8) 消防団との連携訓練
- (9) 協定締結等の民間団体との連携訓練
- (10) 各種計画、協定等の検証

## 3 実施回数及び場所

必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。

## 第4項 都水道局墨田営業所

## 1 訓練の趣旨

職員の発災時の行動力の向上、防災意識の高揚、災害対策業務の習熟等を図る目的で、発災対応型訓練（直下地震を想定）を年2回程度実施している。

## 2 訓練の内容

- (1) 本部設営訓練
- (2) 職員の安否確認、庁舎の建物及び設備点検訓練
- (3) 連絡系統の習熟及び無線統制時の通信連絡方法の訓練
- (4) 局内災害時用システムの運用訓練
- (5) 給水拠点における応急給水訓練
- (6) 庁舎の停電対応、復旧訓練

## 第5項 都下水道局東部第一下水道事務所

### 1 訓練の趣旨

職員の発災時の行動力の向上、防災意識の高揚、災害対策業務の習熟等を図る目的で、発災対応型訓練（直下地震を想定）を年1回以上実施している。

### 2 訓練の内容

- （1）本部設営訓練、避難訓練
- （2）職員の安全確認、庁舎の建物及び設備点検訓練、消火訓練
- （3）特定事業場被害状況調査訓練
- （4）通報連絡訓練
- （5）管路施設の緊急調査訓練、緊急措置訓練
- （6）各ポンプ所施設の緊急点検・復旧訓練・停電・復電訓練

## 第6項 東京電力パワーグリッド江東支社

防災訓練については、警戒宣言の発令や被害の発生を想定した情報連絡及び応動訓練を年1回以上実施し、不具合な点があれば逐次改善を図る。また、各行政機関が実施する防災訓練には積極的に参加する。

## 第7項 東京ガスグループ

地震防災に係る措置を円滑に実施するため、防災訓練を年1回以上実施する。訓練内容は次のとおりである。

- 1 地震予知情報及び警戒宣言の伝達
- 2 非常体制の確立
- 3 工事の中断等
- 4 ガス工作物の巡視、点検等
- 5 資器材等の点検
- 6 事業所間との連携
- 7 警戒解除宣言に係る措置
- 8 需要家等に対する要請

## 第8項 各鉄道機関

防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の各号の訓練を可能な限り年1回以上実施する。

- 1 非常招集訓練
- 2 情報連絡訓練
- 3 旅客誘導案内訓練
- 4 各担当業務に必要な防災訓練

また、関係自治体、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練に積極的に参加し、地震防災に関する知識、技能の習得を図る。

## 第9項 NTT東日本

警戒宣言時における措置について年1回以上防災訓練を実施する。実施する主な訓練内容は次のとおりである。

- 1 警戒宣言等の伝達
- 2 非常招集
- 3 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置
- 4 大規模地震発生時の災害応急対策
- 5 避難及び救護
- 6 その他必要とするもの

区防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

## 第10項 その他の防災機関

警戒宣言時の対応措置の円滑化を図るため、年1回以上防災訓練を実施する。

## 第4章 警戒宣言が発せられるまでの対応

警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として宣言が発せられた後に行うことになるが、本部においては注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、必要に応じ実施すべき措置について定めるものとする。

### 第1節 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応

#### 第1項 情報内容と区及び防災関係機関の配備態勢

〔各機関〕

気象庁から、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、区及び防災関係機関は、平常時の活動を継続しつつ、次の態勢を取る。

| 情報の種類             | 情報の内容                                                                                                                                              | 防災対応     |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 東海地震に関連する調査情報（臨時） | 東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について、直ちには評価できない場合等に発表される。<br>また、本情報を発表後に東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合、東海地震の前兆現象とは直接関係がないと判断された場合には、安心情報である旨を明記して発表される。 | 情報収集連絡体制 |

#### 第2項 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の情報活動等

〔区〕

区は情報監視体制をとり、気象庁、都及び関係機関から情報収集を行うとともに、本章第2節の「注意情報の伝達」に準じて伝達を行う。

### 第2節 注意情報の伝達

注意情報が発表された場合、各防災関係機関は速やかに警戒宣言に備え、活動準備態勢に入る必要がある。このため、ここでは注意情報の伝達に関し必要な事項を定める。

#### 第1項 伝達系統

〔各機関〕

注意情報の連絡を都から受けた時は、区災害対策本部設置に移行できる緊急連絡体制を確保し、伝達経路及び伝達方法は次のとおりとする。

なお、各防災関係機関内部の伝達系統については、種々想定のもとに、各々の機関で定めておくものとする。また、勤務時間外においては、警戒待機態勢の指定職員を通じて、伝達を行うものとする。

## 第2項 伝達体制

[区、本所・向島警察署、本所・向島消防署]

### 1 区

- (1) 区は、都総務局（時間外は夜間防災本部）から注意情報の連絡を受けたときは、有線電話及びその他の手段の活用により、区防災関係機関及び墨田区医師会に伝達する。
- (2) 区各部各課は、区都市計画部危機管理担当防災課から注意情報の連絡を受けたときは、関係事業所及び区立小・中学校（園）長に伝達するとともに、必要な関係機関に対し周知する。

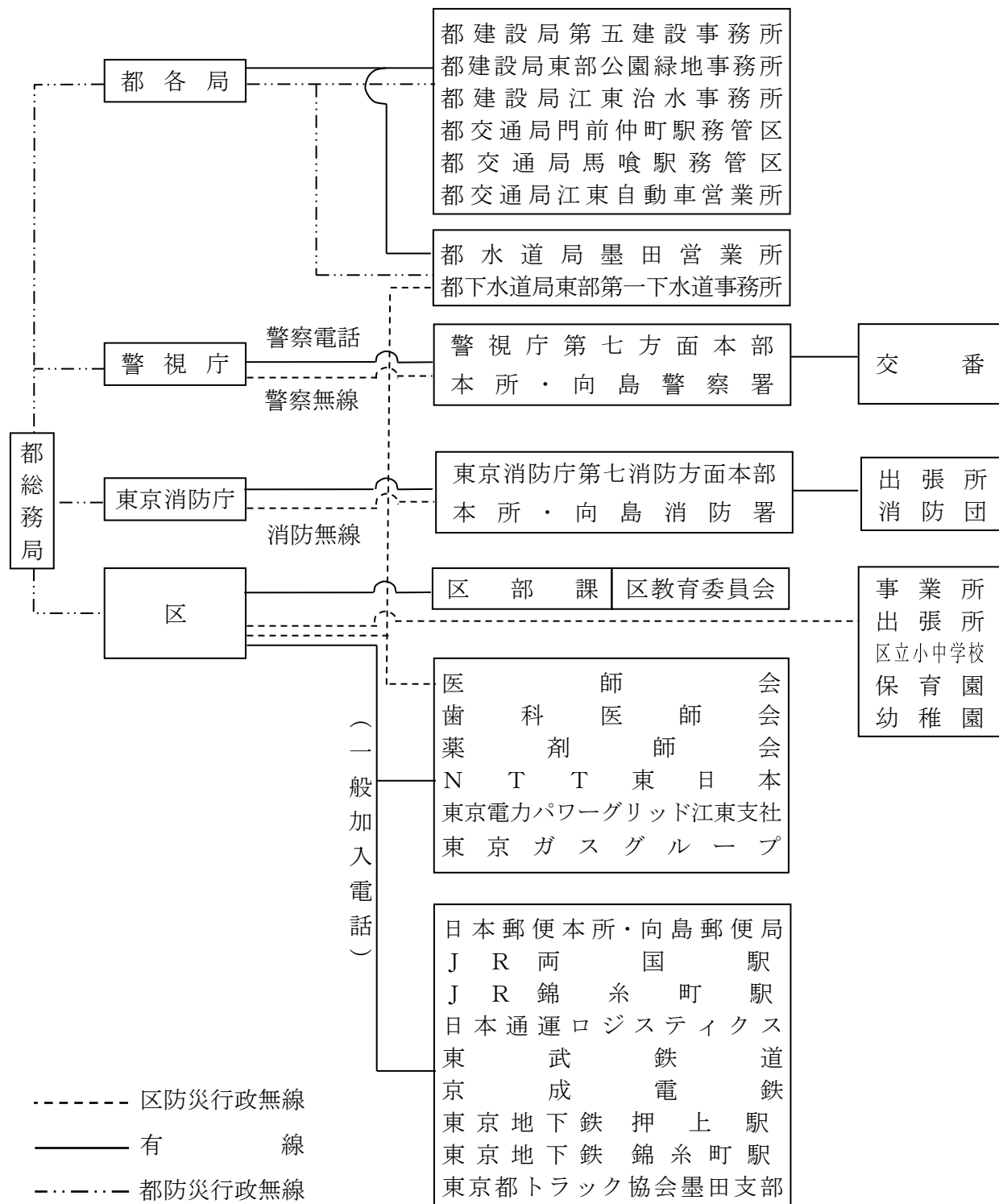
### 2 本所・向島警察署

警視庁から注意情報の連絡を受けたときは、直ちに、一斉放送、警察無線及び警察電話等により署内及び交番等勤務員に伝達する。

### 3 本所・向島消防署

活動準備態勢に入る必要があるため、注意情報の通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線、その他の手段により、出張所及び消防団に伝達する。

【伝達系統】



(注1) 区は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を各部課、出先事業所に伝達するとともに、教育委員会を通じて、区立学校（園）に伝達する。

(注2) 各防災機関は、関係機関、団体等に伝達する場合、原則として報道機関の報道開始後に行うものとする。



## 第3項 伝達事項

[各機関]

- 1 区及び防災関係機関は、注意情報を伝達するほか、必要な活動態勢及び緊急措置を取ることを併せて伝達する。
- 2 注意情報が発表され、その解除を伝える発表がされた場合は、活動態勢及び緊急措置を解除するよう速やかに伝達する。

## 第3節 活動体制

注意情報が発せられた場合、区及び防災関係機関は、区災害対策本部等の設置のための移行準備体制を取るとともに、社会的混乱の発生に備え必要な体制を取るものとする。

## 第1項 区

- 1 区災害対策本部の設置準備  
区は、注意情報が発せられた場合、初動態勢が取れる要員を確保し、区災害対策本部設置に移行できる緊急連絡体制を取るものとする。  
なお、夜間休日等の時間外の場合は、臨時非常配備態勢において対応するものとする。
- 2 職員配備態勢  
職員の配備態勢は、第1非常配備態勢を取る。  
また、遠距離通勤者に対しては、警戒宣言に伴い第2非常配備態勢に移行することを考慮し、待機させるものとする。
- 3 注意情報時の所掌事務
  - (1) 注意情報、地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集、伝達
  - (2) 都及び防災関係機関との連絡調整なお、夜間休日等の勤務時間外においては、臨時非常配備職員が当たる。

## 第2項 警視庁第七方面本部、本所・向島警察署

- 1 警備本部の設置  
注意情報発表の伝達を受けた時点で、速やかに警備本部を設置して指揮体制を確立する。
- 2 職員の動員  
職員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき、又は注意情報発表の事実を知ったときは自所属に参集する。

## 第3項 東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署

注意情報を受けた場合は、震災態勢又は震災非常配備態勢を発令して次の対応を行う。

### 1 震災態勢

- (1) 情報収集体制の強化
- (2) 震災対策資器材等の準備

### 2 震災非常配備態勢

主に次の対策を取る。

- (1) 全消防職員及び全消防団員の非常招集
- (2) 震災消防活動部隊の編成
- (3) 気象庁及び防災関係機関（総務省消防庁、都及び警視庁）への職員の派遣
- (4) 救急医療情報の収集体制の強化
- (5) 航空隊運航体制の確保
- (6) 救助・救急資器材の準備
- (7) 情報受信体制の強化
- (8) 高所見張員の派遣
- (9) 出火防止、初期消火等の広報の準備
- (10) その他消防活動上必要な情報の収集

## 第4項 都水道局墨田営業所

注意情報の連絡を受けた場合、迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報を共有するなど、必要な連絡体制を取る。

## 第5項 その他の都機関

職員の参集は、第2非常配備態勢を取る。

## 第6項 防災関係機関等

[ J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域、N T T 東日本、首都高速道路東京東局 ]

注意情報を受けた場合、各防災関係機関は、次のとおり実情に応じた防災体制を取るものとする。

### 1 J R 両国駅、J R 錦糸町駅

注意情報を受けた場合、要員を非常招集して待機する。震災編（東海地震事前対策）第5章第5節第1項「鉄道対策」参照

2 東武鉄道

注意情報を受けたときは、災害対策本部員や応急対策従事員を非常招集するものとする。

3 京成電鉄

(1) 注意情報を受けたときは、災害対策本部員を招集し待機する。

(2) 現場長を各々の勤務場所に招集する。

(3) 運輸指令室に対して応援者を派遣する。

4 東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域

気象庁が注意情報を発表した場合、予想される旅客の混乱に対処するため、要員を非常招集する。

5 NTT東日本

東海地震に関連する調査情報が発せられた場合、平常時の活動を継続しつつ、当該情報に関する情報共有を行う。なお、情報の内容に応じ、連絡要員を確保する等、必要な措置を講じる。

6 首都高速道路東京東局

注意情報を受けたときは、緊急態勢を取り、あらかじめ指定された職員の参集を行い、緊急災害対策本部を設置する。

7 その他の防災関係機関

注意情報を受けた場合、各防災関係機関は要員を非常招集し、待機態勢を取るものとする。

## 第4節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

この段階では、地震予知測定データに異常が認められることに伴い、判定会によるデータ分析を行っている時期であるから、テレビ、ラジオ等により住民の冷静な対応を呼びかける広報が行われる。

区としては、この段階での住民に対する広報は、原則として行わないこととする。

なお、各現場での混乱のおそれが予想される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（区、警察署、消防署等）へ通報し、関係機関は必要な情報を区民に広報するものとする。

## 第5節 混乱防止措置

注意情報等により種々の混乱の発生のおそれがあるとき又は混乱が発生したとき、これらの混乱を防止するための各防災関係機関の対応は、次のとおりである。

### 第1項 区

#### 1 対応措置の内容

- (1) 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施を推進する。
- (2) 都総務局総合防災部との連絡調整を行う。
- (3) 住民からの問合せがあることを予想し、対応態勢を取る（窓口業務は平常どおりとする。）。
- (4) その他、必要と認められる事項に対応する。

#### 2 対応機関

区都市計画部危機管理担当防災課が各部、各防災機関の協力を得て対処する。

### 第2項 本所・向島警察署

#### 1 主要駅等の警備

注意情報の発表後はあらゆる手段を用いて、正確な情報の収集に努め、混乱が予想されるＪＲ錦糸町駅及び混乱が発生した駅等に部隊を配備する。

### 第3項 ＪＲ両国駅、ＪＲ錦糸町駅

#### 1 テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。

#### 2 非常参集手配を行うなど、駅要員の増強を図る。

#### 3 旅客の安全と、混乱防止のため次の措置を取る。

- (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。
- (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客の迂回誘導、一方通行等を実施する。
- (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請する。

### 第4項 東武鉄道

#### 1 警戒宣言が発せられた場合に備えて、駅等の対応を円滑にするため、正確な情報の伝達に努める。

#### 2 早期に警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。

### 第5項 京成電鉄

駅放送、掲示板及び車内放送等により運行状況の情報提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。

## 第6項 東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域

- 1 職員を派遣し、旅客扱い要員の増強を図るとともに、警察官の派遣を要請する。
- 2 旅客の安全を図るため、状況により次の措置を取る。
  - (1) 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静に努める。
  - (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と、状況により旅客の迂回誘導、一方通行等を早めに実施する。

## 第7項 NTT東日本

国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。

- 1 情報収集と伝達
- 2 通信の利用制限等の措置
- 3 災害用伝言ダイヤルの提供準備
- 4 対策要員の確保及び広域応援
- 5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資器材の確保
- 6 通信建物、設備等の巡視と点検
- 7 工事中の設備に対する安全措置
- 8 社員の安全確保

## 第6節 警戒宣言が発せられなかった場合の措置

|        |                                                                                                                                                                                                                           |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象庁が注意情報の解除に係る情報を発表し、これを受けて政府が準備態勢の解除を発表した場合は、職員の配備態勢を解除し、平常の勤務形態に戻す。勤務時間外の場合には、原則として帰宅させる。</li> <li>2 ただし、防災関係機関との連絡調整及び住民からの問合せ等対応する必要がある場合は、職員の一部を残留させ、その事務に従事させる。</li> </ol> |
| 防災関係機関 | 区及び各防災関係機関との連絡調整、住民からの問い合わせに備え、職員の一部を残留させ、その事務に従事させるものとする。                                                                                                                                                                |

## 第5章 警戒宣言時の応急活動体制

都においては、新島村、神津島村及び三宅村のみが津波被害による強化地域に指定されているが、その他の地域においても、東海地震が発生した場合は震度5程度の揺れが生じ、ある程度の被害が予想される。区においても、警戒宣言に伴う混乱防止と被害の軽減を図るための的確な対応措置を講じる必要がある。

ここでは、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間取るべき対応措置について定めるものとする。

### 第1節 活動体制

#### 第1項 区の活動体制

〔区〕

##### 1 区災害対策本部の設置

区長は警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、区災害対策本部を設置する。

##### 2 区災害対策本部の組織

区災害対策本部の組織は、墨田区災害対策本部条例及び同条例施行規則に定めるところによるが、その概要は、震災編第6章応急対策第1節第1項「墨田区災害対策本部の組織・運営」による。

※ II-03：墨田区災害対策本部の組織（別冊 P173 参照）＜再掲＞

##### 3 区災害対策本部の所掌事務

- （1）警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- （2）社会的混乱の発生防止及び混乱回避等の決定
- （3）生活物資等の動向及び調達準備体制の決定
- （4）防災関係機関の業務に係る連絡調整
- （5）住民への情報提供

##### 4 本部連絡員の派遣

本部長は、各防災関係機関に対し本部連絡員の派遣を求めることができる。

##### 5 配備態勢

警戒宣言時における区本部要員の非常配備態勢は、震災編第6章応急対策第1節「活動体制」に定める第2非常配備態勢とする。なお、夜間、休日等の勤務時間外においては、警戒宣言を知り得た時点において第2非常配備職員は自主的に参集するものとする。

※ II-05：墨田区災害対策本部動員表（別冊 P183 参照）＜再掲＞

## 第2項 防災関係機関の活動体制

〔各機関〕

- 1 各防災関係機関等は、警戒宣言が発せられた場合、本計画の定めるところにより、防災対策を実施する。  
また、区が実施する防災対策が円滑に行われるように、その所掌事務について適切な措置を取るものとする。
- 2 都の機関は、上記1の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。
- 3 区の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより、防災対策を実施するとともに、区等が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その業務について協力するものとする。

## 第3項 相互協力

〔区〕

警戒宣言時において、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するためには、迅速かつ的確な防災活動を実施する必要がある。

このため、各防災関係機関は、平素から十分な協議のもとに相互協力体制を確立しておくものとする。

- 1 都に应急措置の実施又は応援を求める場合、本部長は都に対して又は他の区市町村もしくは防災機関等の応援のあつせんを依頼しようとするときは、都総務局総合防災部に対し、次に掲げる事項について、緊急・暫定的に口頭又は電話をもって要請し、後日改めて文書により処理するものとする。
  - (1) 災害の状況及び応援を求める理由（災害状況及びあつせんを求める理由）
  - (2) 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求めるときのみ）
  - (3) 応援を希望する物資、資器材、機械、器具等の品名及び数量
  - (4) 応援を必要とする日時及び期間
  - (5) 応援を必要とする場所
  - (6) 応援を必要とする活動内容
  - (7) その他必要な事項
- 2 防災関係機関の長（又は代表者等）は、区又は他の防災関係機関に対処措置の実施を要請し又は応援を求めようとするときは、本部長に対し上記1により処理することとする。

## 第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、各防災関係機関が警戒宣言及び地震予知情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施することが必要である。

このため、本節では、警戒宣言の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

第1章  
対策の目的

第2章  
処理すべき事務又は業務  
の大綱

第3章  
災害予防対策

第4章  
警戒宣言が発せられるま  
での対応

第5章  
警戒宣言時の応急活動体  
制

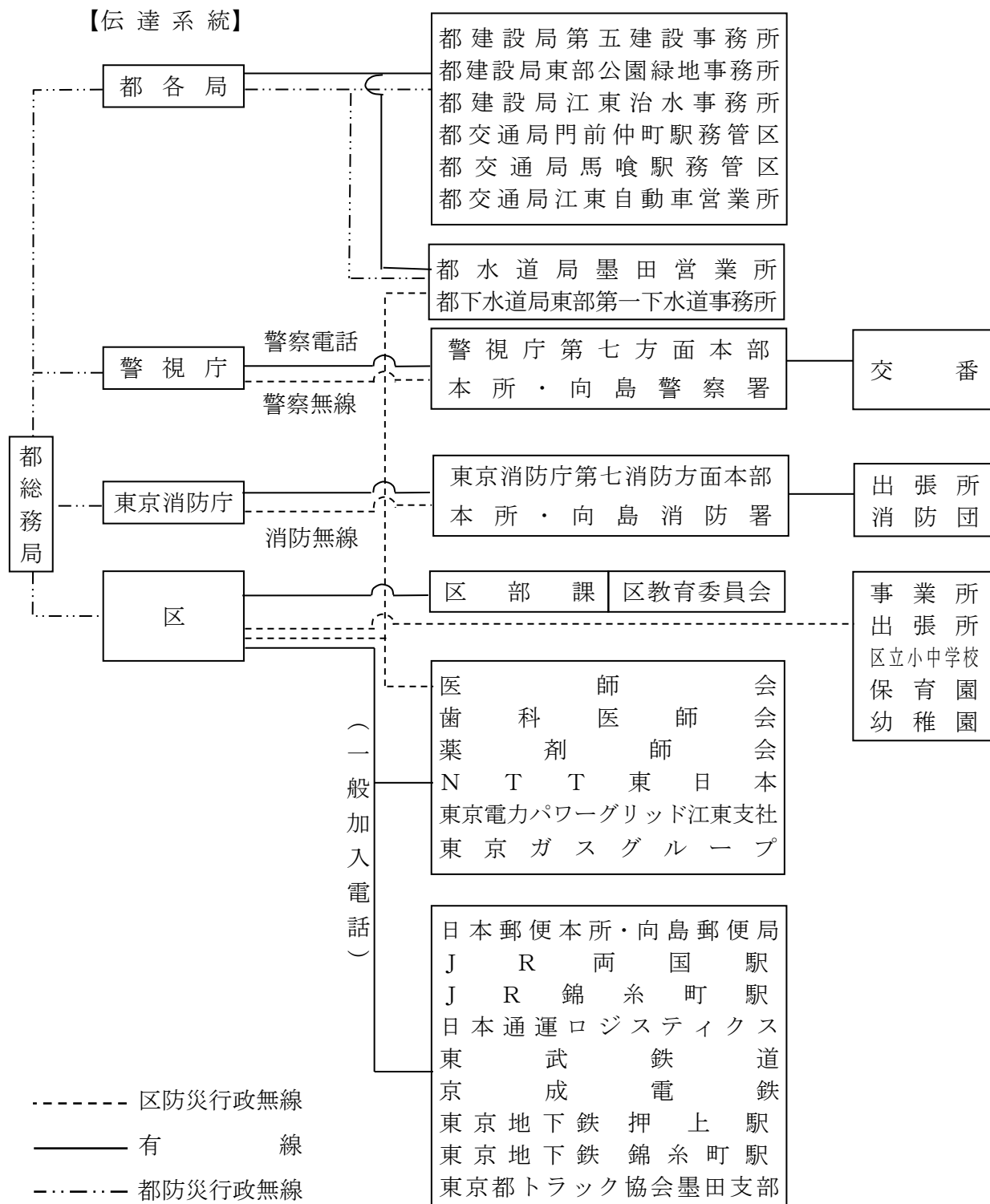
第6章  
区民等の取るべき措置

## 第1項 警戒宣言の伝達

[各機関]

### 1 伝達系統

(1) 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は、次のとおりとする。





## 第1章 対策の目的

第3章  
災害予防対策

第4章  
警戒宣言が発せられるまでの対応

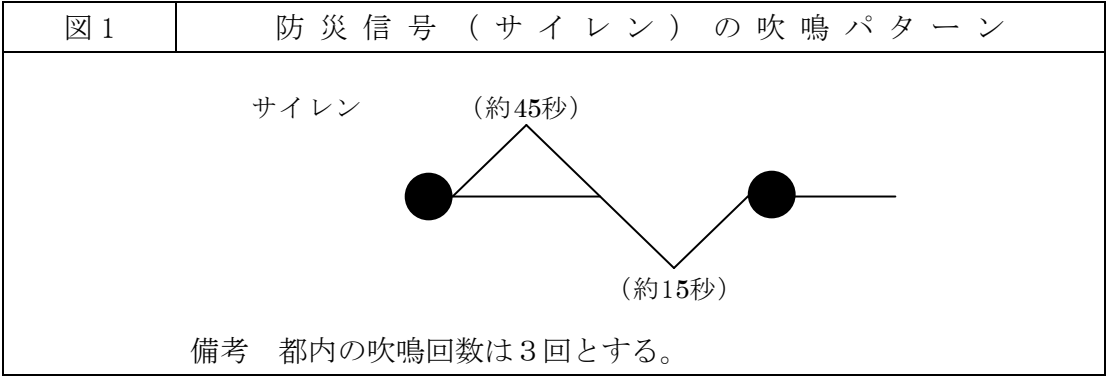
第5章 警戒宣言時の応急活動体制

## 第6章 区民等の取るべき措置

(1) 区

イ 一般住民に対しては、区防災行政無線のほか、警察署、消防署等の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号（次頁、図 1 参照）並びに庁有車等の活用により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。

- (2) 警視庁第七方面本部、本所・向島警察署  
各警察署は、区に協力し、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
- (3) 東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署  
ア 警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線及びその他の手段により、出張所及び消防団に伝達する。  
イ 各消防署（所）は、区に協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
- (4) 鉄道機関  
震災編（東海地震事前対策）第5章第5節第1項「鉄道対策」参照
- (5) 医師会  
都医師会又は区災害対策本部から通報を受けたときは、傘下の病院、診療所に伝達する。
- (6) その他の防災関係機関  
区災害対策本部から通報を受けたときは、直ちに部内各課及び出先機関に伝達するとともに特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業所及び施設利用者に周知する。



- 3 伝達事項
- 警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。
- (1) 警戒宣言の内容
  - (2) 東京での予想震度
  - (3) 防災対策の実施の徹底
  - (4) その他特に必要な事項

第2項 警戒時の広報

[各機関]

警戒宣言が発せられた場合に予想される社会的混乱（帰宅ラッシュ、電話の異常輻輳、交通の混乱等）に対処するため、ラジオ、テレビ等による住民、事業所の取るべき措置のほか、区及び防災関係機関は人命の安全確保を重点に広報活動を実施する。

なお、広報内容は、各防災関係機関が競合しないように留意するとともに、住民に正しく理解されるよう平易な表現で行うものとする。

また、各現場で混乱が予想される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、区災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた区災害対策本部及び防災関係機関等は、必要な情報を速やかに区民等に広報するものとする。

## 1 広報

### （1）区の広報

区は警戒宣言が発せられたときは、各防災関係機関と緊密な連絡のもとに次の事項を中心に広報活動を行う。なお、重要な広報は、あらかじめ定めておくものとする。

#### ア 広報項目

（ア）警戒宣言の内容の周知徹底

（イ）人命の安全確保

（ウ）防災措置の呼びかけ

a 応急用食料、飲料水、非常用持出品等の準備

b 火気の注意

c 家具の転倒、落下、移動防止

d ブロック塀等の点検及び危険箇所の注意喚起

e 窓ガラスの落下防止等

（エ）パニックの防止

a 地域に密着した各種情報の提供

b 的確かつ冷静な対応の呼びかけ

c マイカー利用の自粛

d 電話利用の自粛等

（オ）時差退社等の呼びかけ

（カ）テレビ、ラジオ等により収集した現況等の伝達

（キ）区内の状況

#### イ 広報の実施方法

同時通報用無線、緊急速報メール、区公式ホームページ、危機管理X（旧ツイッター）、区公式フェイスブック、庁有車、住民防災組織等を通じて行うものとする。

#### ウ 来庁者に対する窓口における措置

庁舎及び出張所窓口来庁者については、警戒宣言が発せられた旨を窓口に掲示し、周知を図るものとする。

なお、窓口業務については、警戒宣言が発せられた旨を説明し、了解を得るとともに、申し出により即時に処理できるものについてはこれを処理し、その他については、再度来庁の措置を取ることとし、帰宅させることとする。

### （2）各防災関係機関の広報

#### ア 広報項目

住民及び施設利用者に対する広報項目は、都及び区に準じて行うものとする。その主なものは、次のとおりである。

（ア）住民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底

- (イ) 各防災関係機関の措置状況並びに住民及び施設利用者に対する協力要請
- (ウ) 旅客に対し列車の措置状況を知らせるとともに、旅行見合せの勧告及び時差退社等の協力要請

#### イ 広報の実施方法

- (ア) 各防災関係機関の広報責任者は、従業員、顧客、区民等に対する広報活動を具体的に定めておくものとする。
- (イ) 情報伝達は従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった方法により行うものとする。
- (ウ) 顧客への伝達は、継続して行うものとする。
- (エ) 広報文はあらかじめ定めておくものとする。

### 2 報道機関への発表

警戒宣言時において、住民、事業所等が、社会的混乱の防止及び地震への備えを目的として報道機関に対して各種情報の提供を行う。

- (1) 区本部の報道機関への窓口は、企画経営室広報広聴担当（本部長室事務局）とする。
- (2) 総括的発表に余裕がないとき又は緊急を要する発表は、それぞれの防災関係機関において行うことができる。

警察関係発表責任者 — 警察署副署長

消防関係発表責任者 — 消防署副署長

## 第3節 消防、水防、危険物対策

### 第1項 消防対策

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

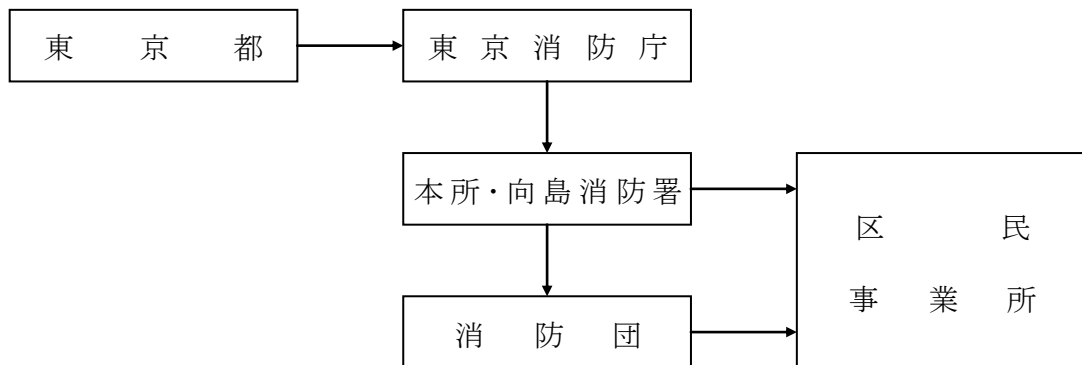
#### 1 活動体制

注意情報発表時から引き続き震災態勢又は震災非常配備態勢下にある、次の対策を取る。

- (1) 震災態勢
  - ア 情報収集体制の強化
  - イ 震災対策資器材の準備
- (2) 震災非常配備態勢
  - ア 全消防職員及び全消防団員の非常招集
  - イ 活動部隊の編成
  - ウ 気象庁及び防災関係機関（総務省消防庁、都、警視庁）への職員の派遣
  - エ 救急医療情報の収集体制の強化
  - オ 航空隊運航体制の確保
  - カ 救助・救急資器材の強化
  - キ 情報受信体制の強化
  - ク 高所見張員の派遣
  - ケ 出火防止、初期消火等の広報の実施
  - コ その他消防活動上必要な情報の収集

## 2 情報連絡体制の確立、通知

## (1) 地震予知情報等の伝達ルート等



## (2) 伝達方法

サイレン、広報車等により他の防災機関と協力し、情報等を伝達する。

## 3 情報連絡体制の確立、通知

|                  |              |                                                                                                          |
|------------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区民に対する<br>呼びかけ   | 情報の把握        | テレビ、ラジオ並びに警察署、消防署及び区からの正確な情報の把握                                                                          |
|                  | 出火防止         | 火気器具類の使用期限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認                                                                         |
|                  | 初期消火         | 消火器、三角バケツ、消火用水等の確認                                                                                       |
|                  | 危害防止         | 1 家具類、ガラス等の安全確認<br>2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊落下防止措置                                                               |
| 住民防災組織への<br>呼びかけ | 本部の設置        | 住民防災組織本部の設置                                                                                              |
|                  | 情報の伝達        | 防災機関からの情報を地区内住民へ伝達                                                                                       |
|                  | 消火救護体制の確立    | 1 地区内住民に対する区民の取るべき措置の呼びかけ<br>2 救出救護資器材の点検整備<br>3 街頭設置消火器の点検及び消火用水の確保<br>4 区民消火隊ポンプの点検整備及び活動態勢の準備         |
| 事業所に対する呼びかけ      | 防災体制の確立      | 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配慮                                                                               |
|                  | 情報の収集伝達等     | 1 テレビ、ラジオ等による正確な情報の把握<br>2 顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達<br>3 百貨店等の不特定多数の者を収容する施設に対する混乱防止<br>4 顧客、従業員等に対する安全の確保  |
|                  | 営業の継続停止及び退社等 | 1 劇場、映画館、地下街及び超高層ビル等、不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛<br>2 従業員の時差退社<br>3 近距離通勤者に対する徒歩帰宅の徹底<br>4 その他消防計画等に定める事項の徹底 |
|                  | 出火防止及び初期消火   | 1 火気使用設備器具の使用制限<br>2 危険物薬品等の安全措置<br>3 消防用設備等の点検<br>4 初期消火体制の確保                                           |
|                  | 危害防止         | 商品、設備器具等の転倒落下防止措置                                                                                        |

## 第2項 水防対策

〔区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所〕

### 1 水門等の施設

施設配置要員は、操作規則に基づき速やかに水門等の操作を行う。

【東京都河川管理施設操作規則】

| 施設名      | 門扉数 | 操作基準                                                                                         |
|----------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 木下川排水機場  |     | (平常時)<br>内水位(旧中川の水位)をA.P. -1.00mに保つように排水操作を行う。<br>(警戒体制時)<br>内水位がA.P. +1.10mを越えないように排水操作を行う。 |
| 小名木川排水機場 |     | (平常時)<br>内水位(旧中川の水位)をA.P. -1.00mに保つように排水操作を行う。<br>(警戒体制時)<br>内水位がA.P. +1.10mを越えないように排水操作を行う。 |
| 堅川水門     | 2   | 津波警報が発令された時は、水門を閉鎖する。                                                                        |
| 源森川水門    | 1   | 津波警報が発令された時は、水門を閉鎖する。                                                                        |
| 北十間川樋門   | 4   | 耐震工事中                                                                                        |

### 2 水防資器材の点検整備

(1) 備蓄資器材の点検整備を行う。

(2) 水防計画により関係業者に対し、資器材の緊急輸送の準備指令を出す。なお、他の水防管理団体(区)から応援要請があった場合、直ちに対応する。

## 第3項 危険物対策

〔東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、JR両国駅、JR錦糸町駅〕

### 1 石油类等危険物の取扱施設

予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について、検討・実施する。

- (1) 操業の制限、停止
- (2) 流出拡散防止等資器材の点検、整備
- (3) 緊急遮断装置の点検、確認
- (4) 火気使用の制限又は禁止
- (5) 消火設備等の点検、確認

### 2 化学薬品等取扱い施設

学校、病院、研究所等の事業所に対し、消防計画により対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。

- (1) 転倒、落下、流出拡散防止等の措置
- (2) 引火又は混合・混触等による出火防止措置
- (3) 化学薬品取扱いの中止又は制限
- (4) 火気使用の中止
- (5) 消防設備等の点検・確認

### 3 危険物輸送

本所・向島消防署は、消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。

- (1) 出荷受入れを制限するか又は停止させる。
- (2) 輸送途上における遵守事項を徹底させる。

## 第4節 警備、交通対策

### 第1項 警備対策

[警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

| 機関                    | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警視庁第七方面本部<br>本所・向島警察署 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警備部隊の編成<br/>警備部隊の編成は、警察署部隊（全署員で編成する。）とする。</li> <li>2 警備部隊の配備<br/>混乱のおそれのある錦糸町駅、ターミナル、錦糸町駅前、東向島交差点、高速6、7号線ランプ等の実態把握に努めるとともに、必要に応じ部隊を配備する。</li> <li>3 混乱防止活動<br/>日常業務の処理のほか、次の点に重点を置き住民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。<br/> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 区内の実態把握に努める。</li> <li>(2) 正確な情報の収集及び伝達を図り、住民の不安要素を解消する。</li> <li>(3) 不法事案の予防及び取締りを実施する。</li> </ol> </li> </ol> |

### 第2項 交通対策

[警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

#### 1 道路交通対策

警戒宣言時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、防災関係機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、以下の措置を講じる。

|       |                                                                                                                                                                                             |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本的方針 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。</li> <li>2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。</li> <li>3 非強化地域方向から流入する車両の走行は、できる限り抑制する。</li> <li>4 緊急交通路は、優先的にその機能の確保を図る。</li> </ol> |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（1）交通対策班の設置

注意情報が発表された場合、現場警備本部に交通対策班を設け、管内の指揮体制を取る。

（2）運転手等の取るべき措置

運転手等の取るべき措置を次のとおり定め、広く周知徹底を図る。

ア 走行中の車両

- （ア）警戒宣言が発せられたことを知ったとき、慌てることなく低速で走行すること。
- （イ）カーラジオ等で地震情報等を継続して聴取しながら走行すること。
- （ウ）目的地まで走行したら以後は車両を使用しないこと。
- （エ）バス、タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両はあらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。
- （オ）危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに行うこと。（震災編（東海地震事前対策）第5章第5節「公共輸送対策」参照）
- （カ）現場警察官等の指示に従うこと。

イ 駐車中の車両

- （ア）路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しないこと。
- （イ）路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地などに移動すること。  
やむを得ずそのまま路上に継続して駐車する時は、道路の左側に寄せエンジンを切ること。なお、エンジンキーは付けたままにして窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- （ウ）車両による避難の禁止  
警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、万一避難を要する場合でも車両は使用しないこと。

（3）警戒宣言時の交通規制

ア 環状7号線の内側の道路では都心方向に向かう車両は抑制する。

イ 環状7号線以遠の道路

水戸街道、蔵前橋通り、京葉道路等については、必要に応じ通行を制限する。  
その他の交通状況によっては、路線を指定して必要な規制を行うものとする。

ウ 交通処理要領

警戒宣言が発せられた場合、速やかに警察官を高速6号（東駒形ランプ）、高速7号（錦糸町ランプ）及び錦糸町駅前、東向島広小路等主要交差点に配置し、必要により交通検問所（別冊IX-17 参照）を設置する。なお、事故の多発が予想されるので、東駒形ランプ、錦糸町ランプに救急車の派遣を要請する。

※ IX-16：警戒宣言時における交通規制図（別冊 P393 参照）

※ IX-17：警戒宣言時における交通処理図（別冊 P394 参照）



## 第3項 道路管理者等の取るべき措置

[区、都建設局第五建設事務所、首都高速道路東京東局]

| 機 関                  | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区                    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険な箇所の点検を行う。</li> <li>2 工事現場は防災措置を取るとともに、避難・緊急活動等の支障とならないよう処置する。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 都 建 設 局<br>第五建設事務所   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険箇所の点検<br/>警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急啓開道路等を重点に、地震発生時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。</li> <li>2 工事中の道路についての安全対策<br/>緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な運行の確保を図る。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                              |
| 首都高速道路<br>東京東局       | <p>警戒宣言が発令されたときは、次の対策を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路パトロール等により、道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ占用許可を与えた者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。また、有事に備え、長大橋、トンネル等の大規模構造物には事前にパトロールカーを配備する。</li> <li>2 警察署が実施する交通規制に協力するとともに、規制状況等について必要な広報を運転者に対して行う。</li> <li>3 無線設備、路面排水ポンプ設備、非常用電源設備及び非常口扉等の防災設備の点検を行う。</li> <li>4 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置を取り、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し、被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講じる。</li> </ol> |
| 国 土 交 通 省<br>関東地方整備局 | <p>管理する都内の国道については、次のような措置を取る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言が発せられた場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあっては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。</li> <li>2 地震発生危険に鑑み、工事中の箇所については、原則として工事中断の措置を取るものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強落下防止等の保全処置を講じる。</li> </ol>                                                                                                                                                                                      |

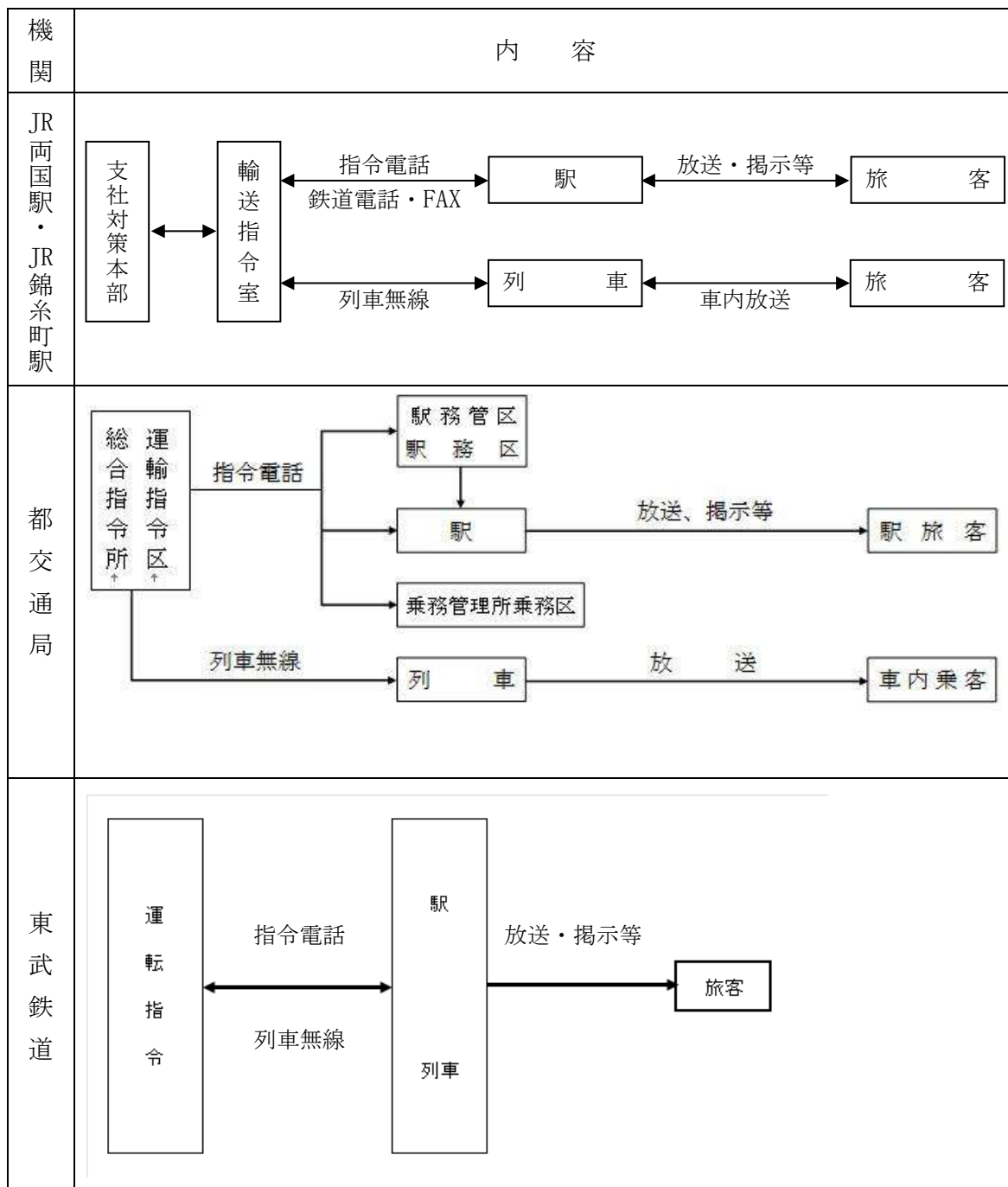
## 第5節 公共輸送対策

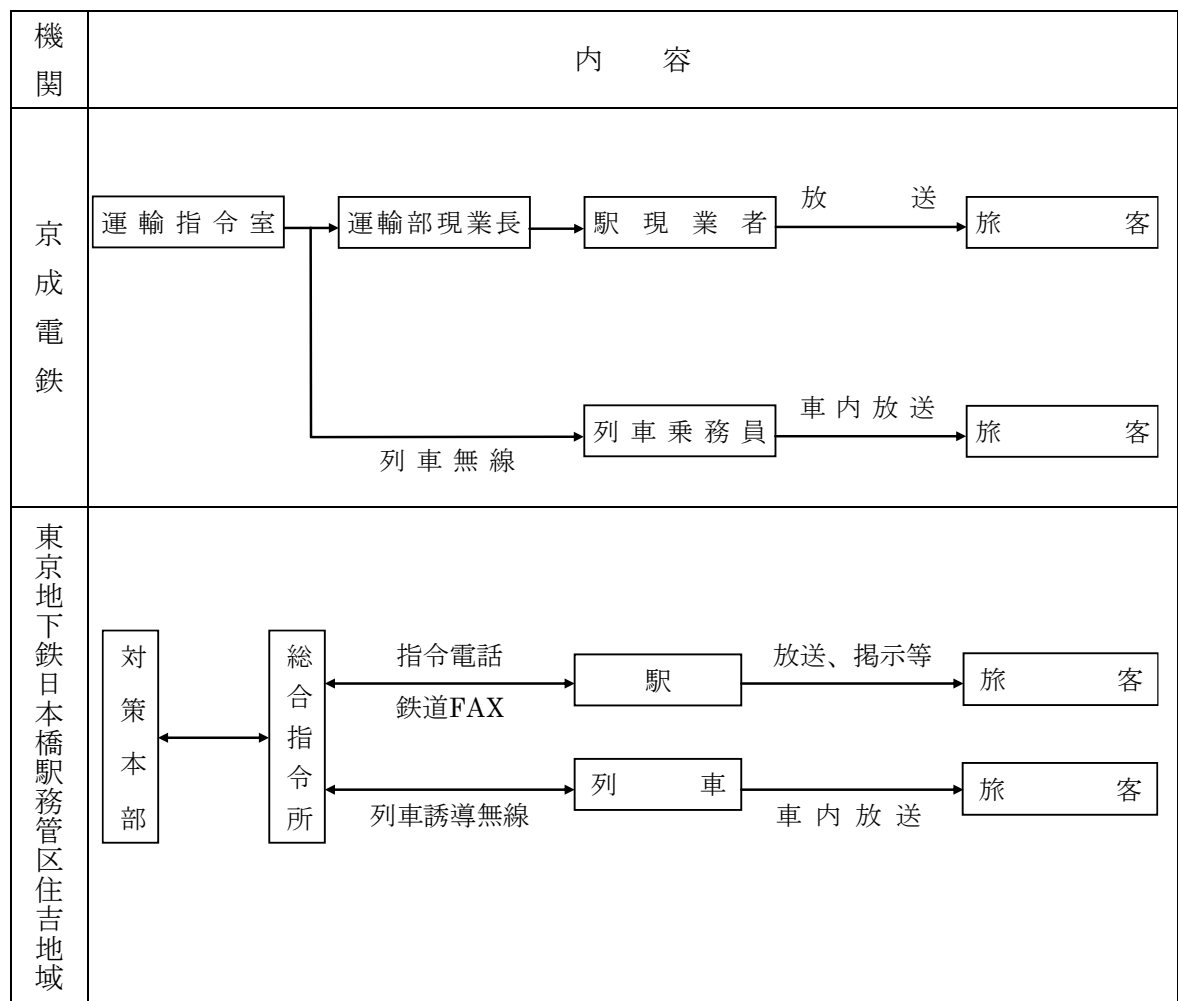
### 第1項 鉄道対策

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東武鉄道、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]

#### 1 情報伝達

警戒宣言及び地震予知情報が出された際は、次の方法及びルートで列車及び駅並びに乗客等に伝達する。





## 2 列車運行措置

### (1) J R 両国駅、J R 錦糸町駅

- ア 強化地域内を運転中の列車は、最寄りの安全な駅まで安全な速度で運転し停車する。
- イ 強化地域に近接する下記線区は、折り返し設備の不足又は落石多発区間である等の理由により、列車の運転を中止する。
- (ア) 東海道本線……藤沢・茅ヶ崎間
  - (イ) 中央本線……高尾・上野原間
  - (ウ) 青梅線……青梅・奥多摩間
  - (エ) 相模線……橋本・厚木間
- ウ 強化地域外周部における線区（イに記載する線区を除く。）は、安全な方法により、極力列車の運転を確保する。

※ IX-18：東日本旅客鉄道路線図（別冊 P395 参照）

### (2) 都交通局及び民鉄各社

#### ア 運行方針

防災関係機関、報道機関並びに J R と協力し、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

## イ 運行措置

| 機 関                                   | 警 戒 宣 言 当 日                                                                           | 翌 日 以 降                                                                      |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 都 交 通 局                               | 情報の内容に応じて、運行計画を決定する。<br>なお、これに伴う列車の遅延は運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。 | 震災時のダイヤとして、一部列車の運転中止・優等列車の各駅停車化を、乗り入れ各社と調整の上、実施する。<br>なお、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。 |
| 東 武 鉄 道                               |                                                                                       |                                                                              |
| 京 成 電 鉄                               |                                                                                       |                                                                              |
| 東 京 地 下 鉄<br>日 本 橋 駅 務<br>管 区 住 吉 地 域 |                                                                                       |                                                                              |

### 3 旅客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、旅客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。

このため、各機関において、旅客の集中を防止するため、次の措置を取る。

#### (1) 区

- ア 平常時から区民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。
- イ 警戒宣言時において、鉄道機関及び警察署からの情報を基に、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して極力平常通りの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかける。

#### (2) 本所・向島消防署

平常時から、区内の全事業所に対して営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。

#### (3) J R 両国駅、J R 錦糸町駅、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東武鉄道、京成電鉄

- ア 平常時から、運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力について広報を行う。
- イ 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。
- ウ 駅において放送、掲示等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけ、協力を要請する。

#### (4) 東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域

- ア 平常時から、運転計画の概要、旅行見合わせ、時差退社の協力についての広報を行う。
- イ 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。
- ウ 駅において、放送・掲示等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけ、協力を要請する。
- エ 職員を派遣し、旅客扱い要員の増強を図るとともに警察官の派遣を要請する。
- オ 旅客の安全を図るため、状況により次の措置を取る。
  - (ア) 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静に努める。
  - (イ) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と、状況により迂回誘導、一方通行等を早めに実施する。

#### 4 駅における対応

駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は下記の対応措置を講じる。

| 機関                    | 旅客の安全を図るための措置                                                                                                                    | その他の措置等                                                                                |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| J R 両 国 駅<br>J R 錦糸町駅 | 1 適切な放送を実施して、<br>旅客の鎮静化に努める。<br>2 状況により、階段止め、<br>改札止め等、入場制限を実<br>施するとともに、旅客の迂<br>回誘導、一方通行等を早め<br>に行う。<br>3 状況により警察官の応援<br>を要請する。 | 非常参集、鉄道警察隊の派遣要請など<br>により、駅要員の増強を図る。<br>支社対策本部の指示により、旅行中止<br>の判断、乗車券類の発売中止などの措置<br>を行う。 |
| 都 交 通 局               |                                                                                                                                  | 1 各駅の状況を総合指令所長、駅務管<br>区長に報告し、特別非常配備態勢を基<br>に職員を参集する。<br>2 状況により乗車券の発売中止を行<br>う。        |
| 東 武 鉄 道               |                                                                                                                                  |                                                                                        |
| 京 成 電 鉄               |                                                                                                                                  | 状況により乗車券の発売中止を行う。                                                                      |

#### 5 主要駅の警備

警察官は、判定会招集の決定後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想される錦糸町駅、押上駅、とうきょうスカイツリー駅、東武曳舟駅、京成曳舟駅及び混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

#### 6 列車運転中止措置

鉄道機関及び区、警察署、消防署等は、協力して上記措置を取り、列車運行の確保に努めるものであるが、万一、区民及び事業所等の協力が得られず、駅等で混乱が発生し、人命に危険をおよぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関はやむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

#### 7 長距離旅客の対応措置

東日本旅客鉄道は、強化地域を運行する特急列車等各列車は運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

#### 8 その他の措置

##### (1) 都交通局

工事については、警戒宣言が発せられたときは作業を中止するものとし、仮設物の撤去等の必要な安全措置を取る。

##### (2) 京成電鉄

ア 工事箇所については、防災上危険のない措置を行い、警戒宣言中は工事を中止する。  
防災資器材及び復旧資器材の整備を行う。

イ 駅・区等は、水の確保その他鉄道従業員の発災後の活動に支障のないよう措置を取る。

##### (3) 東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域

列車の運行又は旅客公衆及び従業員の安全に関わる工事については、警戒宣言が発せられたときは作業を中止するものとし、必要により仮設物の撤去補強等の安全措置を取る。

## 第2項 バス、タクシー等対策

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

### 1 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

### 2 運行措置

#### （1）東京バス協会

##### ア 路線バス

##### （ア）運行方針

防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた運行を行う。

##### （イ）運行計画

- a 警戒宣言が発せられたときは、減速（一般道路 20km/h、高速道路 40km/h）を行う。
- b 減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置を取る。
- c 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、迂回等事故防止のため適切な措置を取る。
- d 翌日以降については、上記 a～c により運行するが、交通状況の変化等に応じた措置を取る。
- e 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合、運行を中止する場合がある。

##### イ 貸切バス

貸切バスについては、やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。

#### （2）一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会、一般社団法人東京都個人タクシー協会 タクシー・ハイヤー

防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた運行を行う。この場合、減速走行（一般道路 20km/h、高速道路 40km/h）を行う。

### 3 混乱防止措置

#### （1）旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、区、警察署、消防署及びバス会社等は、時差退社並びに近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、区民、事業所に対する広報及び指導を行う。

#### （2）バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関は協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止に対応する。

## 第6節 学校、病院、福祉施設対策

### 第1項 学校（幼稚園、小学校、中学校）

[区]

各学校では、警戒宣言の解除まで学校教育法施行規則第48条に基づき、臨時休業の措置を取り、幼児・児童・生徒の生命の安全確保を図るものとする。

#### 1 在校時

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、直ちに授業を打ち切り、警戒宣言が解除されるまで臨時休業の措置を取る。
- (2) 警戒宣言が発せられた後、児童・生徒等を計画に従って帰宅させる。
- (3) 帰宅に当たって、幼児・児童については事前にあらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者又は保護者が委任した代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引き渡す。引き渡すまでは、学校（園）において保護する。なお、心身に障害のある幼児・児童・生徒については、それぞれの実態に応じて一層きめ細かい対応措置を取るものとする。
- (4) 生徒については、個々に帰宅手段（徒歩、バス、電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。
- (5) 登校途中の場合は、直ちに帰宅させる。
- (6) 下校時の場合は、地域担当職員が巡回し、警戒宣言の発せられたことを知らせ、速やかに帰宅させる。
- (7) 長期休業中の水泳指導やクラブ活動中の場合は、在校時に準じるものとする。

#### 2 校外指導時

- (1) 修学旅行や移動教室を実施中の場合は、地元官公署と連絡を取り、その他の対策本部の指示に従う。その場合、学校、教育委員会との連絡を密にする。
- (2) 遠足、見学、連合行事等を実施中の場合は、その他の官公署等との連絡を取り、原則として即時帰校（園）のうえ、区教育委員会に連絡し、在校時に準ずる措置を取る。

#### 3 学校（園）におけるその他の対応策

- (1) 幼児・児童・生徒等を帰宅させた後は、水の汲み置き、備品等の転倒、落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等地震による被害軽減の措置を取る。
- (2) 学校（園）に残留し保護する幼児・児童・生徒のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される員数を把握し、各学校（園）で教育委員会と連絡のうえ準備するか、又は地域の業者等から供給を受ける等の手配するものとする。
- (3) 学校（園）に残留し保護する幼児・児童・生徒の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置を取る。
- (4) 残留する幼児・児童・生徒の数及び校外指導時に取った措置等の必要な事項を、速やかに教育委員会に報告するものとする。

#### 4 児童・生徒に対する伝達と指導

学校は、注意情報が報道機関により報道された後、適切な時期に教科指導を「学級指導」に切替え、注意情報が発表されたことを伝達し、注意情報の概要、安全確保の徹底、引渡しや帰宅の準備を含めた授業を行う。

#### 5 注意情報発表時の学校（園）における対応措置の保護者への周知

注意情報の報道と同時に、保護者による幼児・児童の引取りが予想されるが、小・中学校においては、注意情報発表時は授業を継続し、警戒宣言が発せられた後、直ちに帰宅の措置を取ることとしているため、注意情報発表時に保護者が学校へ殺到し混乱することがないように、学校は、平素から保護者に対して、学校の対応策を周知徹底しておくものとする。

なお、注意情報の報道を得た家庭は、水、食料、救急用品の準備の確認、火災防止、家具の転倒、落下、移動防止など地震に対する被害軽減の措置を取りながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に児童を直ちに引き取る準備を整えるよう周知を図るものとする。

## 第2項 病院、診療所、薬局

〔医師会、歯科医師会、薬剤師会〕

#### 1 診療体制

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常通り診療を行い、このための職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。

入院患者については、担当医師の判断により退院の許可を与える。

なお、手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処するものとする。

#### 2 防災措置

病院、診療所又は薬局には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講じる。

- (1) 建物・設備の点検
- (2) 薬品・危険物の防災措置
- (3) 落下物の防止
- (4) 非常用設備・備品の点検及び確保
- (5) 職員の分担業務の確認

#### 3 その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じて適宜伝達する。



## 第3項 福祉施設

[区]

### 1 保育園、福祉作業所等施設

#### (1) 保育園

ア 保護者に園児の引取り等について、事前に伝達してある計画に従って確実に保護者に引き渡す。なお、警戒解除宣言が発せられるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。

イ 引取りのない者は、園において保護する。

ウ 園児の引取りについては、事前に十分な打合せをするとともに、計画の周知徹底を図るものとする。

エ 職員は、園児全員を引き渡した後においても施設内に待機するものとする。

オ 私立保育園については、公立施設に準じた対応を指導するものとする。

#### (2) 福祉作業所等

ア 利用者の家族に、利用者の引取り等について、事前に伝達してある計画に従って、確実に保護者に引き渡す。なお、警戒解除宣言が発せられるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。

イ 引取りのない者は、施設内において保護する。

ウ 職員は、利用者を全員引き渡した後においても、施設内に待機する。

#### (3) 児童館

ア 一般利用児童については、注意情報の通報後、利用を中止し、直ちに帰宅させる。ただし、学童・児童で保護者の引取りのない者は、施設内において保護する。

イ 職員は、利用者を全員引き渡した後においても、施設内に待機する。

#### (4) 母子生活支援施設

保護者が帰所するまで施設で保護するものとする。なお、私立母子生活支援施設についても同じ対応を指導するものとする。

### 2 防災措置

#### (1) 施設設備の点検

#### (2) 落下物の防止措置

#### (3) 飲料水の確保、食料・ミルク等の確認

#### (4) 職員、園児、利用者、保護者等に対する防災教育

#### (5) 利用者、保護者等に対し、施設側の対応方法の周知

#### (6) 関係機関との緊密な連絡

## 第7節 劇場、ビル、区施設等対策

劇場、高層ビル、地下街等不特定多数が集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、各機関は下記の対応措置を講じる。

### 第1項 劇場、映画館、高層ビル、地下街等

消防計画等により対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分については、災害防止の観点から、次の応急措置について検討・実施するよう指導する。

#### 1 劇場、映画館等

- (1) 火気使用の中止又は制限
- (2) 消防用設備等の点検及び確認
- (3) 避難施設の確認
- (4) 救急処置に必要な資器材の準備
- (5) 営業の中止又は自粛
- (6) 施設利用者に対しての必要な情報伝達及び従業員による適切な誘導の実施

#### 2 高層ビル

- (1) 火気使用の中止又は制限
- (2) 消防用設備等の点検及び確認
- (3) 避難施設の確認
- (4) 救急処置に必要な資器材の準備
- (5) ビル内店舗については、営業の中止又は自粛
- (6) 店舗等の利用客に対しての必要な情報の伝達及び誘導の実施
- (7) エレベーターの運転中止及び避難時の階段利用

#### 3 地下街等

- (1) 火気使用の中止又は制限
- (2) 消防用設備等の点検及び確認
- (3) 避難施設の確認
- (4) 救急処置に必要な資器材の準備
- (5) 地下街店舗については、営業の中止又は自粛
- (6) 利用客に対しての必要な情報伝達及び従業員による誘導の実施

### 第2項 区施設

#### 1 図書館、生涯学習センター等における措置

直ちに利用を中止し、利用客を帰宅させる。帰宅不能者がいた場合には、施設において一時保護する。なお、警戒解除宣言まで、閉館、閉鎖する。

#### 2 その他の区施設における措置

施設利用及び行事实施の場合においては、直ちに利用、行事を中止し、帰宅するよう指示する。その他の対応については、類似施設と同様な対策を取るものとする。

なお、旧安田庭園は入口の門扉を開放し、住民の出入りを容易にする。

## 第8節 電話、通信対策

[N T T 東日本]

### 第1項 警戒宣言時の輻輳防止措置

警戒宣言が発せられた場合においては、通信の疎通が著しく困難となることが予想される。このため、次の業務及び関連する規程に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。

#### 1 確保する業務

- (1) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通信
- (2) 街頭公衆電話からの通信
- (3) 非常、緊急扱い通話

#### 2 可能な限りにおいて取り扱う業務

- (1) 一般加入電話からのダイヤル通話
- (2) 一般電報の発信及び電話による配達
- (3) 営業窓口
- (4) 防災関係機関等からの緊急な要請への対応

ア 故障修理

イ 臨時電話、臨時専用回線等の開通

(注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。

### 第2項 広報措置の実施

- 1 警戒宣言が発せられたとき等において通話が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を講じた場合、又は取り扱う業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について、ホームページへの掲載等により、地域の利用者等に広報する。さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞への掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

- (1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段
- (2) 電報の受付及び配達状況
- (3) 加入電話等の開通、移転等の工事並びに故障修理等の実施状況
- (4) 営業窓口における業務実施状況
- (5) 利用者に対し協力を要請する事項（災害用伝言サービスの準備状況を含む。）
- (6) その他必要とする事項

- 2 前項の広報を実施するに当たり、必要に応じ報道機関と事前協議を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。

## 第3項 防災措置の実施

警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。

- 1 警戒宣言等情報の伝達と周知
- 2 情報連絡室もしくは地震災害警戒本部の設置
- 3 地震防災対策に係る各種情報の収集と伝達
- 4 災害対策用機器の点検、整備及び非常配備
- 5 応急復旧体制確立のための措置（要員、資器材、物資、災対機器及び車両等の確保並びに輸送に関する確認と手配等）
- 6 グループ会社等の応援に関する確認と手配
- 7 電気通信設備等の巡視点検
- 8 工事中の電気通信設備等に対する安全措置
- 9 その他発災に備えた措置（重要書類の非常持出し、広報、その他）等

## 第9節 電気、ガス、上下水道対策

### 第1項 電気

〔東京電力パワーグリッド江東支社〕

#### 1 電力供給

東海地震の注意情報または警戒宣言が発せられた場合においても、電力供給は、通常どおり継続する。

#### 2 態勢の整備

東海地震の注意情報または警戒宣言が発せられた場合は、それぞれに応じた非常災害態勢を確立し災害の発生に備える。非常災害態勢については、震災編第4章応急対策第4節第3項「電気施設」に準ずる。

#### 3 予防措置

東海地震の注意情報または警戒宣言が発せられた場合、工事中の設備は、原則として作業を中止し、現場状況に応じた人身安全及び設備事故防止対策を講じる。

### 第2項 ガス

〔東京ガスグループ〕

#### 1 ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの製造供給は継続する。

#### 2 人員、資器材の点検確保

##### （1）人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日における予め定められた動員計画に基づき保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

## (2) 資器材の点検確保

復旧工事用資器材の点検整備を行う。

## 3 警戒宣言時の需要者に対する広報の内容等

## (1) 広報の内容

- ア 警戒宣言、地震予知情報の伝達
- イ 引き続きガスを供給していること
- ウ ガス器具の使用方法及びガス栓の取扱方法
- エ 例外的に避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処理方法
- オ 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意等

## (2) 広報の方法

- ア 広報車等により、広報内容を直接需要者に呼びかける。
- イ テレビ、ラジオ及び防災機関に対し広報を行うよう協力を求める。

## 4 施設等の保安措置

- (1) 緊急遮断装置、放射設備、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確認を行う。
- (2) 保安通信設備の通信状態の確認を行う。
- (3) 工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。

## 第3項 上水道

〔都水道局墨田営業所〕

## 1 人員、資器材の点検確保体制

警戒宣言が発せられた場合は、水道局は直ちに、発災に備えて給水対策本部を設置し、各事業所における情報連絡、広報、水道施設の保守点検の強化及び応急資器材の点検整備等を実施し、震災発生時には速やかに応急対策活動ができる体制を確立する。

## 2 施設の保安措置

水道局の各担当部所において、以下のとおり必要な対応を行う。

- (1) 浄水場（所）、給水所等は、汲み置きに対処できるよう送配水圧を調整する。
- (2) 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。
- (3) 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講じる。また掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置が取れないものは原則として埋戻しを行う。なお、当局施設が他企業の工事現場内にある場合は、安全性を相互に確認し、必要に応じ安全強化措置を講じる。

## 第4項 下水道

〔都下水道局東部第一下水道事務所〕

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対処する。

### 1 施設等の保安措置

（１）施設の被害を最小限に止め、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するため、施設の巡視、点検の強化及び整備を行う。

### （２）工事現場

工事を即時中止し、現場の保安体制を確認し、応急資器材の点検、整備を行う。

### 2 危険物に対する保安措置

直ちに関連する作業を中止し、次の措置を講じるとともに、火気厳禁等の指令及び関係者以外近づけないようにする。

（１）貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉める。

（２）タンクローリーから貯蔵タンクへ荷卸し中の場合は、即時中止する。

## 第10節 生活物資対策

### 第1項 営業方法

〔区〕

食料及び生活必需品を取り扱うスーパーマーケット、小売店等について、極力営業を継続するよう要請する。なお、この場合、地域住民に対して、営業方法を知らせておくよう要請する。

### 第2項 買占め、売りおしめ防止の呼びかけ

〔区〕

広報車等により、呼びかけを行うとともに、必要に応じて事業所に対して協力を要請する。

### 第3項 物資の確保

〔区〕

1 発災に備えて、応急食料、生活必需品の確保調達を行うため、準備体制を整える。

2 関係機関と緊密に連絡を取り、情報の収集に努める。

## 第11節 金融対策

### 第1項 金融機関の業務確保

金融機関は、原則として、平常どおり営業を行い、業務の円滑な遂行に努める。

なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続する。

### 第2項 金融機関の防災体制等

- 1 金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮する。
- 2 発災後における被害の軽減並びに発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置を取るよう配慮する。

### 第3項 顧客への周知徹底

- 1 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発せられたことを直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて店頭にその旨を掲示する。
- 2 上記1についても、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するよう配慮する。

## 第12節 避難対策

〔区〕

警戒宣言発生時には、原則として避難の必要はないと考えられるので、避難対象地区の選定は行わないが、地震発生に備えて次のことを実施する。

- 1 警戒宣言が発せられた場合、避難所開設準備体制を整える。
- 2 地域住民の避難に備え、関係機関は避難誘導體制の準備を整える。
- 3 一人暮らしの高齢者に対しては、住民防災組織（町会・自治会）の組織活動を中心に、民生委員の協力のもとに、避難の準備体制を取る。
- 4 避難所への輸送体制の準備をする。
- 5 応急仮設住宅用資材等の準備体制を取る。

## 第13節 救援、救護対策

### 第1項 給水体制

〔区、都水道局墨田営業所〕

- 1 発災に備え、給水拠点への職員の派遣準備、給水用資器材の点検等給水体制を整える。
- 2 飲料水の緊急貯水、備蓄を行う。

### 第2項 食料等の配布体制

〔区、東京都トラック協会墨田支部、日本通運ロジスティクス〕

#### 1 職員の配置

発災に備え、被災者救助に必要な応急食料等を輸送、配布するため、備蓄倉庫に職員を派遣するとともに救助物資輸送出動体制を整える。

#### 2 運搬計画

- (1) 備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、輸送車両の調達準備を整える。また、併せて輸送経路の確保準備を図る。
- (2) 区内輸送業者に待機等を要請し、輸送の確保を図る。

#### 3 その他

- (1) 即時調達体制を確保するため、区内商工団体及び小売店等に物資の供給体制を整えるように依頼する。
- (2) 災害時における供給協力に関する協定業者に対し、供給体制を整えるよう要請する。  
(応急食料用精米の供給協力に関する協定、応急食料用麺類等給食の供給協力に関する協定など)

### 第3項 医療救護体制

〔区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会〕

#### 1 区（保健センター）

保健指導等の保健所業務を一時中止し、次のような対応措置を取るものとする。

##### (1) 医療救護班等の編成準備

- ア 第2 非常配備態勢に伴う医療救護班等の編成
- イ 医療救護班等携行器材の点検整備
- ウ 備蓄医療資器材の点検整備
- エ 災害医療救護班等の活動体制の準備要請

##### (2) 救護所の開設準備

発災による負傷者の発生に備え、救護所の開設準備を整える。

- (3) 応急救護用品の点検、区施設、区立小・中学校等の備蓄応急救護用品の点検準備をする。



（４）その他

医師会等、消防署と緊密な連絡のもとに、協力体制を確保する。

２ 医師会等

発災時の出動要請に備えて、警戒宣言が発せられた場合は医療救護班等の編成等を準備する。

## 第4項 輸送車両の確保

〔東京都トラック協会墨田支部、日本通運ロジスティクス〕

機関別の対応は、次のとおりである。

１ 東京都トラック協会墨田支部

要請に応じ、あらかじめ定められた方法により、車両の調達準備をする。

２ 日本通運ロジスティクス

要請に応じ、あらかじめ定められた方法により、車両の調達をする。

## 第6章 区民等の取るべき措置

区は、東海地震が発生した場合、震度5弱程度になると予想されている。震度5弱の場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、一部、柱、梁等の継手の破損やブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害の発生が予想される。

また、高度に人口や都市機能等が集中していることから、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱の発生することが予想され、混乱による人的被害が危惧されている。

このため、区及び防災関係機関は万全の措置を講じるものであるが、被害及び混乱を防止するためには、区民及び各事業所の果たす役割は極めて大きいと言える。

区民の一人一人が、また各事業所が冷静かつ的確な行動を取ることで、混乱の防止や被害を減少させることができる。

本章においては、区民、住民防災組織及び事業所が、警戒宣言が発せられたときに取るべき行動基準を示すものとする。

### 第1節 区民の取るべき措置

#### 第1項 平常時

- 1 日ごろから出火の防止に努める。
  - (1) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓をする。
  - (2) ガソリン、アルコール、灯油等の危険物類の容器が破損したり転倒しないよう対策をしておき、火気を使用する場所から遠ざけて保管する。
  - (3) プロパンガスボンベ等は固定しておくとともに、止め金具、鎖のゆるみ、腐蝕などが無いかなどを点検する。
- 2 消火用具を準備する。

消火器や三角バケツ等の消火用具を備え、月に一度は点検し、いつでも使用できる場所に置いておく。
- 3 家具類の転倒、落下、移動防止及び窓ガラス等の落下防止を講じる。
  - (1) タンス・食器棚・ピアノ等の家具類を固定する。
  - (2) 家具の上に物を置かないようにする。
  - (3) 窓ガラスの古いパテは取り替える。
  - (4) ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下しないよう措置を講じる。
- 4 ブロック塀等の点検補修をする。

ブロック塀、石塀や門柱は点検し、弱いところは補強するなど、倒壊防止の措置を講じる。
- 5 食料や非常持出品を準備しておく。
  - (1) 3日分の食料、飲料水を備蓄しておく。地域内の応急給水拠点の確認をしておく。
  - (2) 三角布、絆創膏などの医薬品を備蓄しておく。
  - (3) ラジオ、懐中電灯、ヘルメット等の防災用品を準備しておく。
  - (4) ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具を準備しておく。

- 6 家族で対応措置を話し合っておく。
  - (1) 警戒宣言時及び地震発生時の家族の役割分担を取り決めておく。
  - (2) 警戒宣言時は電話が繋がりにくくなるので、家族の行動予定を話し合っておく。
- 7 防災訓練や防災事業へ参加する。

都・区市町村・消防署、住民防災組織が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。

## 第2項 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで

- 1 情報に注意し、冷静に行動する。
  - (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
  - (2) 慌てた行動を取らないようにする。
- 2 電話の使用を自粛する。
- 3 自動車の利用を自粛する。

## 第3項 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 情報収集を行う。
  - (1) 区、警察署、消防署等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報収集を行う。
  - (2) 都・区・警察署・消防署等防災機関の情報に留意する。
  - (3) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。
- 2 火気の使用に注意する。
  - (1) ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
  - (2) 火気器具周囲の整理を行う。
  - (3) ガスメーターコックの位置を確認する。
  - (4) 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く。）のコンセントを抜くとともに、ブレーカーの位置を確認する。
  - (5) プロパンガスボンベの安全点検を行う。
  - (6) 危険物類の安全措置を講じる。
- 3 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽内に水を溜めておく。
- 4 家具の転倒、落下、移動防止措置を確認する。

棚の上の重い物を降ろす、避難経路を塞ぐ家具の固定措置を実施するなど、危険要因を排除しておく。
- 5 ブロック塀等を点検する。

危険箇所はロープを張るなど、付近に近よらないような措置を取る。
- 6 窓ガラス等の落下防止を図る。
  - (1) 窓ガラスに荷造用テープを貼る。
  - (2) ベランダの植木鉢等を片付ける。
- 7 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。

- 8 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。
- 9 防災素材で、火に強く、なるべく動きやすい服装を着用する。
- 10 電話の使用を自粛する。  
役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- 11 自家用車の利用を自粛する。
  - （1）路外に駐車中の車両はできる限り使用しない。
  - （2）路上に駐車中の車両は速やかに空地や駐車場に移す。
  - （3）走行中の自家用車は、目的地まで走行した後は車を使用しない。
- 12 幼児・児童の行動に注意する。
  - （1）幼児・児童の遊び場は、狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な場所にする。
  - （2）幼児・児童・生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打ち合わせに基づいて対応する。
- 13 冷静に行動し、不要不急の外出は避け、旅行は見合わせる。
- 14 エレベーターの使用は避ける。
- 15 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- 16 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
- 17 買い急ぎをしない。

## 第2節 住民防災組織の取るべき措置

### 第1項 平常時

- 1 組織の役割分担を明確にする。
- 2 組織の活動訓練や教育、講習を実施する。
- 3 地区内の危険箇所（ブロック塀等）を把握する。
- 4 情報の収集・伝達体制を確立する。
- 5 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- 6 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- 7 消火、救助、炊き出し資器材等の準備及び非常食を備蓄する。
- 8 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- 9 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

### 第2項 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで

- 1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手するよう努める。
- 2 地区内住民に、必要な措置や冷静な行動を取るよう呼びかける。

## 第3項 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 東海道地震の発災に備え、地区内の危険個所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- 2 住民防災組織本部を設置し、それぞれの任務を確認する。
- 3 地区内住民に区民の取るべき措置（本章第1節参照）を呼びかける。
- 4 ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢を整える。
- 5 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確認を行う。
- 6 要配慮者の安全に配慮する。
- 7 ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等を安全な場所に避難させる。
- 8 救急医薬品等を確認する。
- 9 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保及び調達方法の確認を行う。

## 第3節 事業所の取るべき措置

### 第1項 平常時の措置

事業者は、自主防災体制の確立、情報の収集伝達方法、転倒落下等による危害防止措置、防火用品の備蓄、出火防止対策、従業員・顧客の安全対策等について防災計画（消防計画、予防規定及びその他の規定等を含む。）に基づいて措置を講じ、注意情報発表以降の行動に備えておく。

なお、防災計画等作成上の留意事項は次のとおりとする。

- 1 都及び区の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（最寄駅、建築構造及び周辺市街地状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものにする。
- 2 従業員、顧客及び周辺住民の人命の安全、出火の防止、混乱の防止等を重点に作成するものとする。
- 3 責任者の在・不在、夜間の勤務体制を考慮したものとする。
- 4 他の防災又は保安等に関する計画規定がある場合は、これらの計画と整合性を図る。
- 5 事業所内外の情報に応じて適宜、見直しを行い、必要に応じて改正し、常に実情にあったものとする。

### 第2項 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまでの措置

- 1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- 2 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- 3 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時に取るべき措置を確認又は準備する。
- 4 その他の状況により、必要な防災措置を取る。

## 第3項 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置

- 1 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- 2 テレビ、ラジオ等により必要な情報を適宜入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。  
この場合、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。
- 3 指示、案内等に当たっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等を取れるようにする。  
この場合、障害者や高齢者等の安全確保に留意する。
- 4 都民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売する事業所については、原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び高層ビル・地下街等の店舗にあつては、混乱防止のため原則として営業を自粛するものとする。
- 5 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。  
また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を講じる。
- 6 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講じる。
- 7 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、移動、破損防止措置を講じる。
- 8 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に都・区・警察署・消防署・放送局・鉄道等に対する問い合わせを控える。
- 9 バス・タクシー・生活物資輸送車等住民生活上必要な車両以外の使用はできる限り制限する。
- 10 救助・救急資器材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- 11 建築工事及び金属熔触作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講じる。
- 12 一般事業所の従業員は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業員数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認した上で時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤（通学）者にあつては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

# 風水害編

## (予防計画)

「風水害編」に係る関係機関の役割は、震災編第1章「区、区民、防災機関等の基本的責務と役割」に準ずる。





# 第1章 水害予防対策

- 台風や高潮等により洪水や雨水出水<sup>(\*)</sup>がしばしば発生し、大きな被害をもたらしている。このため、洪水対策（総合的な治水対策）や高潮対策等について、それぞれの施策を推進している。

## 第1節 洪水対策（総合的な治水対策）

[区、都下水道局東部第一下水道事務所、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]

### 1 東京都豪雨対策基本方針

頻発する局地的集中豪雨に対し、降雨特性、浸水実績、費用対効果等の検討を踏まえ、ハード・ソフト両面からの取組の方向性を明らかにした。

#### (1) 基本的な考え方

今後の豪雨対策においては、おおむね30年後を目標に年超過確率1/20（区部時間75mm、多摩部時間65mm）の降雨に対し床上浸水等の防止を目指し、河川整備や下水道整備、流域対策を進めることに加え、目標を超える降雨に対しても生命 safety の確保を目指し、浸水被害を最小限に止める減災対策を推進する。

#### (2) 対策強化流域、対策強化地区の設定

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策強化流域、対策強化地区を設定する。これらの流域・地区では、河川、下水道の整備水準のレベルアップを図り、目標降雨に対して浸水被害の防止を目指す。

#### (3) 家づくり、まちづくり、避難方策の強化

大規模地下街の浸水対策計画の充実や豪雨災害に関する情報の提供や災害発生時の体制の整備等により、避難方策を強化する。

### 2 河川改修

本区は、洪水等過去幾度か被害に見舞われてきたが、この間の治水事業によって大河川による水害の危険は低下した。しかし、積年の地盤沈下によって大半が海面下となっており、地球温暖化に伴う気候変動等により突発的な豪雨や大規模な台風が増える中で、高潮、洪水などの水害に対する安全性をさらに高めていかなければならない地域である。

河川の現況は、次表のとおりである。

<sup>(\*)</sup> 雨水出水とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において、下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域もしくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

# 風水害編（予防計画） 第1章 水害予防対策

## 第1節 洪水対策（総合的な治水対策）

| 番号 | 種別 | 河川名  | 管理者 | 区 域                                | 区内延長<br>(m) | 平均幅員<br>(m) |
|----|----|------|-----|------------------------------------|-------------|-------------|
| 1  | 一級 | 荒 川  | 国   | 墨田五丁目～東墨田三丁目                       | 3,600       | 450         |
| 2  |    | 隅田川  | 都   | 堤通二丁目足立区境～千歳一丁目江東区境                | 6,360       | 170         |
| 3  |    | 旧綾瀬川 | 区   | 墨田五丁目荒川分派点～<br>堤通二丁目隅田川合流点         | 450         | 50          |
| 4  |    | 旧中川  |     | 東墨田三丁目荒川分派点～<br>立花三丁目江東区境          | 2,767       | 70          |
| 5  |    | 北十間川 |     | 立花三丁目旧中川分派点～<br>吾妻橋一丁目・向島一丁目隅田川合流点 | 3,264       | 18          |
| 6  |    | 横十間川 |     | 業平五丁目北十間川分派点～<br>江東橋四丁目江東区境        | 1,638       | 41          |
| 7  |    | 大横川  |     | 吾妻橋三丁目・業平一丁目北十間川分派点<br>～菊川三丁目江東区境  | 2,514       | 30          |
| 8  |    | 豎 川  |     | 江東橋四丁目江東区境～<br>両国一丁目・千歳一丁目隅田川合流点   | 2,677       | 36          |
|    |    | 計    |     |                                    | 23,270      |             |

※ VIII-06：既往水害被害状況調書（別冊 P337 参照）

### （1）江東内部河川整備事業

昭和 46 年 3 月に策定された「江東内部河川整備計画」に基づき、耐震対策等の整備が進められてきたが、その後、地盤沈下が沈静化したこと等を受けて、平成元年 3 月に江東内部河川整備計画検討委員会により計画が次のとおり見直された。

ア 治水安全度を向上させるため、埋立・暗渠化により整備する計画であった大横川及び豎川の一部を、新規に耐震護岸河川として整備する。

イ 地震水害に対する安全性を確保しつつ、水面の多様な利用の増進等を促すため、東側の水位低下河川の計画常時水位を A. P. -1.00m に改める。

なお、その後、平成 5 年 3 月に第二次水位低下を実施し、実際の常時水位を A. P. -1.00m に変更した。また、現在は、平成 28 年 6 月に策定された「荒川水系江東内部河川整備計画」に基づいて整備が進められている。

### （2）大横川親水河川整備

北十間川合流点から豎川合流点までの間において、昭和 56 年度からの盛土造成工事後、上部整備を実施し、旧撞木橋から豎川間を除き、平成 5 年 4 月 1 日から墨田区立公園条例（昭和 40 年墨田区条例第 18 号）の公園として開放している。

### （3）豎川親水河川整備

大横川合流点から横十間川合流点間において、昭和 63 年度から基礎整備事業を、平成 3 年度から新辻橋～松本橋間の上部造成工事を実施し、整備した江東橋二丁目先及び同一・四・五丁目先の一部の範囲を、平成 5 年 4 月から墨田区立公園条例の公園として開放している。なお、上部整備未了範囲も順次整備し、開放していく。

## 3 内水排除

江東デルタ地帯では、降雨多量の場合に、各区排水機場及び下水道局ポンプ所から排出される雨水により、内部河川の水位が上昇し、陸地に水が逆流するおそれがある。これを防止するため、次表の排水機場によって防潮堤外に排水し、逆流を防止する。

| 排水機場      | 所在地             | 排水能力<br>(1台)                                    | 台数       |
|-----------|-----------------|-------------------------------------------------|----------|
| 辰 巳排水機場   | 江東区辰巳一丁目44番     | 12m <sup>3</sup> /sec                           | 4台       |
| 砂 町排水機場   | 江東区新砂三丁目8番地先    | 9m <sup>3</sup> /sec                            | 4台       |
| 小名木川排水機場  | 江東区東砂二丁目17番1号   | 14.5m <sup>3</sup> /sec<br>9m <sup>3</sup> /sec | 3台<br>1台 |
| 木 下 川排水機場 | 江戸川区平井七丁目34番25号 | 12m <sup>3</sup> /sec<br>5m <sup>3</sup> /sec   | 3台<br>2台 |
| 清 澄排水機場   | 江東区清澄一丁目2番37号   | 16m <sup>3</sup> /sec                           | 3台       |

本区は一般に平坦な低地であり、地盤の最高地は吾妻橋一丁目隅田公園付近で、A.P. +4m、最低地点は立花三・六丁目旧中川沿い付近でA.P. -1.2mとなっている。

また、区の大半の地域が地盤沈下の影響で東京湾平均満潮面より低い土地になっており、区全体がポンプ排水地域である。

近年都市化の進展、道路舗装等による流出係数の増大によって、一部の低地は集中豪雨時の雨水排除が困難となっているため、下水道の雨水排除能力の増大に向け、ポンプ所や幹線管渠の整備を進めることにより、1時間50mmに対応する施設を早期に完成させていく。

また、今後新設する公共建設物については、雨水利用施設の設置を原則としていくほか、民間建築物についても雨水の利用を指導し、その設置費の一部を助成するなどして、雨水利用を推進していく。

都下水道施設の現況は、次のとおりである。

#### ア 管渠施設

|     |          |
|-----|----------|
| 幹 線 | 30,579m  |
| 枝 線 | 345,146m |
| 計   | 375,725m |

#### イ ポンプ所

業平橋ポンプ所（ポンプ所増設中）、吾嬬ポンプ所（雨水ポンプ室再構築中）、隅田ポンプ所、吾嬬第二ポンプ所（発電機等増設中）、両国ポンプ所の5か所であり、ポンプ所所在地、原動機、ポンプ、非常時最大排水能力及び現在有効排水面積は、別冊Ⅷ-07のとおりである。

※ Ⅷ-07：墨田区内東京都下水道局ポンプ所（別冊 P338 参照）

#### ウ 雨水貯水池

豪雨対策のため、大雨時に雨水を貯める施設（三之橋雨水貯水池）を整備する。

#### エ 水再生センター

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 砂町水再生センター | 江東区新砂三丁目9番1号             |
| 処 理 能 力   | 日量 658,000m <sup>3</sup> |
| そ の 他     | 自家発電設備                   |

## 第2節 広報・啓発

[区]

### 1 迅速かつ正確な情報収集及び伝達

- (1) 区は、迅速かつ正確な情報の収集・伝達に努めるとともに、防災関係機関と連携し、必要な情報を共有・伝達できる体制をつくる。
- (2) 区は、要配慮者が利用する施設や地下街等に対し、気象予報等の伝達を確実に行うとともに、地下街管理者や住民などが必要としている情報をテレビ、ラジオ等マスメディアを通じ、迅速に提供するなど、マスコミ等との連携の強化を図る。
- (3) 区は、避難指示発令基準を設定する場合には、住民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるような基準づくりを実施する。

### 2 区民への情報提供

#### (1) 墨田区水害ハザードマップ

想定される浸水の区域及び深さ、水害時避難場所等の情報を分かりやすく図示したハザードマップを公表し、事前に区民へ周知することは、区民の危機管理意識の向上、自主的避難の確立等、洪水による被害の軽減に極めて有効である。

区は、平成20年5月にハザードマップを作成して以来、適宜改定のもと、直近では令和4年3月に「墨田区水害ハザードマップ」を全面改定のもと、同年6月に全戸配布を行った。

※ VIII-01：墨田区水害ハザードマップ（別冊 P327 参照）＜再掲＞

#### (2) 情報提供体制の強化

令和元年東日本台風（台風第19号）で明らかになった課題への対応として、情報連絡体系の確認・整理、防災行政無線の運用改善等を行った。

## 第3節 高潮対策

[区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]

都では、高潮に関する防災事業は、キティ台風や伊勢湾台風などを教訓に、伊勢湾台風級の台風による高潮からの防御を目標にした「東京都内における高潮対策に関する事業」により、国土交通省、都建設局、港湾局が分担し、外郭防潮堤、水門護岸などで概成している。

また、都においては、昭和49年低地防災対策委員会からの提言を受け、昭和55年度から緩傾斜型堤防整備事業に、昭和60年度からは、スーパー堤防整備事業に着手している。さらに、平成29年度には、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を示した図（高潮浸水想定区域図）を作成した。

これを受け、区においては、令和3年度の「墨田区水害ハザードマップ」の改定の際に、高潮浸水想定区域図に対応したマップを追加した。

## 第4節 洪水に備えた対策

[区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]

### 1 浸水想定区域の指定及び浸水深の公表

区は、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される「荒川水系洪水浸水想定区域」に指定されている。

この区域では、洪水予報等の伝達、水害時避難が定められ、特に、地下街等や要配慮者利用施設及び大規模な工場へは、避難や浸水防止等の訓練・計画策定などの義務付けが行われている。

### 2 浸水想定区域における避難の確保及び浸水防止のための措置

#### (1) 洪水予報等の伝達方法

風水害編（応急・復旧対策計画）第3章第2節「水防情報」に準ずる。

#### (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

風水害編（応急・復旧対策計画）第7章第2節「水害時避難計画」に準ずる。

中高層住宅・事業所ビル等の管理者及び所有者に対し、水害等（津波を含む。）による浸水時の近隣住民の一時避難受入協力について啓発し、地域の連携により避難体制を確保する。

#### (3) 避難訓練の実施

浸水想定区域内の浸水防止対策を講じ、必要な訓練についても積極的に行う。

#### (4) 地下街等、要配慮者利用施設及び大規模な工場への対応

浸水区域内の地下街等、要配慮者利用施設又は大規模な工場で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、これらの施設の名称及び所在地（ただし大規模な工場については、区の条例で定める用途・規模に該当するもので、かつ施設所有者等の申し出があったものに限る）をあらかじめ把握し、洪水予報等の伝達方法を定め、これらの施設の管理者等に情報を伝達する。

ア 地下街等の対応

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための計画を作成する。なお、当該所有者又は管理者は、作成した計画について区に報告するとともに、公表しなければならない。また訓練を行わなければならない。

イ 要配慮者利用施設の対応

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画を作成する。なお、当該所有者又は管理者は、作成した計画について区に報告しなければならない。また、訓練を行わなければならない。

※ VIII-08：要配慮者が利用する施設（別冊 P339 参照）

ウ 大規模な工場等の対応

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るための計画を作成し、訓練を行うよう努めなければならない。

(5) 浸水想定区域内の地下街等の名称及び所在地

水防法第 15 条第 1 項第 4 号イで定める浸水想定区域内における地下街等で、その利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるものは、次に掲げる範囲の施設とする。

ア 地下街等の範囲

地下街等の範囲は、浸水想定区域内に所在する施設のうち、次のいずれかに該当する施設とする。

(ア) 消防法第 8 条第 1 項の規定により、防火管理者を定めなければならない防火対象物で、消防法施行令別表第 1 16 の 2（地下街）に掲げる防火対象物の用途に供されているもの。ただし、施設関係者のみが利用するものを除く。

(イ) 地階に駅舎を有するもの。

(ウ) その他、区長が必要と認めるもの。

イ 地下街の名称及び所在地

(ア) 該当なし

(イ) 下表のとおり

| 番号 | 施設名称                | 施設所在地        |
|----|---------------------|--------------|
| 1  | 東京メトロ半蔵門線錦糸町駅       | 江東橋 3-14-6 先 |
| 2  | 京成押上線・都営浅草線押上駅      | 押上 1-8-21 先  |
| 3  | 東京メトロ半蔵門線・東武伊勢崎線押上駅 | 押上 1-1-65    |
| 4  | 都営大江戸線両国駅           | 横網 1-4-29    |
| 5  | 都営新宿線菊川駅            | 菊川 3-16-2    |
| 6  | 都営浅草線本所吾妻橋駅         | 吾妻橋 3-7-16 先 |

(ウ) 該当なし

### （6）広域的な水没への対応

広域的な水没の危険に備えて、円滑な避難誘導ができるよう、都・区が国等と連携し、避難シナリオや避難計画の策定を進めるとともに、広域避難の実施体制の確立を図る。

## 3 地下空間への浸水被害対策

### （1）浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策

#### ア 適切な地下利用への誘導

区は、都と連携し、条例・要綱等の活用により、適切な地下空間の利用の誘導方策を検討する。

#### イ 大規模地下空間における浸水対策の促進

地下鉄や地下街などを対象に、関連する民間の管理者と行政が連携し、施設別の地下浸水対策を行うなど、先行的に対策を促進する。

### （2）施設管理者等への情報提供

区は、地下街、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、地下空間の施設管理者等に対して、気象情報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。

### （3）地下空間管理者による情報判断

地下空間管理者は、日頃から浸水実績図や浸水想定区域図をもとに、当該地下空間の浸水の危険性を把握し、避難誘導経路の確保に努める。

また、地下空間管理者は、提供される降雨に関する情報等を積極的に活用するとともに、出口付近の地盤高を目安にして、早めに警戒策を講じる。

## 4 墨田区水害ハザードマップの作成・公表（区）

本章第2節「広報・啓発」「2 区民への情報提供（1）墨田区水害ハザードマップ」を参照

## 5 事前防災行動計画（タイムライン）

大規模な洪水被害で区外への避難が求められる地域の水害課題に対し、荒川下流河川事務所では、墨田区を含む16自治体に拡大した「荒川下流タイムライン（拡大・試行版）」を策定・公表した。区は、今後、本タイムラインの運用を通じて、内容の振り返り・見直しを行っていく。

また、都は、住民向けに、気象情報や避難情報に応じて避難行動を時系列で整理する「東京マイ・タイムライン」を作成、公表している。

こうしたタイムラインにさらに検討を加え、有効に活用できるように、洪水に備えた対策を進める。

## 第5節 都市型水害に備えた対策

[区、都下水道局東部第一下水道事務所、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]

### 1 都市型水害の発生の高まり

市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出しなど、いわゆる都市型水害と言われている浸水被害が度々起きている。

### 2 ハードとソフトを組み合わせた浸水対策

都市型水害に対しては、下水道や河川による排水機能の整備などのハード面と、ハザードマップや浸水時の情報提供体制、避難・防災体制の整備などのソフト面の対策を進める。

これらのハード対策及びソフト対策を組み合わせた浸水対策を構築し、それを様々な機会で区民に広報・啓発活動を行うことで、被害を最小限に抑える。

### 3 区民への浸水情報の提供

#### （1）雨量・気象情報等の即時伝達

##### ア 各管理者の役割

|               |                                                        |
|---------------|--------------------------------------------------------|
| 都             | 降雨に関する情報を提供する。<br>水防災総合情報システムのホームページを通じて、水位・雨量情報を提供する。 |
| 水 防 管 理 者（区）  | 住民からの通報や気象情報の問い合わせ窓口を充実する。                             |
| 地 下 空 間 管 理 者 | 地下街の店舗などに対して、気象情報等を提供し、注意を喚起するとともに、地下にいる人々の避難誘導などを行う。  |

### 4 避難体制等の整備・確立

#### （1）防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策

区は、水災対策の要である防災拠点施設が、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。

#### （2）資器材、物資の備蓄

区は、水防活動、避難活動、避難者支援のための資器材、物資を常時から備蓄しておき、それらを水害時に円滑に活用・配給できるよう地域防災計画、体制を点検し、充実を図る。

#### （3）土のうステーション

区民等の自主的な水防活動を促すとともに、都市型水害の減災に資するため「土のうステーション」を設置している。土のうステーションの利用対象者は、区民及び区内個人事業者としている。設置場所は次表のとおりである。



## 【土のうステーション設置場所】

| 設置場所   | 住所           |
|--------|--------------|
| 若宮公園   | 本所二丁目2番19号   |
| 吾嬬西公園  | 八広六丁目53番16号  |
| 立花公園   | 立花一丁目27番5号   |
| 錦糸堀公園  | 江東橋四丁目17番1号  |
| ふじのき公園 | 東向島二丁目7番5号   |
| つばき公園  | 墨田五丁目33番9号   |
| 平井橋倉庫  | 立花三丁目29番10号  |
| 菊川公園   | 立川四丁目12番21号  |
| 横川公園   | 東駒形四丁目18番21号 |
| 業平公園   | 業平二丁目3番2号    |
| 東墨田公園  | 東墨田三丁目4番14号  |
| 隅田児童遊園 | 墨田四丁目23番12号  |

## 第6節 津波避難対策

震災編第5章予防対策第3節「津波避難対策」に準ずる。

## 第7節 水防活動

### 第1項 活動方針等

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]

水防管理団体である区や関係機関、警察署、消防署等は、洪水や高潮の際に、河川を巡視し、危険な場合には土のうの積み上げ、シートの設置など水害を未然に防止・軽減する水防活動を行う。

区は、外郭堤防の決壊等による浸水発生時に各機関の水防活動等が十分行われるよう、次のような各種の活動を確保する。

- (1) 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送体制
- (2) 水防に必要な器具、資器材及び設備の整備
- (3) 区における相互の協力及び応援体制

| 機関名 | 水防活動任務の内容                                                           |
|-----|---------------------------------------------------------------------|
| 区   | 区域内の水防を十分に果たすため、都、都の出先機関、消防署及び警察署と緊密な連絡を保ち、情報交換、相互援助等により円滑な水防活動を行う。 |
| 都   | 区が実施する水防活動が十分行われるよう情報交換や連絡等を密にし、水防上必要な器具、資器材等の整備及び技術的な援助を行う。        |

### 第2項 水防組織

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]

震災時の水災に対処する非常配備態勢等については、風水害編（応急・復旧対策計画）第3章「水防対策」に基づき実施する。

### 第3項 資器材の整備

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]

管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。また、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

震災時の水災に対処する水防活動等については、風水害編（応急・復旧対策計画）第3章「水防対策」に基づき実施する。

## 第2章 都市施設対策

- 電気、ガス、水道、通信などのライフライン施設や道路、鉄道などの施設について、平常時から、それらの機能が十分に発揮され、社会全体に及ぼす影響を最小限に止めるための安全化対策等を行う。

### 第1節 ライフライン施設

〔都水道局、都下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ、NTT東日本〕

#### 1 水道施設防災計画

震災編第4章予防対策第4節「ライフライン施設の安全化」に準ずる。

#### 2 下水道施設防災計画

震災編第4章予防対策第4節「ライフライン施設の安全化」に準ずる。

#### 3 電気施設防災計画

震災編第4章予防対策第4節「ライフライン施設の安全化」に準ずる。

#### 4 ガス施設防災計画

ガス施設の風水害対策として、これらの災害の発生に対し、機能に重大な支障を来たさないような対策を講じている。

##### （1）ガス製造設備

ア 浸水のおそれのある設備には、防水壁・防水扉・排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類のかさあげによる流出防止措置等必要な措置を講じる。

イ 暴風雨・大雪等の影響を受けやすい箇所を固定又は必要に応じて補強を行う。

ウ 暴風雨・大雪等の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

##### （2）ガス供給設備

暴風雨・大雪等の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線・橋梁架管及び浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

※ 上記以外の計画については、震災編第4章予防対策第4節「ライフライン施設の安全化」に準ずる。

#### 5 電信電話施設防災計画

非常災害が発生又は発生するおそれがある場合、特に風水害を中心として、通信の疎通維持、応急復旧作業を迅速に行うことを目標とし、予防対策、非常招集体制の確立、機動力の整備、資器材・工具の確保に万全を期する。

## 第2節 道路及び鉄道施設

[区、都建設局第五建設事務所、首都高速道路東京東局、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]

### 1 道路、橋梁防災計画

道路、橋梁について、災害時における住民避難及び災害復旧活動等に支障がないよう平常時より整備しておくものとする。

道路は、区内全面舗装済であり、道路自体は水害による破損のおそれはないと思われるが、道路冠水により災害応急活動に支障がないよう、側溝及び溝渠の整備、しゅんせつ等により溢水を防止する。

橋梁については、暴風及び洪水にも十分耐え得るよう設計されているが、荷重制限のある橋や老朽化した橋について、逐次改修中である。

※震災編第4章予防対策第1節「道路及び鉄道施設の安全化」参照

### 2 鉄道施設防災計画

震災編第4章予防対策第1節「道路及び鉄道施設の安全化」に準ずる。

## 第3章 応急活動拠点等の整備

震災編第4章予防対策第3節「緊急輸送ネットワークの整備」、震災編第6章予防対策第1節第1項「区庁舎の整備」、同章予防対策第5節第1項「オープンスペースの確保」、震災編第7章予防対策第1節「防災機関相互の情報通信連絡体制の整備」、震災編第11章予防対策第1節「食料及び生活必需品等の確保」に準ずる。

第1章  
水害予防対策第2章  
都市施設対策第3章  
応急活動拠点等の整備第4章  
地域防災力の向上第5章  
ボランティア等との連携・  
協働第6章  
防災運動の推進

## 第4章 地域防災力の向上

震災編第2章予防対策第1節第1項「区民等の役割」同章予防対策第2節「地域による共助の推進」、同章予防対策第5節「事業所による自助・共助の強化」、同章予防対策第7節「区民・行政・事業所等の連携」、震災編第3章予防対策第4節第4項「危険物施設等の防災組織」、震災編第10章予防対策第2節「要配慮者の安全確保」に準ずる。

### 第1節 区民等の役割

- 1 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく発表される気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。
- 2 区が作成する墨田区水害ハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。
- 3 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- 4 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 5 風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる場合は避難所に行く必要がないため、むやみな外出は控える。危険が想定される場合は、事前に安全な親戚・知人宅に避難するなど、必要な対策を講じる。
- 6 「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。
- 7 浸水が心配される場合は、都や国がインターネットや携帯電話で配信する、雨量、河川水位情報を確認する。必要に応じて、家財道具を安全な場所に移しておく。
- 8 都・区等が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 9 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 10 雨水をスムーズに排水するため、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。

### 第2節 住民防災組織の強化

#### 第1項 住民防災組織等の役割

地域組織及び住民が自主的に結成した住民防災組織の役割や取るべき措置は、次のとおりである。

- 1 防災に関する知識の普及
- 2 情報伝達、救出救助、応急救護、避難など各種訓練を実施
- 3 避難、救助、救護、搬出資器材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレの備蓄
- 4 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- 5 地域内の要配慮者の把握及び災害時の支援体制の整備
- 6 地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
- 7 行政との連携・協力体制の整備
- 8 要配慮者や女性の視点を踏まえた避難所運営支援

## 第2項 住民防災組織の充実

- 1 住民防災組織の結成促進  
(1) 区は、住民への積極的な指導・助言により、住民防災組織の組織化を進める。  
(2) 区は、都と連携し、住民防災組織の活性化を目指して、より一層きめ細やかな指導・助言を行う。
- 2 住民防災組織の活動環境の整備  
区は、活動用資器材及び住民防災組織の活動拠点の整備の充実を図る。
- 3 住民防災組織の訓練用資器材整備  
区は、都と連携し、住民防災組織等が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や実技体験訓練等を行う上で必要な訓練用資器材を整備する。
- 4 住民防災組織の活性化  
区は、消防署などと連携し、各種防災訓練での技術指導等を通じて、住民防災組織の活性化に努める。

## 第3節 行政・事業所・都民等の連携

区及び防災関係機関は、災害から地域ぐるみで地域社会を守っていくことを目的とした次の対策を推進し、地域の防災連携体制を確立する。

- 1 連携・協力体制  
地域の住民防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の確立に努める。
- 2 地域コミュニティの活性化  
町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化を図る。
- 3 合同防災訓練の実施  
地域の防災体制を確立するため、地域の防災機関、住民防災組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を重視するとともに、地域住民が主体となった防災訓練の充実を図る。
- 4 地区防災計画の作成  
区民等から地区防災計画の提案があり、必要があると認められれば地域防災計画の中に位置付ける。

# 第5章 ボランティア等との連携・協働

震災編第2章予防対策第6節「ボランティア等との連携・協働」に準ずる。

|     |                |
|-----|----------------|
| 第1章 | 水害予防対策         |
| 第2章 | 都市施設対策         |
| 第3章 | 応急活動拠点等の整備     |
| 第4章 | 地域防災力の向上       |
| 第5章 | ボランティア等との連携・協働 |
| 第6章 | 防災運動の推進        |



## 第6章 防災運動の推進

### 第1節 防災意識の啓発

[各機関]

震災編第2章予防対策第1節第2項「防災意識の啓発」、同節第3項「防災教育・訓練の充実」に準ずる。

#### 第1項 防災広報の充実

- 1 各防災機関が行う広報内容の基準
  - (1) 台風・津波・高潮・局所的集中豪雨に関する一般知識
  - (2) 各防災機関の風水害対策
  - (3) 竜巻に対する備え
  - (4) 局所的集中豪雨対策
  - (5) 家庭での風水害対策
  - (6) 避難するときの注意
  - (7) 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
  - (8) 土砂災害に対する心得
  - (9) 台風時の風に対する対策
  - (10) 災害情報の入手方法
  - (11) 応急救護の方法
  - (12) 住民防災組織の育成方法や防災行動力の向上方法
  - (13) 避難指示等に関する取扱い

#### 2 各防災機関の広報

| 機関名                       | 内 容                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区                         | 防災パンフレットの配布や講習会、SNSを用いた情報配信、防災訓練の実施、海拔表示板の設置などを通じて、住民の防災意識の向上を図る。                                                                                                                                                                  |
| 東京消防庁第七消防方面本部<br>本所・向島消防署 | 1 チラシ、小冊子等広報印刷物、デジタルサイネージ、アプリ、SNS、ホームページ及び報道機関への情報提供を通じて、防災知識、応急救護知識の普及を図る。<br>2 都民防災教育センターにおいて、風水害に関する知識の普及及び暴風雨の擬似体験を通じて、防災行動力の向上を図る。<br>3 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発を図る。<br>4 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入推進を行う。 |

第1章  
水害予防対策

第2章  
都市施設対策

第3章  
応急活動拠点等の整備

第4章  
地域防災力の向上

第5章  
協働  
ボランティア等との連携

第6章  
防災運動の推進

## 第2項 防災教育の充実

| 機関名                       | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区                         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災セミナーや各種講演会等を開催し、住民の防災知識の向上を図る。</li> <li>2 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援を行う。</li> <li>3 各避難所運営主体による避難所運営訓練、総合防災訓練等への要配慮者及び家族の参加に対する支援を行う。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 東京消防庁第七消防方面本部<br>本所・向島消防署 | <p>過去の消防活動や経験や教訓、全国で発生した災害の課題や教訓等を踏まえ、風水害から都民が自らの生命・身体・財産を確実に守ることができるよう様々な普及啓発を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区と連携し、ハザードマップ等の地域の防災対策に関する情報を提供することを通じて、風水害に備えることの重要性を普及啓発する。</li> <li>2 都総務局と連携し、東京マイ・タイムラインの普及啓発を行う。</li> <li>3 家庭で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。</li> <li>4 都民防災教育センターにおいて防災知識の普及啓発を図るとともに、風水害コーナーで災害疑似体験訓練を行う。</li> <li>5 児童生徒に対し発達段階に応じた総合防災教育を実施し、防災意識の向上と、災害に対し自らと家族や地域を守る力の向上を図る。</li> <li>6 女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成指導を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。</li> </ol> |

## 第3項 地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進

- 1 区は、児童・生徒の発達段階に応じた防災ボランティア活動について普及啓発を推進する。
- 2 区は、都民防災教育センター等を活用し、地域の防災教育を広める。
- 3 消防署は、学校と連携し、児童・生徒の発達段階に応じて、各種災害に対する防災意識及び防災行動力の向上を目的とした総合防災教育を実施する。

## 第2節 水防訓練の充実

[各機関]

水防法又は東京都水防計画に対象とする災害が発生又は発生するおそれがある場合に、被害を未然に防止又は被害を最小限に止めるため、区の地域において円滑に水防活動が実施できるよう、各防災関係機関の協力体制及び水防工法に習熟するための訓練を実施する。

### 1 区の訓練

| 機関名 | 内 容                                                                                                                                                     |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区   | <p>区は、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会を捉え、訓練を実施する。</p> <p>1 参加機関<br/>区、地域住民、事業者、消防署、消防団及び防災関係機関</p> <p>2 訓練項目<br/>本部運営訓練、非常招集訓練、現地実動訓練、図上訓練</p> |

各消防署、消防団、区その他防災関係機関  
原則として毎年台風シーズン前に実施する。

### 2 水防訓練

| 機関名 | 内 容                                                                  |
|-----|----------------------------------------------------------------------|
| 区   | <p>防災関係機関と協力又は協働し水防訓練を実施する。</p> <p>参加機関<br/>区、消防署、消防団、都関係各局、警視庁等</p> |



# 風水害編

(応急・復旧対策計画)



# 第1章 初動態勢

震災編第6章応急対策第1節「活動体制」、第4節第1項「応援協力」～第3項「民間協力」、第7項「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。

# 第2章 情報の収集・伝達

震災編第7章応急対策第1節「情報連絡体制」～第4節「広報及び広聴活動」に準ずる。

第1章  
初動態勢

第2章  
情報の収集・伝達

第3章  
水防対策

第4章  
警備・交通規制

第5章  
救助・救急対策

第6章  
医療救護等対策

第7章  
避難者対策

## 第3章 水防対策

- 洪水、津波又は高潮による水災を警戒・防御し、被害を軽減することにより、公共の安全を保持することを目的とする。

### 第1節 目的及び任務

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

区は、水防法第2条に基づく水防管理団体として、同法第3条に規定される区域（区内）の水防責任を果たすため、都、都の出先機関、消防署及び警察署との綿密な連絡を保ち、情報を交換し、相互援助により円滑な水防活動を行う。

消防署は、気象情報等、水位情報等の収集・伝達を行い、必要に応じて水防態勢、水防非常配備態勢（第一～第四）を発令する。水防第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成し、水防基本計画等に基づく活動を実施する。

なお、水防管理団体としての任務とは別に、区は、道路、公園等の管理者として、区が管理する道路、公園等における台風等の風雨、積雪又は路面凍結による区民等公衆の事故等の発生を防止するために墨田区雨雪対応要領を定め、資器材の調達・整備や道路、公園等のパトロール、応急措置等を実施している。

### 第2節 水防情報

[区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

#### 1 気象情報及び洪水予報

気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、都が気象庁から入手した情報を、区は防災無線ファックスにて入手する。区は水防管理団体として、その目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統及び方法等について熟知し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努めるものとする。

また、地下浸水対策として大雨及び洪水警報の発表時には、風水害編（予防計画）第1章第4節「洪水に備えた対策」「2 浸水想定区域における避難の確保及び浸水防止のための措置（5）浸水想定区域内の地下街等の名称及び所在地」に記載のある地下街等の所有者又は管理者に対し、注意を促すためファックスによる気象情報等の提供を行う。

#### 2 気象情報の早期収集

気象庁東京管区气象台では、大雨時等において都及び区における避難指示の判断等の防災対策を支援するため、都及び区と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの専用電話を設置し、運用している。区は、大雨時等に避難指示の判断や防災体制の検討等を行う際などに、気象庁大気海洋部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。



(1) 気象情報

ア 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準（令和5年6月8日現在）

| 種 類              |                            | 区 域 | 発 表 基 準                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------|----------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特<br>別<br>警<br>報 | 大 雨<br>特 別<br>警 報<br>(浸水害) |     | <p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想されるとき。具体的には、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下①又は②いずれかを満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合</p> <p>① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1 km格子が概ね30個以上まとまって出現。</p> <p>② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1 km格子が概ね20個以上まとまって出現。</p> |
|                  | 高 潮<br>特 別<br>警 報          |     | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合                                                                                                                                                                                                                               |
|                  | 暴 風<br>特 別<br>警 報          |     | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合                                                                                                                                                                                                                               |

（令和5年6月8日現在）

| 種 類    |            | 区 域   | 発 表 基 準                                                                 |
|--------|------------|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| 警<br>報 | 大 雨<br>警 報 |       | 大雨によって重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合                    |
|        |            | 墨 田 区 | 表面雨量指数※1 29以上                                                           |
|        | 洪 水<br>警 報 |       | 河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合 |
|        |            | 墨 田 区 | 隅田川流域雨量指数※2 47.5以上                                                      |
|        | 高 潮<br>警 報 |       | 台風や低気圧等による異常な潮位の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合           |
|        |            | 墨 田 区 | ※3 潮位 4.0m 以上                                                           |
|        | 暴 風<br>警 報 |       | 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合                           |
|        |            | 東京地方  | 平均風速 25m/秒以上                                                            |

第1章  
初動態勢

第2章  
情報の収集・伝達

第3章  
水防対策

第4章  
警備・交通規制

第5章  
救助・救急対策

第6章  
医療救護等対策

第7章  
避難者対策

| 種 類         |            | 区 域                                                                   | 発 表 基 準                                                                                  |
|-------------|------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 注<br>意<br>報 | 大 雨<br>注意報 | 大雨によって土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合                     |                                                                                          |
|             |            | 墨 田 区                                                                 | 表面雨量指数 16 以上、<br>又は土壌雨量指数 165 以上                                                         |
|             | 洪 水<br>注意報 | 河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により洪水害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合 |                                                                                          |
|             |            | 墨 田 区                                                                 | 隅田川流域雨量指数 38 以上<br>又は、隅田川流域雨量指数 9 以上かつ表面雨量指数 25.6 以上<br>又は荒川流域雨量指数 12 以上かつ表面雨量指数 78.7 以上 |
|             | 高 潮<br>注意報 | 台風や低気圧等による異常な潮位の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合            |                                                                                          |
|             |            | 墨 田 区                                                                 | 潮位 2.0m 以上                                                                               |
|             | 強 風<br>注意報 | 強風により災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合                            |                                                                                          |
|             |            | 東京地方                                                                  | 平均風速 13m/秒以上                                                                             |

- ※1 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に溜まっている量を示す指数
- ※2 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指標
- ※3 東京の潮位は、東京都晴海に設置された潮位観測機のデータを標高に換算したものをを用いている。

|            |      |              |
|------------|------|--------------|
| 記録的短時間大雨情報 | 東京地方 | 1 時間雨量 100mm |
|------------|------|--------------|

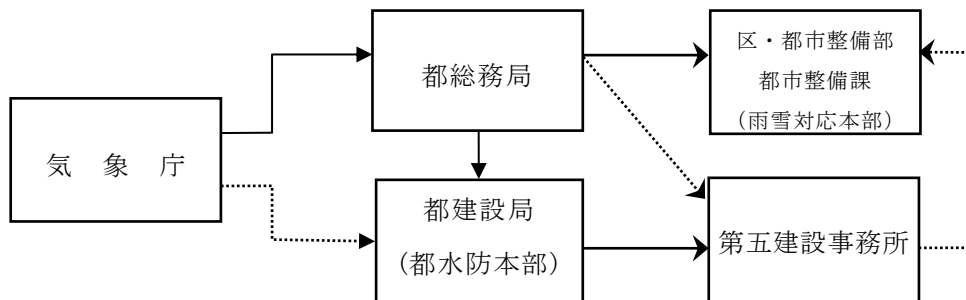
【警報・注意報発表基準一覧表】

令和5年6月8日現在 発表官署 気象庁

|            |                   |                                                                      |                                    |
|------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 墨田区        | 府県予報区             | 東京都                                                                  |                                    |
|            | 一次細分区域            | 東京地方                                                                 |                                    |
|            | 市町村等をまとめた地域       | 23区東部                                                                |                                    |
| 警 報        | 大雨（浸水害）<br>（土砂災害） | 表面雨量指数基準                                                             | 29                                 |
|            |                   | 土壌雨量指数基準                                                             | —                                  |
|            | 洪水                | 流域雨量指数基準                                                             | 隅田川流域=47.5                         |
|            |                   | 複合基準※1                                                               | —                                  |
|            |                   | 指定河川洪水予報による基準                                                        | 荒川〔岩淵水門（上）〕                        |
|            | 暴風                | 平均風速                                                                 | 25m/s                              |
|            | 暴風雪               | 平均風速                                                                 | 25m/s 雪を伴う                         |
|            | 大雪                | 降雪の深さ                                                                | 12時間降雪の深さ 10cm                     |
|            | 波浪                | 有義波高                                                                 |                                    |
|            | 高潮                | 潮位                                                                   | 4.0m                               |
| 注意報        | 大雨                | 表面雨量指数基準                                                             | 16                                 |
|            |                   | 土壌雨量指数基準                                                             | 165                                |
|            | 洪水                | 流域雨量指数基準                                                             | 隅田川流域=38                           |
|            |                   | 複合基準※1                                                               | 隅田川流域=(9, 25.6)<br>荒川流域=(12, 78.7) |
|            |                   | 指定河川洪水予報による基準                                                        | 荒川〔岩淵水門（上）〕                        |
|            | 強風                | 平均風速                                                                 | 13m/s                              |
|            | 風雪                | 平均風速                                                                 | 13m/s 雪を伴う                         |
|            | 大雪                | 降雪の深さ                                                                | 12時間降雪の深さ 5cm                      |
|            | 波浪                | 有義波高                                                                 |                                    |
|            | 高潮                | 潮位                                                                   | 2.0m                               |
|            | 雷                 | 落雷等により被害が予想される場合                                                     |                                    |
|            | 融雪                |                                                                      |                                    |
|            | 濃霧                | 視程                                                                   | 100m                               |
|            | 乾燥                | 最小湿度 25%で実効湿度 50%                                                    |                                    |
|            | なだれ               |                                                                      |                                    |
|            | 低温                | 夏期（平均気温）：平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき<br>冬期（最低気温）：-7℃以下、多摩西部は-9℃以下 |                                    |
|            | 霜                 | 晩霜期 最低気温 2℃以下                                                        |                                    |
|            | 着氷・着雪             | 大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時                                                 |                                    |
| 記録的短時間大雨情報 |                   | 1時間雨量                                                                | 100mm                              |

※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組合せによる基準値

イ 気象情報伝達系統図



——> 基本系伝達系統（法令等の定めによる伝達系統）  
 .....> 補助系伝達系統（予備伝達系統）

（2）洪水予報

荒川氾濫注意情報等に係る基準地点は、熊谷・治水橋・岩淵水門（上）水位観測所の3地点であるが、墨田区においては、岩淵水門（上）水位観測所を基準地点としている。

ア 国土交通大臣が洪水予報を行う河川

| 河川名 | 区 域                                                            |
|-----|----------------------------------------------------------------|
| 荒 川 | 左岸 埼玉県深谷市荒川字下川原5番2地先から海まで<br>右岸 埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番18地先から海まで |

イ 種類と発表基準

| 種 類        | 基準地点    | 発 表 基 準                                                           |
|------------|---------|-------------------------------------------------------------------|
| 荒川氾濫注意情報   | 岩淵水門（上） | 基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき                          |
| 荒川氾濫警戒情報   | 同 上     | 基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき |
| 荒川氾濫危険情報   | 同 上     | 基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき                                       |
| 荒川氾濫発生情報   | 同 上     | 洪水予報を行う区域において氾濫が発生したとき、あるいは、3時間先までの予想水位が氾濫する可能性の水位に到達したとき         |
| 荒川氾濫注意情報解除 | 同 上     | 基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき                                 |

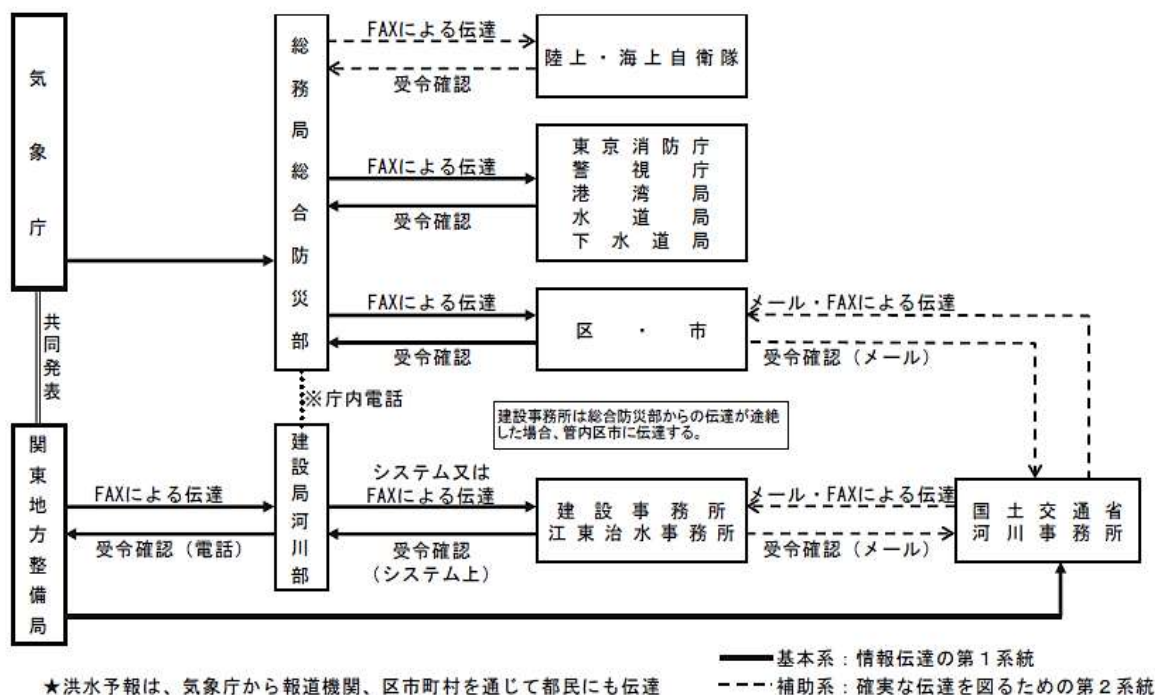
ウ 基準地点と水位

| 種 類                  | 荒川洪水予報                                                                        |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 河川及び区域               | 荒川（旧川除く。）<br>左岸：埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先から海まで<br>右岸：埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先から海まで |
| 基準地点                 | 岩淵水門（上）                                                                       |
| 水防団待機水位（指定水位）        | 3.00m                                                                         |
| 氾濫注意水位（警戒水位）         | 4.10m                                                                         |
| 避難判断水位               | 6.50m                                                                         |
| 氾濫危険水位               | 7.70m                                                                         |
| 計画高水位 <sup>(*)</sup> | 8.57m                                                                         |
| 零点高                  | A. P. +0.000m                                                                 |

<sup>(\*)</sup> 治水計画における所定流量を流下させることのできる河道の水位であり、堤防などの河川工作物の設定水位でもある。

工 洪水予報伝達系統図

各河川の洪水予報<sup>(\*)</sup>の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。



(\*) 国または都道府県が管理する河川で、万が一洪水が発生したとき、国民経済上重大な損害を生じるおそれのある場合に、国土交通大臣、又は都道府県知事と、気象庁長官とが共同で発表する。

### 3 観測施設

情報収集機関は、積極的に東京都水防本部又は都建設局第五建設事務所等と連絡を取り、区内の雨量、水位等の資料を敏速に入手し、常に正確な情報の把握に努めるとともに、これらの情報等を速やかに本部長（区長）及び各隊庶務班に報告しなければならない。通常勤務内において、これらの情報の報告の必要が出た場合は、部長及び各課庶務担当に報告するものとする。

#### （1）雨量の通報

次の場合は、本部長に報告するものとする。

ア 時間に 20mm を超したとき、以後毎時の雨量

イ 水防用気象情報が発せられ、水防態勢を取っているとき。

#### （2）観測施設

気象観測装置及び区周辺地域の気象観測装置から取得した観測値に基づき、設置業者から気象予報の情報提供を受けている。

主な気象情報サービスは、以下のとおり。

|          |                      |
|----------|----------------------|
| 一般天気予報   | 1 時間単位の天気、降水量等       |
| 防災業務支援情報 | 1 時間又は 10 分単位での降水量予測 |
| 雨量計情報    | 雨量計測装置の実績値           |
| 台風情報     | 台風の経路（予測含む。）等        |

#### （3）水位の通報

区が観測情報を得る箇所（雨量、水位等）

| 水 門 名   | 河 川 名 | 所 在 地                 | 管 理 者       | 電 話         |
|---------|-------|-----------------------|-------------|-------------|
| 隅 田 水 門 | 旧綾瀬川  | 墨田区墨田 5 丁目 23 番 5 号   | 国・荒川下流河川事務所 | (3614) 5433 |
| 木下川排水機場 | 旧 中 川 | 江戸川区平井 7 丁目 34 番 25 号 | 都・江東治水事務所   | (5620) 2490 |
| 竪 川 水 門 | 竪 川   | 墨田区千歳 1 丁目 3 番 11 号   | 都・江東治水事務所   | (5620) 2490 |
| 源森川水門   | 北十間川  | 墨田区吾妻橋 1 丁目 24 番 5 号  | 都・江東治水事務所   | (5620) 2490 |

### 4 水防警報

水防警報は、水防活動の基準であり、都及び水防管理団体は、その情報の目的、性質を十分理解するとともに、伝達の系統及び方法等について精通し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努める。

## (1) 水防警報の伝達

国土交通大臣が行う水防警報の区域及び基準水位観測所

| 河川名 | 水防警報区                                                                      | 基準水位観測所         |                 |                |                |                |           |             |
|-----|----------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|-----------|-------------|
|     |                                                                            | 名称              | 水防団<br>待機<br>水位 | 氾濫<br>注意<br>水位 | 避難<br>判断<br>水位 | 氾濫<br>危険<br>水位 | 計画高<br>水位 | 零点高         |
| 荒 川 | 左岸:埼玉県戸田市<br>早瀬一丁目 4329 番<br>地先から海まで<br>右岸:板橋区三園二<br>丁目 80 番 5 地先か<br>ら海まで | 岩淵<br>水門<br>(上) | +3.00m          | +4.10m         | +6.50m         | +7.70m         | +8.57m    | A. P.<br>0m |
| 隅田川 | 左岸:荒川分派点か<br>ら北区志茂四丁目<br>地先まで<br>右岸:(左岸に同じ)                                |                 |                 |                |                |                |           |             |

## (2) 水防警報の種類、内容及び発表基準

ア 水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

| 種 類                                        | 内 容                                                                                                                                   | 発表基準                                                                     |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 待 機                                        | 1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。<br>2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの。 | 気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と判断されるとき。                                          |
| 準 備                                        | 水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。                                                       | 雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されるとき。<br>水防団待機水位（指定水位）に達し氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。 |
| 出 動                                        | 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。                                                                                                               | 氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。<br>水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。                    |
| 指 示                                        | 水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。                                                         | 氾濫警戒情報が発表されたとき。<br>既に氾濫注意水位（警戒水位）を越えて、災害の起こるおそれがあるとき。                    |
| 解 除                                        | 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。                                                                               | 氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。<br>氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。 |
| 情 報                                        | 雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。                                                                                                    | 状況により必要と認めるとき。                                                           |
| 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。 |                                                                                                                                       |                                                                          |

イ 荒川下流河川事務所管内における水防警報発表基準

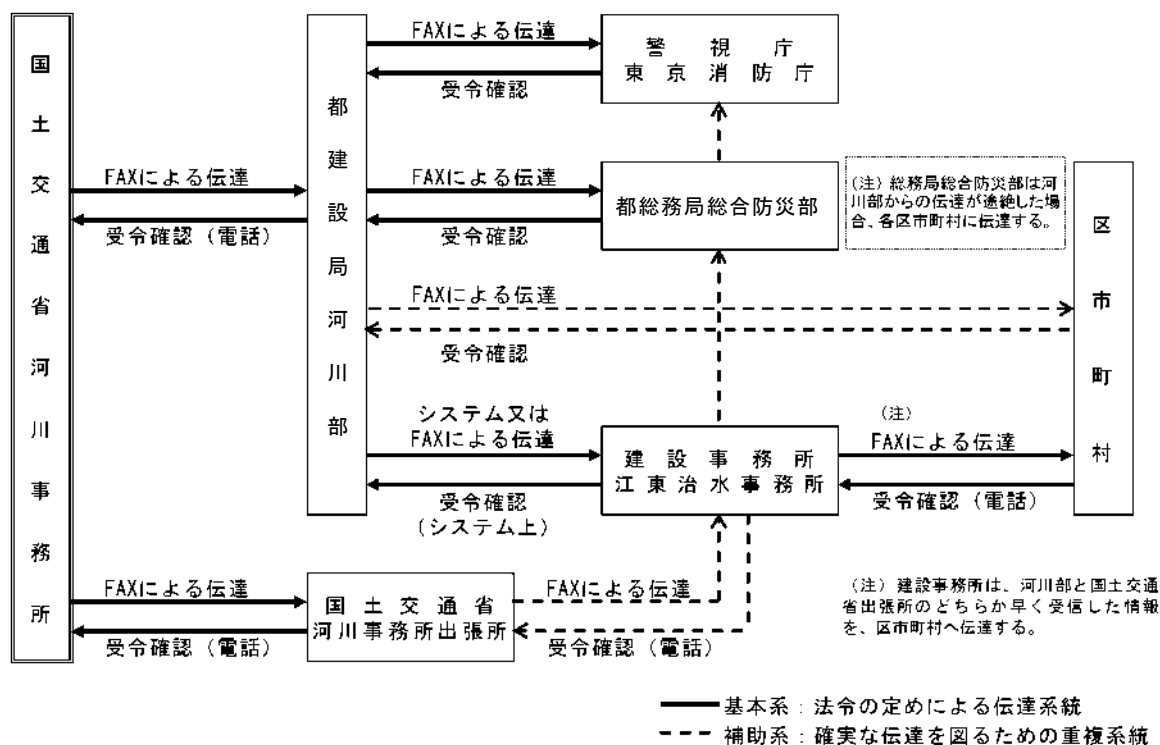
| 種 類                                        | 内 容                                                                                                                                             | 発表基準                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 待 機                                        | 1 不意の高潮を伴う越波、出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。<br>2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動を止めることができない旨を警告するもの。 | 気象情報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。                                                                                                                                                                |
| 準 備                                        | 水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。                                                                    | 潮位、波浪、雨量、水位、流量、その他の海象状況、河川状況により必要と認められたとき。                                                                                                                                                   |
| 出 動                                        | 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。                                                                                                                         | 次のいずれかに該当するとき。<br>1 氾濫警戒情報(洪水警報)等により、又は水位、流量等その他の河川状況により、岩淵水門(上)水位観測所における水位が、氾濫注意水位(A.P. +4.10m)を超えるおそれがあるとき。<br>2 気象庁から東京東部地域※において高潮警報が発表され、南砂町水位観測所における水位が氾濫注意水位(A.P. +3.00m)を超えるおそれがあるとき。 |
| 指 示                                        | 潮位、波浪、水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。                                                                 | 氾濫警戒情報(洪水警報)等により、又は既に氾濫注意水位(A.P. +4.10m)を越え、災害のおこるおそれがあるとき。                                                                                                                                  |
| 解 除                                        | 水防活動を必要とする高潮・高波や河川の出水状況が解消した旨及び該当基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。                                                                               | 氾濫注意水位以下に下降したとき又は氾濫注意水位以上にあっても水防作業を必要とする海象状況、河川状況が解消したと認めるとき。                                                                                                                                |
| 情 報                                        | 潮位、波浪、雨量、水位の状況、潮位・波浪予測、水位予測、海象状況、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。                                                                                           | 状況により必要と認めるとき。                                                                                                                                                                               |
| 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。 |                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                              |

※ 気象庁が発表する二次細分区域のうち、墨田区、江東区、足立区、葛飾区のいずれかの荒川下流沿川地域（江戸川区の高潮警報は用いない。）



### ウ 水防警報伝達

国土交通大臣の発表する水防警報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。



## 第3節 水防管理者及び水防機関の活動

[区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

### 1 水防管理者及び水防機関の活動

#### (1) 区の活動

ア 水防管理者（区長）は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、都の水防計画で定めるところにより、消防機関等を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない（水防法第17条）。この場合は、直ちに都水防本部に報告するものとする。

イ 水防上必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のために、警察官の出動を求めることができる（水防法第22条）。

ウ 洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（区長）は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者（区長）が指示する場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない（水防法第29条）。

エ 水防管理者（区長）は、水防のため緊急を要するときは、他の水防管理者に対して応援を求めることができる（水防法第23条第1項、同条第2項）。

オ 水防管理者（区長）は、随時区域内の河川、河岸堤防、津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、河岸堤防、津波防護施設等の管理者に必要な措置を講じるよう求めなければならない（水防法第9条）。

#### (2) 消防署の活動

消防署は、区と密接な連携のもとに水防活動を実施するが、その内容については、東京都水防計画等（本節「6 水防計画等」参照）に定めるところによる。

#### (3) 費用負担

ア 水防管理団体は、管理区域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、双方の水防管理団体が協議して定める（水防法第23条第3項、同条第4項、第41条）。

イ 区域外の区が当該水防により著しく利益を受ける場合には、費用の一部を負担する。この額及び方法は、双方の水防管理団体が協議して定める。なお、協議不成立のときは、知事にあつせんを申請することができる（水防法第42条第1項、同条第2項、同条第3項）。

ウ 都又は都知事の行う事務に要する費用は、都の負担とする（水防法第43条）。

#### (4) 公用負担

##### ア 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（区長）又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる（水防法第28条）。

(ア) 必要な土地の一時使用

(イ) 土石、竹木、その他の資材の使用

(ウ) 土石、竹木、その他の資材の収用

(エ) 車両、その他の運搬用機器又は排水用機器の使用

(オ) 工作物その他の障害物の処分

#### イ 公用負担権限証明

アの権限を行使する場合、水防管理者等の長にあつては身分証明書を、その他これらの委任を受けた者にあつては次のような証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示する（水防法第28条）。

| 公 用 負 担 権 限 委 任 証 明 書                   |                          |     |       |
|-----------------------------------------|--------------------------|-----|-------|
| 第 号                                     | 身 分                      | 氏 名 |       |
| 上の者に〇〇区域における水防法第28条1項の権限行使を委任したことを証明する。 |                          |     |       |
| 年 月 日                                   | 水 防 管 理 者<br>(又は消防機関等の長) |     | 氏 名 ⑩ |

#### ウ 公用負担命令票

この権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準すべき者に交付する。ただし、事情によりその時間のないときは事後において直ちに処理する（水防法第28条）。

| 公 用 負 担 命 令 票                                                                                                                                                                                                                                                                                 |     |                 |     |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------|-----|-----|
| 第 号                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     | 住 所<br>負担者氏名    |     |     |
| 物 件                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 数 量 | 負担内容（使用・所有・処理等） | 期 間 | 摘 要 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                               |     |                 |     |     |
| 水防法第28条の規定により上記物件を収用（使用又は処分）する。<br><div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <span>年 月 日</span> <span>水防管理者 氏 名 ⑩<br/>(又は消防機関の長)</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; margin-top: 10px;"> <span>事務取扱者 氏 名 ⑩</span> </div> |     |                 |     |     |

#### エ 損失補償

アの権限行使によって損失を受けた者に対しては、水防管理団体は時価によりその損失を補償する（水防法第28条）。

#### (5) 水防工法

工法は、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、次の工法を単独又は併用して実施すること。

- |       |          |          |       |
|-------|----------|----------|-------|
| ①積土のう | ②鋼板防護    | ③護岸裏積土のう | ④かま段  |
| ⑤月の輪  | ⑥吸水性水のう積 | ⑦シート張り   | ⑧立てかご |
| ⑨川倉   | ⑩五徳縫い    | ⑪杭打ち継ぎ   | ⑫木流し  |

## （6）水防訓練

水防法又は東京都水防計画が対象とする災害が発生又は発生するおそれのある場合、被害を未然に防止し又は被害を最小限に止め得るように区の地域における水防活動の円滑な実施を期するため、水防訓練の充実（風水害編（予防計画）第6章第2節「水防訓練の充実」参照）の定めるところにより実施する。

## 2 資器材等の整備及び輸送

- （1）水防管理者（区長）は、その管内における水防作業が十分果たせるよう資器材及び設備を準備しておく（震災編第11章予防対策第4節「備蓄倉庫及び物資拠点の整備」参照）。
- （2）区は、水防資器材を確保するため、管内資材業者の手持資器材をできる限り調査し、緊急の補給に備えておく。  
また、消防団による消防団格納庫等の資器材を活用した水防活動等、消防署との連携により、資器材の効率的な運用を図る。
- （3）水防管理者（区長）は、非常事態を想定し、相互に連絡、経路又は資器材輸送確保のため、必要な措置を講じておく（震災編第4章予防対策第3節「緊急輸送ネットワークの整備」、同章応急対策第1節第2項「道路障害物の除去」、同章応急対策第3節「防災船着場・臨時離着陸場」、震災編第11章応急対策第5節「緊急輸送対策」参照）。
- （4）資器材等の輸送は、区都市整備部（災対建設部）の車両を使用することとし、不足するときは区本部に要請する。

## 3 水防上注意を要する箇所等の基準

区は、河川管理者及び消防機関と合同で点検を行うとともに、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

### （1）国管理河川の重要水防箇所

都内の国管理河川における重要水防箇所の評価基準は、次のとおりである。

| 種別     | 重要度                                                     |                                                                                             | 要注意区間 |
|--------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|        | 水防上最も重要な区間                                              | 水防上重要な区間                                                                                    |       |
| 越水（溢水） | 計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所          | 計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所                                 |       |
| 堤体漏水   | 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所 | 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所 |       |

| 種別     | 重要度                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                            | 要注意区間 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|        | 水防上最も重要な区間                                                                                                                                                                                                  | 水防上重要な区間                                                                                                                                                                                                                                                   |       |
| 堤体漏水   | <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所</p>                                                                     | <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所</p>                                                                                                                 |       |
| 基礎地盤漏水 | <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所</p> | <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤の変状が集中している箇所</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所</p> |       |
| 水衝洗掘   | <p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所</p> <p>波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所</p>                                                      | <p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所</p>                                                                                                                                                                                                      |       |
| 工作物    | <p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所</p>                                                                                 | <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所</p>                                                                                                                                                                             |       |

第1章  
初動態勢

第2章  
情報の収集・伝達

第3章  
水防対策

第4章  
警備・交通規制

第5章  
救助・救急対策

第6章  
医療救護等対策

第7章  
避難者対策

| 種別                | 重要度        |          | 要注意区間                                  |
|-------------------|------------|----------|----------------------------------------|
|                   | 水防上最も重要な区間 | 水防上重要な区間 |                                        |
| 工事施工              |            |          | 出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所 |
| 新堤防<br>破堤跡<br>旧河川 |            |          | 新堤防で築造後3年以内の箇所破堤跡又は旧川跡の箇所              |
| 陸開                |            |          | 陸開が設置されている箇所                           |

(2) 都管理河川の水防上注意を要する箇所

都内の一級及び二級河川（国管理を除く。）における水防上注意を要する箇所の基準は、次のとおりである。

| 種別       | 基準                                                                          |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 洪水       | 大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所                                                     |
|          | （解説）過去の溢水実績等を踏まえ、橋梁により河積が阻害されている箇所、合流点・断面変化点で洪水による影響を受けやすい箇所など、増水時に注意を要する箇所 |
| 高潮       | 台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所                                              |
|          | （解説）伊勢湾台風時と同程度以上の高潮が発生した場合注意を要する箇所                                          |
| 堤防・護岸の強さ | 堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所                                          |
|          | （解説）堤防・護岸（天然河岸を含む）が老朽化・洗掘している箇所で、河川増水等により護岸が崩壊した場合、民地への影響が大きいと考えられる箇所       |
| 陸開       | 陸開が設置されている箇所                                                                |
| 工事施工     | 河川工事等の施工によって注意を要する箇所                                                        |
|          | （解説）原則として出水期（6月～10月）に堤防を開削または、河積内に栈橋等を設置する工事箇所                              |

※ VIII-09：水防上注意を要する箇所等一覧（別冊 P350 参照）

4 通信連絡施設

区は、水防における相互の連絡、指示、通報又は伝達の通信連絡が迅速かつ円滑に行われるように通信連絡施設の整備強化に努める。また、水防活動に当たっては、無線による情報に注意を払うとともに、必要な情報は速やかに本部長（区長）、各隊庶務班に報告する。ただし、勤務時で必要な情報については、各課庶務担当に連絡する。

5 水防活動報告等

水防管理者（区長）は、水防作業終了後3日以内に水防活動報告表（別冊VIII-10）により、各箇所にとりまとめ報告する。また、公共土木施設被害が発生したときは、速やかに

被害報告表（別冊Ⅷ-11）により報告する。

※ Ⅷ-10：水防活動報告表（別冊 P351 参照）

※ Ⅷ-11：被害報告表（別冊 P352 参照）

## 6 水防計画等

### （1）活動方針

洪水、高潮、津波、暴風雨、豪雨又は雨水出水等による大規模な水災が発生する危険があるとき又は発生したときは、警防本部長の命により方面隊長及び署隊長は、この計画の定めるところにより、区災害対策本部その他の防災関係機関と密接な連携のもとに水防活動を実施し、被害の発生拡大の防止に努めるものとする。

### （2）事前措置

消防方面本部長及び消防署長は、水災防御を効果的に実施するため、定期的に訓練を実施する。

### （3）水防非常配備態勢

水防非常配備態勢が命令された場合は、計画に基づき活動を実施する。ただし、局地的な集中豪雨による被害の発生が予想され又は発生した場合は、消防署長が署ごとに水防第一非常配備態勢及び水防第二非常配備態勢を発令する。

### （4）部隊編成

水防部隊の編成は、災害の状況により適宜編成し、対応する。

### （5）活動要領

水災の発生が予想されるとき又は発生したときは、事前計画に基づき水防活動を実施する。

#### ア 態勢の確立

水防第二非常配備態勢発令と同時に、東京消防庁警防本部、第七消防方面本部及び区災害対策本部と緊密な連携を保持し、適確な情報に基づき計画に定める各非常配備態勢の確立に努める。また、区との情報共有及び意思決定の迅速化を図るため、区に必要な要員を派遣する。

#### イ 監視警戒の実施

水防第二非常配備態勢発令と同時に監視警戒を実施する。監視警戒計画は別に定める。水防第一非常配備態勢時において、必要がある場合は実施する。

## 7 水防作業の実施

水防管理者（区長）の要請又は監視警戒その他により水防作業の必要を認めるときは水防作業を実施する。

### （1）部隊運用要請

部隊運用は、災害の規模に応じ署隊内で処理し得るものは署隊長が行い、他の署隊の応援を要するものは方面隊長が、他の方面からの応援を要するものについては、警防本部長がこれを行う。

### （2）資器材の使用収用

水防のため緊急を要するときは、水防計画の定めるところにより、現場において必要

な資器材を使用収用する。

## 8 決壊時の措置

### （1）決壊の通報及びその後の措置

ア 堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者（区長）、警察または消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。

イ 決壊後であっても、水防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

### （2）立ち退き

ア 立ち退きの指示

（ア）洪水または高潮により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防管理者（区長）は、必要と認められる区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。

（イ）この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知する。

イ 避難誘導等

（ア）立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者については、警察署は、水防管理者（区長）と協力して救出または避難誘導する。

（イ）また、水防管理者（区長）は、地元警察署長及び消防署長と協議のうえ、あらかじめ立ち退き先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。

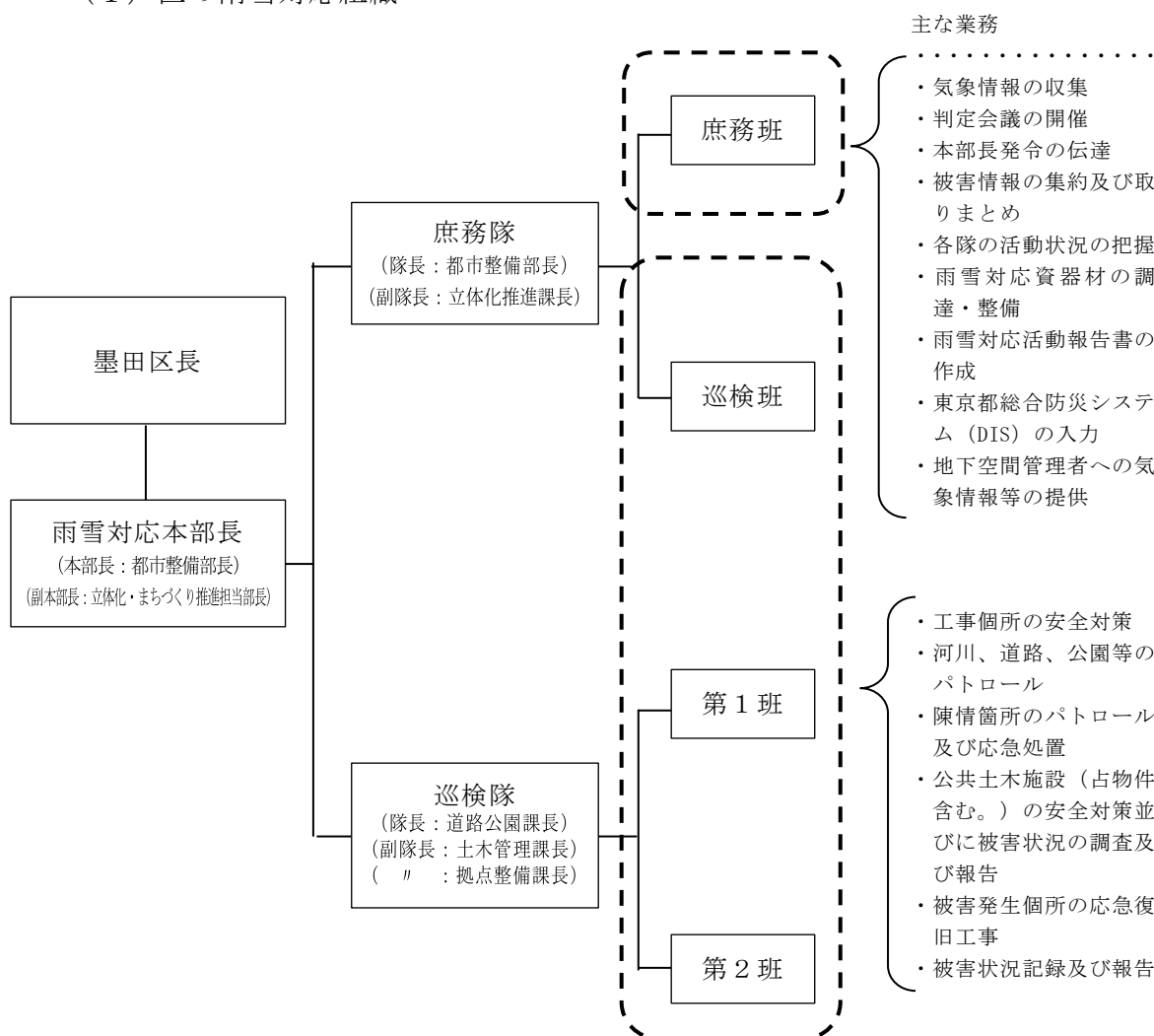


## 第4節 道路公園等管理者としての活動

[区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

### 1 雨雪対応

#### (1) 区の雨雪対応組織



#### (2) 雨雪対応本部

区は、区が管理する道路、公園等における台風等の風雨、積雪又は路面凍結による区民等公衆の事故等の発生を防止するため、雨雪対応を行うものとする。

##### ア 雨雪対応本部の設置及び廃止

(ア) 雨雪対応本部長は、原則として次の場合に雨雪対応本部を設置する。

- 気象庁から区に対して、大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪及び高潮のいずれかの警報が発表されたとき。
- その他、雨雪対応本部長が必要と認めたとき。

(イ) 雨雪対応本部長は、次の場合に雨雪対応本部を廃止する。

- 気象庁から発表されていた区に対する警報が解除される等、雨雪対応がお

おむね終了したと認めるとき。

- b 災害対策基本法第23条の2の規定に基づく区災害対策本部又は墨田区災害応急対策本部設置要綱第1条の規定に基づく墨田区災害応急対策本部が設置され、雨雪対応本部が統合されたとき。

(3) 雨雪対応業務の分担

雨雪対応の分担等については、別冊Ⅷ-12のとおりである。

※ Ⅷ-12：雨雪対応隊別分担（別冊 P353 参照）

(4) 区における雨雪対応態勢の種類と基準

| 種類        | 内容及び基準                                                                                                                                                                                                                              | 人員                    |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 情報連絡態勢    | 主として情報の収集及び連絡に当たり、水害又は雪害が発生した場合等、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢<br>※気象庁が発表する気象警報等の発表により、本部長が必要と認めて本部を設置したとき                                                                                                                                  | 正副本部長、各正副隊長及び庶務隊庶務班長外 |
| 第1次警戒配備態勢 | 次のいずれかの場合に該当し、主として気象観測並びに資器材の準備及び点検を行い、直ちに雨雪対応が行える態勢<br>1 気象庁が発表する気象警報等のうち、警報が発せられたとき<br>2 強風による道路上への落下物や障害物など小規模な風害の発生が確実視されたとき、又は発生したとき<br>3 道路冠水など、小規模な水害の発生が予想されたとき、又は発生したとき<br>4 積雪若しくは路面凍結により駅周辺等の除雪活動が必要と予想されたとき、又は除雪活動を行うとき | 情報連絡態勢を含め、全体のおおむね30%  |
| 第2次警戒配備態勢 | 次のいずれかの場合に該当し、第1次警戒配備態勢を強化する態勢<br>1 街路樹の複数倒木による交通障害等、大規模な風害の発生が予想されたとき、又は発生したとき<br>2 公共施設や宅地の床上・床下浸水等、中規模な水害の発生が予想されたとき、又は発生したとき<br>3 積雪もしくは路面凍結により駅周辺、橋りょう、坂道等の除雪活動が必要と予想されたとき、又は除雪活動を行うとき                                         | 情報連絡態勢を含め、全体のおおむね60%  |
| 第3次警戒配備態勢 | 第2次警戒配備態勢を更に強化し、本部が全力をもって雨雪対応を取る態勢<br>本部長が必要と認めたとき                                                                                                                                                                                  | 全職員                   |

※ 気象庁が発表する気象警報等とは、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、暴風警報・強風注意報、高潮警報・注意報、大雪警報・注意報及び台風情報をいう。なお、特別警報（発表される可能性の気象情報含む。）、記録的短時間大雨情報、荒川氾濫警戒情報又は荒川氾濫危険情報が発表された場合は、墨田区災害対策本部又は墨田区災害応急対策本部による対応となる。

## 第4章 警備・交通規制

- 災害の発生が予想される場合には、早期に警備体制を確立し、避難誘導及び他機関の防災活動に対する協力を行う。
- 災害が発生した場合には、区民の生命、身体、財産の保護及び被災地における秩序の維持を行い、治安に万全を期する。

### 第1節 警備活動

[警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

#### 1 警備体制

風水害警備に際し、第七方面本部及び各警察署は、段階に応じて発令される警備体制を取るものとする。

ただし、発令がない場合であっても管内の情勢等により必要と認められるときは、各段階の態勢を取ることができる。

なお、風水害警備の態勢は、気象状況、被害状況等に応じて、準備態勢、注意態勢、警戒態勢、非常態勢の4段階とする。

#### 2 警備部隊の編成

##### (1) 警備本部の設置

ア 第七方面本部長は、警戒態勢もしくは非常態勢が発令された場合又は方面区域内に相当の被害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合には、方面警備本部を設置し、方面区内の総括的指揮に当たるものとする。

イ 警察署長は、警戒態勢もしくは非常態勢が発令された場合又は管内に被害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合に、現場警備本部を設置して、警備指揮に当たるものとする。

##### (2) 警備部隊の編成

ア 管内に大規模な災害が発生し、又は発生が予想される場合に警察署長は、一般事務の処理に必要な最小限度の要員を除いた全員をもって部隊を編成し、警備に当たるものとする。

イ 被災状況に応じ長期間警備本部を設置して警備に当たる警察署にあつては、日勤員をもって所要の部隊を編成し、警備に当たるものとする。

ウ 第七方面本部長は比較的被害の少ない警察署又は長期警備実施を必要としない警察署をもって方面機動隊を編成し、状況に応じて方面区内の警備及び応援派遣に備えるものとする。

#### 3 警備活動

災害に対する警察の活動は、東京都地域防災計画並びに警視庁警備規程及び風水害警備

第1章  
初動態勢

第2章  
情報の収集・伝達

第3章  
水防対策

第4章  
警備・交通規制

第5章  
救助・救急対策

第6章  
医療救護等対策

第7章  
避難者対策

実施要綱、その他関係規程によるほか、おおむね次の事項について実施するものとする。

(1) 事前対策

- ア 危険地域（箇所）の調査
- イ 避難収容施設（避難先）の確認
- ウ 防災訓練の実施

(2) 応急対策

- ア 災害に関する情報の収集
- イ 避難者の誘導
- ウ 交通規制及び秩序の維持
- エ 犯罪の予防検挙

4 犯罪の予防

- (1) 災害時には、窃盗、その他復旧資器材等に関する犯罪の多発が予想されるので、これらの警戒取締りを厳重にし、犯罪の予防検挙の実効を期する。
- (2) 各種犯罪の未然防止に努めるとともに流言飛語の防止に努め、区民の安心を図る。
- (3) 被災地における土地の境界、漂流物その他による紛争事案に対する視察を行い、紛争防止に努める。

5 被災者の救出

出水による溺死者、家屋の倒壊等による埋没者その他死傷者等を発見した場合には、区その他の防災関係機関と協力して被災者の救出・救護に全力を尽くすものとする。

6 被災地の警備

所要の警備部隊をもって被災地の警備を強化するとともに避難者収容所、救護物資集積所、その他重要防護対象等に警戒員を配置して警戒警備の万全を期するものとする。

## 第2節 交通規制

[警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

1 被災地における交通規制

- (1) 交通機関の被害状況を速やかに調査するとともに交通情報の収集に努める。
- (2) 広域的災害発生の場合において道路交通法により行う交通規制については、東京都公安委員会の決定に基づき、必要な措置を取るものとする。

## 第5章 救助・救急対策

### 第1節 救助・救急活動体制等

〔東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

- 1 区との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を当該本部に派遣するとともに、各種災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。
- 2 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。
- 3 救急活動に当たっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護に当たる。
- 4 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。

### 第2節 救助体制の整備

〔東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

- 1 先遣隊として災害実態の早期把握や、活動・指揮拠点を形成するため、ドローン、特殊車両、エアボート等を装備する即応対応部隊を運用し、即応体制を強化している。
- 2 災害発生時に救助活動を迅速に行うため、特殊車両や重機等の資器材を備えた消防救助機動部隊等を整備し、救助体制の強化促進を図る。
- 3 水害地の救助活動を効率的に行うため、水防部隊の整備強化を図り、風水害地からの救助体制を強化する。
- 4 災害時に使用する建設資器材及び船艇等については、関係事業所協定に基づく迅速な調整及び事前協議により調達計画を樹立する。
- 5 災害現場において東京DMA Tと連携した救助及び傷病者の救護体制を確立する。

### 第3節 救急体制の整備

〔東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

- 1 救急活動を効率的に行うため救急車等の増強を図り、風水害により発生する傷病者に対する搬送体制を強化する。
- 2 重症度、緊急度の高い傷病者の救命効果を高めるため、救急救命士の人員確保及び高度救急資器材の整備を行い、現場救護所等における救急活動の充実を図る。
- 3 傷病者の搬送を効率的に行うため、「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」等を活用し、医療情報収集体制を強化する。
- 4 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。

初動態勢  
第1章

情報の収集・伝達  
第2章

水防対策  
第3章

警備・交通規制  
第4章

救助・救急対策  
第5章

医療救護等対策  
第6章

避難者対策  
第7章

## 第4節 消防団の救出・救護活動能力の向上

〔東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

- 1 応急救護資器材の整備を行う。
- 2 応急手当普及員の養成など、教育訓練の充実を図る。
- 3 災害時に消防署及び消防団に配置されている資器材を有効に活用し、消防職員との連携による救出・救護活動体制の充実を図る。

## 第5節 区民の救出・救護活動能力の向上

〔東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

- 1 消防署は、災害時に、区民自らが、適切な応急手当を行える能力を身に付けられるよう、応急救護知識及び技術を普及する。
- 2 事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。
- 3 一定の応急手当技能を有する区民に対して、その技能を認定する。

## 第6節 事業所の救出・救護活動能力の向上

〔東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

- 1 救出活動技術の普及啓発
- 2 消防署は、事業所の実態に応じ、組織、資器材を有効に活用した活動が行えるように訓練を通じて、自衛消防隊その他の従業員等の活動技術の向上を推進する。
- 3 応急救護知識の普及及び技術の向上
  - （1）消防署は、火災予防条例第55条の5に基づき、自衛消防活動中核要員を中心に、事業所の従業員に対し、上級救命講習等の受講の促進を図る。
  - （2）応急救護知識及び技術を有する者を中心とした訓練を推進することで、応急救護能力の向上を図る。

## 第6章 医療救護等対策

震災編第8章応急対策第1節「初動医療救護体制等」、第3節「遺体の捜索、収容及び検視・検案・身元確認等」、同章復旧対策第1節「防疫・保健活動」、第3節「火葬等」、震災編第10章応急対策第4節「動物救護」に準ずる。

第1章  
初動態勢第2章  
情報の収集・伝達第3章  
水防対策第4章  
警備・交通規制第5章  
救助・救急対策第6章  
医療救護等対策第7章  
避難者対策

## 第7章 避難者対策

- 風水害時に、被災者の生命、身体、安全確保等について適切な避難対策や、集中豪雨に関する情報提供及び注意喚起等を講じるとともに、避難指示等の発令時には速やかに避難所を設置し、避難者を受け入れる。

### 第1節 避難計画

震災編第10章予防対策第1節「避難体制」、同章応急対策第1節「避難誘導」、第2節「要配慮者の安全対策」に準ずる。ただし、荒川水系荒川浸水想定区域図（想定最大規模、国土交通省関東地方整備局・平成28年5月30日指定）による荒川の洪水などの水害時避難計画は、本章第2節「水害時避難計画」に定める。

### 第2節 水害時避難計画

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

#### 1 計画方針

荒川水系荒川浸水想定区域図に基づき、荒川の洪水などによる水害の発生において人的被害がないことを目的とし、区及び警察署、消防署が一体となって避難体制を確立する。なお、あらかじめ住民に対しては、墨田区水害ハザードマップ等により避難先及び避難の方法、避難情報の伝達方法等を周知徹底しておくものとする。

また、大規模な水害が発生し、又は発生するおそれがある時は、広域避難を原則とするが、一定の要件を備えた上での在宅避難などあらゆる避難方法を取ることとし、時間的余裕がない場合は、区が指定する水害時避難場所や区が水害時の一時避難施設として協定を締結した公共住宅や民間施設等を緊急避難先とするなど、一層の対策向上を図っていく。

また、「水害時における避難受入れに関する協定に伴う防災対策用資器材交付要綱」を制定のもと、水害時に近隣住民の避難受入れが可能な集合住宅に対し、防災対策用資器材を交付している。

#### 2 避難の種類

##### (1) 広域避難

立ち退き避難は、有効かつ安全な避難方法であり、特に区内はほぼ全域が浸水想定区域に当たるため、洪水や高潮が発生するおそれが高い場合は、区外の浸水想定区域外にある親戚・友人宅・勤務先・ホテルなどへの立ち退き避難（広域避難）が原則となる。

また、広域避難の実施に当たっては、都が協定を締結した施設を利用するほか、都に近隣県市との調整を要請する。なお、大規模水害時の避難先の確保については、都と墨田区を含む広域避難自治体が連携して、施設管理者と協定締結に向けた調整等を進めてい



る。広域避難先確保に係る協定は、都と施設管理者が締結する包括協定と、墨田区を含む広域避難自治体と施設管理者が締結する細目協定からなる。

※ III-02：民間団体等との協力協定一覧（別冊 P207 参照）＜再掲＞

## （2）区内における避難

広域避難を実施する時間的余裕がない場合は、区内における避難を呼びかける。  
避難の判断基準は、以下のとおりとする。

### ア 在宅避難

水害時において自宅に浸水しない居室があり、家屋流出の危険性がない場合は、食料や水、簡易トイレ等を浸水継続時間に耐えられる十分な量を備えた上で、自宅等で避難する。

### イ 縁故避難

水害時において親戚・友人宅・勤務先・ホテルなどに浸水しない居室があり、家屋流出の危険性がない場合は、食料や水、簡易トイレ等を浸水継続時間に耐えられる十分な量を備えた上で、避難する。

### ウ 水害時避難場所（洪水・高潮）への避難

洪水、高潮が発生するおそれが高い場合は、区が指定する水害時避難場所（洪水・高潮）へ避難する。

※ VIII-13：水害時避難場所一覧（別冊 P354 参照）

なお、ア～ウの避難ができなかった場合については、水害時避難場所（洪水・高潮）に指定されていない小中学校等及び区営住宅（共用部分）、都営住宅（共用部分）、公社賃貸住宅（共用部分）等並びに周辺の3階以上の堅牢な建物へ避難する。

この場合、建物の所有者に対しては、近隣住民及び来街者等の一時避難受入について協力するよう周知する。

## 3 避難指示等の判断基準等

内閣府策定の「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」によると、立ち退き避難が必要な災害の事象には、水害（河川の氾濫）、高潮災害、津波災害等がある。

平成30年度の改正では災害発生のおそれの高まりに応じて、住民等が取るべき行動が5段階（警戒レベル1～5）に分けられ、情報と行動の対応が明確化された。

※ VIII-14：警戒レベルと取るべき行動（別冊 P356 参照）

区長は、必要と認める地域の「必要と認める居住者等」に対し、避難のための立退きを指示することができるようになった（災害対策基本法第60条第1項）。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、区長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置「緊急安全確保措置」を指示することができるようになった（災害対策基本法第60条第3項）。

災害対策基本法第61条の4から第61条の8では、災害が発生するおそれがある段階における広域避難等の円滑な実施を確保するため、広域避難について、都内の区市町村長との協議や居住者等の運送の要請ができるよう規定が整備された。また、区市町村長や都知

事が適当な協議の相手方を見つけれない場合等において、円滑かつ迅速な広域避難の実施に支障を来さないよう、都知事又は内閣総理大臣による助言規定が設けられた。

### 【区における避難指示等の発令基準】

#### （1）高齢者等避難の発令基準

高齢者等避難の発令基準は、原則として次のいずれかの事態になったとき発するものとする。なお、避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合には、適切な時間帯に高齢者等避難を発令する。

- ア 国土交通省及び気象庁から荒川氾濫警戒情報が発表されたとき。
- イ 荒川岩淵水門（上）の水位が避難判断水位に達したとき。
- ウ 区外において洪水が発生した場合で、区に被害を及ぼすと見込まれたとき。
- エ 都知事から高齢者等避難を発令するように勧告又は助言を受けたとき。
- オ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため、区長が必要と認めたとき。

#### （2）避難指示の発令基準

避難指示の基準は、原則として次のいずれかの事態になったとき発するものとする。

- ア 国土交通省及び気象庁から荒川氾濫危険情報が発表されたとき。
- イ 荒川岩淵水門（上）の水位が氾濫危険水位に達したとき、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
- ウ 区内の荒川の堤防において漏水又は亀裂が発見されたとき。
- エ 都知事から避難指示を発令するように勧告又は助言を受けたとき。
- オ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため、区長が必要と認めたとき。

#### （3）関係機関への通知及び、協力要請

- ア 区長は、高齢者等避難又は避難指示を発令した場合は、直ちに都知事に報告し、また、区内消防署及び警察署にも通知する。
- イ 避難指示は、警察署、消防署その他関係機関の協力を得て当該地域の住民に対し、迅速かつ的確に伝達する。その取扱いは、災害情報収集、伝達要領に準ずる。
- ウ 避難指示の発令に当たっては、Ｌアラート（災害情報共有システム）等を活用し、報道機関等に通知するとともに、速やかに報道してもらうよう要請する。
- エ 平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区長は避難指示等に当たって国（指定行政機関の長等）又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならないと規定されている。

## 4 避難誘導

### （1）高齢者等避難、避難指示の伝達方法

区は高齢者等避難、避難指示を発令した場合、PUSH型とPULL型の双方を組み合わせ多様化・多重化した情報を伝達する。なお、伝達方法は以下のとおりとする。

- ア 防災行政無線
- イ Ｌアラート（災害情報共有システム）
- ウ 区公式ホームページ、危機管理X（旧ツイッター）、区公式フェイスブック
- エ 安全・安心メール、緊急速報エリアメール・緊急速報メール

オ 広報車輛

カ 報道機関（テレビ・ラジオなどへの協力依頼）

## （2）避難誘導態勢

高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、区は警察署、消防署の協力を得て、本節「2 避難の種類」「（1）広域避難」又は「（2）区内における避難」に掲げた避難先を目標として避難誘導する。また、被害の状況に応じて次なる避難先へ移行できる態勢（被害情報の把握、避難道路の安全確認、避難経路の策定）に万全を期して避難誘導を実施する。しかし、急な浸水等や流速により、避難する途中あるいは避難先の建物が崩壊するおそれがある等の理由により、身の安全を図ることが困難と判断される場合には、付近の小・中学校又は他の3階以上の堅牢な建物へ避難させる。

## （3）事前避難

各警察署長は、災害が発生するおそれがある場合にその情勢を判断し、区長の行う早期避難の指示等について協力するとともに、要配慮者に対して自主的にあらかじめ区が設置する水害時避難場所（洪水・高潮）に避難させ、又は安全地域の親戚、知人宅に自主的に縁故避難するように指導する。

なお、本部長（区長）が避難の指示をすることができないと認めるとき又は本部長（区長）から要求があったときには、警察官が直接住民に避難を指示するものとする。

## （4）避難誘導

ア 避難指示が出された場合には、各警察署長は防災関係機関と協力して、あらかじめ指定された水害時避難場所（洪水・高潮）に地域又は町会・自治会単位に、住民の誘導を図るものとする。

イ 避難指示に従わないものについては、説得に努め、状況により強制措置を取る。

## （5）避難時危険箇所

水防法第15条第1項第2号に基づく、避難路その他の避難経路について、以下の箇所は、水害時に水没するおそれのあるアンダーパス等であり、避難経路として選定しないよう指示する。また、当該危険箇所については、ハザードマップに記載し周知を図る。

ア 白鬚地下自動車道（特定都道461号 堤通二丁目地内）

イ 東武伊勢崎線アンダーパス（特別区道墨119号 東向島二丁目）

ウ 言問橋通りアンダーパス（特例都道461号 向島一丁目）

エ 蔵前橋通りアンダーパス（特別区道墨106号 横網二丁目）

## 5 避難所の設置及び開設

（1）洪水の沈静後、水害時避難場所等に避難した被災者を一時収容し保護するため、小・中学校等を避難所として開設する。また、可能であれば必要に応じ野外収容施設等を設置する。また、区内の都立高校についても避難所として指定するため、施設利用に関する協定を締結している。

（2）高齢者や障害者等のいわゆる要配慮者とその家族に対しては、専用の要配慮者救護所を設け、避難所生活での困難さを和らげるよう努める。要配慮者救護所の運営は、災対要配慮者救護部の職員を中心に実施する。

（3）常に介護を必要とするなど、避難所での生活が困難な要配慮者とその家族のために、

より専用的なケア体制を備えた福祉避難所を特別養護老人ホーム及び特別支援学校等に設置する。福祉避難所に移送する必要がある要配慮者については、災対要配慮者救護部職員が福祉避難所と調整のうえ移送し、適切な対応を実施する。

- (4) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに都福祉局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。また、避難所の所定の場所に「避難所」の標示を提示する。
- (5) 避難所を設置する場合は、管理責任者を定める。また、管理責任者は、女性や要配慮者の視点を踏まえた管理運営に努める。
- (6) 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、上記の期間を延長する必要がある場合には、区長（区本部長）は、都知事の事前承認を得る。
- (7) 避難所の運営に必要な資器材、台帳をあらかじめ整備しておく。なお、収容基準については、おおむね居室3.3㎡当たり2人とする。
- (8) 避難所ごとに、そこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告を行う。
- (9) 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を来たさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

※ V-04：指定避難所一覧（別冊 P255 参照）＜再掲＞

※ V-05：福祉避難所一覧（別冊 P256 参照）＜再掲＞

## 6 避難所の管理

震災編第10章応急対策第3節「避難所の開設・運営」に準ずる。

## 7 避難者の他地区への輸送及び受入れ

震災編第10章応急対策第6節「被災者の他地区への移送」に準ずる。

（参考）国土交通省及び気象庁が発表する荒川洪水予報の種類

| 種類                | 発表基準                                                                   | 水位              | 対応する区の避難情報 |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------|-----------------|------------|
| 氾濫注意情報<br>（洪水注意報） | 基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。                                     | 氾濫注意水位<br>4.10m | —          |
| 氾濫警戒情報<br>（洪水警報）  | 基準地点において<br>・ 氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき。<br>・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 | 避難判断水位<br>6.50m | 高齢者等避難     |
| 氾濫危険情報<br>（洪水警報）  | ・ 基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。<br>・ 3時間先までの予想水位が氾濫する可能性の水位に到達したとき。            | 氾濫危険水位<br>7.70m | 避難指示       |
| 氾濫発生情報<br>（洪水警報）  | 洪水予報を行う区域において氾濫が発生した後速やかに。                                             |                 | —          |

※ 岩淵水門（上）における水位。ただし、他の観測地点において同様の水位に達した場合も洪水予報が発表される。

## 第3節 要配慮者の安全対策

震災編第10章応急対策第2節「要配慮者の安全対策」に準ずる。

### 第1項 地域における安全対策

#### 1 救護体制の確立

震災編第10章応急対策第2節「要配慮者の安全対策」に準ずる。

#### 2 福祉避難所等の設置

震災編第10章応急対策第2節「要配慮者の安全対策」に準ずる。

#### 3 防災行動力の向上

都及び東京消防庁は、区等と共同して、住民防災組織等を中心とした要配慮者に対する災害対策訓練の実施を推進するなど、防災行動力の向上に努めていく。

#### 4 緊急通報システムの整備

都は、65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者等の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進めており、その一層の活用を図るように努める。

#### 5 避難体制の整備

震災編第10章予防対策第1節「避難体制」に準ずる。

### 第2項 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等の防災対策として、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、今後も、次のような施策の推進に努めるとともに、自衛消防隊等による施設自身の防災行動力の向上や地域との連携を図る。

#### 1 社会福祉施設等と地域の連携

消防署は、事業所、町会・自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するよう、その促進を図る。

#### 2 避難行動の習得

区は、総合防災訓練等の実施に際し、社会福祉施設等における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動などを実施する。また、各施設は、自衛消防訓練等の機会を捉えて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

## 第4節 広域避難

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署〕

国は、首都圏大規模水害対策大綱に基づき、平成25年11月に首都圏大規模水害対策協議会を立ち上げて以来、荒川の洪水氾濫等に係る広域避難対策の検討を開始した。また、都は平成25年7月に広域避難検討会議を設置のもと、大規模水害の発生が予想される場合における住民の円滑な避難を検証するためのシミュレーションや、具体的な避難対策の検討を行ってきた。

さらに、東京都東部低地帯に位置する江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）では、平成27年度、「江東5区大規模水害対策協議会」を設置のもと、平成28年8月に「江東5区大規模水害避難等対応方針」を策定した。この対応方針では、住民への情報伝達や広域避難などの課題を明らかにするとともに、想定し得る最大規模の水害の発生に対する広域避難を軸とした避難対応について江東5区が一体的かつ主体的に講じることを前提に、大規模水害時における避難対応の理想像をとりまとめている。

また、この対応方針を実現するため、平成28年度より「江東5区広域避難推進協議会」を発足し、引き続き広域避難の実現について検討を進めている。平成30年8月には江東5区で発令する避難情報等の発令基準を定めた「江東5区大規模水害広域避難計画」及び「江東5区大規模水害ハザードマップ」を策定・公表した。

今後も、国及び都が主催する「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」と連携し、広域避難場所の拡充や具体的な避難手段等を検討していくとともに、大規模水害のリスクや広域避難の必要性について、区民等への意識啓発に取り組んでいく。

※ VIII-15：江東5区大規模水害広域避難計画（概要）（別冊 P357 参照）

※ VIII-16：江東5区大規模水害ハザードマップ（概要）（別冊 P359 参照）

### 1 区民等への意識啓発

- （1）墨田区水害ハザードマップやリーフレットの配布
- （2）区報や区公式ホームページ、SNS等による周知
- （3）シンポジウム等の開催

### 2 広域避難先の確保や避難手段の検討

- （1）「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」との連携
- （2）鉄道事業者等の関係事業者との調整

### 3 避難誘導

- （1）他区市町村へ広域避難要請
- （2）自主的広域避難情報、広域避難指示の発令
- （3）段階的に避難させる住民の抽出、呼び掛け
- （4）域内垂直避難（緊急）の発令

## 4 避難所の開設・運営

## (1) 受入側区市町村

ア 要請に基づく避難所及び福祉避難所の開設

イ 避難所運営

ウ その他、震災編第10章応急対策第3節「避難所の開設・運営」に準ずる。

## (2) 要請側区市町村

ア 避難所への職員派遣

イ 避難所運営への積極的な協力

ウ その他、震災編第10章応急対策第3節「避難所の開設・運営」において区市町村の役割とされる業務

## 第8章 物流・備蓄・輸送対策

震災編第4章予防対策第3節「緊急輸送ネットワークの整備」、同章応急対策第1節第2項「道路障害物の除去」、第3節「防災船着場・臨時離着陸場」、震災編第11章応急対策第1節「食料及び生活必需品等の供給」～第2節「飲料水等の供給」、第5節「緊急輸送対策」に準ずる。

## 第9章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理

震災編第13章応急対策第6節「トイレの確保及びし尿処理」～第8節「災害廃棄物処理」に準ずる。

なお、事前に台風・大雨等の災害発生が見込まれる場合は、下記の基準により、ごみ・資源物の収集作業を中止する。

### 【ごみ・資源物の収集作業中止基準】

J Rなどの主要交通機関の計画運休が発表された場合、計画運休当日のごみ・資源物収集は原則、中止とする。計画運休が午後から始まる場合でも当日の収集は、原則、中止とする。

ただし、計画運休の即日実施が、収集作業日の当日に発表された場合は、作業の進捗状況や、職員の参集状況等を勘案して、収集の実施・中止を当日に判断する。

区が水害への対応から、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令した場合、その時点でごみ・資源物収集を原則、中止とする。

墨田区を対象地域に含む「大雪特別警報」が発令された段階で、収集日当日でも原則、中止とする。



## 第10章 ライフライン施設の応急・復旧対策

- 風水害その他の災害から上下水道、電気、ガス、通信施設を防護するとともに、早期復旧を図るための施策を樹立し、社会公共施設としての機能を維持する。

### 第1節 水道施設

[都水道局墨田営業所]

震災編第4章応急対策第4節第1項「水道施設」に準ずる。

### 第2節 下水道施設

[都下水道局東部第一下水道事務所]

震災編第4章応急対策第4節第2項「下水道施設」に準ずる。

### 第3節 電気施設

[東京電力パワーグリッド江東支社]

震災編第4章応急対策第4節第3項「電気施設」に準ずる。

### 第4節 ガス施設

[東京ガスグループ]

ガス施設の応急対策は次のとおりである。

- 1 河川増水による架管に対する遮断バルブの調査及び流失防止の処置を取る。
- 2 過去の風水害その他の災害による被害予想施設を掲示し、重点的に監視する。
- 3 水害、冠水地域の整圧器の機能を監視する。
- 4 ガス導管内への流水防止のためガス供給を遮断する。
- 5 ガス導管内の採水作業を早急に実施する。

(震災編第4章応急対策第4節第4項「ガス施設」参照)

### 第5節 電気及びガス施設消防活動計画

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ]

震災編第4章応急対策第4節第5項「電気及びガス施設消防活動計画」に準ずる。

### 第6節 通信施設

[NTT東日本]

震災編第4章復旧対策第4節第3項の「電気・ガス・通信施設」に準ずる。

# 第11章 公共施設等の応急・復旧対策

- 浸水被害の拡大防止に全力を尽くすとともに、公共土木施設及び鉄道施設等の機能回復のため、迅速に応急・復旧措置を行う。

## 第1節 公共土木施設等

[区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、首都高速道路東京東局]

### 1 河川施設応急対策計画

東京都水防計画による水防活動と並行して区内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、警戒箇所については直ちに都建設局並びに第五建設事務所、江東治水事務所に報告するとともに必要な措置を講じるものとする。

区から報告を受けた場合には、都建設局並びに第五建設事務所、江東治水事務所は、応急措置に関し、技術的に援助及び総合調整を行う。

### 2 内水排除施設応急対策計画

#### (1) 目標

高潮及び降雨のため洪水のおそれがあるときは、水門等を閉鎖し、排水ポンプにより内水を排除する。

#### (2) 活動内容

日常から気象情報の収集に努め、降雨の状況により必要なときは、即座に水門を閉鎖し、排水ポンプを全力運転して内水排除に努める。

#### (3) 移動ポンプの要請

排水機場施設に被害を生じたとき、及び各排水機を全力運転してもなお浸水区域が拡大する場合で、既設機能のみでは防げないときは、直ちに、都建設局に報告するとともに、各種排水機器により被害の拡大を防止する。また、施設の応急復旧については可能な限り区において、早急に復旧させるよう努める。

### 3 道路応急対策計画

#### (1) 活動方針

浸水により被害を受けた道路（橋を含む。）は速やかに復旧し、特に救助活動のために必要な道路及び避難者の通路に当たる道路は重点的に復旧作業を行い、交通路の確保に努める。

(2) 活動内容

| 機関名        | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |          |      |           |              |           |              |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------|-----------|--------------|-----------|--------------|
| 区          | <p>1 浸水時における救助活動の円滑な運営に資する。</p> <p>2 道路の被害は、速やかに都に報告し、直ちに排土作業、盛土作業等の被害状況に応じた応急復旧作業を実施し、交通路の確保に努めるものとする。また、被害状況により応急修理ができない場合は、警察署等防災関係機関と連絡のうえ、通行止又は交通規制の表示等必要な措置を講じる。</p> <p>3 上下水道、電気、電話等道路専用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、当該事故を知った機関が直ちに応急の措置を講じ、事故連絡する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |          |      |           |              |           |              |
| 都          | <p>1 国又は区からの報告により道路の被害を知ったときは、直ちに必要な指示を与え、第五建設事務所は状況に応じて現場に職員を派遣する。</p> <p>2 相互判断に基づき、対策と必要な調整を行う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |          |      |           |              |           |              |
| 首都高速道路東京東局 | <p>1 情報連絡窓口<br/>災害時の情報連絡窓口は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>首都高速道路窓口</th><th>電話番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京東局保全管理課</td><td>03-5640-4854</td></tr> <tr> <td>東京東局交通管制室</td><td>03-5640-4800</td></tr> </tbody> </table> <p>2 災害時における体制<br/>災害又は交通障害の発生が予想されるとき、あるいは災害が発生したときは、警戒体制、緊急体制又は非常体制のうち、災害の種類及びその程度に応じた適切な規模及び内容の体制を取り、速やかな役職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な措置を講じる。</p> <p>3 災害応急対策<br/>災害が発生したときは、運転者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。</p> <p>(1) 災害が発生したときは、首都高速道路東京東局は警察署が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等を運転者に広報する。</p> <p>(2) 運転者の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請等により、被災者の救出救護、その他安全確保に努める。</p> <p>(3) 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。</p> <p>(4) 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講じる。</p> <p>4 災害時の広報<br/>運転者が非常事態に即応して適切な措置が取れるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、ラジオ等各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅速に運転者に提供する。</p> <p>5 緊急道路啓開<br/>残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。</p> | 首都高速道路窓口 | 電話番号 | 東京東局保全管理課 | 03-5640-4854 | 東京東局交通管制室 | 03-5640-4800 |
| 首都高速道路窓口   | 電話番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |      |           |              |           |              |
| 東京東局保全管理課  | 03-5640-4854                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |          |      |           |              |           |              |
| 東京東局交通管制室  | 03-5640-4800                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |          |      |           |              |           |              |

第8章  
物流・備蓄・輸送対策

第9章  
ごみ処理・トイレの確保及び  
びし尿処理・障害物の除  
去・災害廃棄物処理

第10章  
ライフライン施設の応急・  
復旧対策

第11章  
公共施設等の応急・復旧  
対策

第12章  
応急生活対策

第13章  
災害救助法の適用

第14章  
激甚災害の指定

## 第 2 節 鉄道施設

[ J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]  
震災編第 4 章応急対策第 2 節「鉄道施設」に準ずる。

## 第 3 節 社会公共施設等

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会]  
震災編第 3 章応急対策第 1 節第 3 項「社会公共施設等」に準ずる。

第 8 章  
物流・備蓄・輸送対策

第 9 章  
ごみ処理・トイレの確保及  
びし尿処理・障害物の除  
去・災害廃棄物処理

第 10 章  
ライフライン施設の応急・  
復旧対策

第 11 章  
公共施設等の応急・復旧  
対策

第 12 章  
応急生活対策

第 13 章  
災害救助法の適用

第 14 章  
激甚災害の指定

## 第 1 2 章 応急生活対策

震災編第 6 章応急対策第 5 節「労働力の確保」、震災編第 13 章応急対策第 3 節「家屋・住家被害状況調査等」、第 4 節「罹災証明書の発行準備」、第 9 節「応急教育」、同章復旧対策第 1 節「被災住宅の応急修理」～第 3 節「区営住宅の応急修理」、第 6 節「義援金の保管及び配分」～第 8 節「融資計画」、第 10 節「租税等の徴収猶予及び減免等」に準ずる。

## 第 1 3 章 災害救助法の適用

震災編第 13 章応急対策第 10 節「災害救助法の適用」に準ずる。

## 第 1 4 章 激甚災害の指定

震災編第 13 章応急対策第 11 節「激甚災害の指定」に準ずる。

第 8 章  
物流・備蓄・輸送対策

第 9 章  
ごみ処理・トイレの確保及  
びし尿処理・障害物の除  
去・災害廃棄物処理

第 10 章  
ライフライン施設の応急・  
復旧対策

第 11 章  
公共施設等の応急・復旧  
対策

第 12 章  
応急生活対策

第 13 章  
災害救助法の適用

第 14 章  
激甚災害の指定



# その他災害編

「その他災害編」では、危険物事故、大規模事故、火山噴火、複合災害対策をとりあげる。

なお、「その他災害編」に係る関係機関の役割は、震災編第 1 章「区、区民、防災機関等の基本的責務と役割」に準ずる。





# 第1章 危険物事故対策

自然災害だけでなく、大規模な火災や爆発など、通常の事故とは異なり、社会的に大きな影響を及ぼす事故又はその可能性がある大規模な事故災害も災害対策基本法の災害に含まれる。

ここでは、大規模な火災や爆発などの大規模事故の原因となる危険物等の事故による災害の発生を防止し、災害発生時の被害の拡大を防止するための危険物事故対策を示す。

## 第1節 予防対策

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

区内には「町工場」と言われる製造業が多く、石油、火薬類、高圧ガスや化学薬品等の危険物を扱う事業所も立地することから、危険物等の発火、爆発、漏えいなどの事故が起きた際の対応が求められる。区内の危険物施設における事故発生時の安全を図るため消防法及び東京都火災予防条例等に基づき、以下の対策を行うほか、震災編第3章予防対策第4節「出火、延焼等の防止」の定める対策を行う。

なお、ここでいう危険物等とは次のものを指す。

| 種類     | 根拠法                    | 例                                               |
|--------|------------------------|-------------------------------------------------|
| 石油等危険物 | 消防法第2条第7項に規定されているもの    | (例) 石油類 (ガソリン、灯油、軽油、重油) など                      |
| 火薬類    | 火薬類取締法第2条に規定されているもの    | (例) 火薬、爆薬、火工品 (工業雷管、電気雷管等) など                   |
| 高圧ガス   | 高圧ガス保安法第2条に規定されているもの   | (例) 液化石油ガス (LPG)、アセチレン、アンモニアなど                  |
| 毒物・劇物  | 毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの | (例) 毒物 (シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物 (ホルムアルデヒド、塩素等) など |

### 1 予防査察

消防署は、消防法その他法令に基づき危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査を行い、法令基準に不適合な場合は、改修、移転等危険物の規制を実施する。

### 2 事業所防災対策の強化

消防署は、危険物施設の管理者等に対し、危険物保安監督者・危険物保安統括管理者・危険物施設保安員の選任、防災組織の確立、消防用設備の設置、防災訓練等を指導する。

各危険物施設は、防災組織を確立し情報連絡や緊急動員等に備えた体制を確立する。また、従業員の保安教育や防災訓練を行い、応急措置等の習熟に努める。

### 3 消防体制の強化

消防署は、危険物等の性質、数量等を把握し、事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、危険物取扱い職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について指導・教育を行う。

## 第2節 応急対策

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

危険物事故発生時の応急対策を以下のとおり行うほか、震災編第3章応急対策第2節「危険物等の応急措置による危険防止」の定めによる。

### 1 事業所における応急対策

危険物等により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、危険物等の性質に応じた延焼・誘発・その他防止措置、従業員等の避難などの応急対策を実施する。

### 2 消防署、区等における応急対策

#### (1) 災害情報の通報等

消防署は、把握した被害や事故の状況を都や関係機関に緊急通報し、継続して状況の把握に努める。また、発生事業所の管理者等に対し、応急措置の実施要請、命令等を行う。

#### (2) 消防活動

消防署は、事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救出等に関する必要な措置を講じる。

#### (3) 被害の拡大防止措置及び避難

ア 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

イ 区は、必要に応じ避難指示等を行い、避難誘導や避難所開設などに当たる。

ウ 警察署は、住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

#### (4) 救急医療

事業所、消防署、医療機関は、連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。

#### (5) 区災害対策本部の設置等

区長は、危険物事故の規模が大きく広範な対応が必要と判断した場合は、区災害対策本部を設置し、必要な配備体制のもとに関係機関と連携して応急対策に当たるものとする。

### 3 危険物等による環境汚染の防止対策

区は、消防署や防災関係機関と協力して、危険物等の漏えいによる環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

### 4 広報活動

危険物等の漏えい状況や火災拡大など地域への影響等について、防災行政無線や区公式ホームページやSNSを活用するなどして広報を行う。

また、必要に応じて相談窓口を設置し、住民等からの各種問合せに対応する。

## 第2章 大規模事故対策

都市において高度に集積した交通機関にあって、大規模な交通事故や鉄道事故などの事故災害が発生する可能性がある。

ここでは、航空機事故、鉄道・道路事故などの大規模事故の際に、防災関係機関が取る応急対策を示す。

### 第1節 航空機事故

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

区内において、航空機の墜落等による大規模航空機事故が発生した場合の応急対策について定める。

#### 1 東京消防庁の対応

東京消防庁は、市街地等の航空機事故の場合、東京消防庁の大規模火災出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等により対応する。

#### 2 都及び関係機関の対応

都及び関係機関は、航空機事故に関する緊急連絡通報を確保し、事故の規模・態様により「現地連絡所等」を設置して対応に当たる。米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、設置する現地連絡所にあっては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。

#### 3 区の対応

区は、消防署、警察署等と連携して、必要に応じ次の措置を講じる。

- (1) 情報の収集、関係機関との連絡調整
- (2) 応急医療救護
- (3) 遺体の収容
- (4) 広報活動
- (5) 防疫・清掃
- (6) 避難の指示
- (7) 避難所の開設
- (8) 被災者等への支援

## 第2節 鉄道事故

[区、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

区内において、列車の衝突、脱線等の大規模事故の際に、防災関係機関が取るべき対策について定める。

### 1 鉄道事業者の対応

事故等の発生を想定した訓練を実施し、常に復旧体制を整備する。

各職場においては、平素から事故発生時の旅客及び列車運転の取扱い方について関係者に周知徹底させるとともに、関係機関との協力計画を推進する。

非常災害に際しては、人命尊重、安全確保を第一とし、被害を最小限に止め、早期復旧に努め、輸送の確保を図る。

事故が発生した場合は、災害対策本部を設置して対策要員を非常招集し、迅速な措置を講じる。

### 2 消防署の対応

消防署は、事故の状況に応じて東京DMA Tを要請するなど、関係機関と連携し、救出救助活動及び救急活動を行う。

### 3 警察署の対応

警察署は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防署その他の関係機関と協力して、救助、交通規制等必要な措置を講じる。

### 4 区の対応

区は、消防署、警察署等と連携して、必要に応じ次の措置を講じる。

- (1) 情報の収集、関係機関との連絡調整
- (2) 応急医療救護
- (3) 遺体の収容
- (4) 広報活動
- (5) 旅客等への支援

## 第3節 道路・橋梁事故

[区、都建設局第五建設事務所、首都高速道路東京東局、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]  
区内において、道路・橋梁等が損壊被害を受けたり、車両火災などにより機能不全に陥るような大規模事故の際に、防災関係機関が取るべき対策について定める。

### 1 道路管理者の対応

大規模事故が発生した場合、又は発生が予想される場合、被害を最小限に止め、輸送の確保を図るため、次の措置を講じる。

- (1) 関係機関への連絡
- (2) 応急措置・復旧体制の確保
- (3) 応急・復旧措置の実施

### 2 消防署の対応

消防署は、事故の状況に応じて東京DMA Tを要請するなど、関係機関と連携し、救出救助活動及び救急活動を行う。

### 3 警察署の対応

警察署は、事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制等を実施し、被害の拡大防止等に努める。

### 4 区の対応

区は、所管する道路で大規模事故が発生した場合に、被害を最小限に止め、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。また、事故の状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。

また、事故に伴う火災延焼等が発生した場合は、消防署、警察署等と連携して、必要に応じ次の措置を講じる。

- (1) 情報の収集、関係機関との連絡調整
- (2) 避難の指示
- (3) 避難誘導
- (4) 避難所の開設

## 第3章 火山噴火対策

火山噴火による降灰被害は、都市においては、少量の火山灰であっても社会的影響が大きい。

ここでは、主に富士山に関わる被害想定を基に、区に影響があると考えられる火山噴火被害を取り上げ、防災関係機関が取る対策を示す。

### 第1節 区に影響があると考えられる火山噴火情報の収集・伝達

[各機関]

富士山ハザードマップ検討委員会が平成16年6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」によれば、墨田区は富士山山頂火口から距離があるため、火山噴火現象により人命に影響を及ぼす可能性はないと考えられるが、風向きによっては、2～10cm程度の降灰によって区民等の生活に影響が及ぶことが想定される。

また、富士山以外の火山噴火被害の例としては、天明3年（1783年）の浅間山噴火が大量の火山灰を広範囲に堆積させ、遠くは江戸、銚子にまで達したといわれる。

ここでは、こうした火山噴火による降灰被害を想定した対策について取りまとめる。

#### 1 火山情報の収集

区は、富士山及び浅間山などの火山が噴火し、区に影響の及ぶおそれがある場合は気象庁の発表する火山警報等（特に降灰については降灰予報及び風向き等）の情報を収集する。

#### 【気象庁が発表する火山に関する情報】

| 情報名           | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 噴火警報・予報       | <p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p> |
| 火山の状況に関する解説情報 | <p>噴火警戒レベルの引上げ基準に達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある場合と判断した場合、又は判断に迷う場合に「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、発表時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化が見られるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>                                                                                       |
| 噴火に関する火山観測報   | <p>噴火が発生したことや噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報を適時発表する。</p>                                                                                                                                                                                                   |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 降灰予報 | <p>噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報。</p> <p>噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動を取れるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動を取れるようにするために発表する「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動を取れるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」の3種類の情報として発表する。</p> |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 2 降灰状況の報告

区は、降灰状況を調査し、都に報告する。都及び各県から収集された降灰の状況は、気象庁で取りまとめられ、火山活動解説資料として公表される。

## 3 区民への広報

### （1）区

区は、区に降灰のおそれがある場合は、防災行政無線や区公式ホームページ、SNS等を活用することにより、降灰の予想、外出、健康被害防止等への注意喚起について区民に周知する。

### （2）警視庁

警視庁は、火山活動に関する重要な情報について、気象庁、都本部、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに警察署等を通じて、区民に周知する。

### （3）東京消防庁

東京消防庁は、火山活動に関する重要な情報について、都本部等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに消防署等に一斉通報し、各消防署等から区民に周知する。

## 4 被害状況調査

区及び防災関係機関は、降灰による被害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により都等に報告する。

## 第2節 降灰対策

[各機関]

### 1 警備、交通規制

降灰による様々な都市機能の低下による社会的混乱や、視界不良等による交通の混乱が発生することが想定される。このため、警視庁は、犯罪の予防、取り締まり、交通規制等を行う。

### 2 交通機関の応急・復旧対策

道路管理者及び鉄道事業者は、降灰により、施設が被害を受けた場合、速やかに被害を調査し関係機関に周知するとともに、降灰による事故車両や放置車両の撤去等の道路啓開作業を行い、速やかな復旧を図る。

### 3 ライフライン機関等の応急・復旧対策

ライフライン機関は、それぞれの活動体制を確立し、機能の維持のため応急対策活動を実施する。また、被害状況や復旧見込みに関する情報発信の方法を検討するように努める。

### 4 宅地等の降灰対策

火山噴火による降灰が長期化し、宅地等に堆積した場合は、次の対応を検討する。なお、火山灰の収集は、原則、土地の所有者又は管理者が行うものであるが、宅地への降灰で区民の対応が困難な場合は、区が対応する。

| 機関名               | 対 応                                                                                                 |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区                 | 宅地の降灰について、以下の対策を行う。<br>① 降灰予報やその他火山情報の把握<br>② 宅地の降灰運搬<br>③ 収集した降灰の処分<br>④ 測定機器の設置・測定<br>⑤ 被害額の算定・報告 |
| 都<br>都市整備局        | 降灰予報やその他火山情報の把握や測定機器の設置、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況や被害額などの報告等を行う。                           |
| 国土交通省<br>都市・地域整備局 | 都及び区市町村からの降灰による宅地・公園等の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講じる。                                                 |

### 5 火山灰の収集及び処分

#### (1) 火山灰の収集・運搬

火山灰の収集・運搬は、原則、次のとおり対応する。

ア 火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行う。

イ 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないよう努める。

ウ 宅地等に降った火山灰の運搬については、区が行う。

エ 宅地以外に降った火山灰の収集・運搬は、各施設管理者が行う。



(2) 火山灰の処分・最終処分場の確保

除去した火山灰を、一時的に保管する仮置き場や最終処分場所については、選定方針や候補地を事前に検討するように努める。

また、火山灰の処分の方法については、都及び関係機関との検討を踏まえ、決定する。

6 その他の対応

区は、降灰の被害状況に対応して、避難、応急医療救護等、必要な対策を実施する。

## 第4章 複合災害対策

地震や風水害、火山噴火に伴う降灰被害、感染症の拡大などが同時期に重なる複合災害のリスクも想定される。

ここでは、複合災害に備え、留意すべき事項などの複合災害対策を示す。

地震や風水害、火山噴火に伴う降灰被害、感染症の拡大など、同種あるいは異種の災害が同時または時間差で発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念される。こうした複合災害を念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する。

| 災害類型        | 震災時に想定される主な複合災害                                                                     |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 地震<br>＋風水害  | 1 地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大<br>2 避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生                        |
| 地震<br>＋火山噴火 | 1 救出救助活動や物資、燃料の搬送、災害廃棄物の撤去などの応急対策や復旧作業が困難化<br>2 火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰過重により建物被害が激甚化 |
| 地震<br>＋感染拡大 | 1 感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生<br>2 救出救助活動や避難者の受入れ等で感染防止対策が必要となり、活動が長期化              |

先発災害発生時における被害状況等を踏まえ、本冊各編に掲げてきた各種対策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要がある。

| 類型              | 留意事項                                                                                                                                                                     |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共通事項            | 1 複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進する。<br>2 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策を加速化する。<br>3 様々なシナリオを想定したBCPを策定し、訓練を繰り返し実施する。<br>4 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難を推進する。<br>5 夏季発災時における熱中症対策を行う。 |
| 大規模自然災害＋大規模自然災害 | 1 先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画を策定し、受援応援体制を強化する。<br>2 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等を検討する。<br>3 後発災害により避難生活が長期化することに伴う災害関連死を抑止するための対応を行う。                                           |
| 感染症対策＋大規模災害     | 1 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制を確保する。<br>2 避難所における感染拡大による災害関連死を抑止するための対応を行う。                                                                                          |

**復興編**



# 第1章 復興の基本的考え方

大規模な災害により区の地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、区の地域をできる限り速やかに再建するために、区は区民の生活及び都市の両面における復興計画を作成して、都をはじめとする防災関係機関との連携の下、計画的に復興を図ることとし、平成10年度に「墨田区震災復興計画策定指針」を作成した。

その後、墨田区災害復興基本条例（平成16年墨田区条例第16号）を制定するとともに、「墨田区災害復興マニュアル」を策定した。また、平成15年度から18年度にかけて、地域住民や各種専門家らと復興模擬訓練を実施し、復興期における体制を検証のもと、平成19年度、区の復興支援及び防災まちづくり支援を行う各種専門家で構成される墨田区災害復興支援組織を発足させた。

また、都は平成27年度に東京都震災復興マニュアルの修正を行った。今後、この修正内容を「墨田区災害復興マニュアル」に反映するなど都と連携を図るとともに、国等の動向にも注視しながら復興対策の充実を図っていく。

## 第1節 復興の基本理念

復興に際しては、区民の暮らしの安定と向上を目的に、区の地域力を原動力として、従前のコミュニティをできる限り維持しつつ、生活の再建、再度災害の防止、生活・経済環境の向上を目指した復興を総合的に進める「暮らしの復興」を目指し、復興の課題に対し総合的・計画的に取り組み、歴史と文化を生かした安全で住みやすい快適な環境創造を図る。

また、「暮らしの復興」に当たっては、区民、事業者、行政等が協働して復興対策を推進し、「墨田区基本構想」の具現化を引き続き図るものとし、加えて、大規模災害後に区民が復興への意欲と希望を持つことができる、区民共有の「復興スローガン」を設定するものとする。

## 第2節 復興の基本目標

墨田区災害復興基本条例に定める復興の基本理念の実現を目指しながら、女性や要配慮者等多様な視点や災害関連死対策の観点も十分踏まえつつ、従前の状態に戻ることが難しい被災者に対する新たなコミュニティの創出や新しいライフスタイルの確立のための支援等についても検討する必要がある。

このため、被災後に策定する「墨田区災害復興基本方針」及び「墨田区災害復興計画」に定める復興の基本目標については、実際の被災規模や被災後の諸事情や墨田区災害復興基本条例の位置付け等も踏まえつつ新たに設定する。

なお、復興の基本目標は、短期・中期等の具体的な目標を設定することにより、復興対策の達成状況や効果等を把握し、新たな復興対策の立案又は復興対策の見直し等に反映する。

※ I-06：墨田区災害復興基本条例（別冊P8参照）

## 第2章 復興本部

### 第1節 復興本部の設置

災害により重大な被害を受けた場合は、被災後における復興に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、墨田区災害復興基本条例及び墨田区災害復興本部の設置及び運営に関する規則に基づき、「墨田区災害復興本部」を設置する。

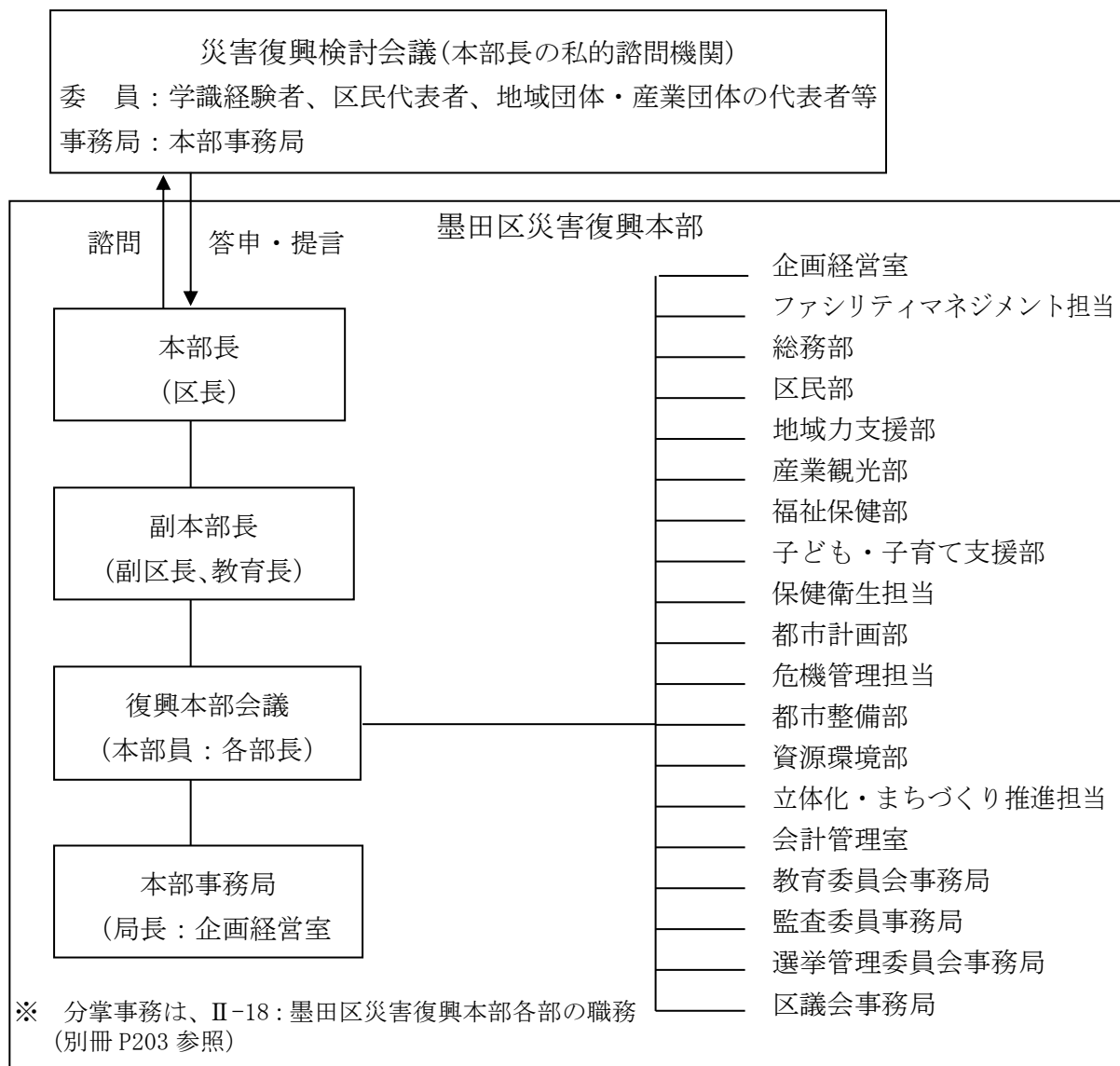
なお、災害復興本部及び同事務局の設置に至るまでの間は、「区災害対策本部」の組織に「区災害復興本部準備室」を設置し、復興対策に関する調整や災害復興本部設置の準備等を行い、被災後2週間を目途に区長を本部長とする「区災害復興本部」を設置する。

本部長は、復興に関する重要な課題について総合的な調整を行う場として、「災害復興本部会議」を設置、招集、開催するとともに、「墨田区災害復興計画」の策定に際し、復興の目標を検討・提言する「墨田区災害復興検討会議」を私的諮問機関として設置する。

復興対策がおおむね完了したと認めたときには、本部長は災害復興本部を廃止する。

※ I-06：墨田区災害復興基本条例（別冊 P8 参照）＜再掲＞

#### 【「墨田区震災復興本部」等の構成】

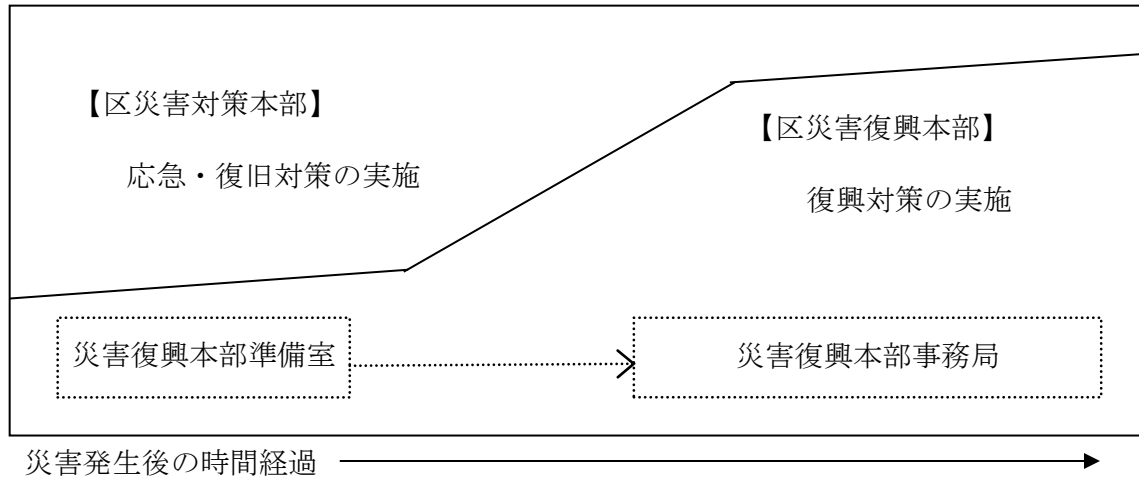


## 第2節 復興本部の役割及び災害対策本部との関係

「区災害対策本部」を中心に実施する応急対策と「区災害復興本部」が実施する復興対策については、事業の連動性、整合性を図る必要がある。

このため、応急・復旧対策のうち復興対策に影響を与えるものについては、「区災害対策本部」と「区災害復興本部」が緊密に連携を図りながら取り組むこととする。

### 【「区災害対策本部」と「区災害復興本部」の関係】



## 第3章 災害復興計画の策定

### 第1節 災害復興基本方針の策定

#### 第1項 復興の基本方針

復興対策の基本方針は、次のとおりとする。

- 1 暫定的な生活及び生業の場を確保するなど、被災による都市・生活構造の急激な変化を最小限に止め、できる限り被災者の経済的・身体的・精神的負荷の軽減を図る。
- 2 地域の力を最大限に引き出し、区民、事業者、NPO、ボランティア、行政との協働による地域社会の復興を推進する。
- 3 被災後における応急・復旧対策と復興対策との連携、復興対策とその後の平常時の行政施策との連携を図る。
- 4 建物・沿道の不燃化促進や都市施設の整備、オープンスペースの確保、コミュニティ住宅の供給等を含む密集市街地の改善・整備、まちづくりへの区民参加の促進など、区がこれまでに取り組んできた災害に強い地域づくりの知恵と経験を活かしていく。

#### 第2項 災害復興基本方針決定までの流れ

災害により重大な被害を受けた場合においては、被災後における復興に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、墨田区災害復興基本条例及び墨田区災害復興本部の設置及び運営に関する規則に基づき「墨田区災害復興本部」を設置し、その設置から2週間以内に「墨田区災害復興基本方針」を決定する。

### 第2節 災害復興計画の策定

区長は、「墨田区災害復興基本方針」及び本部長の私的諮問機関である「墨田区災害復興検討会議」の提言に基づき、「墨田区災害復興計画原案」を作成し、パブリックコメント等の手続を経て、「墨田区災害復興計画」とし、各種広報媒体を活用し、広く区民に公表・周知する。

なお、分野別の復興計画については、「墨田区災害復興基本方針」及び「墨田区災害復興検討会議」の提言並びに「墨田区災害復興計画」に基づき、関係各部が策定する。

#### 第1項 災害復興計画体系

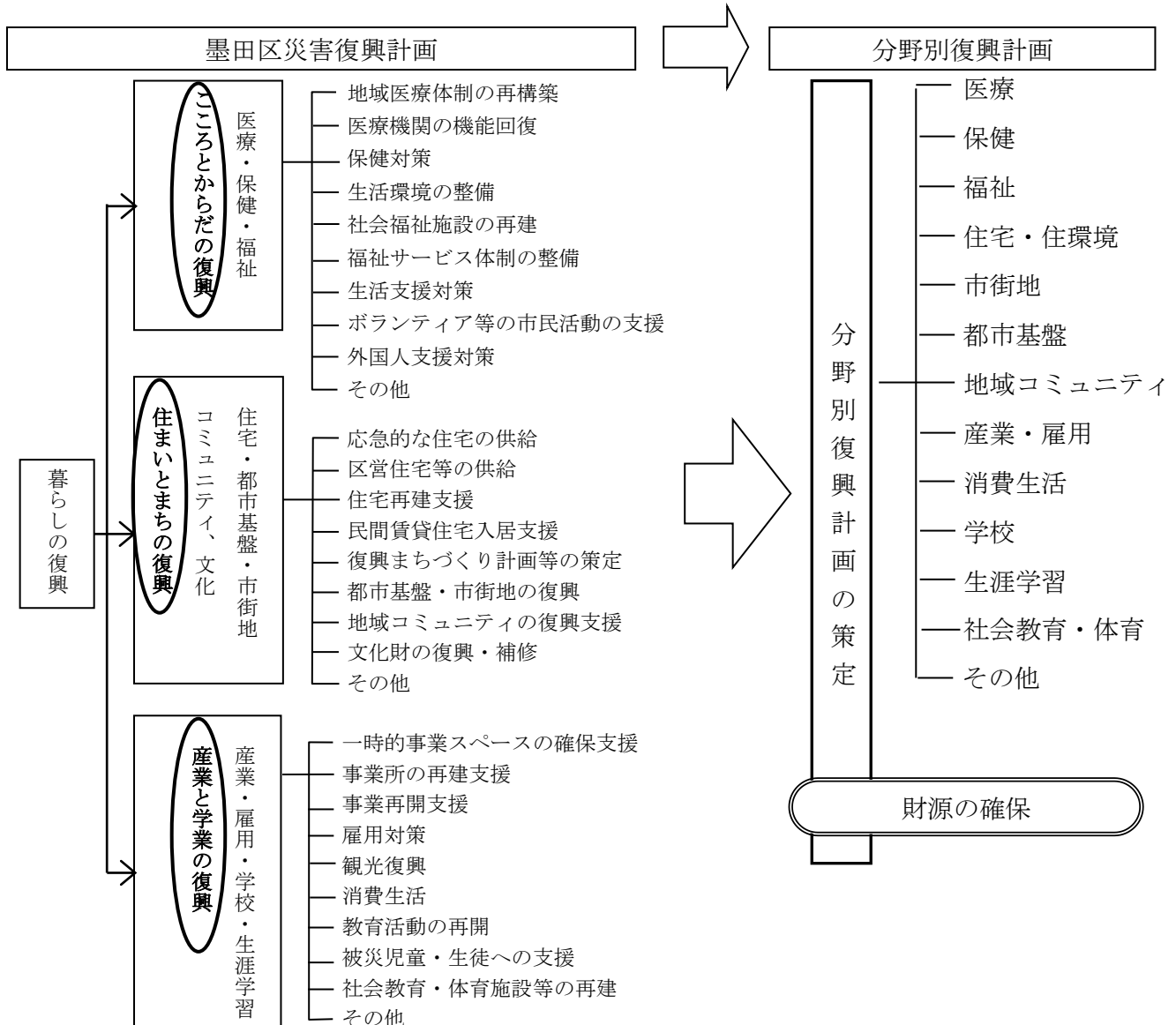
「暮らしの復興」を成し遂げるために、その柱として「こころとからだの復興」「住まいとまちの復興」「産業と学業の復興」の3つを打ち出し、「墨田区災害復興計画」を策定するものとする。

また、復興の主体を被災区民とし、公助としての行政、共助としてのNPOやボランティア、各種の専門家集団が支援し、地域協働復興の体制を整える。

さらに、被災者のいち早い復興を立ち上げるために、暫定的な生活の場を確保し、できる限り従前居住地での暮らしのシステムを壊さないよう、地域復興を図る。



【災害復興計画体系の基本的考え方】



## 第2項 災害復興計画の位置付け

災害復興計画の位置付けについては①「墨田区災害復興計画」を「墨田区基本計画」に代わるものとして策定②「墨田区災害復興計画」を「墨田区基本計画」の下位計画として策定、の2つの場合を想定し、実際の被害規模や被災後の諸事情を勘案して選択する。

## 第3項 地域復興計画の尊重

区は復興区民組織（復興編第4章第2節第2項「復興区民組織」参照）から「地域復興計画」の提案があった場合は、その計画を尊重するとともに、「墨田区災害復興計画」と「地域復興計画」に齟齬が生じた場合には調整に当たる。

## 第3節 特定分野計画の策定

急務となる分野に関しては、災害復興計画の策定と並行して分野別復興計画を策定する。

## 第4章 復興の全体像

### 第1節 多様な主体の協働による復興の推進

復興対策の推進に当たっては、区民一人一人の取組、区民同士の協働による取組、それを支える専門家やNPO等の活動など、自助・共助の取組を推進するとともに、それらに対して区をはじめとする行政が積極的に支援することにより、自助・共助・公助のバランスの取れた復興を進める。

#### 第1項 区役割

##### 1 災害復興本部の設置・運営

必要に応じて災害復興本部を設置し、必要な施策を実施する。また、「災害復興基本方針」及び「災害復興計画」を策定する。

##### 2 暫定的な生活の場の確保

被災者のいち早い復興を立ち上げるため、被災者が被災地を離れずに復興事業に携わることができるよう、暫定的な生活の場を確保する。

##### 3 地域協働復興の推進

「災害復興計画」の策定に当たっては、区民等の意見を十分に聴取するよう努めるとともに、復興対策の実施においては、区民等の適切な合意形成に努める。

そのため、自助・共助・公助の連携による地域協働復興を進めることとし、認定要件を満たす復興区民組織（次頁参照）からの申請により地域復興協議会の認定を行うほか、復興区民組織への適切な支援や平常時における区民主体の地域づくり活動の支援などを行う。

また、専門家及びNPO等の活動機会の拡充など必要な支援を講じるよう努める。

#### 第2項 区民、事業者、専門家等との連携

区民及び地域内に居住する事業者は、自立的かつ相互に協力し合いながら、自らの生活及び生業の復興並びに地域協働復興に努めることとし、区民等とそれらを支える専門家等は、災害復興基本方針及び災害復興計画に協力し、実現を目指していく。

また、復興区民組織は、地域内に居住する区民及び事業者の合意形成を図り、地域復興のための企画、立案、実行等に取り組み、地域の復興に努める。

#### 第3項 国、東京都との連携

災害発生後の復興対策、施策を円滑に実施するために、財源の確保や法制度の運用等支援が必要となることから、国及び都と連携を図り復興に努める。

## 第2節 地域協働復興の推進

### 第1項 地域協働復興の考え方

区は、災害により重大な被害を受けた場合において、被災後における地域住民の力を最大限に活かした復興を推進するため、区民、事業者、NPO・ボランティア、専門家、行政など多様な主体の連携と協働による地域社会の復興を図る。

この多様な主体の協働による復興の中心的存在は区民であるとして、災害時における復興区民組織の活動を支援するとともに、平常時から区民及び地域組織の育成及び活動を支援する。

### 第2項 復興区民組織

復興区民組織とは、地域協働復興活動の推進を目的として、地域住民等を構成員として組織された団体であり、そのうち区長が「墨田区地域協働復興の推進に関する規則」に基づき認定した復興区民組織を地域復興協議会という。

地域復興協議会は、地域社会の復興を総合的かつ計画的に推進するための主体として、地域の合意を図り、地域復興に関する計画等の協働立案、提案を行うとともに、地域復興に関するルールづくりや公共施設等の協働運営、復興事業への直接参加などにより、復興地域づくりを進めるものとする。

なお、復興区民組織の形態については、地域防災活動拠点会議や町会、自治会、商店会、まちづくり等の活動グループが復興区民組織として連携し、活動することを想定する。

### 第3項 災害復興支援組織

災害復興支援組織とは、地域協働復興支援に関する専門能力を有する者のうち、墨田区災害復興支援組織設置要綱に基づき登録を行った者等により構成される。

本組織においては、平常時は、本区の復興体制に関する検討、防災まちづくりへの支援及び復興に関する事前研究を行い、災害により重大な被害を受けた場合は、復興区民組織及び地域復興協議会に対する専門能力を活用した支援及び災害復興計画策定に関する提案を行う。

※ I-10：墨田区災害復興支援組織設置要綱（別冊 P24 参照）

## 第5章 地域力を生かした復興プロセス

### 第1節 復興市街地づくり

復興市街地づくりにおいては、区民の「暮らしの復興」に資するための住宅や工場、商店等の再建など、地域の特性を生かした活力のある災害に強い市街地の形成を目指し、従前の市街地特性、すなわち、都市基盤施設の整備状況と被害状況によって、連続復興、修復型復興、クリアランス復興等の復興市街地づくりを進める。

### 第2節 復興市街地づくりの手順

本区における復興市街地づくりは、次の手順で行う。

- 1 家屋被害概況調査
  - (1) 家屋被害概況調査の実施
  - (2) 家屋被害台帳の作成・公表
- 2 家屋被害状況調査
  - (1) 家屋被害状況調査の実施
  - (2) 家屋被害状況情報の公表
- 3 墨田区都市復興基本方針の策定・公表
- 4 第一次建築制限（建築基準法第84条）
  - (1) 建築制限区域の指定・告示
- 5 復興対象地区の指定・告示
- 6 墨田区都市復興基本計画（骨子案）の検討・策定・公表
- 7 第二次建築制限（被災市街地復興特別措置法第7条）
  - (1) 被災市街地復興推進地域（案）の作成と都市計画決定・告示
- 8 復興まちづくり計画等の策定・公表
- 9 墨田区都市復興基本計画の策定・公表
- 10 災害復興事業の推進

## 第6章 復興対策の財源確保

震災後においては、応急対策から復興対策に係る財政需要が増大することが予想される。特に、本格的な復興を迅速かつ円滑に実施するためには、災害発生後の早い時期から財源の確保に向けた取組が必要である。

このため、災害直後からできる限り早い時期に復興対策に係る財政需要の見込額を算定し、予算の執行方針を策定することとする。

また、区が単独で復興対策に係る財源を十分に確保することは困難であることから、国・都に対して現行制度・事業の特例措置の要望等を行い、財源の確保に努めることとする。

さらに、都において、国及び被災区市町村と協議の上、復興基金を設立することとしており、都等と緊密な連携を図りながら取り組むこととする。

## 索

---

### A

AED ..... 28,66

---

### B

BCP ..... 34,129,130,133,134,142,434

---

### D

DIS ..... 155,157,159,166,209,236

---

### J

J-ALERT ..... 123,159

---

### L

Lアラート ..... 159,412

---

### P

PTSD ..... 192

---

### あ

荒川浸水想定区域図 ..... 410

荒川水系 ..... 4,7,46,91,366,369,410

---

### い

遺体収容所 ..... 14,137,179,187,188,189,190,193

一時滞在施設 ..... 15,94,  
137,157,195,196,197,199,202,203,204,205,206,  
209,210,211,212,213,214,227

一時（いつとき）集合場所 ..... 24,212,217,  
218,219,220,228,232,233

医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場 93,138

医療救護所 ..... 16,29,147,173,175,177,178,

## 引

180,181,182,183,184,185,186,187,220

医療救護班 ..... 175,177,183,189,358,359

---

### う

雨量・気象情報 ..... 372

---

### え

液状化 ..... 4,5,8,10,45,46,47,60,79,82,94,97,  
226,227,434

駅前滞留者対策協議会 ..... 15,

38,195,197,202,203,213

エレベーター対策 ..... 57

---

### お

応急仮設住宅 ..... 17,  
137,267,288,289,290,291,304,305,357

応急危険度判定 .. 17,36,71,236,269,270,276,291

応急給水 ..... 13,18,109,  
246,247,249,250,254,255,310,321,360

応急給水槽 ..... 18,249,250,254

応急教育 ..... 13,18,76,267,268,269,273,286,423

大雨警報 ..... 387,404

オープンスペース ..... 103,105,129,130,131,  
136,137,138,153,212,283,377,438

屋外広告物 ..... 58,313

---

### か

外郭堤防 ..... 374

外国人支援対策 ..... 29, 39,439

外出者の行動ルール ..... 198

家具類の転倒防止 ..... 58

ガス施設 ..... 96, 97, 112, 114, 116,318,375,419

仮設トイレ ..... 18,113,218,230,  
233,269,271,280,310

|                                         |                  |
|-----------------------------------------|------------------|
| 河川改修 .....                              | 365              |
| 河川整備 .....                              | 18,46,91,365,366 |
| 学校危機管理マニュアル .....                       | 204,237          |
| 廃棄物処理 .....                             | 15,16,101,       |
| 267,268,269,273,282,284,301,418         |                  |
| 緩傾斜型堤防 .....                            | 369              |
| 感染症 .....                               | 8,16,133,        |
| 174,175,189,191,226,230,248,259,303,434 |                  |
| 観測情報 .....                              | 114,392          |

## き

|                                              |                                 |
|----------------------------------------------|---------------------------------|
| 義援金 .....                                    | 14,267,269,270,279,292,305,423  |
| 義援物資 .....                                   | 247,255,256                     |
| 危険物輸送車両 .....                                | 47,75                           |
| 気象情報 .....                                   | 114,115,165,                    |
| 371,372,378,386,389,392,394,403,404,420      |                                 |
| 帰宅困難者 .....                                  | 5,9,12,13,15,25,34,156,158,     |
| 160,195,196,197,198,199,200,202,203,204,205, |                                 |
| 207,209,210,211,213,214,215,235,252,318,346  |                                 |
| 帰宅支援対象道路 .....                               | 197,207,215                     |
| 救急告示医療機関 .....                               | 164,168,169,178                 |
| 救護所 .....                                    | 16,29,40,103,147,               |
| 168,173,175,177,178,180,181,182,183,184,185, |                                 |
| 186,187,220,236,240,358,407,413              |                                 |
| 救助物資 .....                                   | 13,19,20,31,165,257,309,311,358 |
| 給水拠点 .....                                   | 249, 254, 255,321,358,360       |
| 緊急医療救護所 .....                                | 16,29,173,                      |
| 175,177,180,182,183,184,185                  |                                 |
| 緊急交通路 .....                                  | 19,37,92,100,134,251,341        |
| 緊急地震速報 .....                                 | 85,155,157,159                  |
| 緊急消防援助隊 .....                                | 130,138,146,150,151             |
| 緊急通行車両 ..                                    | 18,100,144,193,247,251,257,341  |
| 緊急道路障害物除去路線 .....                            | 70,                             |
| 82,92,94,101,111,227                         |                                 |
| 緊急輸送道路 .                                     | 47,51,79,81,101,110,226,230,282 |

|                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 緊急輸送ネットワーク ..... | 81,92,93,377,398,418 |
|------------------|----------------------|

## く

|                                              |                    |
|----------------------------------------------|--------------------|
| 空洞調査 .....                                   | 82                 |
| 区災害対策本部 .....                                | 31,39,101,108,129, |
| 130,132,139,140,141,142,145,153,157,158,161, |                    |
| 173,180,182,210,211,213,235,237,238,257,264, |                    |
| 286,304,324,327,332,336,337,401,404,436,437  |                    |
| 区防災行政無線 .....                                | 157,               |
| 158,159,173,312,326,334,335                  |                    |
| 区民消防隊 .....                                  | 23,31,339          |

## け

|                                            |                                |
|--------------------------------------------|--------------------------------|
| 計画高水位 .....                                | 390,393                        |
| 激甚災害 .....                                 | 267,268,269,275,287,423        |
| 激甚法 .....                                  | 287                            |
| 下水道施設 .....                                | 18,                            |
| 80,81,94,109,110,119,310,367,375,419       |                                |
| 検案 137,174,175,179,183,187,188,189,190,409 |                                |
| 健康相談 .....                                 | 17,175,191,192,218,237,261,262 |
| 減災目標 .....                                 | 3,9,10                         |
| 検視 .....                                   | 18,                            |
| 130,137,144,174,175,179,187,189,190,409    |                                |

## こ

|                                               |                         |
|-----------------------------------------------|-------------------------|
| 高圧ガス施設 .....                                  | 318                     |
| 高圧ガス保管施設 .....                                | 62,74,175,179,193       |
| 広域火葬 .....                                    | 174                     |
| 広域避難 .....                                    | 371,410,411,412,413,416 |
| 洪水予報 .....                                    | 369,386,389,390,391,414 |
| 高層建築物 .....                                   | 25,47,52,53,54,56       |
| 交通規制 .....                                    | 18,36,37,69,70,         |
| 79,81,92,100,130,132,144,193,207,230,280,313, |                         |
| 315,316,320,342,343,406,421,426,428,429,432   |                         |

|                          |                              |
|--------------------------|------------------------------|
| 江東 5 区大規模水害対策協議会.....    | 416                          |
| 江東 5 区大規模水害避難等対応方針 ..... | 416                          |
| 江東デルタ地帯 .....            | 4,91,366                     |
| 江東内部河川 .....             | 7,18,91,366                  |
| 高齢者等避難 .....             | 162,231,232,412,413,414,418  |
| ごみ.....                  | 239, 267,268,269,272,281,418 |
| 個別避難計画 .....             | 24,219,221,224,235,249,252   |

## さ

|                                           |                 |
|-------------------------------------------|-----------------|
| 災害医療コーディネーター .....                        | 173,            |
| 174,175,176,177,180,181,182,183,184,185   |                 |
| 災害医療支援病院 .....                            | 178,181         |
| 災害援護資金 .....                              | 293,294,296     |
| 災害拠点病院 .....                              | 93,94,          |
| 108,118,138,173,175,177,178,181,183,184   |                 |
| 災害拠点連携病院 .....                            | 94,178,181,227  |
| 災害時帰宅支援ステーション .....                       | 196,            |
| 199,207,208,215                           |                 |
| 災害時支援ボランティア ..26,28,29,37,38,42,66,       |                 |
| 123,133,147,168,169,222,320,321,381       |                 |
| 災害弔慰金 .....                               | 14,293, 294,296 |
| 災害派遣 ..19,130,134,149,150,151,152,192,385 |                 |
| 災害復旧工事 .....                              | 119             |
| 災害復興 ..13,435,436,437,438,439,440,441,442 |                 |
| 災害ボランティアセンター .....                        | 23,36,39,42,242 |
| 災害薬事コーディネーター .....                        | 174,            |
| 175,176,184,185,186                       |                 |
| 災害薬事センター ..16,175,178,184,185,186,258     |                 |
| 災害用井戸 .....                               | 233,            |
| 239,245,246,247,249,255,260,269,280,281   |                 |
| 災害用伝言ダイヤル .....                           | 26,             |
| 34,170,197,198,201,205,331                |                 |
| 災害用トイレ 239,267,268,269,271,272,280,281    |                 |
| 在宅人工呼吸器使用者 .....                          | 175,178,192     |

## し

|                                                |                            |
|------------------------------------------------|----------------------------|
| 自衛消防組織 .....                                   | 56,59,318,339,363,364      |
| 自衛消防隊 .....                                    | 23,35,54,408,415           |
| 市街地再開発 .....                                   | 49,50                      |
| 事業継続計画 .....                                   | 34,129,133                 |
| 事業所防災計画 .....                                  | 21,22,23,34,35,62,         |
| 199,200,203,317,340,363                        |                            |
| 地震計ネットワーク .....                                | 145,146,167                |
| 止水板 .....                                      | 88, 89, 90                 |
| 指定拠点 .....                                     | 92, 93                     |
| 指定公共機関 .....                                   | 19,130,143,149,161,311     |
| 指定地方公共機関 .....                                 | 19,130,143,161,311         |
| 指定避難所 .....                                    | 24,79,101,129,130,158,173, |
| 217,218,226,227,236,245,250,269,414            |                            |
| し尿処理 .....                                     | 267,268,269,271,280,418    |
| 地盤高 .....                                      | 371                        |
| 住宅用火災警報器 .....                                 | 24,63,64                   |
| 集中豪雨 .....                                     | 365,367,381,387,401,410    |
| 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会 .....                        | 199,                       |
| 202,203,205                                    |                            |
| 消防救助機動部隊 .....                                 | 146,147,407                |
| 消防水利 .....                                     | 45,47,50,66,67,226         |
| 消防団 .....                                      | 9,21,22,23,                |
| 26,28,31,33,38,40,41,43,66,69,123,133,134,145, |                            |
| 146,147,161,162,168,169,222,235,321,325,326,   |                            |
| 328,334,336,338,339,381,383,398,407,408        |                            |
| 情報伝達体制 .....                                   | 122,262,263                |
| 初動医療体制 .....                                   | 173,174,176,181            |
| 白鬚東地区 .....                                    | 18,                        |
| 93,99,109,138,139,228,249,254,267,283          |                            |
| 浸水想定区域 .....                                   | 7,369,370,371,386,410      |
| 浸水対策 .....                                     | 86,90,365,371,372,386      |
| 浸水被害 .....                                     | 8,365,371,372,420,434      |



---

## す

水位観測所..... 390,393,394  
水害ハザードマップ.7,368,369,371,378,410,416  
水道施設 ..... 18,  
26,67,81,94,109,118,245,355,375,419  
水防活動 ..... 18,  
121,122,123,124,151,164,165,372,374,383,386,  
392,393,394,396,398,400,401,420  
水防管理者 ....232,372,396,397,398,400,401,402  
水防機関 .....393,394,396,402  
水防訓練 ..... 383,398  
水防計画 .....127,340,383,396,398,401,420  
水防警報 .....164,392,393,394,395,396  
水防情報 ..... 122,369,386  
水防組織 ..... 123,374  
水防法..... 7,  
69,231,232,370,383,386,396,397,398,413  
水防本部 ..... 389,392,396  
水門..... 18,76,121,  
310,340,369,389,390,392,393,394,412,414,420  
図上訓練 ..... 132, 383  
スタンドパイプ..... 30,40,45,64  
隅田川 .....4,7,85,88,258,366,387,388,389,393  
墨田区議会災害対策支援本部 ..... 142  
墨田区地域防災基本条例 .....11  
墨田区要配慮者避難支援プラン217,221,223,235

---

## そ

総合防災訓練 ..... 21,  
23,27,29,130,132,320,323,382,415

---

## た

ターミナル駅 .....53,196,203,226  
大規模救出救助活動拠点 ..... 93,129,138

大規模地下街.....365  
大規模地下空間 .....371  
耐震改修 ..... 34,51,55,58,200,203  
耐震改修促進計画..... 51  
耐震改修促進助成..... 51  
耐震診断 ..... 34,55,56,58,200,203  
耐震継手 ..... 79,81,94,226,227  
太陽光発電照明灯 .....227  
高潮対策 ..... 18,121,365,369

---

## ち

地域危険度測定調査 ..... 65  
地域内輸送拠点 ..... 92,  
93,245,246,247,251,252,254,256,258  
地域防災活動拠点会議..... 23,31,218,238,441  
地下街..... 47,52,53,  
96,339,352,364,365,368,369,370,371,372,386  
地下街管理者 ..... 368  
地下空間 ..... 52,368  
地下空間管理者 ..... 368  
地区防災計画.....2,31,379  
治水事業 ..... 4,365  
治水対策 ..... 365  
中学生自主防災組織 ..... 23,31,40  
沖積層..... 4  
長周期地震動..... 26,47,58,60,200,203

---

## つ

通信施設 ..... 81,84,97,119,164,314,419  
津波対策 ..... 121,122,132,373,374  
津波予報 ..... 125

---

## て

鉄道施設 ..19,81,82,85,102,118,311,376,420,422

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 電気施設 ..... | 88,95,110,354,375,419 |
| 天井.....    | 89, 226,295           |

---

## と

|                       |                                                                                 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 東京 DMAT.....          | 145,147,177,182,407,428,429                                                     |
| 東京都帰宅困難者対策条例.....     | 12, 34,195,196,197,198,199,204,235                                              |
| 東京都建築安全条例.....        | 50                                                                              |
| 東京都災害ボランティアセンター ..... | 36,42                                                                           |
| 東京都震災対策条例.....        | 11, 25,62,67,68,136,230,317                                                     |
| 動物救護 .....            | 175,178,218,229,240,241,243,409                                                 |
| 道路冠水 .....            | 82,376,404                                                                      |
| 特定緊急輸送道路 .....        | 51                                                                              |
| 毒物・劇物取扱施設.....        | 47,62,73,74                                                                     |
| 特別警報 .....            | 387,404,418                                                                     |
| 特別財政援助 .....          | 287                                                                             |
| 都災害情報システム.....        | 157,159,166,236                                                                 |
| 都災害対策本部.....          | 39,71,108,148,149,152,153, 161,180,185,193,210,211,213,242,255,257,264, 277,279 |
| 都市型水害 .....           | 7,372                                                                           |
| 都市公園 .....            | 136                                                                             |
| 都市復興基本計画 .....        | 442                                                                             |
| 都市復興基本方針 .....        | 48,442                                                                          |
| 土のうステーション.....        | 372,373                                                                         |
| 都防災行政無線.....          | 155,158,161,166,236,313, 326,334                                                |
| 都民防災教育センター .....      | 26,63,381,382                                                                   |
| トリアージ .....           | 29,147,177,183                                                                  |

---

## な

|             |               |
|-------------|---------------|
| 内水排除 .....  | 47,76,366,420 |
| 内水氾濫 .....  | 7,127         |
| 南海トラフ ..... | 5             |

---

## に

|             |     |
|-------------|-----|
| 日赤奉仕団 ..... | 259 |
|-------------|-----|

---

## は

|            |             |
|------------|-------------|
| 排水場.....   | 127         |
| 配備職員 ..... | 141,327,332 |

---

## ひ

|                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被害想定 .. 1,3,4,5,6,8,9,10,21,45,79,94,121,129, 155,173,195,198,217,245,248,252,267,282,430 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 被災者生活再建支援金.....                                                                           | 14,294                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 非常配備態勢.....                                                                               | 102,116,130,139, 140,141,142,145,146,327,328,332,358,374,401                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 備蓄倉庫 .....                                                                                | 21, 52,53,92,93,245,246,247,248,250,251,358,398                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 避難行動 .....                                                                                | 15,16,17,24,28,30,40,218,219,220, 221,222,223,224,225,231,233,235,362,371,415                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 避難行動要支援者 .....                                                                            | 15,16,17,28,30, 218,222,223,225,231,233,362                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 避難行動要支援者名簿.....                                                                           | 24, 40,219,220,221,224,235                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 避難指示 .....                                                                                | 13,41,74,159,162, 164,168,169,218,219,220,231,232,233,262,264, 265,368,381,386,410,411,412,413,414,426                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 避難所.....                                                                                  | 8,15,16,17,18,20,23,24,25,27, 29,36,39,40,42,52,71,73,74,75,79,94,98,101,111, 119,129,130,157,158,159,160,165,169,173,175, 177,178,182,183,184,185,186,191,192,195,217, 218,219,220,223,225,226,227,229,230,235,236, 237,238,239,240,242,243,245,247,248,250,251, 252,253,254,255,256,260,264,265,268,269,271, 280,289,291,305,357,378,382,410,413,414,415, 417,426,427,429,434 |
| 避難所医療救護所.....                                                                             | 177,182,183,184,185                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

避難所運営マニュアル.....217,218,229,230,238  
避難道路 ..... 41,86,146,164,  
207,226,227,233,313,315,343,413  
避難場所 ..... 15,24,25,41,68,72,86,104,108,136,  
137,146,169,217,218,219,220,226,227,228,231,  
232,233,234,280,289,368,369,410,411,413,416  
避難誘導 ..... 15,17,18,  
19,20,23,24,29,31,40,41,52,53,73,74,75,81,84,  
104,105,122,126,130,132,144,159,168,217,218,  
221,224,231,232,233,234,235,262,264,265,357,  
371,372,402,405,410,412,413,415,416,426,429  
避難路 ..... 49,58,101,110,413

---

## ふ

福祉避難所 ..... 16,183,  
217,218,223,225,226,227,235,236,414,415,417  
復旧活動拠点 ..... 79,99,129  
復興本部 ..... 13,436,437,438,440  
復興まちづくり計画..... 439,442  
不燃化特区..... 46,47,50  
不燃化率 ..... 45,47,50,51  
文化財施設 ..... 47,59,72,77

---

## へ

ヘリサイン ..... 129,130,138

---

## ほ

防疫活動 ..... 20,191  
防火地域 ..... 55  
防災運動 ..... 59, 381  
防災教育 ..... 13,22,25,  
26,27,28,31,33,63,64,113,316,317,351,381,382  
防災行政無線 ..... 121,123,125,126,155,  
156,157,158,159,161,162,164,166,173,180,212,

222,236,312,313,326,335,368,412,426,431  
防災センター ..... 53,54,92,131,158,159,382  
防災の日 ..... 25,27,317,320  
防災船着場 ..... 79,81,108,398,418  
防災ボランティア ..... 36,382  
放射線等使用施設 ..... 62,75,262,263,264  
放送要請 ..... 149,157,162,164,168,169  
保健衛生 ..... 13,16,17,18,  
139,165,173,178,191,269,303,309,436  
ポンプ所 ..... 94,95,109,110,119,322,366,367  
本部連絡員 ..... 322

---

## ま

マイコンメーター ..... 27,97,114  
満潮 ..... 121,367  
マンホールトイレ ..... 255,268,269,271

---

## み

水再生センター .94,95,109,110,119,271,280,367

---

## め

メンタルヘルスケア ..... 17,192,303

---

## も

木造住宅密集地域..... 45,46,50,67

---

## ゆ

輸送拠点 ..... 92,  
93,245,246,247,251,252,254,256,258

---

## よ

要配慮者 ..... 1,9,16,17,22,26,27,

28,31,40,64,139,164,168,169,178,182,183,198,  
203,205,210,212,214,217,218,219,220,221,222,  
223,224,225,226,227,229,230,231,233,235,236,  
237,245,246,248,252,253,259,263,271,303,363,  
368,369,370,378,382,410,413,414,415,435  
要配慮者サポート隊.....31,40,217,223,225,235

---

## ら

ライフライン施設 .....81,94,109,118,375,419  
ライフライン復旧活動拠点 ..... 79,99

---

## り

罹災証明 ..14,267,269,270,278,288,296,298,423  
流域対策 ..... 365  
臨時非常配備 ..... 129,142,327  
臨時離着陸場 .....92,108,109,398,418

令和6年3月

## 墨田区地域防災計画（令和5年度修正）[本冊]

編集発行      墨 田 区 防 災 会 議

【事務局】墨田区都市計画部危機管理担当 防災課  
〒130-8640  
東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号  
電話 03（5608）6206







ひと、つながる。  
墨田区

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

